



部 律 論

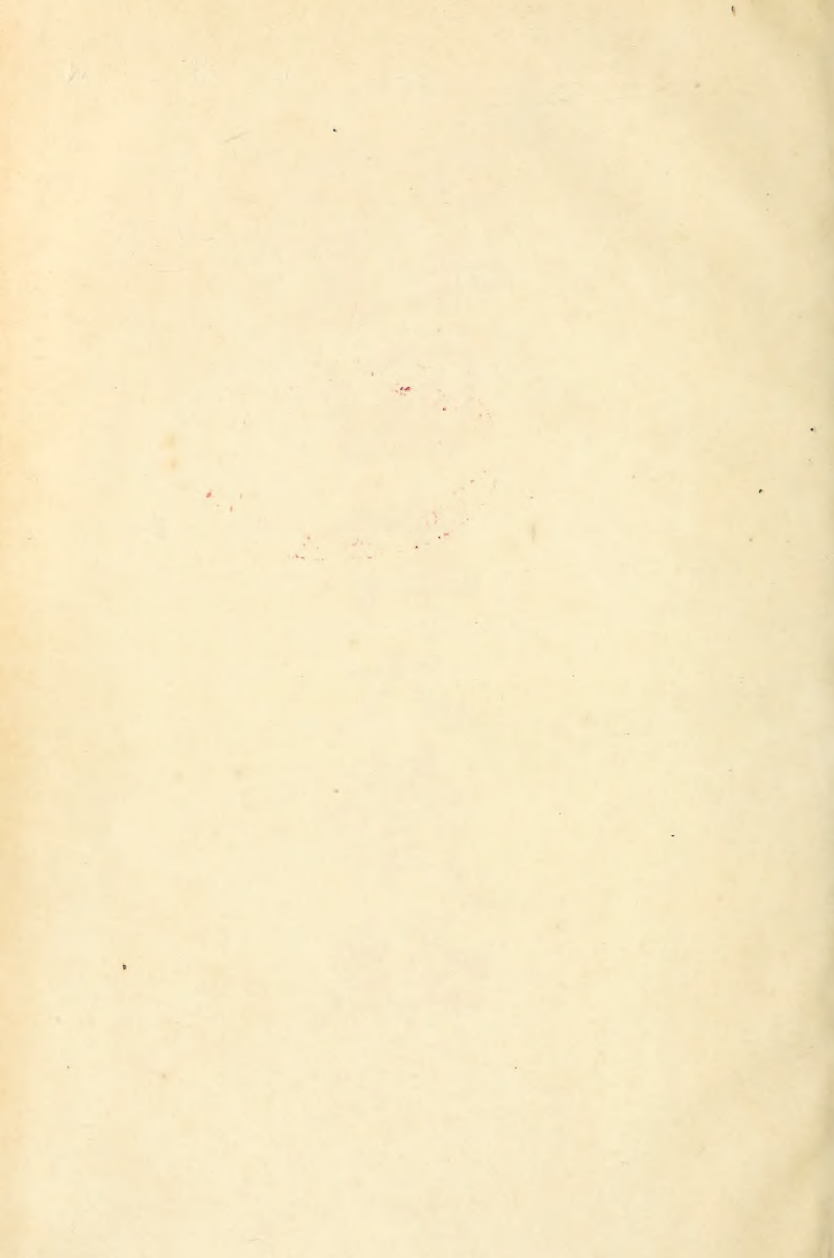
卷 一 第

BL Tripitaka. Japanese. 1929
1411 Showa shinshu kokuyaku
T8J3 Daizokyo
1929
v.13

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY



性真
味真
國籍
大業
錄

昭和新
和黨

國譯大藏經



BL
1411
T8J3
1929
V. 13

昭和
新纂 國譯大藏經 論律部 第一卷

阿毘達磨俱舍論第一 目次

分別界品第一之一	卷 第 一	一
分別界品第一之二	卷 第 二	三
分別根品第二之一	卷 第 三	八
分別根品第二之二	卷 第 四	一六
分別根品第二之三	卷 第 五	一五

卷 第 六

分別根品第二之四……………一九四

卷 第 七

分別根品第二之五……………二三四

卷 第 八

分別世品第三之一……………二六〇

卷 第 九

分別世品第三之二……………二九〇

卷 第 十

分別世品第三之三……………三三七

卷 第 十 一

分別世品第三之四……………三六一

卷 第 十 二

分別世品第三之五……………三九二

卷 第 十 三

分別業品第四之一……………四三

卷第十四

分別業品第四之二……………四五三

卷第十五

分別業品第四之三……………四八六

卷第十六

分別業品第四之四……………五二〇

卷第十七

分別業品第四之五……………五五一

第一卷 第一回

第二回

第三回

第四回

第五回

第六回

第七回

第八回

第九回

第十回

第十一回

第十二回

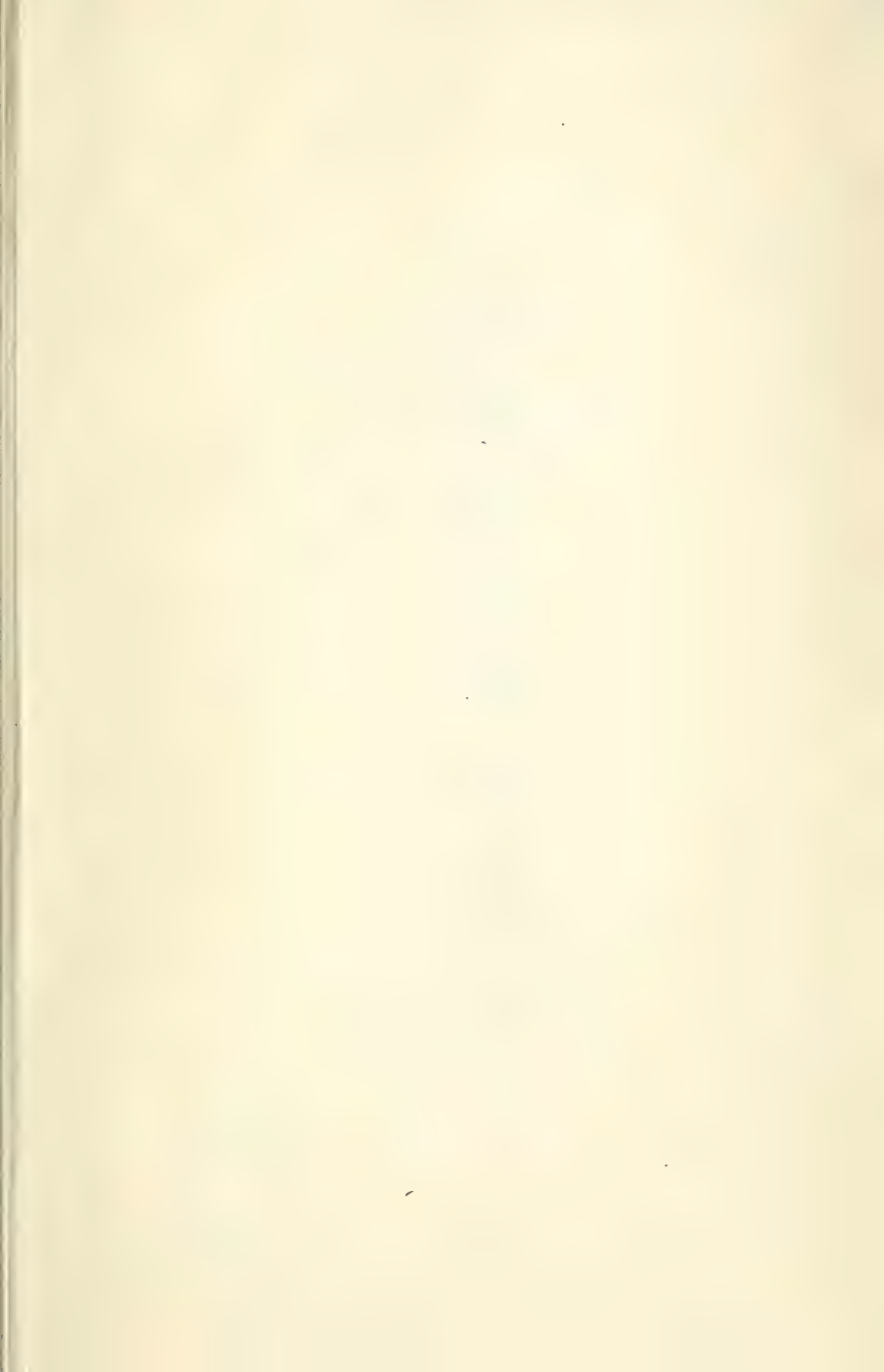
第十三回

第十四回

第十五回

阿毘達磨俱舍論 第一

論律部
第一卷



【本論】三十卷は小乘佛敎の論部に屬し、俱舍宗の根本聖典である。世親が説一切有部の講聖典たる婆娑論を講じて之を六百七例に纏め、更に長行を附して之が解としたのが本論である。

【一】此四頌は本論説述編輯の意圖を表示して、教主釋迦牟尼を敬禮し其敎示に順應すること頌す。古來此頌を序説と言ひ中前三句を歸敬序と云ふ。以下本論は頌文に對して長行(散文)を以て解釋する構造なり。

【無知】染汙、不染汙の二あり。前者は無明の義。後者は智慧劣等なるを云ふ。

阿毘達磨俱舍論 卷第一

尊者世親造
三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別界品第一之一

(一) 諸の一切種と諸の冥とを滅し、衆生を抜いて生死の泥を出でしむ

是の如き如理の師を敬禮して、對法藏論を我當に説くべし

論じて曰はく、今論を造らんと欲するは、自師の其體尊高にして、諸の聖衆に超ゆるを顯さんが爲の故なり。先づ徳を讃じて敬禮を申ぶ。

「諸」の言の所表は、謂く、佛世尊なり。此は能く闇を破するが故に、冥を滅すと稱す。

「一切種と諸」との冥を滅す」と言ふは、諸の境と一切品との冥を滅するを謂ふなり。

諸の無知は、能く實義を覆ひ、及び眞見を障ふるを以ての故に、説いて冥と爲す。唯佛

世尊のみ永く對治するを得て、一切境と一切種との冥に於て、不生の法を證するが故に、

稱して滅と爲す。

聲聞と賢聖とは、諸冥を滅すと雖も、染無知のみ畢竟して斷するを以ての故に、一切種

【佛法と極遠】佛
法とは佛身中の十
法又は佛の所知法
を言ひ、極遠時は
八萬劫の外の時、
極遠處は三千大千
世界の外の處を言
ふ。

には非ず。

所以は何ん。

佛法と極遠の時と處と、及び諸の義類の無邊の差別に於て、不染無知の猶未だ斷ぜざ
るに由るが故に。

已に、世尊の自利の徳の満ちたるを讀す。次に當に、佛の利他の徳の圓かなるを讀すべ
し。

「衆生を抜いて生死の泥を出でしむ」とは、彼生死は是れ諸の衆生の沈溺する處なるに由
るが故に、出でんことの難きが故に、所以に泥に墮ふ。

衆生は、中に於て淪没して、救ふもの無し。世尊、哀愍し、隨ひて所應の正法の教手を
授け、拔濟して出でしむ。

已に佛の徳を讀す。次に敬禮を申べん。

「是の如き如理の師を敬禮す」とは、稽首して足を接するが故に、敬禮と稱し、有ゆる、
前の自他利の徳を具するが故に、「是の如き」と言ひ、如實無倒に教授助するを如理の師
と名く。

如理の師と言ふは、利他の徳を顯す。能く方便もて、如理の正教を説き、生死の泥より
衆生を抜いて出でしむればなり。威力と願と神通とに由るにあらず。

如理の師を禮して、何の所作をか欲する。對法藏論を、我當に説くべし」といふ。

【淨慧と隨行等】此二句を以て、滯法に入るべき無漏の至上慧、此至上慧を生ずる有漏の修得、生得等（先天、後天的）の智慧、及び此等を能く生ずべき正教（佛法）を傳ふる教としての論を言ふ。【有漏の修慧】煩惱性を斷滅せざる中、修行によりて得る智慧。

學徒を教誡するが故に、稱して論と爲す。其論とは何ん。謂く、對法藏なり。何をか對法と謂ふ。

頌に曰はく、

淨慧と隨行とを對法と名く、及び能く此を得る諸の慧と論となり

論じて曰はく、慧とは擇法を謂ひ、淨とは無漏を謂ふ。淨慧の眷屬を、名けて隨行といふ。

是の如く、總じて無漏の五蘊を説いて、名けて對法と爲す。

此れ則ち勝義の阿毘達磨なり。

若し世俗の阿毘達磨を説かば、即ち能く此を得べき諸の慧と及び論となり。

慧とは、謂く、此を得る有漏の修慧と思と聞と生得との慧と、及び隨行となり。

論とは、謂く、傳へて無漏の慧を生ずる教なり。

此諸の慧と論とは、是れ彼資糧なるが故に、亦阿毘達磨と名くることを得。

此名を釋すれば能く自相を持するが故に、名けて法と爲す。若し勝義の法ならば唯是涅槃なれども、若し法相の法ならば四聖諦に通ず。

此は能く對向し、或は能く對觀するが故に、對法と稱す。

已に對法を釋せり。

何が故に、此論を對法藏と名くるや。

【彼勝義云云】此
頌は本論構成の要
素たる發智論、婆
沙論、六足論等に
依て資を得たるが
故に對法藏の名あ
る所以を明す。

【若し擇法を云云】
此頌は對法の因由
及び本論を説く所
以を明す。有情は
煩惱の障に依て生
死の泥海より脱す
るを得ず。これよ
り脱出せんには擇
法の無漏智により
て斷惑の外なし。
故に釋迦佛は之が
爲に對法を説けり
と婆沙等の諸論師
は言ふ。
【迦多衍尼子】
(Kātyāyana)
發智論の作者。

頌に曰はく、

彼勝義を攝すと彼に依るとの故に、此に對法俱舍の名を立つ

論じて曰はく、彼對法論の中の勝義は、此に入れて攝するに由るが故に、此に藏の名を

得るなり。

或は此は彼に依り、彼より引生し、是は彼の藏する所なるが故に、亦藏と名く。

是故に、此論を對法藏と名く。

何に因りて彼阿毘達磨を説く。

誰か復先に阿毘達磨を説き、而して今論を造りて、恭敬して解釋するや。

頌に曰はく、

若し擇法を離れては定んで餘の、能く諸惑を滅する勝方便無し

惑に由りて世間は有海に漂ふ、此に因りて佛對法を説けりと傳ふ

論じて曰はく、若し擇法を離れては、勝方便の能く諸惑を滅すべきもの無し。

諸惑は能く世間を生死の大海に輪轉せしむ。

此に因りて、佛彼對法を説くと傳ふ。世間をして、擇法を得しめんと欲するが故に。

對法を説くことを離れては、弟子は諸の法相に於て、如理に揀擇する能はず。

然るに佛世尊、處處に阿毘達磨を散説したるを、大徳、迦多衍尼子等の諸大聲聞、結集

安置す。

【法救】(Dharmapala) 佛漢後三百年に出世せる論師

【歸托南】(Tribhanga) 無問自說と譯す。佛が感興に乗じて説ける教にして、頌贊をなしし

救等が分類編輯したる法集要頌經是なり。

【二】以下正宗分即ち本論にして此卷より第二卷まで

分別界品を明す。第一に萬有分類の根本を説く。

【有漏と無漏云々】この頌は總綱を表して有漏無漏の二分法によりて萬有を分類該攝す。

【三】初に有漏法を明す。

猶し大徳法救が集むる所の無常品等の、歸托南の頌の如し。
毘婆沙師の傳説するところ此の如し。

何の法を名けて、彼の所簡擇と爲し、此に因りて佛の對法を説けるを傳ふるや。
頌に曰はく、

有漏と無漏との法なり、道を除いて餘の有爲は

彼に於て漏隨増す、故に説いて有漏と名く

無漏は謂く道諦と、及び三種の無爲となり

謂く虚空と二滅となり、此中空は無礙なり

擇滅は謂く離繫なり、繫の事に隨ひて各別なり

畢竟して當生を礙ふるに、別に非擇滅を得す

論じて曰はく、一切の法を説くに、略して二種有り。謂く、有漏と無漏となり。

有漏の法は云何。

謂く、道諦を除ける餘の有爲法なり。

所以は何ん。

諸漏、中に於て等しく隨増するが故なり、滅道諦を緣するも、諸漏は生ずと雖も、而も

【四】次に無漏法を明す。

【五】次に三無爲を明す。

【虚空は無礙等】虚空は無礙を説く。空間に相當する實在にして生滅變化せざるが故に無爲と言はれ、有部宗にては無礙なる特性に重點を加ふ。【擇は】無漏の智慧を以て四諦を各別に擇擇して煩惱を斷す。

隨増せざるが故に有漏に非ず。隨増せざる義は、隨眠品の中に自ら當に顯説すべし。

已に有漏を辯せり。無漏は云何。

謂く、道聖諦及び三無爲なり。

何等をか三と爲す。虚空と二滅となり。

二滅とは何ぞ。擇と非擇との滅なり。

此虚空等の三種の無爲と及び道聖諦とを無漏法と名く。

所以は何ん。

諸漏、中に於て隨増せざるが故なり。

(五) 略して説ける所の三無爲の中に於て、虚空は但無礙を以て性と爲す。無障なるに由るが故に、色は中に於て行ず。

擇滅は即ち離繫を以て性と爲す。

諸の有漏法の、繫縛を遠離して證得せる解脱を、名けて擇滅と爲す。

擇は、謂く、簡擇なり。即ち慧の差別なり。

各別に四聖諦を簡擇するが故なり。擇力所得の滅を、名けて擇滅と爲す。牛に駕する所の車を、名けて牛車と曰ふが如し。中の言を略し去るが故に、是説を作すなり。

【見苦所斷の煩惱】見惑とも言ひ、理に迷ふ智的惑なり之に對して修惑と云ふは事に迷ふ情的惑なり、是を見修二惑と言ひ、所斷の方途に依りて此名目を立つ。

【永く當生を】以下非擇滅を釋す。非擇滅とは萬有の生在は因縁和合に依つて可能なるが故に和合せざれば畢竟して未來世に住す、是は非擇滅なる無爲の一法、爾として存するに依ると言ふ。【前に異なれば】前とは擇滅を指す擇滅と非擇滅との異は前者は擇力、後者は因縁に由りて得し、前者は其

一切有漏の法は同一擇滅なりや。爾らず。云何。

繫の事に隨つて別なり。謂く、繫の事の量に隨つて、離繫の事も亦爾り。若し爾らざれば、見苦所斷の煩惱の滅を證する時に於て、應に一切所斷の諸の煩惱の滅をも證すべし。若し是の如くならば、餘の對治を修することは則ち無用と爲らん。

何の義に依りて、滅に同類無しと説く。

滅には、自に同類因無き義と、亦他の與にもならざるに依るが故に是説を作す。同類無きには非ず。

已に擇滅を説けり。

永く當生を礙へて非擇滅を得ず、謂く、能く永く未來法の生ずるを礙へ、滅を得ずること前に異なれば、非擇滅と名く。

得ずることは擇に因らず。但闕縁に由る。眼と意と一色に専らなる時、餘の色聲香味觸等は謝し、彼境界を緣すべき五識身等は、未來世に住し、畢竟して生ぜざるなり。是れ彼過去の境を緣すること能はざるに由るが如し。

緣具はらざるが故に、非擇滅を得ずるなり。

法の滅を得ずるに於て、應に四句を作るべし。

或は諸法に於て、唯擇滅を得ずるあり。謂く、諸の有漏の過と現と生との法なり。

性善なれど後者は無記性（善惡の中問）
【四句】眼識を指す俱、非の詞句を以て分別す。
【六】次に有爲法を明す。

【品類足論】六是論の一にして本論編成の資糧の一。

或は諸法に於て、唯非擇滅を得するあり。謂く、不生の法の無漏の有爲なり。
或は諸法に於て、俱に二滅を得するあり。謂く、彼不生なる諸の有漏法なり。
或は諸法に於て、二滅を得せざるあり。謂く、諸の無漏の過と現と生との法なり。

(六) 是の如く、已に三種の無爲を説けり。

前に道を除いて餘の有爲法を、是れ有漏と名くと説けり。何をか有爲と謂ふ、頌に曰はく、

又諸の有爲法は、謂く色等の五蘊なり

亦是世路と言依と、有難と有事と等といふ

論じて曰はく、「色等の五蘊」とは、謂く、初の色蘊より乃至識蘊なり。

是の如き五法は具に有爲を攝す。衆縁の、聚集して共に作す所なるが故に。

少法として一縁所生のもの有ること無し。

是も彼の類なるが故に、未來も妨無し。乳の如く着の如し。

此有爲法は亦世路と名く、已行と正行と當行との性なるが故に。或は無常の爲に吞食

せらるるが故に。

或は言依と名く。言とは、謂く、語言なり。此所依は即ち名と俱なる義あり。

是の如き言依は、具に一切有爲の諸法を攝す。若し爾らずんば、應に品類足論の所説に

【七】次に有漏の異名を明す。

【有漏を取蘊】此頌は有爲法中の有漏たる取蘊を釋す一段。
【世間】可壞の義にして、可壞せらるべき亦對治せらるべき運命にあるを以て取蘊(有漏)を世間と言ふ。
【見處】有漏法中の見は眠(煩惱の異名)を隨増するが故に此名あり。

違すべし。彼に説くらく、「言依は十八界に攝す」と。

或は有離とも名く。離とは、謂く、永離にして、則ち是れ涅槃なり。一切有爲は、彼離を有するが故に。

或は有事とも名く。因有るを以ての故に。事とは是れ因の義なり。

毘婆沙師の傳説するところ、此の如し。

是の如き等の類は、是れ有爲法の差別の衆名なり。

(七) 此に説く所の有爲法の中に於て、

頌に曰はく、

有漏を取蘊と名く、亦説いて有諍と爲す

及び苦と集と世間と、見處と三有と等ともなす

論じて曰はく、此れ何の所立ぞや。謂く、取蘊を立つ。

亦名けて蘊と爲すも、或は唯蘊にして取蘊に非ざる有り。謂く、無漏の行なり。

煩惱を取と名く。蘊は、取より生ずるが故に、取蘊と名く。草糠火の如し。

或は蘊は取に屬するが故に、取蘊と名く。帝王の臣の如し。

或は蘊は取を生ずるが故に。取蘊と名く。花果樹の如し。

此有漏法を、亦有諍と名く。

煩惱を諍と名く。善品を觸動するが故に、自他を損害するが故に、諍を隨増するが故に、
名けて有諍と爲す。猶し有漏の如し。

亦名けて苦と爲す。聖心に違するが故に。

亦名けて集と爲す。能く苦を招くが故に。

亦世間と名く。毀壞すべきが故に。有對治の故に。

亦見處と名く。見其中に住して眠を隨増するが故に。

亦三有と名く。有の因、有の依にして、三有に攝するが故に。

是の如き等の類は、是れ有漏法の、義に隨つての別名なり。

【八】 第二に五蘊を明す。初に色蘊

(八かみ)

上に言ふ所の如きは、色等の五蘊を有爲法と名く。

色蘊とは何ん。

頌に曰はく、

色とは唯五根と、五境と及び無表となり

論じて曰はく、五根と言ふは、謂ゆる眼、耳、鼻、舌、身根なり。

五境と言ふは、即ち是れ眼等の五根の境界にして、謂ゆる色、聲、香、味、觸なり。

及び無表とは、謂く、無表色なり。

唯此量に依りて、色蘊の名を立つ。

【無表色】 (Avijñāna) 受戒等の宗教行儀等を修

して得たる精神的
効用に於て、無意
識的習慣となりて
我等の行爲を規定
す。
【九】次に五根を
明す。

（しこうな）
此中、先づ應に五根の相を説くべし。

頌に曰はく、

彼識の依なる淨色を、眼等の五根と名く

論じて曰はく、「彼」とは、謂く、前に説ける色等の五境なり。

識とは、即ち色聲香味觸の識なり。

彼識の所依なる五種の淨色は、其次第の如く、應に知るべし、即ち是れ眼等の五根あり。

世尊の説くが如し。苾芻、當に知るべし、眼は謂く、内處の四大所造の淨色を性と爲す。

是の如く廣く説けり。

或は、復「彼」とは、謂く、前に説く所の眼等の五根にして、識とは、即ち眼耳鼻舌身

の識なり。彼識の所依なる五種の淨色を、眼等の根と名く。是れ眼等の識の所依止の義な

り。

是の如きは便ち品類足論に順ふ。

彼論に説くが如し。

云何が眼根なる。眼識所依の淨色を性と爲す。

是の如く廣く説けり。

【二】次に五境を明す。

【色に二有り】以下此頌は色境を釋す。顯色形色と言ひ、顯(色彩)と形(形狀)を包含す

已に五根を説けり。次に五境を説かん。
頌に曰はく、

色に二あり、或は二十なり、聲は唯八種有り

味は六、香は四種、觸は十一を性と爲す

論じて曰はく、「色に二あり」と言ふは、一には顯、二には形なり。

顯色に四有り。青、黃、赤、白なり。

餘の顯は、是れ此四色の差別なり。

形色に八有り。謂く、長を初と爲し、不正を後と爲す。

「或は二十あり」とは、即ち此色處を、復二十とも説くなり。謂く、青、黃、赤、白、長、

短、方、圓、高、下、正、不正、雲、煙、塵、霧、影、光、明、闇なり。

有餘師、説かく「空は一の顯色にして第二十一なり」と。

此中、正とは、謂く、形の平等なるなり。

形の平等ならざるを、名けて不正と爲す。

地より水氣の騰る、之を説いて霧と爲し、日焰を光と名け、月星、火、藥、寶、珠、電等の諸焰

を明と名け、光明を障へて生じて、中に於て餘色の見るべきを影と名け、此に翻するを

闇と爲す。

餘の色は了じ易きが故に、今は釋せず。

【事】(Dharmas) 極微即ち萬有組織の根本的原子(本論の物理説)を意味す。

【有執受】以下聲の八種を説く。所發の因に約して二分し、有執受とは知覺所有者の身より發し、無執受とは其反對にして山川等の如きに發する聲なり。亦聲の用に約して表證の意義ある有情名となし、是の四を聞者(可意)にて不快(可意)に分類するなり。

或は、色處に顯有りて形無き有り。謂く、青、黃、赤、白、影、光、明、闇なり。
或は、色處に、形有りて顯無き有り。謂く、長等の一分の身表業の性なり。
或は、色處に顯有り形有る有り。謂く、所餘の色なり。
有餘師、説かく、「唯光明の色のみ、顯有りて形無し。現に世間を見るに、青等の色處も、長等有るが故に」と

如何が一の事に具に顯形有る。
此一事の中に於ては、俱に可知なることあるに由るが故に。此中に形有りとは、是れ有智の義にして、有境の義には非ず。

若し爾らば、身表中にも亦應に顯智有るべし。

じに色處を説けり。當に聲處を説くべし。

聲は唯八種あり。謂く、有執受、或は無執受大種を因と爲すと、及び有情名、非有情名の差別とを四と爲し、此に復可意及び不可意を差別して八を成す。

執受の大種を因と爲すの聲とは、謂く、言手等の所發の音聲なり。

風林河等の所發の音聲を無執受大種を因と爲すと名く。

有情名の聲とは、謂く、語表業なり。

餘の聲は、則ち是れ非有情名なり。

有は説かく、「有聲は通じて有執受及び無執受の大種を因と爲す。手と杖等と、合して生

【二の】 内外二種の意。

【香に四種】 快不快に依りて好惡の二に分ち、身を滋すと否とに依りて等、不等と分つ。

【諸佛の出現】 此頌は因に果の名を附する例として引けるものにして特殊の意義なし。

する所の聲の如し」と。

一の聲色の類は、二の四大の造るところと許さざるが如く、聲も亦應に爾るべし。

已に、聲處を説けり。當に味處を説くべし。味に六種有り。甘、醋、鹹、辛、苦、淡の別なるが故に。

已に味處を説けり。當に香處を説くべし。

香に四種有り。好香、惡香、等香、不等香の差別有るが故に。

本論の中に説かく、香に三種有り。好香、惡香及び平等香なり一と。

已に香處を説けり。當に觸處を説くべし。

觸に十一有り。謂く、四大種、滑性、澀性、重性、輕性、及び冷、飢渴なり。

此中、大種は、後に當に廣く説くべし。

柔軟を滑と名け、羸強なるを澀と爲し、

稱るべきを重と名け、此に濡するを輕と爲す。

煖欲を冷と名け、食欲を飢と名け、飲欲を渴と名く。

此三因に於て果の名を立つるが故に、是の如きの語を作すなり。

有頌に言ふが如し。

諸佛の出現するは樂なり、正法を演説するも樂なり

僧衆の和合するも樂なり、同く修して勇進するも樂なり

【有る餘師等】五
識の認識作用の中
身識に就ての異說
を出す今は認識作
用の極限を一乃至
五、即ち摩濕煖動
の四大と滑滑冷の
一を加ふ五となし
次は十一の觸を緣
ずると言ふ二説を
出す。

色界の中に於ては、飢渴の觸無きも、所餘の觸は有り。

彼界にては、衣服は別には稱るべからざれども、聚むれば則ち稱るべし。

冷煖は、彼に於ては能く損すること無しと雖も、而も能く益することは有り。

傳説すること此の如し。

此中、已に多種の色處を説けり。

有時には、眼識は一の事を緣じて生ず。謂く、爾時に於ては各別に了別す。

有時には、眼識は多くの事を緣じて生ず。謂く、爾時に於ては、別に了別せず。遠く軍

衆、山林、無量の顯形、珠寶の聚等を觀察するが如し。

應に知るべし、耳等の諸識も亦爾なり。

有餘師、説かく、「身識の極多なるは、五觸を緣じて起る。謂く、四大種と滑性等の隨一

となり」と。

有が説かく、「極多ならば總じて一切十一の觸を緣じて起る」と。

若し爾らば、五識は總じて境を緣するが故に、應に五識身は共相の境を取りて自相の境

に非ざるべし。

處の自相に約して、五識身は自相の境を取ると許す。事の自相に非ず。斯に何の失か有

らん。

今應に思擇すべし。身舌二根に兩境俱に至るときは、何の識か先に起るや。

【二】次に無表を明す。

【亂心と無心】以下此頌は無表色を行ずる四位、即ち亂心、無心、不亂心、有心にして、別解脱の無表は四位に通じて轉じ、定生の無表は有心の無表は亂心、不亂心の兩位によりて轉ず。而て此の無表は善惡の別あれども其體は四大種萬有構成の四素より成ること大を述ぶ。

境の強盛なるに隨ひて、彼識先に生ず。境若し均平ならば、吾識先に起る。食飲、身を引きて相續せしむるが故に。

已に根境及び取境の相を説けり。

無表色の相を今次に當に説くべし。

頌に曰はく、

亂心と無心等とに、隨流して淨と不淨となり

大種所造の性なり、此に由りて無表と説く

論じて曰はく、「亂心」とは、謂く、此餘の心なり。

「無心」とは、謂く、無想及び滅盡定に入れるなり。

「等」の言は亂心と有心とを顯す。

相似の相續を、説いて「隨流」と名け、善と不善とを「淨と不淨」と名く。

諸の相似相續を簡ばんが爲に、是故に、復「大種所造」と言ふ。

毘婆沙に説かく、「造は是れ因の義」と。謂く、生等の五種の因と作るが故に。名を立つ

る因を顯さんが故に、「此に由りて」と言ふ。

無表は色業を以て性と爲すこと、有表業の如しと雖も、而も表示して他をして了解せし

むるに非ず。故に無表と名く。

【二】次に四大種を明す。

「説く」とは、此は是れ師宗の言なるを顯す。略して説かば、表業と及び定との所生なる善不善の色を、名けて無表と爲す。

二二に無表は、大種の所造なりと言ふ。

大種とは云何。

頌に曰はく、

大種は謂く四界なり、即ち地水火風なり

能く持等の業を成ず、堅濕煖動の性なり

論じて曰はく、地水火風は、能く自相及び所造の色を持す。故に名けて界と爲す。

是の如き四界を、亦大種と名く。一切の餘の色、所依の性なるが故に、體の寛廣なる

が故に、或は地等の増盛なる聚の中に於て、形相の大なるが故に、或は種種の大事の用を起

すが故に。

此四大種は能く何の業を成ずるや。

其次策の如く、能く持、攝、熟、長の四の業を成ず。

地界は能く持し、水界は能く攝し、火界は能く熟し、風界は能く長ず。

長ずとは、謂く増盛するなり。或は復流引なり。

業用既に爾なり。自性は云何。

【契經】 雜阿含經 第十一卷を指す。

【地は謂く】 此頌は堅濕煖動の質の四大に對して現實可見の假の四大を差別して説けり。而て地水火の三大は色處を體とし所造の色なり、即ち現實可見の名を附したるに過ぎざるも風大は異説あるを以て長行に就て見るべし。

其次の如く、即ち堅、濕、煖、動を用て性と爲す。地界は堅性なり。水界は濕性なり。火界は煖性なり。風界は動性なり。

此に由りて、能く大種と遠色を引き、其をして相續して生じ餘方に至らしむ。燈光を吹くが如し。故に名けて動と爲す。

品類足論及び契經に言はく、「云何が風界と名くる。謂く、軽く、軽く、等しく動く性なり」と。復輕性を説いては、所造の色と爲せり。故に應に風界は動を自性と爲すべし。業を擧げて謂を顯すが故に、亦輕と言へるなり。

地等と地等の界との別は云何。

頌に曰はく、

地は謂く顯形の色なり、世の想に隨つて名を立つ

水火も亦復然り、風は即ち界なり、亦爾なり

論じて曰はく、地とは、謂く、顯形なり。色處を體と爲す。世間の想到隨つて假に此名を立てたるなり。

諸の世間の、地を相示する者の、顯形の色を以て相示するに由るが故に。

水火も亦然なり。

風は即ち風界なり。世間、動に於て風の名を立つるが故に。

或は地等を世の想到隨つて名けたるが如く、風も亦顯形ありともいふ。故に「亦爾なり」

【三】次に色の意を明す。

【義品】 吳文謙譯義足經、巴利の經集(Suttanipit)第四品たる義品(Attakavaggo)を指す。

と言へるなり。世間の黒風團風と説くが如き、此れ顯形を用て風を表示するが故に。

何が故に此蘊に無表を後と爲し、説いて色と爲すや。

變壞に由るが故に。

世尊の説きたまふが如し、「苾芻、當に知るべし、變壞に由るが故に、色取蘊と名く。誰か能く變壞す。謂く、手の觸るるが故に、即便ち變壞す」と。

乃至廣く説けり。

變壞は即ち是れ惱壞すべき義なり。故に義品の中には是の如き説を作せり。

諸欲を起求せん人は、常に希望を起し

諸欲若し遂げずんば、惱壞すること箭に中るが如し

色は復云何が欲に惱壞せらるる。

欲に擾惱せられ、變壞して生ずるが故なり。

有が説かく、「變礙するが故に名けて色と爲す」と。

若し爾らば極微は應に色と名けざるべし。變礙無きが故に。

此難は然らず。一極微は各處にして住すること無く、衆微聚集し、變礙の義成すればなり。

過去と未來とは應に色と名けざるべし。

此も亦曾と當とに變礙有るが故に、及び彼の類なるが故に。所燒の薪の如し。

諸の無表色は應に色と名けざるべし。

有が釋すらく、「表色に變礙有るが故に、無表も彼に隨つて赤色の名を受く。譬へば樹の

動くとき影も亦隨つて動くが如し」と。

此釋は然らず。變礙無きが故に。

又表の滅する時、無表も應に滅すべきなり。樹の滅する時、影の必ず隨つて滅するが如

し。

有が釋すらく、「所依の大種の變礙するによるが故に、無表業も亦色の名を得」と。

若し爾らば所依に變礙有るが故に、眼識等の五も應に赤色と名くべし。

此難は齊しからず。無表の、大種に依止して轉する時は、影の樹に依り、光の珠寶に依

るが如きも、眼等の五識の、眼等に依る時は則ち是の如くならず。唯、能く助生の緣と作

るのみなるが爲の故に。

此影の樹に依り、光の寶に依るとの言は、且く毘婆沙の義に符順するに非ず。彼宗にて

は、影等の顯色の極微は各自ら四大種に依止するが故に。

設ひ影と光とが樹と寶とに依止すと許すとも、而も無表色は彼の依に同じからず。彼に

は、所依の大種は滅すと雖も、而も無表色は隨つて滅せずと許すが故に。

是故に、言ふ所は未だ難を釋すと爲すべからず。

【此影の樹等】有部宗の三世實有、法體恒有の多元論的立場よりすれば影の樹に依ると言ふ如きは不合理なり。影は其自體の實在なりと言はざるべからず。

復有が、別に彼所難を釋して言はく、「眼識等の五は所依不定にして、或は變礙有るあり、謂く、眼等の根なり。或は變礙無きあり。謂く、無間の意なり。無表の所依は、則ち是の如きにあらす。故に前の所難は定んで齊しからずと爲す」と。
變礙を色と名くること、理、成就するを得たり。

【四】次に十處界の建立を明す。

頌に曰はく、

此中、根と境と、即ち十處界なりと許す

論じて曰はく、此前に説く所の、色蘊の性の中にて、即ち根と境とを十處界と爲すと許す。謂く、處門に於て立てて十處と爲す。眼處、色處、廣説して乃至身處、觸處なり。若し界門に於てすれば、立てて十界と爲す。眼界、色界、廣説して、乃至身界、觸界なり。

【五】次に受想行の三蘊を釋して其處界を定む。

(二五) 已に色蘊并に、處界を立つることを説きたり。

當に受等の三蘊と、處、界を説くべし。

頌に曰はく、

受は領納す、觸に隨ふ、想は取像を體と爲す

四の餘を行蘊と名く、是の如き受等の三と

及び無表と無爲とを、法處、法界と名く
論じて曰はく、受蘊は謂く、三なり。領納す。觸に隨ふ。即ち樂と及び苦と不苦不樂と
なり。

此を復分別すれば六受身を成す。謂く、眼觸所生の受より、乃至意觸所生の受なり。
想蘊は、謂く、能く像を取るを體と爲す。即ち能く青黃長短男女怨親苦樂等の相を執
取す。

此も復分別すれば六想身を成す。應に受の如く説くべし。
前及び後の色、受、想、識を除ける餘の一切の行を、名けて行蘊と爲す。
然るに薄伽梵の、契經中に於て、六思身を行蘊と爲すと説けるは、最勝に由れるが故なり。

所以は何ん。
行は造作に名く。思は是れ業の性に於て、造作の義強し、故に最勝と爲す。是故に佛、
説きたまはく、「若し能く有漏有爲を造作するを行取蘊と名く」と。

若し爾らずんば餘の心所法及び不想應は蘊の攝に非ざるが故に、應に苦集に非ざるべし。
則ち應知應斷と爲すべからず。世尊の説きたまふが如し、「若し一法に於て未だ達せず、未
だ知らずんば、我説く、苦の邊際を作すこと能はず。未だ斷ぜず、未だ滅せざるも、説く
こと亦是の如し」と。

【想蘊】 知覺にし
て表象の主體たり
心の下に形象を構
成する心理作用を
言ふ。

【行蘊】 行蘊とは
受、想、識（前註
參照）の心理作用
を除ける意及及び
行爲の總稱なり。

【薄伽梵】 二三三
佛を指す。

【契經等】 眷屬合
第三卷に當る。

【心所法】 個々の
心理現象を個在と
しての總稱。
【不想應】 萬有分
類中心色二法に屬
せざる一種の原因
法として實在する
法なりと言ふ。得

非得、同分、無想定、滅盡定、無想果、滅根、生、住、異、滅、名、句、文の十四法あり。

【二六】次に識蘊を明す。

【識は等】識は所有る心理現象の中心にして主體（心王）たり、了別認識判定）を其特性となし、個々の心的作用（心所）の特殊認識の基調となる。六根に依止して生じ、五感を通じて來る認識資料を一般的に判定する作用なり。

【二七】次に蘊處界の配當を示す。

是故に、定んで應に四蘊を除ける餘の行爲の行を皆行蘊に攝すと許すべし。即ち此に説く所の受想行蘊と及び無表色と三種の無爲と、是の如き七法を處門の中に於て立てて法處と爲し、界門の中に於て立てて法界と爲す。

（六）に已に受等三蘊と處界とを説きたり。

當に識蘊并に處界を立つることを説くべし。

頌に曰はく、

識は謂く、各各了別す、此を即ち意處と

及び七界と名く、應に知るべし、六識の轉ずるを意と爲す

論じて曰はく、各各に彼彼の境界を了別し、總じて境の相を取るが故に識蘊と名く。

此も復差別すれば六識身有り。謂く、眼識身より意識身に至る。

應に知るべし、是の如く説く所の識蘊を、處門の中に於ては、立てて意處と爲し、界門

の中に於ては、立てて七界と爲す。謂く、眼識界より意識界に至る。即ち此六識の轉ずる

を、意界と爲す。

（二七）に是の如く此中に説く所の五蘊を、即ち十二處并に十八界と爲す。

謂く、無表を除ける諸餘の色蘊を即ち十處と名け、又十界と名け、受想行蘊と無表と無

爲とを、總して法處と名け、亦法界と名く。

應に知るべし、識蘊を即ち意識と名け、亦七界と名く。謂く、六識界と及與意識となり。

識蘊は唯六識身のみにあらずや。此に異にして、何を説いてか復意識と爲す。

更に異法無し。即ち此中に於て、

頌に曰はく、

即ち六識身の、無間に滅するに由りて意と爲す

論じて曰はく、即ち六識身の無間に滅し已りて、能く後識を生ずるが故に、意界と名く。

謂く、此れ子なれども即ち餘の父と名くるが如く、又此れ果なれども、即ち餘の種と名く

るが如し。

若し爾らば實の界は應に唯十七、或は唯十二なるべし。六識と意とは、更に相攝するが

故に。

何に緣りて十八界を立つるを得るや。

頌に曰はく、

第六の依を成ずるが故に、十八界なること應に知るべし。

論じて曰はく、五識界の如きは、別に眼等の五界有りて依と爲るも、第六意識は別の所

依無し。此依を成せんが爲の故に意界を説く。

【即ち六識身等】
此頌及び次の頌は
意根界を建立する
義を釋す。意根と
は眼等の六識が認
識の識域を去つて
過去に落謝せる時
の位を名けしもの
にして獨立の一界
たり。

【二〇】第三に蘊處界の分類を明す。初に一切法の相攝を示す。

是の如くにして、所依と能依と境界と、應に知るべし、各六にして、界は十八を成ず。若し爾らば、無學の最後念の心は、應に意界に非ざるべし。此は無間に滅して後識生ぜず。意界に非ざるが故に。

爾らず。此は已に意の性に住するが故に。餘縁を闕くが故に、後識の生ぜざるのみ。

此中、蘊には一切の有爲を攝し、取蘊には唯一切の有漏を攝し、處と界とには一切の法を攝し盡したり。

別に攝することは是の如し。

總じて攝せば云河。

頌に曰はく、

總じて一切法を攝すること、一の蘊と處と界とに由る

自性を攝して餘に非ず、他性を離るるを以ての故に

論じて曰はく、一の色蘊と意處と法界とに由りて、應に知るべし、總じて一切の法を攝し盡す。

謂く、

諸處に於て勝義に就いて説くときは、唯自性を攝して他性を攝せずとす。

所以は何ん。

法は他性と恆に相離るるが故に。此は彼を離る。而るを攝すといふは、其理然らず。

【四攝事】 布施、愛語、利行、同事の四善行。

【九】 次に十八界を明す。

【類と境と等】 此類は十八界建立に當り二十一界に開くの要ありとの難に答ふ。眼耳鼻の三は體類同、所取の對象同、能依の識同の理由を以て合一することと説く。

【然るに端嚴等】 此類は眼耳鼻の三根が一對完具する理由を説明するものの一。

且く眼根の如きは、唯色蘊と、眼處と、眼界と、苦集諦等とに攝す。是れ彼の性なるが故。餘蘊、餘處、界等に攝せず。彼の性を離れたるが故に。若し諸處に於て世俗に就いて説くときは、應に知るべし、亦餘法を以て餘を攝すと。四攝事の、徒衆等を攝するが如し。

（一九）次に十八界を明す。眼耳鼻の三處に各二有り。何に緣りて界の體は二十一に非ざるや。

此難は理に非ず。

所以は何ん。

頌に曰はく、

類と境と識とは同じきが故に、二なりと雖も界の體は一なり

論じて曰はく、「類同じ」とは、謂く、二處の同じく是れ眼の自性なるが故なり。

「境同じ」とは、謂く、二處の同じく色を用て境と爲すが故なり。

「識同じ」とは、謂く、二處の同じく眼識の依と爲るが故なり。

此に由りて眼界は二なりと雖も、而も一なるなり

耳鼻も亦應に是の如く安立すべし。

若し爾らば、何に緣りてか依を生ずること二處なる。

頌に曰はく、

然るに端嚴ならしめんが爲に、眼等に各二を生じぬ

【所發の識等】第二説にして取境に便、所發の識を明法爾として具すとの見解なり。

【二〇】次に蘊處界の意を明す。

論じて曰はく、所依の身相をして端嚴ならしめんが爲の故に、界の體は一なりと雖も、而も兩處に生ず。若し眼耳の根にして處は唯一を生じ、鼻にして二穴無からんか、身端嚴ならざらん。

此釋は然らず、若し本來爾らば誰か醜陋と言はん。又指鷄等は二處を生ずと雖も何の端嚴か有らん。

若し爾らば、三根は何に緣りてか二を生じたる。

所發の識をして明了端嚴ならしめんが爲なり。現に世間を見るに、一目等を閉づれば、色等を了別すること、便ち分明ならず。是故に三根は各二處を生ぜるなり。

已に諸の蘊及び處界攝を説けり。

當に其義を説くべし。

此蘊處界の別義は云何。

頌に曰はく、

聚と生門と種族とは、是れ蘊處界の義なり

論じて曰はく、諸の有爲法の和合聚の義、是れ蘊の義なり。

契經に言ふが如し。「諸の有ゆる色は、若は過去、若は未來、若は現在、若は内、若は外、若は麤、若は細、若は劣、若は勝、若は遠、若は近、是の如き一切を、略して一聚と爲し、

説いて色蘊と名く」と。

此に由りて聚の義は、蘊の義なることを成ずるを得。

此經の中に於て、無常の已に滅せるを過去と名け、若し未だ已に生ぜざるを未來と名け、已に生じて未だ謝せざるを現在と名く。

自身を内と名け、所餘を外と名く。

或は處に約しても辯す。

有對なるを羣と名け、無對なるを細と名く。

或は相待して立つ。

若し相待と言はば、羣細は成ぜざらん。

此難は然らず。所待の異が故に。彼に待して羣爲るものは、未だ嘗て細爲らず。彼に待して細爲るものは、未だ嘗て羣爲らざるなり。猶し父子、苦集諦等の如し。

染汗を劣と名け、不染を勝と名くるが如し。去來を遠と名け、現在を近と名く。

乃至識蘊も應に知るべし、亦然なり。而れども差別有り。

謂く、五根に依るを羣と名け、唯意根に依るを細と名く。

或は地に約しても辯す。

毘婆沙師の説く所は是の如し。

大徳法救は復是言を作す。

【父子等】父子の知しとは一人の中老者も所望如何に依つては父（子より見れば）となり、子（父より見れば）となる、即ち相對の如何に依つて苦集（因果）も然りとす。

「五根の取る所を顯色と名け、所餘を細色と名け、非可意なる者を劣色と名け、所餘を勝色と名け、不可見の處を遠色と名け、可見の處に在るを近色と名く。

過去等の色は白名の顯すが如し。

受等も亦然り、所依の力に隨つて、應に遠近を知るべし。靈細は前に同じ」と。

心心所法の生長門の義、是れ處の義なり、詞を訓釋せば、謂く、能く心心所法を生

長するが故に名けて處と爲す。

是は能く彼作用を生長する義なり。

法の種族の義、是れ界の義なり。一の由中に多くの銅鐵金銀等の成有るを、説いて多界

と名くるが如し。

是の如く一身或は一相續に、十八類の諸法の種族有るを十八界と名く。

此中、種族とは是れ生本の義なり。是の如くならば、眼等は誰の生本なるや。

謂く、自らの種族の同類因なるが故に。若し爾らば無爲は實に界と名けざるべし。

心心所法の生ずる本なるが故に。

有が誰かく、「界の聲は種族の義を表す。謂く、十八法は、種類自性各別にして不同なれ

ば、十八界と名くるなり」と。

若し聲の義是れ種族の義なりと言はば、種は應に假有なるべし。多量の積集して共して成

ずる所なるが故に。

【一相續】 心等の前後相續するを言ひ、有情の生命相續を言ふ。
【同類因】 原因と結果と相契みて同種なる時、其果に對して原因を同類因と言ひ、結果を等流果と言ふ。
【心心所法の生ずる等】 前離への答にして、無爲を界と名くるも妨なしとの意。

【若し聚の義等】
【華嚴界の假實の問答分別】

聚の如く我の如し。

此難は然らず。一實の極微も分位と名くるが故に。

若し爾らば、應に聚の義は是れ蘊の義なりと言ふべからず。一實の物に聚の義有るに非ざるが故に。

有が説かく、「能く果の重擔を荷ふの義、是れ蘊の義なり。此に由りて世間に相を説いて蘊と名く。物の聚る所なるが故に」と。

或は有が説かく、「分段すべき義是れ蘊の義なり。故に世に言ふ有り。汝三蘊にして、還せば、我當に汝に興ふべし」と。

此釋は經に趣ゆ。經には「聚の義、是れ蘊の義なり」と説くが故に。契經に言ふが如し。

「諸の所有の色、若し過去等」と。廣く説くこと前の如し。

若し「此經は、過去等の一一の色等を各別に蘊と名くることを顯す。是故に一切の過去の色等一一の實物を、各各蘊と名くべし」と。謂はば、此執は理に非ず。

故に彼經に「是の如き一切を、略して一聚と爲し、説いて蘊と名く」と言ふが故に。

是故に聚の如く蘊も定んで假有なり。

若し爾らば、應に諸の有色處も亦是れ假有なりと許すべし。眼等の極微は要す多く積集して、生門を成するが故に。

此難は理に非ず。多く積集する中の一一の極微に因の用有るが故に。

【定んで假有】
親の蘊の假在を主張する一段にして蘊は集合體の名にして假的存在なるを以て實在することなしと言ふ。

【三】次に蘊處界の建立を明す。

若し雨らすんば、根と境と相助けて、共に識等を生ずるなるべく、應に別の處に非ざるべし。是れ則ち應に十二處の別無かるべし。

然るに毘婆沙に、是の如き説を作せり。「對法の諸師は、若し假蘊を觀じては、彼は説く、極微は一界一處一蘊の少分なりと。若し觀ぜざる者は、彼説く、極微は即ち是れ一界一處一蘊なり」と。

此は應に分にて假に有分と謂ふべし。少の衣を焼くも亦衣を焼くと説くが如し。

何が故に世尊は、所知の境に於て蘊等の門に由り三種の説を作せる。

頌に曰はく、

愚と根と樂と三の故に、蘊處界の三を説く

論じて曰はく、所化の有情に三品有るが故に、世尊は爲に蘊等の三門を説けり。

傳説すらく、有情の愚に三種有り。或は心所に愚にして、總じて執して我と爲すあり、

或は唯色に愚なるあり、或は色心に愚なるあり。

根にも亦三有り。謂く利と中と鈍となり。

樂にも亦三種あり。謂く略と中と及び廣との文を樂ふものとなり。

故に其次第の如く、世尊は爲に蘊處界の三を説きたまふ。

【三】次に五蘊の分類を明す。

【諍根と等】受想の心所を他の四十四心所（行蘊に攝するもの）に對して別立する特異點を三條擧げたるなり。

何に緣りて世尊は餘の心所を説きては總じて行蘊に置き、別して受と想とを分ちて二蘊と爲したまへるや。

頌に曰はく、

諍根と生死との因と、及び次第因との故に諸の心所法に於て、受と想とを別に蘊と爲す

論じて曰はく、諍根に二有り。謂く、諸欲に著すると及び諸見に著するとなり。

此二は、受と想とを、其次第の如く最勝の因と爲す。

味受の力の故に諸欲に食著し、倒想の力の故に諸見に食著す。

又生死の法は受及び想を以て最勝の因と爲す。受到著著し、倒想を起すに由るが故に、生死に輪廻す。

此二因と及び後に當に説くべき次第因とに由るが故に、處に知るべし、別に受と想とを立てて蘊と爲す。

其次第因は隣次に當に辯ずべし。

何が故に、無爲は處と界とに在りと説くも蘊の攝には非ざるや。

頌に曰はく、

蘊には無爲を攝せず、義相應せざるが故に

【四】次に五蘊と無爲法を明す。無爲には無爲を攝せず。無爲は、其體非色非識にして

【五】次に五蘊と無爲法を明す。無爲には無爲を攝せず。無爲は、其體非色非識にして

何が故に、無爲は處と界とに在りと説くも蘊の攝には非ざるや。

蘊には無爲を攝せず、義相應せざるが故に

其用亦蘊に異り、義全く相應せず、共通の徴表無し、故に蘊に攝せざるの理となす。亦此二心所は我等の迷執輪廻等と關聯して特殊の位置と意を有するを以て四十六心所法中特に別扱をなす。

【三四】次に五蘊の次第を明す。

【蘊と染と器等】蘊處界の名の次第を明す第一段として、五蘊の順序が色受想行識と次第するは隨處隨染、隨器隨界別の四次第に依ることを明す。隨處とは體

論じて曰はく、三無爲法は、色等の蘊の中に在りと説くべからず。色等の義と相應せざるが故に。謂く、體は色に非ず。乃至識にも非ず。

亦説いて第六の蘊とも爲すべからず。彼は蘊の義と相應せざるが故に。聚の義是れ蘊なること、前に具に説くが如し。謂く、無爲法は色等の如く過去等の品類の差別有りて、略して一聚として無爲蘊と名くべきに非ざればなり。

又取蘊と言へば、染の依たることを顯す。染淨の二依は、蘊の言の顯す所なり。無爲は、此二義に於て都て無く、義、相應せざるが故に蘊と立てず。

有が説かく、「瓶破るれば瓶に非ざるが如く、是の如く、蘊息すれば應に蘊に非ざるべし」と。彼は、處と界とに於て、例して應に失を成すべし。

是の如く已に諸蘊の廢立を説けり。當に次第を説くべし。
頌に曰はく、

蘊と染と器等と、界別との次第に隨つて立つ
論じて曰はく、色は有對なるが故に、諸蘊の中にて最なり。

無色の中に於て最なるは唯受の行相なり。故に世に我手等痛むの言を説く。

二に待すれば想は覺なり、男女等の想は了知し易きが故に。

行は麤なること識に過ぐ、貪瞋等の行は了知し易きが故に。

又は行相の麤より細に逆む次第、染とは染著を起す次第、隨緣とは樂に就いて食器、食物、助味等に各儀の相隨する次第、隨緣とは三界（欲色、無色）九處に各儀の次第して勝るの理由を以てなり。

【勝著等】第一靜慮には喜樂根顯了、第二は喜顯了、第三は樂根顯了、第四は捨根清淨顯了の喜ありて、上界程喜樂高等に逆むなり。
【第一有】有頂天即ち非想非非想處にして三界の最高位。

識は最も親と爲す。續して境の相を取り、分別し難きが故に。

此に由りて蘊に隨ひて蘊の次第を立つ。

或は無始の生死より已來、男女の色に於て更に相愛樂す。此は樂受の味に耽著するに由るが故なり。

或は故なり。

受に耽着ことは復倒想に因りて生ずるが故なり。

此倒想の生ずるは煩惱に由るが故なり。

是の如き煩惱は識に依りて生ず。此及び前の三は皆識を染汚す。

此に由りて染に隨ひて蘊の次第を立つ。

或は色は器の如く、受は飲食に類し、想は助味に同じ、行は厨人に似、識は食者に喩ふ、故に器等に隨ひて蘊の次第を立つ。

或は界別に隨ひて蘊の次第を立つ。

謂く、欲界の中には、諸の妙欲ありて、色の相顯了なり。色界の靜慮には勝喜等有りて、

受の相顯了なり。三無色の中には、空等の相を取り、想の相顯了なり。第一有の中には、

思最も勝れ、行の相顯了なり。

此は即ち識の任にして、識其中に住す。世間の田と種との次第に似たることを顯す。

是故に諸蘊の次第は是の如し。此に由りて五蘊に増減の過無し。

即ち是の如き諸の次第因に由りて、行を離れて別に受想の二蘊を立つ。

即ち是の如き諸の次第因に由りて、行を離れて別に受想の二蘊を立つ。

【五】次に處界門中にて六根の次第を明す。

【前の五の境等】此頌は六根の順序を説き、六境六識の次第を明かならしむ。四頌の中、前三頌は根の取境に就き次第順序を定め、就中、意根を最後に説く理由を第一頌に解す。第四頌は根の所依處の上下の位置に就き論定せり。【二三四なり】二とは現在と過去、三とは過現未の三世、四とは三世と無爲の因に涉つて境を取る（認識作用）との意。龍造の大

謂く、受と想とは諸の行の中に於て、相疊にして、染を生じ、食に類し、助に同じ、二界の中にて強し。故に別して蘊と立つ。

處界門の中にては、應に先づ六根の次第を辨説すべし。斯に由りて境と識との次第知るべし。

頌に曰はく、

前の五の境は唯現なり、四の境は唯所造なり

餘は用の遠と速と明となり、或は處の次第に隨ふ

論じて曰はく、六根の中に於て眼等の前五は、唯現の境を取る。是故に先に説く。意の境は定まらず。三世と無爲となり。或は唯一を取り、或は、二三四なり。

言ふ所の「四の境は唯所造なり」とは、前より此に流至するなり。五の中、前の四の境は、唯所造のみなり。是故に先に説く。

身の境は不定なり。或は大種を取り、或は造色を取り、或は二を俱に取る。

「餘」とは、謂く前四なり。其所應の如く用の遠と速と明となり。是故に先に説く。

謂く、眼耳根は遠境を取るが故に、二の先に在りて説く。二の中には、眼は用遠きが故に先に説く。遠く山河を見るも聲を聞かざるが故に。

又眼の用は速なり。先づ速く人の鐘鼓を撞撃するを見て、後に聲を聞くが故に。

種即ち堅濕變動の性を言ふ。

【二の先に】眼耳鼻舌の四根の認識作用に於て、前二根は中知と言ひて、中知華辭を保つて認識行はれ、後二根は合中知と言ひ對象と接觸するを要すと言ふ。

今二とは後二根を指す。

【或は身の中等】扶摩根の觀在位置の上下に依り根の次第を立つる辭。

【二六】次に色法二處を明す。

【差別せん爲等】此類は五根五境皆色蘊所攝なるに眼根の對境にのみ色の名を立て、十二處皆法と名く可きに第六意識の境にのみ法處の名立つる理由を釋す。

【四】頌の中、前三頌を以て前者の理由として二義、四頌全般に於て後者の理由として三義を擧

鼻舌の兩根は用儀に遠きに非ず。先づ鼻を説けるは、遠と聞とに由るが故に香の美しき諸の飲食に對する時に、鼻先づ香を嗅ぎ、舌後に味を嘗むるが如し。

或は身の中に於て、所依の處の上下の差別に隨ひて、根の次第を説く。

謂く、眼の所依に最も其上に居り、次は耳鼻舌にて、身は多く下に居り、意は方處無く、即ち諸根に依止して生ずる有るが故に最後に説く。

何に緣りて、十處は皆色に攝するに、唯一種に於て色處の名を立て、又十二處の體は皆是れ法なるに、唯一種に於て法處の名を立つるや。

頌に曰はく、

差別せん爲と最處と、多と増上との法を擧するとの

故に一處を色と名け、一を名けて法處と爲す

論じて曰はく、「差別せん爲」とは、境と有境との性の種種に差別せることを了知せしめんが爲の故に、色蘊に於て、差別の相に就いて十處を建立し、總じて一と爲さず。

若し眼等差別の想名無くして、而も體是れ色なるものを、立てて色處と名く。此は眼等の名に、簡別せらるるが爲に、總稱を標すと雖も而も即ち別名たり。

又諸の色の中に色處最勝なり。故に通名を立つ。有對に由るが故に、手等の觸るる時は即便變壞し、及び有見の故に、此に在り彼に在りとの差別を示すべし。

ぐ。

【又差別せんが爲に等以下法處を立つる理由を釋す】

【「種種の色」餘師の異説にして、青黄赤白、長短、方圆、高下、不正、雲塵塵霧影光明暗。

【三七】次に法蘊を明す。

【牟尼の説く等】此頌は佛所説の八萬四千の法蘊を五蘊の中に攝することとを説く。【八十千】八萬の義にして、餘の經には八萬四千と在り。

又諸の世間は唯此處に於て、同じく説いて色と爲し、眼等に於てするに非ず。又差別せんが爲に一の法處を立つ。一切に於てするに非ず。色の如く應に知るべし。又此中に於ては受想等の衆多の法を攝するが故に、應に通名を立つべし。又増上法とは謂ゆる涅槃なり。此中に攝するが故に、獨り立てて法と爲す。有餘師は説く、「色處の中には二十種の色有り。最も顯なるが故に、肉、天、聖慧三眼の境なるが故に、獨り色の名を立つ。法處の中には諸法の名有るが故に、諸法の智あるが故に、獨り法の名を立つ」と。

(三七) 諸の切經の中には、餘の種種の蘊と、及び處と界との名想の得べきもの有り。即ち此に攝すと爲んや。此を離ると爲んや。彼は皆此に攝す。應の如く當に知るべし。且く餘の諸蘊の名想を攝することを辯ぜん。頌に曰はく、

牟尼の説く法蘊は、數八十千有り
彼の體は語或は名なり、此色と行との蘊に攝す
論じて曰はく、諸の佛の教は、語を體と爲すと説く者あり
彼の説く法蘊は、皆色蘊の攝なり。

諸の、佛の教は、名を體と爲すと説く者あり、彼の説く法蘊は皆行蘊の攝なり。
此諸の法蘊は其量云何。

頌に曰はく、

有が言はく 諸の法蘊は、量は彼の論に説くが如しと

或は蘊等の言に隨ふと、如實は行の對治なり

論じて曰はく、有諸師は言はく、「八萬の法蘊は、一一の量は法蘊足論に等し」と。謂く、
彼の一一に六千頌有り。對法中の法蘊足に説くが如し。

或は説く、「法蘊は蘊等の言の一一差別するに隨ひて、數八萬有り。謂く、蘊、處、界、
緣起、諦、食、靜慮、無量、無色、解脫、勝處、遍處、覺品、神通、無諍、願智、無礙解
等、一一の教門を、一法蘊と名く」と。

如實の説は、所化の有情に貪瞋等八萬の行の別有り。彼八萬の行を退治せんが爲の故に、
世尊は八萬の法蘊を宣説せり。

彼所説の八萬の法蘊は、皆此五の中の二蘊に攝せらるるが如く、是の如く餘處に説く蘊
處界も類して亦應に然るべし。

頌に曰はく、

是の如く餘の蘊等は、各其所應に隨ひて

【有が等】此頌は佛所説の法蘊の量
を明す。三説あり、
一は能證の頌數に
約して定め、二は
所説の法門に約し
三は所對治の煩惱
に約して定む。而
て第三説を以て正
義とす。

【三八】次に蘊處界
の關係を一括して
明す。

【是の如く等】此類は無漏の五蘊、十遍處、地水火風空識の諸界を其所應に隨て攝することを明す。

【餘の四蘊】定、慧、解脫、解脫知見にして何れも心所を體となすが故に十遍處に攝せらる。

【十遍處】禪的觀念法の名にして青黃赤白、地水火風、空無邊處、識無邊處の十を言ふ。

【四蘊】色蘊を除ける他の四蘊の意。

【五解脫處】開法、證誦、說法、思惟、修定の五を言ふ。

【十處】六根、四境。

攝して前に説ける中に在り、應に審かに自相を觀すべし。論じて曰はく、餘の契經の中の諸の蘊、處、界は、應に隨ひて攝して前の所説の中に在り。此論の中に説く所の蘊等の如く、應に審かに彼の一一の自相を觀すべし。且く、諸の經の中に説く餘の五蘊とは、謂く、戒、定、慧、解脫、智見の五蘊なり。彼の中に、戒蘊は此の色蘊に攝し、彼の餘の四蘊は此の行蘊に攝す。又諸經に説く、十遍處等は、前八遍處は無貪の性なるが故に、此れ法處の攝なり。若し助伴を兼ねれば五蘊の性なるが故に、即ち此の意處法處の所攝なり。八勝處を攝することも、應に知るべし亦爾なり。空と識との遍處と、空無邊等の四無色處とは、四蘊の性なるが故に、即ち此の意處と法處とに攝せらる。五解脫處は慧を性と爲すが故に、此の法處に攝す。若し助伴を兼ねれば、即ち此の聲と意と法との處に攝せらる。復二處有り。謂く、無想有情天處と及び非想非非想處となり。初の處は即ち此十處に攝せらる。香味無きが故に。後の處は即ち此の意と法との處に攝せらる。四蘊の性なるが故に。又多界經に界の差別を説くに、六十二有り、其所應に隨ひて、當に知るべし、皆此の十

八界に攝す。

【九】次に、界と識界を明す。

且く彼經の中に説く所の六界、地水火風の四界は已に説けり。空識の二界は未だ其相を説かず。

即ち虚空を名けて空界と爲すと爲んや。一切の識を識界と名くと爲んや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

空界は謂く竅隙あり、傳説すらく是れ明闇なりと

識界は有漏の識なり、有情の生の所依なり

論じて曰はく、諸有の門窓及び口鼻等の内外の竅隙を、名けて空界と爲す。

是の如きの竅隙は、云何が應に知るべき。

傳説すらく、「竅隙は即ち是れ明闇なり。明闇を離れては、竅隙として取るべきもの非ざるが故に、空界は明闇を體と爲すと説く。應に知るべし、此體は晝夜を離れず」と。

即ち此を説いて隣阿伽色と名く。

傳説すらく、「阿伽は謂く、積集の色にして極めて能く礙を爲す。故に阿伽と名く。此空

界の色は、彼と相隣す。是故に、説いて隣阿伽色と名く」と。

【空界は等】此類は空界と識界とを釋す。

【有が説かく等】隣阿伽に對する世親の説を述ぶ。

有が説かく、「阿伽は即ち空界の色にして、此中の無礙なるが故に、阿伽と名く」と。

即ち阿伽色は餘の礙と相隣る。是故に説いて隣阿伽色と名くるなり。

諸の有漏の識を、名けて識界と爲す。

云何が諸の有漏の識を説いて識界と爲さざるや。

六界は、是れ諸の有情の生ずる所依なりと許すに由るが故に。是の如き諸界は續生の

心より命終の心に至るまで、恆に生を持するが故に。諸の有漏の法は、則ち是の如くな

らす。

彼六界の中、前の四は即ち此觸界に攝せらる。第五は即ち此色界に攝せらる。第六は即

ち此七心界の攝なり。

彼經の餘の界は、其所應の如く、皆即ち此中の十八界の攝なり。

【彼經】 多界經。

阿毘達磨俱舍論卷第一

阿毘達磨俱舍論

卷第二

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別界品第一之二

【三〇】 第四に十八界の法の諸門分別を明す。初に有見無見等の三門を明す。

【一は有見等】 此頌は諸門分別の問に對しての答。

復次に前に説く所の十八界の中に於て、幾か有見、幾か無見なる。幾か有對、幾か無對なる、幾か善、幾か不善、幾か無記なる。

頌に曰はく、

一は有見、謂く色なり、十の有色は有對なり

此に色と聲とを除いて八は、無記なり、餘は三種なり

論じて曰はく、十八界の中、色界は有見なり。此と彼との差別を示現すべきを以てなり。

此義に由り、准じて餘を無見と説く。

是の如く已に有見無見を説きたり。

唯色蘊に攝する十界のみ有對なり。對とは是れ變の義なり。

此に復三種あり。障礙と境界と所緣と異なるが故に。

【障礙有對】一般
的有對の義にして
障礙即ち色法相互
の不可入關係を言
ふ。

【境界有對】認識
機關と其對境との
間に於ける制約的
關係を言ふ。即ち
認識作用が對象に
より制限せらるゝ
關係なり。

【有境の法】對象
を認識取得する主
觀的機關を言ふ。
【故に施設論等】
以下境界有對の四
句分別二種を説く

【畢舍遮】(Bhikkhu)
鬼血肉と翻し、餓
鬼の異名。
【室獸摩羅】(Sis
umāra) 麁の義。

【彼法】 色等の對
象。
【此】 六根、六識、
心所等の認識機關
を指す。

障礙有對とは、謂く、十色界なり。自が他の處に於て礙へられて、生ぜず。手の手を礙へ、或は石の石を礙へ、或は二つの相礙ふるが如し。
境界有對とは、謂く、十二界と法界の一分との、諸の有境の法の色等の境に於てするなり。

故に施設論には是の如きの言を作す。
有眼は水に於て礙有るも、陸に非ず、魚等の眼の如し。有眼は陸に於て有あるも、水に非ず。多分に從うて説かば、人等の眼の如し。
有眼は俱に礙あり。畢舍遮、室獸摩羅、及び捕魚の人、蝦蟇等の眼の如し。有ものは俱に礙に非ず。謂く前の相を除く。

有眼は夜に於て礙有りて、晝には非ず。諸の蝙蝠、鶻鷹等の眼の如し。有眼は晝に於て礙有りて、夜には非ず。多分に從うて説かば人等の眼の如し。
有眼は俱に礙あり。狗、野干、馬、豹、豺狼、猫、狸等の眼の如し。有ものは俱に礙に非ず。謂く、前の相を除く。
此等を名けて境界有對と爲す。

所縁有對とは、謂く、心心所の自らの所縁に於てするなり。
境界と所縁と、復何なる別有りや。
若し彼法に於て此、功能有らば、即ち彼を説いて此法の境界と爲す。心心所法は、彼を

賦して而して起る。彼を心等に於て名けて所縁と爲す。

云何が眼等の、自らの境界と所縁とに於て轉ずる時を、説いて有礙とは名くる。

彼を越えて餘に於ては、此轉せざるが故に。

或は復礙とは是れ和會の義なり。謂く、眼等の法は自らの境界及び自らの所縁に於て、和會して轉ずるが故に。

應に知るべし、此中には離障有對に就いて説く。故に但「十の有色は有對なり」と言ふ。更に相障ふるが故なり。

此義に由り准じて餘の無對なるを説かん。

若し法の境界有對なるは、亦障礙有對なりや。

應に四句を作るべし。謂く、七心界と法界の一分なる、諸の相應法とは、是れ第一の句なり。色等の五境は是れ第二の句なり。眼等の五根は是れ第三の句なり。法界の一分なる非相應法は、是れ第四の句なり。

若し法の境界有對なるは、亦所縁有對なりや。

應に後の句に順ふべし。謂く、若し所縁有對なるは、定んで是れ境界有對なり。境界有對なりと雖も、而も所縁有對に非ざる有り。謂く、眼等の五根なり。

此中、大德鳩摩邏多是の如きの説を作す。

是處に心生ぜんと欲するに、他の礙へて起らざらしむるは

【大德鳩摩邏多】
【(Kumarata)經部
宗師の祖師と言は
る。】
【是處に等】 此頌

の大意は五根と五境とのみ有對にして、七心界（六識界と意界）と法界とは無對なりとの義。
【此は是れ等】稱友の説。

【異熟果等】異熟（Vipaka）無記とは前世の善惡業に感じたる身分の果報を言ふ。

【二】次に十八界の界門分別なり佛敎の世界觀に於

應に知るべし是れ有對なり、無對は此に相違す
此は是れ許す所なり。

是の如く已に有對と無對とを説けり。

此所説の十有對の中に於て、色及び聲を除きて、餘の八は無記なり。謂く、五の色根と香と味と觸との境なり。

記して善不善の性と爲すべからざるが故に無記と名く。

有が説かく、「異熟果を記すること能はざるが故に無記と名く」と。

若し爾らば、無漏は應に唯無記のみなるべし。

其餘の十界は善等の三に通ず。謂く、七心界は無貪等と相應するを、善と名け、貪等と相應するを、名けて不善と爲し、餘を無記と名く。

法界は、若し是れ無貪等の性と相應すると等起なると擇滅とを、善と名け、若し貪等の性と相應すると等起とを、名けて不善と爲し、餘を無記と名く。

色界と聲界とは、若し善不善の心力より等起する身語表攝するものなるは、是れ善不善なり。

餘は是れ無記なり。

【三】已に善等を説けり。

て欲色無色の三界を立つ。而て欲界有情の成立要素たる十八界の各法が色無色二界の構成要素に規定さるる關係を説く。

十八界の中に、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なる。

頌に曰はく、

欲界繫は十八なり、色界繫は十四なり

香と味と二識とを除く、無色繫は後の三なり

論じて曰はく、繫とは、謂く、繫屬即ち被縛の義なり。

欲界の所繫は十八を具足す。

色界の所繫は唯十四種なり。

香味の境と及び鼻舌の識とを除く。香味を除くは、段食の性なるが故なり。段食の欲を

離れて、方に彼に生ずるを得ればなり。鼻舌の識を除くは、所縁無きが故なり。

若し爾りとせば、觸界も、彼に於て應に無かるべし。香味の境の如く、段食の性なるが

故に。

彼に有る所の觸は、段食の性に非ず。

若し爾らば香味も、類するに亦應に然るべし。

香味は食たることを離れて、別の受用無きも、觸は別の用有りて、根衣等を持す。彼は

食欲を離れたれば香味は用無し。根衣等有るが故に、觸無きに非ず。

或餘師は説く、此に住して、彼靜慮、乃至に依りて色を見、聲を聞くと、輕安と俱起

する殊勝の觸有りて身を攝益す。是故に此三は、彼靜慮に生じて、猶相隨逐すれども、香

【依處のみ等】依處とは肉體的感官たる扶塵根にして根とは神經類似と解さる、扶塵根は勝義根を扶くる役あるが故に勝義根の存在の有無は扶塵根に相關聯するものなりとの意。

味は爾らざるが故に彼に在りては無しと。

若し爾らば、鼻舌も彼に應に有ること非ざるべし。香味の境の如く、彼には用無きが故に。

爾らず。二根は彼に於て用有り。謂く、言説を起し及び身を莊嚴す。

若し嚴身及び起説の用の爲ならば、但須らく依處のみを須ふべし。何ぞ二根を用ひん。

男根無く、亦依處無きが如く、二根無くんば依處も亦無かるべし。

彼に於て、男根の依處無かるべし。彼には用無きが故に。

鼻舌の依處は、彼に用有るが故に、根を離れて應に有るべし。

無用なりと雖も、根の生ずること有る有り。胎胞に處して、定んで當に死すべき者の如し。

無用なりと雖も、而も因無きには非ざる有り。

彼、何の因に從りてか根の起ること有ることを得る。

根に於て愛有りて殊勝の業を發す。若し境の愛を離るれば根に於ても定んで然らん。彼

は境の食を離る。應に鼻舌は無かるべし。

或は應に彼には男根も亦生ずと許すべし。若し「生ぜず。醜陋なるに由る」と謂はば、

陰藏隱密なり。何んが醜陋なるべけん。

又諸根の生ずるは、有用のみに由るに非ず。若し因力有らば無用なりとも亦生ぜん。

【契經】中阿含三十九婆羅婆掌經を指す。

【是の如き等】毘婆沙師の説。

【彼】無色界を指す。【十色界】五根五境を言ふ。

【三】次に有漏無漏分別門を明す。

男根は彼に於ては醜陋と爲すと雖も、若し因有りと許さば、彼に於て應に起るべし。男根は有るに非ず。鼻舌も應に無かるべし。若し爾らば、便ち契經の所説、「彼には支の缺くこと無く、諸根を減ぜず」といふに違せり。

彼諸根の、應に有るべき者に隨つて、説いて「減ぜず」と爲せるのみ。何んが相違する所あらん。若し然りと許さざれば、男根も應に有るべければなり。

是の如き説は鼻舌の二根は、彼に於ては無きに非ず。但香味は無し。六根の愛は内身に依りて生ず、境界に依りて現起することを得るに非ざるを以てなり。其男根の愛は姪觸に依りて生ず。姪觸は彼に無し。男根は有るに非ず。

故に色界に於ては十八界の中唯十四種のみありといふ理、成立することを得。

無色界繫には唯後の三のみ有り。謂ゆる意と法と及び意識との界なり。

要す色欲を離れて、彼に於て生ずることを得るものなるが故に、無色の中には十色界無し。

依縁の無きが故に、五識も亦無し。故に唯後の三のみ無色界繫なり。

已に界繫を説けり。

十八界の中、幾か有漏にして幾か無漏なる。

【意と法と等】此
 領の大意は十八界
 中前五界は凡て
 煩惱隨増の本性な
 るを以て有漏なる
 れども、後三界は
 意根、意識、法
 界の精神界は有漏
 無漏に通ずとの意
 なり。
 【三三】次に有尋有
 伺門にして十八界
 の諸法が尋と伺と
 の精神作用と幾何
 か伴ふかを分別す
 【五識は等】頌の
 大意は前五識界は
 尋伺兩作用を伴ふ
 こと必然にして後
 三（意根、意識、
 法界）は有尋有伺
 無尋唯伺、無尋無
 伺の三あり、餘の
 五根五境は心法な
 らざるを以て無尋
 無伺なりとの意な
 り。此頌中に五識
 は唯有尋云々と有
 るべきなるも漢譯
 頌文の字數制限の
 爲唯字を除けり。
 【欲界と等】欲界

頌に曰はく、

意と法と意識とは通ず、所餘は唯有漏のみ

論じて曰はく、意及び意識の道諦に攝する者は名けて無漏と爲し、餘は有漏と名く。

法界は若し是れ道諦と無爲とをば、名けて無漏と爲し、餘を有漏と名く。餘の十五界は唯有漏と名く。

是の如く已に有漏無漏を説けり。

十八界の中、幾か有尋有伺、幾か無尋唯伺、幾か無尋無伺なる。

頌に曰はく、

五識は唯尋伺なり、後の三は三なり、餘は無なり

論じて曰はく、眼等の五識は、有尋有伺なり。尋伺と恆に共に相應するに由る。行相の攝にして、外門に轉ずるを以ての故に。義の法定せることを顯さんための故に、「唯」の言を説く。

「後の三」とは、謂く、是れ意と法と意識となり。根と境と識との中にて、各後に居るが故に。此後の三界は、皆三品に通ず。

意界と意識界と及び相應の法界に、尋と伺とを除いて、若し欲界と初靜慮との中に在るは有尋有伺なり。

より色界の初靜慮（初禪定）へ進む中は最も廣なるを以て尋も有り何もあなるなり。

靜慮中間は無尋唯伺なり。

第二靜慮以上の諸地乃至有頂は無尋無伺なり。

法界所攝の非相應の法と靜慮中間の伺も亦是の如し。

尋は一切の時に無尋唯伺なり。第二の尋の無きが故に、但伺と相應するが故に。

伺は欲界初靜慮の中に在りては三品に收めず。應に何等と名くべき。

此は應に名けて無伺唯尋と曰ふべし。第二の伺無きが故に、但尋と相應するが故に。

此に由るが故に有尋伺地には四品の法有りと云ふ。一には有尋有伺、謂く、尋伺を除ける餘の相應法なり。二には無尋唯伺、謂く、即ち是れ尋なり。三には無尋無伺、謂く、即ち一切の非相應法なり。四には無伺唯尋、謂く、即ち是れ伺なり。

餘の十色界は尋伺俱に無し。常に尋伺と相應せざるが故に。

若し五識身は有尋有伺ならば、如何が無分別と説くことを得るや。

頌に曰はく、

五を無分別なりと説くは、計度と隨念とに由る

意地の散慧と、意の諸念とを以て體と爲す

論じて曰はく、傳説すらく、分別に略して三種有り、一には自性分別、二には計度分別、三には隨念分別なり。

【三】次に三種の思惟分別を明す。【四】大意は、分別即ち思考作用として三種の形式と度分別、隨念分別を含むを以て有分別と言ふ可く、五識も尋伺の能働的位置を認

言むる故、有分別と言ふ可きなれど、今は無分別と言ふ性は判断推理等の隨言ひて所謂分別を隨念計度の二に限りて言へるが故に無分別と言へるなり。【意地】地は所依の義、意にして所依なれば意地と言ふ。【三五】次に十八界の諸法中、主觀客觀の分別、生觀客觀の有無に就て分別す。【有執受】感覺を生ずるもの換言すれば有情が所依とし、依所として觸に隨うて苦樂を領納する生理感を有するものなり。無執度は之に反す。【七心と等】此頌は十八界法の主客の判別と有無執受の分別とを説く。受七心とは眼等の六識と意根とを指す。

五識身は自性有り、而も餘の二無きに由りて、無分別と説く。一足の馬を名けて無足と爲すが如し。

自性分別は體、唯是れ尋なり。後の心所の中に自ら當に辯釋すべし。

餘の二分別は、其次第の如く意地の散慧と諸念とを體と爲す。

散とは、謂く、定に定ざるなり。意識相應の散慧を、名けて計度分別と爲す。

若は定にもあれ、若は散にもあれ、意識と相應する諸の念をば、名けて隨念分別と爲す。

(三五) 是の如く已に有尋伺等を説けり。

十八界の中、幾か有所緣にして、幾か無所緣なる。幾か有執受にして、幾か無執受なる。

頌に曰はく、

七心と法界の半とは、有所緣なり、餘は無なり

前の八界及び聲とは、無執受なり、餘は二なり

論じて曰はく、六識と眼界と及び法界に攝する諸の心所法とを、有所緣と名く。能く

境を取るが故に。

餘の十色界と及び法界に攝する不相應法とを、無所緣と名くべし。義、准じて成ずるが

故に。

法界の半とは法界所攝の四十六心所なり。

【所餘の九界】五根と色香味觸の四

是の如く已に有所緣等を説けり。十八界の中にて九は無執受なり。

前の七心界と、及び法界の全との此八と、及び聲は、皆無執受なり。

所餘の九界は各二門に通ず。謂く、有執受と無執受との故に。眼等の五根は現在世に住するをば、有執受と名け、過去未來は無執受と名く。色香味觸も現在世に住して五根を離れざるをば、有執受と名け、若し現在に住するとも、根を離れざるに非ざると過去未來

なるとは、無執受と名く、身内に在りても根と合するを除いて、髮毛爪齒大小便利痰唾血等と、及び身外に在る地水等の中の色香味觸との如きは、現世に在りと雖も、而も無執受なり。

有執受とは此れ何の義を言ふや。

心心所法の共に執持攝して依處と爲す所のものを、有執受と名く。損と六益と展轉して、更に相隨ふが故に。即ち諸の世間に覺觸有りと説く。衆緣の觸るる所、樂等を覺するが故に。

此と相違するを、無執受と名く。

(三六)

是の如く已に有所緣等を説けり。

十八界の中、幾か大種の性にして、幾か所造の性なる。幾か可積集にして、幾

【三六】次に十八界の法の成立に就て分別す。

【觸界の等】此類
の大意は十八界の
中色法に就てのみ
適應さるゝが故に
心法を除き、其中
觸界は大種を含み
又所造色を攝して
大種及び所造の二
門に互り、五色根
及び四境は專ら所
造なり。法界中の
無表は所造の性に
して他は心法に類
す。而て餘處門と
しては五根四境の
色界は極微の成立
にして他は極微に
關係なしとの意な
り。

【堅性等】堅濕煖

動。【滑性等】輕重滑

濕飢渴冷。

【覺天】(Jāna)

【契經】(Sūtra)

【阿含】(Sāma-sam-

【阿含十三の一七

か非積集なる。

觸界の中には二有り、餘の九色は所造なり

法の一分も亦然り、十色は可積集なり

論じて曰はく、觸界は二に通ず。謂く、大種及び所造なり。

大種に四有り。謂く、堅性等なり

所造に七有り。謂く、滑性等なり。大種に依りて生ずるが故に、所造と名く。

餘の九色界は、唯是れ所造なり。謂く、五色根と色等の四境となり。

法界の一分たる無表業色も亦唯所造なり。

餘の七心界と法界の一分に無表色を除くとは、俱に二種に非ず。

尊者覺天は是の如きの説を作す、「十種の色處は唯大種の性のみ」と。

彼の説は然らず。契經に唯堅等の四相を説いて大種と爲すが故に。

此四大種は唯觸の攝なり。故に堅濕等は眼等の取る所に非ず。色聲等は身根の覺する所

に非ず。是故に彼の説は、理定んて然らざるなり。

又契經に説かく、「苾芻、當に知るべし。眼は、謂く、内處の四大種の所造の淨色にして、

有色、無見、有對なり。乃至身處も廣く説くこと亦爾なり。

苾芻、當に知るべし。色は、謂く、外處の四大種の所造にして、有色、有見、有對なり。

【契經の中に】 雜阿含十一の一。

【彼經】 雜阿含十一の前に引用の經を指す。
【入胎經】 佛が難陀の爲に入胎の相を説ける經典。
【六界】 地水火風空識。

【契經に想受等】 雜阿含二十一。

聲は、謂く、外處の四大種の所造にして、有色、無見、有對なり。香味の二處も廣く説くこと亦爾なり。觸は、謂く、外處なり。是は四大種及び四大種の所造にして、有色、無見、有對なり。

是の如く經の中に、唯觸處に四大種を攝すと説いて、分明に餘の有色處の皆大種に非ざることゝ顯示せるあり。

若し爾らば何が故に契經の中に、「謂く、眼の肉團の中に於て、若は内の各別の堅性、堅類」と言ひ、乃至廣く説くや。

彼は、眼根を離れざる肉團に堅性等有りと言へるものにして、相違の過無し。

入胎經の中に唯六界を説いて士夫と爲すは、能く士夫の本を成ずる事を顯はさんが爲のみ、唯爾所のみ非ず。彼經には、復六觸處を説けるが故に。

又、諸の心所は、應に有ること非ざるべきが故に。亦執して心所即ち心なりともすべからず。契經に「想受等の心所法は、心に依止す」と言ふを以ての故に。又亦有貪心等を説くが故に。

此れ由りて前に説く所の如き、諸の界の大種と所造との差別の義成す。

是の如く已に大種の性等を説きつ。

十八界の中、五根、五境の十有色界は是れ可積集なり。極微の聚なるが故に。

義、准するに餘の八は可積集に非ず。極微に非ざるが故に。

【七】次に十八界中特に物質的存在に關して、切斷せらるるものと否と燒くこと可能のものとの否と、計量せらるるものと否との分別門を説く。

【外の四界】色香味觸を指す。

【色根は所研と名けず】研は全斷の義にして彼此相分斷するものなれば此色根を斷する時彼此共に舊態を失し斷たれしもの身根たる意義なきに至るが故なり。

三三七の如く已に可積集等を説けり。

十八界の中、幾か能研にして、幾か所研なる。幾か能燒にして、幾か所燒なる。

幾か能研にして、幾か所稱なる。

頌に曰はく、

謂く唯外の四界のみ、能研及び所研あり

亦は所燒と能稱となり、能燒と所稱には諍あり

論じて曰はく、色香味觸は斧薪等を成す。此を即ち、名けて能研所研と爲す。

何なる法をか研と名くる。

薪等の色聚の相逼りて續生するを、斧等の分隔して各をして續起せしむ。此法を研と名く。

身等の色根は所研と名けず。全く斷じて二を成ぜしむべきに非ざるが故に、身根等は二分を成すべきに非ず。支分は身を離るれば則ち根無きが故に。

又身根等は亦能研にも非ず。淨妙なるを以ての故に。珠寶の光の如し。

能研、所研の體は、唯外の四界なるが如く、所燒、能稱も其體亦爾なり。謂く、唯外の四界を所燒、能稱と名く。

身等の色根も亦二事に非ず、淨妙なるを以ての故に。珠寶の光の如し。

身等の色根も亦二事に非ず、淨妙なるを以ての故に。珠寶の光の如し。

身等の色根も亦二事に非ず、淨妙なるを以ての故に。珠寶の光の如し。

身等の色根も亦二事に非ず、淨妙なるを以ての故に。珠寶の光の如し。

【三八】次に五類門分別を明す。十八界の諸法を五類を以て分類分別す。

【異熟生】(vipākā)因果其性を異にし成熟せる業果

【等流性】(santāna)前後二者が因果的に相關する時、兩者同一性質ならば後者を等流性と言ひ前者を同類因と言ふ。

【内の五は等】此頌の大意は十八界の中、五根は異熟生、所長養、聲は等流、所長養、色は香等の四界は異熟生、所長養、等流性、七心界は異熟

聲界は總じて非なり。相續せざるが故に。

能焼と所稱とは異の諍論有り。

謂く、或は説くもの有り、「能焼と所稱とは、體亦前の如く、唯外の四界なり」と。或は復説くもの有り、「唯火界のみ有りて能焼と名くべく、所稱は唯重のみ」と。

(三八)の如く已に能所研等を説けり。

十八界の中、幾か異熟生、幾か所長養、幾か等流の性、幾か有實事、幾か一刹那なる。

頌に曰はく、

内の五は熟と養と有り、聲には異熟生無し

ハの無礙は等流と、亦異熟生との性なり

餘は三なり、實は唯法なり、刹那は唯後の三のみ

論じて曰はく、「内の五」とは即ち是れ眼等の五界なり。異熟生及び所長養有りて等流無

きは、異熟生及び所長養を離れて、別の性無きが故なり。

異熟因の所生を異熟生と名く。牛に駕する所の車を、名けて牛車と曰ふが如し。中の言を略し去るが故に、是説を作せるなり。

或は所造の業の得果の時に至り、變じて而も能く熟するが故に異熟と名け、果の彼より

生、等流、一刹那、法界は異熟生、等流性、有實生、一刹那たることを説く。

【内】 自己の意。

【六觸處】 六根のこと。
【資助】 塗油、洗浴等を指す。

【第三傳】 過去の善惡業を第一傳とし、其業所造の諸大種を第二傳とし、其諸大種所生の聲を第三傳と謂ふなり。要する直接の因にあらず間接的なりとの意。

生ずるを異熟生と名く。

彼の得する所の果は因と別類にして、而も是れ所熟なり、故に異熟と名く。

或は因の上に於て、假に果の名を立つること、果の上に於て、假に因の名を立つるが如し。

契經に説くが如し、「今の六觸處は應に知るべし、即ち是れ昔造れる所の業なり」と。

飲食と資助と睡眠と等持との勝縁に益せらるるを、所長養と名く。

有が説かく、「梵行も亦能長養なり」と。此は唯損する無きのみにして、別に益すること有るには非ず。

長養は相續すること有りて常に能く異熟の相續を護持すること、猶し外郭の内城を防禦するが如し。

聲には等流及び、所長養有れども異熟生無し。

所以は何ん。

欲に隨つて轉ずるが故なり。

若し爾らば、應に施設論に、「善く惡語を遠離することを修するが故に、大士は梵音聲の相を得ず」と説くべからず。

有が説かく、「聲は第三傳に屬するが故に、彼に由りて生ずると雖も、而も異熟には非ず。

謂く、彼業より諸の大種を生じ、諸の大種より縁によりて聲を擧發す」と。

【若し爾らば等】
世親の説にして第三傳、第五傳の説を破す。

【通行因】(Sarva
tragen-letu) 六因の一にして苦諦の理に惑ふ十惑の中の七惑、集諦の理に迷ふ七惑の中の四は一切煩惱の因たるが故通行惑と言ひ、是を通行因と言ふ。

【六の三】 六根六境六識を指す。

【苦法忍】 八忍、十六心の一。

有が説かく、「聲は第五傳に屬するが故に、彼に由りて生ずと雖も、而も異熟に非ず。謂く彼業は異熟の大種を生じ、此より傳へて長養の大種を生じ、此は復傳へて等流の大種を生じ、此は乃ち聲を生ず」と。

若し爾らば、身受は、業の生ずる所の大種より生ずるが故に異熟に非ざるべし。若し受にして、聲の如くならば、便ち正理に違す。

「八の無塵」とは七心と法界となり。此には等流と異熟生との性有り。同類、通行因の所生の者は、是れ等流の性なり。若し異熟因の引生ずる所の者を異熟生と名く。諸の無塵の法は、積集すること無きが故に、所長養には非ず。

「餘」とは、謂く、餘の四、色香味觸にして、皆三種に通じ、異熟生有り、所長養有り、等流性有り。

「實は唯法なり」とは、實とは、謂く、無爲なり。堅實なるを以ての故に。此は法界に攝す。故に唯法界をのみ獨り有實と名く。

意と法と意識とを名けて「後の三」と爲す。六の三の中に於て最後に説くが故に。唯此三界に一刹那有り。謂く、初無漏の苦法忍品は等流に非ざるが故に、一刹那と名く。此れ究竟して等流に非ざる者を説く。餘の有爲法は、等流に非ざるは無し。

苦法忍と相應する心を、意界とも意識界とも名け、餘の俱起の法を、名けて法界と爲す。

【三九】次に十八界の諸法（六根、六識、六境）と得即ち有部宗義に説く結合原理たる實在との關係を分割分類す。

【眼と等】此類は一例として眼根を眼識に望めて獲の四句分別を説く。第一句は眼根を獲し眼識を獲せず。第二句は眼識を獲し眼根を獲せず。第三句は眼識眼根俱に同時に獲す。第四句は二俱に獲せずとなり。【彼】前の上三定を指す。【二界】眼根、眼識。【梵世】梵天の世界にして初禪の意

（三九）かく、是の如く已に異熟生等を説けり。

今應に思擇すべし。若し眼界の、先には成熟せざりしも、今は成就することを得、亦眼識有りとせんや。

若し眼識界の、先には成就せざりしも、今は成就することを得、亦、眼界もありとせんや。

是の如き等の問をば、今應に略して答ふべし。
頌に曰はく、

眼と眼識界とは、獨と俱との得と非と等なり

論じて曰はく、獨得とは、謂く、或は眼界の、先に成就せずして今成就することを得、眼識には非ざる有り。謂く、欲界に生じて眼根を漸く得すると及び無色より没して、二三の靜慮地に生ずる時となり。

或は眼識の、先には成就せずして今成就することを得、眼界には非ざる有り。謂く、二三の靜慮地に生じて、眼識の現起すると及び彼より没して下地に生ずる時となり。

俱得とは、謂く、或は二界の、先には成就せずして今は成就することを得る有り。謂く、無色より没して欲界及び梵世に生ずる時なり。

「非」とは俱に非なるなり。謂く、前相を除く。

「等」とは、謂く、若し眼界を成就する有らば、亦眼識をもせんやとなり。

應に四句を作るべし。第一句は、謂く、一三四の靜慮地に生じて、眼識の起らざるなり。第二句は、謂く、欲界に生じて未だ眼根を得せざると、及び得し已りて失ふとなり。第三句は、謂く、欲界に生じて眼を得して失はざると、及び梵世に生じ、若し二三四の靜慮地に生じて正しく色を見る時となり。第四句は、謂く、前の相を除く。

是の如く、眼界と色界と、眼識と色界とを得し成就する等のこと、理の如く應に思ふべし。是の如き未だ説かざる所の義を擲せんが爲に、是故に、頌中に總じて復等と言へるなり。

【四】次に十八界諸法の内外門分別を明す。

是の如く已に得と成就等とを説けり。

十八界の中に、幾か内にして、幾か外なる。

頌に曰はく、

内は十二にして眼等なり、色等の六を外と爲す

論じて曰はく、六根と六識との十二を、内と名く。外とは、謂く、所餘の色等の六境なり。

私の依を内と名く。外とは、謂く、此餘なり。

私の體既に無なり。内外何んが有らん。

我執の依止なるが故に、假に心を説いて我と爲す。

【餘處】 正法念經
二十七卷十一丁を
指す。

【自宗】 毘婆沙宗
にして即ち有部を
指す。

【二】 次に同分彼
同分の分別門を明
す。同分とは不相
應行法の一にして
彼同分に對す。根

故に契經に説かく、

善く我を調伏するに由りて、智者は天に生ずることを得

世尊は餘處には、「心を調伏す」と説きたまふ。契經に言ふが如し。

應に善く心を調伏すべし、心調へば能く樂を引く

故に但心に於て假に説いて我と爲す。眼等は、此が所依と爲りて、親近なるが故に、説

いて内と名け、色等は、此が所縁と爲りて、疎遠なるが故に、説いて外と名く。

若し爾らば、六識は應に内と名けざるべし。未だ意の位に至らざるは、心の依に非ざる

が故に。

意の位に至れる時も、六識界を失はず。未だ意の位に至らざるも、亦意の相を越ゆるに

非ず。

若し此に異らば、意界は唯應に過去世にのみ在りて、六識は唯現在と未來とのみに在る

べし。便ち自宗に、十八界は皆三世に通すと許すに違はん。

又若し未來と現在との六識に、意界の相無くんば、過去の意界も亦應に立せざるべし。

相は三世に於て、改易無きが故に。

(自宗に) 内外を説けり。

十八界の中、幾か是れ同分にして、幾か彼同分なる。

境識の三者和合して各自己の業作をなす。即ち眼識は色境を、色境は眼識を縁ぜらるる如く主觀は主觀、客觀は客觀としての活動を言ふ。彼同分とは其の可能性に止るを言ふ。今十八界諸法の其分類たり。

【若し境は等】此段境同分を説明す。一般に對象の同分とは現在主觀に縁ぜられずとも、過未何れにても縁ずること定るものは同分と(對象の)名くと言ふ。諸法無我の觀念を指す。

【自體】無邊の意識其自體の意。【俱有の法】得及び生住異滅の四相を言ふ。此得四相は萬有變化の必然的原理なれば諸法に遍しと言ふなり。

頌に曰はく、

法は同分なり、餘は二なり、自業を作すと作さざるとなり

論じて曰はく、「法は同分なり」とは、謂く、一の法界は唯是れ同分なるなり。

若し境は識の與に、定んで所縁と爲るとき、識、其中に於て、已に生ぜると生ずべきとを法とす。此所縁の境を、説いて同分と名く。

一の法界として其中に於て已と正と當とに、無邊の意識を生ぜざるは無し。諸の聖者の決定して心を生じ、一切法は皆無我と爲すと觀するに由りてなり。

彼は、自體と及び俱有の法とを除く餘の一切の法をば、皆所縁と爲す。是の如く除かれたるものは、亦第二念の心の所縁の境なり。此二念の心は、一切の境を縁じて周遍せざる無し。是故に法界を恆に同分と名く。

「餘は一なり」とは、謂く、餘の十七界は皆同分及び彼同分有り。何をか同分彼同分と名くるや。

謂く、自業を作すと自業を作さざるとなり。

若し自業を作さば名けて同分と爲し、自業を作さざれば彼同分と名く。

此中に於て眼界は色を見ること有るに於て、已と正と當との見を、同分眼と名く。是の如く廣く説いて、乃至意界も、各自の境に於て應に自用を説くべし。

迦濕彌羅國の毘婆沙師の説かく、「彼同分の眼に但四種有り。謂く、色を見ずして、已と正

【有識屬】 識根共に具備して而も縁の故に生ぜずして終るものを言ふ

【無識屬】 根のみ有りて識なく、爲に不生に終るものを言ふ

【彼同分】 意根は心法の故に起れば必ず縁するを以て同分なり。故に其

彼同分は畢竟不生法なり。

【相續】 身經の意

と當とに滅するものと及び不生の法となり」と。

西方の諸師は、「五種有り」と説く。謂く、不生法を復聞いて二と爲す、一には有識屬、二

には無識屬なり、乃至身界も應に知るべし、亦然りと。

意の彼同分は唯不生法のみなり。

色界は、眼の爲に已と正と當とに見らるるを同分の色と名く。

彼同分の色には亦四種有り。謂く、眼の見に非ずして、已と正と當とに滅すると及び不生の法となり。

廣く説いて乃至觸界も亦爾なり。各自根に對して應に自用を説くべし。

應に知るべし、同分及び彼同分は、眼若し一に於て是れ同分ならば、餘の一切に於ても

亦同分なり。彼同分も亦是の如し。

廣く説いて乃至至意界も亦爾なり。色は即ち然らず。見者に於ては是れ同分なるものも、

不見者に於ては是れ彼同分なり。

所以は何ん。

色には是事有り。謂く、一の見る所は亦多の見る所なり。月、舞、相撲等の色を觀るが

如し。眼には是事無し。謂く、一の眼根にて二能く色を見ることなし。眼は不共なるが故

に、一の相續に依りて同分及び彼同分を建立すれども、色は是れ共なるが故に、多くの相

續に依りて、同分と及び彼同分とを建立す。

色界を説くが如く、聲、香、味、觸も、應に知るべし、亦爾なり。
 聲は色の如くなるべし。香、味、觸の三は根に至りて方に取る。是れ不共なるが故に、
 一のみ取りて、餘に非ず。理として應に眼等の如くなるべくして、應に色の如くに説くべ
 からざらん。

是理は有りと雖も共有るべし。

所以は何ん。

香等の三界は、一及び餘に於て、皆鼻等の識を生ずべきの義有るも、眼等は然らざるが
 故に、色の如くに説くべきなり。

眼等の六識の、同分と彼同分とは、生と不生との法なるが故に、意界の如くに説くべし。
 云何が同分と彼同分との義なる。

根と境と識との三の、更に相交渉するが故に、名けて分と爲す。或は復分とは是れ己の
 作用あることなり。或は復分とは是れ所生の觸なり。

同じく此分有るが故に、同分と名く。
 此と相違するを彼同分と名く。同分に非ずして、彼同分の與に種類の分の同じきに由り
 て、彼同分と名く。

【四三】次に修行的

見地より三隣門

(見道隣、修道隣、非所隣)に約して、十八界を分別す。

【所生の觸】根境

識の三者の交渉觸

滿の證なり。從て

所謂自分たるの意

義を各自完ふせる

なり。故に觸を分

と名くとの意。

【四二】でどうぶんおよびひどうぶんを説けり。

【非所斷】(A-ley) 擇滅、無爲の如き見道位、修道位に於て斷ぜられざる無漏法の意なり。即ち無漏法は斷ぜられざる法なればなり。

【三種】見所斷、修所斷、非所斷。

【八十八の隨眠】四諦の理に迷ふ迷理の惑にして見惑を言ふ。

【隨行を并せたる得】隨得と其同相の特性を言ふ。

【不染の法】有漏の善及び無覆無記の法。

【非六生】非第六意識生の義にして眼等の五根に依て生ずる前五識。

【苦法の位】見道の初位にして所

十八界の中、幾か見所斷、幾か修所斷、幾か非所斷なる。須に曰はく、

十五は唯修斷なり、後の三界は三に通ず
不染と非六生と、色とは定んで見斷に非ず

論じて曰はく、十五界とは、謂く、十色界と及び五識界となり。「唯修斷」とは、此十五界の唯修所斷なるなり。

「後の三界」とは、眼界と法界と及び意識界となり。

「三に通ず」とは、謂く、此後の三界は各三種に通ずるなり。

八十八の隨眠と及び彼が俱有の法と、隨行を并せたる得とは、皆見所斷なり。諸餘の有漏は皆修所斷なり。一切の無漏は、皆非所斷なり。

豈更に見所斷の法有らざらんや。謂く、異生性及及び惡趣を招く身語業等となり。此は聖道と極めて相違するが故に。

爾りと雖も、此法は見所斷に非ず。

略して彼の相を説かんに、謂く、不染の法と非六生と、色とは、定んで見斷に非ず。其異生性は、是不染汗無記の性に攝す、已に離欲せる者も善根を斷ぜる者も、猶成就するが故に。此異生性にして若し見所斷ならば、苦法の位は應に是れ異生なるべし。

六とは、謂く、意處なり。此に異なりて生ずるを非六生と名く。是は眼等の五根より生

斷の煩惱と能斷の
智と併有的に現在
する位。從て異生
性と聖者性一人に
併有すべき理なり

【四三】次に十八界
法の見非見分別門
を明す。見とは心
見眼見を含む。

【法界の一分なる
見】心見の意にし
て、法界中の八心
所を皆す。蓋し推
理判斷を以て物を
觀察する意。

する義にして即ち五識等なり。

色とは、謂く、一切身語の業等なり。

前と及び此色とは、定んで見斷に非ず。

所以は何ん。

諦理に迷ふと親しく發起するとに非ざるが故に。

【四三】次に十八界
法の見非見分別門
を明す。見とは心
見眼見を含む。

是の如く已に見所斷等を説けり。
十八界の中、幾か是れ見にして、幾か非見なる。

頌に曰はく、

眼と法界の一分の、八種とを説いて見と名く

五識俱生の慧は、見に非ず、不度なるが故に

眼の色を見るは同分なり、彼能依の識に非ず

傳説すらく、被障の諸色を觀ること能はざるが故に

論じて曰はく、眼の全は是れ見なり。

法界の一分なる八種も是れ見なり。餘は皆見に非ず。

何等をか八と爲す。

謂く、身見等の五の染汙の見と世間の正見と有學の正見と無學の正見となり。

法界の中に於て、此八は是れ見なり。所餘は見に非ず。身見等の五は隨眠品の中に、時至りて當に説くべし。

世間の正見とは、謂く、意識相應の善の有漏慧なり。有學の正見とは、謂く、有學身中の諸の有漏の見なり。

無學の正見とは、謂く、無學身中の諸の有漏の見なり。譬へば夜分と晝分と有雲と無雲との衆の色像を觀るに、明味異なるが如く、是の如く

世間の諸見の有染と無染と學無學の見とは、法相を觀察するに、明味同じからず。何が故に世間の正見は、唯意識のみの相應なる。

五識俱生の慧は、決度すること能はざるを以ての故に。審慮を先と爲して、決度するを見と名く。五識と俱なる慧は是の如きの能無し。無分別なるを以てなり。是故に見に非ず。

此に准するに、所餘の染と無染との慧と及び諸の餘の法は、見に非ざること應に知るべし。

若し爾らば、眼根は決度すること能はず。云何が見と名くる。能く明利にして諸色を觀照するを以ての故に、亦見と名く。

若し眼見ならば、餘識の行する時にも亦應に見と名くべし。一切の眼、皆能く現見するには非ず。

【若し爾らば等】
以下、根見、識見
兩説の論争を説く

【傳説】 論主の意

誰か能く現見する。

謂く、同分の眼の識と合する位に能く見るものにして、餘には非ず。

若し爾らば、則ち應に彼能依の識こそ色を見るものにして、眼には非ざるべし。

爾らず。眼識は定んで能見に非ず。

所以は何ん。

傳説すらく、「障色を觀ること能はざるが故に」と。

現に見るに、壁等に障へられたる諸色は、則ち觀ること能はず。若し識見ならば識は無

對なるが故に、壁等は礙へずして、應に障色をも見るべし。

障へられたる色に於て、眼識は生ぜず。識既に生ぜず。云何が當に見るべけん。

眼識は彼に於て、何が故に生ぜざる。

眼見と許さば、眼は有對なるが故に、障へられたる色に於て、見の功能無し。識と所依

と一境に轉するが故に、彼に於て眼識生ぜずと言ふべきなり。識見なりと許さば、何に緣

りて起らざる。

眼は、岩身根の如く、境と合して方に取るなれども、有對なるが故に、彼を見ずと言ふ

や。又頗抵迦、瑠璃、雲母、水等の障ふる所は、云何が見ることを得る。

是故に、眼は有對に由るが故に、障へられたる色に於て、見の功能無きにはあらず。

若し爾らば執する所の眼識は云何。

【床座の言聲】 床座は人の所依、能依の發言者を所依の床座で代示するなり。

若し是處に於て光明隔つること無くんば、障へられたる色に於て眼識は亦生ずれども、若し是處に於て光明隔つること有らば、障へられたる色に於て眼識は生ぜず。識既に生ぜず。故に見ること能はず。

然るに、經に「眼能く色を見る」と説くは、是見の所依なるが故に能見と説く。彼經に「意能く法を識る」と言ふが如きも、意能く識るに非ず。過去なるを以ての故に。

何者か能く識る。

謂く、是れ意識なり。意は是識の依なり。故に「能く識る」と説く。

或は所依に就いて能依の業を説く。世間に「床座の言聲」と説くが如し。

又經に「眼の識る所の色は、可愛にして可樂なり」と言ふが如し。然るに、實は此愛樂すべき色は、是れ眼の所識に非ず。

又經に「梵志當に知るべし、眼を以て門と爲す。唯色を見るが爲なり」と説くが如し。故に知る、眼識は眼門に依りて見るものなるを。亦應に門は即ち是れ見なりとは言ふべからざるを。

豈經に「眼を以て見と爲す、唯色を見んが爲なり」と説くべけんや。

若し識能く見ば、誰か復了別せん。

見と了別の二用は、何ぞ異らん。

即ち色を見るを以て、色を了すと名くるが故に。譬へば少分の慧を能見と名くれども、

亦能く簡擇するが如く、是の如く少分の識も能見と名くれども、亦能く了別す。餘の難ずるもの有り。言はく、「若し眼能く見て、眼は是れ見者ならば、誰か是れ見の用なる」と。

此言は難に非ず。共に識は是れ能く了別すと許せども、然も了者と了用との不同無きが如く、見も亦應に爾るべし。

有餘のひと復言はく、「眼識は能く見る。是れ見の所依なるが故に、眼も亦能見と名く。鳴の所依なるが故に。亦鐘、能く鳴ると説くが如し」と。

若し爾らば、眼根は識の所依なるが故に、應に能識と名くべし。是の如き失無し。世間に同じく、眼識は是れ見ると許す。彼の生ずる時能く色を見る」と説いて、「色を識る」とは言はざるに由る。

毘婆沙の中に亦是説を作す、「若し眼の所得と眼識の所受とを説いて、所見と名く」と。是故に但眼を説いて能見と名け、能識とは名けず。唯識の現前するを、「能く色を識る」と説く。譬へば日を説いて、能く晝を作すと名くるが如し。

經部の諸師は、是説を作すこと有り。

「如何が共に聚りて、虚空を撞撃する。眼と色等とを緣として、眼識を生ず。此等は見に於て、孰をか能所と爲さん。唯法と因果とあるのみ。實に作用無し。世情に順ふが爲に假に言説を興し、眼を能見と名け、識を能了と名くるなり。智者は中に於て應に封著すべき

【四四】次に色を見る時の眼の作用に於て一眼作用か二眼俱用かを明す。

【四五】次に根境の認識過程に於ける直接、間接の根境關係を明す。直接の場合の境を至境間接の場合を非至の境と言ふ。前者を合中知と言ひ、後者を離中知と言ふ。

にあらず。世尊の説きたまふが如し。方域の言詞は應に堅く執すべからず、世俗の着想は應に固く求むべからず一と。

然るに迦濕彌羅國の毘婆沙宗は、眼能く見、耳能く聞き、鼻能く嗅ぎ、舌能く嘗め、身能く覺し、意能く了すと説く。

(四四) 色を見る時に於て一眼のみ見ると爲んや。二眼見ると爲んや。

此に定准無し。

或は二眼俱時なり、色を見ること分明なるが故に

論じて曰はく、阿毘達磨の諸大論師は、咸言はく、「或時には二眼俱に見る。二眼を開くときは、色を見ること分明なるも、一眼を開く時は分明ならざるを以ての故に」と。

又一眼を開いて一眼前に於て二月等を見、一を閉じて一に觸るれば、此事具無し。是故に或時は二眼俱に見る。所依別にして識の二分を成ずるに非ず。

住すること方無きが故に、礙色に同じからず。

(四五) 若し此宗に眼は見、耳は聞き、乃至意は了すと説かば、彼所取の境を根の正しく取る時、

至と爲んや不至とせんや。

頌に曰はく、

眼と耳と意との根と境とは、不至になり三は相違す

論じて曰はく、眼・耳・意の根は非至の境を取る。

謂く、眼は能く遠處の諸色を見るも、眼中の雲等は則ち觀ること能はず。耳は亦能く遠

處の聲響を聞くも、耳根に逼る者は則ち聞くこと能はず。

若し眼と耳との根にして、唯至境のみを取らば、則ち修定者は應に天の眼、耳の根を修

生ぜざるべし。鼻根等の如し。

若し眼能く不至の色を見ば、何が故に普く一切の遠、有障等の不至の諸色を見ること能

はざる。

如何が鐵有は不至の鐵を吸ふに、一切の不至の鐵を吸ふに非ざる。

至の境を見るに執するも亦此類に同じ。何が故に普く一切の眼藥、壽等の、眼に至る諸

色を見ること能はざる。

又鼻等は能く至の境を取るも、然も一切の根と俱有の香等を取ること能はざるが如く、

是の如く眼根は不至を見ると雖も、而も一切に非ず。

耳根も亦爾り。

意は、色無きが故に能く至有るに非ず。

有が執すらく、「耳根は通じて至の境及び不至の境を取る。自の耳の中の聲も亦能く聞く

【遠有障】 遠は遠色、有障とは被障にして是等は不至の境との意。

【壽】 日藥を點ずるへらを言ふ。

【有が】 成實論四の耳鳴の説を指す

【無間】 直接に根境相接する義なり

【劫壞】 佛敎世界の觀に於ける最後の大破壊を言ふ。

が故に」と。

所餘の鼻等の三の有根は上と相違し、唯香の境をのみ取る。

如何が、鼻は唯至の香をのみ取ることを知る。

斷息の時に香を饜がざるに由るが故に。

如何なるを至と名くる。

謂く、無間に生ずるなり。

又諸の極微は相觸ると爲んや不や。

迦濕彌羅國の毘婆沙師は説かく、「相觸れず」と。

所以は何ん。

若し諸の極微、遍體にて相觸るれば、即ち實物の體相雜るの過有り。

若し一分に觸るれば、有分の失を成ぜん。然るに諸の極微は更に細分あること無し。

若し爾らば何が故に相擊つて聲を發する。

但極微の無間に生ずるに由るが故に。

若し相觸ると許さば、石を撃ち手を拊つに、體應に相揉すべし。

相觸れずんば聚色の相擊つとき、云何が散らざる。

風界の攝持するが故に、散ぜざらしむ。

或は風界有りて能く壞散せしむる有り。劫壞の時の如し、或は風界有りて能く成に攝す

【劫成】世界の創成を言ふ。

【是觸】諸極微積集の和合色を言ふ【非觸】和合色の根本要素たる極微を指す。

【向遊塵】向は北の出窓にして、日光に反窓せられて見ゆる窓中飛舞の微塵を言ふ。

る有り。劫成の時の如し。

云何が三根は、無間に生ずるに由りて至の境を取ると名くる。即ち無間に由りて至の境を取ると名く。謂く、中間に於て都て片物無し。又和合の色は分有りと許すが故に、相觸るるも失無し。

此理を許すに由りて、毘婆沙の文義は善く成立す。故に彼に問うて曰はく、「諸の是觸の物は、是觸を因と爲すが故に生ずと爲んや。非觸を因と爲すが故に生ずと爲んや」と。

諸の非觸の物も間を爲すこと亦爾なり。彼には此理に就いて不定の答を爲せり。有時は是觸を因と爲して非觸を生ず。謂く、和合せる物の正しく離散する時なり。有時は非觸を因と爲して是觸を生ず。謂く、離散せる物の正しく和合する時なり。有時は是觸を因と爲して是觸を生ず。謂く、和合せる物の復和合する時なり。

有時は非觸を因と爲して非觸を生ず。謂く、向遊塵の同類相續するなり。尊者世友は説かく、「諸の極微にして相觸るれば、即ち應に住して後念に至るべし」と。然るに大徳説かく、「一切の極微は、實に相觸れず。但無間に由りて假に觸の名を立つし。」

此大徳の意は應に愛樂すべし。若し、此に異らば是れ諸の極微は應に間隙有るべし。中間既に空ならば誰か其行を障

若し、此に異らば是れ諸の極微は應に間隙有るべし。中間既に空ならば誰か其行を障

へ、許して有對と爲ん。

又極微を離れて和合の色無し。

和合にして相觸るれば、即ち極微に觸る。

變礙すべきが如く此も亦應に觸るべし。

又極微に若し方分有りと許さば、觸と不觸とに皆應に分有るべし。若し方分無ければ

ひ相觸ると許すとも亦斯過無し。

【四】次に十八界諸法の認識過程に於ける量的關係を明す。

又眼等の根は自の境に於て、唯等量を取りて速疾に轉ずるが故に、旋火輪の如く大山等

を見たと爲んや。自の境に於て通じて等量不等量を取ると爲んや。

頌に曰はく、
應に知るべし鼻等の三は、唯等量の境を取る

論じて曰はく、前に、至の境は鼻等の三根なりと説けり。

應に知るべし。唯能く等量の境を取る。

根の微の量如く、境の微も亦然なり。相稱うて、合して鼻等の識を生ずるが故に。

眼と耳とは不定なり。

謂く、眼は色に於て、有時は小を取ること毛端を見るが如く、有時は大を取ること唇く

目を聞いて大山等を見るが如く、有時は等を取ること葡萄を見るが如し。

是の如く耳根は、蚊雷等の所發の種種の大小の音聲を聞くに、其所應に隨つて小大等の量なり。

意は質礙無し。其形量差別を辯ずべからず。

【七】次に極微に關する諸説論。

【頤胝迦】(Sphatika) 水晶の原語。

云何が眼等の諸根の極微は安布差別せる。

眼根の極微は眼星の上在りて、傍布して住し、香菱花の如く、清徹映覆して、分散すること無からしむ。

有が説かく、「重累して丸の如くにして住す。體の清徹なるが故に、頤胝迦の如く相障礙せず」と。

耳根の極微は耳穴の内に居し、旋環して住し、樺皮を卷けるが如し。

鼻根の極微は鼻顛の内に居し、背を上へ面を下にし爪甲を雙べたるが如し。

北初の三根は、横に行度を作し處に高下無し。華鬘を冠するが如し。

舌根の極微は舌上に布在し、形半月の如し。

傳説すらく、舌の中には毛端の量の如き、舌根の極微の、遍する所と爲るに非ざるあり。

身根の極微は、遍く身分に住し、身形の量の如し。

女根の極微は形鼓の如く、男根の極微は形指緒の如し。

眼根の極微は、有時は一切皆是れ同分なり。有時は一切皆彼同分なり。有時は一分は是

【四六】次に六識の心性活動の心理的根に關して、所依的規定を明す。

れ彼同分にして、餘は是れ同分なり。乃至舌根の極微も亦爾なり。

身根の極微は定んで一切皆是れ同分なること無し。乃至、極熱捺落迦の中に猛焰の身に纏ふとも、猶無量の身根の極微の、是れ彼同分なる有り。

傳説すらく、身根にして設し遍く識を發さば、身は應に散壞すべし。根と境とは、各一極微を所依の縁と爲して能く身識を發すること無く、五識は決定して多微を積集して、方に所依と所縁との性を成ずるを以ての故に。

即ち此理に由りて亦極微を説いて、無見の體と名く。不可見なるが故に。

(四七)前に説く所の如く、識に六種有り。謂く、眼識界乃至意識なり。

五識は唯現在を縁じ、意識は通じて三世非世を縁するが如く、是の如く諸の識の依も亦爾なりと爲んや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

後の依は唯過去なり、五識の依は或は俱なり

論じて曰はく、意識は唯無間滅の意に依る。

眼等の五識の所依は、或は俱なり。「或は」の言は、此も亦過去に依ることを表す。

眼根は是れ眼識が俱生の所依なり。是の如くにして乃至身は是れ身識が俱生の所依なり。同じく現世なるが故に。無間滅の意は是れ過去の依なり。此五識身の所依は各二あり。謂く、眼等の五は是れ別の所依にして、意根は五の爲に通じて所依の性となる。

故に是の如く説く。

「若し是れ眼識の所依の性なる者は、即ち是れ眼識の等無間縁なりや。設し是れ眼識の等無間縁なる者は、復是れ眼識の所依の性なるや。

應に四句を作るべし。

第一の句は、謂く、俱生の眼根なり。第二の句は、謂く、無間滅の心所の法界なり。第三の句は、謂く過去の意根なり。第四の句は、謂く、所説の法を除けるものなり。

乃至身識も亦兩り、各各應に自根を説くべし。

意識は應に前句に順する答を作すべし。

謂く、是れ意識所依の性なるは、定んで是れ意識の等無間縁なり。是れ意識の等無間縁にして、意識の與に所依の性と爲るに非ざるもの有り。謂く、無間滅の心所の法界なり」と。

【四九】次に生識の縁として根をのみ所依と名け、境を説かざる理由に就ての問答分別を明す。

【等無間縁】(Samantaraparivaya) 開導依とも言ひ前念の心心所が過去に滅して後念の心所を生起せしむる所依となるを言ふ。

(四九)に由りてか、識の起るは俱に二縁に託するに、所依の名を得るは根にのみ在りて、境には非ざる。

頌に曰はく、

根の變ずるに隨つて識にも異あり、故に眼等を依と名く

論じて曰はく、「眼等」とは、即ち是れ眼等の六界なり。

眼等の根に轉變有るに由るが故に諸識も轉異す。根の増損に隨つて識に明味あるが故に。色等の變じて識をして異有らしむるには非ず。識は根に隨つて境に隨はざるを以ての故に。依の名は唯眼等に在りて、餘に非ず。

【五】次に識名の由來に就て説く。

(五)次に、何に緣てりか色等は正しく是れ所識なるに、而も眼識乃至意識と名けて、色識乃至法識とは名けざる。

頌に曰はく、

彼と及び不共因となり、故に根に隨つて識を説く

論じて曰はく、「彼」とは、謂く、前に説ける眼等を依と名くることなり。根は是れ依なるが故に、根に隨つて識を説く。

「及び不共」とは、謂く、眼は唯自らの眼識の所依なり。

色は亦通じて他身の眼識、及び通じて自他の意識に取らる、乃至身觸も、應に知るべし、亦爾なり。

所依の勝と及び不共因とに由るが故に、識は名を得ること根に隨つて境に非ず。鼓聲及

【五】次に認識作用に關聯しての根境身の地的規定を説く。

び麥芽等と名くるが如し。

(五) 身の所住に隨つて眼の色を見る時、身と眼と色と識との地は同じと爲んや不や。

應に此四は或は異り、或は同じと言ふべし。

謂く、欲界に生じて、若し自地の眼を以て、自地の色を見るは、四は皆自地なり。

若し初靜慮の眼を以て欲界の色を見るは、身と色とは欲界にして、眼と識とは初定なり。

初定の色を見るは、身は欲界に屬して、三は初定に屬す。

若し第二靜慮の眼を以て欲界の色を見るは、身と色とは欲界にして、眼は二定に屬し、

識は初定に屬す。

初定の色を見るには、身は欲界に屬し、眼は二定に屬し、色と識とは初定なり。

二定の色を見るは、身は欲界に屬し、眼と色とは二定にして、識は初定に屬す。

是の如く、若し三四靜慮地の眼を以て下地の色或は自地の色を見るも、理の如く應に思

ふべし。

初靜慮に生じて、若し自地の眼を以て自地の色を見るは、四は皆同地なり。

欲界の色を見るは三は初定に屬し、色は欲界に屬す。

若し二靜慮の眼を以て初定の色を見るは、三は初定に屬し、眼は二定に屬す。

欲界の色を見るは、身と識とは初定に、色は欲界に屬し、眼は二定に屬す。

初靜慮に生じて、若し自地の眼を以て自地の色を見るは、四は皆同地なり。

欲界の色を見るは三は初定に屬し、色は欲界に屬す。

若し二靜慮の眼を以て初定の色を見るは、三は初定に屬し、眼は二定に屬す。

欲界の色を見るは、身と識とは初定に、色は欲界に屬し、眼は二定に屬す。

二定の色を見るは、身と識とは初定にして、眼と色とは二定なり。

是の如く、苦し三四靜慮地の眼を以て、自地の色或は下上の色を見るも、理の如く應に思ふべし。

是の如く、二三四靜慮に生じて、自他の地の眼を以て自他の地の色を見ることがも、理の如く應に思ふべし。

餘の界も亦應に是の如くに分別すべし。

今當に略して此が決定の相を辯ずべし。

頌に曰はく、

眼は身よりも下ならず、色と識とは眼よりも上に非ず

色は識に於て一切なり、二を身に於てするも亦然り

眼の如く耳も亦然り、次の三は皆自地なり

身識は自と下地となり、意は不定なること應に知るべし

論じて曰はく、身と眼と色との三は皆五地に通ず。謂はく、欲界と四靜慮との中に在り、眼識は唯欲界と初定とのみに在り。

此中、眼根を身の生地に望むるに、或は等、或は上にして終に下に居らず。

色と識とを眼に望むるに、等と下にして上に非ず。下の眼は上の色を見ることが能はざるが故に、上の識は下地の眼に依らざるが故に。

色を識に望むるに、等と上と下とに通ず。

色と識とを身に於てするは、色を識に於てするが如し。

廣く耳界を説くこと、應に知るべし眼の如し。

謂く、耳は身よりも下ならず、聲と識とは耳よりも上に非ず。聲は識に於て一切なり。

二を身に於てするも亦然なり。其所應に隨つて廣く眼の如く釋すべし。

鼻舌身の三は、總じて皆自地なり。

中に於て別なるは、謂く、身と觸とは、其地必ず同じく、識を觸と身とに望むれば、或

は自、或は下なり。自とは、謂く、若し欲界初定に生ずるなり。上三定に生ずるは、之を

謂うて下と爲す。

應に知るべし、意界は四事不定なり。謂く、意は、有時は身と識と法と四皆同地なり。

有時は上と下となり。

身は唯五地なり。三は一切に通ず。

等至に遊ぶと及び受生の時に於て、其所應に隨つて或は同、或は異なり。後に定品に

當に廣く分別すべきが如し、繁文を捨せんが爲の故に、今は未だ辯ぜず。前後に再び述ぶ

れば用少なくして功多し。

傍論已に周し。應に正論を辯すべし。

【二を】 聲及び耳識なり。

【四事】 根境識身の四を言ふ。

【五地】 欲界及び四禪の五地なり。

【三は】 意根、法境、意識なり。

【等至に遊ぶ】 入定する意なり。

【三五の】次に十八
識所識等の分界別
門なり。

【内の十二】内は
自己なり、自己に
關係せる六根六識
を言ふ。

(五二)今當に思擇すべし。十八界の中、誰か六識の内の幾の識の所識なるや。

幾か常にして、幾か無常なるや。

幾か根にして、幾か非根なるや。

頌に曰はく、

五の外は二が所識なり。常は法界の無爲なり

法の一分は是れ根なり、並に内界の十二なり

論じて曰はく、十八界の中に、色等の五界は其次第の如く、眼等の五識が各一の所識

なり。

又總じて皆是れ意識の所識なり。

是の如く五界は、各六識の中の二識の所識なり。此に由りて准知するに、餘の十三界は

一切唯是れ意識の所識なり。五識身の所緣の境に非ざるが故なり。

十八界の中に、一界として全く是れ常なる者の有ること無し、唯法の一分なる無爲のみ

是れ常なり。義准するに、無常は法の餘のものと餘の界となり。

又經の中に二十二根を説く。謂く、眼根、耳根、鼻根、舌根、身根、意根、女根、男根、

命根、樂根、苦根、喜根、憂根、捨根、信根、勤根、念根、定根、慧根、未知當知根、已

知根、具知根なり。

阿毘達磨の諸大論師は、皆經の中の六處の次第を越えて、命根の後に於て方に意根を説

く。有所緣なるが故に。

是の如く識く所の二十二根は、十八界の中、内の十二界と法の一分との攝なり。法の一いちぶ分ぶんとは、命等十一と後の三の一分となり。法界の攝なるが故に。

内の十二とは、眼等の五根は自名の如く攝し、意根は是れ七心界に通じて攝す。後の三の一分は意と意識とに攝す。

女根と男根とは即ち是れ身界の一分の所攝なり。後に當に攝すべきが如し。義ぎ准じゆんするに、所餘の色等の五界と法界の一分とは、皆體は俱に非ず。

阿毘達磨俱舍論

卷第三

尊者世親造
三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別根品第二之一

(一)

是の如く界に因りて已に諸根を列ぬ。

即ち此中に於て、根とは是れ何の義なるや。

最勝なる自在の光顯なるを根と名く。

此に由りて總じて根の増上の義を成す。

此増上の義とは、誰を誰に望むるや。

頌に曰はく、

傳説すらく五は四に於てし、四根は二種に於てし

五と八とは染と淨との中に、各別に増上たり

論じて曰はく、眼等の五根は、各各四事に於て能く増上と爲る。一には莊嚴身、二には

導養身、三には生識等、四には不共事なり。

【傳説】世親論師の不信の意志表示なり。

【一】第三卷より第七卷まで分別根本品なり。第一に根に就いて説く。その中、初に根の意を明す。【最勝なる自在】根の語の來れる原の語根と言ふ動詞の意義。

【二識】 眼耳二識

且く眼耳根の莊嚴身とは、謂く、若し肖髣ならば、身醜陋なるが故なり。導養身とは、謂く、目聞に因りて險難を避くるが故なり。生識等とは、謂く、二識及び相應を發するが故なり。不共事とは、謂く、能く色を見、聲を聞くこと、別なるが別なり。

【二】 段食 (Sparshana) 分段攝取の義にして、普通の食物及び香觸等を言ふ。

鼻舌身の根の莊嚴身は、眼身の如くに觀くべし。導養身とは、謂く、段食に於て能く受用するが故なり。生識等とは、謂く、三識及び相應を發するが故なり。不共事とは、謂く、香味觸を觸し覺するが故なり。

【三識】 鼻、舌、身の三識。

女、男、命、意は、各各二事に於て能く増上と爲る。且く女男根の二増上とは、一には有情異、二には、分別異なり。有情異とは、此二根に由りて諸の有情をして女男の類別あらしむるなり。分別異とは、此二根に由りて、形相、言音、乳房等別なることなり。有が離かく、此は染と淨とに於て増上なり。故に二に於てと言ふ」と。

所以は何ん、本性と損壞との扇持と半擇と及び二形人とは、不律儀と無間と斷善との諸の雜染の法無く、亦律儀と得果と離染との諸の清淨の法無ければなり。

命根の二とは、謂く、衆同分に於て能く續し及び能く持することなり。意根の二とは、謂く、能く後有を續くと及び自在に隨行することなり。

能く後有を續くとは契經に言ふが如し、時に變違縛、二心の内に於て隨一現前す。謂く、或は愛と俱なり。或は志と俱なり等と。

【扇持】 黃門とも譯し、無勢根即ち男女根無きを言ふ
【半擇】 故作黃門とも譯され、男女根あれど其作用不能なるを言ふ
【二形人】 男女二根を俱有する者
【不律儀】 惡戒なり

【無間】無間業の略。墮獄の罪業。

【得果】須陀洹、須陀含、阿那含、阿羅漢の四果を得ること。

【衆同分】有情身を言ふ。

【契經】毘奈耶雜事十一を指す。

【捷達縛】(Jataka) 欲界の中有の樂。

【樂等の五愛】苦、捨、憂、喜の五受根。

【信等の八根】信、勤、念、定、慧、未知、當知、已知、具知の八根にして清洋法を生ずる根本根なり。

【自境を等】此段經部師の根の建立説にして、諸本説なるを以て初六根

自在に隨行すとは、契經に言ふが如し。

心は能く世間を導き、心は能く遍く攝受す

是の如く心の一法に、皆自在に隨行す

樂等の五受と、信等の八根とは、染と淨との中に於て、次の如く増上なり。

樂等五受の染増上とは、貪等の隨眠の隨増する所なるが故なり。

信等の八根の淨増上とは、諸の清淨法の隨つて生長するが故なり。

有餘師は説く、樂等は淨に於て、亦増上と爲る。契經に説くが如し。

「樂の故に心定まる。苦を信の依と爲す。六出離の依は喜と及び憂と捨となり」と。

毘婆沙師の傳説するところは此の如し。

有餘師説かく、「能く身を導養するは眼等の用に非ず。是れ識の増上なり。識了じて方に

能く險難を避け、段食を受くるが故に、見色等の用も亦識に異なるに非ず。故に不共の事は

眼等の根に於て、立てて別の増上の用と爲すべからず。故に此に由りて眼等は根と成るに

は非ず」と。

若し爾らば云何。

頌に曰はく、

自境を了する増上に、總じて六根を立つ
身に從つて二根を立つ、女と男との性に増上なり

は識の作用の充足原理として、六官(根)を立て、次男(女根)の五は根見、(布部)家と大差なく、最後に三無漏の増上に關して根の増上に關して關係ありとなして其増上を説く。

【豈等】以下は根見家よりの駁論。

同住と雜染と、清淨とに於て増上なるが故に應に知るべし命と五受と、信等とを立てて根と爲す未當知と已知と、具知との根も亦爾なり

後後の道と、涅槃とを得る等に於て増上なり論じて曰はく、自境を了す」とは、謂く、六識身なり。眼等の五根は、能く各別の境を了別する識に於て増上の用有り。第六意根は能く一切の境を了別する識に於て増上の用有り。故に眼等の六を各各立てて根と爲す。

豈色等も能了の識に於て亦増上有り。應に立てて根と爲すべきならずや。境は識の中に於て増上の用無し。

夫れ増上の用とは、謂く、勝、自在なることなり。眼は所發の、色を了する識の中に於て、最勝自在なるが故に、増上と名く。衆色を了するに於て通因と爲るが故に。識は眼根に隨つて、明昧有るが故に。色は則ち然らず。二と相違するが故に。乃至意根の、法に於けるも亦爾なり。

「身に從つて復た女男根を立つ」とは、女男の性の中に増上有るが故なり。女男根の體は身根を離れず、身の一分の中に此名を立つるが故に、其次第の如く、女男の性の中に此女男の根、増上の用有り。此處少しく餘處の身根に異るが故に身根より別に立てて二と爲せるなり。

なり。

【志樂】 意向目的の意。

【契經】 中阿含十七長壽品を指す

【後後の道】 見道位の末知當知根が基となり、修道位にある已知根を生じ、是が土臺となりて一切煩惱を斷盡し更に修學の要なき無學位の具知根を得るを言ふ。

女身の形類、音聲、作業、志樂の差別を、名けて女性と爲し、男身の形類、音聲、作業、志樂の不同を、名けて男性と爲す。二性の差別は女男の根に由る。故に女男の根は、二性に於て増上なりと説く。

衆同分の住する中に於ては、命根、増上の用あり。

雜染の中に於ては、樂等の五受、増上の用有り。

所以は何ん。

契經に、「樂受に於て貪隨増し、苦受に於て瞋隨増し、不苦不樂受に於て無明隨増す」と

説けるに由るが故なり。

清淨の中に於ては、信等の五根増上の用有り。

所以は何ん。

此勢力に由りて諸の煩惱を伏して聖道を引くが故なり。

「應に知るべし」と言へるは、一一各能く根と爲すことを許すことを勧む。

三無漏根は、後後の道と涅槃とを得する等に於て、増上の用有り。

「亦爾なり」と言へるは、類して一一各能く根と爲ることを顯す。謂く、未知當知根は

已知根の道を得するに於て増上の用有り。已知根は具知根の道を得するに於て増上の用有

り。具知根は涅槃を得するに於て増上の用有り。心未だ解脱せずして能く般涅槃するに非

ざるが故に。

「等」の言は復異門有ることを顯さんが爲なり。

云何が異門なる。

謂く、見所斷の煩惱の滅する中には、未知當知根、増上の用有り、修所斷の煩惱の滅する中に於ては、已知根、増上の用有り。現法樂住の中に於ては、具知根増上の用有り、此に由りて能く解脫の喜樂を領受するが故なり。

若し増上の故に立てて根と爲さば、無明等の性も、應に立てて根と爲すべし。無明等の因は、行等の果に於て各各別に増上の用有るが故に。

又語具等をも、應に立てて根と爲すべし。語具、手、足、大小便處は、語と執と行と棄と樂との事の中に於て、其次第の如く増上有るが故に。

是の如き等の事は、應に根と立つべからず。許す所の根には、是の如きの相有るに由る。頌に曰はく、

心の所依と此が別と、此が住と此が雜染と
此が資糧と此が淨と、此量に由りて根を立つ

論じて曰はく、「心の所依」とは、眼等の六根にして、此内の六處は是れ有情の本なればなり。

此相の差別は、女男の根に依る。

【二】次に根の廢立を論じて、其根本的要件を説く。
【語具】以下は數論派の十一根を引用し批評吟味するなり。
【棄】大便處即ち肛門なり。
【樂】婬樂にして生殖器を云ふ。
【心の所依等】此頌は根成立の根本要件たり。一は有情成立の根本（六根）二は有情差別（男女）三は有情相續（命根）四は有情雜染（樂等五根）五は有情得果

の資(信等五根)、六は有情得果(三無漏根)を説く。【此れ】六根を指す。【後の三根】三無漏根を言ふ。

【流轉の所依】三界流轉の主因は識にして、識の所依は根なるを以て六根を流轉の所依と言ふ。

【四義】所依、生住、受用を言ふ。

復命根に由りて此れ一期住し、此が雜染を成ずるは五受根に由る。此が淨の資糧たるは信等の五に由り、此が清淨と成るは後の三根に由る。此に由りて根を立つる、事皆究竟せり。此の故に、應に無明等及び語具等を亦立てて根と爲すと許すべからず。彼は、此中の増上の用無きが故に。

復有餘師は、別に根の相を説く。

頌に曰はく、

或は流轉の所依と、及び生と住と受用とに

前の十四を建立す、還滅の後も亦然り

論じて曰はく、「或は」の言は、此は是れ餘師の意にして流轉と還滅とに約して二十二根を立つることを顯す。

流轉の所依は、謂く、眼等の六なり。生ずるは、女男に由る。彼従り、生ずるが故に。住するは、命根に由る。彼に杖りに住するが故に。受用は五受に由る。彼に因りて領納するが故に。

此れ約して前の十四根を建立す。

還滅の位の中にも即ち此四義の類の別るるに約するが故に、後の八根を立つ。

還滅の所依は、謂く、信等の五なり。

【異性無し】手足其白體の用のみに及ぶ作用なきを言ふ。即ち男女根の六根を生ずるが如き作用なきを言ふなり。

【能棄】排泄作用を言ふ。

三無漏に於ては、初に由るが故に生じ、次に由るが故に住し、後に由りて受用す。根の量は此に由りて減無く増無し。即ち此縁に由りて經に次第を立てしものなりと。

應に語具を語に於て根と爲すべからず。學の差別を待ちて、語方に成ずるが故に。

手足も、應に執と行との事に於て、各各立てて根と爲すべからず。異性無きが故に。謂く、即ち手足處を異にし、相を異にし、差別して生ずる時を執と行と名くるが故に。又手足を離れても亦執と行と有り。腹形の類の如し。

是故に手足は、彼に於て建立して根と爲すべからず。

大便を出す處も、能棄の事に於て、應に根と立つべからず。重物の空に於けるや遍く墮落するが故に。又風力に由りて引いて出でしむるが故に。

小便を出す處も、樂を生ずる事に於て、應に根と立つべからず。即ち女男の根こそ此樂を起すものなるが故に。

又諸の喉齶眼瞼肢節も、應に立てて根と爲すべし。能吞と嚼と開閉と屈伸とに於て、力用有るが故に。

或は一切の因は自らの所作に於て力用有るが故に、皆應に根と立つべし、彼は用有りとも雖も、増上に非ざるが故に、根と立てずといはば此語具等も亦増上に非ず、應に根と立つべからず。

【三】次に諸根の説明。

【頌に】此頌は五受根と三無漏根を詳解す。

【身受】身は積聚の義にして身受とは肉感の意。

【第三定の心】第三定は四根本定の心覚は前五識の受の如く無分別にして而も攝益するが故に樂受と言ふ

(三)此の中、眼等より乃至男根は前に已に説けるが如し。

命根の體は是れ不相應なるが故に、不相應の中に自ら當に廣く辯ずべし。

信等の體は是れ心所法なるが故に、心所法の中に亦當に廣く辯ずべし。

樂等の五受と三無漏根とは、更に辯ずる處無きが故に今應に釋すべし。

頌に曰はく、
身の悦ばしからざるを苦と名く、即ち此悦ばしきを樂と名く

及び三定の心の悦なり、餘處には此を喜と名く

心の悦ばしからざるを憂と名く、中は捨なり二別無し

見と修と無學道とに、九に依りて三根を立つ

論じて曰はく、「身」とは謂く、身受なり、身に依りて起るが故に。即ち五識相應の受

り。

「悦ばしからず」と言へるは、是れ損惱する義なり。身受の内に於て能く損惱する者を、

名けて苦根と爲す。

言ふ所の「悦」とは、是れ攝益する義なり。即ち身受の内に於て能く攝益する者を、名け

て樂根と爲す。

及び第三定の心に相應する受にして、能く攝益する者も亦樂根と名く。第三定の中には

身受有ること無し、五識無きが故に。

【下の三地】 欲界と色界の初二禪とも言ふ。
【心受】 內的感情を云ふ。

心の悦ばしきをば樂と名く。即ち此心悦は、第三定を除いて、下の三地に於て、名けて喜根と爲す、第三靜慮は心の悦ばしきこと安靜なり、喜食を離るるが故に、唯喜根と名く。下の三地の中にては心の悦ばしきこと變動なり、喜食有るが故に唯喜根と名く、意識と相應して能く損惱する受は、是れ心の悦はざるものなれば、名けて憂根と曰ふ。

「中」とは、謂く、悲悦非不悦にして即ち是れ不苦不樂受なり。

此中に處る受を、名けて捨根と爲す。

是の如き捨根は是れ身受と爲んや、是れ心受と爲んや。

應に二に通ずと言ふべし。

何に因りてか此二を、總じて一根と立つるや。

此受は身と心とに在りて、同じく分別無きが故なり。

心に在る苦樂は、多くは分別より生ずるも、身に在るは然らず、境の力に隨ふが故にし

て阿羅漢等にも、亦是の如く生ずるが故に。

此を根と立つるや身心各別なれども、捨は無分別にして任運に生ず。是故に、根と立つ

ること身心合して一なり。

又苦樂の受は、身に在ると心に在ると損を爲すと益を爲すと、其相各異なるが故に、別

して根と立つるも、捨は身心に在りて、同じく無分別にして、損するにも非ず、益するに

も非ず、其相異なること無きが故に、總じて根と立つ。

【三】道 見道、修道、無學道。

【未だ曾て知らざるもの】 苦集滅道の理を言ふ。

【修道】 第十六道類智以後令剛喻定まての位を言ふ。

【彼の境】 上下八諦即ち色無色上二界の四諦と欲界の四諦なり。

【盡智】 阿羅漢果の智。【無生智】 盡智を得たる後、得る智

【四】 第二に二十二根の諸門分別を明す。初に有漏無漏分別門。

意樂喜捨信等の五根と、是の如き九根は、三道に在りて次の如く三無漏根を建立す。謂く、見道に在りては意等の九によりて未知當知根を立て、若し修道に在りては即ち此九に依りて已知根を立て、無學道に在りては亦此九に依りて具知根を立つ。

是の如き三の名は何に因りて立つるや。謂く、見道に在りて、未だ曾て知らざるものを、當に知るべき行の轉ずること有るが故に、彼を説いて未知當知と名く。

若し修道に在りては、未だ曾て知らざること無く但餘の隨眠を斷除せんが爲の故に、即ち彼境に於て復數了知す。是故に彼を説いて、名けて已知と爲す。無學道に在りては己れ己に知れりと知るが故に名けて知と爲し、此知を有する者を名けて具知と爲す。

或は此知を習ひて、己に性を成ぜざる者を、名けて具知と爲す。謂く、盡智、無生智を得るが故に、實の如く自ら、我遍く苦を知りぬ。復遍く知るべからず」と知る。乃至廣く説く。

彼が所有する根をば、名けて未知、當知根等と爲す。

(四) 是の如く、己に根の體の不同を釋せり。當に諸門の義類の差別を辯すべし。

此二十二根の中、幾か有漏、幾か無漏なるや。

如に曰はく、

唯無漏なるは後の三のみ、有色と命と婬と苦とは

當に知るべし唯有漏なり、二に通ずるは餘の九根なり

論じて曰はく、次前に説く所の最後の三根は、體唯無漏なり、是れ無垢の義なり。垢と

漏とは名異りて體同じ。

七の有色根と及び命と婬と苦とは、一向に有漏なり。

七の有色とは、眼等の五根と及び女男根となり。色蘊の攝なるが故に。

意と樂と喜と捨と信等の五根との、此九は、皆有漏無漏に通ず。

有餘師の説かく、「信等の五根も亦唯無漏なり。故に世尊説いて、「若し全く此信等の五根

無くんば、我、彼を外の異生品に住すと説く一と、

此は誠證に非ず。無漏根に依りて此言を説くが故に。

云何が然ることを知るや。

先に無漏の信等の五根に依りて、諸の聖位の差別を建立し已りて、此言を説くが故に。

或は諸の異生に略して二種有り。一には内、二には外なり。内とは、謂く、不斷善根

のものなり。外とは、謂く、善根已に斷せるものなり。外の異生に依りて是の如きの説を

作す、若し全く此信等の五根無くんば、我、彼を外の異生品に住すと説くと。

又、契經に説かく、「諸の有情の世間に處在して、或は生じ或は長ずる有りて、上中下

諸根の差別有り」と。

【世尊説】 眷阿舍
【生品】 聖者伸
【此れは】 前引用
の眷阿舍の説を指す。

【契經】 本行集經
第三十三卷。

是れ佛の猶未だ法輪を轉ぜざる時のことなり。故に知んぬ、信等も亦有漏に通ずることを。

【集】(Samudaya)生死の因の義

【没】(Cryana)沈没するもの意

【味】(Asvāda)味著せ、うるいもの

【過患】(Adhimāna)煩惱業等を生ずること

【品類】集没味等を指す

【五】次に二十二根の異熟非異熟の別門を説く

【留多壽行】羅漢が佛法護持の爲に、壽命の延長を必要とする際に、施の功徳をなし

又世尊説かく、「我若し此信等の五根に於て、未だ如實に是れ集、没、味、過患、出離と知らずんば、未だ此天、人、世間、及び魔、梵等を超ゆる能はず。乃至未だ無上なる正等菩提を證得する能はず」と。乃至廣く説く。

無漏法は是の如き品類の觀察を作すべきに非ず。故に信等の五根は有漏無漏に通ず。

是の如く已に有漏無漏を説けり。二十二根の中、幾か是れ異熟にして幾か非異熟なる。頌に曰はく、

命は唯是れ異熟なり、憂と及び後の八とは非なり
色と意と餘の四受とは、一一皆二に通ず
論じて曰はく、唯一の命根のみ定んで是れ異熟なり。

若し是の如くならば、諸の阿羅漢の留多壽行は此れ即ち命根なるが、是の如き命根は誰の異熟なる。

本論に説くが如し。云何が苾芻の留多壽行なる。謂く、阿羅漢にして神通を成就し心自

て壽命を留ることあるを言ふ。

【本論】發智論。

【阿羅漢】等以下神通、心自在、布施、入定等は留多壽行の七條件。

【富の異熟を感ずる業】布施の時の無貪と相應する思の心所。

【捨多壽行】留多壽行の逆にして壽命を短縮すること

【尊者妙音】婆沙西大論師の一人にして有部の大哲。

【應に等】此段、經部師の説。【自在三摩地】不

在を得、若は僧衆に於て、若は別人に於て、諸の命縁の衣鉢等の物を施し、分に隨つて布施し、施し已りて發願して即ち第四邊際靜慮に入り、定より起ち已りて心に念じ口に言はく、「諸の、我能く富の異熟を感ずべき業は、願くは皆轉じて壽の異熟果を招かん」と。時に彼能く富の異熟を感ずべき業は、則ち皆轉じて壽の異熟果を招く。復宿業の殘の異熟果を引取せしめんと欲するもの有り。彼は説く、「前生に曾て受くる所の業に残れる異熟有り。今修する所の邊際定の力に由りて、引取して、受用するものなり」と。

云何が葱芻の捨多壽行なる。

謂く、阿羅漢にして神通を成就し、心自在を得、僧衆等に於て前の如く布施し、施し已りて、發願して即ち第四邊際靜慮に入り、定より起ち已りて心に念じ、口に言はく、「諸の、我能く壽の異熟を感ずる業は、願くは皆轉じて富の異熟果を招かん」と、時に彼能く壽の異熟を感ずる業は、則ち皆轉じて富の異熟果を招く。

尊者妙音は是の如きの説を作さん、彼第四邊際定の力を起して色界の大種を引き、身中に現前せしむ。而して彼大種は或は壽行に順じ、或は壽行に違す。此因縁に由りて或は壽行を留め、或は壽行を捨す」と。

應に是の如く説くべし、「彼阿羅漢、此自在三摩地の力に由りて、曾て得したる宿業より生ずる所の諸根の大種の住する時の勢分を轉去して、未だ曾てせざる定の力の起す所の、

時解脫の阿羅漢が
意の如く自在に入
定し得る定力。
【諸根の大種】經
部師は、命根の別
體を認めず、此諸
根の大種の相續す
るに、假に命根と
立つ。

【或頌】雜阿含第
九を指す。

【三洲】人趣の四
洲の中北洲に聖者
居らざるを以て除
きて三と言ふ。

諸根の大種の住する時の勢分を引取するが故に、此命根は是れ異熟に非ず。所餘の一切は皆是れ異熟なり」と。

論に因りて論を生ず。

彼阿羅漢は、何の因縁有りてか多壽行を留む。

謂く、他を利益し安樂ならしめんが爲の故に。聖教を久く世に住せしめんが爲の故に。

自身を觀知するに壽行將に盡きんとし、他を觀すれば此二種の堪能無きにおいてす。

復何の因縁ありてか、多壽行を捨する。

他の阿羅漢、自ら世に住して他に於て利益安樂の事少きを觀じ、或は病等の自身を苦逼

するが爲なり。

有頌に言ふが如し、

梵行妙に成立し、聖道已に善く修して

壽盡くる時歡喜すること、猶し衆病を捨するが如し

此中にて應に知るべし、何の處所に依りて、誰か能く是の如くに壽行を留捨するか。

謂く、三洲の人の女男の相續にして、不時解脫の邊際定を得せる諸の阿羅漢なり。彼

が身中には自在定有りて煩惱無きに由るが故に。

經に説かく、「世尊は多命行を留め多壽行を捨す」と。

【本論】 品類足論

一。

命と壽と、何の別ぞ。

有が言はく、別無しと。

本論に言ふが如し。

云何なるか命根なる。

謂く、三界の壽なり。

有餘師説かく、「先世の業の果を、名けて壽行と爲し、現在の業の果を、名けて命行と爲す」と。

爲す」と。

有が説かく、「此に由りて衆同分の住するを名けて壽行と爲し、此に由りて暫く住するを、名けて命行と爲す」と。

名けて命行と爲す」と。

「多」の言は、多念の命行、壽行を留捨することを顯さんが爲なり。一刹那と命行、壽行に留捨有るに非らざるが故に。

有が説かく、「此言は、一の命壽なる實體有りて、多時を経て住すといふことを遮せんが爲なり」と。

有が説かく、「此言は一實の命壽の體無く、但多行に於て假に是の如き命と壽との二の名を立つることを顯さんが爲なり。若し闕らずと謂はば、應に行と言ふべからず」と。

爲なり」と。

世尊は何が故に、多壽行を捨て多命行を留むる、

世尊は何が故に、多壽行を捨て多命行を留むる、

【此に由りて】 此は命根を指す。
【此に由りて】 施業に由りての義。
【行】 命行壽行の行は有爲遷流の義。
【有が説かく】 經部派の説。

【續魔】五蘊和合の身を言ひ、常に死を恐れて求遠たらんことを欲す。
【天魔】欲界第六天即ち他化自在天王を言ふ。

【所て、義】後天的に長養さるるもの【四受】五受根中【威儀路】行住坐臥等の威儀の依て表はるる色香味觸の積聚を體とす。

死に於て自在を得ることを顯さんが爲の故に多壽行を捨つ。活に於て自在を得ることを顯さんが爲の故に、多命行を留む。

唯三月を留めて、増減せざりしは、此を越えては、更に所化の事無きが故に、此より減じては、生を利すること究竟せざるが故に。

又先に自ら稱して、「我善く四神足を修行したるが故に、住すること一劫、或は一劫餘ならんと欲せば、心の所期の如く則便能く住す」と言へるを成立せんが爲なり。

毘婆沙師は是の如きの説を作さく、「今能く蘊死の二魔を伏することを顯す。世尊は先に菩提樹下に於て已に天魔と煩惱魔とを伏せしが故に」と。

傍論已に竟る。正論をば應に結すべし。

憂根及び後の信等の八根は皆異熟に非ず。是れ有記なるが故に。

餘は皆二に通ず。義准じて已に成せり。

謂く、七の色と意根と、憂を除ける餘の四受との十二は、一一皆二類に通ず。

七の有色根の、若し所長養のものは則ち異熟に非ず。餘は皆異熟なり。

意及び四受は、若し善と染汗なると、若し威儀路及び工巧處并に能變化とは、其所應に

隨つて亦異熟に非ず。餘は皆異熟なり。

若し憂根は異熟に非ずと説かば、此經の所説を當に云何が通すべき。

【工巧處】 身語二業の上に於て工巧をなすを言ふ。其性無記なるを以て工巧處無記と言ふ。

【此位】 離欲の位を言ふ。

契經に言ふが如し、「三種の業有り。順喜受業と順憂受業と順捨受業となり」と。受の相應するに依りて、順と言ふに過無し。謂く、業と憂と相應するが故に、順憂受業と名く。觸と樂と相應するを説いて順樂受觸と名くるが如し。

若し爾らば順喜と順捨との受業も亦應に是の如くなるべし。一經の説なるが故に。汝が欲する所に隨ふ。我に於ては違ふこと無し。異熟と相應と理において皆失無し。難を逃る處無し、此通經を作すに、理實には何に因りて憂は異熟に非ざる。

憂は分別の差別により生ずる所なるを以て、止息することも亦然なり。異熟は爾らず。若し爾らば、喜根も應に異熟に非ざるべし。亦分別に由りて生じ、及び止息するが故に。若し憂根は是れ異熟なりと許さば、無間業を造り已りて、因りて即ち憂を生ぜば、此業は、爾時、應に果已に熟すと名くべし。

亦應に是の如くに喜根を微難すべし。若し喜根は是れ異熟なりと許さば、勝福業を造り已りて、因りて即ち喜を生ぜば、此業を、爾時、應に果已に熟すと名くべし。

毘婆沙師は、咸く是説を作さく、「已に欲を離れたる者は憂根無きが故に。異熟は然らず。故に異熟に非ず」と。

若し爾らば、應に欲を離れたる有情の異熟の喜根を説くべし。何の相か有りと知る。

彼有の相に隨つて、此相も亦然るべし。謂く、善の喜根は、此位に有るべし。無記の異熟も、應に類するに無きに非ざるべし。此位の中に於て、憂は一切種に有るべきこと無き

【一切種】總ての場合と言ふ意。

【俱の異熟】善惡業の果を言ふ。

【六】次に二十二根の諸門分別の第三、有異熟無異熟門を明す。

【唯】實に又は誠に等の如き強意の語。
【越】次第順序を越す意。

が故に、定んで異熟に非ず。

眼等の八根は、若し善趣に在るは是れ善の異熟なり。若し惡趣に在るは是れ惡の異熟なり。

意根は、善趣惡趣に在るに隨つて、是れ俱の異熟なり。

喜樂捨の根は、何の趣に在るに隨つても、是れ善の異熟なり。

苦根は、善趣惡趣に在るに隨つて是れ惡の異熟なり。

善趣の中に於て二形有る者は唯根の處所のみ不善業もて招く。善趣の色根は善業の引くが故に。

是の如く、已に是異熟等を説けり。

二十二根の中、幾か有異熟にして、幾か無異熟なる。

頌に曰はく、

憂は定んで有異熟なり、前の八と後の三とは無なり

意と餘の受と信等とは、一一に皆二に通ず

論じて曰はく、前に説く所の憂根の如きは、當に知るべし、定んで有異熟なり。

唯と越との義に依りて、頌に「定んで」の聲を説く。謂く、憂根は唯有異熟と、兼ねて

二義を具するが故に、次を越えて説くことを顯す。

二義を具すとは、憂は無記に非ず。強思より起るが故に、亦無漏に非ず。唯散地のものなるが故に。

此に由りて次を越えて、先づ憂根は定んで有異熟なりと説く。

【前の八】 眼等の五根と男女二根と命根。

眼等の前の八と、及び最後の三とは、定んで無異熟なり。八は無記なるが故に。三は無漏なるが故に。

餘は皆二に通ず。義もて准するに已に成ず。謂く、意根と餘の四受と「信等」の言に等取せる精進等の四根と、此十は一一皆二類に通ず。

意樂喜捨は、若し不善と善との有漏ならば有異熟にして、若し無記と無漏とならば無異熟なり。

苦根は、若し善と不善とならば有異熟なるも、若し無記ならば無異熟なり。信等の五根は、若し有漏ならば有異熟なり。若し無漏ならば無異熟なり。

是の如く、已に有異熟等を説けり。

【七】 次は二十二根の善惡無記の三性分別門。

二十二根の中には、幾か善、幾か不善、幾か無記なる。頌に曰はく、
唯善なるは後の八根なり、憂は善と不善とに通ず

【信等の八根】 信等の五根と三無漏根。
【數次】 數ふる順序次第。

【八】 次に諸門分別の第五、界繫門分別を述ぶ。

意と餘の受とは三種なり、前の八は唯無記のみなり

論じて曰はく、信等の八根は、一向に是れ善なり。

數次は後に居ると雖も、前に乗するが故に先に説く。

憂根は唯善不善の性のみに通ず。

意と及び餘の受とは、一一、三に通ず。

眼等の八根は唯無記の性なり。

是の如く已に善不善等を説けり。

二十二根の中、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なる。

論に曰はく、

欲と色と無色との繫は、次の如く後の三と

兼ねて女と男と憂と苦とを除き、并に色と喜と樂とを除く

論じて曰はく、欲界には後の三無漏根を除く。彼三根は唯不繫なるに由るが故に、准知

するに欲界繫には唯十九根有り。

色界は前の如く三無漏を除き、兼ねて男女憂苦の四根を除く。准知するに十五根は亦色

界繫に通ず。

女男を除くは、色界は已に淫欲の法を離るるが故に。女男根ある身の醜陋なるに由るが

故に。

【彼】 欲界の有情

【契經】 中阿含二十八攞曇彌經を指す。

【處】 道理の意。

【容】 容有の義にして可能性あるを言ふ。

【奢摩他】 (samatha) 止息、寂靜、正受等と譯す。

【九】 次に諸門分別の第六、三斷門(見、修、非)を逃ぶ。

【意喜樂捨は一一三に通ず】 此四根

若し爾らば何が故に彼を説いて男と爲す、何れの處に於て説けるや。契經の中に説く。契經に言ふが如し、處も無く、容も無し、女身の梵と爲ることは、處有り、容有り、男身の梵と爲ることはしと。

別に男相有り、謂く、欲界の中の男身の有する所なり。

苦根無きは、身の淨妙なるが故なり。又彼には不善法有ること無きが故なり。

憂根無きは、奢摩他の相續を潤すに由るが故なり。又彼には、定んで惱害の事無きが故なり。

無色には、前の如く三無漏と女男憂苦を除き、并に五色及び喜樂の根を除く。准じて知る、餘の八根の無色界繫に通ずるを。謂く、意と命と捨と信等の五根となり。

(九)の如く、已に欲界繫等を説けり。

二十二根の中に、幾か見所斷、幾か修所斷、幾か非所斷なる。

頌に曰はく、

意と三受とは三に通ず、憂は見と修との所斷なり

九は唯修所斷なり、五は修と非となり、三は非のみ

論じて曰はく、意喜樂捨は、一一、三に通ず。皆見と修と非との所斷に通ずるが故に。

が八十八使の見惑と相應する時は見所斷無漏と相應する時は非所斷、八十一品の修惑と相應する時は修所斷なり。而して修所斷の中修惑と相應する時は自性斷有漏の善無記の意喜樂捨ならば縁縛斷と言ふ。

【二〇】第三に二十二根の雜分別を明す。初に受生時に於ける所得の異熟根を述ぶ。

【彼】中有より生有に到れる有情。

【無形】男、女根の無きもの。

憂根は唯見と修との所斷に通ず。無漏に非ざるが故に。七色と命と苦とは、唯修所斷なり。不染汗なるが故に。非六生なるが故に。皆有漏なるが故に。

信等の五根は、或は修所斷なるあり、或は非所斷なるあり。染汗に非ざるが故に。皆有漏と及び無漏とに通ずるが故に。最後の三根は唯非所斷なり。皆無漏なるが故に。無過の法は是れ所斷に非ざるが故に。

【二〇】すでに諸門の義類差別を説けり。

何の界に於て、初に幾の異熟根を得する。頌に曰はく、

欲の胎卵濕生は、初に二の異熟を得す

化生は六七八なり、色は六なり、上は唯命のみ

論じて曰はく、欲の胎と卵と濕との生は、初の受生の位には唯身と命との二の異熟の根を得す。此三生は根の漸く起るに由るが故に。

彼は何んが意と捨との二根を得せざる

此は續生する時には定んで染汗なるが故に。

化生の初位には、六と七と八とを得す。謂く、無形の者は初に六根を得す。劫初の時の

【劫初の時】世界創生の際の有情には男女根無く六根發生すとの説を言ふ。

【二形】男女の各れかの一根。

四。【契經】雜阿含十

【二】次に雜分別の第二にして、三界有情の死位に於ける滅根の多少を述ぶ。

如し。

何等をか六と爲す。

謂ゆる眼耳鼻舌身命なり。

若し一形の者は初に七根を得す。諸天等の如し。若し二形の者は初に八根を得す。

豈二形にして化生を愛くる者有らんや。

惡趣には二形の化生有るべし。

欲界中の初得の根を説き已れり。今次に當に色無色界を説くべし。

欲界は欲勝るるが故に、但欲と言ふ。色界は色勝るるが故に但色と言ふ。

契經に亦言はく「寂靜なる解脫は色を過ぎて無色なり」と。

色界にては、初に六の異熟根を得す。欲の化生の無形なる者の如く説くべし。

「上は唯命なり」とは、謂く、無色界は、定勝れ生も勝るるが故に、「上」の言を説く。無色界の中の最初に得る所の異熟根は、唯命のみにて餘に非ず。

【二】異熟根の最初の得を説き已れり。

何の界の死位に、幾の根か後に滅する。

頌に曰はく、

正しく死するとき諸の根を滅すること、無色は三、色は八なり
欲の頃は十と九と八となり、漸は四なり、善は五を増す

論じて曰はく、無色界に在りて、將に命終せんとする時には、命意捨の三、最後に於て滅す。

若し色界に在りて、將に命終せんとする時には、即ち前の三根と及び眼等の五と是の如きの八種、最後に於て滅す。一切の化生は、必ず諸根を具して生死するが故に。

若し欲界に在りて、頓に命終する時は、十と九と八との根、最後に於て滅す。謂く、二形の者は、後に十根を滅す。即ち女男根と并に前の八種となり。若し一形の者は後に九根を滅す。女男の中に於て、随つて一種を除く。若し無形の者は、後に八根を滅す。謂く、女男無く唯前の八のみ有り。

是の如く説く所は頓に命終するものに依りてす。

若し漸に命終するものは、後に摩訶捨す。謂く、欲界に在りて漸に命終する時は、身命意捨、最後に於て滅す、此四は、必ず前後に滅する義無し。

是の如く説く所は、應に知るべし、但染と無記との心にて命終する者に依る。

若し三界に在りて善心にして死する時は、信等の五根を必ず皆具有す。故に前説したる一切の位の中に於て、其數は皆應に信等の五を加ふべし。謂く、無色に於ては増して八根に至り、乃至欲界の漸終は九に至る、中間の多少は理の如く應に知るべし。

【二】次に二十二根と四果（後註參照）との關係論。

根を分別する中に、一切の根法、皆應に思擇すべし。二十二根の發か、能く何れの沙門果を證得する。

頌に曰はく、

九は邊の二果を得ず、七と八と九とは中の二なり

十一は阿羅漢なり、一の容有に依りて説く

論じて曰はく、「邊」とは、謂く、預流と阿羅漢との果なり。沙門果に於て初と後に居するが故に。

「中」とは、謂く、一來及び不還の果なり。此は初と後とを觀じて中間に在るが故に。

初の預流果は、九根に由りて得ず。謂く、意及び捨と信等の五根と未知當知と已知とを九と爲す。

未知根は無間道に在り。已知根は解脫道に在り。此二相資けて最初の果を得ず。其次第の如く、離繫の得に於て能く引因と依因との性と爲るが故に。

阿羅漢果も亦九根にて得ず。謂く、意と信等の五と已知具知と、及び喜樂捨の中の隨一とを九と爲す。

已知根は無間道に在り。具知根は解脫道に在り。此二相資けて最後の果を得ず。其次第の如く、離繫の得に於て能く引因と依因との性と爲るが故に。

【未知根は無間道】聖諦を觀するに十六心あり即ち上下二界（色無色）の四諦の下に各忍（豫備的確信）と智（確信）あり、而して前十五心を初果向第十六心を初果と言ふ。今第十五の道類智を未知根（忍位）、第十六の道類智を已知根（智位）と言ふ。

【已知根は無間道】羅漢果は非想非々想地の九品の煩惱を斷するを以て得る位にして、此九品の惑を斷するに一々忍と智即ち無間、解脫の兩道あり。即ち此兩道九品に渡り、九無間道、九解脫道となりて完成す。

【中間の二果】一來、不還の二果。

【出世道】無漏道のことにして重觀無漏と言ふ。

【倍離欲食】(Tilay Ovitthara) 倍は更への意、欲食とは欲界の煩惱なり故に更に餘の行相(八行觀)に依り欲界の惑を離るなり而て此離欲者は第十五心(道類智)より直に第二果に超越する聖者なり

【不還果】(Anagāmin) 欲界九品の修惑を斷滅して再び欲界に還歸せざる聖者を言ふ。

中間の二果は、其所應に隨つて、各七八九の根の得する所と爲る。所以は何ん。

且く一來果の次第證の者は、世間道に依りては七根に由りて得す。謂く、意及び捨と信等の五根となり。

出世道に依りては、八根に由りて得す。謂く、即前の七根と已知根の第八となり。

倍離欲食の超越證の者は、預流果の如く九根に由りて得す。

若し不還果の次第證の者は、世間道に依りては七根に由りて得す。

出世道に依りては、八根に由りて得す。前の次第の一來果を得するが如し。

全離欲食の超越證の者は、九根に由りて得す。前の超越の一來果を得するが如し。

總じて説けば然りと雖も、而も差別有り。謂く、此は依地に差別有るが故に、樂喜捨の中にて隨つて一を取るべきも、前果の超越は唯一の捨根のみなればなり。

又次第して不還果を證する者は、若し第九の解脫道の中に於て根本地に入るときは、世間道に依りては八根に由りて得す。彼無間道は捨受と相應し、解脫道の中には復喜受有り。

此二受相資けて第三果を得す。繫縛に於ける二因は前の如し。

出世道に依りては、九根に由りて得す。八根は前の如くにして、已知は第九なり。無間

と解脫とは此と俱に有るが故に。

豈根本阿毘達磨に、「幾の根に由りて、阿羅漢を得するや」と問うて、「十一根なり」と

【全離欲貪】(二)は

凡夫位の有る六
行齋を以て欲界九
品の修惑をなく斷
じ世間の惑を言ふ
【差別】一來、不
還の二果に就て言
ふ。

【此】全離欲の
不還果を指す。

【離欲得】煩悩の
繫縛を離れて、擇
滅無爲を得す。

【根本阿毘達磨】
發顯論十五。

【第三】阿羅漢果
【第四】聲聞趣は
人と譯す。有情の
こと。

【樂根】第三定の
樂根なり。

【離欲の果】不還
果。

【二道】世間道、
(有漏)と出世間、
(無漏)。

【二】次に二十二
根の成立に就ての
根相互の不離必俱
の關係を述ぶ。

答ふるにあらすや。云何が乃ち「九根に由りて得す」と言ふ。

實には第四を得するは、但九根に由る。而も本論に十一根と言ふは、一身の中の容有に依るが故に説けるなり。謂く、一の補特伽羅あり、無學の位より數數退し已りて、樂喜捨の隨一の現前するに由り、數復阿羅漢果を證得すること有るべし。斯に由りて本論には十一根と説くも、然れども一時に三受の俱起することは無し。

是故に今は定んで九根に由ると説く。

不還果の中に於ては、何んが是の如く説かざる。

樂根にて不還果を證すれば、後時に於て、退する義の有ることを得ること無く、亦退し已れば樂に由りて復得すること無きを以てなり。

先に離欲して、第三を超證し、還つて退する義有るに非ざるは、此離欲の果は二道の所得にして、極めて堅牢なるが故なり。

今應に思擇すべし、何れの根を成就せば、彼諸の根の中の幾をか定んで成就するやを。

頌に曰はく、

命、意、捨を成就すれば、各定んで三を成就す
若し樂、身を成就すれば、各定んで四を成就す

眼等及び喜を成就すれば、各定んで五根を成ず
若し苦根を成就すれば、彼は定んで七を成就す
若し女と男と憂と、信等とを成ぜば各八を成ず
二の無漏は十一なり、初の無漏は十三なり
論じて曰はく、命意捨の中、一を成就するに随つて、彼は定んで是の如きの三根を成就す。

此三の中、随つて所闕有れば、所餘の根を成就する者有るべきに非ず。
此三根を除いて、餘は皆不定なり。謂く、或は成就し、或は成就せず。

此中、眼耳鼻舌の四根は、無色界に生ずるものは、定んで成就せず。若し欲界に生じて、未得と已失をも亦成就せず。身根は唯無色界に生ぜるもののみ定んで成就せざる有り。

女男の二根は上二界に生ずるものは定んで成就せず。若し欲界に生ずるものは、未得と已失とは亦成就せず。

樂根は、異生の、第四定及び無色界に生ずるものは定んで成就せず。
喜根は、異生の三四定及び無色界に生ずるものは定んで成就せず。

苦根は、若し色無色界に生ずるものは、定んで成就せず。
憂根は、一切の、欲貪を離れたる者は、定んで成就せず。
信等の五根は、善根斷の者は、定んで成就せず。

【苦根等】 苦根は唯欲界繫の法なれば斯く言ふ。
【憂根、苦根】 共に欲界繫に限りて存す。

【初の無漏根】 未
知諸知根

【已住果】 見道第
十六心の位。

【非遮の位】 不成
就の位の意。

【憂を除く】 憂は
離欲の者に無きが
爲なり。

初の無漏根は、一切の異生及び已住果のものは、定んで成就せず。

次の無漏根は、一切の異生と見道と無學とは、定んで成就せず。

後の無漏根は、一切の異生と及び有學の位とは、定んで成就せず。

非遮の位に於ては、當に知るべし、前に説く所の如き諸根、皆定んで成就す。

若し樂根を成ずれば、定んで四を成ず。謂く、命意捨と及び此樂根となり。

若し身根を成ずれば、亦定んで四を成ず。謂く、命意捨と及び此身根となり。

若し眼根を成ずれば、定んで五を成就す。謂く、命意捨身の根と、眼根となり。耳鼻舌

の根も、應に知るべし、亦五なり。前の四は眼の如く、第五は身根なり。

若し喜根を成ずれば、亦定んで五を成ず。謂く、命意捨樂の根と喜根なり。

第二靜慮地に生じて、未だ第三靜慮を得せず。下を捨して未だ上を得せざるもの、此は

何の樂根を成ずるや。

當に言ふべし、第三靜慮の樂汗の樂根を成就すと。餘は未だ得せざるが故に。

若し苦根を成ずれば、定んで七を成就す。謂く、身命意と四受となり。憂を除く。

若し女根を成ずれば、定んで八を成就す。七は苦の如く説くべし。第八は女根なり。

若し男根を成ずるも、亦定んで八を成ず。七は苦の如く説くべし。第八は男根なり。

若し憂根を成ずるも、亦定んで八を成ず。七は苦の如く説くべし。第八は憂根なり。

若し信等を成ずるも亦各八を成ず。謂く、命意捨と信等の五根となり。

【四】次に根成就に於ける量的制約に就て述ぶ。第一段最少限度の場合を説く。

【領納】對境を受
け込み、行相を受
け込む意。
【愛の性】愛の本
性、又は當體と言
ふ意。

若し具知根を成ずれば、定んで十一を成就す。謂く、命と意樂喜捨との根信等の五根と及び具知根となり。

若し已知根を成ずるも、亦定んで十一を成ず。十根は上の如く及び已知根なり。

若し未知根を成ずれば、定んで十三を成就す。謂く、身命意苦樂喜捨と、信等の五根と、及び未知根となり。

諸の極少なる者は、幾の根を成就するや。

頌に曰はく、

極少なるは八なり、無善は、受と身と意と命とを成ず

愚の無色界に生ずるは、善と命と意と捨とを成ず

論じて曰はく、已に善根を斷ざるものを、名けて無善と爲す。彼若し極少なるは、八根を成就す。謂く、五受根及び身、命、意なり。

受とは、謂く、能受なり。能く領納なるが故に、或は是れ愛の性なるが故に名けて受と爲す。圓滿の性に圓滿の名を立つるが如し。

斷善根のもの、極少は八を成ずるが如く、愚の無色に生ずるも亦八根を成ず。愚とは、

謂く、異生なり。未だ諦を見ざるが故に。

何等をか八と爲す。

【諸の極多等】此段、根成就の第二の最大限度の場合を述べ。

【二縛】相應、所縁の二縛。前者は心が其所縁の煩惱に縛せられ、後者は心が所縁の境に縛せらる。
【聖の有學】見又は修道に住せる未離欲の聖者。
【二無漏】已知、具知の二根を言ふ。

謂く、信等の五と命意捨との根なり。
信等の五根は、一向に善なるが故に。總じて名けて「善」と爲す。
若し漏らば、應に三無漏根をも攝すべし。
爾らず。此中には八根のみに依つての故に。又「愚の無色界に生ずるもの」といけるが故に。

諸の極多なるは、幾の根を成就するや。
答に曰はく、

極多なるは十九を成ず、二形は三淨を除く
聖者の未だ離欲せざるは、二淨と一形とを除く
論じて曰はく、諸の二形の者にして眼等の根を具するは、三無漏を除いて、餘の十九を成ず。

無漏を淨と名く、二縛を離るるが故に。二形のものには必ず是れ欲界の異生にして、未だ欲貪を離れざるが故に十九有り。

唯此のみ十九を具するや、更に有りと爲んや。
聖者の未だ離欲せざるものも亦十九を具す。謂く、聖の有學の未だ欲貪を離れざるものは極多を成就して、亦十九を具す。二無漏を除き、及び一形を除く。

若し見道に住するものは已知根及び具知根を除き、若し修道に住するものは、未知根及

び具知根を除く。女男の二根は随つて一種を除く。諸の聖者には二形無きを以ての故に。界の根、非根の差別を分別するに因みて、茲に乗じて廣く二十二根を辯じ竟る。

阿毘達磨俱舍論

卷第二

事俱生し（即ち聲有情の場合、内界俱うて九十等となる（即ち根なしの意））聲と八事は隨一不滅と云うて必然的に俱生するなりとの意。

【九】八事俱生とは四大（堅濕煖動）種と四境（色香味觸）との八法。【餘の根等】此項は有情の身壽的組織の最少限度を述ぶ。

【若し四大種等】此項は四大（堅濕煖動）の俱生と各別的認識關係を明す。【壽】細き棒の類。【餘】今堅（例せば）に對する煖（煖）を指す。【攝熱長持】攝は水火、熱は火大、長は風大、持は地大の業用。【有が説く】室利羅多の説。

さんが爲なり。

此は欲界に在りては、聲無く根も無きときは、八事俱生して隨つて一も減ぜず。云何が八事なる。

謂く、四大種と及び四が所造の色香味觸なり。

聲無くして根有る諸の極微聚有り。此が俱生の事は、或は九、或は十なり。身根有る聚は九事俱生す。八事は前の如く身を第九と爲す。

餘の根有る聚には十事俱生す。九事は前の如く、眼等の一を加ふ。眼耳鼻舌は必ず身を離れず。展轉相望するに處の各別なるが故に。

前の諸聚に於て若し聲の生ずる有らば、次の如く數を増して九、十、十一となる。

聲處の根を離れずして生ずる有るを以てなり。謂く、有執受大種の因より起るものなり。若し四大種相離れずして生ぜば、諸聚の中に於て、堅、顯、煖、動は、云何が隨一のみ得べくして餘に非ざる。

彼聚の中に於て勢用の増する者は、明了にして得つべし。餘の體無きに非ず。針鋒と筆と合せる觸を覺するが如く、鹽味と麩と合せる味を嘗むるが如し。

云何が彼に於て亦餘有るを知る。

攝、熱、長、持の業有るに由るが故に。

有が説かく、縁に遇はば堅等も便も流等の相有るが故に。水聚の中に極冷に由るが故に

【愛】苦樂捨の三受を指す

【有餘師】經部學派の説。
【契經】雜阿含十八。

煖相の起ること有るが如し。相離れずと雖も而も冷の増す。愛と聲との用に勝劣有るが如し」と。

有餘師説かく、「此聚の中に於て、餘は種子のみ有りて、未だ體相有らず。故に契經に、木聚の中に於て、種種の界有り」と説く。界は謂く、種子なり」と。

如何が風の中に顯色有るを知る。

此義は信すべく、比知すべからず。或は合せる所の香の現に取るべきが故に。香と顯色とは相離れざるが故に。

前に、色界には香と味と並に無しと説きたり。故に彼に聲無きは、六、七、八有り。聲有るは七、八、九有りて俱生す、此は准じて知るべきが故に別に説かず。

此中に事と言ふは體に依りて説くと爲んや。處に依りて説くと爲んや。若し爾らば何なる過かある。

二つ俱に過有り

若し體に依りて説かば、八、九、十等は便ちただ少なりとす。諸の微聚には必ず形色有り。多くの極微有りて共に積集するに由るが故に、重性と輕性と定んで随つて一有り。滑性と澁性ととの隨一も亦然り。或處には冷有り、飢有り、渴有り。

是れ則ち言ふ所太少の過有り。

若し處に係りて説かば、八、九、十等は便ちただ多しと爲す。

【四大種等】四大種は觸(境)處に攝するが故に八事俱生と言ふことなし。四事俱生と言ふのみにて可なりとの意。

【二七】次に心、心所、心不相應行の三法の俱生に就て述ぶ。

【前の】前の頌を指す。

四大種は觸處の攝なるに由るが故に、應に四等と説くべし。是れ則ち言ふ所太多の失有り。

二つ俱に過無し。

應に知るべし、此中に言ふ所の事とは、一分は體に依りて説く。謂く、所依の大種なり。

一分は處に依りて説く。謂く、能依の造色なり。

若し爾らば大種は、事應に多を成すべし。造の色は各別に一の四大種に由るが故に。

應に知るべし、此中には體の類に依りて説く。諸の四大種は類に別無きが故に。

何んが分別して是の如き語を用ふるを爲さん。

語は欲に隨つて生ず。義をば應に思擇すべし。

(二七) 是の如く已に色の定んで俱生することを辯せり。餘は定んで俱生するものを、今次に當に辯すべし。

頌に曰はく、

心と心所とは必ず俱なり、諸行は相と或は得となり

論じて曰はく、心と心所とは必定して俱生す。隨つて一を闕く時は、餘は則ち起らず。

諸行とは、即ち是れ一切の有爲なり。謂く、色と心と心所と心不相應との行なり。

前の「必ず俱なり」といふ言は、此に流至す。謂く、色心等の諸行の生ずる時は、必ず

【有爲の四相】生

（法を生起せしむる原因）、住（其法を維持せしむる原因）、異（住する間に自ら變化あらしむる原因）、滅（變化の終極として存在形式を失はしむる原因）を以て有爲法の四相伴うたりしむるを以てなり。

【二八】第五に心所法を説く。初に心所法とは廣く心性の部分的活動の總稱にして、之を五種類に分類して説く。

【大法の地】受等の心所は一切の心的作用に遍通して俱起するを以て大法と言ひ、其等の法の活動の所依處たるを以て地と云ふ。

【二九】次に心所分類の第一たる大地法を述ぶ。

【大地法】(Mahabhi

有爲の四相と俱起す。

「或は得」と言へるは、謂く、諸行の内に唯有情法のみ得と俱生し、餘法は然らず。是故に「或は」と言へるなり。

向に心所と言へるは何者が是なるや。

心所に且く五行り、大地法等の異なり論じて曰はく、諸の心所法は且く五品行り。

一には大地法、二には大善地法、三には大煩惱地法、四には大不善地法、五には小煩惱地法なり。

地とは、謂く行處なり。若し此は是れ彼の所行の處ならば、即ち此を説いて彼法の地と爲す。大法の地なるが故に名けて大地と爲す。

此中若し法の大地が有する所を、大地法と名く。謂く、法の性に一切の心に於て有るものなり。

彼法は是れ何ん。

【傳説】論主の不信を表示するなり

頌に曰はく、

受と想と思と觸と欲と、慧と念と作意と

勝解と三摩地とは、一切の心に過す

論じて曰はく、傳説すらく、是の如く列ぬる所の十法は諸の心の刹那に和合して、遍

く有り。

此中に「受」は、謂く、三種あり。苦と樂と俱非とを領納するに差別有るが故に。

「想」は、謂く、境に於て差別の相を取る。

「思」は、謂く、能く心をして造作すること有らしむ。

「觸」は、謂く、根境識、和合して生ずるもの、能く觸對する有るなり。

「欲」は、謂く、所作の事業を希求す。

「慧」は、謂く、法に於て能く簡擇有り。

「念」は、謂く、縁に於て明記して忘れず。

「作意」は、謂く、能く心をして警覺せしむ。

「勝解」は、謂く、能く境に於て印可す。

「三摩地」は、謂く、心一境の性なり。

諸の心心所の異相は微細にして、一一の相續すら分別すること尙難し。況んや一刹那に俱時に有るものをや。

【色根】眼以下の六根を言ふ。今は舌根を言ふ。

【三〇】次に大善地を明す。

【大善地法】善の心王の所有する所の義にして、善心に遍通して基調となる心理作用を一括したるなり。

有色の諸藥は、色根の取る所なるすら、其味の差別は尙了知し難し。況んや無色の法は唯覺慧の取るものなるをや。

是の如く已に十大地法を説けり。

大善法が地なれば大善地と名く。

此中には、若し法の大善地が所有なるを、大善地法と名く。謂く、法の恆に諸の善心に於て有るものなり。

彼法は是れ何ん

頌に曰はく、

信と及び不放逸と、輕安と捨と慍と愧と

二根と及び不害と、勤とは唯善心にのみ遍す

論じて曰はく、是の如き諸法は唯善心に遍す。

此中に「信」は心をして澄淨ならしむ。

有が説かく、「誦、寶、業、果の中に於て現前に忍許するが故に、名けて信と爲す」と。

「不放逸」は諸の善法を修す。

諸の不善法を離れて復何をか修と名くる。

謂く、此れ善に於て專注するを性と爲す。

【餘部の釋】 增壹阿含四を指す。
【輕安】 (Prisridha) 三) 心の輕利安適の義。

【正見】 八正(聖)道の一。
【正思惟】 同じく八正道の一。
【正勤】 同じく八正道の一。
【警覺】 心の懸然たることを言ふ。

餘部の經の中には、是の如く釋する有り、「能く心を守護するを、不放逸と名く」と。

「輕安」は、謂く、心の堪任の性なり。

豈經に亦身の輕安有りりと説くこと無からんや。

説くこと無きに非すと雖も、此は身受の如く、應に知るべし、亦爾なり。

如何が此を立てて覺支と爲すべけんや。

應に知るべし、此中の身の輕安とは、身の堪忍の性なり。

復如何が此を説いて覺支と爲す。

能く覺支に順するが故に、笑有ること無し。身の輕安を以て能く覺支の心の輕安を引く

が故に。

餘に於ても亦是説有るを見るや。

有り。經に説くが如し、「喜及び喜に順する法を喜覺支と名け、瞋及び瞋の因縁を瞋恚蓋

と名け、正見、正思惟、正勤を慧纏と名く」と。

思惟及び勤は慧の性に非すと雖も、慧に隨順するが故に、亦慧の名を得。故に身の輕安

も覺支に順するが故に、名を得るに失無し。

心の平等なる性にして警覺無き性を説いて、名けて「捨」と爲す。

如何が一心中に於て、警覺有る性と警覺無き性と、作意と捨と、二つ相應して起

ると説くべき。

【此】作意と捨との一心中に相應すること。

【不害】(Abhaya) 非逼惱とも譯し、他の不利とならず他を損惱せざる心作用。

【三】次に大煩惱地法を説く。

【大煩惱地法】煩惱心即ち一切の染其非調となる法を言ふ。

豈前に「諸の心心所は其相微細にして、了知すべきこと難し」と説かずや。了じ難しと雖も、密に推度するに由りて、而も復知るべきもの有り。此は最も知り難し。謂く、相違背して而も乖反せずと言ふことなり。

此に覺覺有れども、餘に於ては則ち無し。二は既に懸に懸に懸れば、何の乖反か有らん。若し爾らば、應に同じく一境を緣すべからず。或は、應に一切皆互に相應すべし。是の如き種種の所餘の諸法も、此中に應に來るべし。彼理趣の如く、今此中に於ても、應に知るべし亦爾なり。

「慚」と「愧」の二種は後に當に釋すべきが如し。

「二根」とは、謂く、無貪、無瞋なり。

無礙善根は、慧を性と爲すが故に、前に已に説いて、大地法の中に在れば、重ねて説いて大善地法とは爲さず。

「不害」と言ふは、謂く、損惱無きなり。

「勤」は、謂く、心をして勇悍ならしむるを性と爲す。

是の如く、已に大善地法を説けり。

大煩惱法が地なれば、大煩惱地と名く。

此中にて若し法の大煩惱法が所有なるを、大煩惱地法と名く。謂く、法の恆に染汚心に

於て有るものなり。

彼法は是れ何ん。

頌に曰はく、

癡と逸と怠と不信と、惛と掉とは恆に唯染なり

論じて曰はく、此中「癡」は謂ゆる愚癡なり。即ち是れ無明なり、無智なり、無慧なり。

「逸」は、謂く、放逸なり。諸の善を修せざるなり。是は諸善を修するが所對治の法なり。

「怠」は、謂く懈怠なり。心の勇悍ならざるなり。是は前に説く所の勤が所對治なり。

「不信」は、謂く、心の澄淨ならざるなり。是は前に説く所の信の所對治なり。

「惛」は、謂く、惛沈なり。對法の中に説かく、「云何が惛沈なる。謂く、身の重き性、心の重き性、身の舉任無き性、心の舉任無き性、身の惛沈の性、心の惛沈の性、是を惛沈と名く」と。

此は是れ心所なり。如何が身と名くる。

身受の言の如し。故に亦失無し。

「掉」は、謂く、掉舉なり。心をして靜ならざらしむ。

唯是の如き六種有りて、大煩惱地法と名く。

豈根本阿毘達磨の中に説かずや、「十種の大煩惱地法有り」と。又彼論に於て、惛沈を説か

【癡】(Avidyā) (無明)四諦の道理に迷ひ、且つ四諦に迷へる見惑を緣じて起る煩惱。
【無明】(Avidyā) 明は知明又は慧明にして即ち智慧の明なき盲目意志なり。
【所對治】(Tīrthakāra) 對治せらるる別法なり。即ち單に修無きのみならず修することに由りて對治せらるる法。
【惛沈】(Kṛantā) 心が眞調になり沈み入る作用。
【對法】集異門足論十二を指す。
【身受】五識相應の受を言ふ。
【掉舉】(Ardhāt) 惛沈の逆にして、心騒然として飛び上る煩惱。

【根本阿毘達磨】

品類足論第二、指身足論第一を界す

【不正知】 非理所引の慧。

【非理の作意】 染汗の作意。

【邪勝解】 染汗の作意に相應する心の三世の勝解を言ふ。

【大愛】 嘲弄を意にする呼言葉なり

【言至】 言の表のみを知りて其意義を見、邊見、邪見等

【第一句】 大地法にして大煩惱地法に非ざるもの。

【第二句】 第一句反對。

【第三句】 大地法にして大煩惱地法に非ざる大地法

【第四句】 大地法に非ざる大地法

す。何者か十なる。

謂く、不信と懈怠と失念と心亂と無明と不正知と非理の作意と邪勝解と掉擧と放逸とな

り。

天愛、汝今但言至を知りて意旨を閑はず。

意旨とは何ぞ。

謂く、失念と心亂と不正知と非理の作意と、邪勝解とは、已に彼を説いて大地法の中に

在く、應に重ねて立てて、大煩惱地法と爲すべからず。

無癡の善根は、慧を體と爲すが故に、大善地法に非ざるが如く、彼も亦應に爾るべし。

即ち染汗の念を、名けて失念と爲し、染汗の等持を、名けて心亂と爲し、諸の染汗の慧

を不正知と名け、染汗の作意と勝解とを、名けて非理の作意と及び邪勝解と爲すなり。

故に説かく「若し大地法も亦大煩惱地法なるや。

應に四句を作るべし。

第一句は、謂く、受、想、思、觸、欲なり。

第二句は、謂く、不信、懈怠、無明、掉擧、放逸なり。

第三句は、謂く、前に説くが如き念等の五法なり。

第四句は、謂く、前の相を除く」と。

有が執ずらく「邪の等持は即ち是れ心亂に非ず」と。

【有が】 雜心論第一、婆沙四十二所を指す。
【此】 大煩惱地法を指す。

【增】 偏勝の義。

【三】 次に大不善地法を明す。此法は一切不善の心に俱起相應する心所法なり。

彼の四句を作るや、此と同じからず。
又憍沈は、通じて一切の煩惱と相應すと許して、大煩惱地法に在りと説かざるは、誰に於て過行りや。

有が是言を作す、「應に説いて、此に在るべきも、而も説かざるは等持に順するが故なり」と。

彼の謂く、「有ゆる憍沈行は、速に等持を發するも掉擧行は非らず」と。

誰か憍沈行にして掉擧行にあらざる。誰か掉擧行にして憍沈行に非ざる。此二は、未だ嘗て俱行せずんばあらざるが故に。

兩りと雖も、應に知るべし、増に隨つて行を説く。

行を説くは、用の偏増に隨ふことを知ると雖も、而も體行るに依りて地法を建立す。故に此地法の唯六なる義成す。此は、唯染心に過じて俱起し、餘に非ざるが故に。

(三) 是の如く已に大煩惱地法を説けり。

大不善法の地なれば、大不善地と名く。

此中、若し法の大不善地の所有なるを大不善地法と名く。謂く、法の、恆に不善心に於て有るなり。

彼法は、是れ何ん。

頌に曰はく、

唯不善心に遷するは、無慚と及び無愧となり

論じて曰はく、唯二つの心所のみ但一切の不善心と俱なり。謂く、無慚愧なり。故に唯二種のみ此地の法と名く。

此二の法の相は、後に當に辯すべきが如し。

【後に】 本卷（第四）に。

是の如く已に大不善地法を説けり。

小煩惱法の現なれば、小煩惱地と名く。

此中、若し法の小煩惱地の所有なるは、小煩惱地法と名く。謂く、法の少分の染汗の心と俱なり。

彼法は、是れ何ん。

頌に曰はく、

忿と瞋と憍と憍と、害と恨と諂と誑と

是の如きの類を名けて、小煩惱地法と爲す

論じて曰はく、是の如き類の法は唯修所断にして、意識地に起り、無明と相應し、各別に現行するが故に、名けて小煩惱地法と爲す。

此法は、後の隨煩惱の中に、當に廣く分別すべきが如し。

【三】 次に小煩惱地法を明す。此法は從來の基調的遍通法に非ず、各別に起る煩惱を一括して述す。

【無明と相應】 小煩惱地の于法は自力起（自在起）にして無明と相應する外他の煩惱と俱起することなし。

【各別等】煩惱の立起に並煩起、別頭起の時間的分類あり。大煩起地の如きは並煩起なるも、今の小は別頭起にして各別に起るなり。

【隨順】(Virtue) 尋とは心をして應く事物の義理を尋ねしむる心作用、伺とは細かに義理を伺察せしむる心所。

【尋伺】(Virtue) 尋とは心をして應く事物の義理を尋ねしむる心作用、伺とは細かに義理を伺察せしむる心所。

【不共無明】貪忿等と相應せずして獨立に自起する無明。

是の如く、已に五品の心所を説けり。復此餘の不定の心所なる惡作、睡眠、尋、伺等の法有り。

(二三四) 此中應に説くべし。何れの心品に於てか幾くの心所有りて決定して俱生するや。

空に曰く、

欲には尋伺有るが故に、善の心品の中に於ては

二十二の心所あり、有時は惡作を増す

不善の不共と、見とに俱なるものに於ては唯二十なり

四の煩惱と忿等と、惡作とは二十一なり

有覆には十八有り、無覆には十二なりと許す

睡眠は遍く達せず、若し有らば皆一を増す

論じて曰はく、且く欲界の中の心品に五有り。謂く、善は唯一、不善は二有り。謂く、不共無明と相應すると及び餘の煩惱等と相應するとなり。無記に二有り。謂く、有覆無記と及び無覆無記となり。

然るに欲界の心には、定んで尋伺有るが故に、善の心品には必ず二十二の心所俱生す。

謂く、十大地法と十大善地法と及び不定の二となり。謂く、尋と伺となり。

諸の善心は皆惡作有るに非ず。有時には、數を増して二十三に至る。

惡作とは何ん。

惡所作の體を、名けて惡作と爲す。

應に知るべし、此中に惡作を緣する法を、説いて惡作と名く。謂く、惡作を緣じて心に追悔する性なり。空を緣する解脫門を、説いて名けて空と爲し、不淨を緣する無貪を、説いて不淨と爲すが如し。

又世間を見るに、所依の處に約して、能依の事を説くことあり。一切の村邑、國土、皆來り集會すと云ふが如し。惡作は即ち是れ追悔の所依なるが故に、所依に約して説いて惡作と爲す。

又は果の體に於て假に因の名を立つ。此六觸處を、應に知るべし、宿作業と名くと説くが如し。

若し未だ作さざる事を緣するときは、云何が惡作と名くる。

未だ作さざる事に於ても亦作の名を立つ。追悔して「我先に是の如き事業を作さず、是れ我惡作なり」と言ふが如し。

何等の惡作をか、説いて名けて善と爲す。

謂く善惡の作と不作との中に於て、心に追悔する性なり。

此と相違するを、名けて不善と爲す。

此二は、各二處に依りて起る。

【緣する法】惡作の事柄を緣じて追悔する心所法の意門。其體無漏定に於て空を緣するが故に所緣に隨つて空と言ふ。

【果の體】追悔の心。
【宿作業】前世の善惡の所作業。

【此心品】自力起の無明を指す。
【不善の見】五見中の邪見、見取見、戒禁取見の三見を指す。

若し不善の不共の心品に於ては、必ず二十の心所有りて俱生す。謂く、十大地法、六大煩惱地法、二大不善地法、并に二不定なり。謂く、尋と伺となり。

何等をか名けて不共の心品と爲す。

謂く、此心品は、唯無明のみ有りて、所餘の貪煩惱等有ること無ければなり。

不善の見と相應する心品に於ても、亦二十の心所有りて俱生す。名は即ち前の不共品に

説くが如し。見の増すが故に、二十一有るには非ず。即ち十大地法の中に於て、慧の用の

差別を、説いて見と爲すが故に。

不善の見と相應する心と言ふは、謂く、此心の中に或は邪見有り、或は見取、或は戒禁

取有り。

四の不善の貪、瞋、慢、疑の煩惱の心品に於ては、二十一の心所有りて俱生す。二十は、

不共の如く、貪等の隨一を加ふ。

前に説く所の忿等の相應する隨煩惱品に於ても、亦二十一の心所俱生す。二十は不共の

如く忿等の隨一を加ふ。

不善の惡作の相應する心品も、亦二十一の心所俱生す。謂く、即ち惡作は第二十一なり。

略して不善の不共及び見と相應する品の中には、唯二十有り。餘の四煩惱及び隨煩惱と

相應する品の中には二十一有ることを説けり。

若し無記の有覆の心品に於ては、唯十八の心所有りて俱生す。謂く、十の大地法と六の

【薩迦耶見】(Sakāya-ditthi) 有身見の原語。

大煩悩地法と并に二の不定、謂く、尋と伺となり。

欲界の無記の有覆の心とは、謂く、薩迦耶見及び邊執見と相應するものなり。

此中に見の増さざるは、應に知るべし前に釋するが如し。

餘の無記の無覆の心品に於ては、唯十二の心所俱生すと許す。謂く、十の大地法と并に不定の尋伺となり。

外方の諸師は、惡作をして亦無記に通ぜしめんと欲す。此と相應する品に、便ち十二の心所有りて俱起す。

應に知るべし、睡眠は、前に説く所の一切の心品と皆相違せず。善、不善、無記の性に通ずるが故に。隨つて何れの品にも、有れば即ち此を増すと説く。謂く、二十二は二十三に至り、若し二十三は二十四に至る。

不善と無記とは例の如く應に知るべし。

已に欲界の心所の俱生するときの、諸の品の定量を説けり。

當に上界を説くべし。

頌に曰はく、

初定には不善と、及び惡作と睡眠とを除く
中定には又尋を除く、上には兼ねて伺等を除く

【上界】 色、無色
の二界。

【惡作等】惡作は隨憂行と言ひて憂根に隨從して起る心所なり、故に憂根なき上界には無き筈なり。

【瞋煩惱等】上界は定に潤され、心身柔和なるを以て瞋等の不善法無きなり。

【中間靜慮】初禪と第二禪との間に於て、大梵天處なり。

【經】正法念經を指す。

【衆の相依る】王臣相依るが故に詔証の心ありと言ふの意にして、二禪以上は王臣の別なきを以て此心なきなり。

【馬勝】最初の佛弟子五人の一。

【自在】(Arhat)とは然、有情の二世間を自在に支配する支配者の意。

【作者】器世間の創造者の意。

論じて曰はく、初靜慮の中には、前に説く所の諸の心所法に於て、唯不善と惡作と睡眠とを除き、餘は皆具に有り。

「唯不善」とは、謂く、瞋煩惱と、詔と誑と憍とを除いて所餘の忿等と、及び無慚愧とな

「餘は皆有り」とは、欲界に説けるが如し。

中間靜慮には、前に除く所のものを除いて、又更に尋を除く。餘は皆具に有り。

第二靜慮以上、乃至無色界の中には、前に除く所のものを除き、又伺等を除く。

「等」とは、詔誑を除くことを顯す。餘は皆前の如く具に有り。

經に説かく、詔証の儀は梵天に至る。衆の相依るが故に。上地には有ること無し。

大梵王、自の梵衆に處して、忽ち馬勝、葱芻に問はれて、言はく、「此四大種は、當に何の位に於て盡滅して餘すこと無かるべきや」と。梵王、無餘滅の位を知らず。便ち矯亂して答

ふらく、「我は此梵衆に於て、是れ大梵なり、自在なり、作者なり、化者なり、生者なり、養者なり、是れ一切の父なり」と。是語を作し已りて、衆の外に引き出して、詔言もて愧謝

して、還つて佛に問はしめたるを以てなり。

是の如く、已に諸の界地の諸の心品の中に於て心所の數量を説けり。

今次に當に前に辯ずる所の諸の心所の中に於ける少分の差別を説くべし。

【化者】(Nirgraha)有情世間を化作する者

【五】次に類似心所の相互的差別を明す

【諸の功德】戒定慧の三學なり

【隨屬する】弟子の禮をなすこと

【非愛の果】受苦の言を聞きて現在に怖を生ずる意

【智慧を顯はす】邪見を起すこと

無慚と無愧と、愛と敬との差別云何。

頌に曰はく、

無慚愧は重んぜざると、罪に於て怖を見ざるとなり

愛と敬とは謂く信と慚となり、唯欲と色とに於て有り

論じて曰はく、此中無慚と無愧との別は、諸の功德及び有徳の者に於て、敬ふこと無

きと、崇むること無く、忌み難る所無く、隨屬する所無きを、説いて無慚と名く。即ち是

れ恭敬の敵對する所の法なり。

諸の善士の爲に、訶厭せらるる所の法を、説いて名けて罪と爲す。此罪の中に於て怖

畏を見ざるものを、説いて無愧と名く。此中、怖の言は非愛の果を顯す。能く怖を生ずる

が故に。

「怖を見ず」との言は、何の義を顯さんと欲するや。見て怖れざるを「怖を見ず」と名く

と爲んや。彼怖を見ざるを一怖を見ず」と名くと爲んや。

若し爾らば河の失ぞ。

二俱に過有り。若し見て怖れずとせば、應に智慧を顯すべく、若し彼怖を見ずとせば、

應に無明を顯すべければなり。

此言は見と不見とを顯すにあらず。

何か顯す所なる。

【彼の二】 慧、無明を指す。
【因】 隣近因なり
無愧の隨煩惱より
因果撥無の邪見等
を生じ、因果の道
理に昏き無明を引
起す。

此は法有り、是れ隨煩惱にして、彼の二の因と爲るを説いて、無愧と名くることを感す。
有餘師の説かく、「造る所の罪に於て、自ら觀じて恥づること無きを名けて無慚と曰ひ、
他を觀じて恥づること無きを、説いて無愧と名く」と。

若し爾らば、此二は、所觀同じからず、云何が俱起する。

此二が一時に俱起して、別して自他を觀ずとは説かず。

然るに無恥有り。自を觀する時に勝るるを、説いて無慚と名く。復無恥有り。他を觀す
時に増すと説いて無愧と爲す。

慚と愧との差別は、此に翻じて應に知るべし。謂く、初の釋に翻じて、敬有り崇有り、
忌難する所有り、隨屬する所有るを、説いて名けて慚と爲す。罪に於て怖を見るを、説い
て名けて愧と爲す。

第二の釋に翻じて、造る所の罪に於て、自らに觀じて恥づること有るを、説いて名けて
慚と爲し、他を觀じて恥づること有るを、説いて名けて愧と爲す。

已に無慚と無愧との差別を説けり。

愛と敬との別とは、愛は、謂く、愛樂なり。體は即ち是れ信なり。

然るに愛に二有り。一には有染汗、二には無染汗なり。

有染とは、謂く、貪なり。妻子等を愛するが如し。

無染とは、謂く、信なり。師長等を愛するが如し。

【苦集】 苦集は有
 漏の因果の可厭の
 法なる故に尊敬す
 る心無し故に敬に
 非ず。
 【滅道】 滅道は無
 漏因果にして心に
 恐れ尊敬するを以
 て是は慚にして敬
 なり。

信にして愛に非ざる有り。謂く、苦集を縁する信なり。
 愛にして信に非ざる有り。謂く、諸の業汗の愛なり。
 信と愛とに通ずる有り。謂く、滅道を縁する信なり。
 信と愛とに非ざる有り。謂く、前の三相を除けるなり。
 有が説かく、「信とは有徳を忍許することなり。此を先と爲すに由りて、方に愛樂を生ずるが故に、愛は信に非ず」と。

敬とは、謂く、敬重なり。體即ち是れ慚なり。前に慚を解くが如し。謂く、敬有る等と。

慚にして敬に非ざる有り。謂く、苦集を縁する慚なり。

慚と敬とに通ずる有り。謂く、滅道を縁する慚なり。

有が説かく、「敬は崇重する所有り。此を先と爲すに由りて、方に慚恥を生ずるが故に、

敬は慚に非ず」と。

所縁の境、補特伽羅に望めて、愛敬の有無に應に四句を作るべし。

愛有りて敬無し。謂く、妻子と共住と、門人等とに於けるものなり。

敬有りて愛無し。謂く、他の師と有徳の貴人等に於けるものなり。

愛有り敬有り。謂く、自の師と父母伯叔等に於けるものなり。

愛も無く敬も無し。謂く、前の三相を除けるなり。

是の如き愛と敬とは、欲、色界にのみ有りて、無色界には無し。

【信と慚と】愛は信、敬は慚を各體とするが故に各各代名に用ふ。

【是の如く等】此段、尋伺と憍とを明す。

豈信と慚とは大善地法なれば、無色に亦有るにあらすや。
愛と敬とに二有り。謂く、法と補特伽羅とを縁するものなり。法を縁する愛と敬とは、三界に通じて有り。此中の意は、補特伽羅を縁する者を説くが故に、欲色には有れども、無色界には無し。

是の如く已に愛と敬との差別を説けり。
尋と伺と憍との差別如何。

頌に曰はく、

尋と伺とは心の麤と細となり、憍は他に對して心舉り
憍は自の法を染するに由りて、心高くして顧る所無し

論じて曰はく、尋と伺との別とは、謂く、心の麤と細となり。心の麤なる性を尋と名け、心の細なる性を伺と名く。

云何が此二は一心に相應する。

有は是釋を作さく、「冷水の上に浮ぶるに熱酥を以てするに、上は烈き日光に照觸せられ、酥は水と日とに因りて、釋くるにも非ず、凝るにも非ざるが如く、是の如く一心に、尋有り伺有り。心が、尋伺に由りて、遍ねく細麤ならず。故に一心に於て、俱に作用有り」と。

【界と地と品】 三
界、九地、品類の
意。

【契經】 雜阿含廿
一卷。

【契經】 中阿含五
十八、法樂尼經。

若し爾らば、尋と伺とは是れ麤と細との因にして麤と細との體に非ず、水と口の光とは是れ凝釋の因にして、體は凝釋に非ざるが如し。

又麤細の性は相待して立つ。界と地と品との別ありて上下相形すれば、乃至有頂まで應に尋伺有るべし。

又麤細の性には、別の體別無ければ、之に依りて以て尋伺を別つべからず。

復有が釋して言はく、「尋と伺との二法は、是れ語言の行あり。故に契經に言はく、要す尋伺有りて、方に語言有り。尋伺無きに非ず。此語言の行の麤なる者を尋と名け、細なる者を伺と名くして。」

一心の内に於て別法は是れ麤、別法は是れ細なり。理に於て何んが違はんや。

若し別の體類有らば、理として實に違ふこと無し。然るに別の體類無きが故に違理を成す。一の體類の中に上下の俱時に起るべきこと無きが故に。

若し體類亦差別有りと言はば、應に體類の別相云何を説くべし。此二の體類の別相は説き難し。但上下に由りて其別相を顯す。

上下に由りて能く別相を顯すに非ず。一一の類の中に上下有るが故に。是に由りて、應に知るべし、尋伺の二法は定んで一心に相應すと執すべからざるを。

若し爾らば云何が契經の中に初靜慮に於て「五支を具足す」と説くや。五支を具すとの言は、一地に就いて説くものにして一剎那には非ざるが故に、過有るこ

【是の如く等】此段、心心所法の異名に就て明す。

【名想】想は名なり、名を縁じ心に像どるなり。

【心と意と識等】願の大は心意識の三は心王の異名にして、心所の正別あるも、心依の有縁、有行相相應と名くる點は一なり。最後に心所五義平等を明す。

と無し。

是の如く已に尋と伺との差別を説けり。

慢と憍との別とは、慢は、謂く、他に對して心の自ら擧る性なり。自と他との徳類の差別を稱量して、心自ら擧恃し、他を歎蔑するが故に、名けて慢と爲す。

憍は、謂く、自法に染著するを先と爲し、心をして傲逸にして、顧る所無からしむる性なり。

有餘師の説かく、「酒に因りて生ずる欣擧の差別を、説いて名けて醉と爲すが如く、是の如く食より生ずる欣擧の差別を、説いて名けて憍と爲す」と。

是は、謂く、慢と憍との差別の相なり。

是の如く、已に諸の心と心所との品類の不同と、俱生と異相とを説けり。然も心と心所とは、契經の中に於て、義に隨つて種種の名想を建立す。今當に此名義の差別を指すべし。

頌に曰はく、

心と意と識とは體一なり、心心所は有依と

有縁と有行相と、相應となり、義に五有り

論じて曰はく、集起の故に心と名け、思量の故と意と名け、了別の故に識と名く。

【有行相】(Sākṛta) 心王は了別し、受は領納し、相は取像する等の如き行解して寫象せる影像を云ふ。

【五義平等】所依(心)心所同一根に依止す。所緣同一境に對して作用す。行相(作用)は同性なり。時(同一剎那)の作用(事)體(心)の五條件が心所相等しきなり。

【三六】第六に非心非色の原理法たる心不相應行法を明す。初にその意を

復有が釋して言はく、「淨不淨の界の種種に差別するが故に、名けて心と爲す。即ち、此は他の爲に所依止と作るが故に、名けて意と爲し、能依止と作るが故に、名けて識と爲す。故に心と意と識との三名は、詮す所の義に異有りと雖も、而も體は是れ一なり。

心と意と識との三名の詮す所の義は異なるも、體は一なるが如く、諸の心と心所を有所依、所緣、行相、相應と名くることも亦爾なり。名義は殊なりと雖も、而も體は是れ一なり。謂く、心心所を、皆有所依と名く。所依の根に託するが故に。或は有所緣と名く。所緣の境を取るが故に。或は有行相と名く。即ち所緣の品類の差別するに於て、等しく行相を起すが故に。或は相應と名く。等しく和合するが故に。

何の義に由るが故に、等しく和合すと名くる。五義有るが故なり。謂く、心、心所は、五義平等の故に、相應と説く。所依、所緣、行相、時、事の、皆平等なるが故に。事平等とは、一の相應の中には心の體の一なるが如く、諸の心所法も各各亦爾なり。

(二六下)で心心所の廣分別の義を説けり。
心不相應行とは、何者が是なる。
頌に曰はく、

心不相應行とは、得と非得と同分と

無想と二定と命と、相と名身等の類なり
論じて曰はく、是の如き諸法は、心とも相應せず、色等の性にも非ず、行蘊の所攝なり。
是故に心不相應行と名く。

【二七】次に得非得を明す。此二法は併存し、表裏關係をなし、有情の自相續(身體)に攝する有爲法と二滅との法に關係する變化の充足原理たり。而て積極的關係原理を得となし、消極的なるを非得と言ふ。

【本心得せざる】無漏智の如き無始已來得ざる法。【已に失へる】漏定の如き數數得て已に失へる法。【二滅】擇滅と非擇滅を言ふ。

【對法】發智論十卷を指す。

【二七】中に於て且く得と非得との相を辯ずべし。
頌に曰はく、

得は謂く獲と成就となり、非得は此と相違す
得と非得とは唯、自相續と二滅とに於てす

論じて曰はく、得に二種有り。一には未だ得せざると已に失へるとを、今獲るとなり。
二には得し已りて、失はざる成就なり。

應に知るべし、非得は此と相違す。
何の法の中に於て得と非得と有りや。

自相續と及び二滅との中に於てのみあり。謂く、有爲の法にして若し自相續の中に墮在すること有らば、得非得有り、他相續には非ず。他身の法を成就すること有ること無きが故に。非相續には非ず。非情の法を成就すること有ること無きが故に。

且く有爲の法は、決定して是の如し。
無爲の法の中には唯二滅に於て得非得有り。

【初刹那具縛の聖者】異道の初念者。異道の初念者。苦法忍位の聖者を指す。

【餘は一切具縛の異生】見修二惑の未だ一分も脱せざる異生を言ふ。

【信の有情】見道第二刹那以後の聖者。

【虚空無爲】八正道と正智の十法。

【五支】五上分結（十界の貪慢無明等の五煩惱なり）を言ふ。

一切の有情に、非擇滅を成就せざる者無し。故に對法の中に、傳説することは是の如し、
「誰か無漏法を成ずるや。謂く、一切の有情なり」と
初刹那の具縛の聖者と、及び餘の一切の具縛の異生とを除いて、諸の餘の有情は皆擇滅を成ず。

決定して虚空を成就すること有ること無きが故に、虚空に於ては得有りと言はず。得無きを以ての故に、非得も亦無し。宗に得と非得とは、相翻じて立つと明すが故に。諸の得有る者は亦非得有り。義は、准じて知るべきが故に別に釋せず。

何に緣りて別物有りて得と名くと知るや。

契經に説くが故に。契經に言ふが如し、聖者は、彼十無學法に於て生に以り得に以り、成就に以るが故に已に五支を斷ず」と。乃至廣く説く。

若し爾らば、非情及び他相續も、亦應に成就すべし。

所以は何ん。

契經に説けるが故に。契經に説くが如し、苾芻、當に知るべし、轉輪王有り、七寶を成就す」と。乃至廣く説く。

此中には自在を説いて成就と名く。謂く、轉輪王は彼七寶に於て、自在の力有り。樂に隨つて轉ずるが故に。

此既に自在を説いて、成就と名くるならば、餘は復何に因りて、別物有りと知るや。

別物有りと言ふは、何なる非理か有る。

是の如きの非理あり。謂く、執する所の得は、體の知るべきこと色聲等或は貪瞋等の如きこと無く、用の知るべきこと眼耳鼻等の如きこと無きが故に、別物の得と名くべきもの有るべきこと無し。別物有りと執する、是を非理と爲す。

若し此得も亦作用有り。謂く、所得の諸法の生因と作ると謂はば、是れ則ち無爲には應に得有ること無かるべし。

又所得の法の、未得と已に捨すると、界地轉易と及び離染との故なるとには、彼現に得無し。當に云何が生すべきや。

若し俱生の得、生因と爲るとせば、生と生生とは復何の所作かある。

又非情法は、定んで生せざるべし。又具縛の者の、下中上品の煩惱の現起の差別も、應に無かるべし。得に別無きが故に。若し餘の因に由りて差別有らば、即ち應に彼に由りて、諸法生ずることを得べく、得復何

の用ぞ。

故に彼が言ふ所の得に作用有りて、所得の諸法の生因と作ると謂ふ理は成立せず。誰か言ふ、此得は法の生因と作ると。若し爾らば、此得には何の作用か有る。

謂く、差別に於て、建立の因と爲る。所以は何ん。

【所得の法の未得】無漏の苦法智忍等の如き將來修得するを得る法。
【界地轉易】欲界の不淨汙法は上地に生ずることに由りて自然に捨するが如きを言ふ。
【生と生生】生は世相の生相、生生とは四隨相。

若し得有ること無くんば、異生と聖者、世俗の心を起すとき、應に異生及び諸の聖者の差別を建立すること無かるべし。

豈煩惱の已斷と未斷との差別有るが故に、應に差別有るべきにあらすや。

若し得無しと執せば、如何が煩惱の已斷及與未斷を説くべきや。得有りと許すときは、斷と未斷とは成ぜん、煩惱の得り離と未離とに由るが故に。

此れ所依に差別有るに由るが故に、煩惱の已斷と未斷との義成す。謂く、諸の聖者の見修道の力は、所依の身をして、轉變して本に異らしめ、彼二道所斷の惑の中に於て、復功能の、其をして現起せしむること無し。猶し種子の火に焚燒せられ轉變して前に異り、能生の用無きが如く、是の如く聖者の所依の身の中に生惑の能無きを、煩惱斷と名く。或は世間道にて所依の中の煩惱の種子を損するをも、亦名けて斷と爲す。上と相違するを名けて未斷と爲す。

諸の未斷なるを説いて成就と名け、諸の已斷なるを不成就と名く。是の如き二種は、但假にして實に非ず。

善法に二有り。一には功力に由りて修得せざる者、二には要す功力に由りて修得するものなり。即ち生得及び加行得と名く。

功力に由つて修得せざる者は、若し所依の中の種の未だ損せられざるときは、名けて成就と爲し、若し所依の中の種の已に損せらるるをば不成就と名く。謂く、斷善の者の、邪

【功能】煩惱種子の異名。種子が因として果を生ずる作用を有する點を言ふ。

【名と色】 五蘊を指す。
 【展轉】 遠くとの意。
 【隣近】 現にとの意。
 【差別】 有爲法が因果の連鎖をなして無間に生ずるに前後異なるを言ふ。

見の力に由りて所依の中の善根の種子を損ずるを、應に知るべし、斷と名く。所依の中の善根の種子の畢竟して害せらるるを、説いて名けて斷と爲すには非ず。
 要す功力に由りて修得する者は、若し所依の中の彼法、已に起りて、彼を生ずる功力自在にして損すること無きを、説いて成就と名く。此と相違するを不成就と名く。是の如き二種は、亦假にして實に非ず。
 故に所依の中にて、唯種子の未拔、未損、增長自在なる有りて、是の如き位に於て成就の名を立つるものにして、別物有ること無し。
 此中、何の法をか名けて種子と爲す。
 謂く名と色との自の果を生ずるに於て、有する所の展轉と隣近との功能なり。此れ相續の轉變の差別に由る。
 何をか轉と名くる。
 謂く、相續の中にて前と後と性を異にするなり。
 何をか相續と名くる。
 謂く、因果の性なる三世の諸行なり。
 何をか差別と名くる。
 謂く、無間に果を生ずる功能有ることなり。
 然るに有處に若し食を成就せば、便ち四念住を修すること能はずと説くは、彼説かく、

法念處にして、身受心法の四法の觀法に依り常樂我淨の四顛倒を破し以て觀慧を起さしむる修法。
【一切種に遍じて】一切の場合に通じての意。

【理に等】經部の説に論主贊意を表せるなり。

【我宗】有部を指す。
【三八】次に得の諸門分別（三世、三性、界繫、三學、三斷）を明す。

「既に貪煩惱に耽著する者は、厭捨すること能はざるが故に成就と名く」と。隨つて貪愛

に耽著する時分には、四念住に於て必ず修すること能はざるに由る。

是の如き成就は一切種に遍して、唯假にして實には非ず。

唯此を遮すれば不成實と名く。亦假にして實に非ず。

毘婆沙師は説かく、「此二種は皆別物有り。實にして假に非ず」と。

是の如き二途は皆善説と爲す。

所以は何ん。

理に違せざるが故に。我宗とする所なるが故に。

已に自性を辯ぜり。

差別は云何。

且く應に得を辯ずべし。

頌に曰はく、

三世の法に各三あり、善等は唯善等なり
有繫は自界の得なり、無繫の得は四に通ず

非學無學は三なり、非所斷は二種なり。

論じて曰はく、三世の法の得に各三種有り。謂く、過去の法には過去の得有り、未來

【無繫の法】無漏法にして、擇滅、非擇滅、道諦所攝の法。
 【非擇滅の得】命根、業同分に隨て界繫を分別す。而て此得は緣缺けて非擇滅を得するなれば、欲界ならば、欲界繫、上二界ならば、無色界繫と言ふ可きなり。
 【有學法】初果より四果向（後賢聖品参照）に到るまでの聖者の身中の有爲無漏なり。
 【非學非無學】一切の有爲法と三無爲法なり。學無學以外の法と言ふ義なればなり。

の得有り、現在の得有り。是の如く、未來及び現在の法に、各三の得有り。
 又善等の法の得は、唯善等なり。謂く、善と不善と及び無記との法に、其次第の如く善と不善と無記との三の得有り。
 又有繫の法の得は、唯自界なり。謂く、欲と色界と無色界との法には、其次第の如く、唯欲と色と無色との三の得有り。
 若し無繫の法の得は四種に通ず。謂く、無漏の法は總じて之を言はば、得に四種有り。即ち三界の得と及び無漏の得となり。別して分別せば、非擇滅の得は三界繫に通ず。若し擇滅の得は、色と無色との繫、及與無漏なり。道諦の得には唯無漏のみあり。故に無繫の法の得に四種有り。

又有學法の得は唯有學なり。
 若し無學法の得は唯無學なり。
 非學非無學の得に、差別有り。謂く、此法の得に、總じて説かば三有り。別して分別せば、一切の有漏及び三無爲は、皆非學非無學の法と名く。
 且く有漏法には唯非學非無學の得のみ有り。非擇滅の得及び非聖道所引の擇滅の得も亦是の如し。若し有學道所引の擇滅の得ならば即ち有學なり。若し無學道所引の擇滅の得ならば即ち無學なり。

又見修所斷の法は其次第の如く、見修所斷の得有り。

【二有リ】修所斷非所斷の意。

【二九】次に三世の諸法と三世の得との關係を明す。

非所斷の法の得には差別有り。謂く、此法の得は總じて説けば二有り。別して分別せよ、諸の無漏法を非所斷と名く。非擇滅の得は唯修所斷なり。若し非聖道所引の擇滅の得も亦是の如し。聖道所引の擇滅の得及び道諦の得は皆非所斷なり。

前に總じて、三世の法に各三ありと説くと雖も、今應に、其中の差別の相を簡別すべし。

頌に曰はく、

無記の得は俱起す、二通と變化とを除く
有覆の色も亦俱なり、欲の色には前起無し

【俱起】法俱得のこと。
【前後】法前得、法後後を指す。

論じて曰はく、無覆無記の得は、唯俱起にして前後生無し。勢力劣なるが故に。法若し過去なれば得も亦過去なり。法若し未來ならば得も亦未來なり。法若し現在ならば得も亦現在なりとす。

一切の無覆無記法の得は皆是の如くなるや。

爾らず。

云何。

眼と耳との通及び能變化とを除く。謂く、眼と耳との通慧及び能變化の心は、勢力強きが故に、加行の差別の成辦する所なるが故に、是は無覆無記の性に收むと雖も、而も前後

【能變化心】第六意識にして神境通より引起せる變化化作用を言ふ。
【成辦】引起といふに同じ。

及び俱起の得有り。

若し工巧處と及び威儀路との極めて數習する者の得も亦爾なりと許す。

唯無覆無記の法の得のみ但俱起すること有りや。

爾らず。

云何。

有覆無記の色の得も亦爾なり。謂く諸の有覆無記の表色の得も亦前の如く、但俱起の

み有り。上品なるもの有りと雖も、而も亦無表を發すること能はず、故に勢力微劣なり。

此に由りて定んで法前後の得無し。

無記法の得に別異有るが如く、善と不善との得にも亦異なること有りや。

亦有り。

云何。

謂く欲界繫の善と不善との色の得には、前起無く、唯俱生及び後起の得有り。

非得も得の如く亦上の如き品類の別有りや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

【有覆無記の色】
修所斷の煩惱より
起る有覆無記の身
語表業を言ふ。

【欲界繫の善と不
善との色】欲界の
善不善、即ち別解
脫戒、殺生等の表
無表業を言ふ。
【三〇】次に非得に
就て明す。

【性の差別】 三性分別の意

【現在の法】 非得

は得の矛盾原理なれば其形式總て得に順ずるも唯現在法には現在の非得なき點大なる異なり即ち理として現在法とは所得法の成就を意味するを以て同時に非得は有り得べからざるなり。

【本論】 發智論第二。

非得は淨の無記なり、去來世に各三あり

三界と不繫とは三なり、聖道の非得を

説いて異生性と名くと許す、得法と易地とに捨す。

論じて曰はく、性の差別は、一切の非得は皆唯無覆無記の性に攝す。

世の差別とは、過去と未來とは、各三種有り。謂く、現在の法には、決定して現在の

非得有ること無く、唯過去未來の非得のみ有り。過去と未來とは、一一に各三世の非得

有り。

界の差別とは、三界繫の法と及び不繫の法とに、各三の非得あり。謂く、欲界繫の法

には三界の非得有り。色無色界の繫及び不繫も亦爾なり。

定んで非得の是れ無漏なる者無し。

所以は如ん。

聖道の非得を、説いて異生性と名くと許すに由るが故に。本論に言ふが如し。「云何が異

生性なる。謂く、聖法を獲ざるなり」と。「獲ず」とは、即ち是れ非得の異名なり。異生性

を是れ無漏なりと説くは、理に應ずるに非ず。

何れの聖法を獲ざるを異生性と名くる。

謂く、一切を獲ざるなり。別に説かざるが故に。

此「獲ず」との言は、獲を離るることを表す。若し此に異ならば、諸佛世尊も亦聲聞、

獨覺種性の聖法を成就せず。應に異性と名くべし。

若し爾らば、彼論に、應に「純ら」の言を説くべし。

要すしも説くことを須ひす。此一句の中に「純ら」の義を舍むが故に、此類は、水を食し

風を食すと説くが如し。

有が説かく、「苦法智忍及び俱生の法を獲ざるを異生性と名く。難じて道類智の時に、此

法を捨するが故に、應に非聖を成ずべしと言ふべからず。前に已に永く、彼非得を害する

が故に」と。

若し爾らば、此性は既に三乘に通ず。何等を獲ざるを異生性と名くる。

此れ亦應に一切を獲ざるなりと言ふべし。

若し爾らば、此にも應に前に同じく難有るべし。

此難は復應に前に通釋せるが如くなるべし。

若し爾らば重ねて説いて其功を唐捐にしつ。

經部師の説く所の如きを善と爲す。

經部の説く所の其義は云何。

謂く、曾て未だ聖法を生ぜざる相續の分位差別を異生性と名く。

是の如き非得は、何の時に當に捨すべき。

此法の非得は、此法を得する時と、或は地を轉易するとに、此非得を捨す。

【此性】 苦法智忍を指す。

【經】 純の言を説くべしとの辭。

聖道の非得を説いて異生性と名け、此聖道を得する時と、或は地を易ふるとによりて便ち捨するが如く、餘の法の非得も、此に類して應に思ふべし。

【非得の非得】二重否定なるを以て肯定となり得の結果となる。

【餘の得及び非得】得を得せしめ、非得を非得せしむる原理にして小得小非得と言ふ。

若し爾らば、豈無窮の過有るにあらずや。無窮の過無し。得の展轉して更に相成することを許すが故に。法の生ずる時、其自體を并して三法俱起するを以てなり。第一は本法なり。第二は法の得なり。第三は得の得なり。謂く、相續の中の法の得起るが故に、本法と及與得の得とを成就し、得の得起るが故に法の得を成就す。是故に、此中に無窮の過無し。

【三法】本法と大得と小得の三を言ふ。

【法の得】大得、小得。

是の如く若し善の、若し染汗の法の、一一の自體の初めて生起する時は、其自體を并して三法俱起す。第二の刹那には六法俱起す。謂く、三法の得及び三得の得なり。第三の刹那には十八俱起す。謂く、第一第二の刹那に於て生ずる所の諸法に、九の法の得と及び九得の得と有ればなり。

【六法】第一刹那の本法上の法後得、第一刹那の大得上の法後得、小得上の法後得、此三大得と其三小得とを言ふ。

是の如くにして、諸の得は後後に轉増す。一切の過去未來の煩惱、及び隨煩惱と、并に生得善との得刹那に相應すると俱有なると、無始無終の生死の輪轉には、無邊の得有り。

【相應】心心所を指し、俱有とは四相等を指す。

【相應】心心所を指し、俱有とは四相等を指す。

【第二等】第二等の有情との意。

且く一有情の生死の相續の刹那刹那にも無邊の得を起す。是の如く、一切有情の相續の

一の一、各別の刹那刹那に、無量無邊の諸の得俱起す。

是の如き諸得は、極めて多く集會するや。

對礙無きが故に互に相容受す。若し爾らずんば、一有情の得すら虚空も容れず。況や第二等をや。

阿毘達磨俱舍論 卷第四

阿毘達磨俱舍論 卷第五

尊者世親造
三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別根品第二之三

三三〇 是の如く、已に得と非得との相を辯ぜり。同分は何ん。

頌に曰はく、

同分とは有情の等しきなり

論じて曰はく、別に實物有り。名けて同分と爲す。謂く、諸の有情の展轉して類の等しきなり。本論には、此を説いて衆同分と名く。

此に復二種あり。一には無差別、二には有差別なり。

無差別とは、謂く、諸の有情と有情との同分なり。一切の有情に各等しく有るが故に。

有差別とは、謂く、諸の有情の界、地、趣、生、種、姓、男、女、近事、苾芻、學、無學等の各別の同分なり。一類の有情に、各等しく有るが故に。

【三三〇】次に心不相應法の一たる同分を對す。同分とは諸有情を有情ならして各個に類なりしむ。且、非情より類別せしむる所以の原理を言ふ。【衆同分】(Sambhava) 同分の事。【無差別】一切の有情を有情なりと認識せしむる原理に於て、勝論(印度六派哲學の一派)の第一同に似たり。

【法同分】(Dhammānāyatana) 類處

界等の分類原理、即ち法と法を同じからしむる原因法。

【有情同分】有差別同分を指す。

【正性離性】顛倒の異生性(煩惱具縛の凡夫)を離れて、見道の聖者となること。

【色に非ず】現量にて緣取し、識を生じて認識し得ずと言ふ意。
【別の用無し】用を論據として比量に依て推知し得ずとの意。
【菴羅】(Anura) 果物の名。
【半娑婆】果物の名。

復法同分有り。謂く、隨つて蘊、處、界なり。

若し實物の無差別の相を同分と名くる者無くんば、展轉して差別せる諸の有情の中に、有情と有情と等しくして、差別無き覺及び施設は、應に有り得べからず。是の如く蘊等の、等しくして差別無き覺及び施設も理の如くに應に知るべし。

頗し死し生じて、有情同分を捨せず、得せざること有りや。應に四句を作るべし。

第一句は、謂く、是處に死し、還つて是處に生ず。

第二句は、謂く、正性離生の位に入る時は、異生の同分を捨てて聖者の同分を得ず。

第三句は、謂く、是趣に死して、餘の趣に生ずる等なり。

第四句は、謂く、前の相を除けるなり。

若し別に實物有りて、異生同分と名くるならば、何んが別に異生性を立つるを用ひんや。人同分に異りて別に人性有るに非ざるが故に。

又世間現に同分を見るに非ず。色に非ざるを以ての故に。

亦覺慧の、能く了別する所に非ず。別の用無きが故に。

世に有情同分を了ぜずと雖も、而も有情に於て差別無しと謂ふが故に、設ひ體有りと、亦何の所用かあらん。

又何に因りて、無情同分有りと許さざる。諸の穀、麥、豆、金、鐵、菴羅、半娑婆等

も亦自類の互に相似たること有るが故に。

又諸の同分は展轉して差別す。如何が彼に於て更に同分無くして、而も別無しとの覺と施設とを起すや。

又應に勝論の所執を顯成すべし。彼宗には總同句義有り、一切法に於て總同の言智、此に由りて發生すと執す。

彼には復同異句義有り。異なる品類に於ても同異の言智、此に由りて發生すと執すればなり。

毘婆沙師は是の如きの説を作さく、「彼執と此とは義類同じからず。一物、多に於て轉ずと説くを以ての故に。又縦ひ彼に於て若は顯るるにもせよ、顯れざるにもせよ、然も此同分は、必ず實物有り。契經に説くが故に。世尊の言ふが如し。若し此に還り來れば人同分を得と。乃至廣く説く。

是を説くこと有りと雖も、而も説いて別に實物有るを、名けて同分と爲すとは言はず。若し爾らば説く所の同分とは是れ何ん。

即ち是の如き類の諸行の生ずる時、中に於て人同分等を假立すること諸の穀、麥、豆、等の同分の如し。

此は善説に非ず。我宗に違するが故に。

【總同句義】(Samānyatva-pakāraṇa)古勝論の六句義の第四、大有句義にして、萬有間の同的關係を然らしむる原因に名く。
【同異句義】(Vaiśeṣya-pakāraṇa)第五句義にして萬有間の差別的關係の原因。
【一物】哲學上の一多の一にして、今は總同句義を指す。
【契經】中阿含第二十四。

【三】次に無想果を明す。

已に同分を離れり。無想とは何ん。頌に曰はく、

無想とは無想の中にて、心心所法の滅するなり

異熟なり、廣果に居す

論じて曰はく、若し無想有情天の中に生ぜんとき、法能く心心所をして滅せしむる有り。名けて無想と爲す。

【暫く】五百大劫を意味す。

是は實有物にして、能く未來の心心所法を遮して、暫く起らざらしむること江河を堰くが如し。

此法は一向に是れ異熟果なり。

誰の異熟ぞ。

謂く、無想定なり。

無想の有情は、何の處に居在する。

廣果に居在す。謂く、廣果天の中に高勝の處有り。中間靜慮の如し。無想天と名く。

彼は位に無想なりと爲んや、亦有想なりと爲んや。

生死の位の中、多時有望なり。無想と言ふは、彼有情は中間の長時に想の起らざるに由るが故に。契經に説くが如し、彼諸の有情は想の起るに由るが故に、彼處より没すと。

【中間靜慮】中間靜慮の發る處の義にして、梵天の居在する高臺閣の在る所を指す。
【中間の長時】同じく五百大劫を指す。
【契經】長阿含十門、梵動經。

然るに、彼有情は久しく睡りて覺むるが如くに還想を起すなり。

【彼】 廣果天のこと。

【順後受業】 現世に業を作り、其果報を未來第三世又は其以後に受招する業を言ふ。

【三】 次に無想定を明す。無想定とは無想果の因にして、第四禪定に攝する、別個の實在とせしむる原理たり

彼より没し已りて必ず欲界に生ず。餘の處所には非ず。先に修する定の行の勢力の盡るが故に、彼に於ては更に定を修すること能はざるが故に、箭の、空を射る力の盡きて便ち墮つるが如し。

若し、諸の有情の、應に彼處に生ずべきは、必ず欲界の順後受業有るべし、應に彼北俱盧洲に生ずべきものの、必定して應に天に生ずる業有るべきが如し。

已に無想を辯せり。二定とは何ぞ、謂く、無想定と及び滅盡定となり。

初の無想定は其相云何、頌に曰はく、

是の如く無想定は、後の靜慮なり脱を求む

善なり、唯順生受なり、聖に非ず一世を得ず

論じて曰はく、前に説く所の、法有りて能く心心所をして滅せしむるを、名けて無想と爲すが如く、是の如く復別法有りて、能く心心所をして滅せしむるを、無想定と名く。

無想者の定なれば、無想定と名く。或は、定の無想なるを無想定と名く。

「是の如く一の聲を説けるは、唯此定の心心所を滅すること無想と同じきことを顯すなり。」

【彼を】無想天を眞の解脱淨樂と計する外道を指す。

【順生受】現世に作業せる果報を次生に招受する業。又順現とは現世の業が現世の中に招果するを言ふ。
【正性離生】見道位即ち聖者の中へ入る意。

此は何の地に在りや。

謂く、後の靜慮、即ち第四靜慮に在りて餘には非ず。

無想定を修するは何の所求の爲なる。

謂く、解脱を求むるなり、彼は無想は是れ眞の解脱なりと執し、彼を證することを求め

んが爲に無想定を修す。

前に無想は是れ異熟と説きたるが故に、無記性に攝すること、説かずとも自ら成ず。

今の無想定は一向に是れ善なり。此は是れ善なるが故に、能く無想有情天の中の五蘊の

異熟を招く。

既に是れ善性ならば、何の受到に順ずと爲んや。

唯順生受のみ順現、後、及び不定の受には非ず。

若し此定を起さば、後に退失すと雖も、傳説すらく、「現身に必ず還能く起し、當に無想

有情天の中に生ずべし」と。故に此定を得せば、必ず正性離生に入ること能はず。

又此定は唯異生のみ得して、諸の聖者には非ずと許す。諸の聖者は無想定に於て深坑

を見るが如く、入ることを樂まざるが故に、要す無想を執して眞の解脱と爲し、出離想を

起して此定を修す。一切の聖者は有漏を執して、眞の解脱及び眞の出離と爲さざるが故に、

此定に於て必ず修行せざるなり。

若し、諸の聖者の、第四靜慮定を修得せん時は、靜慮の如く、亦去來の無想定を得ずと

【餘】聖者の餘の意にして、凡夫異生を意味す。

爲んや、不や。

餘も亦得せず。

所以は何ん。

實は曾て留ふと雖も、無心なるを以ての故に大に加行し、方便して修得することを要するが故なり。

初めて得する時には、唯一世を得す。謂く、現在を得すること初めて別解脱戒を受得するが如し。

此定を得し已りて、第二念等、乃至、未だ捨せざるときは亦過去を成ず。無心なるを以ての故に未來の修は無し。

次に、滅盡定は其相何ん。

頌に曰はく、滅盡定も亦然なり、靜住の爲なり、有頂なり、善なり、二受と不定となり聖なり、加行に由りて得す成徳得なり、前に非ず、三十四念なるが故に論じて曰はく、無想定むぎょうじやうの如く、滅定めつじやうも亦然なり。

此「亦然なり」の聲は、何の義に例せんと爲るや。

【三〇】次に滅盡定を明す。滅盡定とは無心定とも言ひ無色界の第四非想非々想處に屬する禪定にして、一切の心想悉く滅盡し寂靜たる定。

次に、滅盡定は其相何ん。

頌に曰はく、滅盡定も亦然なり、靜住の爲なり、有頂なり、善なり、二受と不定となり聖なり、加行に由りて得す成徳得なり、前に非ず、三十四念なるが故に論じて曰はく、無想定むぎょうじやうの如く、滅定めつじやうも亦然なり。

此「亦然なり」の聲は、何の義に例せんと爲るや。

【三〇】次に滅盡定を明す。滅盡定とは無心定とも言ひ無色界の第四非想非々想處に屬する禪定にして、一切の心想悉く滅盡し寂靜たる定。

次に、滅盡定は其相何ん。

頌に曰はく、滅盡定も亦然なり、靜住の爲なり、有頂なり、善なり、二受と不定となり聖なり、加行に由りて得す成徳得なり、前に非ず、三十四念なるが故に論じて曰はく、無想定むぎょうじやうの如く、滅定めつじやうも亦然なり。

此「亦然なり」の聲は、何の義に例せんと爲るや。

無想定むさうじやうの心しん心しん所じよの滅めつするに例たとす。復別法ふくべつぽう有りて、能よく心しん心しん所じよをして滅めつせしむるを、無想むさう定じやうと名なくと説とくが如ごとく、是かの如ごとく復別法ふくべつぽう有りて、能よく心しん心しん所じよをして滅めつせしむるを、滅盡定めつじんじやうと名なくるなり。

是かの如ごとく二定にじやうの差別さべつの想じやうは、前まへの無想定むさうじやうは解脫げだつを求めんが爲ために、出離想しゆつりじやうの作意さういを以て先まと爲なし、此滅盡定こゝめつじんじやうは靜住じやうぢゆうを求むるが爲ために、止息想しそくじやうの作意さういを以て先まと爲なす。

【後の靜慮】 第四靜慮を言ふ。

【善の等思】 加行力の引起なるを以て等起善なり。

前まへの無想定むさうじやうは後つちの靜慮じやうりよに在り。此滅盡定こゝめつじんじやうは唯ただ有頂うじやうに在り。即すなはち是こゝれ非想非非想處ひさうひひさうじよなり。此こゝは前まへの定じやうに同じく、性唯是じやうたひはれ善ぜんにして、無記むぎと染せんとに非あらず。善ぜんの等起とうきなるが故ゆゑに。前まへの無想定むさうじやうは唯ただ順生じゆんじやう受じゆなり。此滅盡定こゝめつじんじやうは、順生じゆんじやう、後ご及び不定ふぢやうの受じゆに通とず。謂いはく、異い熟じゆくに約やくせば順生じゆんじやう受じゆ有り。或あるは順後じゆんご受じゆあり。或あるは不定ふぢやう受じゆあり。或あるは全く不受ふじゆもあり。謂いはく、若もし下したに於おて般涅槃はんねはんを得るときなり。

【若し下に等】 阿羅漢あらかんの滅盡定めつじんじやうを得て、而しかも欲界じよくがい(下)にて般涅槃はんねはんする時は此こゝの定の果報くわくほうあることなきを言ふ

唯ただ有頂うじやうの四蘊しゆいんの異熟いじよくを招まねく。

前まへの無想定むさうじやうは唯ただ異生いじやうの得となるも、此滅盡定こゝめつじんじやうは唯ただ聖者じやうじやの得となり。異生いじやうの能よく起おこすに非あらず。斷滅だんめつを怖畏おそするが故ゆゑに。唯ただ聖道力じやうだうりきの能よく起おこす所の故ゆゑに。現法涅槃げんぽうねはんの勝解しやうげもて入いるもの故ゆゑに。

【現法涅槃】 現在に於ける涅槃の意

此こゝも亦また前まへの如ごとく、離染得りぜんとくに非あらず。何なにに由よりてか得とする。

加行に由りて得ず。要す加行に由りて、方に證得するが故に。又初めて得する時には唯
現在のみを得し、過去を得せず、未來を修せず。要す心力に由りて方に能く修するが故
に。第二念等乃至未だ捨せざるは亦過去を成ず。

世尊も亦加行を以て得するや、
簡らず。

云何

成佛の時を得ず。謂く、佛世尊は盡智の時に得ず。佛は一徳として加行に由りて得する
もの無し。暫く欲業を起して現在前する時、一切の圓徳、樂に隨ひて起るが故に、佛の衆
徳は皆離獲得なり。

世尊は、曾て未だ滅盡定を起さず。盡智を得る時、云何が俱分解脱を成ずるを得る。
滅定を起すに於て自在を得るが故に、已起の者の如く俱分解脱を成ず。

西方の師は説かく、「菩薩は尊位に先づ此定を起し、後に菩提を得す」と。云何が此中に
彼説を許さざる。若し彼説を許さば、便ち尊者耶波毘多の理、日足論に順ぜん。

彼論に説くが如し、「當に言ふべし、如來は先に滅定を起して後に盡智を生ず」と。
迦濕彌羅國の毘婆沙師は説かく、「前に滅定を起して、後方に盡智を生ずるには非ず」と。

所以は何ん

傳説すらく、「菩薩は三十四念に菩提を得するが故に」と。諦現觀の中に十六念有り。有頂

【盡智の時】 成佛
の時の意。

【俱分解脱】 定慧
の二障を離るゝこ
と。即ち慧解脫、

定解脫にして、阿
羅漢の智慧力にて
煩惱を解脫する
を慧解脫と言ひ、

定慧を力にて定障
を解脫するを定解
脫と言ふ。

【西方の師】 健駄
羅の有等派を言ふ
【耶波毘多】 (U-
pasi-kva) 佛滅後百
年頃の論師にして

阿育王の師なりと言ふ。

【諦現觀】 欲色二界に於ける四諦の觀法。

【不同類の心】 有頂地の有漏心の義にして二意あり。

一は以下の處たる無所有處の惑を斷ずる有漏道の義、

二は滅盡定への入心の義。

【期心】 決意心なり。

【是の如き】 諸漏滅盡なり。

【五】 次に無想、滅盡二定の異同比較を明す。

の食を離するに十八念有り。謂く、有頂の九品の煩惱を斷ずるに、九無間、九解脱道を起す。是の如き十八を前の十六に足して、三十四と成るなり。

一切の菩薩は、決定して先に無處有處に於て、已に食を離ることを得て、方に見道に入る、復下地の煩惱を斷ずるを須ひず。此中間に於て、不同類の心を起すことを得べきこと無し。故に諸の菩薩は、學位に應に滅盡定を起すべからず。

外國の諸師は是の如きの説を作さく、若し中間に不同類の心を起すときは、斯れ何の過有りやと。

若し爾らば、便ち期心を越ゆるの過有らん。然も諸の菩薩は期心を越えざればなり。理としては實に菩薩は期心を越えず。然も無漏の聖道を越えざるには非ず。

若し爾らば、期心をば如何が越えざる。謂く、我未だ諸漏を永く盡し得ずんば、終に斯結跏趺坐を解かじと決定して、是の如き期心を越えず。唯一坐の時に於て、諸事究竟するが故に。

前の説を善と爲す、我宗とする所なるが故に。

(三五) 已に二定に多くの同異の相有ることを説きたりと雖も、而も其中に於て復同異有り。

頌に曰はく、

二定は欲と色とに依る、滅定の初は人申なり

【本論】發智論第十九。

【有想天】無想天以外の色界諸天全部を意味す。

論じて曰はく、二定と言ふは、謂く無想定及び滅盡定なり。此二は俱に欲色の二界に依りて現起することを得。

若し亦色界に依りて無想定を起すを許さざること有らば、便ち此文に違ふ。謂く、「本論に言ふ、或は是れ色有にして、此有の五行に非ざるもの有り。謂く、色纏の有情、或は有想天に生じて、不同類心に住せる。若は無想定に入れる、若は滅盡定に入りたる、或は無想定に生じ已りて無想に入るを得たる、是を是れ色有にして此有の五行に非ざるものと謂ふ。」

此に由りて證知す。是の如き二定は俱に欲と色とに依りて、現起することを得。是を同相と名く。

異相と言ふは、謂く、無想定は欲と色との二界に皆初起することを得るも、滅定の初起は唯人中に在り。

此は人中に在りて初めて修起し已りて、退を先と爲すに由りて方に色界に生じ、色界の身に依りて、後に復修起す。

此滅盡定も、亦退すること有りや。應に亦有りと言ふべし。若し爾らずんば、即便鄢陀夷經に違害せん。經に言はく、「具壽

【鄢陀夷經】中阿含五。

【具壽】淨命とも譯し、表老と言ふに同じく呼びかくる敬語。

淨戶羅(Sīha)戒にして、般羅若(Pravina)とは慧なり。

諸の甚芻有り。先づ此處に於て淨戶羅を具し、三摩地を具し、般羅若を具して、能く數滅受想定に入出せんことは、斯れ是處有り。應に實の如くに知るべし。彼は現法或は臨

【段食天】六欲天のこと。段食を攝取する天との意。
【意成天】色界天は父母の精血の所生にあらず、意のまゝに身を成ずるを以て此名あり。

【餘部】大衆部を指す。

【九次第定】色四禪と四無色定と第九滅盡定の九定。
【契經】長阿含十七、布咄婆樓經。
【超越定】初禪より三禪と次第せず超越するなり。

終の位に於て、勤修して解をして満足せしむること能はず。此身壞してより、段食天を超越して、隨つて一處の意成天の身を受く。彼に於て生じりて、復數滅受想定に入出せんこと、亦是處有り。應に實の如く知るべし。

此意成天身を佛は是れ色界と説く。滅受想定は、唯有頂に在り。若し此定を得して、必ず退する者無くば、如何が色界に往いて受生することを得ん。

有餘部は執すらく、「第四靜慮にも、亦滅定有り」と。彼所執に依れば、滅定に退無し。此義も亦成ず。

第四靜慮に、滅盡定有る義は必ず成ぜじ。所以は何ん。

九次第定を契經に説くが故に。

此れ若し必ず然らば、如何が超越定の義有ることを得ん。

此定の次第は、初學に依りて説く。自在を得る時は樂に隨つて超入す。

是の如く二定には多種の異有り。謂く、地に異有り。第四靜慮と有頂地との故に。

加行に異有り。出離と止息との想の作意を先と爲すが故に。

相續に異有り。異生と聖者との相續に起るが故に。

異熟に異有り。無想と有頂との異熟果の故に。

順受に異有り。順定と不定との生と二受との故に。

初起に異有り。二界と人中とに最初に起るが故に。
二定は總じて心、心所の滅を以て其自性と爲す。何に緣りてか但説いて名けて無想、滅
受想と爲すや。

二定は加行の中に唯此を厭逆するが故に。亦受等を知れども、唯他心智と名くるが如
し。

今二定の中にて心は久時に離せり。如何が後に於て、心復生することを得る。

毘婆沙師は、過去に前心有り、後の等無間縁を成すと許す。

有餘師は言ふ、無色に生せるが如きは、色久時に斷ず。如何が後に於て、色復生するこ
とを得る。彼の生するは、定んで應に心に由りて色に非ざるべし。是の如く出定の心も
亦應に然るべし。有根身に由るものにして、心に由りて起るには非ず。故に彼先代の
諸の軌範師は成言はく、「二法は互に種子と爲ると。二法とは、謂く、心と有根身とな
り。」

尊者世友の問論の中に「かく、若し滅定を全く心有ること無しと執せば此過有るべし。

我の説く滅定は、猶細心有り。故に此失無し」と。

尊者妙音は説かく、「此は理に非ず」と。

所以は何ん。

若し此定の中に、猶識有らば、三の和合するが故に、必ず應に觸有るべく、觸を緣と爲

【三の】 根境識。

【加行の中等】 此二定の名は加行に從て立つる所にして、無想定は想を離して加行を起し、滅定は受想を離して加行を起す。故に此名ありとの由。
【總心智】 (Tatva-jñāna) 法、類、道、世俗の四智より成り自己より下(界地)の他人の現在の心を知る智慧を言ふ。
【前心】 入定前の心。
【後の】 定後の出定心。
【有餘師】 經部を指す。
【先代の軌範師】 經部師を指す。
【世友】 經部の異師。

【世尊の説】 雜阿含十一所説。

【經】 雜阿含十二

【無明觸】 無明相應の觸を言ふ。

【大種】 四大所生の肉體を指す。

【所餘の心】 後生心。
【餘心】 後起心。
【此は】 定前心。

すに由りて、應に受想有るべし。世尊の説けるが如し、「意及び法を縁と爲して、意識を生ず。三和合の觸と俱に、受想思を起す」と。則ち此定の中には、受想等の法も亦應に滅せざるべし。

若し經に、受は愛に縁たりと説けども、然れども阿羅漢は、諸受有り」と雖も、而も愛を生ぜず。觸も亦應に爾るべし。一切の觸は皆受等の縁に非ずと謂はば、此例は然らず。差別有るが故に。經に自ら簡んで言はく、「若し無明觸の所生の諸受を縁と爲して、愛を生ず」と。會て處として、觸の受を生ずることを簡べること有ること無きが故に、差別有るなり。

此道理に由りて、毘婆沙師の説かく、「滅定の中には、諸心皆滅す」と。若し都て心無くんば如何が定と名けん。

此は、大種を平等に行ぜしむるが故に、説いて名けて定と爲す。或は心力に由りて平等に此に至るが故に、名けて定と爲す。

是の如き二定は是れ實有と爲んや、是れ假有と爲んや。

應に實有と言ふべし。能く心を遮礙して生ぜざらしむるが故に。

有が説かく、「此證は理として應に然るべからず」と。

前の定心、能く遮礙するに由るが故に。謂く、前の定心と所餘の心と相違して起る。此の起るに由るが故に、唯餘心をして暫時轉せざらしむ。此は、能く心に違する所依を引發

して相續せしむるが故に、唯轉ぜざる位を、假に立てて定と爲すのみ、別の實體無し。此れ唯轉ぜざる分位に假立するのみにして、入前出後の兩位には皆無し。故に假に此は是れ有爲の攝と説く。

或は即ち所依は定心の引きて是の如く起らしむるに由りて、假に立てて定と爲す。

應に知るべし。無想も亦復是の如し。謂く、前心と所餘の心と相違して起るに由る。此起るに由るが故に、唯餘心をして暫時轉ぜざらしむ。唯不轉の位に假に無想を立つるなり。餘は前説の如しと。

此は善説に非ず。我宗に違するが故に。

(三六)で、已に二定を辯ぜり。命根とは何ん。

頌に曰はく、

命根の體は即ち壽にして、能く煖と及び識とを持す

論じて曰はく、命の體は即ち壽なり。故に對法に言はく、「云何なるか命根。謂はく三界の壽なり」と。

此に復未だ何の法を壽と名くるかを了せず。

謂く、別法有り。能く煖と識とを持するを、説いて名けて壽と爲す。

故に世尊言はく、

【三六】次に命根を去の業に依りて招かれたる果報にして、壽命の體となる別個の實在法なりと言ふ。【對法】發智論十

【世尊】雜阿含十及び二十一。

【僮仆】 僮は後へ
仰向に、仆は前へ
俯向きて倒るるこ
と。

【是なり等】 三法
の間に中心となる
べき法なきが故に
常に更互に支持し
て滅(所謂死)する
機會なかるべしと
の經部派の難。

壽と煖と及び識と、三法の身を捨する時

所捨の身は僮仆す、木の思覺無きが如しと

故に別法有り。能く煖と識とを持して、相續して住するの因を説いて名けて壽と爲す。

若し爾らば、此壽を何の法か能く持する。

即ち煖と及び識とが、還つて此壽を持す。

若し爾らば、三法は更互に相持し相續して轉するが故に、何の法か先づ滅し此の滅す

るに由るが故に、餘の二も隨つて滅するや。是なりせば則ち此三は、應に常に謝すること

無かるべし。

既に爾らば、此壽は應に業の能く持するところなるべし。業の引く所に隨つて、相續し

て轉するが故に。

若し爾らば、能に緣りて唯業は能く煖と識とを持すと許さずして、壽を須ふるや。

理として應に然るべからず。一切の識は始より終に至るまで、恆に異熟たること勿きが

故に。

既に爾らば、應に業は能く煖を持し、煖は復識を持すと云ふべし。何んが此壽を須ひん。

是の如くんば、識の無色界の中に在るは、應に能持無かるべし。彼には煖無きが故に。

應に彼識は業を能持と爲すと云ふべし。

豈情に隨ひて數轉計を爲し、或は此識は唯煖能く持すと説き、或は復説いて、唯業の

み識しきを持すとい言ふを得んや。又前に已に説けり。
前に説くとは何ん。

謂く、前に説いて言はく、「一切の識は始より終に至るまで、皆是れ異熟なること勿し」と。

是故に、定んで轉に別法有りて、能く煖と識とを持するを、説いて名けて壽と爲すと許すべし。

今亦全く壽の體無しとは言はず、但壽の體は別の實物あるに非すと説くのみ。

若し爾らば、何の法を説いて壽の體と名くる。

謂く三界の業の引く所の同分の、住する時の勢分を、説いて壽の體と爲す。三界の業に由りて、引く所の同分の住する時の勢分の、相續決定して應に住すべき時に隨ひて、爾所の時のみ住するが故に、此勢分を説いて壽の體と爲す。穀の種等の引く所、乃至熟する時の勢分の如く、又箭を放ちて引く所乃至住する時の勢分の如し。

有が謂く、「行有り。是れ徳の差別にして箭等に依りて生ず。彼力に由るが故に、乃至未だ墮ちざるあひだ、情に行いて息まず」と。

彼の體一なるが故に、障礙無きが故に、往いて餘方に越くに、急と煖と至時の分位の差別、應に有ることを得ざるべく、又應に畢竟じて墮落する時無かるべし。

若し風に障礙せらるるに由るが故にと謂はば、應に初に即ち墮つべく、或は墮つる時無

【同分】 色心の上に假立せるものに於て即ち此五蘊の身を指す。

【行】 勝論の所謂行徳なり。心理的或は物理的情性的勢力を行徳と言ひ特殊の實徳を有する屬性。徳句義を言ふ。

【彼】 行徳を言ふ。

【壽の盡くる等】此段、命根の附論として、壽と死との關係を明す。

【第一句等】此四句は死に對する壽を感じる業と福と對照して四句分別す。

【發智論に等】此段、壽と隨順續轉一起無常の問題を述ぶ。發智論とは第十五卷なり。

かるべし。能障礙の風に差別無きが故に。

別に實物有りて、能く煖と識とを持するを、名けて壽の體と爲すと。是説を善と爲す。

壽の盡くるが故に死すと爲んや。更に餘の因有りて爲んや。

施設論には、壽の盡くるが故に死すること有り、福の盡くるが故に死するには非ずと説いて、廣く四句を作る。

第一句は、壽を感じる異熟の業力盡くるが故に。

第二句は、富樂の果を感じる業力盡くるが故に。

第三句は、能く二種を感じる業の、俱に盡くるが故に。

第四句は、枉横の緣を遷脱すること能はざるが故に。又亦應に捨壽行の故にとも言ふべし。

壽の盡くる位の中に福の盡くるは、死に於て復功能無し。故に俱に盡くる時、死すること有るを説いて、俱に盡くるが故に死すと爲す。

發智論に説かく、「此壽は當に相續に隨つて轉ずと言ふべきや。復當に一び起つて便ち住すと云ふべきと爲すや。」

欲經の有情の無想定に入らず、滅盡定に入らざるは、當に此壽相續に隨つて轉ずと言ふべし。

【初のは】 羅刹命に障害有ることなり。

【後のは】 一起便住にして、一度起りしまゝに住すること顯はす。

【無忘念天】 樂に耽溺して身心共に疲勞し、失心するに至る天なり、而して喜の増上する時突然死す。

【意慮患天】 増上の患心を起し、互に相見て久しく患する天なり。

【彼】 戲と憤となり。

若は無想定に入り、若は滅盡定に入れると、及び色、無色、纏の一切の有情にありては、當に此壽は一び起りて便ち住すと云ふべし」と。
彼言は何の義なる。若し所依の身の損害すべきが故に、壽も隨つて損害せらるるは、是を第一の「相續に隨つて轉ず」と名け、若し所依の身の損害すべからずして、起ちて而して住するが如し、是を第二の「一たび起つて便ち住す」と名く。
迦濕羅國の毘婆沙師は言はく、「初のは障有ることを顯し、後のは障無きを顯す」と。
此に由りて決定して非時の死有り。
故に契經に説かく、「四の自體を得ること有り。謂く、自體を得て唯自ら害すべく、他の害すべきに非ざる者、謂く、自體を得ること有り。謂く、廣く四句を作る。
唯自ら害すべく、他の害すべきに非ざる者、謂く、欲界に生ずる戲忘念天と、意憤患天となり。彼は増上の喜怒を發起するに由る。是故に彼に於て殞没して餘には非ず。
又應に諸佛を説くべし。自ら最涅槃するが故に。
唯他のみ害すべく、自ら害すべきには非ざる者、謂く、胎と卵とに處する諸の有情の類なり。
俱に害すべき者、謂く、餘の多分の欲界の有情なり。
俱に害すべきに非ざる者、謂く、中有と色、無色界に在る一切の有情と、及び欲界に在る一分の有情、那落迦と、北俱盧洲と、正しく見道と慈定と滅定と及び無想定とに住する

【慈定】(Chaiti) 有情を利樂せんとの意樂強勝なる定にして、入定時は其爲佛と同様自他善なし。

【王仙】(クニミヤ) 轉輪王が出家入山して道を修し五通を得たる者を言ふ。

【最後身の菩薩】 六道の往來數千度にして遂に成佛せんと云ふ菩薩。

【若し爾らば】 有部の上の四句に對する難。

【近分】 近分定の有漏道の意。

【契經】 長阿含八衆集經。【第一の樂生天】 初禪天を指す。梵衆天の一を擧げて後の二天(昇轉天、大梵天)を兼ね代表せしむ。【極光淨天】 少老天、無量光天と共に第二の樂生天なり(第二禪天)。

と、王仙と佛使と佛の記別する所の達弮羅と暹恒羅と死耆羅と長者の子耶舍と鳩摩羅時婆と、最後身の菩薩と、及び此菩薩の母の、菩薩を胎に懷む時と、一切の轉輪王と、及び此轉輪王の母の、輪王を胎に懷む時との如きとなり。

若し爾らば、何が故に契經の中に、「大徳、何等の有情の得する所の自體が、自ら害すべきに非ず、他も害すべきに非ざるや。舍利子、謂く、非想非非想處に在りて、生を受けたる有情なり」と言ふや。

傳説すらく、「所餘の無色と、靜慮との得する所の自體は、自地の聖道の爲に害せられ、亦上の他地の近分にも害せらるべきも、有頂は自と上との二害俱に無し。是故に説いて俱に害すべきに非ずと爲すなり」と。

豈有頂も亦他地の聖道の爲に害せらるれば、應に他害と名くべきに非ずや。是の如く應に説くべし、「後を擧げて初を顯す」と。或は有處には、初を擧げて後を顯し、或は復有處には、後を擧げて初を顯す。

云何が有處には、初を擧げて後を顯す。契經に説くが如し、「梵衆天の如き、是を第一の樂生天と名く」と。云何が有處には、後を擧げて初を顯す。

契經に説くが如し、「極光淨天の如きは、是を第二の樂生天と名く」と。彼經の「如く」の聲は譬喩の義を顯す。是説を作すべし、「一を擧げて、餘を顯すなり」と。

喩法は、一を擧げて同類を顯すが故に。

此には「如く」の聲無し、彼を例とはすべからず。

若し、喩の義を顯すに、方めて「如く」の聲有ることを得ば、是れ則ち「如く」の聲は、餘の經に應に有らざるべし。餘の經に説くが如し、「有色の有情の身異想異なるは、人と一分の天との如し。是れ第一の識住なり」と。故に知んぬ、喩に非ざるも、亦「如く」の聲有ることを。

傍論は且く止めん。

已に命根を辨ぜり。諸の相とは何ん。

頌に曰はく、

相とは謂く諸の有爲の、生、住、異、滅の性なり

論じて曰はく、此四種は、是れ有爲の相なるに由る。法にして若し此有らば、應に是れ有爲たるべく、此と相違すれば、是れ無爲法なりとす。

此れ諸の法に於て能く起すを生と名け、能く安んずるを住と名け、能く衰へしむるを異と名け、能く壞せしむるを滅と名く。性とは是れ體の義なり。

豈經に、三の有爲の有爲相有りと説かずや。

此經の中に於ても、應に四有りと説くべきなり。

【三七】次に生住異滅の四相を明す。四相は萬有の變化生滅上に、其を可能ならしむる充足的原理として抽象したるものなりと主張す。

【經】 增壹阿含十

説かざる者は何ぞ。

謂ゆる住相なり。然るに經に住異と説く。是は此れ異の別名なり。生を起と名け、滅を名けて盡と爲すが如く、是の如く應に知るべし、異をば住異と名くるなり。

若し法の三世に行じて遷流せしむるを、此經には、説いて有爲の相と爲す。諸の有情をして厭畏を生ぜしめんが故に、謂く、彼諸の行は、生の力に遷されて、未來より現在に流入せしめ、異及び滅の相の力に遷迫せられて、現在より過去に流入せしめん。其をして衰異し及び壞滅せしむるが故に。

【傳説】論師の不信表示にあらず、有部相傳の喩なり

傳説すらく、「人の稠林に處して三の怨敵有り、損害を爲さんと欲す。一は稠林より之を牽いて出でしめ、一は其力を衰へしめ、一は命根を壞するが如し」と。三相の行に於けるも、應に知るべし、亦爾なり。

【彼】諸行を言ふ
【自相住】(フジヤキ kage shūji) 無爲法にある住の特色を言ふ。

住は、彼行に於て據受し安立し、常に樂うて彼と相捨離せざるが故に、立てて有爲の相の中に在かず。又無爲の法に自相住有り。住相は彼に滯するが故に經に説かず。

【彼】自相住。

有が謂く、「此經は住と異とを説いて、總合して一と爲し、住異相と名くるなり」と。何の用ありて是の如く總合して説くことを爲す。

【黑耳】貧乏神の名。

住は是れ有情の愛著する所の處なれば、厭捨せしめんが爲に、異と合して説く。黑耳と吉祥とは俱なりと示すが如し。

是故に定んで四の有爲の相有るなり。

【現比等】現とは現量（五官を通し得たる直接的知識）比とは比量（推理により間接的知識）にして至教量（聖教量）とは佛教教理に絶対的信念を以て其を批判的の一標準（範疇）とせるものなり。此三を佛教論理上の三

謂く、法の生ずる時は、其自體を并せて九法俱起す。自體を一と爲し、相と隨相との八なり、本相の中の生は、其自性を除いて餘の八法を生じ、隨相たる生は、九法の内に於て唯本性を生ず。謂く、鷓鴣の多子を生む有り、唯一を生む有るが如く、生と生、生との、八を生ずると一を生ずると、其力亦爾なり。

本相の中の住も、亦自性を除いて餘の八法を住せしめ、隨相の住住は九法の中に於て唯本住を住せしむ。

異及び滅の相も、應に隨つて亦爾なり。

是故に生等の相に復相有るも、隨相は唯四にして、無窮の失無しとす。

經部師の説かく、「何に緣りてか是の如く虚空を分析する。生等の相は實に法體の分別する所の如きもの有るに非ず」と。

所以は何ん。

定量無きが故に。謂く、此諸相は色等の如く、定んで現比、或は至教の量有りて體の實有なることを證するに非ざるなり。

若し爾らば、何が故に契經の中に、「有爲の起も亦了知すべし。盡と及び住異とも亦了知すべし」と言へる。

天愛、汝等は文に執して義に迷ふ。薄伽梵に説かく、「義は是れ所依なり」と、何をか此經の所説の實義と謂ふ。

大轉時とす。
【契】 希壹阿舍
十二。
【有爲の起】 生相の義なり。

【相續】 これに二種あり、一は一期相即ち一生涯の意。他は一運相續なり。一運相續とは一物生起して終るまでを言ふ。
【世尊】 雜一阿舍十一。

「よく、愚夫の無明に盲ぜられ、行の相續に於て我、我所を執して、長夜の中に於て耽著を生ず。世尊は彼執著を斷ぜんが爲の故に、行の相續の體は、是れ有爲と及び縁生との性なるを顯す。是に是説を作さく、「三の有爲の有爲なる相有り」と。

諸行の一刹那の中に、具に三相有ることを顯すには非ず。一刹那に起等の三相は知るべからざるに由るが故に。知るべからざるを、應に立てて相と爲すべきに非ず、故に彼契經に、復是説を作せり、「有爲の起も亦了知すべく、盡と及び住異とも、亦了知すべし」と。

然るに、經に有爲なる言を重ねて證けるは、此相の是れ有爲なることを表すを知らしむるのみ。此相は有爲の有なることを表すこと、白鷺の居るは水の無きに非ざることを表すが如しと謂ふこと勿れ。亦有爲の善惡を表すこと、童女の相の、善非善を表すが如しとも謂ふこと勿れ。

諸行の相續の、初めて起るを生と名け、終に盡くる位の中にて、説いて名けて滅と爲し、中間の相續して隨轉するを住と名け、此前後と別なるを、名けて住異と爲す。世尊は、此に依りて難陀に説いて言はく、「是善男子は善く受の生を知り、善く受の住を知り、及び善く受の衰異壞滅を知る」と。

故に頌を説いて曰はく、

相續の初を生と名く、滅とは終盡の位を謂ふ

中ごろ隨轉するを住と名く、住異は前後の別なるなり

復有頌に曰はく、

本無くして今有るは生なり、相續して隨轉するは住なり

前後の別なるは住異なり、相續の斷ゆるを滅と名く

又有頌に言はく、

諸法は刹那なるに由りて、住すること無くして而も滅することあり

彼れ自然に滅するが故に、住すること有りと執するは理に非ず

是故に唯相續に於て、住と説くのみなり。

斯に由りて對法に説く所の理は成す。故に彼論に言はく、「云何が、住と名くる」と。

謂く、一切の行の已に生じて未だ滅せざるなり。生じ已りて滅せざるを、刹那法の性と

名くるには非ず。

發智論には是の如く、「一心の中に於て誰か起、謂く生なり。誰か盡、謂く死なり。誰か

住異、謂く老なり」と説くことを作すと雖も、彼論の文は、衆同分の相續心に依りて説く

ものにして、一刹那には非ず。

又一一の刹那の謂の有爲法に、實に物有りと執することを離れても、四相は亦成ず。

云何が成ずることを得る。

謂く、一一の念の、本無くして今有るを生と名け、有り已りて還つて無きを滅と名け、
後後の刹那、前前に嗣きて起るを、名けて住と爲し、即ち後前後、差別有るが故に住異と

【又一一の等】經部の刹那假立説に立脚して狀態としての四相を明す。

【對法】 品類足論一。

名く。前後の念の相似して生ずる時に於て、前後を相望すれば、差別無きに非ざればなり。彼差別の相は云何が應に知るべき。

謂く、金剛等に、擲てると未だ擲たざると、及び強力のものとの擲てると、弱力のものとの擲てるとによりて、速と遅と墮落する時に差別あるが故に、大種の轉變差別する義は成するなり。諸行の相似、相續して生ずる時、前後相望するに、多くの差別無きが故に、異ありと雖も、而も相似と見ゆるなり。

若し爾らば、最後の聲と光との刹那、及び涅槃の時の最後の六處は、後念無きが故に、應に住異無かるべし。是れ則ち立つる所の相は、應に有爲に遍ぜざるべし。

此は住を説いて、有爲の相と爲すにあらず。

其義云何。

謂く、住の異なるが故に。若し住有れば亦必ず異有り。此に由りて相を立つ。不遍の失無し。然るに此經の中に、世尊の説きたまふ所の有爲の相を、略して顯示せば、謂く、有爲の本無くして今有ると、有り已りて還つて無きと、及び相續の住すると、即ち此前後相望して、別異なるとなり。此中に何んが生等の別物あるを用ひん。

云何が所相の法を、即ち立てて能相と爲す。

云何が居士の相は、大士と異なるに非ざる。角、犛、頡、蹄尾は、牛相にして、牛と異なるものに非ず。又堅等地等の界の相は、地等と異なるに非ず。遠く上升するを見て、是れ

【涅槃】(Nirvāṇa) 今は無餘依涅槃に當る。蓋し有部は涅槃を二分し、佛の成等正覺を有餘依涅槃(擇滅即涅槃)とし、入滅を無餘依即ち灰身滅智の眞實涅槃となす。

【云何が所相等】

別物の四相無くしては所相の有爲法と能相との四相の別立たずとル。【居士の相】佛の

【三十二相】
【角等】
牛角等とは首上の突起せる部分、胡とは喉下の垂下る肉なり。

【日く等】
此段經部の現在有體過末無體の宗義(主張)に依り有部の三世實有法體恆有の有り部を攻撃し、四相の中生相が未來に於て作用ありとなすを難す。

煙の相と知れども、煙の體と異なるに非ざるが如く、此有爲の相も、理として亦應に然るべし。

有爲の色等の自性を了すと雖も、乃至未だ先無、後無、相續、差別を了せざるあひだは、仍未だ彼體の、是れ有爲なることを知らざるが故に、彼性即ち有爲の相には非ず。然も彼性を離れて生等の實物有るには非ず。

若し有爲の色等の自性を離れて、生等の物有らば、復何の非理かある。
一の法、一時に、應に即ち生じ住し衰異し壞滅すべきものが俱有なりと許すが故に。此輩は然らず。用の時、別なるが故に。謂く、生の作用は未來に在り。現在には已に生じて、更に生ぜざるが故に。諸法生じ已りて、正しく現在する時、住等の三相の作用方に起る。生の用の時には、餘の三用有るに非ず。故に俱有なりと雖も、而も相違せず。

日く應に思擇すべし、未來の法體は有と爲んや、無と爲んやを。然る後、生は彼位に於て、相有ると用無きとを成すべし。

設ひ未來に、生に作用有りと許すとも、如何が未來を成せん。應に未來の相を説くべし。法現在する時、生用已に謝す。如何が現在を成せん。應に現在の相を説くべし。

又住等の三用俱に現在せば、應に一法の體、一刹那の中に、即ち安住と、衰異と、壞滅と有るべし。若し時に、住相は能く此法を住せしめ、即時に異滅は能く衰壞せしめば、爾時、此法を安住と名くと爲んや、衰異と名くと爲んや、壞滅と名くと爲んや。

【諸師】經部より有部を指す。

【二と】異滅の二相なり。

諸（師）説かく、「住等の用は、時を同じうせず」と。彼説は便ち刹那滅の義に違す。
若し「我は、一法の諸相の用の皆究竟するを、説いて一刹那と名く」と言はば、汝今應に説くべし、何に緣りてか、住相二と俱生して、而も住のみ、先づ能く所住の法に住せしめて、異に非ず、滅に非ざるやを。若し住の力強くして、能く先用あらば、後に何んが劣を成じて、而も本法と並びて俱に異滅に遭ひて衰壞せられんや。

若し「住相已に作用を起す。應に更に起すべからざること、猶生の如し」と言はば、生は應に然るべし。夫れ生の用とは、所生を引きて現在に入らしめ、已に入らしむれば、應に復引入すべからざるを謂ふが故に。住は應に爾るべからず。夫れ住の用とは、所住を安じて衰滅せざらしめ、已に任せしめて永く安住せしむべきを謂ふが故に。斯に由りて、住相の用は應に常に起るべく、生に例して再用無からしむべからず。

又誰か住の用を障へて、暫く有りて、還つて無からしむる。若し異滅能く障を爲すと言はば、異滅の力は應に強かるべし。何んが、先に用あらざる。

又住の用息まば、異滅と本法と、自然に住せず。異滅の二相は、何の處に、如何にして作用を起さんや。

復何の事有りて二用を須ひんや。住の攝持するに由りて、諸法は生じ已りて暫時滅せず。住の用既に捨すれば、法は定んで住せず。即ち自然に滅するが故に、異滅の用は更に爲す所無けん。

【事】業なり。

又應に、一法の生じ已りて、未だ壞せざるを住と名け、住し已りて壞する時を、滅と名くべき理は、且く然るべし。異は一法に於て、進退推徴するに、理として應に有るべからず。

所以は何ん。

異とは前と後と、性相の轉變するを謂ふなり。即ち此法を此に異ると言ふべきに非ず。此故に尙を説いて言はく、

前に即すれば異成ぜず、前に異れば一法に非ず

是故に一法に於て、異を立すること終に成ぜず

【餘部】 正量部、賢胄部、法上部、密林山部、贗子部、是等の諸派は有爲滅法を誓住法と利那滅法とに分つ。

餘部は滅の因縁に遇ふとき、滅相方に能く所滅の法を滅すと説くと雖も、而も彼の説く

所は、應に有が「瀉藥を服する時、天來りて利せしむ」と言ふが如くなるべし、即ち滅の

因縁は應に所滅を滅すべし。何んが別に滅相有りと執するを須ふることを爲さんや。

又安心所には、利那滅を許すをもて、更に餘の滅の因縁を待つを須ひざらん。應に滅と

住との用に前後無かるべし。是れ則ち一法が、一時の中に於て亦住し、亦滅すとせば正理

に應ぜず。

故に相續に依りて有爲の相を説くは、正理に違せず、善く契經に順ず。

若し生未來に在りて、所生の法を生ずとせば、未來の一切法は何んが俱に生ぜざる。頌に曰はく、

生の能く所生を生ずるは、因縁の合を離れたるに非ず
論じて曰はく、所餘の因縁の和合を離れて、唯生相の力のみにて、能く所生を生ずるに
非ざるが故に、諸の未來は皆頓に起るに非ず。

若し爾らば、我等は唯因縁に生の功能有るを見る。別に生相無きも因縁の合する有らば、
諸法は即ち生じ、無ければ即ち生ぜず。何んが生相を勞せん。故に知る、唯因縁の力有れ
ば起ることを。

豈有ゆる法、皆汝の所知ならんぞ。法性、幽微にして甚だ知り難し。故に現に體有りと
雖も知るべからず。

【第六轉】八轉聲
(前註參照)中の第
六轉聲にして、第
六格即ち屬格、所
謂所有格に等し。

生相にして若し無くんば、應に生の覺無かるべく、又第六轉の言も應に成すべからず。
謂く、色の生、愛の生等と。應に色の色の言は説くべからざるが如し。生を無みすること
を責むるが如く、乃至滅を無みすることも皆是の如く、責むること其所應に隨ふ。

若し爾らば、空、無我の覺を成ぜんが爲には、法の外に應に空、無我の性ありと執すべ
けん。一二、大小、各別、合離、彼此の有等の、別の性有りと執すべけん。
法の外に、數量、各別、合離、彼此の有等の、別の性有りと執すべけん。

又第六轉の言を成立せんが爲には、應に別に色の聚性有りと執すべく、又説いて色の白
性と言ふが如きは、此第六轉の言を、何んが成ずることを得る。

是故に生等は、唯假に建立して、別の實物無し。諸行の本無、今有を了せんが爲に、假

立して生と爲すなり。是の如き本無今有の生相は、色等の法の種類衆多に依るをもて、所餘を簡ばんが爲に、第六轉を説いて、色の生、受の生等とは言ふなり。他をして此生は、唯色にして、餘の受等に非ざることを知らしめんが爲なり。餘も例して亦然なり。世間に梅檀の香、石子の體と説くが如く、此も亦應に爾るべし。是の如く、住等も、應に隨つて當に知るべし。

若し行にして生相を離れて生ずるを得ば、虚空無爲等は何が故に生ぜしむる。諸行を生と名くるは、本無くして今有るに由る。無爲は體常に有り。何ぞ生ずと言ふことを得ん。又、法爾として、一切皆生有りとは説かざるが如く、是の如く應に一切法は、皆生すべきには非ずと許すべし。

又有爲は、同じく生相有れども、而も因縁を有爲法に望むるに、或は功能有り、或は功能無しと許すが如く、是の如く應に一切の有爲、及び無爲の法は、同じく生相無けれども、而も諸の因縁を、彼二法に望めて、一は生用有り、一は生用無しと許すべし。

毘婆沙師は説かく、「生等の相は、別に實物有ること、其理應に成すべし」と、所以は何ん。

豈多く難を設くる者有るが故に、便ち所宗を捨つべけんや。鹿有るを恐れて麥を種るす。多く蠅の附くを懼れて、美團を食せざるに非ざるが故に。過難に於ては應に懃めて通釋すべく、本宗の義に於ては、應に順つて修行すべし。

【二法】有爲無爲の二法を言ふ。

【六】次に心不相應行法中の名句支を別す。

【作想】(Anupāsa) 名稱の義想を作ると言ふ義邊より名稱となる

【總説】名身句身等の身の説明なり
【總説】(Dā) 總説の原語 (Ananika) 二の語根 (一) (合集す) なり。

是の如く已に諸の有爲の相を辯ぜり。名身等の類、其義云何。
頌に曰はく、

名身等は謂ゆる、想と章と字との總説なり

論じて曰はく、「等」とは句身、文身を等取す。

應に知るべし。此中に名は謂く、作想なり。色聲、香味等の想を説くが如し。

句は、謂く、章なり。義を詮すること究竟す。諸行無常等の章を説くが如し。或は能く

業用、徳、時の相應する差別を辯了する、此章を句と稱す。

文は、謂く、字なり。哀、阿、壹、伊等の字を説くが如し。

豈此字は亦書分の名に非ずや。

書分を顯さんが爲に、諸字を製造するに非ず。但諸字を顯さんが爲に、書分を製造するの

み。云何が當に説くを聞かずと雖も、亦解を得しむべきかと。故に書分を造れるなり。是

故に諸字は書分の名に非ず。

云何が名等の身なる。

謂く想等の總説なり。總説と言ふは、是れ合集の義なり。合集の義の中に於て、囉遮の

界を説くが故に。

此中、名身は、謂く、色、聲、香等なり。句身は、謂く、諸行無常、一切法無我、涅槃

【迦伏伽】(Kaṭṭha)梵語字母の子音を例として擧げしなり。

寂靜等なり。文身は、謂く、迦伏伽等なり。

豈此三は、語を性と爲すが故に、聲を用て體と爲して、色の自性に攝むるにあらずや。

如何が乃ち説いて、心不相應行とは爲す。

此三は、語を以て自性と爲すに非ず。語は是れ音聲なり。唯音聲のみにて即ち義を了ぜしむべきに非ざればなり。

云何が了ぜしむる。

謂く、語は名を發し、名は能く義を顯し、乃ち能く了ぜしむるなり。

但音聲を皆稱して、語と爲すには非ず。要す此に由るが故に義を了知すべき、是の如きの音聲を方に語と稱するが故に。

何等の音聲が義をして了すべからしむる。

謂く、能説者の諸義の中に於て、已に共に立てて能詮の定量と爲せるものなり。且く古の如きは九流の中に於て共に一の置の聲を立てて、能詮の定量と爲せるが如し。故に有頌に言はく、

方と默と地と光と言と、金剛と眼と天と水と

斯九種の義に於て、智者は置の聲を立つ

有ゆる名は能く義を顯すと執する者も、亦定んで應に是の如き義の名を許すべし。謂く共に立てて能詮の定量と爲すと。

【能説者】 劫初の賢聖なり。蓋し經部は名句交等は劫初賢聖相議して契約成立せしものと主張す。

【共に立てて】 劫初賢聖の契約を指す。

若し此句の義にして、名に由りて能く顯るとせば、但音聲に由りて用を顯すこと已に顯す。

何んが別に實名有りとは横計するを須ひん。

又未だ此名は、如何が語に由て發するかを了せず。語に由りて顯ると爲んや、語に由りて生ずと爲んや、若し語に由りて生ずとせば、語は聲の性なるが故に、聲は應に一切皆能く名を生ずべし。若し名を生ずる聲は差別有りと謂はば、此は義を顯すに足る。何んが別の名を待たん。若し語に由りて顯るとせば、語は聲の性なるが故に、聲は應に一切皆能く名を顯はすべし。若し名を顯す聲は差別有りと謂はば、此は義を顯すに足る。何んが別の名を待たん。又諸念の聲は聚集すべからず。亦一法の分分に漸生すること無し。如何が名の生ずることは、語に由りて發すべけんや。

云何が過去の諸の表の刹那を待ちて、最後の表の刹那に、能く無表を生ずる。

若し爾らば、最後の位の聲、乃ち名を生じ、但最後の聲を聞いて、應に能く義を了すべけん。若し是執を作して、語は能く文を生じ、文復名を生じ、名は方に我を顯すといはば、此中の過難は、應に前と同じく諍くべし。諸念の文は、集むべからざるを以ての故に。

語は名を顯すといふ過も、應に例して生の如くにすべし。

又語と異なる文は、諸の明慧の者が、心を注ぎて思擇するも、其相を辯辯すること莫し、

又文は語に由りて、若し顯はれ、若し生ずといふも、語の名に於けるに准するに、皆理

に應ぜず。

又若し名は、生等の如く、義と俱に生ずと執する有らば、現在世の名を、去來の義に目くることは、應に有ることを得べからざらん。又父母等は、意の欲する所に隨ひて、子等の名を立つ。云何が名は、生等の如く義と俱起すと言ふべけんや。又無爲法は、應に名有ること無かるべし。生の義無きが故に。而も應に許すべからず。

然るに世尊の、頌は名と及び心に依つて生ずと説けるは、此れ諸義に於て共に分量を立つる聲は、即ち是れ名にして、此名の安布、差別を頌と爲す。是の如き義に由りて、頌は名に依ると説けるのみ。此頌は是れ名の安布差別なり。實物有りと執するは、正理に應ぜず。樹等の行及び心の次第の如し。

或は、唯應に執すべし、別に文の體有り、即ち此を總集して、名等の身と爲すと。更に餘有りと執せんは、便ち無用と爲す。

毘婆沙師は説かく、別物有りて、名等の身と爲す。心不相應行蘊の所攝なり。實にして假に非ず。所以は何ん。一切法は、皆是れ尋思の能く了する所に非ざるが故に」と。

此名身等は、何の界の所繫なる。是れ有情數と爲んや、非有情數と爲んや。是れ異熟性と爲んや。是れ所長養と爲んや。是れ等流の性と爲んや。善と爲んや、不善と爲んや。無記と爲んや。此皆應に指すべし。

【諸義】 諸法の體を言ふ。

【分量】 劫初賢聖が文句名等契約成立せる際に一定の分量を定めしと言ふを指す。

【行】 (Yamsikara) の意にあらざ、行列の意。

【心の次第】 心々所が前念後念次第して起ること。

【九】 次に心不相應行法の諸門分別を明す。

【此名身等】名身等の界繫門分別なり。分別の標準に隨語繫隨身等とあり。
【等流】前念の同類因より生ずるを以て其果たる名身等は等流果なりとの意。

【類】等流、異熟、所長養、刹那等の分類。
【二義】五類の中を指す。異熟の二類を指す。

頌に曰はく、

欲色なり、有情の攝なり、等流なり、無記の性なり。

論じて曰はく、「此名身等は、唯是れ欲色二界の所繫なり。

有が説かく、「亦無色界繫にも通ず」と。然かも、説くべからず。

又名身等は、有情數の攝なり。能説者の成にして、所顯の義に非ざればなり。

又名身等は、唯是れ等流なり。

又唯無覆無記性の攝なり。

上に説く所の如き餘の不相應の、未だ説かざる所の義を、今當に略して辯ずべし。

頌に曰はく、

同分も亦是の如し、并に無色なり異熟なり

得と相とは三類に通ず、非得と定とは等流なり

論じて曰はく、「亦是の如し」との言は、同分も名身等の如く、欲色に通じ、有情、等流、無覆無記なることを顯すと爲す。

「并に無色なり」との言は、唯欲色のみ非ざることを顯す。

「并に異熟なり」との言は、唯等流のみに非ざること顯す。

是が界は三に通じ、類は二義に通ず。

得及び諸相の類は、并に三に通ず。謂く、刹那、等流、異熟有り。

非得と二定とは、唯是れ等流なり。「唯」の言は、異熟等に非ざることを明にせんが爲なり。

已に、是の如くにして未だ説かざりし所の義を説きたり。

無想と命根とは、前に已に辯じたるが如し。

何に縁りてか得等は、唯是れ有情數の攝なることを説かざる。

已に有情の所成等と説きたるが故に。

何に縁りてか相は、有情、非有情數に通ずと説かざる。

已に一切有爲と俱なりと説けるが故に。

餘の未だ説かざる所は、應に隨つて准じて知れ。

阿毘達磨俱舍論

卷第六

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別俱舍品第二之四

【四】第七に有爲法の爲に六因四縁を説く。

【四】初に六種の因を明す。

【四〇】如く已に不相應行を説けり。

是の如く已に不相應行を説けり。前に生相の所生を生ずる時、所餘の因縁の和合を離るるに非ずと言ひたり。此中何の法を説いて因縁と爲すや。

【四一】且く因に六種あり。

何等を六と爲す。

頌に曰はく、

能作と及び俱有と、同類と、相應と

遍行と并に異熟となり、因に唯六種有りと許す

論じて曰はく、因に六種有り、一には能作因、二には俱有因、三には同類因、四には相

【對法】發智論第一、婆沙論第十六所説を指す。

【因】次に能作因を明す。

【此れ】上の文中の煩惱及び眼識を指す。

應因、五には遍行因、六には異熟因なり。

對法の諸師は、因に唯是の如き六種のみ有りと許す。

且く初の能作因の相は云何。

頌に曰はく、

自を除いて餘は能作なり

論じて曰はく、一切の有爲は、唯自體を除き、一切法を以て、能作因と爲す。彼の生ずる時、障ふること無くして住するに由るが故に。

餘の因の性も亦能作因なりと雖も、然も能作因は更に別稱無くして、色處等の如く總即別名なり。

豈未だ知らざれば、諸漏當に起るべく、已に知るに由るが故に、諸漏生ぜず、智は漏の生ずるに於て、能く障礙を爲すにあらずや。日光は、能く既に衆星を觀ることを障ふ。如何が有爲は唯自體を除いて、一切法を以て能作因と爲す。

應に知るべし、此生する時、彼皆障ふること無くして住するが故に、彼は此に於て、是れ能作因なりと。若し此の生ずるに於て彼能く障を爲すべきに、而も障を爲さざるは、立てて因と爲すべし。譬へば國人の其國主の損害を爲さざるを以て、咸く是言を作すが如し、我は國主に因りて安樂を得と。

【涅槃及び不生法】
擇滅、非擇滅の二無爲法を指す。蓋し此二法は有爲法の生起に何等積極因縁關係を有せざるなり。
【勝に就きて】能作因中有力（積極的）の方面もあることを明す。

【方隅】一例と言ふが如し、即ち一隅を示せるを以て他の三隅は例して知れとの意。

若し此の生ずるに於て、被障用無くもば、被障を爲さずとも、向んが因と爲すを得ん。日く、涅槃及び不生法を、普く一切有爲の生ずる中に於てし、那落迦等の有情の相續を、無色界の諸蘊の生ずる中に於てするが如き、有りとも非有なるが如く能障の用無けん。障用無しと雖も、亦因と爲る。無力の國王も、亦前に説くが如くなるを得るが如し。

此は即ち通じて諸の能作因を説きたるなり。勝に就いて言を爲さば、生力無きに非ず。眼色等の眼識等を生ずるに於ける、飲食の身に於ける、種等の芽等に於けるが如し。有が此難を作さく、「若し一切法は、障ふること無くして住するが故に、皆能作因ならば、何に緣りてか諸法は皆頓に起るに非ざる。一の殺生せる時に、何に緣りてか一切のもの、殺者の如く皆殺業を成るに非ざる」と。

此難は然らず。但障ふること無きに由りて、一切法を能作因と爲ると許す。生に於て、親作の力有るに由るに非ざればなり。

有餘師説かく、「諸の能作因は、皆果の生ずるに於て、能作の力有り」と。日く涅槃等の、眼識の生ずるに於けるは、云何が名けて能作力有りと爲さん。

意識は彼を緣じて境と爲して、或は善、或は惡を生じ、此意識に因りて、後時の眼識次第に生ずることを得。展轉して因たるが故に、彼涅槃等も、眼識の生ずるに於て、能作の力有るなり。是の如く餘の法も此方隅に由りて、展轉して應に知るべし、能生の力有り」と。

【四三】次に俱有因を明す。これは因と果とが並存するものにして同一果俱有因の二あり。前者は共同的原因にして一結果を生ずるに他の原因と共に働して因果法互に俱有となり、果となるを言ふ。後者は因果法互に因となり、果となるを言ふ。

【七用果】俱有因の法が互に援助し合ふ中、助けらるる方を士用果、助ける方を俱有因と言ふ。

【心と心隨轉】心王の力に心所は引かれ又心所の力に心王が引かるるなり。

【四四】次に心隨轉法に就て明す。心隨轉法とは心と相應して轉ずる法の意にして心所、定、戒、俱戒、心々所及、二律儀（定道俱戒）に伴ふ四相の

（四三）かくて、是の如く已に能作因の相を説けり。第二の俱有因の相は云何。頌に曰はく、

俱有は互に果と爲る、大と相と所相と

心と心隨轉に於てするとの如し

論じて曰はく、若し法にして、更互に士用果と爲らば、彼法は更互に俱有因と爲る。

其相は云何。

四大種の如き更互に相望めて、俱有因と爲る。是の如く諸の相と所相の法と、心と心隨轉とも、亦更互に因と爲る。是れ則ち俱有因、互に果と爲るに由りて、遍く有爲法を攝すること其所應の如し。

法と隨相とは互に果と爲るに非ず。然も法は隨相の與に俱有因たるも、隨相は法に於て非ざることを、此中に應に辯すべし。

何等をか名けて心隨轉の法と爲す。

頌に曰はく、

心所と二律儀と、彼と及び心との諸相と

是れ心隨轉の法なり

論じて曰はく、一切所有の心相應法靜慮と無漏との二種の律儀、彼法と及び心との生等

各法なり。

の相、是の如きを、皆心隨轉の法と謂ふ。

如何が此法を心隨轉と名くる。

頌に曰はく、

時と果と善等とに由る

論じて曰はく、略して説かば、時と果等と善等とに由るが故に、此法を説いて心隨轉と

名く。

且く時に由るとは、謂く、此と心と一住住滅すると、及び隨一世となり。

果等に由るとは、謂く、此は心と一果、異熟、及び一equal流なるなり。

應に知るべし、此中前の一と後の一とは、俱を顯すと、共を顯すと、其義同じからず。

善等に由るとは、謂く、此と心と、同じく善、不善、無記の性の故に。

此十因に由りて、心隨轉と名く。

此中心三は極少のときも、猶五十八法の與に俱有因と爲る。謂く十大地法と彼の四十の

本相と心の八の本、隨相とを、五十八法と名く。五十八の中、心の四隨相を除いて、餘の

五十四は、心の爲に俱有因となる。

有が説かく、「心の因と爲るは唯十四法のみなり。謂く十大地法と并に心の本相なり」と。

此説は善に非ず。

所以は何ん。

【一住住滅】 心隨轉の法が心王と同一時に生じ住し滅すと意。
【隨一世】 心王と心隨轉の法が同世なるを言ふ。
【前の】 一住住滅を指す。
【後の】 一果一異熟等の意。一は共果の意。
【十四】 四時（一住、一住、一滅、一住、一果）一果、一異熟、一equal流、一三性（善、惡、無記）

品類足論の所説に違するが故に。彼論に言ふが如し、或は苦諦有り。有身見を以て因と爲して、有身見の與に因と爲るに非ず。未來の有身見と、及び彼の相應法との生老住非常とを除ける諸餘の染汗の苦諦なり。或は苦諦有り。有身見を以て因と爲して、亦有身見の與に因と爲るあり、即ち所除の法なり」と。

有餘師は、及び彼の相應法」を誦せず。

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言ふ。彼文は、必ず應に是の如きの誦を作すべし。或は應に義に准じて、説の有餘なることを知るべし。

諸の俱有因なるに由るが故に、因と成るものは、被必ず俱有なり。或は俱有にして、俱有因に由るが故に因と成るに非ざる有り。謂く、諸の隨相を各本法に於てすると、此諸の隨相を、各互に相對すると、隨心轉の法の隨相を心に於てすると、此諸の隨相を、展轉して相對すると、一切の俱生の、有對の造色を、展轉して相對すると、少分の俱生の無對の造色を、展轉して相對すると、一切の俱生の造色と大種とを、展轉して相對すると、一切の俱生の得と所得とを、展轉して相對すると、是の如き等の諸法は、俱有と名くと雖も、而も俱有因に由るが故に、因と成るには非ず。一果と異熟と及び一等流に非ざるが故に、得と所得とは定んで俱行するに非ず。或は前なることあり、或は後なることあり、或は俱生することあるが故に。

是の如き一切の理は、且く然るべし。而も諸の世間に、種種と芽等との極成の因果相

【一切俱生の等】
八事俱生ならば色香味觸の四は有對造色の俱生、九事俱生ならば其に身根を加ふ。而て之等は俱生するも俱有因に非ず。
【少分の無對の造色】無表色、即ち定道二律儀の無表は互に俱有因となるを以て之を除き散の無表を言ふを以て少分と言ふ。

生の事の中には、未だ斯の如き同時の因果を見ず。故に今應に説くべし、云何が俱起の諸法の聚の中に因果の義有るやを。

豈現に見ずや、燈焰と燈明と芽と影と、同時に亦因果と爲ることを。

此を應に詳しく辯すべし。即ち燈焰は明の與に因と爲ると爲んや。前に生ぜざる因縁の和合に由りて、焰と明と俱に起ると爲んや。

餘物の光明を障へて、影、現すること有り。如何が此影は芽を用て因と爲すと説かん。理として應に然るべからず。随つて有無なるが故に。因明を善くする者は、因果の相を

【随つて有無】此有ならずば、彼も有、此無ならずば、彼も無なる時、彼此相隨つて不離なるを同時の因果と言ふ。

説いて言はく、「若し此の有無なるとき、彼も随つて有無ならば、此を定んで因と爲し、彼を定んで果と爲す」と。俱有法の中、一有るとき一切有り。一無きとき一切無くんば、理として因果を成すべきなり。

俱起の因果の理は、且く然るべきも、如何が互に因果と爲ると言ふべき。

即ち前の説に由りて、此も亦違すること無し。

若し爾らば、前に説く所の如き、造色は互に相離れざれば、應に互に因と爲るべく、是の如く造色と諸大種と、心の隨相等と心等の法と、皆相離れざれば、應に互に因と爲るべし。

若し三杖の互に相依りて住するが如く、是の如く俱有法の因果の義も成すと謂はば、此れ應に思惟すべし。是の如き三杖は、俱起して相依る力に由りて住すと爲んや。前生の因

【四】次に同類因を明す。

【四】は 色以外の四蘊。

縁の合する力に由りて、彼三杖をして俱起して住せしむと爲んや。又彼中に於て、亦別物の繩と鈎と地等の連持して住せしむる有り。此に亦餘の同類因等有り。是故に俱有因の義は成ずることを得。

是の如く已に俱有因の相を説けり。第三の同類因の相は云何。頌に曰はく、

同類因は相似なり、自部地なり前生なり
道は展轉して九地なり、唯等と勝とに因と爲る
加行生も亦然なり、聞思所成等なり

論じて曰はく、同類因とは、謂く、相似の法の、相似の法の與に同類因と爲るなり。謂く、善の五蘊は善の五蘊の與に、展轉相望めて同類因と爲り、染汙は染汙の與に、無記は無記の與に、五蘊を相望すとも、應に知るべし、亦爾なり。

有餘師は説かく、「淨無記の蘊の五は、是れ色の果なれど、色は四の因に非ず」と。
有餘師は説かく、「五は是れ四の果なれど色は四の因に非ず」と。

有餘師は説かく、「色と四蘊とは相望展轉するに、皆因と爲らず」と。
又一身の中に羯刺藍の位は、能く十位の與に同類因と爲り、頰部臺等の九位は、一一皆前位を除いて、餘の與に因と爲る。若し、餘身の同類の十位に對しては、一一皆十位の與

に因と爲る。

【自類と自類】種

としての麥と果と

しこの麥との間の

關係を言ふ。

【彼の執】薄茶師

の説と言ふ。

【本論】發智論十

三。

【増上】増上縁に

して能作因と等し

【自部自地】自部

は四諦修造（煩惱

所斷の五段）の五

部にして自地は三

界九地の各地なり

【父等】部と地と

の制限外に時の制

此方隅に由りて、外の麥稻等の自類と自類とも、地に廣く思擇すべし。
 若し色は色の爲に、同類因たるを許さずんば、彼の執は便ち本論の文の説く所に違せん。
 故に本論に説かく、「過去の大種は未來の大種のため因と増上となり」と等と。
 諸の相似は、相似の法に於て皆同類因と爲ると説き得べしと爲んや。
 爾らず。
 云何。
 自部自地は、唯自部自地の與に因と爲る。是故に説いて自部自地と言ふなり。
 部とは、謂く、五部、即ち見苦所斷乃至修所斷なり。
 地とは、謂く、九地即ち欲界を一と爲し、靜慮と無色とは八なり。
 此中、見苦所斷の法は、還つて見苦所斷の與に同類因と爲りて餘には非ず。是の如く乃至修所斷は、還つて修所斷の法の與に同類因と爲りて餘には非ず。
 中に於て、一一若し欲界地は還つて欲界の與に、同類因と爲り、初靜慮地は初靜慮の與に同類因と爲り、乃至有頂は有頂地の與に同類因と爲る。異地相望しては、皆因たるの義無し。
 又此も一切には非ず。
 何ん。

謂く、前生なり。唯諸の前生が、後の相似と生の未生との法の與に、同類因と爲る。云何が然ることを知らん。

本論に説くが故に。發智論に説くが如し、「云何が同類因なる。謂く、前生の善根は、後生の善根と及び彼の相應法の與に同類因た爲るが故に因と成る。是の如く過去は餘の二世の與に、過去現在未來の與に等、皆應に廣く説くべし」と。

然らば、即ち被論に是問を作す。言はく、「若し法有り、彼法の與に因と爲るとせんに、或時には、此法は彼の與に、因に非ざるありや」と。彼に即ち答へて言はく、「時として因に非ざること無し」と。此れ俱有と相應と異熟との三因に依りて、密に説けるものなるが故に、過有ること無し。

有が謂く、「未來正生位の法は、定んで能く彼が與に同類因と爲る。是故に彼文には最後の位に依りて、密に是答を作す。時として因に非ざること無し」と。

彼は所難に於て、善釋爲るに非ず。未來法は、正生位の前には同類因に非ず、後に方に成ずるを以ての故に。

又、若し兩らば彼に復問うて言はく、「若し法ありて彼法の與に、等無間と爲るとせんに、或時には此法は彼の與に、等無間に非ざることありや」と。彼に即ち答へて言はく、「若し此時は法の未だ已生に至らざるなり」と。

若し彼の釋するが如くならば、應に亦答へて言ふべし、「時として縁に非ざるは無し」と。

【彼】 未だ未來生相位に來らぬ法との意。
【最後の位】 生相位を指す。
【後】 未來生相位に來りたる所に於て因となること。
【彼】 發智論第二十所説を指す。
【已生】 現在の意。

【二門】發智論所説の文に就て、一に時として因にあらざるなしと言ひ他に未だ已生に至らざる位と言ふを指す。

【彼處】因の處。

【此も】等無間縁を指す。

【及び彼の】この言葉は品類足論には無きものなるに離者の側は勝手に挿入して讀むなり。

【彼處】離者が勝手に無根の文字を入れて眞實らしく讀むも實は未來の有身見相應の苦諦云々と讀む可きなりと通釋せらる。

【若し爾らば】本無今有の難にして宋類に同類因なしとすれば三世實有の宗義に違するにあらざるかとの難なり。

如何が乃ち若し時は此法の未だ已生に至らざるなりと答ふる。

然るに彼復釋すらく、「二門を現ぜんが爲なり。彼處に説くが如く、此も亦應に爾るべく、此處に説くが如く、彼も亦應に爾るべし」と。

是の如く文を作ること、何の功德をか獲る。唯論主の文を善くせざることを顯すのみ。是故に應に知るべし。前釋を善く爲す。

若し爾らば、何が故に品類足に説くや、或は苦諦有り。有身見を以て因と爲して、有身見の與に因と爲るに非ざるなり。未來の有身見と及び彼の相應の苦諦とを除ける、諸餘の染汗の苦諦なり。或は苦諦有り、有身見を以て因と爲して、亦有身見の與に因と爲るなり、即ち所除の法なり」と。

彼文は、應に未來の有身見相應の苦諦を除くと説くべし。設ひ彼の如く説くこと有りとも、義に由りて應に非なることを知るべし。

復云何が施設足論を通ぜん。彼に説かしく、「諸法は四事決定す、謂ゆる因と果と所依と所縁となり」と。

應に知るべし、彼文に因といふは謂く、能作と俱有と相應と異熟との因なり。果といふは、謂く、増上と士用と異熟との果なり。所依といふは、謂く、眼等の六根にして、所縁といふは、謂く、色等の六境なり。

若し爾らば同類因は、應に本無くして有るべし。

【位】法の作用を起す位を言ふ。

【相に就いて】法の體相に就ての意。

【未至定】初禪天（第一靜慮）の近分定を言ふ。

許すが故に過無し。位に約して體には非ず。和合作用の位果は、體の果に非ざるに由る。若し同類因は未來世に有ること、異熟因の如しとせば、當に何の過か有るべき。未來に若し有らば、本論に應に説くべし。

本論は唯能く果を取與する諸の同類因をのみ説くが故に、失有ること無し。

是の如き義無し。同類因は等流果を引くを以て、此が未來に有る理は、必ず然らず。前後無きが故に、應に已生の法は未生の等流と爲るべからず。過去の法は現在の果に非ざるが如し。果は先にして、因は後といふ過失有ること勿きが故に、未來世には同類因無し。若し爾らば、異熟因も、應に未來に有るに非ざるべし。應に異熟果は、因の前と及び俱なるべからざるが故に、未來世の法には前後無きが故に。

是の如き失無し。相似せざるが故に。謂ふところの同類因は、果と相似す。若し前後無くんば應に互に因と爲るべし。既に互に因と爲らば、應に互に果とも爲るべし。互に因果と爲るは理と相違す。異熟因は、果と相似するに非ざれば、前後を離ると雖も、而も上の過無し。故に同類因は、位に就いて建立す。未來に有るに非ず。若し異熟因は、相に就いて建立す。未來に無きに非ず。

同類因は唯自地なりと言ふは、定んで何に依りて説くや。

定んで有漏に依る。若し無漏道ならば、展轉相望して一一皆九地の與に因と爲る。謂く、未至定と靜慮の中間と四本靜慮と三本無色との九地の道諦は、皆互に因と爲るなり。

【諸地】九地（三界九地）の意。

【然れども等】此は同類因となるに就て其等流果の勝劣を分類す。即ち等と勝との場合は同類因となるも劣には因とならずとなり。

【且く已生等】此句は等の等流果の同類因となるを明す。【又即ち等】此句は勝の例を出す。

【隨信行】鈍根者の修する見道にして他教を信じて修行する道。

【信勝解】鈍根者の修道。他教を信

所以は何ん。

此諸地に於て、皆客の住するが如く、界の據に墮せず。諸地の愛執して、己が有と爲すところに非ざればなり。是故に九地の道は地、不同なりと雖も、而も展轉して因と爲る。同類なるに由るが故に。

然れども唯等と勝との與に、因と爲ることを得。劣の因と爲ることは非ず。加行生なるが故に。

且く已生の苦法智忍の、遷つて未來の苦法智忍の與に、同類因と爲るが如き、是を名けて等と爲す。

又即ち此忍の、復能く後の苦法智より無生智に至るまでの與に同類因と爲る、是を名けて勝と爲す。

是の如く廣く説きて、乃至已生の諸の無生智は、唯等類の與に同類因と爲る。更に勝なるもの無きが故に。

又諸の已生の見道、修道、及び無學道は、其次第に隨つて三二二の與に同類因と爲る。

又此中に於て諸の鈍根の道は、鈍、及び利が與に同類因と爲り、若し利根の道は、唯利道にみの因たり。隨信行、及び信勝解、時解脱道の如きは、其次第に隨つて六四二の與に同類因と爲る。

若し隨法行、及び見至、非時解脱の道は、其次第に隨つて、三二二の與に同類因と爲る。

若し隨法行、及び見至、非時解脱の道は、其次第に隨つて、三二二の與に同類因と爲る。

若し隨法行、及び見至、非時解脱の道は、其次第に隨つて、三二二の與に同類因と爲る。

若し隨法行、及び見至、非時解脱の道は、其次第に隨つて、三二二の與に同類因と爲る。

若し隨法行、及び見至、非時解脱の道は、其次第に隨つて、三二二の與に同類因と爲る。

若し隨法行、及び見至、非時解脱の道は、其次第に隨つて、三二二の與に同類因と爲る。

若し隨法行、及び見至、非時解脱の道は、其次第に隨つて、三二二の與に同類因と爲る。

若し隨法行、及び見至、非時解脱の道は、其次第に隨つて、三二二の與に同類因と爲る。

【時解脫道】鈍根の羅漢道にして、大涅槃の時節を俟つを要す。

【六四二】上の三鈍根の諸道を等と勝との因として觀察せるなり。

【隨法行】利根の見道にして自らの慧解を以て法に隨て修行す。

【見至】利根の修道。

【聞所成】學道の道を開きて起す善根。

【思所成】聖教の理を深く思惟して起れる善根。

【修所成】修定の爲に起れる善根。

【因】の増長に由り、及び根に由るが故なり。謂く、見道等と下下品等とは、後後の位の中に因轉増長す。

一相續の中に隨信、隨法行の二道の現起することを得べきこと無しと雖も、而も已生なるは未來の因と爲る。

唯聖道のみ、但等と勝との與に同類因と爲ると爲んや。

爾らず。

云何。

餘の世間法の加行生の者も、亦等と勝との與に因と爲る。劣には非ず。

加行生の法は、其體云何。

謂く、聞所成、思所成等なり。「等」とは、修所成等を等取す。

聞思修に因りて生ずる所の功德を、彼の所成と名く。

加行生の故に、唯等と勝との與に因と爲る。劣には非ず。

欲界繫の聞所成法の如きは、能く自界の聞思所成の與に同類因と爲り、修所成の因には非ず。欲界に無きが故に。

思所成の法は、思所成の與に同類因と爲り、聞所成の因には非ず。彼は劣なるを以ての故に。

故に。

若し色界繫の聞所成の法は、能く自界の聞修所成の因と同類因と爲り、思所成の因には非ず、色界に無きが故に。

修所成の法は、唯自界の修所成の法の因と同類因と爲り、聞所成の因には非ず。彼は劣なるを以ての故に。

無色界繫の修所成の法は、唯自界の修所成の法の因と同類因と爲り、聞思所成の因には非ず。無きを以ての故に。劣なるが故に。

是の如き諸法は復九品有り。
若し下品ならば九品の因と爲り、下中ならば八の因、乃至上上ならば、唯上上の因たり。前の劣を除くが故に。

生得の善法も、九品相望むれば展轉して因と爲る。染汙も亦爾なり。
無覆無記には、總じて四種有り。謂く、異熟生、威儀路、工巧處、化心と俱品なり。其次第に隨つて、能く四、三、二、一の因に因と爲る。

又、欲界の化心に四靜慮の果有り。上靜慮の果は下靜慮の果の因に非ず。加行の因に下劣の果を得ること非ざればなり。功力を勤めて、稻麥等を種うるが如し。劬勞を設けては所獲無きこと勿れ。

是の如き義に因るが故に。有が問うて曰はく、「頗し已生の諸の無漏法が、未生位の無漏法の因に非ざること有りや」と。

【無き】無色界には耳根なし聞くことなし、又聞所成は修所成より劣なるが故なり。
【是の如き諸法】世間の聞所成等を指す。

【俱品】四無記と相應の心所及び四相を言ふ。
【四】四は異熟生が自及び他の三のため、三とは威儀終心が自及び他の二、二とは工巧處、一とは能變化心が自の同類因となることなり。
【欲界の化心】欲界を化作する四靜慮所發の通果心。

【苦法智品】は苦法忍より勝れたる進位なるを以て同類因とならぬとのこと。

【上果を等】第四阿羅漢果を退して第三不還が現在前する時、第四果は果道の無漏、第三は向道なるを以て劣なりとの意。

【同因】次に相應因を明す。相應因とは俱有因の一部を特に心法に約して獨立せしたるものなり。

有り。謂く、已生の苦法智品を、未生位の苦法忍品に於てし、又一切の勝を、一切の劣に於てするなり。

頗し一身の諸の無漏法の、前に定んで得する所にして後に生ずるものの因に非ざることを有りや。

有り。謂く、未來の苦法忍品を、後の已生の苦法智品に於てするなり。果は必ず因の前に在ること無きを以ての故に、或は同類因は未來に無きが故に、

頗し前に生ぜる諸の無漏法にして、後の已起の無漏法の因に非ざること有りや。

有り。謂く、前生の勝無漏の法を、後の已起の劣無漏法に於てするなり。上果を退して下果の現前するが如し。

又前に已に生ぜる苦法智の得を、後に已に生ぜる苦法忍の得に於てするも、同類因に非ず。彼は劣なるを以ての故に。

是の如く已に同類因の相を説けり。第四の相應因の相は云何。

頌に曰はく、

相應因は決定して、心心所、同依なり

論じて曰はく、唯心心所のみ是れ相應因なり。

若し爾らば、所緣行相の別なる者も、亦應に交互に相應因と爲るべし。

【若し爾らば】以下相應の解義にして五義平等の必然の條件を説く。

【同】次に遍行因を明す。遍行因とは同類因の一部殊にして特立せしものなり。

爾らず、所緣行相の同じき者を、乃ち説いて相應と爲すことを得べきが故に。

若し爾らば、異時なりとも、所緣行相の同じき者は、應に説いて相應因と爲すべし。爾らず。要す所緣行相、及び時の同じき者のみ乃ち相應なるべきが故に。

若し爾らば、異身なりとも、所緣、行相、及び時の同じき者は、應に相應と説くべし。衆の同じく初月を觀る等の事の如し。

一言を以て總べて是の如き衆多の妨難を遮せんが爲の故に、同依と説く。謂く、要す同依の心心所法にして、方めて更互に相應因と爲ることを得。

此中「同」の言は、所依の一なることを顯す。謂く、若し眼識、此刹那の眼根を用て依と爲し、相應の受等も、亦即ち此眼根を用て依と爲すなり。乃至意識及び相應の法は、同じく意根に依ることも、應に知るべし、亦爾なり。

相應因の體は、即ち俱有因なり。是の如き二因の義に何の差別かある。

互に果と爲る義に由りて、俱有因を立つ。商侶の相依りて、共に險道に遊ぶが如し。五平等に由りて共に相應する義に、相應因を立つ。即ち商侶が食等と事業とを同受し同作して、其中の一を闕くも、皆相應せざるが如し。是故に互に因と爲る義を極成す。

是の如く已に相應因の相を説けり。第五に遍行因の相は云何。頌に曰はく、

【遍行】 四諦修道の九部惑に遍く通じて行ずる意。

【遍行の諸法】 苦集二諦下の十一遍

行の惑及其相應の心々所及び四相應を言ふ。十一遍行とは苦諦下に五見疑、無明の七、集諦下に邪見、見取見、疑、無明の四合して十一。

【諸餘の染汗】 見修所斷の惑。

【離欲退】 欲界九品の修惑を斷じ、

欲界の煩惱を脱して不還果を得たる聖者が再び欲界の煩惱を起して欲界の果を退するを言ふ。【四因】 俱有相應の二因を言ふ。

遍行は謂く前の遍なり、同地の染と因と爲る

論じて曰はく、遍行因とは、謂く、前の已生の遍行の諸法は、後の同地の染汗の諸法の

與に遍行因と爲るなり。

遍行の諸法は、隨眠品の中の遍行の義の處に、當に廣く分別すべし。

此は染法の與に、通因と爲るが故に、同類因の外に別に建立す。亦餘部の染法の因と爲るが故に。此勢力に由りて、餘部の煩惱及び彼眷屬も、亦生長するが故に。

聖者の身中の、諸の染汗法は、豈亦此を用て遍行因と爲すや。

迦濕彌羅國の毘婆沙師説かく、「一切の染汗法は、見所斷を因と爲す。故に品類足には是

の如き言を説く、云何が見所斷を因と爲すの法なる。謂く、諸の染汗法、及び見所斷法

の感ずる所の異熟なり。云何が無記を因と爲すの法なる。謂く、諸の無記の有爲法、及

び不善法なり。或は苦諦にして、有身見を以て因と爲して、有身見の與に因と爲すこと非

ざる有り。廣説して乃至未來の有身見、及び彼相應法の生老住無常を除ける、諸餘の染汗

の苦諦なり」と。

若し爾らば、云何が施設足論の説を通せん。彼論に説くが如し、「頗し法の是れ不善にし

て、唯不善をのみ、因と爲すもの有りや。有り。謂く、聖人の離欲退の最初の已起の染汗

の思なり」と。

未斷の因に依りて、密に是説を作すものなり。見所斷の法も、是れ此因なりと雖も、而

【八】次に異熟因を明す。異熟因とは善惡の業、其に應じて、苦樂の果報を引生ずる作用なり。然し其苦樂果報は體無記なるを以て、因果同性ならざるを以て異熟と言ふ。

【眞實なる種】完全なる種子。

【二を】愛潤と繫地との二。

【異熟の因】依主釋にして、異熟果に對する因の意。而て異熟は果の義となる。

も已隨に由るが故に廢てて説かず。

是の如く、已に遍行因の相を説けり。第六に異熟因の相は云何。

頌に曰はく、

異熟因は不善、及び善の唯有漏なり

論じて曰はく、唯、諸の不善及び善の有漏のみ。是れ異熟因なり。異熟法なるが故に。何に緣りてか無記は異熟を招かざる。

力の劣なるに由るが故なり。朽敗せる種の如し。何に緣りてか無漏は異熟を招かざる。

愛に潤さるること無きが故なり。眞實なる種の、水の潤沃無きが如し。又、地に繫するに非ず。如何が能く地に繫する異熟を招かん。

餘法は二を具す。是故に能く招くこと、眞實の種の水に沃潤せらるるが如し。

異熟因の義は如何が了すべき。異熟の因たるを異熟因と名くと爲んや。異熟即ち因なるを異熟因と名くと爲んや。

義、兩釋を兼ね。斯に何の過か有る。

若し異熟の因を異熟因と名くとせば、聖教に應に異熟より生ずる眼とは言ふべからず。若し異熟即ち因なるを異熟因と名くとせば、聖教に應に業の異熟と言ふべからず。

【前に辯ず】 本論第二卷に牛車の論を以て異熟因の所生を異熟と名くこゝを説けるを指す【異類にして熟す】 因果異性（因は善惡、果は無記）即ち異類にして果を生ずるを言ふ。

【取果】 因に可能性（取果）と現實化（與果）との區別あり、俱有、相應の二因は因果同時なるを以て取果の時とは與果の時なりとの意。

【次に六因の義門分別を明す。】 一蘊の二に攝せらるゝ法

兩釋俱に通ずることは、已に前に辯せるが如し。

言ふ所の異熟は其義云何。

毘婆沙師は是の如きの釋を作さく、「異類にして熟す、是れ異熟の義なり」と。謂く、異熟

因は、唯異類にして熟す。俱有等の因は、唯同類にして熟す。能作の一因は同異を兼ねて

熟す。故に唯此一を異熟因と名くるなり。

熟果は應に餘因の得する所なるべからず。果に二義を具して、方に熟の名を得。一には

相續の轉變と差別とに由りて、其體は生ずることを得。二には因の勢力の勝劣に隨つて、

時に分限有るに由る。

彼俱有と相應との二因の生ずる果の體は、要す相續の轉變と、差別とに由りて、方に乃

ち生ずることを得るに非ず。取果の時、即ち與果するに由るが故に。

又能作、同類、遍行の三因の果は、亦因の勢力の勝劣に隨つて、時に分限有るに由るに

非ず。善惡等は生死の邊を窺めて、果數數生じ、時に限無きに由るが故に。

此に由りて、但應に是の如きの釋を作すべし。變異にして熟する、是れ異熟の義なり」と。

應に但異のみをもて餘の因を簡別すべからず。

欲界の中に於ては、有時は一蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、有記の得、及び彼の生等なり。有時には、二蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、善と不

が共同因（俱有に
して異熟）となり
一異熟果を生ずる
時なり。

【一蘊】色行の二
蘊、身語業は色、
生は行。

【四蘊】受想行識
の四蘊。

【非等引の心心所】
散心なり。等は等
至即ち定にして、
定の引起するに非
ざる心との意。

【隨轉の色】定俱
戒の無表業。

【一蘊】行蘊。

【業あり等】此項
一業所感の異熟を
明す。
【命根等】命根と
相應の四相及び得
たし。

善との身業、語業、及び彼の生等なり。有時には、四蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、善と不善との心、心所法と、及び彼の生等なり。

色界の中に於ては、有時には、一蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、初靜慮の善の有表業、及び彼の生等なり。有時には、二蘊を異熟因と爲して、共に一果を得と、無想等至と、及び彼の生等なり。有時には、四蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、初靜慮の善の有表業、及び彼の生等なり。有時には、五蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、非等引の善の心心所、及び彼の生等なり。有時には、五蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、是れ等引の心、心所法、并に隨轉の色、及び彼の生等なり。

無色界の中には、有時には一蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、有記の得と滅盡等至と、及び彼の生等なり。有時には四蘊を異熟因と爲して、共に一果を感ず。謂く、一切の善の心心所法及び彼の生等なり。

業有り、唯一處の異熟を感ず。謂く、法處を感ず。即ち命根等なり。

若し意處を感ぜば、定んで二處を感ず。謂く、意と法となり。若し觸處を感ずるときも應に知るべし、亦爾なり。

若し身處を感ぜば、定んで三處を感ず。謂く、身と觸と法となり。色香味を感ずるときも、應に知るべし、亦爾なり。

若し眼處を感ぜば、定んで四處を感ず。謂く、眼處及び身、觸、法を感ず。耳鼻舌を感

【業有り等】此條異熟所感の不定を明す。

【或は五】眼、身、觸、法、色。

【諸翟陀】(Nirvāṇa) 捨衛のこと。

【一世の業の等】此項、業の世に約しての感果を明す

【然るに等】此項異熟果と業との時間的關係を明す。

【次刹那】異熟因と其果感の中間が最小限として其刹那は等無間縁ならざるべからず、而て等無間縁と異熟因とは全く別個のものたりとの意

【又等】無間果感の非なる第二因にして、異類にして熟するが爲、無間にては不可能、必

するときも、應に知るべし、亦爾なり。

業有り、能く或は五、或は六、或は七、或は八、或は九、或は十、或は十一處を感ず。

業は或は少果、或は多果なるが故に。外の種の果は、或は少、或は多なるが如し。種の果の少きは、穀、麥等の如く、種の果の多きは、蓮、石榴、諾翟陀等の如し。

一世の業の三世に異熟する有るも、三世の業の一世に異熟すること無し。劬勞を設けて、

果の因より減すること無きが爲の故に。

一念の業に多年の異熟有るも、多年の業に一念の異熟無し。此中の所以は、上の如く應

に知るべし。

然るに異熟果は業と俱なること無し。業を作る時、即ち果を受くるに非ざるが故に。亦

無間にも非ず。次の刹那は、等無間縁の力の引く所なるに由るが故に。又異熟因の、異類

の果を應ずるは、必ず相續を待つて、方に能く辦するが故に。

(五)の如き六因は、定んで何の世に居するや。因の世に居するは、定まれること、義をも

て已に説きたりと雖も、而も未だ頌もて攝せず。故に重ねて辯すべし。

頌に曰はく、

遍行と同類とは、二世なり。三は世川なり。

論じて曰はく、遍行と同類とは、唯過と現とに居し、未來世には無し。理は前に説きた

ず所要時間ありとの意。
【五】次に六因と二世との關係を述ぶ。

【五二】次に五果を明す。

【本論】品類足論六、發智論五。

【無爲】攝滅無爲を指す。

【無爲】此處は三無爲(擇、非擇、虚空)を指す。

【六因等】無爲は常住不生にして因緣所に非ざるを以て、因もなく緣

るが如し。

一相應と俱有と異熟との三因は、三世の中に於て、皆悉く遍く有り。
因に既に能作因の居する所を説かず。義准じて應に知るべし、三世と非世とに通ずるを。

【五二】次に六因の相の別と世の定とを説きたり。何等を果と爲し、彼に對して因と成るや。
頌に曰はく、

果は有爲と離繫となり、無爲には因果無し

論して曰はく、本論に説くが如し、果たる法は云何。謂く、諸の有爲と及び擇滅となりし。

若し爾らば、無爲は是れ果なりと許すが故に、則ち應に因有るべし。要す彼因に對して、乃ち此を説いて果と爲すことを得べきが故に。

又此無爲は、是れ因なりと許すが故に、亦應に果有るべし。要す彼果に對して、乃ち此を説いて因と爲すことを得べきが故に。

唯有爲法ののみ因有り果有るも、非なり、諸の無爲と。
所以は何ん。

六因無きが故に。五果無きが故に。
何に緣りてか、諸の無間道は、離繫果の與に、能作因と爲ることを許さざる。

もなく因果もなしとの意。

【何に依り等】無

爲は縁生に非ずと

言ふも、擇滅果

(擇滅は無因道の

力に依るを以て無

間道を能作因と言

ふも可ならずやと

の問なり。

【道】無間道。

【離世の法】三世の制約を受けざる無爲法を言ふ。

生ずることにて、障へざるを能作因と立つ。無爲は生ずること無し。道に何の所作かあらん。

若し爾らば、誰の果なりや。果の義は如何。

謂く、是れ道の果なり。道の力にて得するが故に。

若し爾らば、道の果は、應に唯是れ得なるべし。道は得に於て能有るも、擇滅に於ては

非なるが故に。

爾らず。得に於てすると、擇滅の中に於てすると、道の功能に差別有るが故に。

云何が得に於て道は功能有る。

謂く、能く生ずるが故に。

云何が滅に於て道は功能有る。

謂く、能く證するが故に。

此理に由るが故に、道は滅の因に非ずと雖も、而も擇滅を説いて、道の果と爲すことを得べし。

既に諸の無爲には増上果無し。如何が説いて能作因と爲すべき。

諸の無爲は他の生ずる位に於て、障を爲さざるを以ての故に、能作因と立つ。然るに

果無しとは、離世の法にして能く取果し、與果する用無きに由るが故なり。

經部師説かく、無爲は因に非ず。經に因は是れ無爲と説くこと無きが故に。經に因は唯

【有經】 雜阿含一

【所緣緣】 心識の對象を心識に對して言ふ。

有爲のみと説くこと有るが故に」と。

何の處の經に説けるや。

有經に説けるが如し、「諸の因諸の緣の能く色を生ずる者は、皆是れ無常なり。無常の因緣の生ずる所の諸色、如何が是れ常ならん。廣説して、乃至識も亦是の如し」と。

若し爾らば、無爲は亦應に能緣の識等の與に所緣緣と作るべし。

唯「能く生ず」と説けるが故に、所緣緣と作ることを得。謂く、經には唯「諸の因、諸の緣となりて能く識を生ずる者は、皆是れ無常なり」と説けども、一切の識の緣と爲る者は、皆是れ無常なりとは説かざるが故に難を成せず。

豈亦唯能生の因是れ無常なりと説くが故に、無爲は唯障へざるが故に能作因と爲ること

を檢せざるにあらずや。

契經の中に、無爲の法は所緣緣と爲るとは説くこと有れども、契經の中に、無爲法は能作因と爲るとは説くこと無きが故に、應に唯障へざるのみによりて因の性と立つべからず。

經に説くこと無しと雖も、亦遮する處も無し。又無量の經は今已に隱没せり。云何が定んで經に説くこと無しと判せんや。

若し爾らば、何の法をか、名けて離繫と爲す。即ち本論の中に説く所の擇滅なり。

【本論】 品類足論を指す。

【此自性】擇滅無爲即離繫果の當體を言ふ。

【此】三無爲を指す。

【已起の隨眠】現在活動しつゝある煩悩。
【餘】他の煩悩及び後有の意。

【餘部】上座部を指す。

【有が説かく】非擇滅に就ての大衆部の解釋。

名けて離繫と爲すやと問はば、是れ擇滅なりと答ふ。是の如きの二の答は、更互に相依る此自性に於ては竟に顯すこと能はず、故に應に別門もて自性を開顯すべし。
此法の自性は實に有れども、言を離る。唯諸の聖者の各別の内證なり。但方便して、總相もて説いて、是れ善、是れ常にして、別に實物有るを名けて擇滅と爲し、亦離繫と名くと言ふべし。

經部師は説かく、「一切の無爲は皆實有なること、色受等の別に實物有るが如きものに非ず。此は無き所なるが故に」と。
若し爾らば、何が故に虚空等と名くる。

暗觸るる所無きを、説いて虚空と名く。謂く、暗中に於て觸對する所無ければ、便ち是説を作す、此は是れ虚空なりと。

已起の隨眠と生との種の滅する位に、簡擇の力に由りて、餘の更に生ぜざるを、説いて擇滅と名く。簡擇の力を離れ、縁を闕くに由るが故に。餘の更に生ぜざるを、非擇滅と名く。衆同分を残して、中天せる者の餘蘊の如し。

餘部の師は説かく、「慧の功能に由りて隨眠の生ぜざるを、名けて擇滅と爲し、隨眠の縁の闕けて、後の苦生せず。慧の能に由らざれば非擇滅と名く」と。

簡擇の力を離れては、此滅は成せず。故に此の生ぜざるは、即ち擇滅の攝なり。
有が説かく、「諸法は生じ已りて後無し。自然に滅するが故に、非擇滅と名く」と。

是の如く執する所の非擇滅の體は、應に是れ無常なるべし。未だ滅せざれば、無きが故に。

豈擇滅の擇を先と爲すが故に、先には無くして後に有り。應に亦無常なるべきにむらさや。

擇を先と爲して、方めて擇滅有るには非ず。如何が擇滅は亦是れ無常ならん。

所以は何ん。

先に擇有りて後、未生法に方めて不生有るに非ざればなり。

何ん。

不生は本來自有なればなり。若し簡擇無くば諸法は應に生ずべきに、簡擇の生ずる

時、法は永く起らず。此起らざることに於て、擇に功能有り。謂く、先時に於ては、未だ

生の障有らざるに、今生の障を爲す。不生を造るには非ず。

若し唯不生を是れ涅槃なりといはば、此經の文句を、當に云何が通すべき。經に言はく、

五根を、若は修し、若は習し、若は多く修習して、能く過去、未來、現在の衆苦を永く斷

ぜしむべし。

此永斷の體は、即ち是れ涅槃なり。唯未來に於てのみ不生の義有りて、過現に非ずとい

ふは、豈相違せずや。

此文有りて雖も而も義に違はず。此經の意は説かく、「過現の苦を縁する煩惱の斷するが

【擇を先となす】
擇滅無爲は擇力に
よりて得るも實は
法爾(先天的に)と
して本來存すとの
意。

【不生】
不生の理
の意。

【唯阿含二十
大卷】
唯阿含二十

【五根】
信、勤、
念、定、慧の無漏
の五根。

【世尊】 雜阿含三
十卷。

【餘の經】 雜阿含
廿六卷。

【二世】 過去現在
の二世。
【彼】 過去の煩惱
にして、種子の因
たるを意味す。

【經】 雜阿含三十
一卷。

【無法】 無體の法
の意にして、擇滅を
指す。

故に衆苦斷すと名く」と。世尊の言ふが如し、「汝等色に於て應に貪欲を斷すべし。貪欲斷する時を、便ち色斷及び色遍智と名く。廣く説いて、乃至識も亦是の如し」と。過現の苦の斷する、義として亦應に然るべし。設ひ餘の經に過去、未來、現在の諸の煩惱を斷すと云ふ者有らんとも、前の理に准じて釋せよ。義亦違ふこと無し。

或は此經の中には、別に意趣有り。過去の煩惱とは、過去の生に起す所の煩惱を謂ひ、現在の煩惱とは、現在の生に起す所の煩惱を謂ふ。愛行の中の十八愛行の如し。過去世に起る者は、過去世に依つて説き、未來現在も應に知るべし、亦爾なり。

是の如く、二世に起す所の煩惱は、未來の諸の煩惱を生ぜんが爲の故に、現の相續に於て、種子を引起す。此種斷するが故に、彼も亦斷すと名く。異熟の盡くる時、亦説いて業盡くと名くるが如し。未來の衆苦、及び諸の煩惱は種無きに由るが故に、畢竟不生なるを、説いて名けて斷と爲す。若し此に異らば、過去現在は、何に緣りてか斷するを須ふるや。已滅及び正滅の時に於て劬勞を設けて、其をして滅せしむるが爲にすることを須ふるに非ず。

若し無爲法にして、其體都て無くんば、何が故に、經に「有ゆる諸の法は、若は諸の有爲なりとも、若は諸の無爲なりとも、中に於て、離染を最も第一と爲す」と説ける。如何が無法を無の中に於て、立てて第一と爲すべき。

我も亦諸の無爲法は、其體、都て無しとは説かず。但應に我説く所の如くにして有る

【災橫】惡業煩惱等を言ふ。

【滅聖諦】滅諦。

【無倒の義】法理の真相に叶ひ顛倒無き義。

【第二の無間の聖見】四諦中の第三たる滅諦は聖者が無漏智を起して四諦觀法の際、集諦の次に第三に此諦を見るとの意。【無の境等】有部の無境を緣じては善不起との難に對する經部の通釋なり。

べきのみ。此聲の先に非有なる有り、後に非有なる有りと説くが如し。非有を説いて有と爲すべからざるが故に、有の義、成ずることを得。無爲有りと説くことも、應に知るべし、亦爾なり。

有に非すと雖も、而も稱數すべきもの有るが故に、諸の災橫の、畢竟して非有なるを名けて離樂と爲す。此を一切の有と非有との中に於て、最も殊勝と爲し、所化をして深く欣樂を生ぜしめんが爲の故に、應に此を第一と爲すと稱數すべし。

若し無爲法にして唯非有なりせば、無なるが故に、應に滅聖諦とは名くべからざらん。且く聖諦と言ふは其義如何。

豈此言は無倒の義に屬するにあらずや。聖の有無を見るは、皆顛倒無し。謂く、聖は、苦に於ては唯是れ苦と見、苦の非有なるに於ては、唯非有と見るなり。此は聖諦に於て義何の違ふることか有らん。

如何が非有を、而も立てて第三の聖諦と爲すべき。第二の無間の聖見、及び説なるが故に第三を成ず。

若し無爲法にして其體唯無ならば、空涅槃の識は、應に無の境を緣すべし。此無の境を緣することも、亦過有ること無し。去來を辯ずる中に、當に廣く思擇すべし。

若し無爲に、別に實體有りと言さば、當に何なる失か有るべき。

復何なる徳有りや。

許さば便ち毘婆沙の宗を擁護せん。是を名けて徳と爲す。

若し護すべきもの有らば、天神定んで知る。自ら當に擁護すべし。然るに實有と許さば、虚妄の計に明ふ。是を名けて失と爲す。

所以は何ん。

此は體の得べきこと、色受等の如きもの有るに非ず。亦用の得べきこと、眼耳等の如きもの有るにも非ず。

【彼事の滅】 文法上第六屬格を用ひたるは正しく彼事たる食等の煩惱の無きことを意味すとの意。

又若し別に有らば、如何が「彼事の滅」といふ第六轉の聲をば立つべき。滅と事とは、互に相屬するに非ず。此彼相望むるに、因果に非ざるに由るが故に。唯彼事を遮するに、第六成すべし。彼事の無きを名けて滅と爲すが故に。

滅は別に有りと雖も、而も彼事の惑の得斷する時、方に此滅を得るに由りて、此滅は彼事に屬すと言ふべし。

何に因りてか此滅は、定んで此得に屬する。

契經に言ふが如し、「苾芻、現法涅槃を獲得す」と。如何が、非有ならば獲得すと言ふべき。

對治を得するに由りて、便ち永く煩惱と後有とに違する所依の身を獲るが故に、涅槃を得すとは名くるなり。

【契經】 雜阿含九卷。

【吳釋】 雜阿含十
三卷。

【各別に等】 三界
九地の類酒と苦果
とを各別に捨離す
ること。

【諸依】 苦果のこ
と。

【九卷】 雜阿含二十
九卷。

【阿毘達磨】 品類
足入ハ卷。

【無事】 事は體の
義。

復聖教有り。能く涅槃は、唯非有を以て其自性と爲すと顯す。謂く、毘經に言はく、「有ゆる業苦を皆餘すこと無く斷じ、各別に捨棄し、盡し、染を離れ、滅し、靜息し、永く没し、餘の苦續かず、取らず、生せず、此れ極寂靜なり。此れ極美妙なり。謂く、諸依及び一切の愛を捨し、盡し、染を離れ、滅するを、名けて涅槃と爲すと。」

云何が、不生と言ふは此に依りて無生の故に不生と言ふとは許さざる。

我等、此第七轉の聲を見るに、滅の有を證するに於て、都て功力無し、何の意の故に、此に依りて無生と説くや。

若し「此に依る」の言を已有の義に屬せば、應に本より不生なるべし。涅槃は、常なるが故に。若し「此に依る」の言を已得の義に屬せば、是れ則ち應に、道の得に依ると許すべし。故に唯道に依り、或は道の得に依りて、苦をして不生ならしむと、汝應に信受すべし。此に由りて善く經に喩を説いて、燈焰の涅槃するが如く、心解脫も亦爾なりと言ふを釋す。

此經の意は、燈の涅槃するは、唯燈焰の謝て別に物有ること無きが如く、是の如く世尊は、心に解脫を得るは、唯諸蘊の滅して、更に所有無きを説けるなり。阿毘達磨も、亦是言を作さく、「無事法は云何、謂く、諸の無爲法なり」と無事と言ふは、體性無きを謂ふなり。

毘婆沙師は此釋を許さず。

【有處…若し】發
【所緣の事】前緣
【有處…一切】品
【有處…六卷】類足
【其事に隨ふ】四
【論法中、有漏の因
果は苦集智に緣ぜ
られ、無漏の因果
は滅通智に緣ぜら
るゝが如きなり。】
【有處…若し此】發智
【有處…六卷】品
【類足…六卷】類足
【所緣の事】人の
攝取して我物とす
る物件。
【有處…田事】婆
沙五十六卷。
【三】次に六四五
果との因果對觀關
係に就て明す。

若し爾らば彼事の義を釋すること云何。

彼の事と言ふは、略して五種有り。一には自性の事。有處に言ふが如し、「若し已に此事を得れば彼此事を成就す」と。二には所緣の事。有處に言ふが如し、「一切の法は智の所知なり、其事に隨ふ」と。三には繫縛の事。有處に言ふが如し、「若し此事に於て、愛結に繫せらるれば、彼を此事に於て、慧結繫する」と。四には所因の事。有處に言ふが如し、「有事の法とは云何。謂く、諸の有爲法なり」と。五には所攝の事。有處に言ふが如し、「田事、宅事、妻子等の事なり」と。

今此中に於て、因を説いて事と名け、無爲法の都て因有ること無きを顯す。是故に、無爲は實に物有りと雖も、常に用無きが故に因も無く果も無し。

總じて論ずること、已に竟んぬ。諸果の中に於て、應に何の果は、何の因の所得なりやを説くべし。

後、因の果は異熟なり、前の因は増上果なり、同類と遍とは等流なり、俱と相應とは士用なり。論じて曰はく、「後の因」と言ふは、謂く、異熟因なり。六因の中に於て、最後に説くが故に。初の異熟果は此因の所得なりとす。

「前の因」と言ふは、謂く、能作因なり。六因の中に於て、最初に説くが故に。後の増上果は、此因の所得なりとす。増上の果を、増上果と名く。

唯障無くして住するに、何の増上か有る。

即ち障無きに由りて、増上の名を得たり。或は能作因も、亦勢力有り。十處界を五識身に於てし、諸の有情の業を器世界に於てするが如し。耳等を眼識の生等に對するも、亦展轉して増上の生力有り。聞き已りて、便ち見んと欣ふ欲を生ずるが故に。此等の増上は應の如くに當に思ふべし。

同類と遍行とは等流果を得す。此二因の果は皆因に似るが故に。

俱有と相應とは、士用果を得す。士の體を越えて、別の士用有るには非ず。即ち此が得する所を士用果と名く。

此士用の名は何の法に目くと爲んや。

即ち諸法の有する所の作用に目く。士の用の如くなるが故に、士用の名を得るなり。世間に鴉足藥草、醉象將軍と説くが如し。

唯此二のみ士用果有りと爲んや。餘も亦然りと爲んや。

有が説かく、一餘の因も亦此果有り、唯異熟を除く一と。士用果は因と俱生し、或は世間に生ずるも、異熟は隔らざるに由る。

有餘師は説かく、此異熟因も、亦隔越の遠士用果有り。譬へば農夫の收むる所の果實の如

【十處界】 五根五處。

【鴉足藥草】 鴉の足に似たる草を鴉足と言ふ。

【醉象將軍】 勇敢なること醉象に似たる將軍の意。

【因と俱生す】 俱有因、相應因に對して言ふ。

【隔越の遠士用】

因が慧かに時を経て果に作用をなすを言ふ。

【三】次に五果の細相を明す。

し」と。

異熟等の果は其相云何。

頌に曰はく、

異熟は無記の法なり、有情なり、有記より生ず
等流は自らの因に似たり、離繫は慧に由りて盡すなり

若し彼力に因りて生ぜば、是果を土用と名く
前を除いて有爲法は、有爲の増上果なり

論じて曰はく、唯無覆無記法の中に於てのみ異熟果有り。

此は亦非有情數にも通ずと爲んや。

唯有情に局る。

等流及び所長養に通ずと爲んや。

應に知るべし、唯是れ有記の所生なり。

一切の不善、及び善の有漏とは、能く異熟を記するが故に、有記と名く。

彼より後時に、異熟は方に起りて、俱と無間とに非ざるを有記生と名く。是の如きを、

名けて異熟果の相と爲す。

非有情數も、亦業より生ずるに、何んが異熟に非ざる。

【非有情數】一般器世間を指す。

【論じて等】此項異熟果を明す。

【共に有す】器世間は有情の共業所感なれば各有情の共有の意。

【自の因等】此項等流果を明す。

【種類】五部の染法を意味す。

【慧に由りて等】此項、離繫果と土用果とを明す。

共に有するものなるを以ての故なり。謂く、餘も亦能く是の如く受用す、夫異熟果は、必ず能く共に受用する義有ること無し。餘の業を造りて、餘の斯に由りて異熟果を受くべきに非ず。

其増上果も、亦業の所生なり。何んが共に受くることを得る。共業より生ずるが故なり。

自の因に似たる法を等流果と名く。謂く、同類と遍行との二因に似たるなり。若し遍行因も、亦等流果を得すとすれば、何んが此を即ち同類因と名くと許さざる。

此が果は、但地と等しく染なるとに由るが故に因と相似す。種類に由らず。若し種類に由りて、果も亦因に似るときは、此果の所因を、乃ち同類と名く。故に是因を作さく、若し是同類因も亦遍行因なりや」と。

應に四句を作るべし。

第一句は、遍行に非ざる法を同類因と爲す。

第二句は、他部の遍法を遍行因と爲す。

第三句は、自部の遍法を遍行因と爲す。

第四句は、前の諸相を除く。

慧に由りて盡す法を離繫果と名く。滅の故に盡と名け、持の故に慧と名く。即ち擇滅を説いて離繫果と名くるなり。

【是の如き等あり】擇滅を下生上用果と言ふ因由。

【諸の有爲法等】此項、増上果を明す。

【此餘にもす】土用力のある作者以外の不作者をも増上果と言ふとの意。

【五四】次に六因の取果與果を問す。【行の位】三世なり。

【五四】能作因を除ける他の五四。

若し法にして、彼の勢力に由りて生ぜらるれば、即ち此法を説いて、土用果と名く。下地の加行心の力に由りて、土地の有漏無漏の定生じ、及び清淨なる靜慮心の力に由りて、變化身の生ずるが如し。

是の如き等の類なり。

擇滅は應に道力に由りて得すと云ふべし。

諸の有爲法は、前に已に生ずるを除いて、是餘の有爲を増上果と名く。

土用と増上との二果は何んが殊なる。

土用果の名は、唯作者に對し、増上果の稱は、通じて此餘にも對す。匠の成す所を、能成の匠に對しては、具に土用と増上との果の名を得るも、餘の匠に非ざるものに對しては、唯増上果たるのみなるが如し。

（五四）上に説く所の六種の因の中に於て、何の位に、何の因か取果し與果する。

頌に曰はく、

五の取果は唯現なり、二の與果も亦然り

過現の與は二因なり、一の與は唯過去なり

論じて曰はく、五四の取果は、唯現在に於てし、定んで過去には非ず。彼已に取せるが故に。亦未來にも非ず。彼用無きが故に。

亦應に是の如く能作因をも説くべきも、定んで果有るには非ざるが故に此に説かず。
俱有と相應との與果も亦爾なり。唯現在に於てす。此二因は、取果と與果と必ず俱時な
るに由るが故に。

同類遍行の二因の與果は、過現に通ず。

過去は然るべし。如何が現在に等流果を與ふるや。

等流果の無間に生ずること有るが故なり。

若し果の已に生ずるときは、因は便ち過去にあり。已與果と名く。應に更に與すべから
ず。

善の同類因は、有時には取果にして與果に非ず。應に四句を作るべし。

第一句は、謂く、斷善根の時の最後に捨する所の得なり。

第二句は、謂く、續善根の時の最初に得する所の得なり。應に説くべし。兩時の續く者
は前の得なりと。

第三句は、謂く、善根を斷ぜざるものを所餘の諸位に於てするものなり。

第四句は、謂く、前の相を除く。

又不善の同類因の中に於ても、亦四句有り。

第一句は、謂く、欲食を離るる時の最後に捨する所の得なり。

第二句は、謂く、欲食を退する時の、最初に得する所の得なり。

【等流果の等】等

流果が無間に生ずる時は因が現在なる時に果も未來生相位に来るを言ふ

【善の同類因等】

此項、同類因の取果、與果と其四句分別を明す

【第一句】取果にして與果にあらざるもの。

【第二句】與果にして取果にあらざるもの。

【第三句】取果與果俱にあるもの。

【第四句】前三句と異り俱に非なるもの。

【有覆無記】有覆天の煩惱を指す。

【有所緣】心王心所。

【不善心等】この等是有覆無覆の二記心を等取す。此項取果與果の解釋。

應に説くべし、爾時に退する者の前の得なりと。

第三句は、謂く、未だ欲貪を離れざるものを所餘の諸位に於てするなり。

第四句は、謂く、前の相を除く。

有覆無記の同類因の中にも、亦四句有り。

阿羅漢に於て得する時と、退する時と、未得と、及び餘とにして、理の如く應に説くべし。

無覆無記の同類因の中に順後の句有り。謂く、與果の時は必ず亦取果すれど、或時は取果にして與果に非すと。阿羅漢最後の諸蘊を謂ふなり。

有所緣の刹那の差別に約するに、善の同類因に、亦四句有り。

第一句は、謂く、善心の無間に、染、無記心を起すなり。

第二句は、謂く、上と相違す。

第三句は、謂く、善心の無間に、還善心を起すなり。

第四句は、謂く、前の相を除く。

不善心等も、其所應の如く、亦四句有り。准例して應に説くべし。

取果と與果と其義云何。

能く彼の種と爲るが故に取果と名け、正しく彼に力を與ふるが故に與果と名く。

異熟の與果は、唯過去に於てす。異熟果は因と俱なること、及び無間なること無きに由

【復有等】此項、九果を明す。
 【安立果】依止果とも譯し、足場土臺の意。
 【加行果】無學の無生智を最初の淨觀(加行)等に對する時なり。

【五】次に因と法との關係を明す。
 【初無漏法】苦法、智忍及び相應法なり。

【餘の無記】威儀工巧、能變化等なり。
 【餘の善法】初無漏の外、一切の有漏無漏の善法。
 【三の所餘の法】染汗、異熟、初無漏。

【色の四善】染汗の色(惡律儀)異熱色(五根)初無漏色(善法忍)の道俱戒(三所餘の色)道俱、定俱二戒)なり

るが故に。

復有餘師は、前の五果の外に、別に四果を説く、一には安立果 謂く、水輪は風輪の果と爲り、乃至草等は大地の果と爲るが如し。二には加行果 謂く、無生智等の、遠く不淨等の果爲るが如し。三には和合果 謂く、眼識等の、眼根等の果爲るが如し。四には修習果 謂く、化心等の、諸の靜慮の果爲るが如し」と。
 是の如き四果は、皆是れ士用と増上との果に攝す。

(五五)にんがわヒ 因果を説き已んぬ。復應に思擇すべし、此中何の法なるや、幾の因の所生なるやを。法に略して四有り。謂く、染汗法と、異熟生法と、初無漏法と、三の所餘の法となり。餘の法とは何ぞ。

謂く、異熟を除きたる餘の無記法と、初無漏を除きたる諸餘の善法となり。此の如き四法は、頌に曰はく、

染汗と異熟生と、餘と初聖とは次の如く
 異熟と遍と二と、及び同類とを除いて餘より生ず

此は謂く心心所なり、餘は及び相應を除く

論じて曰はく、諸の染汗法は異熟因を除ける餘の五因より生じ、異熟生の法は遍行因を除いて、餘の五因より生じ、三の所餘の法は、雙べて異熟と遍行との二因を除いて、餘

の四因より生ず。初無漏の法は、雙べて前の二及び同類因を除ける、餘の三因より生ず。是の如き四法は何等を説くと爲す。

謂く、心心所なり。

不相應行、及び色の四法は、復幾の因より生ずる。

心心所の如くに除く所の因の外に、及び相應を除いて、應に知るべし、餘の法は、四、三、二の餘の因の生ずる所なり。

此中染汙と異熟生との法は、餘の四因より生じ、三の所餘の法は、餘の三因より生じ、初無漏法は餘の二因より生ず。一因より生ずる法は、決定して有ること無し。

阿毘達磨俱舍論 卷第七

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別根品第二之五

【五六】第八に前卷の六因に次いで四縁を明す。初に四縁の意を明す。

【契經】隋譯緣生初勝分本經卷上、店譯分別緣起初勝法門經卷下。

廣く因を説き已んぬ。縁は復云何。

頌に曰はく、

四種の縁有りと言く、因縁は五因の性なり

等無間は後に非ず、心心所の已生なり

所縁は一切法なり、増上は即ち能作なり

論じて曰はく、何の處に於て説けるや。

謂く、契經の中なり。契經の中に説けるが如し、「四縁の性とは、謂く、因縁の性、等無間縁の性、所縁縁の性、増上縁の性なり」と。此中、性とは是れ縁の種類なり。

六因の内に於て、能作因を除いて所餘の五因は、是れ因縁の性なり。

阿羅漢の涅槃に臨む時の最後の心心所法を除いて、諸餘の已生の心心所法は、是れ等無

【等】等無間縁たる心々所の體一なるを以て次念所起の心々所も體一なり、即ち二者相等しきを以て等と言ふ。

【一の長養の色】食より生ずるなり

【第二の長養の色】睡眠又は定より生ずるを言ふ。

【善不善等】善心の無間に無記心の生ずる時、前念の善心に二十心所生じ、後念の無記心は十二心なり。又無記心の無間に不

間縁の性なり。

此縁より生ずる法は、等にして而も無間なり。是義に依りて、等無間の名を立つ。

此に由りて色等は、皆等無間縁と立つべからず。等しく生ぜざるが故に。謂く、欲界の色は、或は無間に欲界と色界との二の無表色を生じ、或は無間に欲界と無漏との二の無表色を生ず。諸の色法は雜亂して現前するを以て、等無間縁は生ずるに、雜亂すること無きが故に、色に等無間縁を立てず。

尊者世友は、是の如き言を作さく、「一身の中に於て、一の長養の色あり。相續して斷ぜざるに、復第二の長養の色を生ずること有りて、相違害せざるが故に、等無間縁と立てつべからず」と。

大徳復言はく、「諸の色法は無間に生起するに、或は少く或は多きを以てなり。謂く、或は有時は、多より少を生ずること、稻稈の大聚を焼いて灰と爲すが如く、或時は、復少より多を生ずること、細種の諸翟陀樹を生じて、根莖枝葉の漸次に増榮して、幹を幹かし條を垂れて、蔭映する所多きが如し」と。

豈心所の無間に生ずる時にも、亦少多有りて、品類が等に非ざるにあらずや。謂く、善不善、無記の心の中と、有尋有伺の三摩地等となり。

此は異類に於ては、實に少多有り。然れども白類の中には非等の義無し。謂く、少受の無間に多を生じ、或は復多の無間より少を生ずること無し。想等も亦爾なり。非等の過無し。

善心起る時は前念の無記の不善の心より後念の不善の心所生ずる等の意。

【有尋有伺等】初階慮より中間階慮乃至第二階慮と趣む時、前念の有尋有伺が後念の有尋有伺等となるを言ふ。

【如何にして等】此段、未來法の雜縁と佛陀の未來に關する所説。

豈唯自類の前なるもののみ、能く後乃至無間縁と爲るや。

爾らず。

云何。

前の心品の法は、總じて後品の等無間縁と爲るなり。唯自類のみに非ず。且く受等の自體の類の中に於て、少より多を生ずること無きをもて、以て等の義を説く。

唯同類の相續を執する者は、唯自類のみに等無間縁有りと説き、心は唯心を生じ、受は唯受のみを生じ、乃至廣説す。若し無染より無間に染の生ずるも、此染心の中に有る所の煩惱は、先に滅せる煩惱を用て等無間縁と爲す。滅定を出づる心の、還つて先に滅して正しく滅定に入る心を用て、縁と爲すが故に能く爲るが如し。

彼の説は、善に非ず。初無漏心は、應に此縁を因きて而も生ずるを得べきが故に。不相應行も亦諸色の如く、雜亂して現前するが故に、等無間縁に非ず。三界と及び不繫と、俱に現前すべきが故に。

何に緣りて、未來世には、等無間縁有りと許さざる。未來の法は雜亂して住し、前後無きを以ての故なり。

如何が世尊は未來世に此法の無間に、此法應に生ずべきことを知る。過現の法に比して、現に知るが故なり。傳説すらく、世尊は過去の此の如き類の法より、

【比智】 推理的知識。

【願智】 入定して願の如く知る智。

【餘有り】 別説(第二説)との意。

【世尊】 增一阿含第十八。

【世第一法】 四善根位の第四位、有漏世間法中の最勝なるを以て此名あり。此位は一刹那

此類の果生じ、是法の無間に、是の如き法を生じ、又現在、此の如き類の業より、此類の果生じ、是法の無間に、是の如き法を生ずるを見る。是の如く見已りて、便ち未來の諸の亂住の法に於て、能く正しく、此法の無間に此法應に生ずべしと了達す。

是の如く知ると雖も、而も比智に非ず。解は過去現在の因果の次第を比類するに由り、即ち未來亂住の諸法に於て、能く現に了達するなり。謂く、未來世には是の如き有情は、是の如き業を造りて、是の如き果を招くと。是は願智に攝するが故に、比智には非ず。

若し爾らば、世尊は未だ前際を見ざれば、後際の法に於て應に知る能はざるべし。

餘有り、後言はく、「有情の身内に、未來世の果の因、先に非ずもの有り。是は不相應行蘊の差別なり。佛は唯此を觀て、便ち未來を知る。要す現に靜慮に遊ぶの通慧に非ずと。

若し爾らば、諸佛は便ち未來に於て占相するが故に、知るのみにて、現證を爲すに非ず。

故に、經部の諸師の言ふ所の如し、「世尊意を擧ぐれば、遍く諸法を知る。比にも非ず、占にも非ず」と。

此説を善しと爲す。世尊の説くが如く、諸佛の徳用と、諸佛の境界とは、不可思議なればなり。

若し未來に於て定まれる前後次第の安立無くんば、何が故に但世第一法の無間に、唯善法智忍を生じて、餘法を生ぜず。是の如く廣説して乃至全剛喻定の無間に、唯盡智を生じて餘法を生ぜずと言ふや。

の心を以て欲界苦
諸下の一行相を觀
じ直に見道に入り
て聖者となる位。

【金剛論定】有頂
九品の煩惱中、第
九品(最後)を斷ず
る無間道。

【尊等】阿羅漢の
最後心を意と言ふ
意は意根にして後
起の心法の所依た
るも已に後起の心
法なしとせば不都
合ならざるかとの
意。

【第一句等】

以下

心の等無間を心の
無間に對しての四
句分別。第一句は
句の等無間にして

心の等無間にして
心の等無間にして

心の等無間にして
心の等無間にして

心の等無間にして
心の等無間にして

若し此法の生ずるは、彼法に繫屬し、要す彼の無間に、此乃ち生ずることを得。芽等の生ずるに、要す種等に藉るが如し。然も此は、等無間縁有りに非ず。

諸の阿羅漢の最後の心心所は、何に縁るが故に、等無間縁に非ずと説くや。

餘の心等の、此に續いて起ること無きが故なり。

豈是の如き無間滅の心を亦名けて意と爲さざる。後心の無間に、識既に生ぜずんば應に

意と名けざるべし。

意は是れ依の顯す所にして、作用の顯す所には非ず。此最後心は所依の義有れども、餘

の縁闕くるが故に後の識生ぜざるなり。

等無間縁は作用の顯す所なり。若し法ありて、此縁、取りて果と爲し已らば、定んで諸

法及び諸の有情の能く障礙を爲して、彼をして起らしむること無し。故に最後心は意と

名くることを得と雖も、而も等無間縁とは説くべからず。

若し法にして、心の與に等無間と爲るときは、彼法は亦是れ心の無間なるや。

應に四句を作るべし。

第一句は、謂く、無心定を出づる心心所、及び第二等の二定の刹那なり。

第二句は、謂く、初に起る所の二定の刹那、及び有心位の諸の心心所の生住異滅な

り。

第三句は、謂く、初に起る所の二定の刹那、及び有心位の心心所の法なり。

て等無間、第四句は俱非なり。

【應に四句等】此條心の等無間を對する四句分別。

【彼】能縁の識を指す。
【處、事】處とは十二處、事とは體

第四句は、謂く、第二等の二定の初耶と、及び無心定より出づる心心所との生任異滅なり。

若し法、心の與に等無間と爲さば、無心定の與に無間と爲るや。

應に四句を作るべし。謂く、前の第三第四の句を、今の第一第二の句と爲し、即ち前の第一第二の句を、今の第三第四の句と爲す。

二定より出づる諸の心心所を入定の心に望むるに、中間に遠き隔あり。如何が彼の等無間と爲るや。

中間に心心所を隔てざるが故なり。

是の如く已に等無間縁を釋せり。

所縁縁の性とは、即ち一切法を心心所に望めて、其所應に隨ふなり。謂く、眼識及び相應法の、一切の色を以て所縁縁と爲すが如く、是の如く、耳識及び相應法は一切の聲を以て、鼻識と相應とは一切の香を以て、舌識と相應とは一切の味を以て、身識と相應とは一切の觸を以て、意識と相應とは一切の法を以て、所縁縁とは爲すなり。

若し法あり。彼法の與に所縁と爲さば、時として此は彼が與に所縁に非ざること無し。

不縁の位に於ても、亦所縁に攝せらる。彼縁と不縁と、其相一なるが故に。譬へば、薪等の燒かれざる時に於ても、亦所燒と名くるが如し。相に異なること無きが故に。

心心所法は、所縁に於て、處、事、刹那の三の、皆決定せるが如く、所依に於ても亦是

【所依】 眼等の六根。

の如く決定すること有りや。

應に亦是の如く決定すること有りと言ふべし。

然るに、現在に於ては、自ら所依に親附すれども、過去と未來とは所依と相離る。

有が説かく、「過去に在りても、亦所依に親附す」と。

是の如く已に所縁縁の性を釋せり。

増上縁の性は、即ち能作因なり。即ち能作因を増上縁と爲すを以ての故に。此縁は、體

廣ければ、増上縁と名く。一切は皆是れ増上縁なるが故に。

既に一切法は、亦所縁縁なりと説けり。此増上縁のみ何んが獨り體廣しといふ。

俱有の諸法は、未だ嘗て所縁と爲らざるも、然も増上爲るが故に、唯此のみ體廣しとい

ふ。或は所作の廣ければ、増上縁と名く。一切法は、各自性を除いて、一切有爲の與に増

上縁と爲るを以ての故に。

頗し法の法に於て、全く四縁に非ざるもの有りや不や。

有り。謂く、自性を自性に於てするなり。

他性に於ても、亦有り。謂く、有爲を無爲に於てし、無爲を無爲に於てするなり。

【他性】 無爲に對して有爲、又は無爲にして因縁關係なき例。
【五】 次に四縁の作用を明す。

(五七) 是の如き諸縁は、何の依の法に於て、作用を興すや。

【作用】取果、與果を言ふ。
【二因】俱有、相應の二因。

【正滅の時】法現在前(現行して)し滅相將に顯れ來らんとする位、即ち完全なる現在を言ふ。

【三因】同類因、遍行因、異熟因。

【一時】正滅位と正生位。
【一緣】等無間緣と所緣緣。
【法の生ずる位】正生位(現在化せんとする未來なり)。
【滅する位】正滅位即ち現在。

頌に曰はく、

二因は正滅に於て、三因は正生に於て

餘の二緣は相違して、而も作用を興す

論じて曰はく、前に五因を説いて、因緣の性と爲せり。二因の作用は、正滅の時に於てす。

正滅の時とは、言はく法現在して、滅現前することを顯すが故に、正滅の時と名くるなり。

俱有と相應とは、法の滅位に於て方に作用を興す。此二因は俱生の果をして作用有らしむるに由るが故に。

言ふ所の三因は、正生に於てすとは、謂く、未來法の正生位に於てするなり。生じて現前するが故に正生の時と名く。同類、遍行、異熟の三種は、法の生ずる位に於て作用方に興るなり。

已に、因緣の二時の作用を説く。二緣の作用は此と相違す。

等無間緣は、法の生ずる位に於て、而も作用を興す。彼生ずる時に、前の心心所が、其處を興ふるを以ての故に。

若し所緣緣は、能緣の滅する位に作用を興す。心心所は、要す現在の時に、方に境を取るを以ての故に。

【五八】次に法と縁との關係を明す。

【色等の五】色香味觸法の前五塵の所縁なり。

【二に】因縁、等無間縁、増上縁。

唯増上縁は一切の位に於て、皆障ふること無くして住するが故に、彼作用は無障の位に隨つて、一切遮すること無し。

已に諸縁及び作用を興すことを説けり。應に言ふべし、何の法は幾の縁に由りて生ずるやを。

頌に曰はく、

心心所は四に由り、二定は但三に由り

餘は二縁に由りて生ず、天に非ず次等の故に

論じて曰はく、心心所法は四縁に由りて生ず。此中の因縁は、謂く五因の性なり。等無間縁とは、謂く、前の無間の已生にして、後の心心所法には非ず。所縁縁とは、謂く、所應に隨ひて、或は色等の五、或は一切法なり。増上縁とは、謂く、所應に隨ひて、各自性を除いて餘の一切法なり。

滅盡と無想との二定は、三に由る。所縁縁を除く。能縁に非ざるが故に。因縁に由るとは、謂く、二因に由る。一には俱有因、謂く、生等の相なり。二には同類因、謂く、前に已に生ぜる同地の善法なり。等無間縁とは、謂く、入定の心、及び相應の法なり。増上縁とは、謂く、前に説きたるが如し。

是の如き二定は、心等の引生なるも、心等の起を礙ふるが故に、心等の與には、但等無

【勝性】數論（印度六派哲學の一）の自性のことにして、數論の二元論の一原理たり。【等】時、自性、極微等を等取する意。

間と爲るも、等無間縁には非ず。餘の不相應、及び諸の色法は、因と増上との二縁に由りて生ぜらる。

一切世間は、唯上に説く所の如き諸の因と諸の縁とより起る所なり。自在天、我、勝性等の一因の起す所に非ず。此は何の因有る。

若し一切の成ずることは、因に由ると許さば、豈便ち一切世間は、自在等の一因に由りて生ずとの論を捨つるにあらずや。

又諸の世間は、自在等の一因の起す所に非ず。次第等の故に。謂く、諸の世間にして、若し自在等の一因より生ぜば、則ち應に一切は俱時に生じて、次第に起るに非ざるべし。現に諸法を見るに、次第に生ず。故に知んぬ、定んで一因の起す所に非ざるを。

若し自在の欲に隨ふが故に然なり。謂く、彼は此法をして今起らしめ、此法をして今滅せしめ、此は後時に於てせんと欲すと執すれば、是は則ち應に一因より起るに非ざることを成すべし。亦樂欲の差別に由りて生ずるが故に。

或は差別の欲、應に一時に生ずべし。所因自在にして差別無きが故に。若し欲の差別は、更に餘因を待つて、俱起せずといはば、則ち一切は唯自在の一法を用て、因と爲すに非ず。或は待つ所の因も、亦應に更に餘因の差別を待ちて、方に次第して

生すべく、則ち待つ所の因は、應に邊際無かるべし。

若し更に餘の差別の因を待たずんば、此因には、應に次第生の義無かるべく、則ち差別せる欲は次第して生ずるに非ず。

若し諸因、展轉差別して邊際有ること無しと許さば、無始を信するが故に、徒に自在を執して、諸法の因と爲すも、深門の因縁の正理を越えず。

若し自在の欲は、頓に生ずと雖も、而も諸の世間の俱起せざるは、自在の欲に隨つて、生ずる所なるに由るが故なりと言はば、理として亦然らず。彼自在の欲は、前位と後と無差別無きが故に。

又彼自在は大功力を作し、諸の世間を生じて、何の義利をか得ん。

【又彼等】自在の存在理由を終局因即ち目的論的立場より破せる一條なり。

若し喜を發す爲に、諸の世間を生じて、此喜は餘の方便を離れて發らずんば、是れ則ち自在、喜を發す中に於て、既に必ず餘を待つものにして應に自在に非ざるべし。

喜に於て既に爾なり。餘も亦應に然るべし。差別の因縁、得べからざるが故に。

或は若し自在、地獄等の無量の苦具を生じて、有情を逼害す。斯の如きを見て、自ら喜を發生すと爲んや。咄哉、何んが此自在を用ふることを爲さん。彼の頌言に依るに、誠に善説と爲す。

【魯達羅】(Lutara) 世界の破壊神たる大自在天。

險利なると能く變くと畏るべきと、恆に逼害すると樂うて血肉髓を食ふとに由る、故に魯達羅と名く

又若し、一切世間は、唯自在天一因の起す所なりと信受せば、則ち現見世間の所餘の因縁入功等の事を非撥すと爲す。

若し自在は、餘の因縁の助發する功能を待ちて、方に因と成ると言はば、但是れ自在天を明敬するの言のみ、所餘の因縁を離れて、別の用を見ざるが故に。

或は彼自在は、餘の因縁の助を要して、方に能く生せんか。應に自在に非ざるべし。

若し初て起るときには、自在を因と爲し、餘後の續生には、餘因を待つと執せば、則ち初に起る所は、餘因を待たざれば、應に無始より成ずること、猶し自在の如くなるべし。

我、勝性等も、其所應に隨ひて、自在天の如く應に廣く微遣すべし。

【彼の生の】種々の生の意。

なる禽獸の如し。良に是れ悲しむべし。彼の生中に、別別に業を造りて、自ら異熟及び且く破邪を止めて、應に正義を信すべし。

【五七】次に大種と所造との因果關係を明す。

【二二】因縁、増上縁。

(五九) 前に、餘法は二縁に由りて生ずと言へり。中に於て、云何が大種と所造と自他相望めて互に因縁と爲る。

頌に曰はく、

大は火の爲に二因なり、所造の爲に五種なり

造は造の爲に三種なり、大の爲に唯一因なり

論じて曰はく、初に「大は大の爲に二因なり」と言ふは、是れ諸の大種の更互に相望めて、但俱有と同類との因爲るの義なり。

大は所造に於て、能く五因と爲る。

何等をか五と爲す。

謂く、生と依と立と持と養との別の故なり。是の如き五因は、但是れ能作因の差別なり。彼より起るが故に、説いて生因と爲す。生じ已りて大種を隨逐して轉ずるが故に、御等に依るが如きを、説いて依因と爲す。能く任持するが故に、羣の畫を持するが如きを、説いて立因と爲す。不斷の因なるが故に、説いて持因と爲す。増長の因なるが故に、説いて養因と爲す。

是の如きは、則ち大の、所造の與に起と變と持と住と長との因の性と爲ることを顯す。

【起と等】起とは生、變は依、持は生、住は持、長は養因。
【隨心轉の身語二業】定俱、道俱兩戒の無表を言ふ。

諸の所造の色を、自ら互に相望するに、三因有るべし。謂ゆる俱有、同類、異熟なり。其能作因は差別無くして轉ずるが故に、恆に數へず。俱有因とは、謂く、隨心轉の身語二業のみなり。餘の造色に非ず。同類因とは、一切の前生を、後の同類に於てするなり。異熟因とは謂く、身語業の、能く異熟の眼根等の果を招くなり。

所造は大に於て、但一因と爲る。謂く、異熟因なり。身語の二業は、能く異熟の大種の果を招くが故に。

【六〇】次に等無間縁としての心心所相互關係を明す。

【此十二は等】此項十二心（善、惡、有覆無記、無覆無記、有學心、無學心）を三界に配する關係を明す。

（六〇）に總じて、諸の心心所の前なるは、能く後の等無間縁と爲ることを説きたるも未だ決定して何の心の無間に、幾心の生ずる有りや。復幾心より、何の心の起ること有るやを説かず。今當に定んで説くべし。

謂く、且く略して説かんに、十二心有り。

云何が十二心なる。

頌に曰はく、
欲界に四心有り、善、惡、覆、無覆なり

色と無色には惡を除く無漏には二心有り

論じて曰はく、且く欲界に於て四種の心有り。謂く、善と不善と有覆無記と無覆無記と

なり。色と無色との界には、各三心有り。謂く、不善を除く。餘は上に説くが如し。是の如き十種は有漏心と説く。

若し無漏心には、唯二種有り。謂く、學と無學となり。

合して十二と成る。

此十二は五に相生ずとは、

頌に曰はく、

欲界の善は九を生じ、此は復八より生ず

【自界の四】善、不善、有覆、無覆（無記）にして色の二とは善と有覆となり。【彼】無色界を指す。

【所依遠】所依は依身なり。無色界の身には欲界の法現起せざるは即ち所依身の遠きが故なり。

【行相遠】六行觀の時に下地の有漏法を厭ひ羅菩薩の行相を起す。此際無色界に於ては第

染は十よりして四を生じ、餘は五より七を生ず

色の善は十一を生じ、此は復九より生ず

有覆は八より生じ、此は復六を生ず

無覆は三より生じ、此は復能く六を生ず

無色の善は九を生じ、此は復六より生ず

有覆は七より生じ、無覆は色に滯じたるが如し

學は四よりして五を生ず、餘は五よりして四を生ず

論じて曰はく、欲界の善心の無間に九を生ず。謂く、自界の四と色界の二心と、入定の

時及び續生の位に於て、其次第の如く善と染との心を生ずるを謂ひ、無色界の一と、續生の

位に於て、欲の善の無間に、彼染心を生ずるをいふ。彼の善を生ぜざるは、極遠なるを以

ての故なり。無色は欲に於て四遠あるが故に遠しといふ。一には所依遠。二には行相遠。三には所緣

遠、四には對治遠なり。

及び學と無學とは、謂く、入觀の時なり。

即ち此は復八より無間に起る。

謂く、自界の四と、色界の二心。出定の時に於て、彼善より起る。彼染汗の定に逼惱

せらるる時に、彼染心より、下の善を生ず。下の善に依りて、彼の退するを防がんが爲の

四禪（色界の最上位）を下地と觀じて欲界五蘊を緣じて此行相を起すことなし。

【所緣遠】欲界無色よりすれば欲界は遠なり（の法を所緣とせず）。

【對治遠】欲界の貪を離れざる者は無色界定を起して欲界の惡戒を厭ひ煩惱を斷ずる等（厭對治、斷對治）は不可能なりとの意。

【十】欲の四心、色の三心、無色の三心。

【此】欲界の無覆無記。

【七心】欲界の四心、色界の善と有覆無記心、無色界の有覆無記心。

【此】欲界を指す。彼無色界なり。二染淨心。不善及有覆無記心。

【餘】欲界の能變化心を除ける他の無覆無記心。

故に。

及び學と無學となり。謂く、出觀の時なり。

「染」とは謂く、不善と有覆無記との二にして、各十より無間に生ず。謂く、十二の中に、學と無學とを除く。續生の位に於ては三界の諸心は、皆無間に欲界の染心を生ずべきが故に。

即ち此の無間に、能く四心を生ず。謂く、自界の四なり。餘は生ずる理無し。餘とは、謂く、欲纏の無覆無記なり。此心は五より無間に生ず。謂く、自界の四と及び色界の善となり。欲界の化心は、彼より生ずるが故に。

即ち此の無間に、能く七心を生ず。謂く、自界の四、及び色界の二、すなはち善と染淨となり。欲界の化心は、還彼善を生じ、續生の位に於ては、彼染心を生ずるをいふ。并に無色の一は、續生の位に於て、此無覆心の、能く彼の染を生ずるなり。

色界の善心の無間に十一を生ず。謂く、無色の無覆無記心を除く。即ち此は復九より無間に起る。謂く、欲界の二染淨心を除き、及び無色の無覆無記を除く。

有覆は八より無間に生ず。欲の二染と及び學、無學とを除く。即ち此の無間に、能く六心を生ず。謂く、自界の三と欲の善、不善、有覆無記となり。

無覆は三より無間に起る。謂く、唯自界にして餘は生ずるの理無し。

即ち此の無間に、能く六心を生ず。謂く、自界の三と欲と無色との染となり。
 無色界の善の無間に九心を生ず。謂く、欲の善と及び欲色の無覆とを除く。
 即ち此は、六より無間に生ず。謂く、白界の三、及び色界の善、并に學と無學となり。
 有覆の無間に、能く七心を生ず。謂く、白界の三、及び色界の善、欲色界の染なり。
 即ち此は亦七より無間に起る。謂く、欲、色の染、及び學、無學の心を除く。
 無覆は、色に説きたるが如く、三より無間に生ず。謂く、自界の三なり、餘は皆理に非
 す。

即ち此無間に、能く六心を生ず。謂く、自界の三、及び欲色の染なり。
 學の心は、四より無間を生ず。謂く、即ち學心及び三界の善なり。
 即ち此無間に、能く五心を生ず。謂く、前の四心と及び無學の一となり。
 「餘」とは謂く、無學にして、五より無間に生ず。謂く、三界の善及び學無學の二なり。
 即ち此無間に、能く四心を生ず。謂く、三界の善と、及び無學の一となり。

【六一】次に二十心の相互的生起關係を明す。

(六) 十二心の互に、相生することを説き已んぬ。云何が此を分ちて二十心と爲す。
 頌に曰はく、

十二を二十と爲す、謂く三界の善心に、
 加行と生得とを分つ、欲の無覆に四を分つ

異熟と威儀路と、工巧處と通果となり

色界には工巧を除く、餘の數は前證の如し

論じて曰はく、三界の善心に各二種を分つ。謂く、加行得と生得と別なるが故なり。

欲界の無覆は、分ちて四心と爲す。一には異熟生、二には威儀路、三には工巧處、四に

は通果心なり。

色の無覆心を、分ちて三種と爲す。工巧處を除く。上果には都て種種工巧の事を造作す

ること無きが故に。

是の如くにして、十二を二十心と爲す。謂く、善を六に分ち、無覆を八に分ち、無色界

には、威儀路等無きも、餘の數は上の如きが故に二十と成る。

威儀路等の三の無覆心は、色香味觸を所緣の境と爲す。工巧處等は亦聲を緣ず。

是の如き三心は、唯是れ意識なり。威儀路と工巧處との加行は、亦四識五識に通ず。

有餘師は説かく、「威儀路、及び工巧處の引く所の意識有り。能く具足して十二處の境を

緣ず」と。

是の如き二十の、互に相生することは、且く欲界を説かば、八種の心の中に加行善心の

無間に十を生ず。謂く、自界の七。通果心を除く。及び色界の一加行善心、并に學、無學

なり。即ち此は復八より無間に起る。謂く、自界の四、二善と二染と、及び色界の二、加

行善心と有覆無記と、并に學と無學となり。

【是の如き等】此
項、二十心の相生。
【欲界の八傳】加
行生得の二善、不
善有覆の二染、四
無記心を言ふ。

【二染汙心】 不善有覆の二心。

生得善心の無間に九を生ず。謂く、自界の七、通果心を除く。及び色無色の有覆無記なり。即ち此は復十一心より起る。謂く、自界の七。通果心を除く。及び色界の二、加行善心と有覆無記と、并に學、無學となり。

二染汙心の無間に、七を生ず。謂く、自界の七、通果心を除く。即ち此は復十四心より起る。謂く、自界の七。通果心を除く。及び色界の四。加行善と通果心とを除く。并に無色の三なり。加行善を除く。

異熟と威儀との無間に八を生ず。謂く、自界の六、加行善と通果心とを除く。及び色無色の有覆無記なり。即ち此は復七より、無間に起る。謂く、自界の七、通果心を除く。

工巧處心の無間に六を生ず。謂く、自界の六、加行善と通果心とを除く。即ち此は復七より無間に起る。謂く、自界の七、通果心を除く。

通果心より無間に二を生ず。謂く、自界の一、即ち通果心なり。及び色界の一、即ち加行善なり。即ち此は復二より無間に起る。謂く、即ち前に説きたる白と色との二心なり。

【自界】 自界の通果心の意。

次に色界を説かば、六種の心の中に、加行善心より、無間に十二を生ず。謂く、自界の六、及び欲界の三、加行と生得と通果心と、并に無色の一、加行善心と學と無學の心となり。

即ち此は復十より無間に起る。謂く、自界の四、威儀路と異熟生とを除く。及び欲界の二、加行と通果と、并に無色の二、加行と有覆と、學、無學の心となり。

生得善心の無間に、八を生ず。謂く、自界の五、通果心を除き、及び欲界の二、不善と

有覆と、并に無色の一、有覆無記となり。

即ち此は復五より無間に起る。謂く、自界の五、通果心を除く。

有覆無記の無間に九を生ず。謂く、自界の五、通果心を除き、及び欲界の四、二善と二

染となり。

即ち此は復十一心より起る。謂く、自界の五、通果心を除き、及び欲界の三、生得善心

と威儀と異熟となり、并に無色の三、加行善を除く。

異熟と威儀との無間に七を生ず。謂く、自界の四、加行善と通果心とを除く。及び欲界

の二、不善と有覆となり。并に無色の一、有覆無記なり。

即ち此は復五より無間に起る。謂く、自界の五なり、通果心を除く。

通果心より無間に二を生ず。謂く、自界の二、加行と通果となり。

即ち此は亦二より無間に起る。謂く、即ち前に説きたる自界の二心なり。

次に無色を説かば、四種の心の中にて、加行善心の無間に七を生ず。謂く、自界の四、

及び色界の一、加行善心、并に學と無學となり。

即ち此は復六より無間に起る。謂く、自界の三、唯異熟のみを除く、及び色界の一、加

行善心、并に學と無學となり。

生得善心の無間に七を生ず。謂く、自界の四、及び色界の一、有覆無記、并に欲界の二、

不善と有覆となり。

【自界の二心】加
行と通果となり。
【四種の心】加行
生得の二善、有覆
無覆の二無記。

【異熟生心】無色界の唯一の無覆無記心。

【三の加行】三界の加行善の意。

【彼】異熟、工巧威儀の三心を指す

【出心】加行善心を出づる心。

即ち此は復四より無間に起る。謂く、自界の四なり。
有覆無記の無間に八を生ず。謂く、自界の四、及び色界の二、加行と有覆、並びに欲界の二、不善と有覆となり。

即ち此は復十より無間に起る。謂く、自界の四、及び色界の三、生得と異熟と威儀路、并に欲界の三、名は、色に説きたるが如し。

異熟生心の無間に六を生ず。謂く、自界の三、加行善を除く、及び色界の一、有覆無記、并に欲界の二、不善と有覆となり。

即ち此は復四より無間に起る。謂く、自界の四なり。

次に無漏を説かば、二種の心の中に於て有學心より無間に六を生ず。謂く、通じて三界の加行善心、及び欲の生得、并に學と無學となり。

即ち此は復四より無間に起る。謂く、三の加行及び有學心なり。

無學心より無間に五を生ず。謂く、前の有學の生ずる所の六の中に於て、有學の一を除く。即ち此は復五より無間に起る。謂く、三の加行と及び學と無學なり。

復何の縁有りて、加行の無間に、能く異熟、工巧、威儀を生じながら、彼の無間に、加行善を生ずるに非ざる。

勢力の劣なるが故に、功用を作して、引發せらるるものに非ざるが故に、樂うて功用を作し、工巧威儀を引發して轉ずるが故に、加行善心を順起すること能はず。出心は、功用

【色界の生得】色界は定地の故に散心の生得（欲界の善より其性劣なるを以て無色の防退定心とはなり難し。故に無色の染汗心の無間に生ぜずとの意。）

【六二】次に聖道の出入を明す。先づ第一に諸心の相生作意の相を辯ず。【自相作意】自相と相應の作意、無常無我は色心二法の共相なり、これ共相の觀智相應作意と言ひ、勝解作意とは勝解は無碍自在の解にし

に由らずして轉ずるが故に、加行の無間に、能く彼を生ずべし。

若し爾らば、染汗の無間には、應に加行善を生ずべからざるべし。相順ぜざるが故に、爾りと雖も、煩惱の現行を厭倦して、了知せんと欲するが爲に、加行を起すべし。

欲界の生得は、明利なるを以ての故に、彼學、無學心、色界の加行より無間に起ること有るべし。功用を作して、引發する所に非ざるが故に、此より彼心を引生ずること能はず。

又欲の生得は明利なるを以ての故に、色の染より無間に生ずべきも、色界の生得は、明利ならざるが故に、無色の染の無間に起るに非ず。

作意に三有り。一に自相作意とは、謂く、色は變礙を相と爲すと觀じ、乃至識は了別を相と爲すと觀するが如き、是の如き等の觀に相應する作意なり。二に共相作意とは、謂く、十六行と相應する作意なり。三に勝解作意とは、謂く、不淨觀と、及び四無量と有色解脫と勝處と遍處と、是の如き等の觀に相應する作意なり。

是の如き三種の作意の無間に、聖道現前し、聖道の無間に、亦能く具に三種の作意を起す。

若し是説を作さば、便ち此言に順ず、「不淨觀と俱行して、念等の覺分を修す」と。

有餘師は説かく、「唯共相作意より無間に聖道現前し、聖道の無間を通じて三種を起す。不淨觀を修して、心を調伏し已りて、方に能く共相作意を引生し、此より無間に聖道現前す

て之に依る不淨觀
想觀等の作意を言
【四無量】 慈悲喜
捨。

【未至定等の三】
未至定、初定（初
禪）、中間定。

【地】 第二定以上
の地を指す。
【順決擇分】 見道
に入る前の煖頂忍
世第一の加行位。

【欲界】 欲界の散
心の意。

るなり。此傳導の密意に依るが故に、不淨觀と俱行して、念等の覺分を修すと説くこと。
餘有り、復言はく、唯共相作意より、無間に聖道現前し、聖道の無間に、亦唯能く共相
作意のみを起すこと。

若し爾らば、未至定等すを三地に依りて、正性離生に證入すること有らば、聖道の無間
に欲界の共相作意を生ずべきも、若し第二、第三、第四の靜慮に決りて、正性離生に證
入せば、聖道の無間に何の作意をか起さん。

欲界の共相作意を起すに非ず。極遠なるを以ての故に。
彼地に於ては、已に曾て得せる共相作意の、曾て得せる順決擇分に異なるもの有るに
非ず。諸の聖者の順決擇分は、復現前すべきに非ず。得果し已りて、重ねて加行道を
發生すべきに非ざるが故に。

若し別の共相作意有り、順決擇分と俱時に、已に修す、彼に繫屬し、是は彼の類なる
に由るが故に、諸行は皆是れ無常なりと觀じ、一切法は皆是れ非我なり、涅槃寂靜なり
と觀するが如く、聖道の無間に、彼を引ききて、現前せしむと謂ふとも、毘婆沙師は、此義
を許さず。正理に違するが故に。

若し未至定に依りて、阿羅漢果を得て、後の出觀の心は、或は即ち彼地、或は是れ欲
界なり。

無所有處に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、或は即ち彼地、或は是れ有

【聞所成】 聞慧相應の作意。
【思所成】 思慧相應の作意。

【唯】 無色界に聲なきを以て聞所成なく、定地なるを以て思所成無きを以て、三作意の中唯二のみなり。
【五種の作意】 欲色二界の六作意の中、生所得作意を除ける五種。
【六】 次の前説十二心の相互的關係を明す。

【六心】 欲界の善不善、有覆、色界の有覆、無色界の有覆及び學の六を言ふ。
【疑續善】 前に善根を斷じ（因果撥

頂なり。

若し餘地に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、唯自にして餘地に非ず。欲界の中に於て、三の作意有り。一には聞所成、二には思所成、三には生所得なり。色界にも、亦三種の作意有り。一には聞所成、二には修所成、三には生所得なり。思所成無し。心を擧げて思ふ時、即ち入定するが故に。

無色には唯二種の作意有り。一には修所成、二には生所得なり。此中、五種の作意の無間に聖道現前す。生所得を除く。聖道は、加行心に繫屬するが故に。聖道の無間にも、亦欲界の生得をも發生することを得。明利なるを以ての故に。

前に説く所の十二心の中に於て、何の心を現前するとき、幾の心をば得すべき。頌に曰く、

三界の染心の中には、六と六と二との種を得し
色の善には三、學には四、餘は皆自ら得すべし

論じて曰はく、欲界の染心の、正しく現前する位には、十二心の内、六心を得すべし。彼の先より成ぜず。今成ずることを得るが故に。疑續善、及び界退還に由りて、欲界の善心を、兩時、得すと名く。起惑退、及び界退還に由りて、欲の二心を得す。不善と有覆となり。及び色界の一の有覆心を得す。起惑退に由りて無色界の一の有覆心を得し、及び學

【無】たるも從隨心
を起し欲界の生得
善を起し續善する
こと。

【界退還】 上界に
命終して下界に生
ずるを言ふ。

【起惑退】 前に有
漏道にて欲色三界
の煩惱を斷盡せし
が後にふと欲界煩
惱を起して欲界に
退くを言ふ。

【六心】 茲にては
欲の無覆、色の有
覆、善心の有覆、學心
無色の有覆、學心
なり。

【二心】 無色の有
覆と學心。
【三心】 色の善心
欲の無覆、色の無
覆心。

【升進】 欲界より
未至定、未至定よ
り根本（初定）へと
進入するを言ふ。

【四心】 有學、欲
色の無覆、無色の
善心を言ふ。

【彼心】 上の六心
を指す。
【餘有り】 論主が

心を得ず。故に六を得すと名く。

色界の染心の、正しく現前する位には、十二心の内、亦六心を得ず。界退還に由りて、
欲界の一無覆無記と、及び色界の三とを得ず。色界の染心は、亦退に由りても得ず。起惑
退に由りて、無色界の、一の有覆心を得し、及び學心を得ず。故に六を得すと名く。

無色の染心の、正しく現前する位には、十二心の内、唯二心を得ず。起惑退に由りて、
彼染心を得し、及び學心を得ず。故に二を得すと名く。
色界の善心の、正しく現前する位には、十二心の内、三心を得すべし。謂く、彼善心及
び欲色界の無覆無記となり。升進に由るが故に。

若し有學心の、正しく現前する位には、十二心の内四心を得すべし。謂く、有學心、及
び欲色界の無覆無記、并に無色の善となり。初て正性離生に證入するに由り、及び聖道
の欲色の染を離るるに由るなり。

「餘」とは、謂く、前に説きたる染等の心の餘なり。彼心の正しく現前する位の得心の差
別を説かず。應に知るべし、彼心の正しく現前する位には、唯自ら得すべし。

餘有り、此に於て總じて説く。
頌に曰はく、
慧者の説く、染心の、現起する時九を得ず
善心の中に六を得し、無記には唯無記なり

惟心論主の説を藉りて心を得するの多少を概説せるなり。

【退時】 起惑退の時を言ふ。

善心の中に於て、應に七を得すと云ふべし。謂く、正見に由りて善根を續くる時、欲界善心の起る位を得すと名く。欲界の染を離るる究竟の位の中には、頓に欲と色との無覆無記を得す。色と無色との三摩地を得する時には、彼二の善心を、説いて名けて得と爲す。初て離生位に入り、阿羅漢を證する時、學と無學との心を、説いて名けて得すと爲す。餘は、前の釋に準じて、應に其相を知るべし。

前の義を攝せんが爲に、復頌を説いて言はく、
託生と入定と、及び離染と退時と
續善位とに由りて心を得す、先の所成に非ざるが故に

阿毘達磨俱舍論卷第七

阿毘達磨俱舍論

卷第八

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別世品第三之一

【一】此卷より第十二卷まで分別世間品なり。世界及び世間（有情及び器）の成立諸相等を述ぶ。第一に三界を明す。初に頌に曰はく、

地獄と傍生と鬼と人、及び六欲天とを
欲界と名け二十あり、地獄と瀾との異なるに由る

此上に十七處あり、色界と名く中に於て
三の靜慮に各三あり、第四靜慮には八あり

無色界には處無し、生に由りて四種有り
同分及び命に依りて、心等を相續せしむ

論じて曰はく、地獄等の四、及び六欲天并に器世間、是を欲界と名く。

【論じて曰はく等】此項、欲界（三界の一）の相を説く

【三十三天】 正法念經の善住法堂天以下三十三天。

【等活地獄】 更生とも譯し、有情の衆苦逼り悶ふこと死の如し而も蘇ること元の如きが故に此名あり。

【黑繩地獄】 黑索にて支體を縛し後斯斷せらるゝ地獄【衆合地獄】 衆多の苦具俱に來りて身に逼る地獄。

【此欲界の等】 此項、色界諸天の相を明す。

【梵輔天】 大梵天の侍衛の天の故に梵輔と云ふ。【善現天】 五品修の定を得て果續の現れ易き天。【善見天】 雜修定の際、微にして清徹なる天。

六欲天とは、一に四天王衆天、二に三十三天、三に夜摩天、四に毘舍多天、五に樂變化天、六に他化自在天なり。

是の如き欲界は、處の別に幾有る。

地獄と洲との異なるが故に二十と成る。

八大地獄を地獄の異と名く。一に等活地獄、二に黑繩地獄、三に衆合地獄、四に號叫地獄、五に大叫地獄、六に炎熱地獄、七に大熱地獄、八に無間地獄なり。

洲の異と言ふは、謂く、四大洲なり。一に南瞻部洲、二に東勝身洲、三に西牛貨洲、四に北俱盧洲なり。

是の如き十二と、并に六欲天と傍生と餓鬼とにて、處は二十と成る。若し有情界は自在天より無間獄に至る。若し器世界は、乃至風輪まで皆欲界に攝す。

此欲界の上の處に、十七有り。謂く、三靜慮處には各三有り、第四靜慮處には、獨り八有り。器と及び有情とを、總じて色界と名く。

第一靜慮處に三有りとは、一に梵衆天、二に梵輔天、三に大梵天なり。第二靜慮處に三有りとは、一に少光天、二に無量光天、三に極光淨天なり。第三靜慮處に三有りとは、

一に少淨天、二に無量淨天、三に遍淨天なり。第四靜慮處に八有りとは、一に無雲天、二に福生天、三に廣果天、四に無煩天、五に無熱天、六に善現天、七に善見天、八に色究竟天なり。

【四衆】比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷を言ふ。

【無色界の諸相】無色界の諸相を用す。

【空無邊處】色を離りて無邊空を思ひ、空無邊の解をなす無色界の最下位。

【識無邊處】内識を思ひて無邊の解をなす處。

【無所有處】前註の如く無所有の解をなす處。

【非想非非處】無色の最上處にして下定の塵想に非ざるを以て非想と言ひ、無心に同ぜざるを以て非々想と言ふ。

【對法の諸師】經部派の有種へ對する呼稱、殊に婆沙以前の有部を言ふ傾あり。

迦濕彌羅國の諸の大論師、皆言はく、「色界の處は、但十六有るのみ」と。彼謂へらく、即ち梵輔天處に於て、高臺閣有り、大梵天と名け、一主の居る所に於て、別地有るに非ず、尊の坐する處を四衆の圍繞するが如し」と。

無色界の中には、都て處有ること無し。色法無きを以て、方所有ること無し。過去と未來と無表と無色とは、方所に住せざるの理、決定して然るが故に。但異熟生の差別に四有り。一には空無邊處、二には識無邊處、三には無所有處、四には非想非非想處なり。

是の如き四種を無色界と名く。此四、處に上下有るに由るに非ず。但生に由るが故に、勝劣の殊有るのみ。復如何が彼に方處無きことを知る。謂く、是處に於て、彼定を得する者は、命終して即ち是處に生ずるが故なり。復彼より没して欲色に生ずる時は、即ち是處に於て、中有起るが故なり。

有色界の一切の有情の如きは、要す色身に依りて心等の相續するに、無色界に生を受けたる有情は、何を以て依と爲して、心等相續するや。對法の諸師は説かく、「彼の心等は業同分及與命根に依りて、相續することを得」と。

若し爾らば、有色の有情の心等も、何んが但此二に依りて相續せざらん。有色界の生は、此二の劣なるが故なり。無色の此二は、何に因るが故に強きや。

【彼等至】 無色定を指す。

彼界の二は、勝定従り生ずるが故に、彼等至に由りて、能く色想を伏すればなり。若し爾らば彼に於て心等の相續するは、但勝定に依るのみ。何んが別の依を用ひん、又今應に説くべし。有色界に生を受けたる有情の如き、同分と命根とは、色に依りて轉ず。無色の此二は、何を以て依と爲すや。

此二は更互に相依りて轉ず。

有色の此二は何んが相依らざるや。

有色界の生は此二の劣なるが故なり。

無色の此二は何に因るが故に強き。

彼界の此二種は、勝定に従り生ずるが故なり。前に説く、「彼定は能く色想を伏す」と。

是は則ち還心相續の難に同じ。或は心と心所と、唯互に相依るが故なり。

經部の師は説かく、「無色界には心等の相續するに、別に依有ること無し」と。謂く、若し

因に、未だ色の愛を離れずして心等を引起すること有れば、所引の心等は色と俱生して、

色に依りて轉ずるも、若し因は色に於て已に愛を離るることを得ば、色を厭背するが故に、

所引の心等は、色と俱生するに非ず。色に依りて轉ぜず。

何が故に名けて、欲等の三界と爲すや。能く自相を持するが故に名けて界と爲す。或は

種族の義なること、前に已に釋するが如し。

欲の所屬の界を、説いて欲界と名け、色の所屬の界を、説いて色界と名く。中の言を略

【何が故に等】 此項、三界の名義を釋す。

【胡椒の飲】飲物中に胡椒を入れしもの。

【雜阿含二十】

【邪命外道】星乾了外道とも言ひ、者那の徒ならんと言ふ。

し去るが故に、是説を作すなり。胡椒の飲の如く、金剛の環の如し、彼界の中に於て、色有るに非ざるが故に、名けて無色と爲す。

言ふ所の色とは、是れ變礙の義、或は示現の義なり。彼體の色に非ざるに、無色の名を立つ。彼は但色無きを用て體と爲すには非ず。

無色所屬の界を、説いて無色界と名く。申の言を略し去る喩は、前に説くが如し。又欲の界なるを、名けて欲界と爲す。此界の力、能く欲を任持するが故に。色と無色との界も、應に知るべし、亦然なり。

此中欲の言は、何の法を説くと爲んや。略して段食と姪との引く所の食を説くなり。經の頌に言ふが如し。

世の諸の妙境は眞の欲に非ず、眞の欲は謂く人の分別する食なり。妙境は本の如く世間に住するも、智者は中に於て已に欲を除く。

邪命外道、便ち尊者舍利子を詰つて言はく、若し世の妙境は眞の欲に非ず、欲は是れ人の分別する食と説かば

比丘を應に受欲人と名くべし、惡分別の尋思を起すが故に

時に舍利子、彼に反質して言はく、若し世の妙境は是れ眞の欲なり、欲は人の分別する食に非ずと説かば

【縛馬の答】循環論的答にして引用の論は無意味なりとの意

汝の師を應に受欲の人と名くべし、恆に可意の妙色と觀するが故に若し法ありて彼三界に於て現行せば、此法を即ち三界繫と説くや不や爾らず。

云何。

中に於て、三界の食を隨増する者、是れ三界繫なり。

此中、何の法をか三界の食と名くる。

謂く、三界の中にて各隨増する者なり。今此に言ふ所は、縛馬の答に同じ。猶馬を縛する者は誰ぞと問ふ有らんに、答へて馬主と言ひ、即ち彼復馬主とは是れ誰ぞと問はば、答へて縛者なりと言ふが如し。

是の如き二の答は、皆解せしめず。

今此に云ふ所は、彼の答と同じからず。謂く、前に於て説きたる欲界の諸處にて、未だ食を離れざる者の食を欲食と名け、此が隨増する所を、欲界繫と名く。

前に説きたる所の色無色の中に於ても、其所處に隨ひて、當に知るべし、亦爾り。

或は、不定地の食を欲食と名け、此が隨増する所を、欲界繫と名く。諸の靜慮地の食を色食を名け、此が隨増する所を色界繫と名く、諸の無色地の食を無色食と名け、此が隨

増する所を、名けて無色界繫と爲す。

欲の化心の上に於て、如何が欲食を起す。

他より聞く所にて、或は自ら退失して愛味を生ずるが故なり。或は化者の自在なる勢力を觀て、彼化心に於て貪愛を生ずるが故なり。

若し心能く香味二法を化する、此能化心は是れ欲界繫なり。色界の心は、香味を化作すること能はざるが故に。

是の如き三界は、唯一有りや。

三界は無邊なること、虚空の量の如し。故に始起の有情有ること無しと雖も、無量無邊の佛の、世に出て一一、無數の有情を化度し、無餘の般涅槃界を證せしむるも、而も窮盡せざること猶し虚空の若し。

世界は當に云何が安住すと云ふべき。

當に傍に住すと云ふべし。故に契經に言はく、「譬へば天雨の滴ること車軸の如くにして、無間、無斷に空より下り澍ぐが如く、是の如く東方に、無間無斷に無量の世界は或は壞し或は成ず。東方の如く、南西北方も亦復是の如し」と。

上下とは説かざるなり。

有が説かく、「亦上下二方も有り」と。

餘部の經中には十方と説くが故なり。色究竟の上に、復欲界有り。欲界の下に於て色究竟有り。

若し一の欲界の食を離ること有る時は、諸の欲界の食も、皆滅離することを得。色

【若し心等】能變化心は元來色界定の所起なるも欲界の香味を製作する際は其心は欲界繫と言ふべきなり。【是の如き等】此項、三界の數に就て明す。

【世界は等】此項三界の住相を問答分別す。

【傍に住す】地獄より色究竟に至る欲色無色は其上界を一單位として無量の三界は横に並立すとの意。

【契經】長阿含世紀經。

【餘部】法密部を指す。

【所生の界】千世界なり、同一日月の所照を一世界と言ひ千世界に一梵王ありと言ふ。

【二】次に五趣を明す。

【有り】三界の中五趣にあらざるものありとの意。

【中有に非ず】とは越は所住なれど中有は能住なるを以て斯く言ふ。

無色を離るることも、應に知るべし、亦爾なり。

初靜慮に依りて通慧を起す時、發する所の神通は、但能く自の所生の界と、梵世とに往至して、餘に非ず。所餘の通慧も應に知るべし、亦爾なり。

巴に、三界を説けり。

五趣とは云何。

頌に曰はく、

中に於て地獄等の、自名を五趣と説く

唯無覆無記なり、有情にして中有に非ず

論じて曰はく、三界の中に於て五趣有りと言く。即ち地獄等にして、自名の如く説く。

謂く、前に説きたる所の地獄、傍生、鬼、及び人天、是を五趣と名くるなり。

唯欲界のみに於て、四趣の全有り。三界に各天趣の一分有り。

三界にして越の所攝に非ざるもの有りて、界の中に於て、五趣有りと説くと爲んや。

有り。謂く、善と染と外器と中有とは、是れ界の性なりと雖も、而も越の攝には非ず。

五趣の體は、唯無覆無記なり。若し此に異らば、越は應に相雜るべし。一趣の中に於て、

具に五趣の業と煩惱とを有するが故に。

五趣は唯是れ有情數に攝し、體は中有に非ず。施設足論に、是の如き説を作さく、「四生

に五趣と攝すれども、五には、四生を攝するに非ずしと。

攝せざる者は何ぞ。

謂ゆる中有なり。

法蘊是論に、亦是言を作さく、「眼界は云何。謂く、四大種と所造の淨色とは、是れ眼、

眼根、眼處、眼界、地獄、傍生、鬼、人、天の趣と、修處と中有となりしと。

契經にも、亦中有を簡んで、趣と異なりとす。

是は何の契經ぞ。

謂く、七有經なり。彼七有を説く。謂く、地獄有と、傍生有と、餓鬼有と、天有と、人

有と、業有と、中有とにして、彼經の中に、五趣と、及び因と、并に趣の方便とを説くな

り。故に趣は唯是れ無覆無記なること、其理極成す。業有の因を簡んで、諸趣に異するが故

なり。五蘊彌羅圖にては、是の如きの契經を誦す、尊者舍利子は、此言を作す。具壽、若し地

獄の諸漏の現前すること有るが故に、順地獄の受業を造作し增長す。彼身語意の曲穢濁の

故に、椿落迦の中に於て五蘊の異熟を受く。異熟の起りるを、那落迦と名く。五蘊の法

を除いては、彼那落迦は都て得べからずしと。

故に趣は唯是れ無覆無記なり。

【謂く等】 中有の五趣外なりとの證としての釋義。即ち五趣の眼根の外に中有の眼を説くを以てと言ふ。

【七有經】 長阿含十法界經。

【曲穢濁】 癡瞋貪の三毒煩惱。

若し是の如くんば、品類足論をば、當に云何が通すべき。彼には五趣は一切の隨眠の隨増する所なりと説くが故に。

彼は五趣の續生の心の中に、五部の一切の煩惱有るべきを説くものにして、趣及び入心を總じて説いて趣と爲すをもて、相違の失無し。譬へば村落及び村落の邊を、總じて村落と名くるが如し。

有は説かく、「趣の體は亦善と染とに通ず。然るに七有經に、業有を簡ふも、別に説くが故に、定んで彼の攝に非ざるには非ず。五濁の中の煩惱と見とを別に説いて濁と爲すが如し。別に説くが故に、彼見は定んで、煩惱の所攝に非ざるに非ず。是の如く業有も、亦是れ趣なりと雖も、趣の因を顯さんが爲に、是故に別に説きたるなり」と。

若し爾らば、中有も亦應に是れ趣なるべし。

爾らず。趣の義と相應せざるが故に。趣とは、謂く往く所なり。説いて、中有は是れ往く所とは言ふべからず。即ち死する處に於て生ずるが故に。

若し爾らば無色も亦應に趣に非ざるべし。即ち死する處に於て生を受くるが故に。

既に爾らば、中有は中有と名くるが故に、應に趣とは名くべからず。

二趣の中なるが故に、名けて中有と爲す。此を若し趣に攝せば、中間に非ざるが故に、是は則ち應に説いて中有とは名くべからず。然れども、彼尊者舍利子が「異熟の起り已れるを地獄と名く」と言ふは、異熟の起るを、方めて地獄と名くと説くものにして、地獄は

唯是れ異熟なりと説くには非ず。然も復説いて、「五蘊の法を除いては、彼那落迹は得べからず」と言へるは、實に能く諸趣に往く補特伽羅有ることを遮せんが爲の故に是説を作すのみ。餘の蘊を遮せんがための故に、是言を作すには非ず。

毘婆沙師は説かく、「趣は唯是れ無覆無記なり」と。

有は説かく、「一向に是れ異熟生なり」と。

有餘師言はく、「亦長養にも通ず」と。

即ち三界、及び五趣の中に於て、其次第の如く、識住に七有り。

【三】次に七識住を明す。識住とは識の安住の意。

其七とは何ん。

頌に曰はく、

身異と及び想異と、身異にして同一想なると

此に離ずると身想の一なると、并に無色の下三となり

故に識住に七有り、餘は非なり、損壞有ればなり

論じて曰はく、契經の中に説かく、「有色の有情の、身異り想異なること、人と一分の天との如きは、是れ第一識住なり」と。一分の天とは謂く、欲界の天及び初靜慮なり。劫初に起るを除く。

「身異」と言ふは、謂く、彼色身の、種種に顯形、狀貌の異なるが故に、彼は身の異なるに由

【契經】中阿含廿四、大因經。增一阿含三十八、四十二。長阿含八、衆集經等を指す。
【劫初等】婆羅門教の世界觀を佛教的解釋せるなり。劫初は世界の創世期を言ふ。

り、或は異れる身を有するが故に、彼有情を説いて身異と名く。
「想異」と言ふは、謂く、彼苦、樂、不苦不樂の想の差別せるが故に、彼想の異なるに由り、
或は異れる想を有するが故に、彼有情を説いて想異と名く。
有色の有情には、身異りて想の一なること、梵衆天の如きあり。謂く、劫初に起るもの
にして、是れ第二識住なり。

所以は何ん。

劫初に起れるを以て、彼諸の梵衆は、是の如きの想を起す。我等は皆是れ大梵の生ず
る所なりと。大梵も爾時に、亦此想を起す。是諸の梵衆は皆我生ずる所なりと。同じく
一因を想ふが故に、想一と名く。

大梵王の身は、其量高く廣く、容貌威徳、言語光明、衣冠等の事、一一皆梵衆と同じか
らざるが故に、身異と名く。

經に説かく、「梵衆衆、是念を作して言はく、我等曾て見る。是の如き有情あり。長壽にし
て久しく住し、乃至願を起すらく、云何が當に諸餘の有情をして我同分に生ぜしめん」と。
彼の正しく此心願を起せる時に於て、我等は便ち彼の同分の内に生れぬ」と。

梵衆何の處に曾て梵王を見たるや。

有餘師言はく、「極光淨に住し、彼天より没し來りて此に生ずるが故に」と。

云何が今時に第二靜慮を得せずして、能く彼地の宿住の事を憶念するや。若し彼にし

【此】 初禪天。

【戒禁取】因に非らざるを因なりと執する過にして、五惡見の一。
【中有】今は第二禪天に没し初禪天に至る間の中有を意味す。

【遍淨天の想】此天の有情は本地の樂を厭ひて却て近分定の捨に入るを指す。

て、已に第二靜慮を得したりとせば、云何が大梵を緣じて輪戒禁取を起すや。

有餘師は説かく、「中有の中に住するるときなり」と。

彼の中有の中に住するや、長時住するの義無し、受生に於て、障礙無きを以ての故に。

云何が梵衆は念を作して、「我等曾て是の如き有情の、長壽にして久しく住したるを見たり」と言ふべき。

是故に梵衆は、即ち白天に住して、此生の前に更る所の事を憶念す。謂く、先に彼の長壽にして久しく住せるを見、後に重ねて見る時、是の如き念を起す。

一有色の有情の、身一にして想異るは、極光淨天の如し。是れ第三識住なり。

此中には、後を擧げて兼て以て初を攝するなり。應に知るべし、具に第二靜慮を攝するを。若し爾らずんば、彼少光天、無量光天は、何の識住にか攝せん。

彼天の顯形、狀貌は異らざるが故に、身一と名く。樂と非苦樂との二想、交參るが故に想異と名く。

傳説すらく、「彼天は、根本地の喜根を厭ひ已りて、近分地の捨根を起して現前し、近分地の捨根を厭ひ已りて、根本地の喜根を起して現前す。富貴の人の欲樂を厭ひ已りて、便ち法樂を受け、法樂を厭ひ已りて、復欲樂を受くるが如し」と。

豈遍淨の想も、亦應に然るべきにあらずや。

遍淨天には、曾て樂を厭ふこと有るに非ず。樂は寂靜なるを以て、曾て厭ふ時無

り」と言ふべき。

是故に梵衆は、即ち白天に住して、此生の前に更る所の事を憶念す。謂く、先に彼の長

壽にして久しく住せるを見、後に重ねて見る時、是の如き念を起す。

一有色の有情の、身一にして想異るは、極光淨天の如し。是れ第三識住なり。

此中には、後を擧げて兼て以て初を攝するなり。應に知るべし、具に第二靜慮を攝する

を。若し爾らずんば、彼少光天、無量光天は、何の識住にか攝せん。

彼天の顯形、狀貌は異らざるが故に、身一と名く。樂と非苦樂との二想、交參るが故

に想異と名く。

【契經】增一阿含三十四、長阿含二十一、世記經。【彼天】第二禪極光淨天を指す。

【二の善の想】定より生起の樂、捨を指す。

ければなり。喜は則ち然らず。心を震動するが故に。

經部師の説かく、「有餘の契經に、彼天の中に、想異の義有ることを釋して謂く、極光淨に天の新に生ぜるもの有り。未だ善く世間成壞のことを了知せず。彼下地の火焰の洞然たるを見、見已りて便ち驚怖厭離を生じて、彼火焰は、梵宮を燒盡し、彼をして皆空ならしめ、上りて我處を侵すこと勿らんやと。彼極光淨に、舊く生ぜる天有り。已に善く世間成壞のことを了知し、便ち彼驚怖せる天を感喻して言はく、淨仙、淨仙、怖るること勿れ、怖るること勿れ、昔彼火焰は梵宮を燒盡し、其をして皆空ならしめしのみにて、即ち彼に於て滅せりと。彼は火焰に於て、來と不來との想、及び怖と不怖との想有るが故に、想異と名く。樂、非苦樂の想有りて、交參せること有るに由るが故に、想異の名を得るには非ず」と。

有色の有情の、身一にして想一なるものは、遍淨天の如し。是れ第四識住なり。唯樂の想のみ有るが故に想一と名く。初靜慮の中には、染汗の想のみなるに由るが故に想一と言ひ、第二靜慮には二の善の想あるに由るが故に想異と言ひ、第三靜慮には異熟の想のみなるに由るが故に、想一とは言ふなり。

下三無色の名の別は經の如し。即ち三識住なり。是を名けて七と爲す。

此中、何の法をば、名けて識住と爲す。

謂く、彼所繫の五蘊、四蘊は、其所應の如く、是を識住と名く。

所餘は何が故に識住に非ざる。

餘の處に於ては、皆識を損壞する法有るが故なり。

餘の處とは何ぞ。

謂く、諸の惡處と第四靜慮と及與有頂となり。

所以は何ん。

彼處には、識を損壞する法有るに由るが故に、識住に非ず。

何等をか名けて、識を損壞する法と爲す。

謂く、諸の惡處には、重き苦受有りて、能く識を損じ、第四靜慮には、無想定及び無

想事有り、有頂天の中には、滅盡定有りて、能く識を壞し、相續をして斷せしむるが故に

識住に非ざるなり。

復説くものあり、「若し餘の處に處る有情は、心に來止せんことを樂ひ、若し此に至れば、

更に出でんことを求めざるを、説いて識住と名く。諸の惡處に於ては、二の義俱に無し。

第四靜慮の心は恆に出でんことを求む。謂く、諸の異生は、無想に入らんことを求め、

若し諸の聖者は、淨居或は無色處に入らんことを樂ひ、若し淨居天は、寂滅を證せんこ

とを樂ふ。有頂は味劣なるが故に識住に非ず」と。

【二の義】來止せんと願と來至して永住せんと望なり。

【四】次に九有情居を明す。九有情とは前の七識住に非想非々想天、無想天の二を加ふ。

【第一有】有頂天の意。

【五】次に四識住を明す。

(四) 是の如く七識住を分別し已んぬ。因つて茲に復九有情居を説かん。

其九とは何ん。

頌に曰はく、

應に知るべし有頂と、及び無想の有情とを兼ねて

是れ九有情居なり、餘は非なり、樂住せざればなり

論じて曰はく、前の七識住と、及び第一有と無想の有情と、是を名けて九と爲す。諸の有情類は、唯此九に於てのみ、欣樂して住するが故に、有情居と立つ。餘處は皆非なり。

樂うて住せざるが故に。

餘の處と言ふは、謂く諸の惡處なり。有情類の自ら樂うて中に居るに非ず。惡業の羅刹の之に逼りて住せしむるが故に。彼は牢獄の如くなれば、有情居と立てず。

第四靜慮には、無想天を除いて、餘は有情居に非ず。識住の中に釋するが如し。

(五) 前に引く所の經には、七識住を説く。復有餘の經には、四識住を説く。

其四とは何ん。

頌に曰はく、

四識住は當に知るべし、四蘊なり、唯自地なり

獨り識のみは住に非ずと説く、有漏にして四句の攝なり

論じて曰はく、契經に言ふが如し、「識は色に隨ひて住し、識は受に隨ひて住し、識は想に隨ひて住し、識は行に隨ひて住す。是を四種と名く」と。

是の如き四種は、其體云何。

謂く、次第に隨ひて、有漏の四蘊なり。又此は唯自地のみ在りて、餘に非ず。識の依著する所を、識住と名くるが故に。異地の色等の蘊の中に於て、識は愛力に隨ひて、彼に依著するに非ず。

如何が識を説いて識住と爲さざる。

能住を離れて、所住を立つるに由るが故なり。能住の識を、所住と名くべきに非ず。即ち王を王座と名くべきに非ざるが如し。

或は若し法有りて、識に乗御せらるること、人と船との理の如くなるを、説いて識住と名く。識は即ち能く自體に乗御するに非ず。是故に識を説いて識住と爲さず。毘婆沙師の説く所は是の如し。

若し爾らば、何が故に餘の契經に、「識食の中に於て、喜有り、染有り、喜染有るが故に、識、其中に住し、識の乗御する所なり」と言へる。又如何が「前の七識住は五蘊を體と爲す」と言ふ。

是説有りと雖も、而も生處に據せらるる蘊の中に於て、別して分析せず。總じて喜染を生ずるが故に、識の轉ずる時、亦識住と名く。獨り識のみを説くには非ず。然れども、色

【契經】 雜阿含十
【識食】 四食の一
にして識即食の義

【轉ず】 生起すと
意の。

【佛意】 雜阿含二

【有取】 有愛の義

【法】 此處にては

四蘊を指す。

【第一句等】 七識
住と四識住との關
係の四句分別。

【六】 次に四生を
明す。

等の蘊は、一一能く種種の喜樂を生じ、識をして依著せしむるも、獨り識は然らず。故に「住に非ず」と言ふ。是故に、此四識住の中に於ては、識は識住に非ず。餘に於ては説くべし。

又佛意に説かく、「此四識住は、猶し良田の如し」と。總じて一切有取の諸識は、猶し種子の如しと説く。種子をば、立てて良田とは爲すべからず。

仰いで世尊の教意を測れば是の如し。

又法は識と俱時に生じ、識の良田と爲るべければ、識住を立つべし。識住は關らざるが故に識住に非ず。

是の如く説く所の七種と四種との識住、殊なりと雖も、而も皆有漏なり。七に四を攝すと爲んや。四に七を攝すと爲んや。

遍く相攝するに非ず。四句を爲るべし。謂く、審に觀察して、應に二門の體、互に寬

限ありて、四句を成ずることを得るを知るべし。或は七の攝にして、四の攝に非ざる等有

り。第一句は、謂く、七の中の識なり。第二句は、謂く、諸の慧處と、第四靜慮と、及

び有頂の中の識を除きたる餘蘊となり。第三句は、七の中の四蘊、第四句は、謂く、前の相

を除く。

前の所説の諸の界趣の中に於て、應に知るべし、其生に略して四種有り。

何等をか四と爲し、何の處に何有りや。

頌に曰はく、

中に於て四生有り、有情なり、謂く、卵等なり

人と傍生とは四を具す、地獄と及び諸天と

中有とは唯化生なり、鬼は胎と化との二に通ず

論じて曰はく、謂く、有情の類に、卵生と、胎生と、濕生と、化生とあり。是を名けて

四と爲す。

生とは謂く、生類なり。諸の有情の中に餘類雜ると雖も、而も生類は等しきなり。

云何が卵生なる。

謂く、有情の類の生ずること、卵殻よりする、是を卵生と名く。鵝、孔雀、鸚鵡、雁等

の如し。

云何が胎生なる。

謂く、有情の類の生ずること胎藏よりする、是を胎生と名く。象、馬、牛、猪、羊、驢

等の如し。

云何が濕生なる。

謂く、有情の類の生ずること濕氣よりする、是を濕生と名く。蟲、飛蛾、蚊、蚰、蛇等

の如し。

【支分】支は手足分は指等なり。

【世羅等】人の卵生の例として婆沙論所説の引用。

【曼駄多等】人の濕生せる例。

【掲路茶】妙翅又は金翅鳥と譯す。

【後身の菩薩】最後身の菩薩の意にして今は釋迦佛成道前の修行時代を指す。

云何が化生なる。

謂く、有情の類の生ずるに所託無き、是を化生と名く。那落迦、天、中有等の如し。具根無缺にして、支分頓に生じ、無にして歎有るが故に、名けて化と爲す。

人、傍生の趣は、各四種を具す。

人の卵生とは、謂く、世羅と鄢波世羅とが、鶴卵より生れたると、麀母の生める所の三十二子と、般遮羅王の五百子等の如し。

人の胎生とは、今の世の人の如し。

人の濕生とは曼駄多遮盧、鄢波遮盧、鷓鴣、菴羅衛等の如し。

人の化生とは、唯劫初の人なり。

傍生の三種は、共に現見する所なり。化生は龍と掲路茶等の如し。

一切の地獄と、諸天と中有とは、皆唯化生なり。鬼趣は唯胎と化との二種に通ず。

鬼の胎生とは、餓鬼母の目連に白して云へるが如し。

我夜に五子を生み、生むに随つて皆自ら食ふ

晝五を生むも亦然なり、晝すと雖も飽くこと無し

一切生の中にて、何の生か最も勝る。

應に言ふべし、最勝なるは、唯是れ化生なりと。

若し爾らば何に緣りて後身の菩薩は、生を得ること自在なるに、而も胎生を受くるや。

現に胎生を受くれば、大利有るが故なり。謂く、諸の大釋種の親屬を引導し、相因りて正法に入らしめんが爲なり。又餘類を引いて、菩薩は是れ輪王の種なるを知らしめ、敬慕の心を生じ、因りて邪を捨てて正法に趣くを得しむ。

又所化をして増上心を生ぜしむ、「彼既に是れ人なり。能く大義を成す。我曹も亦爾なり。何爲れぞ、因りて正勤を發し、正法を專修すること能はざらん」と。

又若し爾らずんば、放姓知り難く、幻化にして、天なりと爲んや、鬼なりと爲んやと疑はんことを恐る。外道の論に、矯りて謗を設けて言ふが如し、「百劫を過ぎて後、當に大幻、世に出現し、世間を噉食すること有るべし」と。故に胎生を受けて、詭の疑謗を息むるなり。

【大幻】 化術を行ふ者。

【身界】 (Sattva) 舍利とも譯し佛陀の遺身。

【外の種】 外の四大種等の意。

【持願通】 所願の如く願望の達する通力。

【論に因りて等】 此段、化生は遺身を殘さざるを述ぶ

【契經】 長阿含十九、增一阿含十九。

有餘師は説かく、「身界を留めんが爲の故なり。胎生を受けて、無量の人、及び諸の異類をして、一び供養を興すとき、千返天に生じ、及び解脫を證せしめ、若し化生を受くれば、外の種無きが故に、身纔に殞逝するるとき、復遺形無きこと、燈光を滅すれば即ち見る所無きが如くならん」と。

若し人、佛に持願通有りて、能く久しく身を留むと信ずるときは此れ釋を成ぜず。

論に因りて論を生ず。

若し化生の身にして、燈光を滅するが如く、死して遺ること無くば、何が故に、契經

に、「化生の搗踏茶が化生の龍を取る、所食に充てんが爲なり」と説ける。

知らざるを以ての故に、食の爲に龍を取るのみ。飢を充すとは説かず。斯に何の失か有らん。或は龍の未だ死せざれば、暫く饑に充つるを得るも、死し已れば還饑ゆ。暫食何の咎かあらん。

四生の内に於て、何か最も多き。

唯化生なり。何を以ての故に。三趣の少分、及び二趣の全と一切の中有とは、皆化生なるが故に。

【七】次に中有を

明す。

此中何の法をか、説いて中有と名くる。何に縁りてか中有は即ち生と名くるに非ざる。

頌に曰はく、

死と生との二有の中の、五蘊を中有と名く

未だ塵に至るべき處に至らず、故に中有は生に非ず

論じて曰はく、死有の後に於て生有の前に在りて、即ち彼中間に、自體有りて起る。生處に至らんが爲の故に此身を起す。二趣の中間なるが故に中有と名く。

此身已に起る。何んが生とは名けざる。

生とは、謂く、當來應に至るべき所の處なり。所至の義に依りて生の名を建立す。此中

【自體】五蘊のこと。

【究竟し分明】率引業に固りて衆同分顯現し、圓滿業に固りて完成する意なり。
【八】次に中有説の理論的根柢を明す。

有の身は、其體起ると雖も、而も未だ彼に至らざるが故に生と名けず。

何をか當來應に至るべき所の處と謂ふ。
引く所の異熟の、究竟し分明なり、是を當來應に至るべき所の處と謂ふ。

有餘部は説かく、「死より生に至る處、間絶すべし。故に中有無し」と。

此は應に許すべからず。

所以は何ん。

理と教とに依るが故なり。

理と教とは何ん。

頌に曰はく、

穀等の相續するが如く、處は無間にして續生す

像の實有なること成せず、等しからざるが故に譬に非ず

一處に二つ并ぶこと無きと、相續に非ざると二より生ぜざると

健達縛と、及び五と七と有りと言く經あるとの故に

論じて曰はく、且く正理に依れば、中有は無に非ず。現に世間を見るに、相續して轉ず

る法は、要す處無間にして、刹那に續生するものなり。且く世間の穀等の相續するが如く、

有情相續の理も亦應に然るべし。刹那に續生して、處必ず無間なり。

豈現見するに、法の續生して、而も其中に於て、處亦間有ること、鏡等に依りて、質より像の生ずるが如くなるもの有るにあらずや。是の如く有情の死有と生有とも、處に間有りと雖も、何んが續生するを妨げん。

實に諸像有りと、理、成ぜざるが故に、又等に非ざるが故に、喩と爲ること成ぜず。謂く、別色の生ずるを、説いて名けて像と爲す。其體の實有なることは、理として成ぜざる所なり。

設ひ成ずとも、等しきに非ざるが故に、喩を成ぜず。

像の成ぜざるが故に喩に非ずと言ふは、一の處所に二の井ぶこと無きを以ての故なり。謂く、一處に於て、鏡色と及び像と、井に現前するを見るも、二色は應に同處に井て有るべからず。異の大に依るが故に。

又陞水の上の兩岸の色彩は、同處に一時に俱に二像を現じて、兩岸に居する者は互に見ること分明なり。曾て一處に井べて二色を見ること無し。此二色は俱生すとは謂ふべからず。

又影と光とは、未だ嘗て同處に非ず。然も曾て鏡を影の中に懸け置くを見るに、光の像は顯然として鏡面に現す。應に此に於て二つ井び生ずとは謂ふべからず。

或は一處に二つ井ぶこと無しと言ふは、鏡の面と月の像と、之を謂ひて二と爲す。近と遠との別に見ゆること、井水を觀るが如し。若し井び生ずること有らば、如何が別に見ん

【異の大】他の四大種との意。

や。

故に知る、諸の像は、理に於て實に無なることを。然も諸の因縁和合の勢力が是の如く見せしむるものにして、諸の法性の功徳の差別の、思議すべきこと難きを以てなり。

已に所以を成ぜざれば、喩に非ざることを辯せり。

等しきに非ざるが故に、亦喩に非ずとは、質と像とは、相續に非ざるを以ての故なり。

謂く、質と像とは、一相續に非ず。唯鏡等に依りて、像の現する有るが故に。像と本質と俱時に有るが故に。如し死生の有は、是れ一相續にして、前と後と無間に餘處に續生す。

質と像とは相望するに、此相續無し。相似ざるを以ての故に、喩を成ぜざるなり。

又現する所の像は、二に由りて生ずるが故なり。謂く、二縁の故に、諸像は生ずることを得。一には本質、二には鏡等なり。二の中の勝れたる者は、像彼に依りて生ず。

生有は、二縁に由りて起るべきこと無し。唯死有のみ有りて、別の勝依無きが故に、引く所の喩は法と等しからず。

亦外の非情精血等の縁を以て、勝依の性と爲すとも説くべからず。

化生に由る者は、空中に救生するをもて、中に於て何を計してか、勝依の性と爲す。

已に正理に依りて、彼宗の死より生に至る處の、間絶あるべしといふを對破す。是故に中有は決定して無きに非ず。

【二の中】 本質と鏡なり。勝とは缺くべからざる要件の意。

【歎生】 頓生の義

【次に聖教等】此項、聖教量の根據を明す。

【契經】七有經。【健達縛經】雜阿含十二卷參照。

【健達縛】(Gandhavy)梨俱吠陀時代の雜神の一。

【掌馬族經】中阿含三十七。

【云不還經】雜阿含三十七。長阿含八、衆集經。

次に聖教に依りて、中有有ることを證せん。謂く、契經に言はく、「有に七種有り、即ち五趣の有と業有と中有となり」と。

若し此契經を、彼部に誦せずんば、豈亦健達縛經を誦せざらんや。契經に言ふが如し、「母胎に入るは、要す三事の俱に現在前するに由る。一には母の身、是時、調適すること、二には父母の交愛和合すること、三には健達縛の正しく現在前することなり」と。

中有の身を除いて、何の健達縛かあらん。前の蘊は已に壞しぬ。何んが現在前せん。若し此契經をも彼亦誦せずんば、復云何が掌馬族經を釋せん。彼經に言ふが如し、「汝今知るや不や。此健達縛の正しく現在前するは、婆羅門と爲んや、刹帝利と爲んや、是れ吠舍と爲んや、毘達羅と爲んや、東方より來ると爲んや、南西北よりすと爲んや」と。

前の蘊は已に壞しぬ。來るとは言ふべからず。此に言ふ所の來るは、固より唯中有ならんのみ。

若し復是の如き契經を誦せずんば、五不還經を、當に云何が釋すべき。契經に説くが如し、「五の不還有り。一には中般、二には生般、三には無行般、四には有行般、五には上流なり」と。

中有若し無くんば、何んが中般と名けん。有餘師執すらく、「天有り、中と名く、彼に住して般涅槃す。是故に中般と名く」と。是れ則ち應に生等の天有りと許すべし。既に然りと許さざるが故に、執は善に非ず。

【經】中阿含二、善人往來經。

【札火の小屋】木片の火花。

又經に、七の善士趣有り」と説く。謂く、前の五に於て中般に三を分つ。處及び時の近と中と遠とに由るが故なり。

譬へば、札火の、小星の迸る時、纒に起りて近く即ち滅するが如く、初の善士も亦爾なり。

譬へば、鐵火の、小星の迸る時、起つて中に至り、乃ち滅するが如く、二の善士も亦爾なり。

譬へば、鐵火の、大星の迸る時、遠く未だ墮せずして、而も滅するが如く、三の善士も亦爾なりと。

【三品】近中遠の三品の差別。

彼の執する所、別に中天有りて、此時と處との、三品の差別有るに非ず。故に彼の執する所は、理に應ずるに非ず。

【界位】煩惱の種子の位即ち未だ現行せざる間なり。

餘に復説くもの有り、或は壽量の中間に、或は天に近き中間に、餘の煩惱を斷じて、阿羅漢を成ずるとき、是を中般と名く。界位、或は想、或は尋に至りて、般涅槃するに由るが故に、三品有り。

【天の法會】天趣の説法の集會。

或は色界の衆同分を取り已りて、即ち般涅槃する、是を第一と名け、是より次いで後に天の樂を受け已りて、方に般涅槃するを、是を第二と名け、復此より後、天の法會に入りて、乃ち般涅槃するを、是を第三と名く。

【或は等】生般を釋す。長生の壽命

法會に入り已りて、復多時を經、方に般涅槃する、是を生般と名く。或は多壽を滅じて、

を却て滅滅して涅槃する義。

【毘陀南の迦他】

(Uddhava-gāthā) 頌と譯し多くの内容を攝收するが故に此名あり。原始佛教思想の含蓄さるゝ頌なり。

【各十】

【第一禪】(靜慮)乃至第四禪に於ける十種(大梵處生、梵輔處生、梵業處生、解脫分善根者、現涅槃、中般、生般、有行、無行、上流涅槃)聖者なり。

【三無色】

非想處を除ける三無色なり。七とは支の十種の中、中般、大梵生、梵輔

方に般涅槃し、創て生ずる時に非ざるが故に生般と名く」と。

是の如き所説は、火星の喩と、皆相應せず。

所以は何ん。

彼の處行に、差別無きを以ての故なり。

又無色界にも、亦應に中般涅槃有りと説くべし。彼も亦壽量の中間に、般涅槃すること

有るに由るが故なり。

然も彼に中般有りと説かざるは、毘陀南の迦他の中に説くが如し。

總じて衆の賢聖を集むるに、四靜慮には各十あり

三無色には各七あり、唯六なるは、謂く非想なり

故に彼の執する所は、皆是れ虛妄なり。

若し復是の如き等の經をも誦せずんば、無上法王は、久しく已に滅度し、諸の大法將

も、亦般涅槃して、聖教は支離して、已に多部と成る。其文義に於ても、異執交馳し、取

捨情に任せて、今に于て轉盛なり。哀なる哉、汝等は固く愚迷を守りて、理に違ひ教を拒

む。傷むべきの甚しきなり。

諸有、前の理教に憑りて量を爲さば、中有の、彼に於て實有なることを極成せん。

もし爾らば、云何が契經の中に、「極惡の業を造りし度使魔羅は、現身に無間地獄に顛墜

す」と説ける。

生を除く。
【唯六】 非想には上生の處なきを以て上流無し、從て前七より一を除けるなり。

【大法將】 舍利弗目連等の諸大弟子【聖教は支離】 佛滅後の小乘佛教の十八部分裂を言ふ【契經】 中阿含三十。

【五無間業】 無間地獄へ墜る業因なり。殺父母、佛身出血、殺阿羅漢、破和合僧。
【彼】 墮無間業の作者。

【經】 維阿舍卷五【虛位】 胎外の有鼠の一生を五位に分ち、其第四位、嬰孩、童子、少年、盛年、老年。

此經の意は説く、彼の命の、未だ捨てざるに、地獄の猛焰已に其身を燒き、此に因りて命終し、彼中有を受け、茲に乗じて仍つて無間地獄に墮す一と。彼惡業の勢力の増強なるに由り、命の終るを待たずして、「苦相已に至りて、先に現受を受け、後に生受を受けたるなり。」

何が故に經に、一類の有情は、五無間業に於て作り、及び増長し已りて、無間に、必定して那落迦に生ず一と説ける。

此經の意は、彼の、異趣に往くことを遮し、及び彼の業の、定んで順生受なることを顯す。

若し但文を徵せば、應に要す五を具して、方に地獄に生じ、隨つて一を闕くと、或は餘の業因には非ざるべし。因つて便ち大過を成ず。又、無間に那落迦に生ずと言へり。應に作りて即ち生じ、身の壞するを待たざるべし。

或は誰か中有は是れ生なりと許さざる。那落迦の名も亦中有に通ず。死有の無間に、中有の起る時も、亦生と名くるを得。生の方便なるが故に、經には「無間に那落迦に生ず」と言ひて、爾時を、即ち是れ生有なりとは言はざるなり。

若し爾らば經の頌を、復云何が通ずる。
經の頌に言ふが如し。

再生、汝、今盛位を過ぎ、衰に至つて將に琰魔王に近し

【前路】 前の善趣

【彼】 犯罪者を指す。

前路に往かんと欲して資糧無し、中間に住らんことを求むるも止まる所無し。若し中有有らば、如何が世尊は、「彼中間に止まる所有ること無し」と言へるや。此の意は、彼人中に於て、速に磨滅に歸して、暫くも停る義無きことを顯す。或は彼の中有は、生すべき所に至らんが爲に、亦暫くも停ること無し。行くこと無礙なるが故に。

寧ろぞ知らん、經の意の此の如くにして餘に非ざるを。

汝復馬ぞ知らん、餘の如くにして此に非ざるを。

二の責は既に等し、何んが乃ち偏に徴せん。

二釋は經に於て并に違害無し。如何が偏に中有は是れ無しと證せん。

凡そ引證の言は、理として異趣無かるべし。此は異趣有れば、證と爲すことを成ぜず。

阿毘達磨俱舍論卷第八

阿毘達磨俱舍論 卷第九

尊者世親造
三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別世品第三之二

【九】次に中有の形状を明す。

當に何の趣に往くべき。所起の中有の形状は如何。頌に曰はく、

此は一業の引くが故に、當の本有の形の如し
本有とは謂く死の前にして、生の剎那の後に居す

論じて曰はく、若し業能く當の所往の趣を引くとき、彼業は即ち能往の中有を招くが故に、此中有、若し彼趣に往くには、即ち所趣の當の本有の形の如し。

若し爾らば、一の狗等の腹の中に於て、五趣の中有の頗に起ること有るべし。既に地獄の中有の現前する有らば、如何が母の腹を焚燒すること能はざる。

彼は本有に居するも、亦恆に燒くにはあらず。暫く増に遊ぶが如し。況んや中有に在るをや。設ひ能く燒くと許すとも、見るべからざるが如く、亦觸るべからず。中有の身は、

【増】十六増のこと。

【欲の中有】欲界の本有に往く可き中有の意。

【夢中に白象等】この因縁は佛本行集經七、摩耶經下等に出づ。

【訖栗枳王】(Nalagiri) 過去佛最後の迦葉佛の父にして此因縁は長者女得度因縁經に出づ。

【生門】産門即ち子宮口なり。
【法善現】(Dharmasubhuta) 論師の名。舊譯に達磨須部吼座とあり。タラナーダ(史家)は馬鳴の異名と言ふ。

極めて微細なるを以てなり。故に難する所は、理に非ずとす。諸趣の中有は、一の腹に居すと雖も、互に觸燒するに非ず。業の遮する所なるが故に。

欲の中有の量は、小兒の年五六歳の如しと雖も、而も根は明利なり。

菩薩の中有は、盛年の時の如く、形量周圍にして、諸の相好を具ふるが故に、中有に住して、將に入胎せんとする時、百俱胝の四大洲等を照す。

若し爾らば、何が故に菩薩の母は、夢中に白象の子の、來りて己の右脇より入ると見たるや。

此は祥瑞の相にして、中有に關るに非ず。菩薩は久しく傍生の趣を捨てたるが故に。

訖栗枳王の、夢に見たる所の十事の如し。

謂く、大象の耳と鬚と、梅檀の妙園林と

小象の二の彌猴と、廣堅衣と鬪諍となり

是の如く夢みる所は、但當に來るべき餘の事の先兆を表す、見る所の如くなるには非ず。

又諸の中有は、生門より入るものにして、母の腹を破りて、胎に入ることを得るものに非ず。故に雙生の者は、前なるは小にして、後なるは大なり。

法善現の説を、復云何が通ずる。

白象の相端嚴にして、六牙四足を具へ

正知にして母腹に入りて、寝ぬること仙の林に隠るるが如し
必すしも通ずるを須へず。三藏に非ざるが故に。諸の諷頌の言は、或は實に過ぐるが
故に。若し必す通ずべくんば、菩薩の母の、見たる所の夢相の如く、頌を造りたるに失無
し。

色界の中有は、單圓滿すること本有の如く、衣と俱に生ず。慙愧の増せるが故に。

菩薩の中有も亦衣と俱なり。鮮白苾芻尼は、本願力に由るが故に、彼世世に於て、自然
の衣有りて恆に身を離れず。時に隨つて改變し、乃至最後の般涅槃の時も、即ち此衣を以
て屍を纏ひ焚葬せり。

所餘の欲界の中有は衣無し。皆增長の無慙愧に由るが故に。

似る所の本有は、其體是れ何ぞ。

謂く、死有の前、生有の後の蘊なり。

總じて有の體を説かば、是れ五取蘊なり。中に於て位の別を分析して四と爲す。一には
中有。義前に説くが如し。二には生有。謂く、諸の趣に於て、生を結ぶの刹那なり。三
には本有。生の刹那を除いて、死の前の餘位なり。四には死有。謂く、最後の念にして、
中有の前に次ぐ。

有色の有情は四有を具足するも、若し無色に在りては、中は開けて三のみを具す。

【鮮白苾芻尼】こ
の因縁は賢愚因縁
經、百四經八に出
づ。

【最後の念】死せ
んとする刹那。

【二〇】次に中有の九門（眼見、行運、疾、具根、無礙、決定、所食、住時、結生、行相の九條）分別を明す。

【四と三と二と一と】四は人趣の中有は人及び三とは鬼趣の中有及び以下三趣の中有、二とは傍生は自と以下の二趣、一とは地獄のみを見る。

（二〇）すでに形量を説けり。餘の義を當に辯ずべし。頌に曰はく、

同と淨天との眼に見ゆ、業通あり疾なり根を具す

無對なり、不可轉なり、香を食す、久しく住するに非ず

倒心もて欲の境に趣く、濕と化とは香と處とに染す

天は首を上にし三は横なり、地獄は頭を下に歸す

論じて曰はく、此中有の身は、同類のみ相見ても、若し極淨天眼を修得すること有らば、

亦能く見ることを得。諸の生得の眼は、皆觀ること能はず。極細なるを以ての故に。

有餘師は説かく、天の中有の眼は、具足して能く五趣の中有を見、人、鬼、傍生、地獄

の中有は、四と三と二と一とを見る。謂く、自と下にして上を除く」と。

一切の通の中には業通は最も疾し。虚を凌ぐことの自在なる、是を通の義と謂ふ。通の、

業に由りて得するを、名けて業通と爲す。

此通は、勢用の速なるが故に、疾と名く。

中有には、最疾の業通を具得す。上世尊に至るまで、能く遮抑すること無し。業の勢力、

最も強盛なるを以ての故に。

一切の中有は、皆五根を具す。

對とは、謂く、對礙なり。此は金剛等も遮すること能はざる所なるが故に、無對と名く。

會て聞く、炎赤の鐵圍を析破して、其中を見るに蟲の生ずるもの有りしが故に。

應に彼趣に往くべき中有已に生ずれば、一切種の力も、皆轉ずること能はず。謂く、人
の中有に没して、餘の中有を起らしむべからざるなり。餘の類も亦然なり。彼趣に往く爲に、
中有已に起らば、但應に彼にのみ往くべく、定んで餘には往かず。

欲界の中有の身は、段食に資けらるるや不や。

段食に資けらると雖も、然も細にして麤に非ず。

其細とは何ん。

謂く、唯香氣なり。斯に由るが故に、健達縛の名を得たり。

諸の字界の中に、義一に非ざるが故に。而も音の短きは設健途と及び羯健途の如し。

略せるが故に過無し。

諸の少福の者は、唯惡香をのみ食し、其多福なるは、好香を食と爲す。

是の如き中有は、住すること幾時と爲んや。

大德説いて言はく、「此は定限無し。生緣未だ合はざれば、中有は恆に存す。彼命根は別

業の引に非ざるに由りて、所趣の人等の衆同分と一なるが故に。若し此に異らば、中有の

命根の最後に滅する時、應に死有を立つべし」と。

設ひ肉聚の妙高山に等しきもの有りとも、夏の雨時に至らば、變じて蟲聚と成る。應に

【設ひ等】此段、
中有の時間的規定
を明す。

諸の中有は、漸く此時を待つと言ふべきや。爲何の方よりか、頓に此に來至すと説くや。

經と論とは、誠文の判釋無しと雖も、然も正理に依りて、應に是言を作すべし。

雜類の生有り。數、邊際無し。香味に貪著して、壽量短促なり。彼諸の有情は、此氣を嗅ぐに因りて、香味を貪るが故に、俱時に命終し、愛に由りて先に蟲身を感じすべき業を覺し、同時に此に於て、細蟲の身を受く。

或は多くの有情あり。應に俱に此に生すべきに、多くの縁未だ合はざれば、中有の中に住し、今多縁に遇ひて、方に頓に此に生ず。應に俱生すべき者は、定んで時を異にせざるなり。能く轉輪王を招く業有り。要す人壽八萬歳の時、或は此を過ぐる時に至りて、方に頓に與果して、餘位に非ざるが如く、此も亦應に然るべし。故に世尊言はく、「諸の有情類の業の果の差別は思議すべからず」と。

尊者世友言はく、「此の極多は七日なり。若し生縁未だ合はざれば、便ち數死し數生す」と。

有餘師言はく、「極は七七日なり」と。

毘婆沙説かく、「此は住すること少時なり。中有の中には生有を樂求するを以ての故に、久しく住するに非ずして、速に往いて生を結ぶ。其生縁、未だ即ち和合せざる有りて、若し定んで此處に此類の應に生ずべくんば、業力は即ち此縁をして和合せしむ。若し定ん

【有る餘師】尊者
毘婆沙の説。

【世尊】雜阿含二
十一。

【欲の増すこと】
性慾の發動期の意

【此に翻す】女は父に愛欲を起す代り母に妬瞋を起し男は其反對なりとの意。
【二心】愛と志となり。
【所遣の不淨】父母交授の精液を言ふ。

で此和合縁に託するに非ずんば、便ち餘處の餘類に寄生す」と。

有が説かく、「轉じて相似の類の生を受く。但く家牛及び狗、熊、馬は、欲の増すこと次の如く、夏秋冬春に屬し、野牛、野干、羆、驢は定無ければ、前の四の中有にして、若し遇はざる時は、次の如くに轉じて、後の四の同類に生ぜざるなり」と。

豈申有は、必ず生の業同分と別無きにあらずや。一業の引くが故に。如何が轉じて相似を受くと言ふべき。

是の如き申有は、生する所に至らんが爲に、先づ倒心を起して欲境に馳趣す。彼は、業力の起す所の根根に由りて、遠方に住すと雖も、能く生處の父母の交會するを見て、倒心を起すなり。若し男ならば母を縁じて男の欲を起し、若し女ならば父を縁じて女の欲を起し、此に翻じて二を縁じ、俱に瞋心を起す。故に施設論には、是の如き説有り。時に健達縛は、二心の中に於て隨一現行す。謂く、愛或は恚なりと。

彼は此二種の倒心を起すに由りて、便ち己が身と所愛と合すと謂ひ、所憎の不淨の、泄れて胎に至る時、是れ己が有なりと謂ひ、便ち喜慰を生ず。數蘊の厚きによりて、申有は便ち没し、生有の起り已るを、己に結生すと名く。

若し男ならば、胎に處するや母の右脇に依り、背に向ひて蹲坐し、若し女ならば、胎に處するや母の左脇に依り、腹に向ひて住す。若し非男女ならば、母胎に住する時、所起の貪に隨つて應の如くに住す。

【此經】 毘奈耶雜事十一。【羯吒私】 (Kaccaya) 一萬に貪愛、舊譯も然り。稱女は墓の義に解す、墓を増すと、死を重ぬるの義。

必ず中有の非男女無し。中有の身は、必ず根を具するを以ての故に。中有に處しては、或は女、或は男なるに由るが故に、母胎に入りては、應に隨つて住するにも、後に胎の増長して、或は不男等と作るなり。

此義の中に於て、復應に思擇すべし。業力に由る精血の大種を、即ち根の依と成ると爲んや、業の別に根の依の大種を生じ、精血に依りて住すと爲んや。

有が言はく、「精血即ち根の依と成る」と。謂く、前の無根のは、申有と俱に滅し、後の有根のは、無間に續生す。種と芽と、滅し生ずる道理の如し。斯に由りて初位を羯刺藍と名く。

亦妙に此經の文句に順成す、「父母の不淨、羯刺藍を生ず」と。又苾芻に告ぐ、「汝等、長夜血滴を執受して、羯吒私を増す」と。

有餘師は説かく、「別に大種を生ず。葉莖に依りて、別に蟲を生ずること有るが如し」と。不淨の聚の中に、羯刺藍を生ずるが故に、父母の不淨は、羯刺藍を生ずと説くなり。故に彼經と相違する失無し。

是の如く曰く胎卵の二生を説けり。餘は所應に隨ふ。

今次に當に説くべし、若し濕生の者ならば、香に染するが故に生ず。謂く、遠く生處の膏氣を嗅知して、便ち愛染を生じ、彼に往いて生を受くるなり。業の所應に隨ひて香に淨穢有り。

若し化生の者ならば、處に染するが故に生ず。謂く、遠く當の生處たるべき所を觀知して、便ち愛染を生じ、彼に往いて生を受くるなり。業の所應に隨ひて、處に淨穢有り。

豈地獄に於ても、亦愛染を生ずるや。

心の倒するに由るが故に、染を起すこと失無し。謂く、彼中有は或は自身の冷雨寒風に逼切せらるると見、熱地獄の火焰の熾然たるを見て、情に煖觸を欣びて、身を彼に投ず。或は自身の熱風盛んに逼害せらるるを見、寒地獄を見て心に清涼を欲して身を彼に投ずるなり。

【先舊の諸師】瑜
伽派皆ち無著等を
指す。
【彼】地獄の意。

【伽他】維阿含四
十七の偈を指す。

先舊の諸師は是の如き説を作さく、「覺に彼を感すべき業を造りし時の己身の伴類を見るに由りて、馳せ往いて彼に赴く」と。

又天の中有は、首正しく上昇すること、坐より起つが如し。人、鬼、傍生の中有は、行相還人等の如し。

地獄の中有は、頭を下に足を上にして、其中に顛墜す。次に伽他に説かく、地獄に顛墜するときは、足を上にし頭を下に歸す。諸仙と寂を樂むと、苦行を修するとを毀謗するに由る。

【二】次に四種の
入胎を明す。

前に倒心もて、母の胎藏に入ることを説けり。一切の中有は、皆定んで爾るや。爾らず。

【死生】死とは死有、生とは生有。【正しく入胎を知る】轉輪聖王なり。【正しく住胎と入胎とを知る】獨勝覺なり。

經に言はく、「入胎に四有り」と。

其四とは何ん。

頌に曰はく、

一は入に於て正しく知る、二と三とは住と出とを兼ね

四は一切の位に於てす、及び卵は恆に知ること無し

前の三種の入胎とは、謂く輪王と二佛となり

業と智との俱に勝るが故に、次の如し、四は餘の生なり

論じて曰はく、諸の有情有り、多く福業を集め、念慧を勤修するが故に、死、生の時、

念力に持せられて、正知亂るること無し。中に於て或は正しく入胎を知る有り、或は正しく住胎と、兼ねて入とを知る有り、或は正しく出を知り、兼て入と住とを知る。

「兼て」の言は、後の必ず、前を帶することを顯さんが爲なり。

諸の有情有り。福智俱に少きは、入と住と出との位を、皆正しく知らず。入を正しく

知らざるをもて、住と出とも必ず爾なり。

結頌の法に順するが故に、逆に四を説きたるなり。

諸の卵生は、入胎等の位に皆恆に知ること無し。

如何が卵生は卵より出づるものなるに、胎藏に入ると言ふ。

卵生は先必ず胎に入るを以てなり。或は當來に據りて、卵生の者と名く。契經に、「有爲を

造作すと説き、世間に亦、飯を煮る、燈を磨すと云ふが如し。故に卵生を入胎と説くに
失無し。

云何が三位の正、不正知なる。

且く諸の有情の若し福の微薄なるものは、母胎に入る位に、倒想の解を起して、大風
雨、毒熱、嚴寒、或は大軍衆の聲威亂れ逼ると見て、遂に自ら密草、稠林、葉窟、茅廬に
入り、樹籬の下に投ずと見、住する時は、已此中に住在すと見、出づる位は、身、此處よ
り出づと見る。

若し福の増多なるものは、母胎に入る位に、倒想の解を起して、自ら己が身、稠園林に
入り、華臺殿に昇り、勝床等に居すと見る。住するときも、出づるときも前の如し。

是を三時不正知の者と謂ふ。

若し三位に於て皆能く正しく知らば、入等の時に於て倒想の解無し。謂く、入胎の位に
は、自ら入胎すと知り、住出胎の時には自ら住し出づと知る。

又別して、四の入胎を顯示せば、且く前の三種は、謂く、轉輪王と獨覺と大覺と、其次
次第の如し。

初の入胎とは、謂く、轉輪王なり。入位は正しく知れども、住に非ず、出に非ず。

二の入胎とは、謂く、獨覺覺なり。入と住とは正しく知れども、出位に於ては非なり。

三の入胎とは、謂く、無上覺なり。入と住と出との位に、皆能く正しく知る。

【當】 當來即ち未

此初の三人は、當の名を以て顯す。

何に緣りてか是の如き三品の不同ある。

業と智と俱との、次の如く勝るるに由るが故に。

第一に、業勝るるとは、謂く、轉輪王は宿世に、曾て廣大なる福を修したるが故に。

第二に、智勝るるとは、謂く、獨勝覺は、久しく多聞を習うて、勝れたる思擇あるが故に。

に。

第三に、俱に勝るるとは、謂く、無上覺は、曠劫に勝れたる福智を修行するが故に。

前の三種を除いて、餘の胎と卵との生は、福と智と俱に劣る。合して第四と成る。

【三】 次に無我と中有と輪廻の關係を明す。

此中にて、外道の我を執する者は言はく、「若し有情の餘世に轉趣することを許さば、即ち我執する所の有我の義を成ぜん」と。今彼を遮せんが爲に、頌に曰はく、

無我にして唯諸蘊のみなり、煩惱と業との所爲なり

中有の相續するに由りて、胎に入ること燈焰の如し

引くが如くに次第に増し、相續して惑と業とに由りて

更に餘世に趣く、故に有の輪は初無し

論じて曰はく、汝等が執する所の我は、何をか相と爲す。

能く此蘊を捨して、能く餘の蘊を續くる内用の士夫なり。

【内用】 内的活動。士夫とは我の意。

【色眼等】 現比量の何れにもあらずと云事。【世尊】 雜阿含十三。

【法假】 法數（舊譯）とも譯し因果連鎖の常住する義

【修促】 長短のこと。

此は定んで、有なること色眼等の如くなるに非ず。得べからざるが故に。世尊亦言はく、「業有り、異熟有り。作者は得べからず。謂く、能く此蘊を捨し、及び能く餘の蘊を續く。唯法假を除く」と。

法假とは何を謂ふや。

此有るに依りて彼有り。此生するが故に彼生するなりと、廣く緣起を説く。

若し爾らば、何等の我が遮する所に非ざる。

唯諸蘊有るのみ。謂く、唯蘊に於て假に我の名を立つるは、遮遣する所に非ず。

若し爾らば、應に諸蘊が即ち能く此世間より轉じて、餘世に至ると許すべし。

蘊は刹那に滅し、轉ずることに於て能無し。數有する煩惱と業との所爲の故に、中有の蘊をして相續して胎に入らしむ。譬へば燈焰の、刹那に滅すと雖も、而も能く相續して、餘方に轉じ至るが如し。諸蘊も亦然なり。轉と名くるも失無し。故に無我なりと雖も、而も惑と業とに由りて、諸蘊は相續して胎に入るの義成す。

業所引の次第に轉増して、諸蘊相續するが如く、復煩惱と業との力の爲す所に由り、轉じて餘世に趣く。謂く、一切の所引の諸蘊の増長相續する修促の量は齊しきに非ず。壽を引く業因に、差別有るが故に。能引の業の勢力の増と微とに隨ひ、爾所の時に齊りて、次第に増長す。

云何なるか次第なる。

云何なるか次第なる。

【聖の説】は維阿合四十九、増一阿合三十所説。

【閉戸】(Pabha)とは俾戸とも書き血肉と譯す。受胎第三の七日間を言ふ。

【鍵南】(Channa)迦那とも書き堅肉と譯す。受胎第四の一週なり。

【鉢羅奢法】(Bhishaka)捨法とも書き女節と譯す。受胎第五の七日より出産までの三十四週間を云ふ。

【胎中の箭】胎兒を指す。

【賤末梨汁】草名にして其汁は滯かにして藥用に供せらる。

聖の説きて言ふが如し。

最初は羯刺藍なり、次に頸部臺を生じ

此より閉戸を生じ、閉戸より鍵南を生じ

次に鉢羅奢法なり、後に髮毛爪等

及び、色根形相、漸次に轉増す

謂く、母胎の中の分位に五有り。

一には羯刺藍の位、二には頸部臺の位、三には閉戸の位、四には鍵南の位、五には鉢羅奢法の位なり。

此胎中の箭は、漸次に轉増す。乃至色根形相の滿つる位に、業の起す所の異熟の風力に

由りて、胎中の箭を轉じて産門に趣かしむ。強き糞團の過量の如くに閹滲す。此より轉墮

して、劇苦任へ難し。

其母、或時は威儀と飲食と執作との分を過し、或は其子の宿の罪業力に由り、胎内に死

することあり。

時に女人、或は諸の醫者有り、妙に産法に通じ、善く嬰兒を養ひ、温むるに酥油を以

てし、賤末梨汁を、用て其手に塗り、小さき利刀を執る。

内は糞坑の如くにして、最も猥賤を極め、雜穢充塞し、黒闇の居する所にして、無量の

千蟲の依止する所、常に惡汁を流せり。恆に須らく對治すべし。精血、垢膩、潰爛し、臭

【瘡孔】 子宮のこ
と。

【刀灰】 刀杖、烈
灰の意。

【若し有始等】 外
道及び佛教中
地部の輪廻の輪
有始説を破する一
段。

【前】 本論第七卷
所説。

滑にして不淨流溢し鄙穢にして觀ること回し。穿漏せる薄皮は、以て其上を覆へり。
宿業所引の身は、瘡孔の中にて、肢節を分解し、外に牽き出さる。然るときは、此胎子は、宿の爲す所の厭後受業に乗じて、所趣を了すること難し。

或は復難無くして、安穩に生ずるを得ば、體は新瘡の如く、細軟にして觸ること難し。或は母が子を愛して、或は餘の女人が、刀灰の如き穢濁なる兩手を以て、執取して洗拭し、之を安處せしめ、次に清酥を含ましめ、飲ましむるに母の乳を以てし、漸く麤細の飲食を習受せしむ。

次第に轉増して、根の熟する位に至れば、復煩惱を起して、諸業を積集し、此身の壞するに由りて、復前の如く中有の相續する有りて、更に餘世に越く。

是の如く惑と業と、因と爲るが故に生じ、生復因と爲りて惑と業とを起し、此惑と業とに従りて、更に復生有るなり。故に知んぬ、有の輪は旋環して始無きを。

若し有始と執すれば、始は應に無因なるべく、始既に無因ならば、餘も應に自ら起るべし。現に芽等を見るに、種等を因として生ず。處及び時の、俱に決定するに由るが故に。

又火等に由りて、熟變等は生ず。此に由りて、定んで無因にして起る法無し。常因を説く論は、前に已に遣るが如し。是故に生死は、決定して初無し。

然るに後邊有るは、因の盡くるに由るが故なり。生は因に依るが故に、因の滅壞する時、生果は必ず亡す。理として定んで應に爾るべきなり。種の滅壞するとき、芽の必ず生ぜざ

【三】第二に十二因縁を明す。初に三世兩重の因果を説く。

るが如し。

是の如き蘊の相續は、三生を位と爲すと説く。

頌に曰はく、

是の如き諸の縁起は、十二支にして三際なり

前と後との際に各二あり、中は八なり、圓滿に據る

論じて曰はく、十二支とは、一に無明、二に行、三に識、四に名色、五に六處、六に觸、七に受、八に愛、九に取、十に有、十一に生、十二に老死なり。

三際と言ふは、一に前際、二に後際、三に中際なり。即ち是れ過と未と、及び現なる三生なり。

云何が十二支を三際に於て建立する。

謂く、前と後との際に、各二支を立て、中際に八支あるが故に十二と成る。無明と行とは前際に在り。生と老死とは後際に在り。所餘の八は中際に在り。

此中實際の八は、一切の有情が此一生の中に、皆具に有するや不や。

皆具に有するには非ず。

若し爾らば何が故に八支有りと説く。

圓滿なる者に據る。

【大緣起經】中阿含二十四、大因緣經、長阿含十、大緣方便經、

【有時等】此條二世兩重の因果を明す

【二四】次に十二支の體を明す

此中の意に説かく、精々伽羅あり、一切の位を歴るを、圓滿なる者と名け、諸の中夭及び色、無色には非ず。但欲界の精々伽羅に據るなり。大緣起經には「具に有り」と説くが故に、彼に説かく、佛、阿耨陀に言けて言はく、「識若し暗に入らざるとき、増して廣大なることを得るや不や」と。「不、世尊」と。乃至、廣く説く、
有時は、但二分の緣起を説く。一には前際の攝、二には後際の攝なり。前の七支は前際に攝す。謂く、無明、乃至受なり。後の五支は後際に攝す。謂く、愛より老死に至る。前と後と、因と果と、二分して攝するが故に。

無明等の支は、何の法をか體と爲す。

頌に曰はく、

宿惑の位は無明なり、宿の諸業を行と名く

識は正しく生を結ぶ蘊なり、六處の前は名色なり

眼等の根を生ずるより、三の和する前は六處なり

三愛の因の異に於て、未だ了知せざるを觸と名く

姪愛の前に在るは愛なり、資具と姪とを貪するは愛なり

諸の資具を得んが爲に、遍く馳求するを取と名く

有は謂く正しく能く、當有の果を牽く業を造る

【彼】有漏の五蘊を六ふ。
【導從】從者。

【初句の位等】頌文の初句に宿願の位云々と云ふ、此位の語は十二支何れにも通ずとの意。
【一刹那の五蘊中】此刹那の五蘊中、識最勝の故に勝に従つて識支の名を立つとの意。
【名色】胎中の五位の中、前四位を名く。
【二の和】三とは根境識、此和合は觸にして此位は生後二三年間。
【三受】苦樂捨。此受の位は四五歳より十四五間。
【愛位】十六七歳

當の有を結ぶを生と名く、當の愛に至るまでは老死なり。
論じて曰はく、宿生の中に於ける諸の煩惱の位より、今の果の熟するに至るまでを、總じて無明と謂ふ。彼と無明と俱時に行するが故に、無明の力に由りて、彼は現行するが故に、王行くと説くとき、導從無きに非ざれども、王の但勝るるが故に、總じて王行くと謂ふが如し。

宿生の中に於て、福等の業の位より、今の果の熟するに至るまで、總じて行の名を得。初句の位の言は、老死まで流至す。

母胎等に於て、正しく結生する時の一刹那の位の五蘊を識と名く。結生の識の後と、六處の生する前との中間の諸位を、總じて名色と稱す。此中、應に四處の生する前と説くべし。而も六と言ふは、滿に據りて立つるが故なり。眼等已に生じてより、根境識の未だ和合せざる位に至るまでに、六處の名を得。

已に三の和するに至りて、未だ三受の因の差別を了せざる位を、總じて名けて觸と爲す。

已に三受の因の差別の相を了するも、未だ姪食を起さず。此位を受と名く。妙なる資具を賣して、姪愛現行すれども、未だ廣く追求せざる、此位を愛と名く。種種上妙の資具を得んが爲に、周遍馳求する、此位を取と名く。

馳求するに因るが故に、能く當有の果を牽くべき業を積集する、此位を有と名く。

已去なり。

【又復】青年期以後の年まで。

【當有】未來及び現後の生活を意味す。

【二】次に四種の緣起を明す。

【明く等】此項刹那緣起を明す。刹那の緣起（十二因緣）とは吾人の心的生活の一件を開始して完成に至る經過を十二支に分折せるなり。

【三】色想行の二。

【總】無慙、無愧、憍沈、掉舉等の煩惱を言ふ。

【四】相中の異相を指す。

是業力に由りて、此より命を捨して、正しく當有を結ぶ。此位を生と名く。當有の生支は、即ち今の識の如し。

生に刹那より後、漸く増して、乃至當來の受の位までを、總じて老死と名く。是の如き老死は、即ち今世の名色と六處と觸と受との四支の如し。

十二支の體の別を辯ずること是の如し。

又諸の緣起の差別に四を説く。一には刹那、二には連縛、三には分位、四には遠續なり。

云何が刹那なる。

謂く、刹那の頃に、食に由りて、殺を行するに、十二支を具するなり。擬は、謂く、無間なり。思は即ち是れ行なり。諸の境の事に於て了別するを、識と名く、識と俱なる三蘊を總じて名色と稱す。名色に住する根を説いて六處と爲す。六處、餘に對して、和合すれば觸有り。觸を領するを受と名く。食は即ち是れ愛なり。

此と相應する諸の纏を取と名く。所起の身語二業を有と名く。是の如き諸法の起るを、即ち生と名く。熟變するを老と名け、滅壞するを死と名くるなり。

復有は説かく、「刹那と連縛とは、品類是の如し。俱に有爲に遍す」と。

十二支の位の有ゆる五蘊は皆分位の攝なり。即ち、此の懸に遠く相續して無始なるを、

【世尊の等】此項四種の緣起に對する佛陀の眞意を明す。

【傳許】論主不信の意を表す。傳言と同じ。

【素相續】(Sutra) 經(契)の音譯。
【分位】唯有情、刹那は非情にも通じ、遠續は、唯有情。
【等】有漏、無漏を等取す。

【世尊の此に於て意に説けるは何ぞ。】
頌に曰はく、

傳許すらく、位に約して説く、勝に従ひて支の名を立つ論じて曰はく、傳許すらく、「世尊は唯分位に約して、諸の緣起に十二支有り」と説きたまふ」と。

若し支支の中に、皆五蘊を具せば、何に緣りてか但無明等の名を立つる。諸の位の中にて、無明等の勝るるを以ての故に、勝に就いて無明等の名を立つ。謂く、若し位の中に無明最も勝るときは、此位の五蘊を總じて無明と名け、乃至位の中に老死最も勝るときは、此位の五蘊を總じて老死と名くるなり。故に體は總なりと雖も、名は別なること失無し。

何に緣りてか、經に此十二支を説くと、品類足の所説と異なるや。彼論に説くが如し。「云何なるか爲れ緣起。謂く、一切の有爲」と。乃至廣く説く。

素相續の言は、別の意趣に因る。阿毘達磨は法相に依りて、説いて是の如く宣説す、「分位と刹那と遠續と連縛とは唯有情數なると、情非情なると等なり」と。是を差別と謂ふ。

【六】次に經に十
二因縁を唯有情に
限りて説く所以を
明す。

契經には、何が故に唯有情とのみ説ける。

頌に曰はく、

前後中の際に於て、他の愚惑を遣らんが爲なり

論じて曰はく、三際の中にて、他の愚惑を遣らんが爲なり。三際の差別は唯有情のみに

在ればなり。

云何が有情の前後の愚惑なる。

謂く、前に於て是の如き疑を生ず。我は過去世に於て、曾て有なりしと爲んや、非

有なりしとせんや、何等の我が曾て有りしや、云何なる我が曾て有りしやと。

云何が有情の後際の愚惑なる。

謂く、後に於て是の如き疑を生ず。我は未來世に於て、當有なりと爲んや、非有な

りとせんや、何等の我が當有なる、云何が我が當有なると。

如何なるか有情の中間の愚惑なる。

謂く、中に於て、是の如き疑を生ず。何等か是れ我なる。此我は云何、我は誰が有

せし所にして、我が當有は誰ぞと。

是の如き三際の愚惑を除かんが爲の故に、經には唯有情の縁起と説き、其次第の如く無

明と行と及び生と老死と、并に識より有に至るまでを説けり。

【契經】 雜阿含十
二。

所以は何ん。

契經に説くを以てなり。「慈愍、諦に聽け。若し慈愍有り、諸の縁起及び縁已生の法に於て、能く如實の正慧を以て觀見せば、彼は必ず三際に於て愚惑して、我は過去世に於て會て有なりしと爲んや、非有なりしとせんや等と謂はず」と。

有餘師は説かく「愛取有の三は、亦他の後際の愚惑を除かんが爲なり。此三は皆是れ後際の因なるが故に」と。

【七】 次に因縁の略攝を明す。

(七) 又應に知るべし、此に緣起門を説くに、十二支有りとは雖も、而も三と二とを性と爲す。

三とは、謂く、惑、業、事なり。二とは、謂く、果と因となり。

其義云何。

頌に曰はく、

三は煩惱なり、二は業なり、七は事なり、亦果と名く

果を略し及び因を略す、中に由りて二を比すべし

論じて曰はく、無明と愛と取とは、煩惱を性と爲し、行及び有の支は、業を以て性と爲し、餘の識等の七は、事を以て性と爲す。是は煩惱と業との所依の事なるが故に。

是の如き七事を、即ち亦果と名く。義准するに餘の五は、即ち亦因と名く。煩惱と業とを自性と爲すを以ての故に。

【三は等】 三とは無明、愛、取。二とは行、有なり。七は此五を除ける十二因縁支にして惑業の所依事なり

何に緣りてか、中際には廣く果と因とを説くや。事を開きて五と爲し、惑を二と爲すが故に。後際には果を略す。事は唯二なるが故に。前際には因を略す。惑は唯一なるが故に。

中際の廣きに由り、以て前後二際を比度すべし。廣き義の已に成せるが故に、別に説かざるなり。説くも便ち無用なり。

【二八】次に十二因縁の輪的相關々係を明す。

【二八】若し緣起支にして、唯十二ならば、老死の果を説かざれば、生死は應に終有るべく、無明の因を説かざれば、生死に應に始有るべし。或は應に更に餘の緣起支を立つべし。餘に復餘有らば、無窮の失を成ぜん。

應に更に立つべからず。然も前の過無し。

此中に世尊は、義に由りて已に顯したまふ。

云何が已に顯したる。

頌に曰はく、

惑より惑と業とを生じ、業より事を生じ

事より事と惑と生ず、有支の理は唯此のみ

論じて曰はく、惑より惑を生ずとは、謂く愛より取を生ずるなり。惑より業を生ずとは、

謂く、取より有を生じ、無明より行を生ずるなり。業より事を生ずとは、謂く、行より識

【有支】有即ち存
在の無窮論廻を明
す支分の義。

【契經】 雜阿含十
二。

【契經】 緣起經。

【此】 非理治意、
彼とは取を指す。

【餘】 經部派中の
室利羅多(Sariputta)
ノ説。

【餘經】 雜阿含十
二。

【餘の經】 雜阿含
二。

を生じ、及び有り生を生ずるなり。事より事を生ずとは、謂く、識支より名色を生じ、乃至觸より受支を生じ、及び生支より老死を生ずるなり。事より惑を生ずとは、謂く受より愛を生ずるなり。

有支を立つること、其理唯此に由る。

已に老死は事と惑との因爲るを顯し、及び無明は事と惑との果爲るを顯す。無明と老死とは、事と惑との性なるが故に、豈更に餘の緣起支を立つることを假らん。故に經には是の如く純大苦蘊の集と言ふ。若し爾らずんば、此言は何の用ぞ。

餘の釋して言ふ有り、「餘の契經に説く、非理の作意を、無明の因と爲す。無明復非理の作意を生ず。非理の作意は、亦取支に攝するが故に、亦説いて此契經の中に在り」と。此非理の作爲は、如何が取支に攝する。

若し此は彼と相應するに由ると言はば、則ち愛と無明とも、亦應に彼に攝すべし。設ひ彼に攝すと許すも、云何が能く非理の作意の無明の因爲るを證せん。若し但彼に攝すること、即ち因果を證すといはば、愛と無明とも亦彼に攝するが故に、應に別に立てて緣起支とは爲さざるべし。

餘復釋して言はく、「餘の契經に、非理の作意は無明の因と爲り、無明は復非理の作意を生ずと説く。非理の作意は説いて觸の時に在り。故に餘經には眼と色とを緣と爲して、癡所生の染濁の作意を生ずと説けり。此は受の位に於て必ず無明を引く。故に餘の經に、無

【吳經】 雜阿含十

明と觸とに由りて生ぜられたる諸の受を緣と爲して、愛を生ずと言ふ。是故に觸の時の非理の作意は、愛と俱に轉する無明に緣と爲る事と。

此に由りて、無明には無因の過無く、亦餘の緣起支を立つることを須ひず。又緣起支は無窮の失も無し。非理の作意は癡より生ずるが故に。契經に説くが如し、「眼と色とを緣と爲して、癡所生の染濁の作意を生ず」と。

餘の經に是の如き誠言有りと雖も、然も此經の中にて、應に更に説くことを須ゆべし。更に説くを須ひず。

如何が證知する。理に由りて證知す。

何等をか理と爲す。

無明を離れたる受は、能く愛の緣と爲るに非ず。阿羅漢の受は、愛を生ぜざるを以ての故に。又無倒の觸は、能く染受の緣と爲るに非ず。亦無明を離れては、觸は、顛倒と成るべきに非ず。阿羅漢の觸は、顛倒に非ざるが故に。是の如き理を證と爲すに由るが故に知るなり。

若し爾らば、便ち應に太過の失有るべし。諸正理に由りて、證知を得べくんば、一切皆應に更に説くことを須ひざるべし。故に彼の説く所は、釋難を成ぜず。

然れども上に言ふ所の經に、別に老死に果有り、無明に因有ることを説かざれば、生死

【無明を等】 無明を根本とする受ならざれば愛を生ぜず、從て受は愛に緣たりと言ふ時は受の根本に無明の作用しあるを知るべきなりとの意。
【諸正理等】 此條世親論師が前の室利羅多の説を釋教無用の點より破せるなり。
【上に言ふ】 十二支を説ける緣起經を指す。

は便ち終始有ることを成すと云ふは、此難は理に非ず。經の意は別なるが故に。亦所説の理は、圓滿せざるにも非ず。

所以は何ん。

此經は但所化の者の三際の愚を除かんと欲するが故のみ。所化の者は、唯是疑を生ずるに由る。云何が有情は、三世に連續する。謂く、前世より今生生ずるを得、今世復能く後世を生ずと。如來は但彼疑情を除かんが爲に十二支を説くこと、前に已に辯ぜるが如し。謂く、前後中際に他の愚惑を遣らんが爲なりと。世尊の諸の苾芻に告げて言ふが如し、「吾當に汝が爲に、緣起法と緣已生法とを説くべし」と。

此二は、何なる異かある。

且く本論の文には此二は別無し。俱に一切法を攝すと云ふを以ての故に。

如何が未來の未だ已に起らざる法を、過現と同じく、緣已生と説くべき。

云何が未來の未だ已に作さざる法を、過現と同じく、説いて有爲と名くることが得る。

能作の思の力の、已に造するに由るが故なり。

若し爾らば、無漏は如何が有爲なる。

彼も亦善の思の力の已に造するが故なり。

若し爾く得に就かば、涅槃も應に然るべし。

理實には、應に種類に依りて説くと云ふべし。未だ變壞せざるも亦色の名を得るが如し。

【世尊】 雜阿含十
二所説。

【此二は等】 此項
緣起法(因)と緣已
生法(果)に就て明
す。

【本論の文】 品類
足論六。

【能作の思】 異熟
を作る思。

【種類に等】 未來
の未だ作をも有爲
と名くるは種類の
同じきが故なりと
の意。

種類の同じきに由りて、説く所に失無し。然るに今正しく契經の意を釋せば、

頌に曰はく、

此中の意は正しく説く、因は起、果は已生なり

論じて曰はく、諸支の因分をば、説いて緣起と名く。此を緣と爲して、能く果を起すに由るが故に。諸支の果分をば、緣已生と説く。此れ皆緣に従りて、生ずる所なるに由るが故に。

是の如くにして、一切の二の義、俱に成ず。諸支に皆因と果との性有るが故に。

若し爾らば、安立すること應に俱に成ぜざるべし。

爾らず、所觀に差別有るが故に。謂く、若し此を觀じて、緣已生と名くるときは、即ち

斯を觀じて復緣起と名くるには非ず。猶し因と果と、父と子と等の名の如し。

尊者望滿の意は、謂く、諸法の是れ緣起にして、緣已生に非ざる有り。應に四句を作る

べし。第一句は、謂く未來法。第二句は、謂く阿羅漢の最後心の位の過現の諸法。第三句

は、餘の過現法。第四句は、諸の無爲法なりと。

經部の諸師は、是の如きの白を作さく、「此中に説く所は、己の情を述ぶると爲んや。是

れ經義なりと爲んや。若し是れ經義なりといはば、經義は然らず。

所以は何ん。

且く前に説く所の分位の緣起十二の五蘊を十二支と爲すことは、契經に違背す。經に異

【緣已生】 因より生ずるを果と名け此果は緣の所生なるを以て緣已生と言ふ。
【一切の】 十二支全般との意。

【尊者望滿の意】 此緣起、緣已生に對す彼の證を述ぶ

【餘】 緣起にして緣已生の法を問す
【白】 聲明と同義

【契經】 雜阿含十
【無智】 宿世の無
明の意。

【勝に隨ふ】 便宜
的に持長のみを舉
ぐとの意。
【象迹喻經】 中阿
含第七卷に出づ。

【此經】 經部派所
引の象迹喻經を指
す。
【異類】 有部は無
明十二支と俱なる
五蘊を十二因縁と
立つるを指す。

【或は等】 阿羅漢
には五蘊あるも煩

説するが故に。契經に説くが如し、「云何が無明と爲す。謂く前際の無智なり」と。乃至廣く説けり。此は了義の説なり。抑へて不了義と成さしむべからず。故に前に説く所の分位の縁起は、經の義と相違すと。

一切の經、皆了義の説なるに非ず。亦勝に隨ひて説くこと有り。象迹喻經の如し、「云何が内の地界なる。謂く髮毛爪等なり」と。彼には、餘の色等の法も無きに非ずと雖も、而も勝に就いて説けるのみ。此も亦應に爾るべし。

引く所は證に非ず。彼經の中に、地界を以て髮毛等を辯ぜんとして、非具の説を成ずるにば非ず。然るに彼經の中には、髮毛等を以て地界を分別するものにして、地界は髮毛等を越ゆること有るに非ず。故に彼契經は、是れ具足して説くものなり。

此經に説く所の無明等の支も、亦應に彼の如く、具足の説と成るべし。所説を除いて、外に復餘有ること無し。

豈地界は髮毛等を越えて、涙等の中にも、其體は亦有らずや。
漢淚等も皆亦説いて彼經に在り。復身中の餘物有りと説くが如し。設し復彼に同じとす

るも、餘の無明有らば、今應に顯示すべし。

若し異類を引いて無明の中に置かば、此れ何の益か有らん。

諸の位に於て、皆五蘊有りと雖も、然も此の有無に隨ひて、彼定んで有無ならば、此法をのみ立てて、彼法の支を爲すべし。或は五蘊有りと雖も、而も行と、福と非福と不動と

憫なく從て行なし
福等の善行の果と
して再生せざるを
以て結生の識なく
愛取有等皆無し、
故に五蘊を無明の
體たりとなすべか
らずとの意。

【義、所】無明を
了義なりとなす
經説の

【經】雜阿含十二
【有が説く】婆沙

は分別論者の説と
なし宗輪は大衆部
論事及び稱友は化

地部の説なりと言
ふ。

【契經】雜阿含十
二。

【生と起】同義に
して有爲相(四相)
の隨一たり。

【別の常法】別體
ある常住法の意に
して無爲法なり。

の行に隨ふ識と、乃至愛等と有ること無し。是故に經の義は、即ち説く所の如し。

所説の四句も、理亦然らず。若し未來の諸法にして、緣已生に非ずんば、便ち契經に違

す。經に説かく、「云何緣已生の法なる。謂く無明行より生老死に至る」と。

或は應に二は未來に在りと許さざるべきも、是は則ち前に立つる所の三際を壞す。

有が説かく、「緣起は是れ無爲法なり。契經に、如來、世に出づるも、若し世に出でざる

も是の如き緣起の法性は常住なり」と言ふを以てなりと。

是の如き意に由らば、理は則ち然るべし。若し別の意に由らば、理は則ち然らず。

云何なるは是の如きの意にして、云何なるは別意と爲す。而して然るべく、及び然るべ

からずと説くや。

謂く、若し意に「如來の世に出づるも、若し世に出でざるも、行等は、常に無明等に緣

りて起り、餘の法に緣るに非ず。或は復緣無きが故に、常住と言ふ」と説かば、是の如き

意にて説かば、理は則ち然るべし。若し意に「別の法體有り。名けて緣起と爲す。湛然と

して常住なり」と説くと謂はば、此別の意にて説かば、理は則ち然らず。

所以は何ん。

生と起とは、俱に是れ有爲の相なるが故に、別の常法は、無常の相と爲ること、正理に

應すべきに非ず。又起は、必ず應に起者に依つて立つべし。此常住の法と彼無明等と、何んが相關預して、

而も此法を彼に依りて、立てて彼の縁起と爲すと説かんや。

又縁起と名くるは、而も相當なりと謂ふ。是の如き句義は、相應の理無し。

此中、縁起とは、是れ何の句義なる。鉢刺底は是れ至の義、譬底界は是れ行の義なり。

先の助力に由りて、界の義、轉變す。故に行は至に由りて轉變して、縁と成る。參は是れ

和合の義、暈は是れ上昇の義、鉢地界は是れ有の義なり。有は合と昇とに藉りて、轉變

して起と成る。此有の法の縁に至り已りて、和合するに由りて昇起する、是れ縁起の義なり。

是の如き句義は、理應に然るべからず。

所以は何ん。

一の作者に依りて、二の作用有らば、前の作用に於て、應に已の言有るべし。一人有り

て、浴し已りて、方に食するが如し。

少しの行法の、起の前に在ること有りて、先に縁に至りて、後時に方に起ること無し。

作者無くして、作用の有るべきに非ざるが故に。

頌を説いて曰はく、

縁に至ること若し起の先ならば、有に非ざるをもて理に應ぜず

若し俱ならば便ち已を壞す。彼應に先に説くべきが故に。

是の如きの過無し。且く應に聲論の諸師を反詰すべし。法は何の時に起る。現在に在

【鉢刺底等】 鉢刺

底は接頭語の()に

()。譬底は語根()

()。參は()に

て接頭語、暈は()

()にして接頭語。

鉢地は()。以

上の五字合して()

即ち縁起の字義成

立す。

【是の如き等】 文

法家(聲論師)の難

【二の作用】 縁を

作用と起る作用を

言ふ。

りと爲んや、未來に在りと爲んや。

設し爾らば何の失かある。

起若し現在ならば、起は已生に非ず。如何が現と成らん。現に是れ已生ならば、復如何が起らん。已に生せるもの復起らば、便ち無窮を致すべし。起若し未來ならば、爾時には未だ有らざるべし。何んが作者を成ぜん。作者既に無くんば、何んが作用有らん。

故に起る位に於て、即ち亦縁に至るなり。

起る位とは何ん。

謂く、未來世に、諸行の正しく起るとき、即ち此位に於て亦縁に至ると説くなり。

又聲論師の、妄に安立する所の作者と作用とは、理實に成ぜず。是作者有りて、是作用を起すなり。此中に於て作者有りて、起の作用に異にして、眞實に得べきことを見るに非ず。

【義言】上の諸行の正しく起るとき云々を指す。

故に此義言は、俗に於ても無し。

此縁起の義は、即ち是れ説く所の、「此有るに依りて、彼有り。此生するが故に彼生ず」といふことなり。故に應に彼を引いて縁起の義を釋すべし。故に頌を説いて言はく、

有に非されども而も起るが如く、縁に至るも應に亦然るべし
生じ已りて起らば無窮なり、或は先に有ると有に非ざるとあり

俱も亦已と言ふこと有り、闇至り已りて燈滅すといふ

【燈至り已り】暗
至燈已滅とあるを
梵文に據りて訂正
す。
【有は執す】經部
派中實利釋多一派
の説。

【傳生】
展轉相生
の義。

及び口を開き已りて眠るといふ、若し後に眠らば應に閉づべし

有は執して、更に餘の義を以て難を釋す。

鉢刺底は是れ種種の義、醫底界は是れ不住の義なり。不住、種種の助に由るが故に、變じて縁と成る。

參は是れ聚集の義、嚙は是れ上昇の義。鉢地界は是れ行の義なり。嚙を先と爲すに由り、行は變じて起と成ると。

此は種種の縁、和合し已りて、諸の行法として聚集して昇起せしむる、是れ縁起の義なりと説くものなり。

是の如く釋する所は、此に於ては然るべし。眼と色と、各縁と爲りて、眼識を起す等は、此中種種の聚集豈成せんや。

何が故に世尊は前の二句を説ける。謂く、此有るに依りて、彼有り、及び此生するが故に、彼生すと。

縁起に於て決定することを知らしむる爲の故なり。餘の處に説くが如し。無明有るに依りて、諸行有ることを得、無明を離れては諸行有るべきに非すと。

又諸支の傳生することを顯示せんが爲なり。謂く、此支有るに依りて、彼支有ることを得、彼支の生するに由るが由に、餘の支生することを得と。

又三際の傳生を顯示せんが爲なり。謂く、前際有るに依りて、中際有ることを得、中際

【親傳】親縁、傳縁なり。親とは直接の縁として無明は行の親縁たり。傳とは間接の縁にして無明は議の傳縁たり。

【自性我】數論の自性、他外道の我にして何れも常住の根元と立つ。

の生ずるに由るが故に、後際生ずることを得と。
又親傳の二條を顯示せんが爲なり。謂く、無明の無間に果を生ずる有り。或は展轉の力によりて諸行方に生ず。

有餘師の釋すらく、「是の如き二句は無因、常因の二論を破せんが爲なり。謂く、因無くして諸行は有るべきに非ず。亦常なる自性我等は、生因無きに由るが故に、諸行は生ずることを得るには非ず」と。

若し爾らば、便ち前の句の無用なることを成す。但後の句の、「此生ずるが故に彼生ず」といふに由りて、能く具に、前の無因常因を破しうるが故に。

然も或は執する有り、我あり。依と爲りて行等有ることを得。無明等の因分の生ずるに由るが故に、行等生ずることを得と。是故に世尊は、彼の執を除かんが爲に、果有れば即ち生因に依ると決判せり。

若し此の生ずるが故に彼生せば、即ち此の有なるに依りて、彼も有るなり。果は別に餘因に依ること有りと謂ふに非ず。謂く、無明は行に縁たり。乃至是の如くにして、純ら大なる苦蘊の集なり。

軌範の諸師、釋すらく、「此二句は因果の不斷と及び生とを顯さんが爲なり。謂く、無明の斷ぜざるに依りて、諸行も斷ぜず。即ち無明の生ずるに由るが故に、諸行生ずることを得、是の如く展轉して、皆應に廣く説くべし」と。

【此】縁起を指す
【次第の説】四相
（生住異滅）の次第
を言ふ。

【經の義】因有る
に依りて、因の滅
することあるを顯
はすとの解。

【復次に等】此項
世親論師の十二因
縁の眞意を明す。
【行】一切の縁生
法の無常遷流の五
蘊。

有は釋すらく、「因果の住と、生とを顯さんが爲なり。謂く、乃至因の相續して有なれば、果も相續して亦有なり。及び即ち因分生ずるに由るが故に、諸の果分も亦生ず」と。

此は、生を辯せんと欲するもの、何に縁りてか住を説かん。

又佛は何が故に、次第の説を破り、先づ住を説き已りて、而る後に生を説かんや。

復有が釋して言はく、「此有るに依りて、彼有りとは、果の有るに依りて、因の滅するこ

と有り。此生ずるが故に、彼生ずとは、果は因無くして生ずるか疑はんことを恐るれば

なり。是故に復因の生ずるに由るが故に、果方に起ることを得と言ふ。因無きことを謂ふ

に非ず」と。

經の義にして、若し然りとせば、應に是説を作すべし、「此有るに依りて、彼は無と成

ること。

又應に先づ因の生ずるが故に、果生ずと言ひ已りて、後乃ち果有るに依りて、因は無と

成ると説くべし。

是の如き次第を、力に善説と名く。若し此に異らば、縁起を辯せんと欲するに、何の次

第に依りてか、先づ因の滅を説かん。故に彼の釋する所は、此經の義に非ず。

復次に云何が無明、行に縁たり、廣く説いて、乃至生、老死に縁たるや。

我今略して顯して、經義に符順せん。

謂く、諸の愚夫は、縁生の法に於て、唯行なるを知らず。妄に我見と及び我慢との執

【身樂】 身語意の福、非福、不動の三業。
【不動業】 禪定業のこと。

【大因緣經】 中阿含二十四。
【辯緣起經】 雜阿含十二、四品。

【三愛】 欲色無色三界の愛。

【欲等の取】 欲取見取、見取、我語取の四取。

を起し、自ら樂と非苦樂とを受けんが爲の故に、身等各三種の業を造作す。謂く、自身當の樂を受けんが爲の故に、諸の福業を造り、當來の樂と非苦樂とを受けんとす。故に、不動業を造り、現の樂を受けんとすの故に、非福業を造る。是の如きを、名けて無明、行に縁たりと爲す。

引業の力に由りて、識の相續して流ること、火熾の行くが如く、彼彼の趣に往いて中有に憑附し、所生に馳赴して、生有の身を結するを、行、識に縁たりと名く。

若し此淨を作さば、善く契經に、識支を分別して、六識に通ずるとするに順ず。

識を先と爲すが故に、此趣の中に於て、名色生ずること有り。五蘊を具足して展轉相續し、一期の生に過す。大因緣、辯緣起等の諸經に於て、皆是の如きの説有るが故に。

是の如く、名色の、漸く成熟する時、眼等の根を具するを、説いて六處と爲す、次に境と合して、便ち識の生ずること有りて、三和の故に、觸樂等の觸有り。此に依りて、便ち樂等の三受を生じ、此三受より、三愛を引生ず。謂く、苦の逼るに由りて、樂受

に於て、欲愛を發生すること有り。或は樂と非苦樂との受に於て、色愛を發生すること有り。或は唯非苦樂受に於て、無色愛を生ずること有り。

受を欣ぶ愛より、欲等の取を起す。

此中欲とは、謂く、五妙欲なり。見とは、謂く、六十二見なり。梵網經に廣く説けるが如し。戒とは、謂く、惡を遠離する戒なり。禁とは、謂く、狗牛等の禁にして、諸の離

【播輪鉢多】牛主と譯し濕婆派の一

【般利伐羅多迦】遍出と譯し無義の苦行をなす外道の一派。

【露形】拔髮は離弊外色、杖、烏鹿

鬘灰は播輪鉢多外道、執三杖、剪鬚

髮は般利伐羅多迦外道の苦行の相。

【我語】今は内の肉身の意。

【契經】中阿含十

繫、及び婆羅門、播輪鉢多、般利伐羅多迦等の異類の外道が、種種の露形、拔髮、杖、烏鹿の皮、持鬘、塗灰、執三杖、剪鬚髮等無義の苦行を受持するが如し。

我語とは、謂く、内身。之に依りて我を説くが故に。有餘師は説かく、「我見と我慢とを、名けて我語と爲す」と。

云何が、此二をのみ、獨り我語と名くる。此二種に由りて、我有りと説くが故なり。我有るに非ざるが故に、説いて我語と名く。

契經に説くが如し、「葱芻、當に知るべし、愚味無聞の諸の異生の類は、假の言説に隨ひて、我執を起すも、中に於て實に我及び我所無し」と。

前の四種に於て、取は、謂く、欲貪なり。故に薄伽梵は、諸經の中に釋すらく、「云何が取と爲す。謂ゆる欲貪なり」と。

取の縁と爲すに由りて、種種の後有を招く業を積集するを、説いて名けて有と爲す。世尊の阿難陀に告げて言へるが如し、「後有を招く業を、説いて名けて有と爲す」と。

有を縁と爲すが故に、識、相續し、流れて未來の生に起き、前の道理の如く、五蘊を具足するを、説いて名けて生と爲す。

生を以て縁と爲して、便ち老死有り。其相の差別は、廣く説くこと經の如し。

是の如くにして、「純ら」の言は、唯行のみ有りて、我と我所との無きを顯し、大苦蘊の

言は、苦の積集に、初無く後無きことを顯し、集の言は、諸の苦蘊の生ずることを顯さんんが爲なりと。

毘婆沙の宗は、前に已に證けるが如し。

阿毘達磨俱舍論

卷第十

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別世品第三之三

【九】次に無明に就て明す。

【若し爾らば等】經部の難。無明の體明に非らずとならば明は七十五法中の慧の一法なるを以て慧以外の七十四法の無明ありと云ふか。又然らずとならば無明は非有なりと言ふ可きなり如何となり。【諦語】眞實なる語言。

無明とは何なる義ぞ。

謂く、體、明に非ざるなり。

若し爾らば、無明は應に是れ眼等なるべし。既に爾らば、此義をば應に明の無きなりと謂ふべし。若し爾らば、無明の體は應に非有なるべし。體有りて、義、餘と濫せざること、顯さんが爲に、頌に曰はく、

明の所治は無明なり、非親實等の如し

論じて曰はく、諸の親友の所對の怨敵の、親友に相違するを、非親友と名くるが如し、親友に異なるにも非ず。親友の無きことにも非ず。

諦語をば實と名け、此が對治する所の虛誑の言論をば、名けて非實と爲せども、實と異なるものにも非ず、亦實の無きことにも非ず

【性ノ異】性は本性にして本性は法等と思へとの意。

【云何が等】此項無明實有論なり。

【扼】(Toga)煩悩の異名。

【彼】惡慧を指す

【見に非ざる慧】貪等相應の惡慧。

【二慧】見の慧と無明の慧(若し無明を惡慧とせば)なり。

「等」の言は、非法と非義と非事等の性の異なるにも非ず、無なるにも非ざることを顯さんが爲なり。

是の如く無明も別に實體有り。是は明の所治にして、異なるにも非ず、無なるにも非ず。云何が然るを知る。行の緣なりと説くが故なり。復誠證有り。

頌に曰はく、

説いて結等と爲すが故に、惡慧には非ず、見なるが故に

見と相應するが故に、能く慧を染すと説くが故に

論じて曰はく、經に無明を説いて、以て結、縛、隨眠、及び漏、扼、暴流等と爲す。餘の眼等及び體の全く無なるを、説いて結縛等の事と爲すことを得べきに非ず。故に別法の説いて無明と名くべきもの有り。

惡しき妻子を、無妻子と名くるが如く、是の如く惡慧を應に無明と名くべし。

彼は無明に非ず。是れ見なる有るが故に。諸の染汗の慧を、名けて惡慧と爲す。中に於て見有るが故に、無明に非ず。

若し爾らば、見に非ざる慧をば、應に是れ無明と許すべし。

爾らず。無明は、見と相應するが故に無明にして、若し是れ慧ならば、應に見と相應せざるべし。二慧の體、共に相應すること無きが故に。又無明は、能く慧を染すと説くが故

に。契經に言ふが如し、「貪欲は心を染して、解脫せざらしむ。無明は慧を染して、清淨ならざらしむ」と。

慧の還つて能く慧の體を染するに非ず。貪の異類にして、能く心を染するが如く、無明も亦應に慧と異りて能く染すべし。

如何が諸の染汗の慧が、善慧に間雜して清淨ならざらしむるをば、説いて能く染すと爲すと許さざる。

貪の、心を染して解脫せざらしむるが如く、豈必ず現起して心と相應するのみを、方に能く染すと説かんや。然るに貪の力に由りて、心を損縛して解脫せざらしむ。後に彼貪の熏習を轉滅せる時、心便ち解脫す。是の如く無明は慧を染汗して、清淨ならざらしむ。慧と相應するには非ず。但無明に由りて、慧を損濁するなり。

是の如く分別するに、何の理と相違するや。

誰か復能く自らの分別する所を遮せんや。然も慧の類と異りて、別に無明有り、貪の心に異なるが如しといふ。此説を善と爲す。

有は執するく、「煩惱は皆是れ無明なり」と。

此も亦應に前の理に同じく、遮遣すべし。若し諸の煩惱にして、皆是れ無明ならば、結等の中に於て、應に別に説くべからず。亦應に見等とも相應すべからず。見等は、應に自らと相應すべからざるが故に。或は亦應に無明は、心を染すとも説くべし。若し此中に

【誰か等】 世親經部の主張を難ず。經説ならず想像のみならば勝手たるべしとの言分。
【有は等】 室利羅多の説。
【結等】 無明は九結、三縛、十隨眠四扼の一との意。

【此】了知を指す

は、差別に就いて説くと謂はば、應に慧を染するに於ても、總名を説かざるべし。既に無明に別法を勝と爲すと許す。應に此體を説くべし。其相云何。謂く、諦、寶、業、果を了知せざるなり。未だ濁らず、何の相をば不了知と名くるかを。了知に異ると爲んや、此の有るに非ざるなりと爲んや。二俱に過有ることは、無明に説くが如し。

此は、謂く、了知の所知の別法なり。

此も復濁り難し。其相は、是れ何ぞ。

此類は、法爾として應に是の如く説くべし。餘處に言ふが如し、云何なるか爲れ眼。謂く、清淨の色にして、眼識の所依なり」と。無明も亦然なり。唯用をのみ辯すべし。大德法救は説かく、「此無明は、是れ諸の有情の、恃我の類性なり」と。

【餘處】 品類足論 一所謂

我慢に異る類の體は、是れ何ぞ。經に言はく、「我今是の如く知り已り、是の如く見已りて、諸の所有の愛と、諸の所有の見と、諸の所有の類性と、諸の我我所の執と、我慢の執と、隨眠と、斷遍知の故に、影無く寂滅す」と。故に知んぬ、類性は我慢に異るを。

【經】 雜阿含三十四

【所有の類性】 無明を言ふ。

寧んぞ知らん、類性は即ち是れ無明なりと。説いて餘の煩惱と爲すべからざるが故なり。豈説いて餘の慢等と爲すべからざらんや。

【餘の慢等】 過慢等の六慢

若し更に此に於て巨細に研尋せば、言論繁雜す。故に應に且く止むべし。

【三〇】次に名色に就いて明す。

【無色の四蘊】 受想行識の蘊。

【世に共に】 劫初の聖者相談協議して名を立つとの意

【此は等】 無色の四蘊を何故名と言ふかとの問。

【轉變して縁す】

受等の四蘊を名が指示して人をして縁せしむ(第一釋)

【名に類似す】 四蘊は名と共に非色類なるを以てなり

(第二釋)

【名に隨うて顯る】 心理作用は色と異

名色とは何なる義ぞ。

色は、先に辯じたるが如し。今は唯名をのみ辯せん。

頌に曰はく、

名は無色の四蘊なり

論じて曰はく、無色の四蘊を、何が故に名と稱する。

所立の名と、根と境との勢力に隨うて、義に於て轉變す。故に説いて名と爲す。

云何が名の勢力に隨うて轉變する。謂く、種種において世に共に名を立つるに隨つて、

彼彼の義に於て、轉變して詮表す。即ち牛馬色味等の名の如し。

此は復何に縁りてか、標するに名の稱を以てする。

彼彼の境に於て、轉變して縁す。又名に類似す。名に隨うて顯るるが故に。

有餘師は説かく、四の無色の蘊は、此身を捨し已りて餘の生に轉趣し、轉變すること名の

如し。故に名の稱を標すと。

(三) 頌に曰はく、

觸は何をか義と爲す。

頌に曰はく、

り、名に依るを以て種々語表し得との意(第三釋)【有餘師】第四の釋。

【三】次に觸に就いて明す。

觸に六あり、三和して生ず

論じて曰はく、觸に六種有り。謂ゆる眼觸乃至意觸なり。

此は復是れ何ぞ。

三の和して生ずる所なり。謂く、根、境、識の三の和合するが故に、別に觸の生ずること有り。

曰く五觸の生ずるは、三の和合するなるべし。根、境、識は、俱時に起ると許すが故なり。

意根は過去なり、法は或は未來なり、意識は現在なり。如何が和合せん。

此を即ち和合と名く。謂く、因果の義成じ、或は同一果の故に、和合と名くるなり。謂く、根境識の三は、同じく觸を生ずるに順するが故に。

諸師此に於て覺慧同じからず。

有が説かく、「三の和するを、即ち名けて觸と爲す」と。

彼は經を引いて證す。契經に言ふが如し、「是の如き三法の聚集和合するを、説いて名けて觸と爲す」と。

一觸と爲す」と。

有が説かく、「別法あり。心と相應して、三の和に生ぜらるるを、説いて名けて觸と爲す」と。

彼は經を引いて證す。經に言はく、「云何が六六の法門なる。一に六内處、二に六外處、三に六識身、四に六觸身、五に六愛身、六に六愛身なり」と。此契經の中に、「根境識の外

【契經】 雜阿含三

【經】 六六法經に

して雜阿含十三參

照。【六内處】六根。【六外處】六境。

に、別に六觸を説くが故に、觸は別に有り」と。

即ち三和を名けて觸と爲すと説く者は、後に引く所の六六の經を釋して曰はく、「別に説くに由りて、便ち別體有るには非ず。愛と及び愛とは、法處に攝するに非ざることを勿らんや」と。

是の如きの失無し。愛と受と觸とを離れて、別に所餘の法處の體有るが故に。

汝が宗には、觸を離れて別に三有ること無し。觸及び三を差別して説くべけんや。

根境の識を發せざること有り」と雖も、而も識有りて根境に託せざること無し。故に已に

三を説いて、更に別に觸を説くは、便ち無用と成らん。

有餘は救ひて言はく、「諸の眼と色とは、皆諸の眼識の因たるには非ず。諸の眼識

は皆諸の眼と色との果たるには非ず。因果に非ざる者は、別に説いて三と爲し、因果に

收むる所は、總じて立てて觸と爲す」と。

三の和を離れて別の觸有り」と説く者は、前に引ける所の「是の如き三法の、聚集和合す

るを觸と名く」との經を釋して言はく、「我部の誦する所の經の文は此に異なり。或は因の

上に於て、假に果の名を説く。諸佛の出現するは樂なり等と説くが如し」と。

是の如く展轉して、更に相難釋せば、言論煩多なるが故に、應に且く止むべし。然るに

對法者は説かく、「別の觸有り」と。

即ち、前の六觸は、復合して二と爲す。

【諸佛の出現】 出曜經十八、又本論卷頭に在り。

【即ち等】 此項、有對觸、增諸觸を明す。有對觸は六

觸中前五觸にして有對の根を所依とし、増語觸とは意觸にして有表詮の名を所縁とす。
 【有對】有礙即ち色の性を言ふ。
 【増語】語は音聲のみ、名は表詮にして語に増勝するを以て意觸を増語觸と言ふ。
 【長境】他の有せざる特殊の境。

【即ち等】此項、八觸及び、三觸を明す。

【明觸】明に相應する觸の義。
 【非明非無明觸】有漏善及び無覆無記法と相應の觸。

頌に曰はく、
 五と相應するは有對なり、第六と俱なるは増語なり
 論じて曰はく、眼等の五の觸を、説いて有對と名く。有對の根を所依と爲すを以ての故なり。

第六の意の觸を、説いて増語と名く。然る所以は、増語とは、謂く、名なり。名は是れ意觸の所縁たる長境なるが故に、偏に此に就いて増語觸と名く。如説く、眼識は但能く青を了じて、是れ青なりと了ぜず。意識は青を了じて、亦是れ青なりと了ずるが故に、名けて長と爲す。故に有對觸の名は所依に従ひ、増語觸の名は所縁に就いて立つ。

有が説かく、意識は語を増上と爲して、方に境に於て轉ずるも、五識は然らず。是故に意識を獨り増語と名け、此と相應するをもて、増語觸と名く。故に有對觸の名は所依に従ひ、増語觸の名は相應に就いて立つと。

即ち前の六觸は、別の相應に従うて復八種と成る。
 頌に曰はく、

明と無明と非二とは、無漏と染汙と餘となり
 愛と恚との二と相應すると、樂等の三受に順ずるものとなり
 論じて曰はく、明と無明等と相應して三を成す。一に明觸、二に無明觸、三に非明非無明觸なり。

【順樂受觸】樂受相應の觸。以下之に準知すべし。

【十六種の觸】等の六觸、有對等の二觸、明等の三觸、受等の二觸、順樂受等の三觸、合して十六觸なり【三】次に受に就いて明す。第一に六受。

此三は、次の如く應に知るべし、即ち是れ無漏と染汙と餘と相應する觸なり。餘とは、謂く、無漏と及び染汙との餘にして、即ち有漏の善と無覆無記となり。無明觸の中の一は、數起るをもて、彼に依りて復愛と悲との二觸を立つ。愛悲の隨眼と共に相應するが故に。

總じて一切を攝して、復三觸と成す。一には順樂受觸、二には順苦受觸、三には順不苦不樂受觸なり。

此三は、能く樂等の受を引くが故に、或は是れ樂等の受の所領なるが故に、或は能く受の行相の依と爲るが故に、名けて應受と爲す。

云何が觸を受の所領と行相との依と爲す。行相極めて觸に似たればなり。觸に依りて生ずるが故なり。

是の如くにして合して十六種の觸と成る。

受は何をか義と爲す。

頌に曰はく、

此より六受を生ず、五は身に屬し餘は心なり

論じて曰はく、前の六觸より六受を生ず。謂く、眼觸所生の受より意觸所生の受に至る。

【身受】前五根の受を言ふ。
【心受】意觸所生の受。

【受の生ず等】此項、受の生起と觸との時間的關係を明す。

【立宗】主張の意

【二は】受と觸。
【契經】佛阿含八

六の中にて、前の五を説いて身受と爲す。色根に依るが故に。意觸の生ずる所を、説いて心受と爲す。但心に依るが故に。

受の生ずるは、觸より後と爲んや、俱と爲んや。

毘婆沙師は説かく、「俱時に起る觸と受とは、展轉して俱有因なるが故なり」と。

云何が二法俱時に生ずるとき、能生所生の義、成立すべき。

如何が立たざる。

功能無きが故なり。已生の法に於ては、餘の法は能無ければなり。

此と立宗と、義意に別無し。二法の俱時に生ずるとき、能生所生の義、成立せず、已生の法に於ては、餘の法は能無し」と言ふが如く、義意は前に同じ。重ねて説くは何の用

若し爾らば、便ち互に相生する失有り。

許すが故に、失に非ず。我宗にては、二は俱有因と爲り、亦互に果と爲ると許す。

仁は爾く許すと雖も、而も契經の中には、此二の互に因果と爲るを許さず。

契經には但「眼觸を縁と爲して、眼觸所生の受を生ず」と説けども曾て、經に「眼受を縁と爲して、眼受所生の觸を生ず」と説くこと無し。

又此義は理に非ず。能生の法を越ゆるが故に。若し法あり、極成して、能く彼法を生ず

るは、此法は、彼と時の別なること極成す。先に種ありて後に芽あり、先に乳ありて後に酪あり、先に撃ちて後に聲あり、先に意ありて後に識ある等の如し。

先因後果は極成せざるに非ざるも、亦極成の同時の因果も有り。眼識等は眼色等と俱にして、四大種と俱に所造色有るが如し。

此中亦前の根境の縁、能く後の識を發し、前の大造の聚、後の造色を生ずと許す。何の理ありてか、能く遮せん。

影と身との如きは、豈俱有に非ざらんや。

有が説かく、「觸の後に、方に受の生ずること有り。根境を先と爲し、次に識起ること有り。此三の合するが故に、即ち名けて觸と爲す。第三の刹那に、觸を縁として受を生ず」と。

若し觸らば、應に識は皆受有るに非ざるべく、諸の識は亦應に皆是れ觸に非ざるべし。

是の如き失無し。前位の觸を因とするが故に、後の觸の位に受は生ず。故に諸の觸の時に皆悉く受有り。所有の識の體は、是れ觸に非ざること無し。

此は理に應ぜず。

何の理と相違するや。

謂く、或は時有りて二の觸の境別なり。前の受の位の觸に因りて、後觸の位の受を生ぜば、如何が異境の受は、異境の觸より生ずる。或は應に受は此心と相應して、此心と同じく一境を終するに非ずと許すべし。

既に爾らば、若し「觸を成ずる識はれ觸にして、受の無きこと有り、此位の前に於て識の受有りて、而も體は觸に非ざる有り。縁の差ふが故に然り」と許さば、斯に何の過か有らん。

若し爾らは、便ち十大地法を壞す。彼は定んで一切の心品と恆に俱なり。

彼は定んで恆に俱なりとは、何の教に依りて立つるや。

本論に依りて立つ。

我等は唯契經を以て量と爲す。本論は量に非ず。之を壞するに何の咎かあらん。故に世尊言はく、當に經の量に依るべし」と。

或は大地法の義は、要すしも諸の心に遍するには非ず。

若し爾らば、何をか大地法の義と名くる。

謂く、三地有り、二に有尋有伺地、二に無尋唯伺地、三に無尋無伺地なり。復三地有り、

一に善地、二に不善地、三に無記地なり。復三地有り、一に學地、二に無學地、三に非學

非無學地なり。

若し法あり、前の諸地に於て、皆有るを大地法と名く。若し法あり、唯諸の善地の中に於て有るを、大善地法と名く。若し法あり、唯諸の染地の中に於て有るを、大煩惱地法と名く。

是の如き等の法は、各所應に隨うて、更代して生ず。皆并起するに非ず。餘の説くこ

【餘の説く】室利

釋多の説にして前

を愛く。

【本論】品類足論
【世尊】毘奈耶雜
事三十七。

【大不善地法等】論主大不善地法釋せざる理由を述べ

一。【契經】 雜阿含十

【契經】 雜阿含二十七。

【契經】 中阿含五十八、法樂比丘尼經。

【未だ了ぜず等】相雜るとは同一所縁に漸々に起るとするが、同一刹那に俱時に起るとするが、何れとも決定せずとの意。

と是の如し。

大不善地法は、誦するに因りて引き來るなり。是は今増益せる所に於て、本の誦する所に非ず。

若し觸の後に於て方に受の生ずること有らば、經をば云何にして釋する。契經に説くが如し、「眼及び色を縁と爲して眼識を生ず。三和合の觸と俱に受想思を起す」と。

但俱起すと言ひて、觸と俱なりとは説かず。此れ我宗に於て何ん、違すとして釋するを須ひん。又無間に於ても亦俱の聲有り。契經に説くが如し、「慈と俱行して、念の覺支を修す」と。故に彼は證に非ず。

若し爾らば、何が故に契經の中に言はん、「是れ受、是れ想、是れ思、是れ識、是の如き諸法は、相雜りて離れず」と。故に識は受等を離るること有ること無し。

今應に審らかに思ふべし。相雜るときは何の義ぞと。此經に復説かく、「諸の所受は即ち所思、諸の所思は即ち所想、諸の所想は即ち所識なり」と。未だ了ぜず。此に於て、所縁に約すと爲んや、刹那に約して是の如きの説を作すと爲んや。

壽と爰との俱時に起ることの中に於て、亦斯の如き「相雜る」の言有り。故に例して知る、此説も定んで刹那に約するものなるを。

又契經に「三和合して觸あり」と言へり。如何が識有りて、而も三の和すること非ざらん。或は是三の和して、而も觸と名けざらん。

故に應に定んで一切の識と俱なるは、悉く皆觸有り。諸の有ゆる觸は皆受等と俱生せざるもの無しと許すべし。

傍論已に終んぬ。應に本義を辯すべし。

頌に曰はく、

此は復十八と成る。意近行の異なる由る

論じて曰はく、前に略して説きたる一の心受の中に於て、意の近行の異なるに由りて、復分れて十八と成る。應に知るべし、此「復」の聲は、前に乘じて後を起すことを顯す。

此意近行の十八なることは云何。

謂く、喜憂捨に、各六の近行あり。

此は復何に緣りてか、立てて十八と爲す。若し自性に由らば、應に但三有るのみなるべし。喜憂捨の三の自性の異なるが故に。若し相應に由らば、應に唯一有るのみなるべし。一切は皆意と相應するものなるが故に。若し所緣に由らば、應に但六有るのみなるべし。色等の六境を所緣と爲すが故に。

此の十八と爲るは、具足して三に由る。

中に於て、十五の色等の近行を、不雜緣と名く。境の各別なるが故に。

三の法近行は、皆二種に通ず。

意の近行の名は、何の義に曰くと爲んや。

【傍論等】此項、十八心受を閉す。心受に喜憂捨の三あり、各六境を緣じて六の近行を起すを以て十八心受となる。

【近行】(Uparivāṇa) 根が境を緣じて識を生じ、識は受に相應し境に活動する時、其を受に應ずる境の近行と言ふ。

【三】自性(喜憂捨)、相應(意根相應)所緣(六境)の三。

【不雜緣】他を緣ずることなく自の所緣の決定せるを言ふ。

【二種】雜緣、不雜緣。

【初界】 欲界の意

傳説すらく、「喜等は、意を近縁と爲して、諸の境の中に於て數遊行するが故に」と。
有は説かく、「喜等は能く近縁と爲りて、意をして境に於て數遊行せしむるが故に」と。
如何が身受は意近行に非ざる。

唯意のみに依るに非ざるが故に、近と名けず。分別無きに由るが故に、亦行にも非ず。
第三靜慮の意地の樂根は意近行の中に、何が故に攝せざる。

傳説すらく、「初界の意識の相應には樂根無きが故なり。又所對の苦根に攝せらるる意近行無きが故なり」と。

若し唯意地のみならば、何が故に經に、眼に色を見已りて、順喜の色に於て善の近行を起す」と言ふや。廣く説くこと經の如し。

五識身の引く所の意地の喜等の近行に依るが故に、是説を作す。眼識に依りて不淨觀を引き、此不淨觀は、唯意地に攝するが如し。

又彼經には「眼は色を見已る」と言ふ。乃至廣く説くが故に、應に難すべからず。
若し見乃至觸し已るに非ずと雖も、而も喜憂捨を起さば、亦是れ意の近行なり。若し此

に異らば、欲界の中に在りて、應に色界の色等を緣する意近行は無かるべく、又色界に在りても、應に欲の香味觸の境を緣する諸の意の近行は無かるべし。見已りて、等の言は、

明了なるに隨うて説くなり。
色等を見已りて、聲等の中に於て、喜憂捨を起すも、亦意近行なり。雜亂無きに隨ふが

【諸の意等】此項意の近行と界繫を明す。即ち三界各幾何の意近行ありや、其意近行の三界を縁するに、幾何の能力を有するやとの問題なり。

【色界等】身欲界に在りて色界を縁す意近行。
【無色の境】身欲界に在りて無色を縁す。

【初と二と】初禪二禪には喜捨あるも憂受なければ六

故に、是説を作すのみ。中に於て根境の定まれるを建立するが故に。

色等は、喜等の三に於て唯能く一の近行をのみ順生する有りと爲んや不や。有り。相續に就いていふ。所縁に約するには非ず。

諸の意近行の中、幾か欲界繫にして、欲界の意近行は、幾何の所縁がある。色無色界にも、間を爲すこと亦爾なり。

頌に曰はく、

欲と欲を縁するとは十八なり、色は十二なり、上は三なり

二と欲を縁するとは十二なり、八は白なり、二は無色なり

後の二と欲を縁するとは六なり、四は白なり、一は上の縁なり

初の無色の近分と、色を縁するとは四なり、白は一なり

四木と及び三邊とは、唯一なり、自境を縁す

論じて曰はく、欲界の所繫は、具に十八有り。欲界の境を縁するも、其數亦然なり。

色界の境を縁するは、唯十二有り、香味の六を除く。彼に境無きが故に。

無色の境を縁するは、唯三のみ有ることを得。彼には色等五の所縁無きが故に。

欲界繫を説き已る、當に色界繫を説くべし。

初と二との靜慮には、唯十二有り。謂く、六の憂を除く。欲界の境を縁するも亦十二有

り。香味の四を除く餘の八は白縁なり。二は無色を縁す。謂く、法近行なり。

喜六捨の十二意近
行ありとの意。

【十二有り】喜捨
の二が六境を縁ず
るが故十二となる

【空處の近分】無
色界、空無邊處の
近分定なり。

【上の三邊】謙處
以上の三無色の近
分を言ふ。

【後】定品、本論
第二十八卷。

【此意近行等】此
項、十八近行の有
漏無漏分別を明す

【誰か】三界九地
の受生者との意。

三と四との靜慮は唯六なり。謂く、捨なり。

欲界の境を縁ずるも、亦六有ることを得。香味の二を除いて、餘の四は白縁なり。

一は無色を縁ず。謂く、法近行なり。

界色繋を説き已る。當に無色繋を説くべし。

空處の近分には、唯四種有り。謂く、捨なり。但色、聲、觸、法のみを縁ず。第四靜慮

を縁ずるも、亦具に四種有り。此は別縁有りと許す者に就いて説く。若し彼地は唯總じて

下を縁ずと執せば、但雜縁の法意の近行のみ有り。

無色界を縁ずるは、唯一なり。謂く、法なり。四根本地及び上の三邊は唯一なり。謂く、

法なり。唯自境を縁ず。無色の根本は、下を縁ぜざるが故に。彼上の三邊は色を縁ぜざる

が故に。

下を縁ぜざる義は、後に當に辯ずべし。

此意近行は、無漏にも通ずるや。

歟に曰はく、
十八は唯有漏なり

論じて曰はく、意近行には、無漏に通ずる者無きが故に、十八は唯是れ有漏なりと言ふ。

誰か幾の意近行を成就するや。

謂く、欲界に生れて、若し未だ色界の善心を獲得せざれば、欲の一切と初二定の八と三

四定の四と無色界の一とを成ず。所成の上界は、皆下を緣せず。唯染汗なるが故に。
若し已に色界の善心を獲得するも、未だ欲貪を離れずんば、欲の一切と初靜慮の十とを
成ず。餘は説くこと前の如し。

初靜慮の中には、唯四の喜を成ず。染は下の香味の境を緣せざるが故に。捨は具に六を
成ず。未至定の中の善心は、香味の境を緣することを得るが故に。

餘は此理に隨ひて、應の如く當に知るべし。
若し色界に生ぜば、唯欲界の一の捨法近行を成ず。謂く、通果心と俱なり。

有が説かく、「是の如き諸の意近行は、毘婆沙師の義に隨うて立つるところなり。然る
に我見る所の經の義には殊るもの有り」と。
所以は何ん。

此地に於て、已に染を離るることを得ば、此境を緣じて意近行を起すべきに非ず。故に
有漏の喜憂捨の三は、皆近行に攝するに非ず。唯雜染の者のみ意と相牽いて、數所緣を
行する、是れ意近行なり。

云何が意と相牽いて數行する。

或は愛、或は憎、或は不擇捨なり。

彼を對治せんが爲に六恆住を説く。謂く、色を見已りて喜ばず憂へず、心恆に捨に住し
て念正知を具すと。廣く説いて乃至法を知るも亦爾なり。

【五が説】世親論
論(本論作者)が異
説として有部を暗
に破せるなり。

【不擇捨】癡を言
ふ。

【何に縁り等】此項、十二因縁支の外、上來述ぶるの理由を略述す

【先に】本論界品第一卷所説。

【先に】同界品第一、六根所明の下

阿羅漢に世間の善法を縁する喜有ること無きには非ず。但雜染の近行を遮止せんが爲の故に、是説を爲すなり。

又即ち喜等を三十六の師句と爲す。謂く、耽嗜と出離との依の別なるが爲なり。此句の差別は、大師の説なるが故に。耽嗜の依とは、謂く、諸の染の受なり。出離の依とは、謂く、諸の善の受なり。

是の如く説く所の受有支の中にて、應に知るべし、義門に無量の差別あり。何に縁りてか、所餘の有支を説かざるや。

經に曰はく、

餘は已に説きぬ、當に説くべし

論じて曰はく、所餘の有支は、或は已に説きたる有り、或は當に説くべき有るが故に、此には論ぜず。

此中にて、識支は先に已に説きたるが如し、「識は、謂く、各了別す。此を即ち意處と名くし」と。

其六處支も、先に已に説きたるが如し、「彼識の依たる淨色を、眼等の五根と名くし」と。

行と有との二支は、業品に當に説くべく、愛と取との二支は、隨眼品に當に説くべし。

【三】次に惑業事として十二因縁を略説す。

此諸の縁起を、略して立てて三と爲す。謂く、煩惱と業と異熟果の事となり。應に外の縁に寄せて、別の功能を顯すべし。

頌に曰はく、

此中に説く煩惱は、種たねの如く復龍ふくりゆうの如く

草根くさこんと樹莖じゆきやうとの如く、及び糠ぬかの米こめを裹むむが如し

業ごふは糠ぬかを有あする米こめの如く、草藥そうやくの如く花はなの如し

諸もろの異熟果いじやくくわの事は、成熟じゆうじやくする飲食じゆんじきの如し

論じて曰はく、如何いかんが三種等さんしゆどうと相似あひたたる。

種子しゆじより芽葉等げあふどうの生なずるが如く、煩惱ぼんごうより煩惱ぼんごうと業ごふと事こととを生なず。

龍りゆうの池いけを鎮しづれば、水みづの性じやうに竭きつきざるが如く、煩惱ぼんごうが業ごふを鎮しづれば、生なの續つづくこと無窮むきゆうなり。

草くさの根ねを未なだ抜ぬかされば、苗たけな剪きれども剪きれば還かへ生なずるが如く、未なだ煩惱ぼんごうの根ねを抜ぬかされば、

樹じゆの莖きより、頻しきりに枝えだと花はなと果くわいとを生なずるが如く、諸もろの煩惱ぼんごうより、數かず惑わくと業ごふと事こととを起おこす。

糠ぬかの米こめを裹むみて能よく芽等げどうを生なじ、獨ひとりり能よく生なずるに非あらざるが如く、惑わくと得とくと、業ごふを裹むみ

て、能よく餘生よじゆうを感かず。獨ひとりり能よく感かずるには非あらず。

惑わくは種等しゆどうの如ごとく、應まに是こゝの如ごとしと知しるべし。

【續】五趣の現界の減する意。

【三四】第三に前章の十二因縁に關連して、有情に關する種々相を述ぶ。初に四有と其染不染及び其三界に對する關係を明す。

米の醱を有して、能く芽等を生ずるが如く、業も煩惱を有して、能く異熟を招く。
 諸の草葉の果の熟するを、後邊と爲すが如く、業果も熟し已れば、更に異熟を招かず。
 華の果に於て、生の近因爲るが如く、業も近因と爲りて能く異熟を生ず。
 業は米等の如く、應に是の如しと知るべし。
 熟せる飲食の、但應に受用すべくして、復轉じて餘の飲食と成すべからざるが如く、異熟果たる事も、既に成熟し已れば、更に餘生の異熟を招くこと能はず。
 若し諸の異熟にして、復餘の生を感せば、餘も復餘を感じて、應に解脱無かるべし。
 事は飲食の如く、應に是の如しと知るべし。

【三四】是の如く緣起の煩惱と業と事とは、生生に相續すれども、四有に過ぎず、中と生と本と死となり。前に已に釋したるが如し。

染、不染の義と、三界の有無とを、今當に略して辯ずべし。
 頌に曰はく、

四種の有の中に於て、生有は唯染許なり

自地の煩惱に由る、餘は三なり無色には三なり

論じて曰はく、四有の中に於て、生有は唯染なり。

何の煩惱に由るや。

自地の諸の惑なり。謂く、此地に生ぜば、此地の一切の煩惱は、此地の生有を染汚す。故に對法者は威是言を作さく、「諸の煩惱の中、一の煩惱として、結生の位に於て潤の功能無きは無し」とし。

【近現行】前世に於て現行せし無始以來の煩惱。

然れども諸の結生は、唯煩惱の力のみにして、自力に由りて現起する纏垢には非ず。此位の中には、身心昧劣なりと雖も、而も數起ると、或は近現行との引發力に由るが故に煩惱は現起す。

應に知るべし、中有の初めて續く剎那も、亦必ず染汚なり。猶し生有の如し。然るに、餘の三有は一一に三に通ず。謂く、本と死と中との三は、各善と染と無記となり。

無色界に於ては中有を除いて三のみあり。彼界の中には、處の離別なること有りて、餘處に往かんが爲に、中有を立つべきに非ざればなり。

頌の中に欲色二界を説かず。故に知んぬ、中に於ては四有を具すと許すを。

【三五】次に有情の仕に就て明す。

(二五) 有情の緣起を已に廣く分別せり。是諸の有情は、何に由りてか住する。頌に曰はく、

有情は食によりて住す、段は欲にして體は唯三なり
色には非ず、自根と解脫とを益すること能はざるが故に

【意成等】佛所説に中有を三種に命名す。一、意成、二、求生、三、食香身、四中有、五起なり

【劫初の食】地味、地皮、餅、酥、麻等に於て硬を伴はず。【細汗蟲】蟻、虱等の細虫を言ふ。

【光影炎涼】日光、樹影、火炎、風涼等に於て觸に攝せらる。【此語】光影炎涼の食とせるを指す

觸と想と識との三食は、有漏にして三界に通ず

意成と及び求生と、食音と中有と起となり

前の二は此世の、所依及び能依を益し

後の二は當有に於て、引と及び起とは次の如し

論じて曰はく、經に説かく、「尊尊自ら一法を悟り、正覺して正説したまふ。謂く、諸の有情は一切、食に由りて住するに非ずといふこと無し」と。

何等をか食と爲す。食に四種有り。一には段、二には觸、三には思、四には識なり。

段に二種有り、謂く、細と及び羅となり。細とは、謂く、中有の食なり。香を食と爲す

が故に。及び天と劫初の食となり。變穢無きが故に、油を砂に沃ぐが如く、支に散入する

が故に。或は細汗蟲、嬰兒等の食を、説いて名けて細と爲す。此に翻するを羅と爲す。

是の如き段食は、唯欲界のみに在り。段長と食とを離れて、上界に生ずるが故に、唯欲

界繋なり。

香味觸の三は、一切皆段食の自體と爲る。段別を成じて、而も欲曠すべきが故に。謂く、

口と鼻とを以て、分分に之を受くるなり。

光影炎涼は、如何が食と成る。

傳説すらく、「此語は多に従ひて論を爲す。又飲噉に非ずと雖も、能く身を持するは亦細

食の所攝なり。塗洗等の如し」と。

色も亦段別を成じて飲噉すべきに、何に緣りてか食に非ざる。

此は自の對する所の根と解脫者とを益すること能はざるが故なり。

夫を食と名くる者は、必ず先づ白の根と大種とを資益して、後に乃ち餘に及ぶ。色を飲噉する時は、白根と大とに於て、尙益を爲さず。況んや能く餘に及ばんや。彼諸の根の境は、各別なるに由るが故に。

有時、色を見て喜樂を生ずるは、色を緣じて觸の生ずればなり。是食は色に非ず。又不變の者と及び阿羅漢とは、食食を解脫す。種種の上妙の飲食を吃ると雖も、而も益すること無きが故に。

觸は、謂く、三和に生ぜられたる諸の觸なり。思は、謂く、意業なり。識は、謂く、識蘊なり。此三は唯有漏にして、三界に通じて皆有り。

如何が食の體は無漏に通ぜざる。

毘婆沙師は、是の如きの釋を作さく、「能く諸の有を資くる、是れ其食の義なり。無漏の修生するは、諸の有を滅せんが爲なればなり」と。

又契經に説かく、「食に四種有り。能く部多有情を安住せしめ、及び能く諸の求生の者を資益す。無漏は然らざるが故に、食の體に非ず」と。

部多と言ふは、已生の義を顯す。諸趣に生じれば、皆已生と謂ふ。

【部多】(Phita) 已生とも譯し、三界又は成れる者の意。

【當生】現(生有)の生の意。

【起結】中有を潤益する惑の意。生結とは同じく中有を潤す惑なれど尙生有を経ざるべからざる者なり。
【阿羅漢等】第三句にして生結、起結を俱に斷ず。
【前の諸相等】第四句にして起結生結俱に斷ぜざる異生なり。

復求生と説くは、何に目くる所と爲んや。
此は中有に目く。佛世尊の、五種の名を以て、中有を説くに由るが故に。
何等をか五と爲す。

一には意成。意より生ずるが故に。精血等の、有ゆる外縁の合して成ずる所に非ざるが故に。

二には求生。常に喜びて當に生ずべき處を尋察するが故に。

三には食香身、香身に資けられて生ずべき處に往くが故に。

四には中有。二趣の中間に在る所の蘊なるが故に。

五には起と名く。當生に對向して、暫時起るが故に。契經に説くが如し、「有壞の自體起

り、有壞の世間生ず」と。起とは、謂く、中有なり。

又經に説く、「補特伽羅有り。已に起結を斷ずれども、未だ生結を斷ぜず」と。

此經の中に於て、廣く四句を説く。二界の食を離れたる諸の上流の者を第一句と爲し、

中般涅槃を第二句と爲し、諸の阿羅漢を第三句と爲し、前の諸相を除くを第四句と爲す。

又部多とは、謂く、阿羅漢なり。餘の有愛の者を、説いて求生と名く。

幾食か能く部多をして安住せしめ、幾食か求生の有情を資益する。

毘婆沙師は説く、「皆四を具す」と。

諸の有愛の者は、亦段食を緣と爲すに由りて、資益して後有を招かしむ。世尊、「四食

【世尊】 雜阿含十
五。

は、皆病と癭と筋との根と、老死の縁と爲る」と云くを以ての故に。

亦思食の、現身を安住せしむるを見え。

世に傳へて言ふ有り、一昔一の父有り、時に飢饉に遭ひ、他方に逃らんと欲すれども、

自ら既に饑ゑて羸し。二子あり、嬰孺なり。意に携へ去らんと欲するも、力の任へざる

所なり。囊に盛るに灰を以てし、壁上に掛け、二子を慰諭して云はく、是れ麩の糞なり

と。二子希望して、多時命を延べたり。後に人有り。至りて糞を取り、爲に聞く。子是の

灰なるを見て望絶えて便ち死せり」と。

又大海に於て諸の商人有り。難に遭ひ、船を敗て飲食俱に失ふとき、逃に積漆を購、

疑ひて海岸と爲し、意に速かに至ることを望んで、命延ぶることを得たり。時に觸るるに

至りて非なるを知り、望絶えて便ち死せり」と。

集異門足論に説かく、大海の中に大なる衆生有り。岸に登りて卵を生み、沙内に埋め、

還りて海中に入る。母若し常に思へば、卵は便ち壞せず。如し其れ念を失へば、卵は便ち

敗亡す」と。

此は應に然るべからず。食の義に違するが故に。豈他の思食能く自身を持せんや。理と

して實に應に言ふべし。卵、常に母を思へば、觸壞せざることを得。忘るれば、則ち命終

ると。母を念ふの思を起すは、觸の位に在ればなり。

諸の有漏の法は、皆有を滋長するに、如何が世尊、食は唯因なりと説きたまへる。

【此】 母の思の力
が卵を能く持すと
の意。

【初之二食】段、觸なり。

【已生の有】現在の有情のこと。

觸りと雖も、勝に就いて四と説くものなれば、失無し。謂く、初之二食は、能く此身の所依と能依とを益し、後の二食は、能く當有を引き、能く當有を起す。

所依と言ふは、謂く、有根身なり。段食は、彼に於て能く資益を爲す。能依と言ふは、謂く、心所所なり。觸食は、彼に於て能く資益を爲す。

是の如き二食は、已生の有に於て、資益の功能最も殊勝と爲す。當有と言ふは、謂く、未來の生なり。彼當生に於て、思食能く引く。思食引き已りて、

業の熏する所の識の種子の力に従ひて、後有起ることを得るなり。

是の如き二食は、未生の有に於て、引起する功能最も殊勝と爲す。故に有漏は皆有を滋長すと雖も、而も唯勝能に就いて、唯四食のみと説くなり。前の二は養母の如し。已生を養ふが故に。後の二は生母の如し。未生を生ずるが故に。

諸の所有の段は、皆是れ食なるや。

段にして食に非ざる有り。應に四句を作るべし。

第一句は、謂く、欲瞰する所を縁と爲し、諸根と大種とを損壞す。

第二句は、謂く、餘の三食なり。

第三句は、謂く、欲瞰する所を縁と爲して、諸根と大種とを資益す。

第四句は、前の諸相を除く。

是の如く觸等も其所應に隨ひて、一一當に知るべし、皆四句有り。

【異地等】他界地（異地）に準めては有漏法と雖も食にあらざるなり。

頗し觸等を緣と爲して、諸根と大種とを資益し、而も食に非ざる有りや。
有り。謂く、異地と無漏との觸等なり。
諸有の、食し已りて、食者の身を損するものも、亦名けて食と爲す。初に資益するが故なり。

毘婆沙に説かく、「食は二時に於て、能く食の事を爲す。俱に食と名くるを得。一には初めて食する時、能く饑渴を除き、二には消化し已りて根及び大を資く」と。

何の趣の何れの生には、各幾の食を具するや。
五趣、四生、皆四食を具す。
如何が地獄に段食有りや。

鐵丸餘食は單段食に非ざらんや。
若し能く害を爲すとも、亦是れ食ならば、前に説きたる四句と相違せん。

又品類足に言はく、「云何なるをか段食と爲す。謂く、能く諸根と大種とを資益するなり」と。
廣く説きて乃至識食も亦爾なり。

彼説は且く能く資益する者に依り、説いて名けて食と爲す。故に相違せず。然るに地獄の中の熱鐵丸等は、食し已るに於て、能く損害を爲すと雖も、而も能く暫時饑渴を解除し、食の相を得るが故に、亦名けて食と爲す。

又孤地獄の段食は人の如し。故に五趣の中には、皆四食有るなり。

【孤地獄】八害八熱以外に諸處に孤立しある地獄。

【世尊】 毘奈耶四十四。
【瞻部林】 南瞻部洲と言ふに同じ。
【腹有る者】 胎内所住者を簡んで食し得る者。

【近佛の菩薩】 百劫の間、好相の業を修する成佛の近づける菩薩。
【順決擇分】 煖、頂、忍、世第一の四善根を修し終りて方に見道に入らんとする者。

【後身の菩薩】 釋迦佛の成道以前を指す。

【前の校量に乗ず】 次第に百宛を増して校量するなり。

世尊の所説あり。人有りて能く一百の外道の離欲の仙に食を施さんよりも、若し能く一の瞻部林中の異生者に食を施さば、其果は彼に勝ると。何をか瞻部林中の異生と謂ふ。有は是釋を爲さく、「有ゆる一切の瞻部洲に住する諸の腹有る者なり」と。彼憚は理に非ず。一の言を説くが故なり。又此中に於て、無量の異生者に食を施すこと有れば、理として食を以て少しく外道の離欲の仙人に施すに勝る。何ぞ奇と爲して校量し、勝を歡するに足らんや。

有は言はく、「彼は是れ近佛の菩薩なり」と。

理亦然らず。彼に施さば、福を獲ること、俱眠の阿羅漢に施すに勝るが故なり。

毘婆沙に説かく、「此異生は是れ已に順決擇分獲得せるものなり」と。

此名は義とも亦相應せず。曾て契經或は本論に、順決擇分を得して、瞻部林中に居すと説くこと無ければなり。當に知るべし、彼の唯自ら分別する所のみ。

後身の菩薩の瞻部林に居するを、彼異生と名く。

此説は理に應ず。爾時、菩薩は離欲の仙に同するが故に、彼仙に對し、校量して勝れたるを數ぜるなり。菩薩に施すは福勝れること無邊なりと雖も、前の校量に乗じて、目く百に勝ると言へるのみ。理必ず應に爾るべし。後に世尊彼異生を除きて、還つて外道を將て預流向に對せしめて、勝劣を校量したまへるに由る。若し爾らずんば、世尊は則ち應に彼異生を將て、預流向に對すべければなり。

【六】次に有情の死後を論ず。先きに本論の俱品、命題の終を損す。

【在定心等】定心には死生なし之が行生なるを以て在り。

(二六) 已に有情の縁起及び住を説けり。先に説きたる所の壽盡きて死する等の如き、今應に正しく辯ずべし。

何れの識理前し、何れの受相應して死生有りや。

頌に曰はく、

斷善根と續と、離染と退と死と生とは

唯意識の中なりと許す。死と生とは唯捨受なり

定と無心の二とに非ず。二無記に涅槃す

漸死は是と臍と心とに、最後に意識滅す

下と人と天と不生となり。斷末魔は水等なり

論じて曰はく、斷善と續善と界地の染を離ると、離染より退すると、命終と、受生

と、此六位に於ては、法爾として唯意識にして餘に非すと許す。

説く所の生の言は、應に知るべし、亦初結の中有をも攝す。

死と生とは、唯捨受とのみ相應すと許す。捨と相應する心は、明利ならざるが故なり。

餘の受は明利なれば、死と生とに順せず。

又此二時には、唯散にして定に非ず。要す有心の位にして、必ず無心に非ざればなり。

在定の心には、死生の義有るに非ず。界地別なるが故に。加行生なるが故に。能く攝益

するが故に。

亦無心にも死生の義有るに非ず、無心の位には、命必ず損ずること無きを以てなり。
若し所依の身の將に變壞せんと欲するときは、必定して還つて所依に屬する心を起して
然る後に命終す。更に餘の理無し。

又無心の者は、受生すること能はず。因無きを以ての故に、煩惱を起すことを離れては
受生すること無きが故なり。

【二無記】異熟と威儀を指す。

死有は、三性の心に通ずと説くと雖も、然も涅槃に入るものは、唯二無記なり。

若し欲界に捨の異熟有りと説くは、彼は欲界の入涅槃、心は、亦威儀と異熟との無記を具すと説く。若し欲界に捨の異熟無しと説くは、彼は欲界の入涅槃の心は、但威儀のみ有りて、異熟無しと説くものなり。

何が故に、唯無記のみ涅槃に入ることを得る。

無記は勢力微にして、心の斷に難するが故なり。

命終の位に於て、何れの身分の中に、識は最後に滅するや。

頌に命終する者は、意識と身根と、歎然として總じて滅す。若し漸に死する者ならば、

下と人と天との往くものは足と臍と心とに於て、下の如く識は滅す。

謂く、悪趣に墮するを、説いて下に往くと名く、彼の識は最後に足處に於て滅す。

若し人趣に往くものならば、識の滅は臍に於てす。若し往いて天に生ずれば、識は心處

【心の斷】涅槃を指す。涅槃は心所の斷じる位なればなり。
【何れの身分等】命終位の最後滅即ち熱氣の最後迄の活動は身體の何處の部分なりやとの問答なり。
【心處】 諸部の意

【彼】阿羅漢を指す。

に滅す。

諸の阿羅漢を、説いて不生と名く。彼の最後の心も、亦心處に滅す。

有餘師は説かく、「彼の滅は預に在り」と。

正しく命終する時、足等の處に於て、身根の滅するが故に、意識も隨つて滅す。

命終の時に臨みて、身根漸く滅し、足等の處に至りて、歎然として都て滅す。少水を以て炎石の上に置くととき、漸く滅じ漸く消えて、一處に都て盡くるが如し。

又漸に命終する者は、命終の時に臨みて、多く斷末魔の苦受の爲に逼らる。別物の名けて末魔と爲すもの有ること無し。然れども身中に於て異の支節有りて、觸るれば便ち死を致す。是を末魔と謂ふ。

若し水と火と風との隨一増盛せば、利刀の刃の如く、彼末魔に觸れ、此に因りて便ち増上の苦受を生じ、斯より久しからずして、遂に命終を致す、薪を斬るが如きを、説きて名けて斷と爲すには非ず。

斷たれて覺無きが如くなるが故に、斷の名を得。

地界は、何に緣りてか斯斷の用無き。

第四の内の災患無きを以ての故なり。

内の三災患とは、謂く、風と熱と痰にして、水と火と風との増すとき、所應に隨ひて起る。

【末魔】(Manan) 死穴と譯し、最少極としても身中に百穴ありと言ふ。

有は説かく、「此は外器の三災に似たり」と。

此斷未廢は、天の中には有るに非ず。然れども諸の天子の、將に命終せんとする時に、先づ五種の小の衰相の現ずること有り。一には、衣服嚴具、非愛の聲を出す。二には、自身の光明、忽然として昧劣となる。三には、沐浴の位に於て水滴身に著く。四には、本性驚馳なれども、一境に滯る。五には眼、本凝寂なるに數瞬動す。

此五相の現ずるとも、定んで當に死すべきには非ず。

復五種の大の衰相の現ずること有り。一には衣埃塵に染む、二には花鬘萎悴す、三には兩腋に汗出づ、四には臭氣身に入る、五には本座を棄ます。

此五相現ずれば、必定して當に死すべし。

世尊は此有情世間の生じ住し没する中に於て、三聚を建立したまふ。何をか三聚と謂ふ。

頌に曰はく、
正と邪と不定との聚は、聖と無間を造ると餘となり
論じて曰はく、一には正性定聚、二には邪性定聚、三には不定性聚なり。

何をか正性と名くる。
謂く、契經に言はく、「貪無餘斷、瞋無餘斷、癡無餘斷、一切の煩惱を、皆餘すこと無く

【三七】次に有情世間の生住滅に於ける三聚を明す。三聚とは正性定聚、(三毒を斷滅し無漏法生ず)邪性定聚(五無間業を作り墮決定)不定性定聚(不定のもの)なり。

斷せる、是を正性と名く」と。

定とは、謂く、聖なり。聖とは、謂く、已に無漏道の生ずること有りて、諸の惡法を盡さざるが故に、名けて聖と爲す。畢竟じて、離繫得を獲得せるが故に、定んで煩惱を盡すが故に、正定とは名くるなり。

諸の已に順解脱分を獲得したる者も、亦定んで涅槃を得するに、何んが正定に非ざる。

彼は後に或は邪定聚に墮するが故に、又涅槃を得るに、時未だ定まらざるが故に。預流

の者の、極七返有等の如きには非ず。又彼は未だ能く邪性を捨てざるが故に、正定と名

けず

何をか邪性と名くる。

謂く、諸の地獄と傍生と餓鬼と、是を邪性と名く。定とは、謂く、無間なり。無間を

造る者は、必ず地獄に墮するが故に、邪定と名く。

正と邪との定の餘を不定性と名く。彼は二縁を待ちて、二と成るべきが故なり。

『預流の者等』 預流の者は如何に遅くとも七生には必ず入涅槃を行との意。

阿毘達磨俱舍論卷第十

阿毘達磨俱舍論

卷第十一

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別世品第三之四

是の如く有情世間を説けり。器世間を、今當に説くべし。

頌に曰はく、

器世間を安立すること、風輪最も下に居る

其量は、廣さ無數にして厚さ十六洛又なり

次に水輪あり、深きこと十一億二萬にして

下八洛又は水なり、餘は凝結して金と成る

此水と金との輪の廣さは、徑十二洛又と

三千四百半にして、周圍は此に三倍す

論じてははく、此三千大千世界は、是の如く安立と形量とに不同ありと許す。謂く、

諸の有情の業の増上力をもて、先づ最下に於て虚空に依止して、風輪の生ずる有り。廣

【六】第四に宇宙形態論 (Cosmogony) を説きて、所住の諸有情の種と相を明す。初に三輪を説く。
【器世間】 (Instruments) 有情 (Living beings) 止住の外界有情身を内界と言ふに對す。を言ふ。

【踰繕那】(Yojana) 數量の名にして十六里を一踰繕那となす。

【大踰繕那】露形と譯し人趣中の大力を有する神名。

【金剛輪】印度の武器の一。

【熱藏】消化器の下部(腸)を言ひ、上部(胃)を生臟と言ふ。

【風の持す】印度に於て引方現象を風力により解せしなり。

【倍文】(二)に於て數量にして億即ち十萬を言ふ。

【九】比段、九山を明す。

さ無數にして、厚さ十六億踰繕那なり。是の如き風輪は、其體緊密にして、假設一の大踰繕那有り、金剛輪を以て威を奮ひて、懸に撃つに金剛は碎くること有らんとも、風輪は損すること無し。

又諸の有情の業の増上力を大雲雨は、起して風輪の上に對き、滴車軸の如くにして積れる水、輪と成る。是の如き水輪は、未だ凝結せざる位に於ては深さ十一億二萬踰繕那なり。

如何が水輪は傍に流散せざる。

有餘師は説かく、「一切有情の業力の持する所流散せざらしむ。飲食する所のもの、未だ熟變せざる時には、終に流移して、熱藏に墮せざるが如し」と。

有餘師は説かく、「風の持する所に由りて流散せざらしむ。箭の藪を持するが如し」と。有情の業力は、別の風の起るを感じて、此水を搏撃し、上は結して金と成る。熱乳の停つて上凝り、膜を成するが如し。故に水輪は減じて、唯厚さ八洛又なり。餘は轉じて金と成る。厚さ三億二萬なり。

二輪の廣さの量は、其數是れ同じ。謂く、徑十二億三千四百半なり。其邊を周圍すれば、數三倍と成る。謂く、周圍の量は、三十六億一萬三百五十踰繕那と成る。

頌に曰はく、

蘇迷盧は中に處り、次には躡健達羅と

伊沙駄羅山と、佉地洛迦山と

蘇達梨舍那と、額濕縛羯拏と

毘那怛迦山と、尼民達羅山となり

大洲等の外に於て、鐵輪圍山有り

前の七は金の所成にして、蘇迷盧は四寶なり

水に入ること皆八萬にして、妙高は出づること亦然り

餘の八は半半に下り、廣さは皆高さの量に等し

論じて曰はく、金輪の上に於て、九の大山有り。妙高山王は中に處して住し、餘の八は、

周匝して妙高山を遠れり。

八山の中に於て、前の七を内と名く、第七山の外に大洲等有りて、此外に復鐵輪圍山有

り。周匝して輪の如くに一世界を圍れり。

持變等の七は、唯金の所成にして、妙高山は四寶を體と爲す。謂く、次の如く四面の北

東南西は、金、銀、吠瑠璃、頗胝迦なり。寶の威徳に隨ひて、色、空に顯る。故に瞻部洲

の空は、吠瑠璃の色に似たり。

是の如き寶等は、何れよりか生ずる。

亦諸の有情の業の増上力もて、復大雲起り、金輪上に雨る。滴車軸の如く、積水奔り

【妙高山王】蘇迷
盧(Sumeru)の譯
にして一般に須彌
山と言ふ。諸山中
の最大の故に王と
稱す。

【頗胝迦】(Sphai
ita)水晶なり。

【種藏】寶の種とならざるべきものと云ふ意。

【數論の等】數論の世界觀にして萬有の太源たる自性には種種の法（二十三諦）を含有し、其等の法は自性に依止し展開し還元すとて世界の相をなす。

【此物】萬法を指す。

て溝つ。其水即ち衆寶の種藏と爲る。種性の實徳を具するに由り、猛風、積集して、衆くの寶類等を發生す。

是の如く水を變じて寶等を生ずる時に、因滅して果生ず。體俱有ならず。數論の轉變して成ずる所の如きには非ず。

數論は、云何が轉變の義を執するや。

謂く、有法たる自性が、常に存して餘法生ずることあり。餘法滅すること有りと執す。是の如き轉變は何の理と相違するや。

謂く、必ず有法の常住なるに、別に法の滅し法が生ずること有りと執すべきことあるべき無し。

誰か法の外に、別に有法有りと言ふや。唯即ち此法の轉變する時に於て、異相の所依たるを、名けて有法と爲すのみ。

此も亦理に非ず。

理に非ずとは何ん。

即ち是れ此物にして、而も此の如くならずと、是の如き言義は、曾て未だ聞かざる所なり。

是の如く變じて金寶等を生じ已りて、復業力に由りて別風を引起し、寶等を簡別して、攝めて聚集して、山と成り洲と成らしめ、水の甘鹹を分ちて、別して内海外海を成立せし

む。

是の如きの九山は金輪の上に住し、水に入る量は皆等しく八萬踏繕那なり。

蘇迷盧山は、水を出づることも、亦爾なれども、餘の八水水を出づること半半に漸く卑る。謂く、初の持變は、水を出づること四萬にして、乃至最後の鐵輪圍山は、水を出づること三百一十二半なり。

是の如き九山の一一の廣さの量は、各各自らの水を出づる量と同じ。

【三】 次に入海を明す。

頌に曰はく、

山の間に入海有り、前の七を名けて内と爲す

最初の廣さは八萬にして、四邊は各三倍せり

餘の六は半半に陞し、第八を名けて外と爲す

三浴又二萬、二千踏繕那なり

妙高を初と爲し、輪圍を最後として中間に入海あり。前の七を内と名く。

七の中に、皆八功德水を供す。一には甘、二には冷、三には軟、四には輕、五には清淨、

六には臭からず、七には飲む時、喉を損せず、八には飲み已りて、腹を傷めざるなり。

是の如き七海は、初の廣さ八萬なり。持變山の内邊の周量に約して、其四面に於て數ふ

ること各三倍なり。謂く、各二億四萬踏繕那と成る。

【初の廣さ】 妙高より持變山の間距離。

其餘の六海の量は、半半に陔し。謂く、第二の海の量は、廣さ四萬にして、乃至第七の量は、廣さ一千二百五十なり。

此等の周圍の量を説かざるは、煩多なるを以ての故なり。第八を外と名け、鹹水盈滿す。量は廣さ三億二萬二千なり。

【三】此段、四大洲を明す。

頌に曰はく、

中に於ける大洲の相は、南瞻部は車の如くにして

三邊は各二千あり、南邊は三半有り

東毘提訶洲は、其相半月の如くにして

三邊は瞻部の如く、東邊は三半なり

西瞿陀尼洲は、其相圓くして缺くること無く

徑は二千五百にして、周圍は此に三倍す

北俱盧は菱方なり、面は各二千にして等し

中洲に復八有り、四洲の邊に各二あり

論じて曰はく、外海の中に於て、大洲に四有り。謂く、四面に於て妙高山に對す。南瞻部洲は、北は廣く南は陔く、三邊は量等し。其相は車の如く、南邊は唯廣さ三踰繕那半にして、三邊は各二千踰繕那有り。

【金剛禪定】最後位の菩薩の禪定にして金剛三昧と云ふ。

【遮末羅】 猫牛と譯す。
【後羅遮末羅】 勝身と譯す。
【提訶】 身と譯す。
【毘提訶】 勝身と譯す。
【舍提】 誦と譯す。
【嚧怛羅漫怛里拏】 上義と譯す。
【軍拉婆】 勝邊と譯す。
【橋拉婆】 有勝邊と譯す。

唯此洲の中にのみ金剛座有り。上は地際を爲め、下は金輪に據る。一切の菩薩の將に正覺に登らんとするや、若此座の上に坐して金剛禪定を起す。餘の依及び餘の處所には、堅固なる力の能く此を持するもの有ること無きを以ての故なり。

東勝身洲は、東は極く西は廣く、三邊の量は等し。形は半月の如くにして、東は三百五十。三邊は各二千なり。

西牛貨洲は、圓くして滿月の如く、徑二千五百、周圍七千半なり。

北俱盧洲は形、方座の如く、四邊の量は等しくして、面ごとに各二千なり。等しと言ふは少しの増減も無きことを明さんが爲なり。

其洲の相に隨つて、人の面も亦然なり。

復八の中洲有り。是は大洲の眷屬なり。謂く、四大洲の側に各二の中洲有り。

瞻部洲の邊の二の中洲とは、一に遮末羅洲、二に後羅遮末羅洲なり。

勝身洲の邊の二の中洲とは、一に提訶洲、二に毘提訶洲なり。

牛貨洲の邊の二の中洲とは、一に舍提洲、二に嚧怛羅漫怛里拏洲なり。

俱盧洲の邊の二の中洲とは、一に矩拉婆洲、二に橋拉婆洲なり。

此一切の洲は、皆人の住する所なり。

有は説かく、「唯一のみ羅刹婆居す」と。

【三】次に瞻部洲の地形に就て明す

【無熱惱】阿耨達池と言ふ。

【三】次に捺落迦す。地獄の相を明す。

(三)に曰はく、

此北に九の黒山あり、雪と香醉との山の内に

無熱池あり、縦廣、五十踰繕那あり

論じて曰はく、此瞻部洲の中より、北に向へる三處に、各三重の黒山有り。大雪山有り

て、黒山の北に在り。大雪山の北に、香醉山有り。

雪の北、香の南に大池水有り。無熱惱と名け、四大河を出す。一には鞞伽河、二には信

度河、三には徙多河、四には縛芻河なり。

無熱惱池は縦廣、正等にして、面ごとに各五十踰繕那の量有り。八功德水、其中に盈

満し、通を得たる人に非ざれば、能く至るに由無し

此池の側に於て、瞻部林有り。樹の形高大にして、其果は甘美なり、

此林に依るが故に、瞻部洲と名く。或は此果に依りて以て洲の號を立つ。

(三)に曰はく、復何れの處に於て、捺落迦、大捺落迦を置くや。何れの量にして、幾く有るや。

頌に曰はく、

此下二萬を過ぎて無間あり、深さと廣さと同じ

上に七捺落迦あり、八の増あり皆十六あり

謂く、燄煨と屍糞と、鋒刃と烈河との増なり

【阿鼻旨大捺落迦】無間地獄の原語。此膽部洲の地面。

【異熟は無し】地獄には前世業の果報としての樂無きも苦受を薄らぐ意味に於ける消極的樂の交在するとの意。
【增】(Utsaḥ) 地獄の附屬の附屬庭園の如きにして四面に四増即ち一地獄に十六増あり。増の意は苦を重ねる意義。

各彼四方に住す。餘の八は寒地獄なり

論じて曰はく、此膽部洲の下、二萬を過ぎて、阿鼻旨大捺落迦有り。深さと廣さと前は同じ。謂く、各二萬なり。故に彼底は、此を去ること、四萬踰繕那なりとす。

其中に於ては、苦を受くこと間無く、餘の七大捺落迦の苦を受くこと、恆に非ざるが如きに非ざるを以ての故に、無間と名く。

且く等活捺落迦の中の如き、諸の有情の、身は種種の斫刺磨毒を被るも、而も彼は暫く涼風に吹かるるに逢へば、還活くこと本の如し。此理に由るが故に、等活の名を立つ。

阿鼻旨の中には、是の如き事無し。

有餘師の説かく、阿鼻旨の中には、樂の苦に間ること無きが故に、無間と名く。餘の地獄の中には、樂の間に起ること有り。異熟は無しと雖も、而も等流有るなりと。

七捺落迦は無間の上に在り。重累して住す。其七とは何ん。一には極熱、二には炎熱、三には大叫、四には號叫、五には聚合、六には黑繩、七には等活なり。

有が説かく、此七は、無間の傍に有り」と。

八捺落迦の増に、各十六あり。故に薄伽梵は此頌を説いて、言はく、

此八の捺落迦は、我甚だ越え難しと説く
熱鐵を以て地と爲し、周匝して鐵牆有り

四面に四門有り、闔閉するに鐵扇を以てし

巧に分量を安布せり、各十六の増有り

多百論繕那なり、中に造惡の者を滿つ

周徧して焔交徹し、猛火恆に洞然たり

十六の増とは、八捺落迦の四面の門の外に、各四所有り

一には塘煨増。謂く、此増の内には、塘煨味を洩し、有情の彼に遊びて、纒に足を下す

時、皮肉と血と俱に摧爛して墮つ。足を擧ぐれば、還生じて平復すること木の如し。

二には屍糞増。謂く、此増の内には、屍糞の泥滿ち、中に於て多くの娘矩吒蟲有り、聚

利きこと針の如く、身は白くして頭は黒し。有情、彼に遊ぶに、皆此蟲の爲に皮を斃り骨

を破り、其髓を嚼食せらる。

三には鋒双増。謂く、此増の内に復三種有り。

一には刀双路。謂く、此中に於て仰に刀刃を布きて以て大道と爲し、有情彼に遊ぶに、

纒に足を下す時、皮肉と血と俱に斷碎して墮つ。足を擧ぐれば、還生じて平復すること木の

の如し。

二には鐵葉林。謂く、此林の上には、純の鋸利なる觸刃を以て葉と爲し、有情の彼に遊

ぶに、風葉を吹きて墜し、毀體を斬刺し、骨肉零落し、鳥獸狗有り。驅擧して之を食ふ。

三には、鐵刺林。謂く、此林の上に、利き鐵の刺有り。長きこと十六指、有情の、遁ら

【塘煨増】 熱灰圍と譯す。

【娘矩吒蟲】 糞快利の蟲にして針口並とも言ふ。

【鳥獸狗】 黒まだらな狗を言ふ。

【鐵車鳥】鐵の業ある鳥なり。

れて樹に上下する時、其刺の鋒鋒は、上下して鐵刺し、鐵車鳥有りて、有情の肝膽、心肝を探り嘆み、争ひ競うて食ふ。

刀双路等の三種は殊りと雖も、鐵杖同じきが故に一増に攝す。

四には烈河増、謂く、此増の量は、廣くして中に熱鹹水を滿て、有情、中に入りて、或は浮び、或は没し、或は逆に、或は順に、或は横に、或は轉じて、蒸され煮られ、骨肉糜爛す。大なる鏝の中に灰汁を滿盛し、麻米等を置き、猛火の下に燃ゆる時、麻等が中に於て上下に廻轉し、舉體糜爛するが如く、有情も亦然り。設ひ逃亡せんと欲すとも、兩岸の上にて、諸の獄卒有りて、手に刀鋸を執り、禦捍して廻らしめ、出づることを得るに由無し。此河は灑の如く、前の三は閻に似たり。

四面に各四の増あり、故に皆十六と言ふ。此は是れ増上に刑害せらるる處なるが故に、説きて増と名く。本地獄の中にも適しく害せられ已りて、重ねて害に遭ふが故なり。有は説かく、有情、地獄より出でて、更に此苦に遭ふが故に、説きて増と爲す」と。

今此中に於て論に因りて論を生ず。

諸の地獄の卒は、是れ有情なりや不や、有は説かく、「非情なり」と。

如何が動作するぞ。

有情の業力は成劫の風の如くなればなり。

若し爾らば、云何が彼大徳法善現の説を通ぜんや。彼が頌に言ふが如し。

心に常に忿毒を懐き、好んで諸の惡業を集め

他の苦を見て欣悦するものは、死して琰魔の卒と作る

琰魔王の使なる諸の邏刹婆の、諸の有情を擲ちて、地獄に置くものを琰魔の卒と名く。是れ實の有情なり。地獄の中にて、有情を害する者には非ず。故に地獄の卒は、實の有情に非ず。

有が説かく、「有情なり」と。

若し爾らば、此惡業は何れの處にて異熟を受くるや。

即ち地獄の中なり。地獄の中にも、尙無間所感の異熟あるべきを以てなり。此は何の理

か遮せん。

若し爾らば、何に緣りて火は彼を燒かざるや。

此は定んで業力に隔礙せらるるに由るが故なり。或は異なる人種を感ずるが故に、燒か

れずと。

熱の捺落迦は、已に八有りと説けり。復餘に八の寒の捺落迦有り。

其八とは何ぞ。

一には頰部陀、二には尼刺部陀、三には頰嘶吒、四には臚羅婆、五には虎虎婆、六には

【頰部陀】 咆と譯し嚴寒迫りて皮膚を生ずる處。

【熱の等】 此項、八等地獄を明す。

【有が説】 大衆部及正量部の主張【此惡業】 獄卒の作れる惡業を指す

【尾刺部七】 炮裂と譯し、擊寒激しく身炮裂す。

【頰部七】 阿吒吒と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

【阿波部七】 阿波と譯し、苦聲の一

此中の有情の、嚴寒に逼られて、身と聲との變するに隨ひ、以て其名を立つ。此八は、瞻部洲の下の、前に説きたる如き大地獄の傍に居す。

此瞻部洲は其量、幾も無し。下に寧んぞ無間等を容受せんや。洲は殺聚の如し。上は尖りて下は潤し。是故に大海は、漸く隘く漸く深し。

上に論する所の十六の地獄の如きは、一切有情の増上業の感なり。餘の孤地獄は各別の業の招くところなり。

或は多、或は二、或は一の止まる所の差別は、多種にして處所定らず。或は江河山邊曠野に近きあり。或は地下、空及び餘處に在るあり。諸の地獄の器の安布は是の如くにして、本處は下に在れども、支派は定まらず。

傍生の住處は、謂く、水と陸と空となり。本處は大海なれども、後に餘處に流せるなり。諸の鬼の本處は珠魔王の國なり。此瞻部洲の下に於て、五百踰繕那を過ぎて珠魔王の國有り。縱廣の量も亦爾なり。此より展轉して餘處に散居し、或は端嚴にして大威徳を具し、諸の富樂を受け、自在なること天の如き有り。或は飢羸して顏貌醜陋なるも有り。

是の如き等の類は、廣く説くこと經の如し。

【三阿部七】 月に居す所の量等の義とは、

【三阿部七】 月に居す所の量等の義とは、

【三阿部七】 月に居す所の量等の義とは、

【三阿部七】 月に居す所の量等の義とは、

【三阿部七】 月に居す所の量等の義とは、

日月は迷盧の半にあり。五十一と五十となり

夜半と日没と中と、日出と四洲等し

雨際第二月の、後の九より夜漸く増す

寒の第四も亦然り。夜滅すれば晝此に融す

晝夜に臘縛を増す。南北の路を行く時なり

日に近きて自ら影覆ふ。故に月輪の缺くるを見る

論じて曰はく、日月衆星は何に依りてか住する。

風に依りて住す。謂く、諸の有情の業の増上力は共に風を引き起し、妙高山を遊り、空中に旋環し、日等を運持して停墜せざらしむ。

彼の住する所は、此を去ること幾踰繕那なるや。

持雙山の頂にして、妙高山の半に齊し。

日月の徑の量は幾踰繕那なるや。

日は五十一にして、月は唯五十なり。星の最も小なるは、唯一俱盧舍にして、其最も大

なる者は十六踰繕那なり。

日輪の下面の頗胝迦寶は、火珠の所成にして、能く熱し能く照す。

月輪の下面の頗胝迦寶は、水珠の所成にして、能く冷し能く照す。

有情の業増上に隨ひて生ずる所にして、能く眼身果華稼穡藥草等の物に於て、其所應の

【俱盧舍】(Yojana) 數量にして五百尺を言ふ。
【頗胝迦寶】(Sphatikam) 水晶なり。

【雨際等】印度に於て一年を三分し熱際、雨際は三月半より七月半、寒際は七月半より十一月半、寒際は十一月半より三月半に至る期間を言ふ。従て雨際は二月の後半とは九月半を言ふ。

【臘縛】(Lava) 時を三十時間、一晝夜間を半呼栗多と言ふ、臘縛は一牟呼栗多の三十分の一

如く、益を爲し損を爲す。

唯一の日と月と普く四洲に於て所作の事を作す。

一日の作す所の事は、四洲同時と爲んや不や。

爾らず。

云何。

北洲の夜半は東洲の日没、南洲の日中は西洲の日出なり。

此四は時等し、餘は例して應に知るべし。

日の、此洲を行くや路に差別有り、故に晝夜をして減有り増有らしむ。

雨際第二月の後半の第九日より、夜漸く増し、寒際の第四月の後半の第九日より夜漸く減す。晝の増減する位は、此と相違し、夜の漸く増す時、晝は便ち漸く減じ、夜若し漸く減すれば、晝は則ち漸く増す。

晝と夜との増す時、一晝夜は増すこと幾なるや。

一の臘縛を増す。晝夜の減すること亦然り。

日の此洲を行くに、南に向ふと北に向ふとにて、其次第の如く、夜増し晝増す。

何が故に、月輪は、黒半の末白半の初位に於て、缺くること有るを見るや。

世の施設の中に、是の如きの釋を作す。月の宮殿、行いて日輪に近づくを以て、月は日輪の光を被りて日照せられ、餘の邊は影を發して、自ら月輪を覆ひ、爾時に於て見ること

【黒半の末】月の後半（印度曆にては月の前半）即ち十六日以後を黒半と言ひ、其末は晦日に當る。白半は其逆なり。

【先舊の師】無著一派を指す。次に天器及び諸天の相を明す

【辯教】層は須彌山と繞るれが四層を示すの意、級は其高さの高俯の級差を言ふ。

【幾くの等】此項妙高山の四層級を明す。

【十千】十進法に依り一萬の意。

圓滿ならざらしむと。

先舊の師は釋すらく、「日月輪は、行度同じからずして、圓缺有ることを現す」と。

日等の宮殿には、何の有情居するや。

四大天王所部の天衆なり。

此諸の天衆は、唯此にのみ住するや。

若し空居天ならば、唯是の如き日等の宮殿に住し、若し地居天ならば、妙高山の諸の層級等に住す。

幾くの層級有りや。其量は云何。何等の諸天が何れの層級に住する。

頌に曰はく、

妙高の層に四有り、相去ること各十千なり

傍に出づること十六千と、八と四と二千との量なり

堅手と及び髻と、恆橋と大王等と

次の如く四級に居す。亦餘の七山にも住す

論じて曰はく、蘇迷盧山に、四の層級有り。初は水際より第一層を盡すまで、相去ること十千踰繕那の量あり。是の如くにして、乃至第三層より第四層を盡すまでも、亦十千の量あり。

【經】長阿含二十
世記經四天王品、
切利天品。

【三十三天等】此
項三十三天を明す

此四の層級は、妙高山より傍らに出で、圍遶して其下半を盡す。最初の層級は、出づること十六千なり。第二第三第四の層級は、其次第の如く八と四と二千となり。

藥叉神有り。名けて堅手と爲し、初の層級に住す。持鬘と名くる有り、第二の級に住す。恆橋と名くる有り、第三の級に住す。

此三は皆是れ四天王所部の天衆なり。

第四の層級は、四大大天王及び諸の眷屬の、共に居止する所なり。故に經には、此に依りて四大大王衆天と説く。

妙高山の四の外層級に、四大大王衆及び眷屬の居するが如く、是の如く持鬘、持軸山等の七金山の上にも、亦天の居する有り。是は四大大王の所部の封邑なり。是を地に依りて住する四大大王衆天と名く。欲の天の中に於て此天は最も廣し。

三十三天は、何れの處にか住在する。

頌に曰はく、

妙高の頂は八萬にして、三十三天居す

四の角に四峯有り、金剛手の住する所なり

中に宮あり善見と名く、周り萬躡繚那あり

高さ一半の金城あり、地を雜飾して柔軟なり

中に殊勝の殿有りて、周り千躡繚那なり

外に四の苑莊嚴す、衆車と鑿と糞と喜となり
妙地、四方に居して、相去ること各二十なり

東北に園生樹あり、西南には善法堂あり

論じて曰はく、三十三天は、迷盧の頂に住す。其頂の四面は、各八十千にして、下の四邊と其量別無し。

有餘師は説かく、周は八十千なり。別に四邊を説けば、各唯二萬なり」と。

山頂の四の角に各一峯有り。其高廣の量は、各五百有り。藥叉神有り。金剛手と名け、中に於て止住し、諸天を守護す。山頂の中に於て宮有り。善見と名く。面ごとに二千半にして、周は萬踰繕那なり。

金城の量は、高さ一踰繕那半あり。其地は平坦にして亦眞金の所成なり。俱に百一の雜寶を用て嚴飾し、地は觸るるに柔軟なること如羅綿の如く、踐躡する時に於て足に隱ひて高下す。是れ天帝釋の所都の大城なり。

其城の中に於て、殊勝の殿有り。種種の妙寶具足し莊嚴し、餘の天宮を蔽ふ。故に殊勝と名く。面ごとに二百五十にして、周は千踰繕那あり。

是れ城中の諸の可愛の事と謂ふ。

城外の四面に、四苑ありて莊嚴す。是れ彼諸天の共に遊戯する處なり。一には衆車苑、二には鑿惡苑、三には雜林苑、四には喜林苑なり。

【新羅綿】(Tulsi) (in) 綿のこと。

此を外飾と爲して、大城を莊嚴す。

四苑の四邊に、四の妙地有り。中間に各苑を去ること、二十踰繕那なり。是は彼諸天の勝れたる遊戯の處なり。諸天は彼に於て稱勝し歡娛す。

城外の東北に、圓生樹有り。是は三十三天の欲樂を受くる勝處なり。諸根深くして廣く、五踰繕那あり。聳幹上に昇り、枝條傍に布く。高さと廣さとの量は等しく、百踰繕那なり。挺葉開華妙香芬馥として、風に順ひて薰すること百踰繕那に滿ち、若し風に逆ふ時も猶五十に遍し。

【三六】次に風の順逆と薰香の遠近に就て問答分別を明す。

【樹の界】樹枝の擴がれる範圍なり

【近處】五十由旬のこと。

【自の地】今は薰華の地(四大の一)大の意。

【三六】次に風の順逆と薰香の遠近に就て問答分別を明す。

風は順はば爾るべし。云何が逆うて薰するや。

有餘師言はく、「香は逆薰の義無し。樹の界を越えざるに依るが故に、逆薰と説く」と。

理として實に圓生には、是の如き徳有りて、流す所の香氣は、能く風に逆うても薰す。

天の和風の力に擁遏せらると雖も、然も能く相續して餘方に流趣し、漸く劣に漸く微にして、近處に便ち歇む。能く遠く至ること順風に薰するが如くには非ず。

是の如き華香は、自の地に依りて風に隨ひ、相續して餘方に轉至すと爲んや。但薰せる風、別に香氣を生ずと爲んや。

此義は定無し。諸の軌範師は、此二門に於て俱に失無しと許す。

若し爾らば、何が故に薄伽梵は言へるや。

【是説】 雜阿含三十八所説の頌を指す。

【時に集る】 半月の八日、十四日、十五日の三日に天衆集合して法説するを言ふ。

【是の如く等】 此項、空居天の相を明す。

【前に説く】 本論第八卷。

【是の如く説く等】 此項六欲天の行姪性交の相を明す。

華香は風に逆うて薫する能はず、根莖等の香も亦復爾り

善士の功德の香は芬馥として、風に逆うても美を流して諸方に遍す

人間の香に據るが故に、是説を作す。世に共に是の如きの能無しと了するを以てなり。

化地部の經は説く、此香氣は、風に順じて薫ぜば、百論繕那に満ち、若し風無き時には

唯五十に遍す。

外の西南の角に善法堂有り。三十三天、時に集りて彼に於て、如法、不如法の事を詳論す。

是の如く已に三十三天所居の外器を辯ぜり。餘の有色の天衆所住の器は云何。

頌に曰はく、

此上に有色の天あり、空に依れる空殿に住す

論じて曰はく、此前に説く所の三十三天の上に、有色の諸天ありて、空に依れる宮殿に住す。

云何が上の有色の諸天と名くるや。

謂く、夜摩天、覩史多天、樂變化天、他化自在天、及び前に説く所の梵衆天等にして、

十六處有り。前に并せて合して二十二天有り。皆外器に依る。

是の如く説く所の諸の天衆の中にて、

頌に曰はく、

是の如く説く所の諸の天衆の中にて、

頌に曰はく、

是の如く説く所の諸の天衆の中にて、

【初の二の】四天
下と三十三天を指す。

【世施設】施設足
論中の一部門なり

【彼諸天等】此項
諸天の初生を明す

【五、六、七等】
五とは四天王諸天
六は三十三天、七
は夜摩天、八は兜
率天、九は樂變天、
十は化乐天、十一
は他化自在天、十
二は初生の相なり。
此數は人趣有
情の歳壽なり。

六の欲を受くるは交と抱と、執手と笑と視との姪なり

論じて曰はく、唯六欲天のみ妙欲の境を造る。中に於て初の二の地に依りて居する天は、
形交はりて姪を成すること人と別無し。然れども風氣泄らば、熱惱便や除く。人間の如く
餘の不淨有るには非ず。

夜摩天は衆は纔に抱きて姪を成す。觀東多天は、但手を執るに由る。樂變化天は、相向
ひて笑む。他化自在は相視て姪を成す。

毘婆沙師は、是の如き釋を作さく、「六天は皆形交はるを以て姪を成す。世施設の中に、
相抱く等と説くは、但彼時の量の差別を顯さんが爲なり」と。

以上の諸天は、欲境轉妙に、貪心轉捷し。故に之をして然らしむ。
彼諸天の男女の膝の上に童男童女、歡爾として化生すること有るに隨ひて、即ち説きて

彼天の所生の男女と爲す。
初生の天衆の身の量は云何。

頌に曰はく、

初は五より十に至るが如く、色は圓滿にして衣有り

論じて曰はく、且く六欲の諸天の初生は、次の如く五、六、七、八、九、十歳の人の如
く、生じ已りて身形速かに成滿することを得。

色界の天衆は、初生の時に於て身量周圍にして、妙なる衣服を具ふ。

【欲と等】此項、
欲生と樂生とを明
す。

【覺前】宿業所
感の現在の欲の意
【下の四天】王天
三十三天、夜摩天
兜率多天を言ふ。

【樂】 意樂の意。

一切の天衆は、皆聖言を作す。謂く、彼言詞は中印度に同じし。
欲と樂との生の別は、云何が應に知るべき。
應に曰はく、
欲生の三は人と天となり、樂生の三は九處なり

論じて曰はく、欲生の三とは、諸の有情の、樂うて現前の諸の妙欲の境を受くる有り。

彼は、是の如き現の欲境の中に於て、自在に轉ず。謂く、全この人趣及び下の四天なり。
諸の有情の、樂うて自化の諸の妙欲の境を受くる有り。彼は自化の妙欲の境の中に

於て自在に轉ず。謂く、唯第五の樂變化天なり。

諸の有情の、樂うて他化の諸の妙欲の境を受くる有り。彼は他化の妙欲の境の中に
於て、自在に轉ず。謂く、第六の他化自在天なり。

生の如き現前の欲境を受くるに依るが故に。樂の如きの自化の欲境を受くるに依るが故
に、樂の如きの他化の欲境を受くるに依るが故に、欲界の中に於て欲生の差別三種を分別
す。

樂生の三とは、三靜慮の中の九處の生に於て三種の樂を受く。謂く、彼は離喜樂と、定
より生ずる喜樂と、喜を離れたる樂とに安住するが故に、長時安住し、長時離苦し、長時
受樂するが故に、樂生と名く。

【説く所等】此項
天器の遠近を明す

【下處に等】此項
下天の上昇の相を
明す。

靜慮の中間に生じては、都て喜樂無し。應に思ふべし。何が故に亦樂生天と號けんや。
説く所の諸天の二十二處は、上下相去ること、其量云何。
頌に曰はく、

彼下を去る量の如く、上を去る數も亦然り。

論じて曰はく、一一の中間の躡躡那の量は、易く數ふべきに非ず。但總じて彼の下を去る量を擧ぐべし。上を去ることも例して然なり。

何れの天よりも下海を去る量に隨つて、彼の上に至る所、下を去ると同じ。謂く、妙高山の第四の層級より、下の大海を去ること四萬躡躡那なり。是は四大王の本所住の處にして、彼より上の三十三天を去ることも、亦彼天の下海を去るが如し。三十三天の下の大海を去るが如く、上夜摩天を去ることも、其量は亦爾り。

是の如くにして、乃至、善見天の、下の大海を去る躡躡那の量の如く、彼より上色究竟天を去ることも亦彼天の下海を去ると等し。

此より上に向ひては、復所居無し。此處は最も高ければ色究竟と名く。

有餘師は説かく、「彼を礙究竟天と名く」と。彼は、礙の名は、積集の色に目け、彼礙の盡くるに至りて、究竟の名を得と謂ふものなり。

下處に生れて、昇りて上を見るや不や。

頌に曰はく、

通力と他に依るとを離れては、下は昇りて上を見ること無し
 論じて曰はく、三十三天は、自の通力に由りて、能く本處より夜摩天に昇る。或は復他
 に依る。謂く、得道の者、及び上天の衆に接れて、夜摩に往くなり。所餘の諸天の上に昇
 るも例して爾なり。

若は來り若は至るときは、下なりとも上天を見る。

然るに下の眼は、上昇上地を觀ること能はず。其境界に非ざるが故なり。彼觸を覺せ
 ざるが如し。

是故に、上地より下地に來る時は、自身處るに非ず。要す下地の化を作すなり。

有餘部は説かく、「彼下地の天は、樂に隨ひて亦能く上地の色を見ること、此界に生じて
 下より上天を見るが如し」と。

夜摩等の天宮の依處の量は幾くか有る。

有餘師は説かく、「此上の四天の依處の量は、妙高山の頂に同じ」と。

有餘師は説かく、「上は倍倍に増す」と。

有餘師は言ふ、「初靜慮地の宮殿の依處は、一の四洲に等し、第二靜慮は小千界に等しく、
 第三靜慮は、中千界に等しく、第四靜慮は大千界に等し」と。

有餘師は言ふ、「下の三靜慮は次の如く、量は小中大千に等しく、第四靜慮の量は無邊際
 なり」と。

【有餘部等】 大衆
 部の異説

【夜摩等】 此項、
 夜摩等の天宮の量
 を明す。

【三六】次に千世界
中、小を明
す。

【後】 次の第十二
卷。

【三六】次に有情の
身量に就いて明す

(三七) どの量に齊しきを、小中大千と説くや。

頌に曰はく、

四大洲と日月と、蘇迷盧と欲天と

梵世と各一千なるを、一小千界と名け

此小千の千倍を、説いて一中千と名け

此の千倍は大千なり、皆同一に成壞す

論じて曰はく、千の四大洲と、乃至梵世と、是の如きを總じて説いて一の小千と爲す。

小千を千倍せるを、一の中千界と名く。

千の中千界を、總じて一の大千と名く。

是の如き大千は同じく成じ同じく壞す。同じく成じ壞する相は後に當に廣く辯ずべし。

(三八)

外器の量の別なるが如く、身量も亦別なるや。

亦別なり。

云何。

頌に曰はく、

瞻部洲の人の量は、三肘半と四肘となり

東西北洲の人は、倍倍に増すこと次の如し
欲天の俱盧舍の、四分にして一に増す

色天は踰繕那にして、初の四は半半を増し

此上は倍倍を増す、唯無雲は三を減す

論じて曰はく、瞻部洲の人の身は、多くは長三肘半なれども、中に於て少分は長四肘有

り。東勝身の人の身は長八肘にして、西牛貨の人は長十六肘、北俱盧の人は三十三肘なり。

欲界の六天の最下の身量は、一俱盧舍の四分の一なり。

是の如く後後は、一一に分に増して第六天に至りては、身は一俱盧舍半あり。

色天の身量は、初の梵衆天は半踰繕那なり。梵轉は全の一なり、大梵は一半なり。少光

は、一の全なり。

此上の餘の天は、皆増すこと倍倍なるも、唯無雲のみ三踰繕那を減す。謂く、無量光

天は、倍増して二より四に至り、乃至色究竟は、増して萬六千に滿つ。

身量既に殊り、壽量も別なりや不や。

亦別なり。頌に曰はく、

北洲は定んで千歳なり、西と東とは半半に減す

此洲は壽不定なり、後は十にて初は量り直し

【三肘半】一肘は
一尺八寸なるを以
て五尺四寸なり。

【最下】四天王天
を指す。

【一俱盧舍】(一六三
五)一里八町二十
間に當ると言ふ。

【全の一】全一踰
繕那の意。

【九】次に有情の
壽量の各種を明す

人間の五十年は、下天の一晝夜なり

斯に乗じて壽五百なり、上の五は倍倍に増す

色には晝夜の殊り無し、劫數は身量に等し

無色は初に二萬なり、後は二二を増す

少光の上と下との天は、人の全と半とを劫と爲す

論じて曰はく、北俱盧洲の人は、定壽千歲なり。西牛貨の人は壽五百歲なり。東勝身の

人は壽二百五十歲なり。南瞻部の人の壽には定限無し。劫波の最後には極壽十年なるも、

劫初の時に於ては人壽無量にして、百千等の數計量すること能はず。

已に人間の壽量の長短を説けり。要す先づ天上の晝夜を建立して、方に天の壽の短長を

算計すべし。

天上には云何が晝夜を建立する。

人の五十歲を、六天の中にて最も下に在る天の一晝一夜と爲す。斯晝夜を乘ずること三

十にして月と爲し、十二月を歲と爲して、彼の壽は五百年なり。

上の五の欲天は、漸く俱に倍増す。謂く、人の百歲を第二天の一晝一夜と爲し、此晝夜

に乗じて、月及び年を成じて彼の壽は千歲なり。

持變以上には、日月并に無し。彼天は如何が晝夜を建立する。及び光明の事は、何に依りて、成ずることを得るや。

華の開くと合するに依りて晝夜を建立す。拘物陀、鉢特摩等の如し。又よ、鶻の鳥の鳴くと静まるとの差別に依り、或は天衆の寤と寐との不同に依る。自身の光明に依りて、外の光明の事を成ず。

已に欲界の天の壽の短長を説けり。

色界の天の中には、晝夜の別無し。但劫數を以て壽の短長を知る。

彼劫壽の短長は、身量の數と等し。謂く、若し身量半踰繕那ならば、壽量も半劫、若し彼の身量、一踰繕那ならば、壽量も一劫にして、乃至身量の長萬六千ならば、壽量も亦同じく萬六千劫なり。

已に色界の天の壽の短長を説けり。

無色の四天は、下より次の如く壽量、二、四、六、八萬劫なり。

上に説く所の劫は、其量云何。壞と爲んや、成と爲んや、中と爲んや、大と爲んや。

少光以上は、大の全を劫と爲し、自下の諸天は大の半を劫と爲す。即ち此に由るが故に、大梵王は梵輔天に過ぐるに壽一劫半なり。謂く、成住壞各二十中劫なるを以て、六十中劫を、一劫半と爲すなり。故に大の半の四十中劫を以て、下の三天の所壽の劫量と爲す。已に善趣の壽量の短長を説けり。

【大の全】一大劫の全體の意。
【已に善趣等】此頌、惡趣(地獄、餓鬼、畜生)の有情の壽量を明す。

【等活等】等活、
黑繩、衆合、號叫、
大叫、炎熱の六火
地獄。

【大龍の八】難陀、
跋難陀、婆伽羅、
和修吉、德叉迦、
阿耶婆達多、摩耶
斯、優婆塞の八大
龍王。

惡趣は云何。頌に曰はく、

等活等の上の六は、次の如く欲天の壽を以て

一晝夜と爲す、壽量も亦彼に同じ

極熱は半中劫なり、無間は中劫の全なり

傍生の極は一の中なり、鬼は月を日として五百なり

類部陀の壽量は、一の婆訶の麻の

百年に一を除いて盡くるが如く、後後は倍すること二十なり

論じて曰はく、四天王等の六欲天の壽を、其次第の如く、等活等六捺落迦の一晝一夜と

爲し、壽量は次の如く、亦彼天に同じ。謂く、四大王の壽量の五百を、等活地獄に於ては

一晝一夜と爲し、此晝夜に乗じて月及び年を成じ、是の如き年を以てして、彼の壽は五百

なり。乃至他化の壽の萬六千を炎熱地獄に於ては、一晝一夜と爲し、此晝夜に乗じて、月

及び年を成じ、彼壽は斯の如くにして萬六千歳なり。極熱地獄の壽は半中劫なり。無間地

獄の壽は一の中劫なり。

傍生の壽量は、多くは定限無し。若し壽の極めて長きにありては、亦一中劫なり。謂く、

難陀等の諸大龍王なり。故に世尊言はく、大龍に八有り。皆住すること一劫にして、能く

大地を持す」と。

鬼は人間の一月を以て一日と爲し、此に乗じて月と歳とを成じ、壽は五百年なり。

【世尊等】 長阿含十九。

【巨勝】 (Titha) 胡麻の異名。

【此諸等】 此項、中天を明す。中天とは定壽を完了せずにして早世するを言ふ。

【一生所繫】 觀史多天に住し、一生だけの繫縛により未だ成佛せざる菩薩なり。

【最後有】 無學果を得、小乘の理想、灰身滅智に入る有なり。

寒那落迦は云何なる壽量ぞ。

世尊、喩に寄せて彼の壽を顯して言はく、「此の如き人間の、佉梨二十にして摩竭陀國の一麻婆訶の量を成じ、巨勝を置いて其中の半滿する有らんに、設し復、能く百年に一を除く有らんに、是の如き巨勝は、盡くる期有ること易し。頰部陀に生せるものの壽量は、盡き難し。」と。

此が二十倍を、第二の壽と爲し、是の如く後後は二十倍を増す。是を八寒地獄の壽量と謂ふ。

此諸の壽量に中天有りや。頰に曰はく、

諸處は中天有り、北俱盧洲を除く

論じて曰はく、諸處の壽量は、皆中天有り。唯北俱盧のみは、定んで壽千歲なり。

此は處に約して説くものにして、別の有情には非ず。別の有情には、中天せざるもの有るが故に。謂く、觀史多天に住する一生所繫の菩薩と及び最後有と、佛の記したると佛の使と隨信法行と菩薩と輪王との母の、後二を懷める胎時と、此等は應の如く皆中天無し。

阿毘達磨俱舍論卷第十一

阿毘達磨俱舍論

卷第十二

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別世品第三之五

【四】第五に器世間即ち世界の成立破壊の相を説く。初に色と時の量。【二】量。陰繕那と歳壽等の量即ち時空の量。

是の如くにして、已に陰繕那等に約して、器世間と身との量の差別を辯じ、年等に約して、壽量に殊有ることを辯じたれども、二量の不同は未だ説かず。應に説くべし。此二の建立は、名に依らずと云ふこと無し。

前の二及び名、未だ極少を詳にせず。今應に先づ三の極少の量を辯ずべし。頌に曰はく、

極微と字と刹那とは、色と名と時との極少なり

論じて曰はく、諸の色を分析して一極微に至る。故に一極微は、色の極少と爲す。

是の如く諸の名と及び時とを分析して、一の字と刹那とに至るを、名と時との極少と爲す。一字の名とは、瞿の名を説くが如し。

何等をか名けて一刹那の量と爲す。

【或は等】一物質の位置の變化を許すならば、其法が一極微を過ぐるに要する時間を刹那と言ふ。行変とは位置を變じ行くこと。
【已に等】此項、空間(色)の量に就いて明す。

【微】(Am)阿彌とも譯し、七極微(物質の最小限の單位)の集合を言ふ。
【金塵】(Joharitas)銅塵とも譯さる。舊譯には鐵塵。
【隙遊塵】は隙光

衆緣の和合して、法の自體を得る頃なり。

或は對法有りて、一極微を行度す。

對法の諸師は説かく、「壯士の一の疾く彈指する頃の如き、六十五の刹那あり」と。

是の如きを名けて一刹那の量と爲す。

已に三の極少を知んぬ。前の二量は云何。

今日く前の踰繕那等を辯せん。

母に曰はく、

極微と微と金と水と、兔と羊と牛と隙塵と

蟻と虱と麥と指節と、後後は七倍を増す

二十四跰は肘なり、四肘を弓の量と爲す

五百は俱盧舍なり、此の八は踰繕那なり

論じて曰はく、極微を初と爲し、指節を後と爲す、應に知るべし、後後は皆七倍にして増す。謂く、七極微を一の微の量と爲し、微を積みて七に至るを一の金塵と爲し、七の金塵を積みて水塵の量と爲し、水塵を積みて七に至るを一の兔毛塵と爲し、七の兔毛塵を積みて一の羊毛塵の量と爲し、羊毛塵七を積みて一の牛毛塵と爲し、七の牛毛塵を積みて隙遊塵の量と爲し、隙塵の七を蟻と爲し、七の蟻を一の虱と爲し、七の虱を蠶麥と爲し、七の蠶麥を指節と爲し、三節を一指と爲す。世に極成する所なり。是故に頌の中に於て別に

中塵とも譯し、空中遊塵の小塵が日光に影ずるを言ふ

【是の如く等】此項、時間の量に就いて明す。

【牟呼栗多】(Muhurita) 須臾の原語

分別せず。

二十四指を備に布いて肘と爲し、腕に四肘を積みて弓と爲す。謂く、尋なり。堅に五百の弓を積みて一俱盧舍と爲す。一俱盧舍は、是れ村より阿練若に至る中間の道の量なりと許す。

八俱盧舍を説いて一踰繕那と爲す。

是の如く已に踰繕那等を説けり。今當に後の年等の量の別を辯すべし。

頌に曰はく、

百二十の刹那を、恒刹那の量と爲し

臘縛は此の六十なり、此の三十は須臾なり

此が三十は晝夜なり、三十の晝夜は月なり

十二月を年と爲す、中に於て半は夜を減す

論じて曰はく、刹那の百二十を一の恒刹那と爲し、六十の恒刹那を一の臘縛と爲し、三十の臘縛を一の牟呼栗多と爲し、三十の牟呼栗多を一の晝夜と爲す。此晝夜は、有時には

増し、有時には減じ、有時には等し。

三十の晝夜を一月と爲し、十二月を總じて一年と爲す。

一年の中に於て、分つて三際と爲す。謂く、寒、熱、雨なり。各四月有り。

十二月の中にて、六月は夜を減す。一年の内、夜は總じて六を減するを以てなり。

【智者】 佛教徒を指す。

【四】 次に時間(劫及び四劫)の推移に基づく變化の相を明す。

是の如くなる故は如何。

右頌に曰はく、

寒と熱と雨との際の中に、一月と半と已に度して所餘の半月に於て、智者は夜の滅するを知ると

(四) 是の如く已に刹那より年に至るまでを辯ぜり。劫の量の不同を今次に當に辯ずべし。

頌に曰はく、

應に知るべし四劫有り、謂く壞と成と中と大となり

壞は獄に生ぜざるより、外器の都て盡くるに至る

成劫は風の起るより、地獄に初めて生ずるに至る

中劫は無量より滅じて、壽の唯十なるに至る

次に増減に十八あり、後は増して八萬に至る

是の如く成じ已りて住するを、中の二十劫と名く

成と壞と壞し已りて空なるとは、時皆住劫に等し

八十の中は大劫なり、大劫の三無數なるあり

論じて曰はく、壞劫と言ふは、謂く、地獄の有情の、復生せざるときより、外器の都て盡くるに至るまでなり。

【地獄等】世界の壞する際是有情界の最下處より初る即ち地獄に有情の生ぜざるを壞劫の初となすとの意。

【無師法外等】壞劫の際には師なくも自然に有情は上界に生ずるとの意【離生喜樂】初禪の特性なり。

壞に二種有り。一は趣壞にして、二は界壞なり。復二種有り。一は有情壞にして、二は外器壞なり。

謂く、此世間は、二十中劫の住を過ぎければ、此より復住の二十に等しき壞劫、便ち至ること有り。

若し時に地獄の有情の、命終して復新に生ずること無きを、壞劫の始と爲し、乃至地獄に一の有情無ければ、爾時を名けて、地獄已に壞せりと爲す。諸の、地獄の定受業有る者は、業力引いて他方の獄中に置く。

此に由りて傍生鬼趣を准知せよ。然れども、各先づ本處に住する者を壞す。人天羅居の者は、人天と同じく壞す。

若し時に人趣にて、此洲に一人ありて、無師、法然に初靜慮を得、靜慮より起ちて是の如きの言を唱ふ、「離生喜樂甚だ樂し、甚だ靜なり」と。

餘人聞き已りて皆靜慮に入り、命終して并に梵世の中に生ずることを得、乃至此洲に、有情都て盡きなば、是を已に瞻部洲の人を壞すと名く。

東西二洲は、此に例して應に説くべし。北洲にては、命盡きて欲界の天に生ず。彼には能く定に入りて、欲を離るること無きに由る。

乃至人趣に一の有情無きときは、爾時を名けて人趣已に壞すと爲す。

若し時に、天趣にて、四大王天の隨一が、法然に初淨慮を得、乃至并に梵世の中に生ることを得、爾時、彼天の有情は、都て盡く。是を已に大王衆天を壞すと名く。

餘の五欲天は、例して此説に同じ。

乃至欲界に一の有情も無きを、欲界の中の有情已に壞すと名く。

若し時に梵世の隨一の有情が、無師法然に二靜慮を得、彼定より起ちて、是の如き言を唱ふ。定生の喜樂は、甚だ樂しく甚だ靜なり」と。

餘の天聞き已りて皆彼靜慮に入り、命終して并に極光淨天に生ずるを得、乃至梵世の中に、有情の都て盡くれば、是の是きを已に有情を壞すと名く。

唯器世間のみは、空曠にして住す。餘の十方界の一切有情の、此三千世界を感ずる業の盡くれば、此に於て、漸く日の日輪の現すること有り、諸海乾き竭き、衆山洞然として、洲渚三輪、并に焚燒するに従ふ。風猛焰を吹いて、上の天宮を燒き、乃至梵宮も灰燼を遺すこと無し。自地の火焰のみ自地の宮を燒く。他地の突の能く他地を壞するに非ず。相引起するに由るが故に、是言を作すのみ。下の火風飄へりて、上地を焚燒すと。謂く、世界の火の猛焰、上昇して縁と爲り、色界の火焰を引生ず。餘の災も亦爾なり。應の如く當に知るべし。

是の如くにして、始め地獄の漸く減ずるより、乃至器の盡くるまでを、總して壞劫と名く。

【定生の喜樂】 二
禪の特性。

言ふ所の成劫とは、謂く、風の起るより、乃至地獄に始めて有情の生ずるまでなり。謂く、此世間の災に壊せられ已りてより、二十の中劫は、唯虚空のみ有り。此長時を過ぎて、次に應に復佳の二十に等しき成劫の、便に至ること有るべし。一切の有情の、業の増上力にて、空中に漸く微細の風の生ずること有り。是れ器世間の將に成ぜんとする前相なり。風漸く増盛して、前に説きたる所の如き風輪水金輪等を成立す。

然るに初に大梵王宮乃至夜摩宮を成立して、後に風輪等を起す。是を外の器世間を成立すと謂ふ。

初に一の有情の、極光淨より没して大梵の處に生じ、大梵王と爲る。後諸の有情も亦彼より歿して、梵輔に生ずる有り、梵衆に生ずる有り、他化自在天宮に生ずる有り。漸に下りて、乃至人趣の俱盧と牛貨と勝身と瞻部とに生じ、後に餓鬼、傍生、地獄に生ず。

法爾として後に壞するものは、必ず最初に成す。

若し初めて一の有情の、無間獄に生ずるとき、二十の中劫は、應に知るべし、已に滿ちぬと。

此後復二十の中劫有るを、成じ已りて住すと名く。而も次第にして起る。謂く、風起り器世間を造りてより、乃至後時に有情漸く住す、此洲の人の壽、無量の時を経。

【法爾として等】壞劫の際の作用の次第順序即ち壞するは下より上に成ずるは上より下にとの規定は法然(自然)に決定すとの意。【此後等】此項、住劫の相を明す。

住劫の初に至り、壽方に漸く減じ、無量より減じて、極、十年たるに至るを、即ち名けて初の一の住中劫と爲す。

此後の十八は、皆増減有り。謂く、十年より増して八萬に至り、復八萬より減じて十年に至る。爾るを乃ち名けて第二の中劫と爲す。

次後の十七は、例して皆是の如し。

十八の後に於て、十歳より増して極、八萬歳に至るを、第二十劫と名く。

一切の劫増は、八萬を過ぐる事無く、一切の劫減は唯極十年なり。

十八劫の中の一増一減の時量は、方に初の減と後の増とに等し。故に二十劫の時量は皆等し。此を總じて名けて、成じ已りての住劫と爲す。

所餘の成と壞と及び壞し已りての空なるとは、並に減と増との二十の差別無し。然れも、時量の住劫と同じきに由りて、住に准じて、各二十の中劫を成するなり。

成の中の初の劫に、器世間を起し、後の十九の中に、有情漸く住す。壞の中の後の劫の、器世間を減し、前の十九の中に、有情漸く捨す。

是の如く説く所の成住壞空、各二十の中を、積みて八十と成し。總じて此八十は大劫の量を成す。

劫の性は、是れ何ん。

謂く、唯五蘊なり。

【劫の性等】劫の體に就いて明す。

【經】 增一阿含十

【阿僧企耶】 (Asa

nikaya) 無數と

譯す。

經に説かく、「三劫阿僧企耶、精進修行して方に佛と成るを得たり」と。前に説きたる所の四種の劫の中に於て、何の劫を積みてか三劫無數を成ぜん。

前の大劫を累ねて十百千と爲し、乃至積みて三劫無數を成す。既に無數と稱す。何んが復三と言ふ。

無數の言は、數ふべからざることを顯すに非ず。解脫經に六十數を説く中、阿僧企耶は是れ其一數なり。

云何なるか六十なる。

彼經に言ふが如し。一のみ有りて餘無き數を始めて一と爲し、十の一を十と爲し、十の十を百と爲し、十の百を千と爲し、十の千を萬と爲し、十の萬を洛叉と爲し、十の洛叉を度洛叉と爲し、十の度洛叉を俱胝と爲し、十の俱胝を末陀と爲し、十の末陀を阿庾多と爲し、十の阿庾多を大阿庾多と爲し、十の大阿庾多を那庾多と爲し、十の那庾多を大那庾多と爲し、十の大那庾多を鉢羅庾多と爲し、十の鉢羅庾多を大鉢羅庾多と爲し、十の大鉢羅庾多を矜羯羅と爲し、十の矜羯羅を大矜羯羅と爲し、十の大矜羯羅を頻跋羅と爲し、十の頻跋羅を大頻跋羅と爲し、十の大頻跋羅を阿芻婆と爲し、十の阿芻婆を大阿芻婆と爲し、十の大阿芻婆を毘婆訶と爲し、十の毘婆訶を大毘婆訶と爲し、十の大毘婆訶を囉喞伽と爲し、十の囉喞伽を大囉喞伽と爲し、十の大囉喞伽を婆喝那と爲し、十の婆喝那を大婆喝那と爲し、十の大婆喝那を地致婆と爲し、十の地致婆を大地致婆と爲し、十の大地致婆を醜

都と爲し、十の醜都を大醜都と爲し、十の大醜都を羯臘婆と爲し、十の羯臘婆を大羯臘婆と爲し、十の大羯臘婆を印達羅と爲し、十の印達羅を大印達羅と爲し、十の大印達羅を三磨鉢就と爲し、十の三磨鉢就を大三磨鉢就と爲し、十の大三磨鉢就を揭底と爲し、十の揭底を大揭底と爲し、十の大揭底を拈筏羅闍と爲し、十の拈筏羅闍を大拈筏羅闍と爲し、十の大拈筏羅闍を婁達羅と爲し、十の婁達羅を大婁達羅と爲し、十の大婁達羅を跋藍と爲し、十の跋藍を大跋藍を爲し、十の大跋藍を珊若と爲し、十の珊若を大珊若と爲し、十の大珊若を毘步多と爲し、十の毘步多を大毘步多と爲し、十の大毘步多を跋羅攬と爲し、十の跋羅攬を大跋羅攬と爲し、十の大跋羅攬を阿僧企耶と爲す。

此數の中に於て餘の八を安失す。若し大劫を數へて此數の中の阿僧企耶に至らば、劫無數と名け、此劫無數を復積みて三に至るを、經の中には、説いて三劫無數と爲す。諸の算計の、數へ知る能はざるに非ざるが故に、説いて三劫無數と爲すを得。

何に緣りて菩薩は發願して、長時に精進修行し、方に佛果を期するや。如何が長時修することを許さざる。

【四三】次に諸佛菩薩の相を明す。

無上菩提は、甚だ得べきこと難く、多くの願行に非ざれば、成し得べきこと無し。菩薩は要す三劫無數を經、大福德智慧の資糧たる六波羅蜜多の多百千の苦行を修して、方に無上正等菩提を證す。是故に、定んで應に長時の願を發すべし。

【合議】 衆生の意

若し餘の方便も亦涅槃を得ば、何を用てか菩提の爲に久しく多くの苦行を修する。
一切有情を利樂せんと欲するが爲の故に、菩提を求めて長時の願を發す。云何が我を
て大堪能を具せしめ、苦の瀑流に於て諸の合議を濟はんや」と。故に涅槃の道を捨てて、
無上菩提を求むるなり。

他の有情を濟ひて、己に於て何の益がある。

菩薩は、物を濟ひて己の悲心を遂ぐ。故に、他を濟ふを以て即ち己の益と爲す。

誰か菩薩に是の如き事有りと信ずる。

懷に己を潤すことのみ有りて、大慈悲無きものは、是の如きの有情に於て此事實信じ難
きも、心に己を潤すこと無く、大慈悲有るものは、是の如きの有情に於て、此事信じ難
に非ず。如久習して哀慙無き者有り。己を益すること無しと雖も、而も樂うて他を損する
は世の同じく悉くする所なり。是の如く菩薩は、久しく慈悲を習へり。己を利すること無
しと雖も、而も他の益を樂ふ。如何が信ぜざらん。

又如有情あり。數習方に由り、無私の行に於て有爲を了せず。執して以て我と爲し、愛
善を生じ、此を因と爲すに由りて、甘んじて衆苦を負ふことは、智者の同じく悉くすると
ころなり。是の如く菩薩は、數習力の故に、自の我愛を捨てて他を憐むの心を増し、此を
因と爲すに由りて、甘んじて衆苦を負ふ。如何が信ぜざらん。

又種姓の異なるに由りて、此志願起ること有り。他の苦を以て己の苦と爲し、他の樂を

【是の如きの有情】
菩薩を指す。

用て己の樂と爲し、自の苦樂を以て己の苦樂の事と爲さず。他を益するに異にして、別に自ら益すること有るを見ざるなり。

是の如き義に依るが故に、有頌に曰はく、

下士は勤めて方便し、恆に自身の樂を求む

中士は求めて苦を滅し、樂には非ず苦の依の故に

上士は恆に勤めて自は、苦にして他の安樂なるを

及び他の苦の永く滅せんことを求む、他を以て己と爲すが故に

是の如く己に劫量の差別を辯せり。

諸佛と獨覺との、世間に出現するは、劫増の時と爲んや。劫減の位と爲んや。

頌に曰はく、

八萬を減じて百に至るまでに、諸佛世間に現す

獨覺は増減の時なり、鱗角喩は百劫なり

論じて曰はく、此洲の人壽、八萬歳より漸く減じて、乃し壽の極百年に至る。此中間に

於て諸佛出現す。

何に緣りて増位には、佛の出づること無きや。

有情の樂増して、厭を教へ難きが故なり。

何に緣りて百より減じて、佛の出づること無きや。

【是の如く等】此項、諸佛菩薩の出現時の相を明す。

【此洲】南瞻部洲の意。

【壽濁】命濁とも
言ひ壽命極て劣等
となるなり。
【見濁】邪見の盛
になること。
【有情濁】衆生が
生理、心理兩面に
於て劣勢となるこ
と。

【部行獨覺】聲聞
たりし聖者が第四
果を得ずる時、獨
自に勝果を證れる
ものにして衆類の
相隨ふ故に部行獨
覺と言ふ。
【有餘】異説を擧
ぐ。即ち部行獨覺
の聲聞より第四果
を得と言ふを聲聞

五濁極増して、化すべきこと難きが故なり。

五濁と言ふは、一に壽濁、二に劫濁、三に煩惱濁、四に見濁、五に有情濁なり。

劫の滅じて、將に末ならんとするや、壽等は鄙下して滓穢の如くなるが故に。説いて名

けて濁と爲す。

前の二濁に由りて、其次策の如く、壽命資具、極めて衰損せられ、次の二濁に由りて、

善品衰損す。欲樂に耽り、自ら苦行するを以ての故に。或は、在家出家の善を損するが故

に。

後の一濁に由りて自身を衰損す。謂く、自身の身量、色、力、念、智、勤勇、及び無病

を壞するが故に。

獨覺の出現は、劫の増減に通ず。然るに諸の獨覺に、二種の殊有り。一には部行、二

には麟角喩なり。

部行獨覺は、先には是れ聲聞にして勝果を得る時、轉じて獨勝と名く。

有餘は説かく、「彼は先には是れ異生なり。曾て聲聞の順決擇分を修し、今自ら道を證

するをもて、獨勝の名を得たり。本事の中に説くに由る。一の山處に、總じて五百の苦行

外仙有り。一の獼猴有りて、曾て獨覺と相近くして住し、彼の威儀を見、展轉遊行して外

仙の所に至り、先に見たる所の獨覺の威儀を現ぜしに、諸仙之を覩て成敬慕を生じ、須臾

にして皆獨覺の菩提を證せり」と。

に非ずして異生なりと言ふ。

【本事】本行經。

【鱗角喩】獨覺の

一にして、鱗の唯一角のみ有りて二の並生せざるが如く、此獨覺も獨居して悟道するが故に此名あり。

【欣樂の勝解】努力の希望の意。

【輪王の等】此項轉輪王の出世の相を明す。

「若し先に是れ聖人ならば、應に苦行を修すべからず」と。

鱗角喩とは、謂く、必ず獨居す。二の獨覺の中にて、鱗角喩の者は、要す百大劫に菩提の資糧を修して、然る後方に鱗角喩獨覺と成る。

獨覺と言ふは、謂く、現身の中に、至教を棄くることを離れて、唯自ら道を悟り、能く自ら調して他を調せざるを以ての故なり。

一向に緣りてか獨覺は他を調せずと言ふ。彼は能く正法を演說すること無きに非ず。彼は復無斷解を得るを以ての故に。又能く過去に聞ける所の諸佛所宣の聖教の理を憶念するが故に。

又彼には、慈悲無しと説くべからず。有情を攝せんが爲に、神通を現するが故に。又受法の機無しとも説くべからず。爾時の有情も、亦能く世間離欲の對治道を起すこと有るが故に。

此理有りとは雖も、彼宿習に由り、欣樂の勝解を少き、説かんとの希望無きが故に。又有情の、深法を受け難きを知る。流に順ふこと既に久しくして、逆流せしめ難きを以ての故に。

又衆を攝することを避くるが故に、他の爲に正法を宣說せず。諍難を怖るるが故に。

輪王の出世は、何の時に在りと爲んや、幾種ありや、幾と俱なる、何の威なる、何の相なる。

相なる。

頰に曰はく、

輪王は八萬より上にあり、金銀銅鐵の輪なり

一二三四洲の、逆次なり獨たること佛の如し

他の迎ふると自ら往いて伏すと、靜と陣との勝にして害無し

相は正しく圓明なるにあらず、故に佛と等しきに非ず

論じて曰はく、此洲の人壽無量歳なるより、乃し八萬歳に至るまでに、轉輪王の生ずる

有り、八萬より減する時は、有情の富樂と壽量と損減し、衆惡漸く盛にして、大人の器に

非ざるが故に、輪王無し。

此王は、輪の旋轉應導して一切を威伏するに由りて、轉輪王と名く。

施設足の中には、四種有りと言けり。金と銀と銅と鐵との輪、應に別なるべきが故に。

其次策の如く、勝と上と中と下とにして、逆次に、能く王として一二三四の洲を領す。

謂く、鐵輪王は一洲の界に王たり、銅輪は二に王たり、銀輪は三に王たり、若し金輪王は、

四洲の界に王たり。

契經には、勝に就いて但金輪のみを説く。故に契經に言はく、「若し王、生るれば刹帝利

種に在り。灌頂の位を紹ぎ、十五日に於て齋戒を受くる時、首身を沐浴して勝齋戒を受

け、高臺殿に昇り、臣僚輔翼す。東方に忽にして、金の輪寶の現する有り。其輪は千輻

にして、轂軸を具足し、衆相圓淨なること、巧匠の成すが如し。妙なる光明を舒べて、

【一、二、三等】
一は瞻部、二は瞻
部、勝身、三は瞻
部、勝身、牛貨、
四は四洲全部の意

【契經】長阿含十
八、轉輪聖三品。

【契經】中阿含四七、多界經。

【應に等】此條、輪王論に附して一佛多佛の出世論。

【世尊等】長阿含十二、自觀喜經。
【喬答摩】(Gautama) 佛(釋迦佛)の性に於て佛の代名詞とせらる。

王の所に來應す。此王は定んで是れ金輪轉王なり」と。

餘の轉輪王も、應に知るべし亦爾なり。

輪王は、佛の如くにて、二の俱生すること無し。故に契經に言はく、「處も無く位も無く、前に非ず後に非ず、二の如來應正等覺、世に出現する有らんことは。處有り位有り、唯一如來ならんことは。如來を説くが如く、輪王も亦爾なり」と。

應に審かに思擇すべし、此「唯一」の言は、一の三千に據ると爲んや、一切の界に約すと爲んやを。

有が説かく、餘の界には定んで佛の生すること無し」と。

所以は何ん。

薄伽梵の功能に、礙有ること勿ければなり。唯一の世尊の、普く十方に於て能く教化するが故に。若し一處たりとも、一佛の、中に於て教化の能無きこと有らば、餘も亦應に爾るべし。又世尊、舍利子に告げて言はく、「説し復人有りて、汝が所に來至し、問うて、頗し梵志、沙門有りて、正しく今の時に於て、喬答摩氏と平等平等にして、無上覺を得んやと言はば、汝は彼の問を得て、當に云何が答ふべき」と。時に舍利子、世尊に白して言さく、「我彼の問を得ば、當に是の如く答ふべし、今の時に、梵志、沙門の、無上菩提を得ること、我世尊と等しきもの有ること無し。然る所以は、我世尊に従ひて、親しく聞き親しく持す。處も無く位も無く、前に非ず後に非ず、二の如法應正等覺の世に出現すること

有らんことは。處有り位有り、唯一如來ならんことは」と。

若し爾らば、何に緣りてか梵王經に、「我今此三千大千の諸の世界の中に於て、自在に轉ずることを得」と説ける。

彼には密意有り。

密意は何ん。

謂く、若し世尊にして、加行を起さざれば、唯能く此三千大千を觀るのみなるも、若し時に、世尊の加行を發起したまふことあらば、無邊の世界は皆佛眼の境なり。天耳通等も此に例して應に知るべし。

有餘部の師説かく、「餘の世界にも亦別に佛有りて、世間に出現す」と。
所以は何ん。

多くの菩薩有りて、現に俱に菩提の資糧を修習す。一界に一時に多佛無かるべきも、多界に多佛あらんは、何の理か能く遮せん。故に無邊の界中には、無邊の佛の現する有り。

若し唯一佛ならば、設ひ住すること一劫時なりとも、尙遍く一世界の佛事を爲さず。況んや人壽に同じて能く無邊を益せんや。

然るに諸の有情は、無邊の界に居して、時處根性の差別無邊なり。佛は應に遍く此有情類を觀すべし。是の如き時處に、應に世尊を見るべくんば、佛は便ち機に應じて、通を現じ法を説き、其過失の未だ生ぜざるを、生ぜざらしめ、諸有の已に生ぜざるをば能く斷滅

せしめ、其功德の未だ生ぜざるをば生ずることを得しめ、諸の已に生ぜざるをば能く圓滿せしむ。如何が一佛にして此事願に成ぜんや。是故に同時に定んで多佛有り。

然るに彼引く所の「處も無く位も無し、前に非ず後に非ず、二の如來の世に出づること有らんことは」等は、應に共に思擇すべし、此言は、一界を説くと爲んや、多界なりとせんや。

若し多界を説くとせば、則ち轉輪王も、餘の世界の中に亦應に有るに非ざるべし。佛の如しと説いて、俱に生ずることを遮するを以ての故なり。若し輪王は餘界にも別に有りと許さば、如何が別界の佛を許さざるや。

佛の世間に出づるや吉祥の輻を具す。多界に多佛なること、何の過ありてか遮せん。謂く、多界の中に諸佛俱に現じて、便ち能く無量の有情を饒益し、増上の生と及び決定の勝道を得しむるなり。

【増上の生】人天の果報を言ふ。

若し爾らば、何が故に、一世界中に二の如來の俱時に出現すること無き。

無用なるを以ての故なり。謂く、一界の中に一佛あらば、能く一切を饒益するに足る。

又願力の故なり。謂く、諸の如來は菩薩爲りし時、先づ誓願を發す。願くは我當に無救、無依、盲闇の界の中に在りて等正覺を成じ、一切の有情を利益し安樂して救と爲り、依と爲り、眼と爲り、導と爲らんと。

又敬重せしむるが故なり。謂く、一界の中に唯一の如來のみ有れば、便ち深く敬重す。

又速に行ぜしむるが故なり。謂く、是の如く知らしむ。一切智尊は、甚だ遇ひ難しと爲す、彼の立つる所の教を、應に速に修行すべし。般涅槃し、或は餘處に往いて、便ち我等をして無救無依ならしむること勿れと。

故に一界の中に、二佛の現るること無し。

是の如く説く所の四種の輪王の威の、諸方を定むるに亦差別有り。

謂く、金輪にありては、諸の小國の王が、各自ら來り迎へて、是の如き請を作す、「我等

が國土は、寛廣豐饒、安穩富樂にして、諸の人衆多し。唯願くは天尊、親く教勅を垂れ

たまへ。我等は皆是れ天尊の翼從なり」と。

若し銀輪王ならば、自ら彼土に往く。威嚴近く至れば彼方に臣伏す。

若し銅輪王ならば、彼國に至り已りて、威を宣べ徳を饒ひて、彼方に勝を推る。

若し鐵輪王ならば、亦彼國に至りて、威を現じ陣を列ね、剋勝して便ち止む。

一切の輪王は、皆傷害すること無し。伏せしめて勝つことを得已れば、各其居る所に

安んぜしめ、勸化して、十善業道を修せしむ。故に輪王は死して、定んで天に生ずること

を得。

經に説かく、「輪王世に出現すれば、便ち七寶有りて世間に出現す」と。其七とは何ん。一

には輪寶、二には象寶、三には馬寶、四には珠寶、五には女寶、六には主藏臣寶、七には

主兵臣寶なり。

【經】中阿含十一
七寶經、雜阿含二
十七、增上阿含三
十三。

象等の五寶は有情數の攝なり。如何が他の業が他の有情を生ずる。

他の有情が、他の業より起るには非ず。然れども、先に互に相屬する業を造るに由りて、中に於て若し一が自業を稟けて生ずれば、餘も亦俱時に自業に乗じて起るなり、

是の如く説く所の諸の轉輪王は、唯七寶のみ有りて、餘の王と別なるのみに非ず。亦三十二大士の相有りて殊る。

若し爾らば、輪王は佛と何の異かある。

佛の居士の相は處正く明圓なれども、王の相は然らず。故に差別有り。

【四三】次に劫初の有情と國王に就いて明す。

劫初の人衆に、王有りと爲んや、無しとせんや。

頌に曰はく、

劫初は色天の如し、後に漸く食味を増す

惰にして貯ふるに由り賊起り、防がなが爲に雇うて田を守る

論じて曰はく、劫初の時の人は、皆色界の如し。故に契經に説かく、「劫初の時の人は有

色意成なり。肢體圓滿して、諸根缺くること無く、形色端嚴にして、身に光明を帶び、

空に騰ること自在に、喜樂を飲食とし、長壽にして久住す」と。

是の如き類の地味漸く生ずること有り。其味甘美に、其香鬱馥たり。時に一人有り。稟

性味に耽り、香を馳ぎて愛を起し、取り嘗めて便ち食ふ。餘人も隨ひ學び、競ひ取りて之

【契經】長阿含二
【十二】世本緣經。
【意成】化生の義

を食ふ。爾時を方に、初めて段食をうくと名く。

段食に資けらるるが故に身漸く堅重にして、光明隱没し、黒闇即ち生ず。日月衆星
茲より出現す。

【林藤】 葡萄様の
蔓草の一種。
【香稻】 種種の稻
を指す。

漸く味に耽るに由りて、地味便ち隠れ、斯より復地皮餅の生ずる有り。競ひ耽りて之を
食ふ。地餅復隠れて、爾時、復林藤の出現する有り。競ひ耽りて食ふが故に、林藤も復隠
る。耕種するに非ざる香稻自ら生ずること有り。衆共に之を取りて、以て所食に充つ、
此食、羶なるが故に殘穢身に在り。蠲除せんと欲するが爲に、便ち二道を生ず。斯に因り
て遂に男女根の生ずる有り。

【非理の作意】 姪
欲心。
【非梵行】 男女の
交合。

二根の殊るに由りて、形相も亦異り。宿習力の故に、便ち相瞻視し、此に因りて、遂に
非理の作意を生じ、欲食の鬼魅に身心を惑亂せられ、意を失ひて猖狂し、非梵行を行じ、
人中の欲鬼初めて此時に發す。

【我所】 我の所有
の義即ち我のもの
の意。

爾時、諸人は食の早晚に隨ひ、隨つて香稻を取り、貯積する所無し。後時に人有り。性
を寡くすること懶惰にして、長く香稻を取り、貯へて後の食に擬す。餘人も隨ひて學び、漸
く多く停貯し、此に由りて稻に於て我所の心を生じ、各食情を縦にし、多く收めて厭
ふこと無し。故に隨つて收むる處は、復再び生ずること無し。遂に共に田を分ち、遠く盡
きんことを慮防して、己が田分に於ては恪護の心を生じ、他の分の田に於ては侵奪を懷ふ
こと有り。劫盜の過の起ること、此時に始まる。遮防せんと欲するが爲に共に聚り、詳議

【大三末多】摩訶先摩多王とも言ひ共許協立の大王の意。

【虚証語】妄語と同じ。

【四】次に劫滅時の大小の三災の相を明す。

して、衆の内の一の有徳の人を餘量し、各收むる所の六分の一を以て、雇うて防護せしめ、封じて田主と爲す。斯に因るが故に、刹帝利の名を立つ。大衆欽承して、恩、率上に流る。故に復大三末多王とも名く。自後の諸王は此王を首と爲す。

時の人に、或は情に居家を厭ひ、樂みて空閑に在りて、戒行を精修する有り。斯に因るが故に、婆羅門の名を得。

後時に王有り。財物を貪恪して、均しく國土の人民に給する能はず。故に貧賤の人、多くは賊事を行ふ。王、禁止せんが爲に輕重の罰を行ふ。殺害の業を爲すこと、此時に始まる。

時に罪人有り。心に刑罰を怖れて其過を覆藏し、想と異にして言を發す。虚証語の生ずるは、此時を首と爲す。

(四四)劫滅の位に於て小の三災有り。

其相は云何。

頌に曰はく、

業道増し壽減じて、十に至り三災現す

刀疾飢、次の如く、七の日と月と年とに止む

論じて曰はく、諸の有情の虚証語を起してより、諸の惡業道は後後轉増す。故に此

【小の三災】刀兵疾疫、饑饉の災にして水火風の火災に對して小災と言ふ。

【非法の貪】姦通の愛欲。

【不平等の愛】偷盜、劫奪等して己の利とせんとの意

【邪法禁誹】顛倒の思想を懐くこと

【非人】惡鬼惡靈等の如し。

【説く】長阿含十二所説を指す。

洲の人は、壽量漸く減じて、乃し極十に至るとき、小の三災現す。故に諸の災患は二法を本と爲す。一には美食に耽り、二には性懶惰なり。

此小の三災は、中劫の末に起る。三災とは、一に刀兵、二に疾疫、三に饑饉なり。

謂く、中劫の末、十歳の時に、人は、非法の貪の、相續を染汙し、不平等の愛、其心を映蔽し、邪法禁誹して瞋毒増上なるに爲りて、相見れば便ち猛利の害心を起すこと、今の獵師の、野の禽獸を見るが如し。手に隨つて執る所、皆利刀と成り、各兇狂を逞うして、互に相殘す。

又中劫の末、十歳の時、人は前の如き諸の過失を具するに由るが故に、非人、毒を吐いて、疾疫流行し、遇へば輒ち命終して救療すべきこと難し。

又中劫の末、十歳の時、人は亦前の如き諸の過失を具するが故に、天龍忿責して、甘露を降さず。是に由りて世間は久しく饑饉に遭ふも、既に支濟するもの無ければ、多分は命終す。

是故に説いて言はく、「饑饉に由るが故に、便ち聚集と白骨と運籌と有り」と。

二種の因に由りて聚集有りと名く。一には人聚集、謂く、彼時の人は、極めて飢羸するに由りて聚集して死す。二には種聚集、謂く、彼時の人は、後の人を益せんが爲に、其所食を輒め、小篋に置きて、擬して種子と爲す。故に饑饉の時を聚集有りと名く。

白骨有りと云ふも亦二因に由る。一には彼時の人は身形枯燥し、命終して未だ久しから

【毒を行す】くじ引にてとの意。

【訶梨怛鷄】(二三) 皇物の名にして藥用にせらる

【前に等】此項、大の三災の相を辯ず。

ざるに、白骨便ち現す。二には彼時の人、饑渇に逼られて、白骨を聚集し、汁を煎じて之を飲む。

運籌有りと言ふも亦二の因の故なり。一には糧の少きに由りて、籌を行して之を食ふ。謂く、一家中、長より幼に至るまで、籌の至る日に隨ひて少しの糧食を得。二には、謂く、籌を以て故き場の籩を挑ちて、少しの穀粒を得、多く水を用て煎じ、分けて共に之を飲み、以て餘命を濟ふ。

然るに至致に、彼を治する方を説ける有り。謂く、若し能く一晝一夜不殺戒を持すること有らば、未來の生に於て、決定して刀兵の災の起るに逢はず。若し能く一の訶梨怛鷄を以て乾淨の心を起し、僧衆に奉施せば、當來の世に於て決定して疾疫の災の起るに逢はず。若し能く一搏の食を以て乾淨の心を起して僧衆に奉施すること有らば、當來の世に於て決定して饑饉の災の起るに逢はず。

此三災は起りて、各幾の時を經るや。

刀兵災の起るは、極は唯七日なり。疾疫災の起るは七月七日なり。饑饉は七年七月七日なり。此を度せば便ち止みて人壽は漸く増す。

東西二洲にも、似の災の起ること有り。謂く、嶼増盛と、身力羸劣とにして、數飢渴せしむ。北洲には總じて無し。

前に「火災、世界を焚燒す。餘の災も亦爾なり。應の如く當に知るべし」と説きたり。何

者をか餘と爲す。今當に具に辯ずべし。

頌に曰はく、

三災とは火水風なり、上の三定を頂と爲す

次の如く内災と等し、四には無し不動なるが故に

然れども彼器は常に非ず、情と俱に生滅するが故に

要す七火にして一水あり、七の水火の後に風あり

論じて曰はく、此大の三災は、有情類を逼めて、下地を捨てて、上天の中に集らしむるものなり。

初に火災の興ることは、七の日の現るるに由り、次に水災の起るは、雨の霖淫に由り、

後に風災の生ずるは、風の相撃つに由る。

此三災の力は器世間を壞す。乃至極微も亦餘在ること無し。

一類の外道は、極微をもつて常なりと執す。彼は謂ふ、「爾時、餘の極微在り」と。

何に緣りてか彼は猶餘の極微有りと執する。

後の壽事の生ずるに、種子の無きこと勿れとの故に。

昔前に「諸の有情の業に由りて生ずる所の風、能く種子と爲る」と説きたるにあらすや。

或は此は、即ち前の災頂の風を以て縁と爲し、風を引生して種子と爲す。

又化地部の契經の中には言はく、「風の他方より種を飄して、此に来る」と。

【前の災頂の風】
前の世界の壞劫の時の風なり。

爾りと雖も、芽等の生ずる時、是れ種等の因が、視しく引起する所なりとは許さず。
若し爾らば、芽等は何より生ずるや。

「自の分」より生ず。如是の自分は、復自分よりし、展轉して乃至最細の有分は、極微より生ず。

芽等の生ずる中に於て、種等は何の力か有る。

能く芽等の極微を引集することを除いては、種等は更に芽等を生ずる力無し。

何に緣りてか定んで是の如きの執を作すや。

異類より生ずることは、定んで理に應ぜざればなり。

何の理に應ぜざる。

應に定り無かるべきが故なり。

功能の定るが故に、不定の失無し。聲や熟變等、異類より、定んで生ずるが如し。

徳法には殊ること有るも、實法は爾らず。現見するに、實法は唯同類より生ず。藤の枝

を生じ、及び縷の衣を生ずる等の如し。

此は理に應ずるに非ず。

理に非ずとは何ん。

極成せざるを引いて、能立と爲すが故なり。

今此に引く所は、何んが極成せざる。

【異類等】勝論は種は種、芽は芽と概念の異なるに應じて體も異ると言ふ然らば異より異を生ずるの不合理となるの意。

藤と枝と、縷と衣とは、別なりと許すに非ざるが故に。即ち藤と縷と合して安布することの同じからざるとき、枝と衣との名を得。蟻行等の如し。

云何が爾るを知るや。

一縷の合する中には、曾て衣を得ず。唯縷のみ得るが故に。誰か有りて障を爲し、衣を得ざらしむるものぞ。

若し一縷の中に全衣の轉すること無くば、則ち一縷の上には衣の分有れども、衣は無かるべく、應に全衣は唯諸の分を集めしのみにて、更に別に有分の衣と名くるもの有るに非ずと許すべし。

又如何が衣分の縷に異なるを知らん。若し衣は要す多くの所依の合するを待つと謂はば、唯多縷の合するに於ても應に亦衣を得べきなり。

或は應に畢竟て衣を得る理無かるべし。中と及び餘邊とは、根に對せざるが故なり。若し漸次に、皆根に對すべしと謂はば、則ち應に眼と身とは、唯諸の分のみ得すべ

く、應に彼は有分の衣を得すとは説くべからず。故に即ち諸分に於て、漸次に了別して、總じて有分の覺を起すこと旋火輪の如し。謂く、若し縷の異なる色と類と業とを離れては、衣の色等の三は、得べからざるが故に。

若し錦衣の上の色等は、衣に屬すといはば、則ち應に實は異類より起ると許すべし。一の縷の色等には、種種の異無きが故なり。或は一分の異の色等の無き邊に於ては、應に

衣を見ざるべし。彼は衣を顯すに由るが故なり。或は即ち彼の分にも、應に異の色等を見るべし。衣は必ず異の色等の相有るを以ての故なり。

彼は有分の體は、唯是れ一にして、而も種種の色と類と業との殊ること有りと許す。審にするに、斯の如きこと有るは、甚だ靈異と爲すべし。

又一火の光明界の中に於て、遠近同じからざれば、燒照に異有りて、觸と色との差別することは、應に成ずることを得ざるべし。

各別の極微は、根の境たることを越ゆと雖も、共に聚集すれば現に根證すべし。彼の宗とする所の合して能く果を生ずといふが如し。或は眼等の合して能く識を發するが如く、又瞼目の散髮を視る時、若し多く相隣れば、彼則ち能く見るも、一一遠く住せば、便ち見の能無きが如し。極微の根に對する理も亦應に爾るべし。

又即ち色等に於て極微の名を立つるが故に、色等の壞する時は、極微も亦壞すべし。極微は實に攝し、色等は徳に收む。體を異にするをもて、應に定んで俱時に滅すべからず、

此二の體の別なること、理として必ず然らず。審かに觀る時は、色等を離れて別に地等の有るに非ざるを以てなり。故に體は別に非ず。

又彼宗の中には、自ら地等を眼と身との取る所なりと許す。寧んぞ色と觸とに異らんや。又毛鬚紅花等を燒く時、彼覺は則ち無し、故に毛等の覺は但色等の差別を緣じて起るの

【彼宗】
勝論を指す。

み。熟して生ずる時は形量等しきが故に、猶し行伍の如く、瓶盆を記識す。若し形を
観ずんば、記識せざるが故なり。

誰か當に愚類の狂言を採録すべき。故に彼宗に對して廣く諍ふことは應に止むべし。

此三災の頂は、何れの處に在りと爲んや。

第二靜慮を火災の頂と爲す。此より下は火の爲に焚燒せらるるが故なり。第三靜慮を
火災の頂と爲す。此より下は水の爲に浸潤せらるるが故なり。第四靜慮を風災の頂と
爲す。此より下は風の爲に飄散せらるるが故なり。隨つて何れの炎の上をも彼災の頂と
名く。

何に緣りて下の三定は、火、水、風の災に遭ふや。

初、二、三の定の中には内災、彼に等しきが故なり。謂く、初靜慮は尋伺を内災と爲す。
能く心を燒燬すること、外の火災に等しきが故なり。

第二靜慮は喜受を内災と爲すに輕安と俱に身を潤すこと、水の如くなるが故に。過身の
塵重は、此に由りて皆除くが故に。經に説かく、苦根は第二靜慮に滅す」と。

第三靜慮は動息を内災と爲す。息は亦是れ風なり。外の風災に等しきが故に。
若し此靜慮に入るとき、是の如き内災有れば、此靜慮に生ずる時は、是外の災壞に遭

何に緣りて地を立てて、亦災と爲さざるや。

【遍身の塵重】欲
界の苦受は、調家
性の故に塵重と云
ひ、身中に遍在す
【經】中阿含五十
八、法樂比丘尼經
【動息】出入の二
息を言ふ。

器世間は、即ち是れ地なるを以ての故なり。但火等は地と相違すべし。説いて地は邊地に違すとは言ふべからず。

第四靜慮は何をか外災と爲すや。

彼には外災無し。内災を離るるが故に。此に由りて、佛は彼を説いて、不動と名けたまふ。内外の三災の及ばざる所なるが故なり。

有は説かく、「彼地には、淨居天有るが故に、彼は諸災の壞する所に逢はず。彼は無色天に生ずべからず。亦復應に更に餘の處にも往くべからざるに由る」と。

【餘の處】 下他の界を指す。

若し爾らば彼地の器は、應に是れ常なるべしや。

爾らず。有情と俱に生じ、俱に滅するが故なり。謂く、彼天處には、總じて地形無く、但衆星の居る處の各別なるが如し。有情の彼に於て生ずる時と、死する時とに、所住の天宮は隨つて起り隨つて滅す。是故に彼器の體も亦常に非ず。

説く所の三災は云何が次第する。

要す先づ無間に七の火災を起し、其次に定んで應に一の水災起るべし。此後無間に復七の火災有り。七の火災を度りて還一の水有り。是の如くにして乃至七の水災を滿して、復七の火災あり。後に風災起る。是の如くにして總じて八の七の火災と、一の七の水災と、一の風災との起る有り。

何に緣りて、是の如くなるや。

彼有情の修する所の定の因の、上に於ては、漸に勝るに由るが故に、身壽を感ずることとも、共量は漸く長し。是に由りて、居する所も亦漸く久しく住す。此に由りて、善く施設足論の文に、「遍淨天の壽は、六十四劫なり」といふを釋す。

阿毘達磨俱舍論卷第十二

阿毘達磨俱舍論

卷第十三

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別業品第四之一

前の説く所の如く、有情世間及び器世間には、各多くの差別有り。是の如き差別、誰に由りて生ずるや。

茲に曰はく、

世の別は業に由りて生ず、思及び思の所作なり

思は即ち是れ意業なり、所作は謂く身語なり

論じて曰はく、一主の先づ覺するに由りて生ずるには非ず。但有情の業の差別に由りて

起る。

若し爾らば何が故に、俱に業より生じながら、鬱金、旃檀等は甚だ愛樂すべきも、内の

身形等は彼と相違するや。

諸の有情の業類の、是の如くなるを以てなり。若し雜業を造りて、内の身形を感せば、

【二】此卷より第十八卷まで分別業品。此品は佛敎の根本哲學に於て、物質世界が如何にして我の世界たるか、有情の世界即ち有情の根本業（我の行爲及び其餘習）に就て説ける部門に總説。【一】外道（佛敎外の宗派及び學派）の所説の世界大梵天、自在天、生主、我、神我等を指す。

【黻金】優秀なる香水の一種。

【九疇門】二耳、二眼、二鼻、一口、兩排泄器を言ふ。

【外具】外の資具にして能作因の感ずる増上果。

【契經】中阿含二十七、達梵行經を指す。

【一業】身の 하나り。

【等思】活動の因となる思意志を指す。

九蒼門に於て常に不淨を流す。彼を對治せんが爲に外具を感じて、色香味觸の甚だ愛樂すべきを生ず。諸の天衆等は、純淨の業を造るが故に、彼の招く所は、二事俱に妙なりとす。

此所由たる業は其體是れ何ん。

謂く、心所の思及び思の所作なり。故に契經に説かく、「二種の業有り。一には思業、二には思已業なり」と。思已業とは、謂く、思の所作なり。

是の如き二業を分別して三と爲す。謂く、即ち有情の身、語、意の業なり。

如何が此三業を建立するや、所依に約すと爲んや、自性に據ると爲んや、等起に就くと爲んや。

縦し闡らば、何の違かある。

若し所依に約せば、應に唯一業のみなるべし。一切の業は、並に身に依るを以ての故なり。若し自性に據らば應に唯語のみ是れ業なるべし。三種の中にて、唯語のみ即ち業なるを以ての故なり。若し等起に就かば、亦應に唯一業のみなるべし。一切の業は皆意の等起なるを以ての故なり。

毘婆沙師は説かく、「三業を立つるに、其次第の如く上の三因に由る」と。然れども心所の思は即ち是れ意業にして、思の所作の業を分ちて身語の二業と爲す。是れ思の等起する所なるが故なり。

【二】次に身語二業の自性を明す。

【表】表業の意にして所作の意を表し他をして判断せしむる活動たり。無表とは斯る表業に依りて引起せられたる不可見無對の色業と言ふ。

【三】次に身語二業の表業に就て、初に表業に關する有部正量部、勝論の學派の論争を明す。

(一)身語二業の自性は云何。

頌に曰はく、

此身と語との二業は、俱に表と無表とを性とす
論じて曰はく、應に知るべし、是の如く説く所の諸業の中、身語の二業は俱に表と無表との性なり。

(二)且く身語の表は其相云何。

頌に曰はく、

身表は別形なりと許す、行動を體と爲すに非ず
諸の有爲法は、有利那なるを以て盡くるが故なり
應に無因なること無かるべきが故に、生因應に能く滅すべし
形も亦實有に非ず、應に二根取なるべきが故に
別の極微無きが故に、語の表は言聲と許す

【身表業】 (Kriya-vijñapti-Karma) 思の心所によりて引起せらるる身體上の活動を言ふ。
【餘部】 正量、犢子の二部を指す。

論じて曰はく、思の力に由るが故に、別に如是如是の身形を起すを、身表業と名く。
有餘部は説かく、「動を身表と名く。身の動く時は業に由りて動くを以ての故なり」と。
此を破せんが爲の故に、行動に非ずと説きたるなり。一切の有爲は皆有利那なるを以ての

故に。

刹那とは何ん。

謂く、體を得る無間に滅するなり。此刹那を有する法を、有利那と名く、杖を有する人

を、名けて有杖と爲すが如し。諸の有爲法は、纔に自體を得れば、此より無間に必ず滅

して無に歸す。若し此處に生ずれば即ち此處に滅し、此より轉じて餘方に至るべきこと無

きが故に、動を身表と名くとは言ふべからず。

若し有爲法にして皆有刹那ならば、餘方に至らざる義は成立すべし。

諸の有爲法は皆有刹那なること、其理極成す。後に必ず盡くるが故なり。謂く、有爲

法は滅するに因を待たず。

所以は何ん。

因を待つは、謂く、果なり。滅は無にして、果に非ざるが故に、因を待たず。滅既に因

を待たず。纔に生じ已りて、即ち滅す。若し初滅せずんば、後にも亦應に然るべし。後と

初と、性等しきこと有るを以ての故なり。既に後に盡くること有れば、知んぬ、前にも滅

有るを。若し後には異有りて方めて滅すべしといふとも、應に即ち此を異有りと名くべか

らず。即ち此相異なりといふ理、必ず然らず。

豈世間に現見せずや。薪等の、火と合するに因るが故に、滅無を致すを。

定んで餘量の現量に過ぐる者無し。故に法の滅するは、皆因を待たざるには非ず。

【豈に等】 此段、正量部の救の主張【餘量】 聖教量(佛説を判斷の範圍となす)、比量(間接的知識の推理によつて得たる知)を指す。

【共に等】有等、正量兩派の主張をよく思案討檢すべしとの意。

【覺】勝論派の一派の說と言ふ。

【有は執す】心心所を指す。

【二は】前と後との二。

【有るは執す】世親上座等の說と言ふ。

如何にして薪等の、火と合するに由るが故に滅するを知るや。薪等は、火と合して後便ち見えざるを以ての故なり。

應に共に審かに思ふべし。是の如き薪等は、火と合して滅するに由るが故に見えずと爲んや。前の薪等の生じりて自ら滅し、後に更に生ぜずして、無きが故に、見えずと爲んやと。風と手との燈焰と鈴聲と合する如し。

此義を成ずるには應に比量に由るべし。何をか比量と謂ふ。

謂く、前に説きたるが如し。滅は無にして果に非ざるが故に、因を待たずと。

又若し因を待ちて、薪等方に滅せば、應に一切の滅は因を待たざること無かるべし。生の因を待ちて無因の者無きが如くならん。然るに世に現見するに、覺、焰、音聲は、餘の因を待たずして刹那に自ら滅す。故に薪等の滅するも亦因を待たずとすべきなり。

有が執すらく、「覺と聲とは、前は後に因りて滅す」と。

彼も亦理に非ず。二は俱なるにあらざるが故に。疑、智、苦、樂、及び貪瞋等は、自相相違すれば、理として俱なる義無し。若し復位に明了なる覺聲の無間に、便ち不明了なる者を生ぜば、如何が同類の不明了なる法は、能く明了なる同類の法を滅せんや。最後の覺聲は、復誰に由りてか滅せん。

有が執すらく、燈焰の滅するは、住無きを以て因と爲す」と。

【法と非法】勝論

哲學の二十四徳中
に於て益あるを法
と言ひ、益なきを
非法と名け、此二
法の力能く諸法を
生じ、又能く滅す
と言はるる生滅の
原理なり。

【熱變】色を變ず
ることの意。

【謂はく等】此段
論主勝論の法非法
の生滅原理論を破

有が執すらく、焰の滅する時、法と非法との力に由る」と。

彼は俱に理に非ず。

無は因に非ざるが故に。

法、非法は、生滅の因爲るに非ず。刹那刹那に順違相反するを以ての故に。

或は一切の有爲法の中に於て、皆此因の義有りと計度すべし。既に爾らば、本の證は

随つて應に止息すべし。餘の因爲待たずして皆有利那と許すが故に。

又若し薪等の滅するは、火と合するを因と爲すとせば、熱變の生ずる中に於て、下中上

有れば、應に生因の體即ち滅因と爲るべし。

所以は何ん。

謂く、火と合するに由りて、能く薪等をして熱變の生ずること有らしむるならば、中上

の熱、生じて、下中の熱滅すればなり。

或は即ち、或は似て下中を生ずるの因爲、即ち能く因と爲りて下中の熱を滅すとせば、

則ち生因の體が應に即ち滅因となるべく、或は、滅と生との因爲は、應に相に別無かるべし。

應に此に即し、或は此に似たるに由りて、彼有なり、彼は復此に即し、或は此に似たるに

由りて、非有なるべからず。

設ひ火焰の、差別して生ずる中に於て、能く生じ能く滅する因の異を計すべきも、灰、

雪、醋、日、水、地と合して、能く薪等をして熱變して生ぜしむる中に於ては、如何が生

滅の因の異を計度せん。
若し爾らば、現に、水を煎ずるときは滅盡するを見る、火は合して、中に於て何の所作をか爲す。

【事火】釜の下の火のこと。
【火器】水を組成せる地水火風の四大中の火火を指す

事火と合するに因りて、火界の力を増し、火界の増すに由りて、能く水聚をして、後後の住に於て生ずること漸漸に微からしめ、乃至最も微くなりて後、便ち續かず。是を、火の、合して中に於て作す所と名く。
故に因有りて諸法をして滅せしむること無し。法は自然に滅す。是れ壞する性なるが故なり。自然に滅するが故に、纔に生じて即ち滅す。纔に生じて即ち滅するに由りて、刹那滅の義成す。

【行の増上慢】眞實は非なるを誤認して眞實に行ぜしものを如く思惟するを言ふ。

有利那なるが故に定んで行動無し。然れば、無間に異方に生ずる中、草を焼く焰の行くが如くなるに於て、行の増上慢を起すもののみ。
既に斯理に由りて、行動は定んで無く、身表は是れ形なる理成立することを得。
然るに、經部は説く、形は實有に非ずと。謂く、顯色の聚の、一面に多く生ずるとき、即ち其中に於て長色を假立し、此長色に待して餘の色聚の一面に少き中に於て短色を假立し、四方面に於て並に多く生ずる中に方色を假立し、一切處に於て遍滿して生ずる中に圓色を假立す。所餘の形色も、應に隨ひて當に知るべし。

【然るに等】此段は形色假立の義を以て有部の形色實有論を駁す。

圓等は恰も松火が振り様によりて種如きなりとの意。

【火槽等】長短方圓等は恰も松火が振り様によりて種如きなりとの意。

火槽を見るが如し。一方面に於て無間に速に運ぶを、便ち謂つて長と爲し、彼の周旋

【若し實に等】此段有部の形色實有論を論破す。

【然るに等】此段は經部の主張なれども論師の本意。【豈に等】此段有部の主張にして經部の論難に答ふ。

【二法】上の譬喩中の火と煙、華と香を指す。

【或は等】此段經部の論難なり。

するを見ては、謂つて圓色と爲すなり。故に形には實なる別類の色體無し。

若し實に別類の形色有りと言はば、則ち應に一の色が、根の所取となるべし。謂く、色聚の長等の差別に於て、眼見と身觸と、俱に能く了知す。此に由りて應に二根取の過を成すべし。理として色處は二根の所取なること無し。

然るに、觸に依りて長等の相を取るが如く、是の如く顯に依りて能く形を取る。

豈觸と形とが俱に一聚に行するが故に、觸を取るに因りて、能く形を憶念し、觸の中に於て親しく形色を取るには非ざるにあらずや。火の色を見て便ち火の煙を憶し、及び華の香を觸ぎて能く華の色を念ふが如し。

此中の二法は、定んで相離れざるが故に、一を取るに由りて餘を念ふことを得べきも、觸と形とは定んで相離れざること無し。如何が觸を取りて、能く定んで形を憶せん。

若し觸と形とは、定んで同聚には非ざれども、然も觸を取るに由りて、能く形を憶念せば、顯色も亦應に觸に因りて定んで憶すべし。

或は應に形色は顯の如くに定無かるべし、則ち觸を取る位にも應に形を了ぜざるべし。而も實は然らざるが故に、應に觸を取るに因りて能く形を憶念すとは説くべからず。

或は錦等の中に多形を見るが故に、便ち應に一處に多くの實形有るべきなれども、理として應に然るべからず。衆くの顯色の如し。

是故に形色は、實に體有るには非ず。

【多物】多く集れる極微の意。

【明黨】追従するの意。

【行と輪】單に行列するの意。

【行軍】林又は並木等の意。軍とは人の集合の意。

又諸所有の有對の實色は、必ず應に實の別類の極微有るべし。然れども極微には、名けて長等と爲すべきもの無し。故に即ち多物の、是の如く安布する差別の相の中に長等を假立するなり。

若し即ち形色の極微の是の如く安布するを以て、名けて長等と爲すと謂はば、此は唯朋黨たるべきのみ。極成するに非ざるが故に。謂く、若し形色に別の極微の自相の極成する有らば、聚集して是の如く安布し、以て長等と爲すことを得べし。諸の形式には、別の極微の自相の極成する有ること、猶し顯色の如くなるに非ず。云何が聚集安布すること有るを得んや。

豈現に諸の土器等は、顯相同じくして、而も形相の異なるもの有るを、見るに非ずや。已に辯せずと爲すや。即ち多物の安布する差別に於て長等を假立するのみと、衆蟻等は、相を有すること殊らざれども、然も行と輪と、安布する形の別なるもの有るが如し。形の、顯等に依る理も亦應に然るべし。

豈闇中に或は遠處に於て杖等の物を觀るに、形を了するも、顯に非ざるにあらずや。寧ぞ即ち顯等の安布を形と爲んや。

闇遠の中には、顯を觀るも了ぜざるを以て、是故に唯長等の分別を起すのみなり。遠闇に於て、衆くの樹人を觀るとき、但行軍をのみ了じて、別相を知らざるが如く、理として必ず應に爾るべし。

【既に等】此段經量部の身表業説にして今は文の問起なり。

【契經】中阿含第二十七卷を指す。

【思の差別】種子の意。思の心所の上現行と種子と種別れ又種子と種子を以て種子を差別と言ふ。

或は有時には顯形了ぜず。但總聚のみ知るを以てなり。

既に已に、行動及び形を遮遣す。汝等經部宗には何を立てて身表と爲すや。

形を立てて身表と爲すも、但假にして實に非ず。

既に但假を用て身表と爲すと執せば、復何の法を立てて身業と爲すや。

若し業あり、身に依るを立てて身業と爲す。謂く能く、種種に身を運動せしむる思が身

門に依りて行するが故に身業と名く。語業と意業とも、其所應に隨つて差別の名を立つる

こと、當に知るべし、亦爾り。

若し然らば、何が故に契經の中に「二種の業有り、一には思業、二には思已業」と説けるや。此二何の異りありや。

謂く、前の加行に思惟の思を起して、我當に如是如是の應に作すべき所の事を爲すべし

と、名けて思業と爲す。既に思惟已りて作事の思を起し、前の所思に隨ひて所作の事を

作し、身を動かし語を發するを、思已業と名く。

若し爾らば、表業は則ち定んで無なりと爲す。表業既に無ならば、欲の無長業も亦應に

有に非ざるべく、便ち大過を成ぜん。

是の如き大過は、理の能く遮するもの有り。

謂く、前に説く所の如き、二の表の殊勝の思に従るが故に起す思の差別を、名けて無表

と爲す。

此に何の過か有る。

此は應に名けて隨心轉の業と爲すべし。定の無表の、心と俱轉する如くなるが故なり。是の如き過無し。審と決との勝思と、動發勝思との引生する所なるが故に。

設ひ表有りと許すとも、亦前に説く所の如き思力に待す。性の鈍なるを以ての故に。毘婆沙師は説かく、形は是れ實なるが故に、身表業は形色を體と爲す。

語表業の體は、誦く、即ち言聲なり。

【四】次に無表業を叙す。

【先の誓限】受戒等に際して精神的に誓約すること。【彼】有部を指す。

【毘婆沙等】此段有部の無表業實有論。

【契經】雜阿含第十三卷を指す。

無表業の相は、前に已に説くが如し。

經部は、亦説く、此は實有に非ず。

先の誓限に由りて、唯作さざるのみなるが故なり。彼も亦過去の大種に依りて施設す。然るに、過去の大種は、體非有なるが故なり。又諸の無表は色の相無きが故なり。

毘婆沙に説かく、「此も亦實有なり」と。

云何が然るを知らん。

頌に曰はく、

三と無漏との色と、増と説くと非作等との故に

論じて曰はく、「契經に説く、色に三種有り」と。此三を處と爲して一切の色を攝す。一に色の有見有對なる有り、二に色の無見有對なる有り、三に色の無見無對なる有り。

【契經】 雜阿含第二卷。

【契經】 中阿含第二、世間福經の文を指す。

【餘心】 染汙心無記心の意。

【又自ら等】 此段第四に非自作業の證を述ぶ。

【契經】 雜阿含經第十三を指す。

【外處】 六根の内處に對する六境の意。

【又若し等】 此段第六に八道支の證を叙す。
【契經】 雜阿含第二十七。

又契經の中に説かく、「無漏の色有り」と。契經に説くが如し。「無漏法は何。謂く、過去、未來、現在の諸所有の色に於て、愛恚を起さず。乃至識も亦然り。是を無漏法と名く」と、無表色を除きては、何なる法をか、名けて無見無對及び無漏の色と爲さん。

又契經に、福增長すること有りと説く。契經に言ふが如し。「諸の淨信有るものは、若し善男子にもあれ、或は善女人にもあれ、有依の七の福業の事を成就するときは、若し行きて、若は住し、若は寝ね、若は覺めんとも、恆時に相續して福業漸く増し、福業續いて起る。無依も亦爾なり」と。無表業を除いては、若は餘心を起すとき、或は無心なる時、何の法に依りてか福業増すと説かん。

又自ら作すに非ずして、但たをして爲さしむるとき、若し無表業無くんば、應に業道を成すべからざらん。他を遣ふ表は、彼業道の攝に非ざるを以て、此業は未だ正しく所作を作すこと能はざるを以ての故なり。使が所作を作し已るも、此の性に異り無きが故なり。

又契經に説かく、「苾芻、當に知るべし、法とは謂く、外處にして、是は十一處に攝せざる所の法なり。無見無對なり」と。無色と言はず。若し法處に攝する所の無表色を觀ぜずんば、此言は闕減して、便ち無用と成らん。

又若し無表無くんば、應に八道支無かるべし。定に在る時には、諸等無きが故なり。若し爾らば、何が故に契經の中に言ふや。彼は是の如く知り、彼は是の如く見て、正見、正思惟、正精進、正念、正定を修して、皆圓滿なるに至る。正語、業、命は、先の時

に已に得て、清淨鮮白なりと。

此は、先の時に、已に世間の離欲の道を得るに依りて説くものなれば、相違の過無し。

又若し無表色を撥無せば、則ち亦應に別解脱律儀も有ること無かるべし。戒を受くる後、戒相續して異縁の心を起すと雖も、而も苾芻と名くること有るに非ず。

又契經に説かく、「殺等を護るる戒を、名けて堤塘戒と爲す。能く長時相續して、犯戒の過を擧遏するが故に」と。體有ること無きに、堤塘と名くべきには非ず。

此等の語に由りて、實に無表色有りを知る。

經部の師は説く、此證は、種種の希奇多しと雖も、然も理に應せず。

然る所以の者は、所引の證の中、且く初の經に三の色有りと言へるは、瑜伽師の説く、「靜慮を修する時に定力より生ずる所の、六定の境界たる色は、眼根の境に非ざるが故に無見と名け、處所を障へざるが故に無對と名く」と。

若し既に爾らば、如何が色と名くるやと謂はば、是の如き難を釋すること無表と同じ。

又經に言ふ所の無漏の色とは、瑜伽師の説かく、即ち定力に由りて生ずる所の、色界の無漏定に依る者を、即ち説いて無漏と爲す」と。

有餘師言はく、「無學の身色及び諸の外色は、皆是れ無漏なり。漏の依に非ざるが故に、無漏の名を得」と。

何が故に、經に、有漏法とは、諸所有の眼と言うて乃至廣説するや。

【經部の師等】此段經量部の微論

【又若し等】此段第七に別解脱の證を述ぶ。
【又契經等】此段第八に提塘戒の證を明す。

【瑜伽師】 Yogic (師) 觀行者の意にして當時の宗教的學派。
【有餘師】 經部の善論者を指す。

【此經】 雜阿含第
十三。

【我覆】 (Khamar
び覆) 煩惱の異名
義は我覆にして強
固の義、覆は覆障
の義。

【餘の相續】 受者
の身を指す。
【餘の相續をして】
施主の意。

此は漏の對治に非ざるが故に、有漏の名を得たり。

是れ則ち此は應に有漏亦無漏なりと言ふものなるべし。

若し爾らば、何の過かある。

相雜の失有り。

若し此理に依りて、説いて有漏と爲さば、曾て此に依りて、説いて無漏とは爲さず。無

漏も亦然り。何ぞ相雜ること有らんや。

若し色處等にして、一向に有漏ならば、此經は、何に緣りてか、差別して説ける有漏有

取の諸の色は、心の裁覆の事なり。聲等も亦爾りと説くが如し。

又經に説く所の「福增長す」との言については、先軌範師は、是の如き釋を作る法爾の

力に由りて、「福業增長す」如如の施主が施す所の財物を、如是如是の受者ありて受用す。

諸の受者が施物を受用するに由りて、功德攝益に差別有るが故に、後に於て、施主の心

は異緣有りとも雖も、而も前に施を緣じたる思の熏習する所の、微細に相續し、漸漸に轉變

差別して生じ、此に由りて當來に能く多果を感ず。故に、密意をもて恆時に相續して、福

業漸く増し、福業續起すと説くものなりと。

若し如何が餘の相續の徳益の差別に由りて、餘の相續をして、心に異緣ありと雖も而も

轉變有らしむるぞと謂はば、此疑難を釋することは、無表と同じ。

彼復如何が餘の相續の徳益の差別に由りて、餘の相續をして別に眞實の無表の法を生ず

【隨轉】(Anivartana) 三) 前念の種子が後念の種子を引き後念の種子が前念の種子に隨つて相續して起るの義。

【調善】定の義。調は調練にして練り上げし善法。

【無量心定】四無量心の意。
【相續】施主を指す。

【此は】業道にして思なる業の道の義にして身語の加行を稱す。

ること行らしむるや。

若し無依の諸の福業の事に於て、如何が相續して福業増長するや。

亦彼を緣する思を數習するに由るが故なり。乃至夢中にも亦恆に隨轉す。無表論者は、

無依の福に於て、既に表業無しとす。寧ろ無表有らんや。

有が説かく、「有依の諸の福業の事も亦彼境を緣する思を數習するに由るが故に、恆時に相續し増長す」と。

に相續し増長す」と。

若し爾らば經に説かく、「諸有の慧覺は、淨尸羅を具して調善の法を成じ、他の施す所の

諸の飲食を受け已りて、無量心定に入り、身證具足して住す。此因縁に由りて、應に知

るべし、施主の無量の福善は、相續を滋潤し、無量の安樂は其身に流注す」と。施主は、

爾時、福恆に増長するも、豈定んで常に、彼を緣する勝思有らんや。是故に、言ふ所の思

の熏習する所の、微細に相續して、漸漸に轉變差別して生ずといふことは、定んで理に應

ずと爲す。

又自ら作すに非ずして但他を遣つて業道を爲すとき、如何が成滿するを得んといふは、

應に是の如く説くべし。本の加行に由りて、使者の、教に依り所作成する時、法爾とし

て、能く教者をして微細の相續の轉變の差別をして生ぜしむ。此に由りて當來に、能く多

果を感ず。諸有の自作の事の究竟する時も、當に知るべし、亦是の如き道理に由る。

應に知るべし、即ち此微細の相續の轉變の差別を、名けて業道と爲す。此は即ち果に於

【取纏】有漏の五蘊の組織體たる身體を指す。
【觸れ、する】殺生業を成ずること。

【此もとは】經部の種子、彼もとは有部の無表を指す。
【心の種類】心に相繼ぐ起るものとの意。

て、假に因の名を立つるなり。是は、身語業の引く所の果なるが故なり。別に無表有りとなし。執する論宗に、無表を亦身語業道と名くるが如し。

然るに、大徳の説かく、「取纏の中に於て、三時に起る思に由りて殺罪の爲に觸れらる。謂く、我當に殺すべし、正しく殺す、殺し已る」と。

但此に由りてのみ業道は究竟するに非ず。自らの母等の、實は未だ害せられざるに、已に害すと謂ふに由りて、無間業を成ずること勿し。

然るに、自ら造るに於て、殺の事を誤ること無くして、是の如き思を起さば、殺罪便ち觸る。

若し此に依りて説かば、理に應ぜざるには非ず。何ぞ無表に於て偏に憎嫉を懷き、定んで撥して無しと爲し、而も所重の微細に相續し、轉變する差別を許すや。

然れども、此と彼と、俱に了知し難し。今此中に於ては憎嫉する所無し。然れども、業道は是れ心の種類にして、身の加行に由りて事の究竟する時、心身を離れて、能教者の身中に於て、別に無表の法の生ずること有りとなし。是の如き所宗は喜を生ぜしめず。

若し此の引くに由りて、彼加行より生せる事の究竟する時、即ち此は、彼に由りて相續の轉變の差別生ず。是の如き所宗は喜を生ぜしむべし。但心等の相續の轉變の差別に由

【又等】經部の無表を立てざること

を指す。

【謂く等】此段有部の第三、福業事の證を破す。

【道】無漏道即ち無漏定なり。

【衣等】衣食住にして正命の意。

りて、能く未來の果を生ずるが故なり。

又先に已に説けり。

先に説くとは何ん。

謂く、表業すら既に無し。寧ろ無表有らんやと。

又法處に説くに、無色と言はざるは、前に説く所の如き定の境たる無見無對の、法處に

攝する色有るに由る。

又道支、應に八有ること無かるべしとは、且く彼は、應に説くべし、正しく道に在る時、

如何が正語業命有るを得べきかを。

此位に於て正言を發し、正作業を起し、衣等を求むること有りと爲んや不や。

爾らず。

云何。

彼は、是の如き種類の無漏の無表を獲得するに由るが故に、出觀の後、前の勢力に由

りて、能く三正を起して、三邪を起さず。因の中に於て果の名を立つるを以ての故に、無

表に於て語業命の名を立つるなり。

若し爾らば、云何が此義を受けざる。無表無しと雖も、道に在る時、斯の如き意業と依

止とを獲得するが故に、出觀の後、前の勢力に由りて、能く三正を起して、三邪を起さ

ずと。因の中に於て果の名を立つるを以ての故に、具に八聖道支を安立すべし。

【有る餘師】經部の異師の説を指す

【八世法】世間の有情に隨順する法の意。

【若し等】此段、堤塘戒の義を破す

有餘師は言ふ。唯邪語等の事を作さざるを説いて以て道支となす。謂く、定に在る時、聖道の力に由りて、便ち能く決定して作さざることを獲得す。此定んで作さざることは、無漏道に依りて安立することを得るが故に、無漏と名く。

一切處に、要ずしも眞實に別の法體有るに依りて、方に名數を立つるに非ず。八世法の如し。謂く、得、不得及び毀、譽、稱、譏、苦、樂なり。此に、衣食等の事を得ざるは、別に關係有るには非ず。此も亦應に然るべし。

別解脱律儀も亦應に此に准すべし。謂く、思の願力に由りて先づ要期を立て、能く定んで身語の惡業を遮防す。斯に由るが故に、別解脱律儀を建立す。

「若し異縁の心を起すときは、應に律儀無かるべし」とは、此難は理に非ず。重習の力に由り、過を起さんと欲する時、憶ひて便ち止むが故なり。

戒の堤塘たる義も、亦應に此に准すべし。謂く、先に誓限を立てて定んで惡を作さず、後に數憶念し、慚愧現前して能く自ら制持し、犯戒せざらしむ。故に堤塘の義は、心の受持に由るなり。若し無表に由りて、能く犯戒を遮すとせば、應に失念して破滅する者無かるべし。

日く、是等衆多の諍論を止めん。

毘婆沙師は説かく、「實物有りて無表色と名く」と。是れ我所宗なり。

【五】次に業と大種に就て初に表無表の性としての大種に就て明す。

【表と等】此項、無表と大種との前後關係を明す。

【此を】過去の大種を指す。
【轉】過去の大種即ち能造の因の義

【何れの等】此項業と大種との地的關係を叙す。

(五)

前に、無表は大種所造の性なりと説けり。表の大種の造と爲んや、異有りとなんや。

頌に曰はく、

此能造の大種は、表の所依に異なり

論じて曰はく、無表と表とは、異なる大種より生ず。

所以は何ん。

一の和合に依りて、細と粗との果有るは、理に應ぜざるが故なり。

表と大とは、必ず同時に生ずるが如く、無表も亦然るや、差別有りとなんや。

一切所造の色は、多くは大種と俱時に生ず。然るに現在未來には、亦少分の、過去に依る者有り。

少分とは何ん。

頌に曰はく、

欲の後念の無表を、過の大種に依りて生ず

論じて曰はく、唯欲界繫の初刹那より後の有ゆる無表は、過の大より生ず。此を所依となんや。

爲して、無表起ることを得。現身の大種は、但能く依となんや。轉、隨轉の因となんや。

其次第に隨つて、轉の地を行くに、手と地とを依となんや。爲すが如し。

何れの地の身語業は、何れの地の大の所造なるや。

頌に曰はく、

何れの地の身語業は、何れの地の大の所造なるや。

有漏は自地の依なり、無漏は生ずる處に隨ふ
 論じて曰はく、欲界所繫の身語二業は、唯欲界繫の大種の所造なり。
 是の如くにして、乃至第四靜慮の身語二業は、唯是れ彼地の大種の所造なり。
 若し身語業の、是れ無漏なる者は、此地に生ずるに隨ひ、應に起りて現前すべし。即ち
 是れ此地の大種の所造なり。
 無漏法は、界に墮せざるを以ての故なり。必ず大種の是れ無漏なるもの無きが故なり。
 所依の力に由りて、無漏生ずるが故なり。

〔六〕次に表、無表の類及び其大種を諸門分別を以て明す。
 此表と無表とは、其類は是れ何ん。復是れ何の類の大種の所造ぞ。
 頌に曰はく、

無表は無執受なり、亦等流なり情數なり
 散の依は等流の性なり、有受なり異の大より生ず
 定生のものの依は長養なり、無受なり異の大無し

表は唯等流の性なり、身に屬するは有執受なり
 論じて曰はく、今此頌の中にて先づ無表を辯ずれば、是れ無執受なり。變礙無きが故なり。
 亦等流の性なり。「亦」と言ふは、此の、是れ利那なるもの有ることを顯す。謂く、初
 無漏なり。

【身語の七】身三
（殺生、偷盜、邪
姪一口四惡に、口
妄語、兩舌、綺語）
の意。

【若し等】身表業
の形式は扶摩根を
依とするが故に扶
根を離れざるを以
て有執受なり。
【本身】木の異熟
身の意。

餘は皆等流の性なり。謂く、同類因より生ず。

此は唯有情なり。内に依りて起るが故なり。

中に於て、欲界の有ゆる無表は等流なり。有受なり。別異の大より生ず。「異の大より生

ず」との言は、身語の七の、一に是れ別の大種の所造なることを顯す。

定より生ずる無表の差別に二有り。謂く、諸の靜慮と無漏との律儀なり。此二は、俱

に定に依りて長養せらるる所にして、無受なり。無異大種の生ずる所なり。「無異大」との

言は、此無表の七支の、同じく一具の四大種の所生なるを顯す。

所以は何ん。

所依の大種は、心の唯一なるが如く、差別無きが故なり。

應に知るべし、有表は唯是れ等流なり。此が若し身に屬するときは、是れ有執受なり。

餘の義は皆散の無表と同じ。

表業の生ずる時には、要す本身の形量を破壊すと爲んや。爾らずとせんや。

若し爾らば何の失ぞ。

若し破壊せば、異熟の色は、斷じて應に更に續くこととなるべし。是は則ち毘婆沙の宗

に違越す。若し破壊せずんば、如何が一身の處所に、二の形量成すること有るを得んや。

別に新に生ずる等流の大種有りて、有表の業を作り、本身を破せず。

若し爾らば、隨つて何れの身分の處に依りて、有表業を起すとも、應に木のよりは大な

【身に等】 異熟身は虚疎にして空疎を存するが故に沙に水を加へる如く増すことなしとの意。

【七】 次に表無表の性界地の分別。

【強業】 無表のこと

【因】 表業を言ふ

【中に於いて】 此項三界九地の分別を明す。

るべし。新あらたに生しやうずる大種だちゆうの、遍あまねく増益ぞうやくするが故ゆゑに。

若もし遍あまねく増益ぞうやくせずんば、如何いかが遍あまねく表へうを生しやうぜん。

身しんに孔隙くうきやく有あるが故ゆゑに、相あひ容ひるることを得う。

(七) 已すでに業門ごうもんの二三五にさんごの別べつを辯べんぜり。此これが性じやう、界地がいちの差別さべつは云何いふ。

頌じゆに曰いははく、

無表むへうは記きなり餘よは三さんなり、不善ふぜんは唯ただ欲よくに在あり

無表むへうは欲よく色しきに通つうず、表へうは唯ただ有あ何なにの二になり

欲よくには有あ覆ふくの表へう無なし、等起とうき無なきを以もつての故ゆゑなり

論ろんじて曰いははく、無表むへうは唯ただ善ぜんと不善ふぜんとの性じやうに通つうず。無記むき有あること無なし

所以ゆゑは何なにん。

無記むきの心こころは、勢いき力りき微劣びりやくにして、強業きやうごうを引發ひきだつして生しやうせしめ、因いんの滅めつする時ときも果くわの仍なほ續起じやくきす

べきこと能あたはざるを以もつてなり。

言いふ所の餘あまとは、謂いはく、表へう及び思しにして、三さんとは、皆みな善惡ぜんあく無記むきに通つうずるを謂いふなり。

中なかに於おて不善ふぜんは、欲よくにのみ在ありて餘あまには非あらず。已すでに不善根ふぜんこんと無慙むぜんと無愧むきとを斷たじたるが

故ゆゑなり。

善ぜん及び無記むきは、諸地しよちに皆みな有あり。頌じゆの中に於おいて別べつに遮しやせざるを以もつての故ゆゑなり。欲色二界よくしきにわに

【隨て等】二禪以上にてても下地の語を假りて發するが故、身語表業は轉ず。從て其限り無表有り。

【若し等】此項、無色界に無表無きの理由を明す。【彼】無漏の無表を指す。

【隨て等】二禪以上にてても下地の語を假りて發するが故、身語表業は轉ず。從て其限り無表有り。

【若し等】此項、無色界に無表無きの理由を明す。【彼】無漏の無表を指す。

【隨て等】二禪以上にてても下地の語を假りて發するが故、身語表業は轉ず。從て其限り無表有り。

【若し等】此項、無色界に無表無きの理由を明す。【彼】無漏の無表を指す。

【隨て等】二禪以上にてても下地の語を假りて發するが故、身語表業は轉ず。從て其限り無表有り。

【若し等】此項、無色界に無表無きの理由を明す。【彼】無漏の無表を指す。

【隨て等】二禪以上にてても下地の語を假りて發するが故、身語表業は轉ず。從て其限り無表有り。

【若し等】此項、無色界に無表無きの理由を明す。【彼】無漏の無表を指す。

【表色等】此項、特に表色の界地に就て明す。

は皆無表有り。無色の中には、大種無きを以ての故に。

隨つて、何れの處に於ても、身語の轉ずること有らば、唯是處に身語律儀有り。

若し爾らば、身欲色二界に生じて無色定に入るときは、應に律儀有るべし。無漏心を起すに、無漏の無長有るが如し。

爾らず。彼は界に墮せざるを以ての故なり。無色界に於て若し無表有らば、應に無表の、大種より生ずるに非ざるもの有るべし。説いて、「有漏の無表は別の界地の大種を以て依と爲す」とは、言ふべからず。

又前色に背きて無色定に入るが故に、彼定の中には、色を生ずる能はず。彼定は、色の想を伏すること有るに由るが故なり。

毘婆沙師は是の如きの説を作さく、「惡戒を治せんが爲の故に尸羅を起す。但諸の欲界の中にのみ諸の惡戒有り。無色は欲に於て、四種の遠を具す。一には所依遠、二には行相遠、三には所緣遠、四には對治遠なり。故に無色の中には無表色無し」と。

表色は唯二の有何地のみに在り。謂く、欲界と初靜慮との中に通ず。上地の中には、表有りと言ふべきには非ず。

有覆無記の表は、欲界には定んで無く、唯梵世の中に於てのみ有りと言説くを得べし。

曾て聞く、「大梵に誑詔の言有り」と。謂く、自の衆の中にて、馬勝に徵問せらるること

を避けんが爲の故に、矯つて自ら歎じたる等なり。

を避けんが爲の故に、矯つて自ら歎じたる等なり。

を避けんが爲の故に、矯つて自ら歎じたる等なり。

を避けんが爲の故に、矯つて自ら歎じたる等なり。

を避けんが爲の故に、矯つて自ら歎じたる等なり。

を避けんが爲の故に、矯つて自ら歎じたる等なり。

を避けんが爲の故に、矯つて自ら歎じたる等なり。

を避けんが爲の故に、矯つて自ら歎じたる等なり。

【上地】 二定以上の意。
【外の大種】 風等の聲處を指す。

【劣なる】 下地の善は上地に比して劣なり。

【前説】 欲界を除きては唯初定のみ表あり、初地の心等起するが故にと言ふ説。

【内門轉】 見所斷の惑は道理に關する所謂知的の迷妄なるを以て内面的即ち反省的に轉ずるを以て言ふ。

【八】 次に三性分別の根據として等起心を明す。

上地には、既に言無し。何ぞ聲處有ることを得ん。

外の大種有りて、因と爲り、聲を發す。

有餘師は曰はく、「上の三靜慮には、亦無覆無記の表業有りて、善も無く染も無し」と。

所以は何ん。

上地に生じては、能く下地の善及び染心を起して、身語表を發するに非ず。劣なるが故

に、斷ぜるが故に。

前説を善と爲す。

復何なる因を以て、二定以上には都て表業無く、欲界の中に於ては有覆無記の表業有る

こと無きや。

業を發する等起心無きを以ての故なり。

有尋伺の心は、能く表業を發するも、二定以上には、都て此心無し。

又表を發する心は、唯修所斷なり。見所斷の惑は内門轉の故に。欲界の中には、決定し

て有覆無記の修所斷の惑有ること無きを以てなり。

是故に、表業は上の三地には都て無く、欲界の中には、有覆無記の表無し。

但等起に由りてのみ、諸法をして善不善の性等と成らしむと爲んや。爾らず。

云何。

四種の因に由りて、善性等と成る。一には勝義に由り、二には自性に由り、三には相應に由り、四には等起に由る。

何の法ぞ、何の性ぞ、何の因成するや。

頌に曰はく、

勝義の善は解脱なり、自性は慚愧根なり

相應は彼と相應す、等起は色業等なり

此に翻するを不善と名く、勝無記は二の常なり

論じて曰はく、勝義の善とは、謂く、眞の解脱なり。涅槃の中には、最極安隱にして衆

苦永く寂すること、猶し無病なるが如くなるを以てなり。

自性善とは、謂く、慚と愧との根なり。有爲の中にて、唯慚と愧と、及び無貪等の三種

の善根とは、相應及び餘の等起を待たずして、體性はれ善なること、猶し良藥の如くなる

を以てなり。

相應善とは、謂く、彼相應なり。心心所は、要す慚と愧と善根と相應して、方に善性を

成じ、若し彼慚等と相應せざれば、善性の成ぜざること、藥に雜る水の如くなるを以てな

り。

等起善とは、謂く、身語業と不相應行となり。是は自性及び相應の善に等起せらるるを

【彼】慚等の心所を指す。

【不相應行】此處にては得、四相、二無心定を言ふ。

【良藥】 自性善、
汁は相應善、乳は
等起善に當る。

以ての故に、良藥の汁と引生せらるる乳との如くなればなり。

若し異種の心より起る所の得等は、云何が善と成るや。此義應に思ふべし。
善性の四種の差別を説くが如く、不善の四種は此と相違す。

云何が相違する。

勝義不善とは、謂く、生死の法なり。生死の中の諸法は、皆苦を以て自性と爲し、極め

て安隱ならざること、猶し痲疾の如くなるに由る。

自性不善とは、謂く、無慚愧と三不善根となり。有漏の中にて、唯無慚愧及び貪瞋等三

不善根のみは、相應及び餘の等起を待たずして、體是れ不善なること、猶し毒藥の如くな

るに由る。

相應不善とは、謂く、彼相應なり。心心所法は、要す無慚愧と不善根と相應して、方に

不善の性と成る。異れば則ち然らざること、毒に雜る水の如くなるに由る。

等起不善とは、謂く、身語業と不相應行となり。是は、自性と相應との不善に等起せら

るるが故に、毒藥汁に引生せらるる乳の如くなるを以てなり。

若し爾らば、便ち一の有漏法として、是れ無記或は善なるは無からん。皆生死の攝なる

が故なり。

若し勝義に據らば、誠に言ふ所の如し。然れども此中に於ては、異熟に約して説く諸

の有漏法にして、若し異熟果を記すること能はざるは、無記の名を立てて中に於て、若し

【更に異門無し】
虚空及び非擇滅の
善惡に關せず絶對
的に無爲なりとの
意。

【是の如き等】論
主は問答分別を以
て有部の難點を擧
げて反省を暗示せ
るなり。

【九】次に二種の
等起に就て。

能く愛の異熟を記するを、説いて名けて善と爲す。故に過有ること無し。

勝義無記とは、謂く、二の無爲なり。太虚空及び非擇滅は、唯無記性にして、更に異門
無きを以てなり。

此に於て、應に思ふべし、若し等起の力が、身語業にして善不善と成らしむるならば、
則ち諸の大種も例して亦應に然るべし。

作者の心は、木業を起さんと欲し、四大種に非ざるを以ての故の、例を成ぜず。

若し爾らば、定心に隨轉する無表は、正しく定に在るとき作意の引生するものに非ず。
亦散心の加行の引發するにも非ず。同類にあらざるが故なり。如何が善と成らん。或は天
眼耳も應に善性と成るべし。

是の如き義に於て、應に劬勞を設くべし。

（九）次に二種の等起に就て。

上に言ふ所の如く、見所斷の惑は、内門轉なるが故に、表を發すること能はず。
若し爾らば、何に緣りてか契經の中に、邪見に由るが故に、「邪思惟、邪語、邪命等」を起

す」と説くや。

此は相違せず。

何を以ての故に。

頌に曰はく、

等起に二種有り、因及び彼利那なり

次第の如く應に知るべし、轉と名け隨轉と名く

見斷の識は唯轉なり、唯隨轉なるは五識なり

修斷の意は二に通ず、無漏と異熟とは非なり

轉の善等の性に於て、隨轉は各三を容る

牟尼の善は必ず同なり、無記は隨、或は善なり

論じて曰はく、表、無表業の等起に二有り。謂く、因等起と利那等起となり。

先に在りて因と爲るが故に、彼利那に有るが故に、次の如く、初を轉と名け、第二を隨

轉と名く。

謂く、因等起は、將に業を作らんとする時、能く引發するが故に、説いて名けて轉と爲

し、利那等起は、正しく業を作る時に、相離れざるが故に、名けて隨轉と爲すなり。

隨轉は業に於て、何の功能有る。

先の因有りて、能く引發すと雖も、若し隨轉無くんば、死の如く、業應に無かるべし。

若し爾らば、無心のとき如何が戒を發する。

諸の有心の者は、業の起ること分明なるが故に、隨轉の心は、業に於て用有り。

見所斷の識は、表を發する中に於て、唯能く轉と爲る。能く表を起す尋伺の生ずる中に

於て、資糧と爲るが故に。隨轉とは爲らず。外門の心の、正しく業を起す時に於て、此は、

【尋伺】心所なるも表業を發する心なるを以て發表心と稱せらる。
【外門轉】内門轉に對し、修所斷の外境を緣する心を言ふ。

有ること無きが故に。

又見所斷にして、若し表色を發すとせば、此色は則ち應に是れ見所斷なるべし。

若し見斷なりと許さば、斯に何の失か有る。

是れ則ち阿毘達磨に違越す。又明無明と相違せざるが故に、有漏の業色は見所斷に非ず。

是の如き道理は、應に更に成立すべし。

若し爾らば、大種も亦應に見斷なるべし。俱に見斷の心力より起る所なるが故に。

是の如き過失無し。善と不善とに非ざるが如し。

或は復爾りと許すも、理としては亦違すること無し。

應に然りと許すべからず。諸の大種は、定んで見斷及び非所斷に非ざるを以てなり。

一切種の不染汙法は、明無明と相違せざるを以ての故に。

彼經は、但前の因等起のみに據りて、是説を作すが故に、相違せず。

若し五識身は唯隨轉と作るのみ。分別無きが故に、外門に起るが故に。

修斷の意識は、通じて二種と爲る。分別有るが故に、外門に起るが故に。

一切の無漏と、異熟生との心は、轉と隨轉とに非ず。唯定にのみ在るが故に。加行に由

らずして、任運に轉ずるが故に。

是の如きは、即ち四句の差別を成す。

轉にして隨轉に非ざるもの有り。謂く、見所斷の心なり。

【是れ等】表色を
見所斷とせざる理
由を擧ぐ。一は
本論は色は見斷に
非ずと言ひ、二は
法相の理に反すと
言ふ。

【是の如き等】經
部の主張にして色
業は因等起と同性
なるも、大種は然
らば、常に無記な
れは見所斷に非ず
と言ふ。

【彼經】 雜阿含第
二十八。

【若し五識身】第
六句を釋す。五識
は無分別の故に發
業の力無きも、外
門轉なれば隨轉
因となるとの意。
【是の如き等】諸
の心々所を轉因、
隨轉因の二面より
見ての四句分別を
明す。

【謂く等】轉と隨轉の性の一致せざる時あることを明す。

【有餘部】大衆部を指す。【契經】中阿含二十九、龍象經を指す。

隨轉にして轉に非ざる有り。謂く、眼等の五識なり。

轉にして亦隨轉なる有り。謂く、修所斷の三性の意識なり。

轉にも隨轉にも非ざる有り。謂く、諸の無漏と異熟生との心なり。

轉と隨轉との心は、定んで同性なりや不や。

此は決定せず。

共事云何。

謂く、前の轉心は、若し是れ善性なるも、後の隨轉の識は善等の三に通ず。不善と無記

との隨轉も亦爾なり。

唯牟尼尊は轉と隨轉との識、多分は同性にして、少し不同有るのみなり。謂く、轉にして若し善心ならば、隨轉も亦善なり、轉心若し無記ならば、隨轉も亦然なり。而して或は、

有時は、善は無記に隨つて轉ず、曾て無記の、善の隨轉と爲る時無し、佛世尊は、說法等に於て、心、或は增長すること有れども、萎歇すること無きを以ての故に。

有餘部は説かく、「諸佛世尊は、常に定に在るが故に、心は唯是れ善にして、無記の心無し」と。故に、契經に説かく、

那伽は行くも定に在り、那伽は住するも定に在り

那伽は坐するも定に在り、那伽は臥するも定に在り

毘婆沙師は、是の如き釋を作さく、「此は佛の意の、若し散心を樂まざれば、即ち四威儀

【餘の位】散心(定に對す)の位なり。

に於て、能く常に定に在ることを顯すものなり。然れども、餘の位に於ては、威儀及び異熟より生ずると、通果心と起ること無きには非ず」と。

諸有の表業の、善等の性を成ずるは、轉心の如しと爲んや、隨轉の如しと爲んや。設し爾らば、何の失かある。

若し轉の如くんば、則ち欲界の中に應に有覆無記の表業有るべし。身見邊見は、能く轉と爲るが故に、或は、應に一切種の見所斷の心は、皆能く轉と爲るには非ずと簡別すべし。若し隨轉の如くといはば、惡無記の心と俱に得する別解脫の表は、應に善性に非ざるべし。

【轉心】以下、正しく論主の正釋。

此微難に於て、應に劬勞を設くべし。應に轉心の如く、表は善等の性と成ると言ふべし。然れども、彼見斷の轉心の如くには非ず、修斷の轉心が、間隔を爲すが故に。

若し表にして、隨轉心の力に由りて善等と成らずんば、則ち應に彼經は但前の因等起に據りて、刹那に據るには非ざるが故に、欲界の中には、定んで有覆無記の表業無しとは言ふべからず。但應に説いて言ふべし、彼經は、唯餘心に聞てられたる因等起に據りて説くが故に、見斷の心は、能く轉と爲ると雖も、而も欲界に於ては定んで有覆無記の表業無しと。

阿毘達磨俱舍論卷第十三

阿毘達磨俱舍論

卷第十四

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別業品第四之二

【一〇】次に三種の無表即ち三律儀に就いて明す。

【一一】次に、律儀の種類即ち別解律儀、靜慮生律儀、無漏律儀に就いて明す。

傍論已に了んぬ。復應に前の表無表の相を辯すべし。

頌に曰はく、

無表に三あり、律儀と不律儀と非二となり

論じて曰はく、此中、無表を略して説くに三有り。一には律儀、二には不律儀、三には非二、謂く、非律儀非不律儀なり。

惡戒の相續を能く遮し能く滅するが故に、律儀と名く。

是の如き律儀の差別に、幾か有る。

頌に曰はく、

律儀は別解脫と、靜慮と及び道生となり。

【初の律儀等】此項、別解脱律儀に就いて詳説す。

【勤策】(Kammāṇe) 沙彌と書き十戒を持つ比丘入門の當初の稱。
【近事】(Pāṇātika) 優婆塞のこと。
【近住】(Tāmasā) 優婆塞と書き在家の男女にして一晝夜に八戒を持する者。

論じて曰はく、律儀の差別に、略して三種有り。一には別解脱律儀、謂く、欲纏の戒なり。二には靜慮より生ずる律儀、謂く、色纏の戒なり。三には道より生ずる律儀、謂く、無漏戒なり。

初の律儀の相の差別云何。

頌に曰はく、

初の律儀は八種あり、實體は唯四有り

形轉すれば名異なるが故なり、各別なるも相違せず

論じて曰はく、別解脱律儀の相の差別に八有り。一には苾芻律儀、二には苾芻尼律儀、

三には正學律儀、四には勤策律儀、五には勤策女律儀、六には近事律儀、七には近事女律儀、

八には近住律儀なり。

是の如き八種の律儀の相の差別を、總じて第一の別解脱律儀と名く。

八の名有りとは雖も、實體は唯四なり。一には苾芻律儀、二には勤策律儀、三には近事律儀、

四には近住律儀なり。唯此四種の別解脱律儀は、皆體の實なるもの有り。相各別なるが故に。

所以は何ん。

苾芻律儀を離れて別の苾芻尼律儀無く、勤策律儀を離れて別の正學と勤策女との律儀無

く、近事律儀を離れて別の近事女律儀無ければなり。

【四の律儀】比丘尼、勤策女、正學、近事女の四律儀。
 【三の體】比丘、勤策、近事の三律儀。
 【遠離の方便】惡を遠離する方便。
 【隻雙の金錢】一隻の金に又一金を加ふる時、併せて雙(二)の金となるを今譬喩にせるなり。
 【餘の數】他の律儀との意。

云何が然るを知る。

形の改轉するに由りて、體に捨得無しと雖も、而も名に異有るが故なり。形とは、謂く形相にして、即ち男女根なり。此二根に由りて、男女の形、別るればなり。但形の轉するに由りて、諸の律儀をして名けて苾芻苾芻尼等と爲らしむ。謂く、轉根の位に、本の苾芻律儀をして苾芻尼律儀と名けしめ、或は苾芻尼律儀をして苾芻律儀と名けしめ、本の勤策律儀をして勤策女律儀と名けしめ、或は勤策女律儀、及び正學律儀をして、勤策律儀と名けしめ、本の近事律儀をして近事女律儀と名けしめ、或は近事女律儀をして近事律儀と名けしむ。轉根の位に、先に得するところを捨して、先に未だ得せざりし律儀を得する因縁有るには非ず。故に四の律儀は、三の體と異なるものに非ず。

若し近事律儀より勤策律儀を受け、復勤策律儀より苾芻律儀を受くとせば、此三律儀は、遠離の方便を増足するに由りて、別別の名を立つること、隻雙の金錢及び五と十と二十との如しと爲んや、體各別にして、具足して頗に生ずと爲んや。

三種の律儀の體は相雜せず、其相各別にして具足して頗に生ず。三律儀の中に、三の離殺を具し、乃至三の離飲酒を具足す。餘の數の多少も其所應に隨ふ。

既に爾らば、相望むるに、同類なり。何の別かある。

因縁の別なるに由りて、相望むるに異有り。

其事云何。

【近事近住等】此項、近事、近住、勸策、苾芻等の律儀の安立を明す。

【欲邪行】 邪姪行のこと。

如如の多種の學處を受けんことを求めて、如是如是の、能く多種の橋逸の處を離るる時、即ち衆多の殺等の縁を離れて起す。諸の遠離は、因縁に依りて發するを以ての故に、因縁別なれば遠離に異有り。若し此事無くんば、苾芻律儀を捨するに、爾時、則ち應に三の律儀、皆捨すべし。前の二は攝して後の一の中に在るが故に。既に然りと許さず。故に三は各別なり。然も此三種は互に相違せず。一身の中に於て俱時に轉じ後のを受くるに由りて、前の律儀を捨するには非ず。苾芻戒を捨するに、便ち近事等に非ざる勿れ。

近事、近住、勸策、苾芻の四種の律儀は、云何が安立するや。
頌に曰はく、

五と八と十と一切との、應に離るべき所を離るるを受くるに
近事と近住と、勸策と及び苾芻とを立つ

論じて曰はく、應に知るべし、此中、數の次第の如く、四の遠離に依りて四の律儀を立つ。謂く、五の應に遠離すべき所を離るるを受くるに、第一の近事律儀を安立す。

何等をか名けて五の所應離と爲す。

一には殺生、一には不與取、三には欲邪行、四には虚誑語、五には飲諸酒なり。

若し八の應に遠離すべき所を離するを受くるに、第二の近住律儀を安立す。
何等をか名けて、八の所應離と爲す。一には殺生、二には不與取、三には非梵行、四には虚誑語、五には飲諸酒、六には塗飾香鬘舞歌觀聽、七には眠坐高廣嚴麗牀座、八には

食非時食なり。

若し十の應に遠離すべき所を離するを受くるに、第三の勤策律儀を安立す。

謂く、前の八に於て、塗飾香鬘と舞歌觀聽を閉いて二種と爲し、種受蓄金銀等の寶を加へて以て第十と爲す。

若し一切の應に離すべき身語業を離するを受くるに、第四の苾芻律儀を安立す。

【若し一切等】此項、比丘律儀を明す、即ち二百五十戒なり。

別解脫律儀の名の差別は、頌に曰はく、

俱に尸羅とも妙行とも、業とも律儀とも名くるを得

唯初の表無表のみは、別解とも業道とも名く

論じて曰はく、能く險業を平ぐるが故に、尸羅と名く。詞を訓釋する者は、謂く清涼の故なり。伽他に言ふが如し、「戒を受持するは樂し。身に熱惱無し」と。

故に尸羅と名く。

智者稱揚するが故に、妙行と名く

所作の自體なるが故に、名けて業と爲す

豈無表を亦不作と名けずや。如何が今所作の自體と説く。

慙恥有る者の受くる無表の力は、業患を造らず。故に不作と名くるも、表と思との所造

なれば、所作の名を得。

有餘は釋して言はく、「是は作の因なるが故に、是は作の果なるが故に、作と名くるに失無し」と。

能く身語を防ぐが故に、律儀と名く。

是の如くにして、應に知るべし、別解脱戒は、初後の位に通じ、差別の名無し、唯初刹那の表及び無表は、別解脱及び業道の名を得。謂く、受戒する時、初の表と無表とは、別に種種の惡を棄捨するが故に、初に別に捨する義に依りて、別解脱の名を立つ。即ち爾時に於て所作究竟すれば、業の暢ぶる義に依りて、業道の名を立つ。故に初刹那を別解脱と名け、亦名けて別解律儀と曰ふことを得、亦名けて根本業道と爲すことを得るも、第二念より乃至未だ捨せざるあひだは、別解脱と名けず。別解律儀とは名くるも、業道とも名けず。名けて後起と爲す。

誰は何の律儀を成就するや。

毘に曰はく、

八は別解脱を成ず、靜慮と聖とを得する者は

靜慮と道生とを成ず、後の二は隨心轉なり

論じて曰はく、八衆は皆別解律儀を成就す。謂く、苾芻より乃至近住に至る。

外道には所受の戒有ること無きや。

【誰は等】此項、能行者の宗教的機能即ち機根と律儀との關係を明す。

【有】三有即ち三界の意。

【邊】近分の意。

【靜慮等】此項、斷律儀を明す。斷律儀とは靜慮、無漏の二律儀にして此律儀は煩惱の斷對治の法なればなり。

有りと雖も、別解脱戒とは名けず。彼の受くる所は、功能は永く諸惡を脱すること有ること無くして、有に依著するに由るが故に。

靜慮生とは、謂く、此律儀は靜慮より生じ、或は靜慮に依る。若し靜慮を得ずれば、定んで此律儀を成ず。諸の靜慮の邊も亦靜慮と名く。村邑に近ければ村邑の名を得るが如し。故に有が説いて「此村邑に於て稻田等有り」と言ふ。此も亦應に然るべし。

道生の律儀は、聖者のみ成就す。此に復二有り。謂く、學と無學となり。

前に俱有因を分別したる中に於て、二律儀は是れ隨心轉となり説きたり。此三の内に於て其二とは何ん。

謂く、靜慮生と及び道生との二なり、別解脱には非ず。

所以は何ん。

異心にも無心にも、亦恒に轉するが故なり。

靜慮と無漏との二種の律儀を、亦斷律儀と名く。何の位に依りて建立する。

頌に曰はく、

未至の九無間と、俱生する二を斷と名く

論じて曰く、未至定の中の九無間道と俱生する靜慮と無漏との律儀は、能く永く欲纏の惡戒及び能起の惑を斷ずるを以て、斷律儀と名く。

此に由りて、或は靜慮律儀にして斷律儀に非ざる有り。應に四句を作るべし。

第一句は、未至定の九無間道の有漏の律儀を除いて、所餘の有漏の靜慮の律儀なり。第二句は、未至定に依る九無間道の無漏の律儀なり。第三句は、未至定に依る九無間道の有漏の律儀なり。第四句は、未至定の九無間道の無漏の律儀を除ける所餘一切の無漏の律儀なり。

是の如く或は無漏の律儀にして、斷律儀に非ざる有り。應に四句を作るべし。前の四句に準じて、應の如くに當に知るべし。

若し爾らば、世尊の説きたまふ所の略説の如くは、

【若し等】此項、意律儀と根律儀とに就て明す。

身律儀善哉、善哉語律儀
意律儀善哉、善哉遍律儀

【契經】雜阿含第十一。

又契經に、「應に善く眼根の律儀を守護すべく、應に善く安住すべし」と説けるが、此意と根との律儀は、何を以てか自性と爲す。

此二の自性は無表色に非ず。

若し爾らば是れ何ん。

頌に曰はく、
正知と正念と合するを、意と根との律儀と名く。

論じて曰はく、是の如き二種の律儀は、俱に正知と正念とを以て、體と爲すことを顯さんが爲の故に、名を列ねじりて、復「合する」の言を説く。謂く、意律儀は、慧と念とを體

【二三】以下表無表の成就を明す。先づ第一に表無表の成就者と共に表無表の種類と其三世事とを説く。

と爲す、即ち二種を合して根律儀と爲す。故に離合の言は、次の如くなること勿れと顯す。

今應に思擇すべし。表及び無表は、誰が何れを成就するや、何の時分にか齊る。且く無表の律儀不律儀を成ずることを辯せん。

頌に曰はく、

別解に住する無表は、未だ捨せずんば恆に現を成ず

和那の後には過を成ず、不律儀も亦然なり

靜慮律儀を得したるものは、恆に過未を成就す

聖の初には過去を除く、定と道とに住するは中を成ず

論じて曰はく、別解脱に住する補特伽羅は、未だ捨せざる以來、恆に現世を成ず。此別

解脱律儀の無表は、初和那の後には、亦過去をも成ず。

前の「未だ捨せず」との言は、遍く後に流至す。散の無表は、未來を成ずるもの有ること

無し。不隨心の色は、勢の微劣なるが故に。

別解脱律儀に安住するものを説くが如く、不律儀に住するものも、應に知るべし、亦爾なり。謂く、未だ惡戒を捨せざる以來に至りては、恆に現世を成じ、惡戒の無表の初和那

の後も亦過去を成ず。

諸有の靜慮律儀を獲得するものは、乃至未だ捨せざれば、恆に過と未とを成ず。餘生に

【已に善惡等】此項、處中に住する者の律儀成就を明す。處中とは律儀と不律儀との中間にある行を指す。

【若し律等】此項律儀と不律儀と處中の善惡とを明す

て失せる所の過去の定律儀も、今の初刹那に必ず還彼を得するが故に。
一切の聖者の無漏の律儀は、過去と未來とを、亦恆に成就す。差別有りとは、謂く、初刹那に必ず未來を成じて、過去を成ずるには非ず。此類の聖道は、先には未だ起らざるが故に。

若し現に靜慮と彼道とに住すること有るは、次の如く、現在の靜慮と道との律儀を成ず。出觀の時には、現在の成ずること有るに非ず。

已に善惡の律儀に安住するものを辯せり。
中に住するは云何。

頌に曰はく、

中に住して無表有るは、初は中を成じ後は二なり

論じて曰はく「中に住す」と言ふは、非律儀非不律儀を謂ふ、

彼の起す所の業は、未だ必ずしも一切皆無表有るには非ず。若し無表有るは、即ち是れ善戒、或は是れ惡戒の種類の所攝なり。

彼の初刹那は、但現在をのみ成ず。然るに現在世は過と未との中に處るが故に、中を成ずるを以て、現在を成ずることを説く。

初刹那の後の、未だ捨せざる已來は、恆に過現二世の無表を成ず。

若し律と不律儀とに安住する有らんとし、亦惡と善との無表を成ずること有りや不や。

設し成就すること有らば、幾の時を經と爲んや。

頌に曰はく、

律と不律儀とに任して、染淨の無表を起すは

初には中を成じ後には二なり、染淨の勢の終に至る

論じて曰はく、若し律儀に住するも、勝れたる煩惱に由りて、從轉等の諸の不善業を

作さんに、此に由りて便ち不善の無表を發す。不律儀に住するも淳淨の信に由りて、禮

佛等の諸の勝善業を作さんに、此に由りて亦諸の善の無表を發す。乃至此二心の、未

だ斷ぜざる來、發す所の無表は、恆時に相續す。然るに、其初念のは、唯現在をのみ成じ、

茲より已後のは通じて過現を成ず。

已に無表を辯ぜり。表を成ずること云何。

頌に曰はく、

表は正しく作すは中を成ず、後は過を生じ未に非ず

有覆と及び無覆とは、唯現在をのみ成就す

論じて曰はく、諸の律、不律の儀に安住すると及び中に住する者と有り。乃至正しく

諸の表業を作してより來、恆に現の表を成ず。初刹那の後には、未だ捨せざる來に至

るまで、恆に過去を成ず、必ず未來の表を成就すること無きは、無表に釋するが如し。

有覆無覆二無記の表は、定んで能く過未を成就すること有ること無し。法の力既に劣なれ

【已に無表等】此項、表業の成就に就て明す。

ば、得の力も亦微なり。是故に、能く逆と追とに成ずる者無し。

此法の力の劣なるは、誰の爲す所なる。

是れ心の爲す所なり。

若し爾らば、有覆無記の心等も、過未を成ずること勿けん。

此責は理に非ず。表は味鈍なるが故に。他に依りて起るが故に。心等は然らず。無記の

表業は、劣なる心より起るものなれば、其力は倍彼能起の心より劣なり。故に表と心と

は成に差別有り。

前に説く所の如く、不律儀に住すと。此不律儀の名の差別は、頌に曰はく、

悪行とも悪戒とも業とも、業道とも不律儀ともいふ。

論じて曰はく、此悪行等の五種の異名は、是れ不律儀の名の差別なり。是は諸の智者

の訶厭する所なるが故に、果の非愛なるが故に、悪行の名を立つ。

淨き尸羅を障ふるが故に、悪戒と名く。

身語の所造なるが故に、名けて業と爲す。

根本に攝する所なるが故に、業道と名く。

身語を禁ぜざれば、不律儀と名く。

然れども、業道の名は唯初念にのみ目け、初と後との位に通じて、餘の四の名を立つ。

或は表業を成じて、無表に非ざる有り等、應に四句を作るべし。

【前に説く等】此項、不律儀の異名を述ぶ。

【或は等】此項、表、無表二業成就の關係に就て明す

共事は云何。

頌に曰はく、

表を成じて無表に非ざるは、中に住する劣思の作なり

捨して未だ表を生ぜざる聖は、無表を成じて表には非ず

論じて曰はく、唯表をのみ成就して、無表に非ざるは、謂く、非律儀、非不律儀に住して、

微劣なる思を以て、善を造り悪を造るときは、唯表業をのみ發す、尙無表無し。況ん

や無記の思の發する所の表業をや、有依の福及び業道を成ずるを除く。

唯無表をのみ成じて、表業に非ず。謂く、易生の聖の補特伽羅の、表業の未だ生ぜざる

もの、或は生じ已りて捨したるものなり。

俱成と非との句は、應の如く當に知るべし。

【二三】次に得戒の縁の種類を明す。

【易生の聖】三果經生幾度か生を易へて修行する聖者を言ふ。

(二三) 律儀不律儀等に住して、表業無表業を成就することを説き已んぬ。此諸の律儀は、何に由りてか得する。

頌に曰はく、

定生は定地を得し、彼聖は道生を得す

別解脱律儀は、得すること他の教等による

論じて曰はく、靜慮律儀は、有漏の根本と近分との靜慮地の心を得するに由りて、爾時、

便ち得す。心と俱なるが故に。

無漏律儀は、無漏の根本と近分との靜慮地の心を得するに由りて、爾時、便ち得す。亦心と俱なるが故に。

【三の近分】二三
【四の靜慮】近分
の意。

「彼の聲は、前の靜慮の心を纏こんが爲なり。復聖言を説くは、無漏を簡取するなり。六の靜慮地に、無漏心有ればなり、謂く、未至と中間と及び四根本定となり。三の近分に非ず。後に當に辯すべきが如し。

別解脱律儀を、他の教等に由りて得す。能く他を教ふる者を、説いて名けて他と爲す。是の如き他の教の力に従りて戒を發するが故に、此戒を、他の教に由りて得すと説く。

此に復二種あり。謂く、僧伽と補特伽羅とに従りて差別有るが故なり。僧伽に従りて得すとは、謂く、慈芻慈芻尼及び正學の戒にして、補特伽羅に従りて得すとは、謂く、餘の五種の戒なり。

諸の毘奈耶の毘婆沙師は説かく、十種の具戒を得する法有り。一と、彼を擧せんが爲の故に、復「等」の言を説く。

何をか十と爲す。

一には自然に由る。謂く、佛と獨處となり。二には正性離生に入ることを得るに由る。謂く、五慈芻なり。三には師の普來慈芻と命ずるに由る。謂く、耶舍等なり。四には佛を信受して大師と爲すに由る。謂く、大迦葉なり。五には善巧もて所問に彌答するに由る。

【正性離生等】行者の見道(聖者)に入る時、自ら具足戒を得す。
【耶舍】(Yasa)人名、長者の子にして初期の佛弟子。

【大生主】(フシジ) 摩訶波闍波提と書き、佛の嫡母。

【四】次に受戒に際しての戒の持續に對する要期を述べ。

【増語】名の義なり。

謂く、蘇陀夷なり。六には八尊重の法を敬受するに由る。謂く、大生主なり。七には遣使に由る。謂く、法授尼なり。八には持律を第五人と爲すに由る。謂く、邊國に於てす。九には十衆に由る。謂く、中國に於てす。十には三たび佛法僧に歸すと説くに由る。謂く、六十の賢部の、共に集りて、具戒を受くるなり。是の如くにして得する所の別解律儀は、必定して、表業に依りて發するに非ず。

(二釋またことと) 又此に説く所の別解律儀は、應に幾の時に齊りて要期して受くべきや。

頌に曰はく、

別解脫律儀は、盡壽の或は晝夜なり

論じて曰はく、七衆の所持の別解脫戒は、唯應に盡壽まで要期して受くべし。近住の所

持の別解脫戒は、唯一晝夜のあひだ要期して受く。此時、定んで爾なり。

所以は何ん。

戒の、時の邊際に、但二種有り。一には壽命の邊際、二には晝夜の邊際なり。重ねて晝

夜を説いて半月等と爲す。

時とは是れ何の法に名くる。

謂く、諸行の増語なり。四洲の中に於ては、光位と闇位とに、其次第の如く、晝と夜と

の名を立つ。

二の邊際の中、盡壽は爾るべし。命終の後に於ては、要期すること有りと雖も、而も別解脱戒を生ずる能はず。依身、別なるが故に。別の依身の中には加行無きが故に。憶念無きが故に。一晝夜の後、或は五、或は十晝夜等の中に、近住戒を受くるは、何の法か障を爲して、彼衆多の近住律儀をして、亦起ることを得るに非ざらしむるや。

必ず應に法の能く正斷を爲すもの有るべし。薄伽梵が、契經の中に於て、近住律儀は唯一晝夜なりと説けるを以ての故に。

是の如き義に於て、應に共に尋思すべし。例は正しく一晝夜の後には、理として近住律儀を起すべきこと無しと觀じたまへるが故に、經の中に於て一晝夜と説きたりと爲んや、所化の根の詞へ難き者を觀じて、且く應に一晝夜の戒を授與すべしと爲んやと。

何の理と教とに由りて、是の如きの言を作すや。

此を過ぎてても、戒の生ずることは、理に違せざるが故なり。

毘婆沙者は、是の如きの言を作さく、曾て契經に、晝夜を過ぎて、別に近住律儀を受得すること有りと説くこと無し。是故に、我宗は斯義を許さず」と。

何の邊際に依りてか、不律儀を得する。

頌に曰はく、

惡戒には晝夜無し、謂く、善受の如くに非ざればなり

論じて曰はく、盡壽を要期して、諸の惡業を造るときは、不律儀を得す。一晝夜なる

【何の等】此項、不律儀の期間に就いて明す。

こと近住戒の如くに非ず。

所以は何ん、

謂く、此は善戒の受の如くに非ざるが故なり。謂く、必ず眼を立てて師に對し、不律儀を受くること近住戒の如く、「我一晝夜、定んで不律儀を受く」といふこと有ること無し。

此は是れ智人の詞厭する所の業なるが故に、

若し爾らば、亦眼を立てて師に對し、「我乃至命終まで、定んで惡戒を受く」といふこと有ること無ければ、形壽を盡して、不律儀を得すること勿らん。

師に對して盡壽を要期し、諸の惡業を作すこと無しと雖も、畢竟じて善を壞するの意樂を起すに由りて、不律儀を得ず。暫時、善を壞するの意樂を起すには非ず。師として、彼をして不律儀を得せしむるもの無きが故に、不律儀には一晝夜無し。然るに、近住戒は現に師に對して、要期して受くる力に由り、畢竟じて惡を壞するの意樂無しと雖も、而も律儀を得ず。設し師に對して暫受の不律儀を要期する者有らば、亦必ず應に得すべし。然れども、未だ曾て見ざるが故に、有りとは立てず。

經部の師は説かく、「善の律儀に、別の實物の、名けて無表と爲すもの無きが如く、此不律儀も、亦應に實に非ざるべし。即ち惡不善を造らんと欲する意樂の、相續して捨せざるを、不律儀と名く、此に由りて、後時に善心の起ることありと雖も、而も不律儀を成就する者と名く、此阿世耶を捨せざるを以ての故に」と。

【阿世耶】
Asaya
意樂の意。

【二五】次に近住律儀を明し、第一に受戒の方法を述ぶ

（二五）一晝夜の近住律儀を説けり。正しく受けんと欲する時は、當に如何が受くべき。頌に曰はく、

近住は晨旦に於てす、下座にして師に従ひて受く
教に隨ひて説き支を具す、嚴節を離す、晝夜なり

論じて曰はく、近住律儀は、晨旦に於て受く。謂く、此戒を受くるは、要す日の出づる時なり。此戒は、要す一晝夜を経るが故に。

【齋す】朝食を喫するの意。

諸有の、先づ是の如きの要期を作すもの有らんに、謂く、「我恆に月の八日等に於て、必ず、當に此近住律儀を受くべし」と。若し旦に縁を礙ふること有らば、齋し竟りても亦受くることを得。

「下座」と言ふは、謂く、師の前に在りて卑劣の座に居り、或は蹲り、或は跪つき、躬を曲めて合掌するなり。唯し病有るものを除く。若し恭敬せずんば律儀を發せず。

此は必ず師に従ふ、自ら受くべきこと無し。後に若し諸の犯戒の縁に遇はんととき、戒師に愧づるに由り、能く違犯せざるを以てなり。

此戒を受くる者は、應に師の教に隨うて、受者は後に説いて、前にすること勿るべく、俱にすることも勿るべし。是の如くすれば、方に師の教に従うて受くることを成じ、此に

異なれば、授受の二、俱に成せず。

【八支】離殺生、離盜、離欲邪行、離妄語、離飲酒、離華鬘好香塗身、離高廣牀座、離歌舞倡伎の八戒。

具に八支を受けて、方に近住を成す。随つて関ぐる所有らば、近住は成ぜず。

此律儀を受くるには、必ず嚴飾を離るべし。憍逸の處なるが故に。常の嚴身の具は、必ずしも捨するを須ひず。彼を縁としては、能く甚だしき憍逸を生ずること、新異のものに如くなること能はざるが故に。

此律儀を受くるは、必ず須く晝夜なるべし。謂く、明旦、日の初めて出づる時に至る。若し晝の如く、法に依りて受けずんば、但妙行を生じて、律儀を得せず。又若し斯の如く晝夜を盡して受くれば、具に屠獵姦盜の有情を制して、近住律儀は深く有用と成らん。近住と言ふは、謂く、此律儀の阿羅漢に近きて住し、彼に隨ひ學ぶを以ての故なり。有が説かく、「此は盡壽戒に近きて住すればなり」と。

是の如き律儀を、或は長養と名く。薄少の善根ある有情を長養し、其善根を漸に増して多からしむるが故に。

有頌に言ふが如し。

此に由りて能く、自他の善淨の心を長養す

是故に薄伽梵は、此を説いて長養と名く

何に緣りてか此を受くるとき、必ず八支を具する。

頌に曰はく、

戒と不逸と禁との支なり、四と一と三と次の如く

【性罪】 行爲自體が罪惡なる性のもの。

諸の性罪と失念と、及び憍逸とを防がんが爲なり
論じて曰はく、八の中、前の四は是れ尸羅支なり。謂く、殺生より虚誑語に至るまでを離るるものなり。此四種に由りて、性罪を離るるが故に。

次に一種有り。是れ不放逸支なり。謂く、飲諸酒を離るることなり、放逸を生ずる處なればなり。尸羅を受くと雖も、若し諸の酒を飲まば、則ち心放逸にして尸羅を犯すが故に。

後に三種有り。是は禁約支なり。謂く、塗飾香鬘より乃至非時食を食することを離るるなり。能く厭離の心に隨順するを以ての故に。

何に緣りてか、其に是の如きの三支を受くる。

若し支を具せざれば、便ち性罪、失念、憍逸の過失を離るる能はず。謂く、初の離殺より虚誑語に至るまでは、能く性罪を防ぐ。貪瞋癡の起す所の殺等の諸の惡業を離るるが故に。次に離飲酒は能く失念を防ぐ。酒を飲む時は、能く應、不應作の諸の事業を妄失せしむるを以ての故に。後に三種を離るれば、能く憍逸を防ぐ。

若し種種の香鬘、高廣の牀座を受用し、歌舞に習近せば、心便ち憍舉するを以て、尋いで即ち戒を毀つ。彼を遠かるに由るが故に、心便ち憍を離る。

若し能く依時の食を持すること有らば、能く、恆時の食を遮止するを以ての故に、便ち自ら近住律儀を受くることを憶ひ、能く世間に於て深く厭離を生ずるも、若し非時にして

【依時の食】 一定時間の食事即ち日中一食の意。

【二事】 憶念と厭離。

【經】 優婆夷隨舍經。

【車の衆分】 車の諸部分。

【擇法覺】 七覺支の一にして慧を體とす。

食せば一事は俱に無し。數食せば、能く心をして縱逸ならしむるが故に。有餘師は説かく、「非時の食を離るるを、名けて齋の體と爲す。餘に八種有り。説いて齋支と名く、塗飾音響舞歌觀聽を分ちて二と爲すが故に」と。

若し此教を作さば、便ち契經に違す。經の中に説かく、「離非時食を説き已りて、便ち是説を作す、此第八支は、我今聖阿羅漢に隨ひて學し、隨ひて行じ、隨ひて作す」と。

若し爾らば、何の別の齋の體有りてか此八を説いて齋支と名くる。

總じては齋の號を標し、別して説いて支と爲す。別を以て總を成じ、支の名を得るが故に。車の衆分、及び四支の軍、五支の散等の如く、齋戒の八支も、應に知るべし、亦爾なり。

毘婆沙師は、是の如き説を作さく、「非時の食を離るるは是れ齋にして亦齋支なり。所餘の七支は、是れ齋支なれども、齋に非ず。正見は、是れ道にして亦道支なるも、餘の七支は、是れ道支にして道には非ず。擇法覺は、是れ覺にして亦覺支なれども、餘の六支は、是れ覺支にして覺には非ず。三摩地は、是れ靜慮にして亦靜慮支なるも、所餘の支は、是れ靜慮支にして靜慮に非ざるが如し」と。

是の如く説く所のものは、正理に應ぜず。正見等は、即ち正見等の支なるべからず。若し前生の正見等を、後生の正見等の支と爲すと謂はば、則ち初利那の聖道等は、應に具に八支等有らざるべし。

【唯近事等】此項近住戒を受くる主體の資格を明す。

唯近事のみ近住を受くることを得と爲んや、餘も亦近住を受くること有りと爲んや。
頌に曰はく、

近住は餘にも亦有り、三歸を受けざれば無し

論じて曰はく、諸有の、未だ近事律儀を受けざるものにして、一晝夜の中に、三寶に歸依し、三歸を説き已りて近住戒を受くれば、彼も亦近住律儀を受得す、此に異るときは、則ち無し。不知の者を除く。契經に説くが如し、「佛大名に告ぐ、諸の在家の白衣の男子にして、男根成就するもの有り。佛法僧に歸して殷淨の心を起し、誠諦の語を發して、自ら、我は是れ鄔波索迦なり。願くは尊、憶持して慈悲護念したまへと稱す。是に齊りて、名けて鄔波索迦と曰ふ」と。

但三歸を受けて、即ち近事と成ると爲んや。

外國の諸師は説かく、「唯此れ即ち成す」と。

迦濕彌羅國の諸論師は言はく、「近事律儀を離れては則ち近事に非ず」と。

若し爾らば、應に此經と相違すべし。

此は相違せず。已に戒を發せるが故に。

何の時に戒を發する。

頌に曰はく、

近事と稱するに戒を發す、説くこと蕪芻等の如し

【外國の諸師】迦濕彌羅國以外の國にして今は克馱羅の經部派を指す。

【何の等】此項、發戒の時を辯す。

【經】雜阿含中の見諦經。

論じて曰はく、殷淨の心を起し、波諦の語を發して、自ら「我は是れ鄒波索迦なり、願くは尊、憶持して慈悲護念したまへ」と稱せば、爾時、即ち近事律儀を發す。近事等の言を稱する時、便ち律儀を發するが故に。經に復、「我今より、乃至命終まで捨生せん」との言を説くを以ての故に。此經の意は、殺生等を捨することを説くに、殺等を略し去りて、但捨生と説けるなり。故に、前時に於て已に五戒を得ず。彼已に近事律儀を得ずと雖も、所應の學處を了知せしめんが爲の故に、復後に離殺生等の五種の戒相を説き、堅持を識らしむ。苾芻の具足戒を得し已りて、重ねて學處を説き、堅持を識らしむるが如し。勤策も亦然なり、此も亦應に爾るべし。是故に近事は必ず律儀を具す。

若し皆律儀を具せば、何んが一分等と言ふ
謂く、能持に約して説く

論じて曰はく、若し諸の近事は皆律儀を具すといはば、何に緣りてか世尊は言へり、
「四種有り。一は能く一分を學し、二は能く少分を學し、三は能く多分を學し、四は能く滿分を學す」と。

謂く、能持に約するが故に、是説を作す。能く先に受くる所を持するが故に、能く學すとの言を説く。爾らずんば、應に一分等を受く等と言ふべし。理として實に受くることに約せば、等しく律儀を具す、律儀を具するを以ての故に、近事と名く。

是の如きの所執は、契經に違越す。

如何が經に違する。

謂く、經には、「自ら我は是れ近事等の言を稱するるとき、便ち五戒を發す」と説くこと無く、此經に「我今より乃至命終まで捨生す」との言を説かざるが故なり。

經には、如何が説ける。

大名經の如し。唯此經の中には近事の相を説くも、餘の經は爾らず。故に經に違越す。然るに餘の經に説かく、「我今より乃至命終まで、捨生歸淨せん」と。是れ三寶に歸して、誠信の言を發するものなり。此中、已に諦を見る者が證淨を得するに由り、命を擧げて、自ら要す、正法に於て深く愛重を懷ふことを表し、乃至自らの生命を救ふ緣の爲にも、終に如來の正法を捨てざることを顯示す。彼は近事の相を説かんと欲するが爲の故に、是の如き捨生等の言を説くに非ず。設ひ説くとも亦分明の理教に非ず。誰か能く此不明了の文に準じて、便ち前時に已に五戒を發すといふことを信ぜんや。

又戒を持犯するに約して、一分を學す等と説くといはば、尙應に問ふべからず。況んや應に爲に答ふべけんや。誰か已に、近事律儀は必ず五支を具すと解して、所學の處に於て、一を持して餘に非ず、乃至具に持するを、一分等と名くることを解する能はざるもの有らんや。

彼の、未だ近事律儀の受量の少多を解せざるに由るが故に、應に請問すべし、「凡之幾種

【餘の經】 雜阿含
一を指す。

の鄒波素迦有りてか、能く學處を學すること。答へて言はく、四の鄒波素迦有り。謂く、能く一分を學する等なり」と。猶未だ了する能はず。後問ふ、「何をか能く一分を學すと名くる」と。乃至廣く説く。

若し律儀を闕くとも、近事と名くるを得ず、苾芻、勤策も、闕いて亦應に成すべし。彼にして既に成せざれば、此も亦應に爾るべし。

何に緣りてか、近事乃至苾芻の所受の律儀の支の量は、定んで爾るや。佛の教力に由りて、施設するが故に然なり。

若し爾らば、何に緣りて佛の教力に由りて、律儀を闕くと雖も、近事と名け、苾芻等には非ずと施設することを許さざる。

迦濕彌羅國の毘婆沙師は、律儀を闕いて近事を成ずるを得と許さず。此近事等の一切の律儀は、何に由りてか、下中上の品を成ずることを得る。頌に曰はく、

下中上は心に隨ふ

論じて曰はく、八衆の所受の別解脱律儀は、皆受心に隨ひて、下中上品有り。是の如き理に由りて、諸の阿羅漢も、或は下品の律儀を成就すること有り。然るに、諸の異生にして或は上品を成ずることもあり。

【此近事等】此項、律儀の三品の差別の基礎を明す。

【六】次に近事の五戒を明し、第一に三歸依を辯ず。

【彼】學無學の法を指す。

但近事律儀をのみ受け、三歸を受けずして、近事を成ずること有りと爲んや不や。近事を成ぜず。知らざるもの有るを除く。

諸有の佛法僧に歸依する者は、何等に歸すと爲んや。頌に曰はく、

佛と僧とを成ずる、無學と二種との法と

及び涅槃擇滅とに歸依する、是を三歸を具すと説く

論じて曰はく、佛に歸依すとは、謂く、但能く佛を成ずる無學法に歸依するなり。彼の勝れたるに由るが故に、身に佛の名を得、或は彼法を得るに由る。佛とは能く一切を覺するなり。

何等をか名けて佛の無學法と爲す。

謂く、盡智等と及び彼隨行となり。色等の身には非ず。前と後と等しきが故に。

一佛に歸すと爲んや、一切佛とせんや。

理として、實には應に一切佛に歸すと言ふべし。諸佛の道の相は異なること無きを以ての故に。

歸依僧とは、謂く、通じて諸の能く僧を成ずる學無學の法に歸依するなり。彼を得るに由るが故に僧成ず。八種の補特伽羅は、破すべからざるが故に。

一の佛僧に歸すと爲んや。一切の佛僧とせんや。

【吳經】 瑞應經。

【自他相續】 我身及び他身を言ふ。

【彼の】 次に法も
の二字を搜入して
意を容易ならしむ
【本論】 婆沙論三
十四。

理として實に、通じて一切の佛僧に歸す。諸僧の道の相は、異なること無きを以ての故に。然るに、契經に、「當來に僧有り、汝の應に歸すべき者なり」と説くは、彼經は但當來に現見の僧寶を顯示せんと爲せるのみ。

歸依法とは、謂く、涅槃に歸するなり。此涅槃の言は、唯擇滅を顯す。自他相續の煩惱及び苦の寂滅せる一相なり。故に通じて歸依す。

若し唯無學の法のみ即ち是れ佛ならば、如何が佛所に於て、惡心もて血を出さしめんと
き、但生身を損ずるのみなるに、無間の罪を成ずる。

毘婆沙者は是釋を作す。言はく、「彼所依を壞するとき、彼も隨つて壞するが故に」と。

然れども本論を尋ぬるに、唯無學の法をのみ即ち名けて佛と爲すと云ふこと有るを見ず。但無學の法は能く佛を成ずと言ふのみ。既に佛の體を遮せざれば、亦依身をも攝す。故に

此中に於ては、前難を容さず。若し此に異らば、應に佛と僧とが世俗の心に住するとき、僧に非ず、佛に非ざるべし。又應に、唯苾芻を成ずる戒は、即ち是れ苾芻なりと執すべし。

然るに苾芻を供養せんと欲する者有るが如き、彼は唯苾芻を成ずる尸羅をのみ供養すべし。是の如く、佛に歸依せんと欲する者有るときも、亦應に但佛を成ずる無學法に歸すべし。

有餘師は説かく、「歸依佛とは、總じて如來の十八不共法に歸依することなり」と。

此能歸依は、何の法をか體と爲す。

語表を體と爲す。
 是の如き歸依は、何を以てか義と爲す。
 救濟を義と爲す。彼を依と爲すに由りて、能く永く一切の苦を解脫するが故に、世尊の言ふが如し。

【制多】(Chanda) 社の如き靈ありとして崇拜せらるゝ外道の塔廟を言ふ

衆人は怖に逼られて、多く諸山、

園林及び叢林、孤樹制多等に歸依するも

此歸依は勝に非ず、此歸依は尊に非ず

此歸依に因りて、能く衆苦を解脫するにあらず

諸の佛に歸依し、及び法と僧とに歸依する有らば

四聖諦の中に於て、恆に慧を以て觀察して

苦を知り苦の集を知り、永く衆苦を超越ることを知り

八支の聖道を知りて、安穩の涅槃に趣く

此歸依こそ最勝にて、此歸依こそ最尊なれ

必ず此歸依に因りて、能く衆苦を解脫す

是故に、歸依は普く一切の受律儀の處に於て、方便の門と爲る。

何に緣りて世尊は餘の律儀處に於ては、非梵行を離るることを立てて其所學と爲し、唯

近事の一の律儀の中に於ては、但制して、其をして、欲邪行を離れしめんとするや。

【何に緣りて等】此項、近事律儀と邪淫の見解に就て明す。

頌に曰はく、

邪行は最も誨すべし、離れ易し、不作を得ず

論じて曰はく、唯欲邪行のみは、世に極めて訶責す。能く他の妻等を侵毀するを以ての

故に、悪趣を感ずるが故に。非梵行には非ず。

又欲邪行は遠離し易きが故に。諸の在家者は、欲に耽著するが故に。非梵行を離する

ことは受持すべきこと難し。彼は長時に修學すること能はざることを觀するが故に、彼離

非梵行を制せず。

又諸の聖者は欲邪行の一切に於て、定んで不作律儀を得ず。經生の聖者も亦行ぜざ

るが故に。非梵行を離るることは、即ち是の如くならず。故に近事所受の律儀に於ては、

但爲に離欲邪行をのみ制立す。經生の聖者は近事律儀を犯すこと勿れ。

不作律儀とは、謂く、定んで作さざるなり。

諸の、先に近事律儀を受けて、後に妻妾を娶るもの有らんに、彼妻妾に於て先に戒を

受くる時、律儀を得するや不や。

理實には應に得すべし。但一分に於てのみ別解脫律儀を得すること勿れ。

若し爾らば、云何が後に戒を犯すに非ざる。

頌に曰はく、

律儀を得するは誓の如し、總じて相續に於てするに非ず

【不作律儀】 邪惡を離ること即ち律儀なるを言ふ。
【經生の聖者】 初二果の聖者。

【諸の等】 此項、男欲行と受戒後の妻妾嫁娶の批判。

論じて曰はく、本の受誓の如くにして、律儀を得ず。

本の受誓とは云何。

謂く、欲邪行を離るるは、一切の有情の相續に於て、我皆當に非梵行を離るべしと言ふには非ず。此に由りて、普く有情の相續に於て、唯離欲邪行戒を得するなり。離非梵行律儀には非ず。故に後に妻妾を娶るとき、前の戒を毀犯するに非ず。

【何に緣りて等】
此項、五戒と妄語、
離間語等の關係を
明す。

何に緣りて但虚誑語を離るることを制するも、離間語等を近事律儀と爲すこと非ざる。亦前に説きたる三種の因に由るが故なり。謂く、虚誑語は、最も訶すべきが故に。諸の在家の者も遠離し易きが故に。一切の聖者、不作を得するが故に。復別の因有り。頌に曰はく、

虚誑語を閉すれば、便ち諸の學處を越ゆるを以てなり

論じて曰はく、諸の學處を越えて、檢聞せらるる時、若し虚誑語を閉すれば、便ち我作さずと言はん。斯に因りて、戒に於て違越する所多し。故に佛は彼をして堅持せしめんと欲するが爲に、一切の律儀に於て虚誑語を離るることを制す。云何が彼をして、若し戒を犯す時は、便ち自ら發露して、能く後に犯すことを防がしめん。

復何の縁を以て、遮罪を遠離するに於て近事律儀を建立せざる。

誰が此中に遮罪を離れずと云ふ。

【復等】此項、近
事と遮罪の關係を
明す。

何の遮罪をか離るる。

謂く、飲酒を離る。

何に縁りてか、彼諸の遮罪の中に於て、餘を離るることを制せずして、唯飲酒をのみ

遮するや。

頌に曰はく、

遮の中にて唯酒を離るるは、餘の律儀を護らんが爲なり

論じて曰はく、諸の飲酒者は心多く縦逸にして、諸の餘の律儀を守護する能はず。

故に餘を護らんが爲に、飲酒を離れしむ。

寧ぞ飲酒は遮罪に攝すと知らん。

此中には、性罪の相無きに由るが故なり。諸の性罪は、唯染心もて行するを以てなり。

病を療ぜんと爲る時は、諸の酒を飲むと雖も、醉亂を爲さずして、能く染心無し。

豈先に酒の能く醉亂するを知りて、故に飲まん欲するは、即ち是れ染心ならざらんや。

此は染心に非ず。自ら量を知るに由りて、病を療するが爲の故に分限して飲み、醉亂せ

しめず、故に染心に非ず。

諸の持律者は言はく、「飲酒は是れ性罪なり」と。彼尊者耶波離の言へるが如し、「我當

に如何が病者に供給すべき」と。世尊告げて曰はく、「唯性罪を除いて、餘は所應に隨ひて

【開す】
【契經】
相經。

許すの意
優婆塞收

皆供給すべし」と。然も、疾に染せる種種の酒を須ふること有るをも、世尊は彼の酒を飲むことを聞せざりしが故なり。又契經に説かく、「諸有の葱芻の、我を稱して師と爲すこと有しんものは、應に酒を飲むべからず。乃至極少なること、一茅の端にて霑す所の酒量の如きをも、亦應に飲むべからず」と。故に知んぬ、飲酒は是れ性罪の攝なることを。

又諸の聖者は多生を易ふと雖も、亦犯さざるが故に、殺生等の如し。
又經に、「是れ身惡行なりと説くが故に」と。

對法の諸師は曰はく、「性罪に非ず。然れば、病者の爲に總じて遮戒を聞す。復異時に於て飲酒を遮せるは、此に由りて性罪を犯すことを防がんが爲の故のみ、又醉亂せしめ、量に定限無し。故に乃至茅の端にて霑す所の量を飲むことを遮したるなり。

又一切の聖の、皆飲まざるは、諸の聖者は慚羞を具するを以ての故に、酒を飲めば能く正念を失せしむるが故に。乃至少分も亦飲まざるは、毒藥の如く、量に定無きが如くなるを以ての故に。

又經に、是は身惡行なりと説くは、酒は是れ一切放逸の處なるが故に、是に由りて、獨放逸處の名を立てて、餘には此名を立てず。皆是れ性罪なるが故に。然るに、數習して惡趣に墮すと説くは、數酒を飲みて、能く心中の諸の不善法を相續して轉ぜしむること顯さんとするものなるが故に。又能く惡趣を引くべき業を發するが故に。或は能く彼をして轉増盛せしむるが故に」と。

【牽羅】(のほろ)米より製せる酒の一種。

契經に説くが如し、牽羅、迷麗耶、末陀の放逸の處と、何の義に依りて説くや。

食を醗して酒と成すを、名けて牽羅と爲す。餘物を醗して成する所を迷麗耶酒と名く。

即ち前の二酒の、未だ熟せず、已に壞して酔はしむること能はざるは、末陀と名けず。若

し酔はしむる時は、末陀酒と名く。無用の位を簡び、重ねて此名を立つ。然も檳榔、及び

稗子等も、亦能く酔はしむるを以て、彼を簡ばんが爲の故に、須く牽羅、迷麗耶酒と説

くべし。是は遮罪なりと雖も、而も放逸にして廣く衆慧を造らしむ。殷重に遮斷せしめん

が爲の故に、放逸の處の言を説く。酒は是れ放逸の所依の處なるが故に。

阿毘達磨俱舍論卷第十四

阿毘達磨俱舍論 卷第十五

尊者世親造

三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別業品第四之三

【七】次に律儀等の得に就いて明し第一に別解脫、靜慮、無漏の三律儀の得方を述ぶ。

此別解脫と靜慮と無漏との三種の律儀は、彼に従つて一を得るに、亦餘の二をもうるや不や。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

一切と二と現とに従つて、欲界の律儀を得し、

根本と恆時とに従つて、靜慮と無漏とを得す。

論じて曰はく、欲界の律儀とは、謂く、別解脫なり。此は一切の根本業道に従ひ、及び加行と後起とに従つて得す。

「二に従つて得す」とは、謂く、二業に従ふ。即ち情と非情と、性罪と遮罪となり。

【有情と處】生物無生物との意。今律儀を規定する對象として擧ぐ。

【此差別】別解、定、道俱の三律儀の差別と從つて其業、性等の差別を言ふ。

【正しく等】此下論主世親の批判訂正説。

【諸の律等】此項律儀の得の範圍と動機に就いて明す

「現に從つて得す」とは、謂く、現世の蘊處界に從つて得す、去來に從ふには非ず。此律儀は、有情と處とに轉ず、去來は是れ有情と處とに非ざるに由るが故に。

若し離處と無漏との律儀を得するは、應に知るべし、但根本業道のみに従ふ。尙彼加行と後起とに從つて、此律儀を得せず。況んや遮罪に從はんや。

「恆時に從ふ」とは、謂く、過去現在未來の蘊處界に從つて得することなり。

此差別に由りて應に四句を作るべし。蘊處界有り。彼に從つて、唯別解律儀のみを得して、餘の二に非ざる等なり。第一の句は、謂く、現世の加行、後起、及び諸の遮罪に從ふ。第二の句は、謂く、去來の根本業道に從ふ。第三の句は、謂く、現世の根本業道に從ふ。第四の句は、謂く、去來の加行後起に從ふ。

正しく善律儀を得する時に於て、現世の惡業道等有るべきに非ず。是故に、應に現の處に從つて得すと云ふべし。理として應に但未來を防護すと説くべく、定んで應に過現を防護すと云ふべからず。

諸の律、不律儀を獲得すること有るは、一切の有情と支と因とに從つて、異有りや不

此は定んで異有り。

異の相云何。

頌に曰はく、

【四支】殺生、偷盜、邪淫、妄語の四を言ふ。

律は諸の有情に從ふ、支と因とは不定と説く
不律は一切の有情と、支とに從ふ、因には非ず

論じて曰はく、律儀とは、定んで一切の有情に從つて得す、少分の理無し。

「支と因とは不定と説く」とは、支不定は、一切に從つて得する有り、謂く、苾芻律儀なり。四支に從つて得する有り、謂く、所餘の律儀なり。唯根本業道を律儀支と名くるが故に。

因不定とは、謂く、或は有義は一切の因に從ふ、或は餘の義に約すれば、唯一のみに從ふと許す。一切に從ふとは、謂く、無食障礙に從ふなり。必ず俱起するが故に。唯一にのみ從ふとは、謂く、下中上の心に從ふなり。俱起せざるが故に。此中には、且く後の三因に就いて説くなり。

或は、一類の、律儀に住する者にして、一切の有情に於て律儀を得して、一切支に非ず、一切因に非ざる有り。謂く、下心、或は中、或は上を以て、近事、勤策の戒を受くるものなり。或は一類の、律儀に住する者にして、一切の有情に於て律儀を得するに、一切支に由りて、一切因に非ざる有り。謂く、下心、或は中、或は上を以て苾芻戒を受くるものなり。或は一類の、律儀に住する者にして、一切の有情に於て律儀を得するに、一切の支及び一切の因に由る有り。謂く、三心を以て近事、勤策、苾芻の戒を受くるなり。或は一類の、律儀に住する者にして、一切の有情に於て律儀を得するに、一切因に由りて、一切支

【若し人等】 五種の定限と悲形壽の別解戒に就いて明す。

【非所能の境】 天人等を指す。

に非ざる有り、謂く、三心を以て近事、近住、勤策の戒を受くるなり。
諸の有情に遇からずして、律儀を得すること有ること無し。一切の諸の有情所に於て、善の意樂に住するを以て、方に律儀を得す。異なるときは則ち然らず。惡の意樂の全く思まざるを以ての故に。

若し人、五種の定限を作さずんば、方に別解脫律儀を受得すべし。謂く、有情と支と處と時と縁との定なり。有情定とは、我は唯某類の有情に於てのみ當に殺等を離るべし等と念するなり。支定と言ふは、我は唯某律儀支に於てのみ當に持して犯さざるべしと念するなり。處定と言ふは、我は唯某類の方域に住してのみ當に殺等を離るべしと念するなり。時定と言ふは、我は唯一月等の時に於てのみ能く殺等を離るべしと念するなり。緣定と言ふは、我は唯鬪戰等の縁を除いてのみ能く殺等を離るべしと念するなり。是の如くにして受くる者は律儀を得せず、但律儀に相似せる妙行を得するのみ。

非所能の境に於て、如何が律儀を得する。
普く有情に於て増上の不擲命の意樂を發起するに由るが故に、律儀を得す。
毘婆沙師は是説を作す有り、「若し一向に、所能の境に於てのみ方に別解脫律儀を受得すべしと謂はば、則ち此律儀は應に増減有るべし。所能の境と非所能の境との二類の有情に、轉易有るを以ての故に。是の如くならば、便ち別解脫律儀は、得捨の縁を離れて得捨有りと過行るべし」と。

【彼説等】此下、世親の論難。

彼説は然らず。生草等の、先には無くして後に起り、或は起り已りて枯るるが如し。彼に於て律儀は増すことも無く、減ずることも無し。能と不能との境に、得する所の律儀の境の轉易する時も、例して亦應に爾るべし。

彼言は爾らず。

所以は何ん。

諸の有情は前後の性等しく、草等は前後の性同じからざるを以ての故なり。

若し爾らば、有情、叢溼繁し已れば、前の性類の如きは今時既に無し、彼に於て律儀は如何が減ずること無からん。故に是の如きの釋は、理に於て然らず。前に説く所の因を、理に於て善と爲す。

若し爾らば前佛及び所度の生の已に溼繁したる者は、後佛は、彼に於て既に別解律儀を發得せず。如何が尸羅は前より減ずる過無からん。

一切の佛の別解律儀は、皆一切有情處に從つて得するを以て、設し彼有情にして今猶在らば、後佛は、彼に從つて亦律儀を得すべきが故に、後の尸羅は前より減ずるの過無し。

【已に等】此項、不律儀の得し方に就いて明す。【少分の等】不律儀は惡行を行ふの期誓なれば一切の有情を含み、身語七支全般に渉るものにて少しの例外もなしとの意。

已に彼に從つて諸の律儀を得することを説けり。不律儀を得することは、定んで一切の有情と業道とに従ふ。少分の境と及び支を具せざるとの不律儀の者無し。此は定んで一切の因に由ること有ること無し。下品等の心の俱起すること無きが故に。若し一類有りて、下品の心に由りて不律儀を得し、後に異時に於て、上品の心に由り、衆生の命を斷ぜば、

彼は但下の不律儀を成就し、亦殺生の上品の表を成する等なり。中品上品は、此に例して應に知るべし。

此中、何をか不律儀の者と名くる。

謂はく、諸の屠羊、屠雞、屠猪、捕鳥、捕魚、獵獸、劫盜、魁贖、典獄、縛龍、煮狗、及び置菟等なり。等の言は、王と刑罰を典るものと、及び餘の聽察、斷罪等の人を類顯す。但恆に害心有るを、不律儀の者と名く。彼一類は不律儀に住し、或は不律儀を有するに由りて、不律儀の者と名くるなり。

屠羊と言ふは、謂く、活命の爲に盡壽を要期して、恆に羊を害せんと欲するものなり。餘は所應に隨つて、當に知るべし、亦爾なり。

【遍く等】此項、經量部と毘婆沙師との律儀、不律儀の得に關する論争を叙す。

【勝阿世耶】(Adhiyatana) 増上意樂の原語。

遍く有情界に於て、諸の律儀を得することは、其理爾るべし。普く利樂を欲する勝阿世耶に由りて、受得するが故に。屠羊等の不律儀の人も、已の至親に於て、損害の意有るに非ず。乃至、自の身を救ふ緣の爲にも、亦殺さんことを欲せず。如何が普く一切に於て、不律儀を得すと説くべけん。

彼至親も、若し羊等と爲らば、彼に於て亦損害の心有るべきに由ればなり。

既に知る、至親は現に羊等に非ざるを。如何が彼に於て、害心有るべけん。又聖は必ず羊等と作るの理無し。如何が彼に於て不律儀を得せん。若し未來の羊等の白體を觀じて、現の相續に於て不律儀を得すとせば、是れ則ち羊等も、未來世に於て、亦至親及び聖の白

體有り。彼に於て、決定して損害の心無からん。是のごとくならば、則ち應に未來の自體を觀じて、現在に於て不律儀を得せざるべし。

羊等の現身に於て、既に害意有り。如何が彼に於て不律儀を得せざらん。

母等の現身に於て、既に害心無し。如何が亦彼に於て不律儀を得せん。等しき事の中に於て、應に異なる理を求むべし。

又屠羊等の不律儀の人は、一生の中に於て、興へざるをば取らず、己が妻妾に於て、知足の心に住し、瘡にして言ふこと能はざれば、語の四過無し。如何が彼は亦具支の不律儀を得せん。

彼は過く善の阿世耶を損するが故に、瘡にして言はずと雖も、而も身にて語の説かんと欲する所の義を表するが故に、支を具することを得

若し爛らば、彼人は或時先づ二三の學處を受けて、後に但役を受けんに、餘に於て善の阿世耶を損ぜず。如何が具に七支の惡戒を發せん。

毘婆沙者は是の如きの言を作さく、「必ず支を缺き、及び餘の一分を不律儀に住する人と名くることを得べきこと無し」と。

經部の諸師は、是の如きの説を作さく、「期限する所に隨つて、支の具はると具はらざる」と、及び全分と一分と、皆不律儀を得ず。律儀も亦然なり。唯八戒を除く。彼量に隨つて、善惡の尸羅は性相相違して、互に相違するに由るが故に。

【彼量】全支又は一
支の量を指す。

【已に等】此項、不律儀等の無表を得する條件を明す

【餘の】餘の處中の意。

【重行】(Adhara) 重大に考慮して行ずること。
【二心】次に律儀不律儀の捨に就いて叙し、就中、第一に別解脱律儀の捨を明す。

已に彼に従つて不律儀を得することを説けり。不律儀及び餘の無表を得するには如何なる方便がある。未だ説かざれば、當に説くべし。

頌に曰はく、

諸の不律儀を得することは、作及び誓受に由り
所餘の無表を得することは、田と受と重行とに由る

論じて曰はく、諸の不律儀は二因に由りて得す。一には、生れて不律儀の家に在り、初めて殺等の加行を現行するに由る。二には、復生れて餘の家に在りと雖も、初めて要期して殺等の事を受くるに由る。謂く、我當に是の如きの事業を作し、以て財物を求め、自身を養活すべし」と。爾時に當つて、便ち惡戒を發す。

餘の無表を得することは、三種の因に由る。一には田に由る。謂く、是の如きの諸の福田に施す所の園林等に於て、彼善の無表は、初めて施すとき便ち生ず。有依の諸の福業の事を説くが如し。二には受に由る。謂く、自ら誓つて言はく、若し未だ佛を禮せずんば、先には食せず等と、或は誓限を作して、齋日と月半と月と及び年とに於て、常に食等を施す。三には重行に由る。謂く、是の如きの殷重の作意を起して、善を行じ、惡を行ずるなり。此三因に由りて餘の無表を起す。

是の如く已に律儀等を得することを説けり。律儀等を捨することは、未だ説かず、當に

説くべし、且く云何が別解脱律儀を捨する。

頌にいはく、

別解の調伏を捨するは、故捨と命終と

及び二形俱生と、斷善根と夜盡とに由る

有が説かく重を犯すに由ると、餘は説かく法の滅するに由ると

迦濕彌羅は説かく犯に二あり、負と財との如しと

論じて曰はく、調伏と言ふは、意、律儀を顯す。此に由りて、能く根をして調伏せしむ

るが故に。

唯近住を除いて、所餘の七種の別解律儀は、四縁に由りて捨す。一には、意樂に由り、

有解の人に對して、有表業を發して、學處を捨するが故に。二には、衆同分を棄捨するに

由るが故に。三には、二形の俱時に生ずるに由るが故に。四には、所因の善根の斷するに

由るが故に。

近住戒を捨するは、前の四縁に由り、及び夜盡に由る。

是故に、總じて別解脱律儀は五縁に由りて捨すと説く。

何に緣りて、戒を捨することは、此五縁に由るや。

受と相違して、表業の生ずるが故に。所依の捨するが故に。所依の變するが故に。所因

斷するが故に。期限を過ぐるが故に。

【二形】 男女兩根を言ふ。

【夜盡】 夜の明けると同時に一盡夜の期限即ち持戒の捨を得るに至る。

【四の極重の墮】殺人、偷盜、非梵行、説勝人法（神通力を得たりと偽りて信施を受く）の四の極重罪は墮地獄の罪なり。【有餘部】法密部を指す。【結界】律、不律の人の境を定むる限界。

【他勝】波羅夷（Prajñā）の譯語。【勝義の苾芻】見道以上の聖者を言ふ。

有餘部は説かく、「四の極重の墮を感じる罪の中に於て、若し隨つて一を犯すときは、亦勦策と苾芻との律儀を捨す」と。

有餘部は言はく、「正法の滅するに由りて、亦能く別解律儀を捨せしむ。法の滅する時は、一切の學處、結界、羯磨も、皆止息するを以ての故に」と。

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言はく、「根本の罪を犯す時も出家の戒を捨せず。然る所以は、一邊を犯すとも、一切の律儀を應に遍く捨すべきに非ざるが故なり。餘の罪を犯して、尸羅を斷ずること有るに非ず。然るに二つの名有り。謂く、戒を持すると犯すとなり。有財

の者の、他の債を負ふ時、名けて富人及び負債の者と爲すが如し。若し犯す所に於て發露し悔除せば、尸羅を具すと名け、戒を犯すとは名けず。債を還し已れば、但富人と名くるが如し」と。

若し爾らば、何に緣りてか薄伽梵は、「四の重を犯す者は、苾芻と名けず、沙門と名けず、釋迦子に非ず。苾芻の體を破し、沙門の性を害し、壞滅墮落して他勝の名を立つ」と説くや。

勝義の苾芻に依りて、密意に是説を作すのみ。

此言は兇勃なり。

兇勃とは何ん。

謂く、世尊の了義の所説に於て、別義を以て釋し、不了と成さしめ、煩惱多き者の與に、

【名想苾芻】俗人の身に於て苾芻と名くるものは比丘の自稱儀をも知らざる所謂自稱比丘、乞芻苾芻とは三衣一鉢の出家人、破惑苾芻とは阿羅漢にして煩惱を滅盡する者を言ふ。

重罪を犯すの縁と爲せばなり。

寧ぞ此言の是れ了義の説なることを知らん。

律に自ら「四の苾芻有り。一には名想苾芻、二には自稱苾芻、三には乞芻苾芻、四には破惑苾芻なり」と釋するに由る。此義の中に於て、苾芻に非ざる者と云ふは、謂く、白四羯磨、受具足戒の苾芻に非ざることなり。此苾芻は、先には是れ勝義なりしも、後に重を犯すに由りて、非苾芻と成れるには非ず。故に知んぬ、此言は是れ了義の説なるを。然るに、彼の説く所の「一邊を犯すとも、一切の律儀を應に遍く捨すべきには非ず」とは、彼の言は便ち是れ大師を徵明するものなり。大師は此中に是の如き喩を立つ、「多羅樹の、若し頭を斷たるれば、必ず復生長して廣大なること能はざるが如く、諸の苾芻等の重を犯すも亦然なり」と。

大師は此中に、何の義を喩へて顯す。

意は、戒に於て、隨つて一邊の根本重罪を犯さば、餘の受くる所をも、必ず復生長して、廣大なること能はざらしむるを顯す。謂く、彼諸の重罪を毀犯する時は、苾芻の根本の行に違越するが故に、極めて猛利なる無慚無愧と共に相應す。故に行根既に斷すれば、理として應に遍く一切の律儀を捨すべし。

又重を犯せる人には、世尊は、僧祇食を食ふに、下一搏に至り、毘訶羅を踐むに、一足の地を踏むことを許さずして、一切苾芻の事業を擯出す。大師は、彼に依りて、是の如き

【僧祇食】僧團の食事。
【大師】佛を指す
中阿含二十九、臆波經。

【體】

戒體の意。

の言を説く、應に速に、稻く禾の稗莠を拔除すべし。應に速に腐朽せる棟梁を簡棄すべし。應に速に種中の穢粒を簸颺すべし。是の如く、應に速に衆中の、實は苾芻に非ずして苾芻と稱する者を驅擯すべし」と。

彼苾芻の體と其相とは如何。

相の是れ何なるかに随つて、體必ず應に有るべし。世尊、准陀、當に知るべし、四の沙門有り、更に第五無し。言ふ所の四とは、一には勝道沙門、二には示道沙門、三には命道沙門、四には汗道沙門なり」と説きたまへるを以てなり。

此説有りと雖も、彼は唯餘の沙門の相有るが故に、沙門と名くるのみ。燒かれたる材と、假の麩麩の葉と、涸れたる池と、取れたる種と、火輪と、死人との如し。

若し犯重の人にして苾芻に非ずんば、則ち應に學を授くる苾芻有ること無かるべし。

犯重の人は皆他勝罪を成すとは説かず、但他勝罪を成するものは、定んで苾芻に非ずと説くのみ。謂く、或は人有り、相續殊勝なれば、極重の戒を犯すと雖も、而も他勝罪に非ざるなり。彼に一念の覆心有ること無きに由る。法主世尊の制立するところは是の如し。

若し他勝を犯すとき、便ち苾芻に非ずんば、何んが重ねて出家受戒せしめざる。彼相續の、已に極重なる無慚愧の爲に壞せらるるに由り、能く出家律儀を發するに力無きこと、焦たる種の如くなるが故なり。彼に苾芻律儀有りて觀するが故に、重ねて出家受戒せしめざるには非ず。然る所以は、設ひ彼後時に是れ苾芻なりと謂ふとも、便ち所學を

【無義】 無益の意

捨すれば、亦彼重ねて出家することを許さざるが故なり。此無義に於て苦に救ふは何の爲ぞ。若し是の如き人に、猶葱芻の性有らば、應に自ら是の如き類の葱芻に歸して禮すべし。

正法の滅する時には、一切の結界羯磨、及び毘奈耶無ければ、未だ得せざる律儀を新に得する理無しと雖も、而も先に得せる者を捨すべき義有ること無し。

静慮、無漏の二律儀等は、云何が當に捨すべき。

頌に曰はく、

定生の善法を捨するは、易地と退等とに由る

聖を捨するは得果と、練根と及び退失とに由る

論じて曰はく、前所の静慮地所繋の善法は、二縁に由りて捨す。一に地を易ふるに由る。謂く、下地より還上地に生ずる時、或は上地より没して、下地に來り生ずる時なり。二には退を得するに由る。謂く、已に獲たる勝定の功德より還退失する時なり。

「等」の言は、衆同分を捨するとき、亦、少分の殊勝の善根を捨することを顯さんが爲なり。

色界中の所有の善法を、易地と退とに由りて捨するが如く、無色界も亦然なり。唯律儀無きことは色界と異る。

無漏の善法は、三縁に由りて捨す。一には、得果に由る。謂く、得果する時に前の向道

【静慮等】 此項、定道二律儀の捨に就いて述ぶ。

【果道】果に屬する無漏道即ち果中の道。

【是の如く等】此項、不律儀の捨に就いて明す。

及び果道を捨するが故に。二には、練根に由る。謂く、練根の位に利道を得するに由りて、鈍道を捨するが故に。三には、退失に由る。謂く、退を得する時に、果道、勝果道を退失するが故に。

是の如く、已に諸の律儀を捨することを説けり。不律儀は云何が捨する。頌に曰はく、

惡戒を捨することは、死と得戒と二形生とに由る

論じて曰はく、諸の不律儀は、三縁に由りて捨す。一には死に由る。所依を捨するが故に。二には得戒に由る。謂く、若は別解律儀を受得し、或は靜慮律儀を獲得するに由りて、惡戒便ち捨す。因縁力に由りて、律儀を得する時、諸の不律儀は一切皆斷す。善惡の戒は其性相違し、善戒は、中に於て勢力強きを以ての故に。三には相續に二形の俱生するに由る。爾時に於て、所依變ずるを以ての故に。

惡戒に住する者が、或は時有りて不作の思を起し、刀網等を捨すと雖も、若し諸の善律儀、受得せずんば、諸の不律儀は棄捨すべきこと無し。譬へば發病の因縁を避くと雖も、良藥を服せざれば、病の終に愈え難きが如し。

不律儀の者ありて近住戒を受け、夜盡の位に至りて律儀を捨する時に、不律儀を得すと爲んや、處中と名くと爲んや。

有餘師は説かく、「不律儀を得す。惡し阿世耶、永く捨するに非ざるが故に。熱鐵を停む

【處中の等】此項處中の無表の捨に就いて明す。

るに、赤滅して青生ずるが如し」と。

有餘論は言はく、「若し更に作さざれば、彼をして不律儀を得せしむるに縁無し。不律儀は表に依りて得するを以ての故に」と。

處中の無表は捨すること復云何。

頌に曰はく、

中を捨するは受と勢と、作と事と壽と根との斷するに由る

論じて曰はく、處中の無表は、捨すること六縁に由る。一には、受心の斷壞するに由るが故に捨す。謂く、所受を捨するときは、是念を作して言はく、「我今時より、先に受けし所を棄てん」と。

二には勢力の斷壞するに由るが故に捨す。謂く、淨信と煩惱との勢力に由りて引かれたる無表は、彼二の限勢の若し斷壞する時は、無表も便ち捨す。放たれたら箭、及び陶家の輪の弦等の、勢力の盡くる時、便ち止るが如し。

三には、作業の斷壞するに由るが故に捨す。謂く、所受を、後に更に作さざるが如し。

四には、事物の斷壞するに由るが故に捨す。

事物とは何ん。謂く、捨施する所の寺舍、敷具、制多、園林、及び施爲する所の罽網等の事なり。

五には、壽命の斷壞するに由るが故に捨す。謂く、所依止に轉易するが故に。

【欲の等】此項、非色の捨を明す。

【對治道】染法を對治すべき無漏道

【九】次に三界五趣の有情と善惡律儀の成就に就いて述ぶ。

六には、善根の斷壞するに由るが故に捨す。謂く、加行を起して善根を斷ずる時、便ち善根所引の無表を捨す。

欲の非色の善、及び餘の一切の非色の染法は、捨すること復云何。

頌に曰はく、

欲の非色の善を捨するは、根蘭と上生とに由る

對治道の生ずるに由りて、諸の非色の染を捨す

論じて曰はく、欲界の一切の非色の善法は、捨すること二緣に由る。一には善根を斷ず、

二には上界に生ずる。

三界の一切の非色の染法は、捨すること一緣に由る。謂く、彼は但對治道の起るに由る。

若し此品類の能斷の道生ずれば、當に此中の所有の煩惱、及び彼の助伴を捨すべし。餘の方便には非ず。

二九の律儀は何の有情にか有る。

頌に曰はく、

惡戒は人なり、北と、二の黃門と二形とを除く

律儀は亦天に在り唯人にのみ三種を具す

欲の天と色界とに生じては、靜慮律儀有り

【攝扇】 生殖器を有せざる人ルこと
【半擇迦】 黃門と譯す男根不具のもの
【二形】 男女兩根を有するもの

【二趣】 人天の二趣

【契經】 雜阿含三十三

【二の所依】 男女二根の所有者の體の意

無漏には無色を并す、中定と無想とを除く

論じて曰はく、唯人趣に於てのみ不律儀有り。然るに北洲を除き、唯三方に有り。三洲の内にも復扇攝と及び半擇迦と、二形を具する者とを除く。

律儀も亦爾なり。謂く、人中に於て前に除ける所を除く、并に天にも亦有り。故に、二趣に於て律儀有るべし。

復何の縁を以てか、扇攝等の所有の相續は、律儀の依に非ざることを知る。

經律の中に、誠證有るに由るが故なり。謂く、契經に説かく、「佛大名に告げたまはく、諸有の在家の白衣の男子にして男根を成就せるものの、佛法僧に歸して殷淨の心を起し、誠諦の語を發して、自ら、我は是れ鄒波索迦なり。願くは尊、憶持して慈悲護念したまへと、是に齊りて、名けて鄒波索迦と曰ふ」と。

毘奈耶の中にも、亦是説を作さく、「汝、應に此色類の人を除棄すべし」と。故に知んぬ、律儀は、彼類に有るに非ざることを。

復何の理に由りてか彼に律儀無き。

二の所依の起す所の煩惱は、一の相續に於て、俱に増上なるに由るが故に。正思擇に於て堪能無きが故に。極重の慚愧心有ること無きが故に。

若し爾らば、何が故に不律儀無き。

彼は惡の中に於ても、心の不定なるが故なり。又若し是處に善の律儀有るときは、則ち

惡の律儀も、彼に於て亦有り。此二種は相翻じて立つるに由るが故に。

北俱盧の人は、受及び定無く、及び造惡の勝れたる阿世耶も無し。是故に、彼には善戒

も惡戒も無し。

猛利の慚愧は、惡趣の中に無し。故に律も不律儀も、彼に於ては亦有るに非ず。勝れた

る慚愧と相應し相違して、方に律儀と不律儀と有るが故に。

又扇搨等は、鹹鹵田の如くなるが故に、善戒惡戒を生ずること能はず。世間に現見する

諸の鹹鹵田は、嘉苗も穢草をも滋生すること能はず。

若し雨らば、何が故に契經の中に、「卯生の龍有り。半月の八日毎に、宮より出でて人間

に來至し、八支の近住齋戒を受けんことを求む」と言へる。

此は妙行を得するのみ。律儀を得するに非ず。是故に、律儀は唯人天にのみ有り。然

るに唯人のみ三種の律儀を具す。謂く、別解脱、靜慮、無漏なり。若し欲天に生じ、及び

色界に生ずるは、皆靜慮律儀有ることを得べきも、無色界に生ずるは、彼は、必ず有るに

非ず。

無漏の律儀は、亦無色にも在り。謂く、若し生じて欲界天の中に在ると、及び色界の中

に生ぜるとには、中定と無想とを除いて、皆無漏の律儀有ることを得べし。無色の中に生

じては、唯成就することを得るも、色無きを以ての故に必ず現起せず。

【半月の八日】 白
半(十五日)の中
黒半(十五日)の中
日を言ふ。

【三】第二に諸經所説の業論を討論し、批判す。初に三性の業を明す。【經】唯阿含十八

【安穩の業】安穩の果報を受くる業の義。

【二】次に福等の三業を明す。【經】中阿含二十七、這梵行經。

諸業の性相の不同を辯ずるに因みて、當に經の中に標する所の諸の業を擇すべし。且く、經の中に「業に三種有り」と説く。善、惡、無記なり。其相云何。

頌に曰はく、

安と不安と非との業を、善と惡と無記と名く

論じて曰はく、是の如きを、名けて善等の業の相と爲す。謂く、安穩の業を、説いて名けて善と爲す。能く可愛の異熟と涅槃とを得し、暫と永との二時に、衆苦を濟ふが故に。不安穩の業を名けて不善と爲す。此に由りて能く非愛の異熟を招き、前の安穩と性、相の違するが故に。

前の二に非ざる業に無記の名を立つ。記して善不善と爲すべからざるが故に。

又經の中に説かく、「業に二種有り。福、非福なり」等と。

其相云何。

頌に曰はく、

福と非福と不動とあり、欲の善業を福と名け

不善を非福と名く、上界の善は不動なり。

自地の處所に約するに、業果、動無きが故に

【下の三定】色界四禪の中の下の三定。

【三】次に順樂受の三業を明す。順樂受、順不苦不樂受の二業と共に樂に對する果報を苦樂捨の三種の感情に配し分類す。

論じて曰はく、欲界の善業を、説いて名けて福と爲す。可愛の果を招きて有情を益するが故に。諸の不善業を、説いて非福と名く。非愛の果を招きて有情を損するが故に。上二界の善を、説いて不動と名く。

豈世尊は下の三定を説いて、皆行動と名けずや。

聖は此中に尋伺等の有るを説いて、名けて動と爲すが故なり。下の三定には、尋伺等の災患有りて、未だ息まざるに由るが故に、動の名を立つるのみ。不動經の中には、能く不動の異熟を得するに據りて、説いて不動と名く。

如何が有動の定は、無動の異熟を招く。

此定の中には、災患の動有りと雖も、而も業を果に對するに、欲界の動轉有るが如きには非ざるが故に、不動の名を立つ。謂く、欲界の中には、餘の趣、處の業も、別縁の力に由りて異なる趣處に受くることあり。或は業有り、能く内外の財位、形量、色力、樂等を感じるもの、天等の中に於て此業應に熟すべきに、別縁の力に引轉せらるるに由るが故に。人等の中に於て、此業の便ち熟するを以てなり。色、無色界には餘の地處の業の、轉じて異なる地處に受けしむべきこと無し。業果の處定るをもて、不動の名を立つ。

又經の中に説かく、「業に三種有り。順樂受等なり」と、其相云何。

頌に曰はく、

順樂と苦と非二となり、善は三に至るまで順樂なり

諸の不善は順苦なり、上の善は順非二なり

餘は説かく、下にも亦有り、中の異熟を招くに由ると

又此三業は非前後に、熟すと許すが故なり

順受に總じて五有り、謂く自性と相應と

及び所縁と異熟と、現前と差別するが故なり

論じて曰はく、諸の善業の中、初め欲界より第三靜慮に至るまでを、順樂受業と名く。

諸の樂受は、唯此に至るのみなるを以ての故に。諸の不善業を順苦受と名く。三靜慮

を過ぎて、上地の諸の善業を、説いて名けて順不苦不樂受と爲す。此より上には、都て

苦樂の受無きが故に。

此諸の業は、唯受の果をのみ感ずるには非ず、應に知るべし、亦彼受の資糧をも感ず。

受及び資糧を、此中には受と名けしものなり。

有餘師は説かく、「下の諸地の中にも、亦第三の順非二業有り。中定の業の、異熟を招く

に由るが故に。若し此に異らば、中間定の業は應に異熟無かるべし、或は應に業無かるべ

し。苦樂の異熟果無きを以ての故に」と。
有餘師は説かく、「此業は能く根本地の中の樂根の異熟を感ず」と。

【下の諸地】第三
定以下のこと。

有は説かく、「此業は受の果を感ぜず」と。

二説は俱に本論と相違す。故に本論に言はく、「頗し業の、心受の異熟を感じて、身に非ざるもの有りや。曰はく、有り。謂く、善の無尋業なり」と。又本論に説く、「頗し三業の、非前非後にして、異熟を受くるもの有りや。曰はく、有り。謂く、順樂受業の色と、順苦受業の心所法と、順不苦不樂受業の心不相應行なり」と。乃至廣く説く。此に由りて證知するに、下地にも亦順非二業有り。欲界を離れては、此三業の俱時に熟すること有ること非ざるが故に。

此業は善と爲んや、不善と爲んや。

是は善にして劣なり。

若し爾らば、更ち所説と相違す。謂く、善の三に至るまでを、順樂受と名け、可愛の果を得するを、名けて善業と爲す。

應に知るべし、彼は多分に據りて言を爲したるのみ。

此業は、受と體性既に殊り。如何が、説いて順樂受等と爲す。

業は樂受と體性殊りと雖も、而も能く因と爲りて樂受を利益す。

或は復此業は、是れ樂の所受なればなり。

彼樂は如何が能く業を受くる。

樂は是れ此業の異熟果なるが故なり。

【順浴散】 塗粉のこと。

或は復彼樂は、是れ業の所受なり。此に由りて、能く樂の異熟を受くるが故に。順浴散の如く、此も亦應に然るべし。

是故に、名けて順樂受業と爲す。餘に順する二業も、應に知るべし亦爾なり。

總じて順受を説かば、略して五種有り。一には、自性順受。謂く、一切の受なり。契經に説くが如し、「樂受を受くる時、實の如く、樂受を受くと了知す」と。乃至廣く説く。

二には、相應順受。謂く、一切の觸なり。契經に説くが如し、「順樂受觸」と。乃至廣く説く。

三には、所緣順受。謂く、一切の境なり。契經に説くが如し、「眼は色を見已りて、唯色を受け、色貪を受けず」と。乃至廣く説く。色等は、是れ受の所緣なるに由るが故に。

四には、異熟順受。謂く、異熟を感ずる業なり。契經に説くが如し、「順現受業」と。乃至廣く説く。

五には、現前順受。謂く、正しく現行する受なり。契經に言ふが如し、「樂受を受くる時に、二受便ち滅す」と。乃至廣く説く。此樂受の現前する時に、餘の受有りて、能く此樂受を受くるには非ず。但樂受の自體現前するに據りて、即ち説いて名けて樂受を受くと爲すなり。

此中には、但異熟順受を説けり。業の、能く受の異熟を招くに由るが故に、業と受とは、體性殊ること有りと同も、名けて順樂受等と爲すことを得。

【契經】 中阿含二十四、大因法門經

【契經】 中阿含三、思經。

【契經】 雜阿含十

【契經】 雜阿含十

【契經】 雜阿含十

【契經】 雜阿含十

【三】次に三時業に就いて叙す。第一に四、五、八の三種の業を明す。

是の如き三業に、定と不定と有り。其相云何。

頌に曰はく、

此に定と不定と有り、定は三、順現等なり

或は業に五有りと言く、餘師は四句を説く

論じて曰はく、此上に説きたる所の順業受等は、應に知るべし、各定不定の異有り。

定受に非ざるが故に、不定の名を立つ。

定に復三有り。一には順現法受、二には順次生受、三には順後次受なり。

此三の定業と、並に前の不定と、總じて四種と成る。

或は不定受業に、復二種有らしめんと欲する有り。謂く、異熟に於て、定と不定と有るなり。

並に定業の三と合して五種と成る。

順現法受とは、謂く、此生に造りて、即ち此生に熟するなり。順次生受とは、謂く、此生に造りて、第二生に熟するなり。

順後次受とは、謂く、此生に造りて、第三生より後に、次第に熟するなり。

有餘師は説かく、「順現法受業は、餘の生にも亦熟することを得るも、初熟の位に随つて

業の名を建立して、順現等と爲すのみ。強力の業にして、異熟果の少きこと勿れ」と。

毘婆沙師は、此業を許さず。或は業有り、果近くして勝に非ず。或は相違する有るを以てなり。譬へば外種ありて、三の半月を経て麥は便ち實を結ぶも、要す六月を経て麥は方に實を結ぶが如し。

轉輸者は、業を説くに四句有り、一には業有り、時分に於て定るも、異熟定まらず。謂く、順現等の三は、定んで異熟を得するに非ず。二には業有り、異熟に於ては定るも、時分定まらず。謂く、不定業の、定んで異熟を得するものなり。三には業有り、二に於て俱に定る。謂く、順現等の、定んで異熟を得するものなり。四には業有り、二に於て俱に定なり。謂く、不定業の、定んで異熟を得するに非ざるものなり」と。彼は諸業を説くに、總じて八種と成る。謂く、順現受に、定不定有り。乃至不定にも亦二種有ればなり。

【此に説く等】此項、有情の境界と四業の所作の關係と論主の正説とを明す。

此に説く所の業の差別の中に於て、頌に曰はく、
四は善なり、俱に作りうべし、同分を引くは唯三なり
諸處に四種を造る、地獄の善は現を除く
堅は瀟染地に於てす、異生は生を造らず
聖は生と後とを造らず、并に欲と有頂との退なり
論じて曰はく、順現法受等の三業、唯定并に不定を四と爲す。是説を善と爲す。此中には、唯時の定と不定とを顯す。經に説く所の四業の相を釋するが故に。
頗し四業は俱時に作ること有りや。

【三使】殺生、偷盜、妄語の三戒を犯すを指す。

【何の等】此項、三界五趣の造業に就いて明す。

【不退の性】阿羅漢の七種の殊勝なる性中、第六不動性を堅と謂ひ又不退の性と云ふ。

有るべし。

云何。

三使を遣し已りて、自ら邪欲を行するときは、俱時に究竟す。

幾の業か能く衆同分を引くや。

能く引くものは唯三なり。順現受を除く。現身の同分は、先業の引けるものなるが故に。

何の界、何れの趣は、能く幾の業を造る。

諸界諸趣には、或は善なりとも或は惡なりとも、其所應に隨つて皆四を造りうべし。

總じて問せば是の如し。

若し別に就いて遮せば、地獄の中に於ては善に順現を除く。愛果無きが故に。餘は皆造

ることを得。

不退の姓を堅と名く。彼は、離染地に於て若し異生の類ならば、順生受を除いて餘の

三を造るべく、聖者ならば、變べて順生と順後とを除き、餘の二を造るべし。異生の不

退は、次に更に生ずること無きも、後に還つて下に生ず。不退の聖者は、必ず下の諸地に

還生すること無きが故に、所生の地に隨つて、順現受を造るべし。不定業を造ることは、

一切の處に遮すること無し。

然るに、諸の聖者の、若し欲界及び有頂處に於て、已に離染を得したるものは、退墮

有りと雖も、亦順生と後との業を造らず。彼より退する者は、必ず果を退するが故に。

【中有の等】此項中有の造業に就いて述ぶ。

【類同分】人等の類の意。

【諸の等】此項、定受業の相を明す。

諸の果を退しじれるものは、必ず命終せざること、後に當に辯すべきが如し。

中有の位に住しても亦業を作るや、亦造る云何。

頌に曰はく、

欲の中有にては、能く、二十二種の業を造る

皆順現受に據す、類の同分一なるが故に

論じて曰はく、欲界の中に於て中有の位に住するものは、能く二十二の業を造ること有るべし。謂く、中有の位と及び胎中に處すると、出胎以後とに各五位有り。胎中の五とは、一には羯刺藍、二には嬰部曇、三には閉戸、四には鍵南、五には鉢羅奢佉なり。胎外の五とは、一には嬰孩、二には童子、三には少年、四には中年、五には老年なり。中有の位に住しては、能く中有乃至老年の定不定の業を造る。

應に知るべし、是の如き中有所造の十一種の定業は、皆順現受に攝す。類同分に差別無きに由るが故に。謂く、此中有の位と白類の十位と、一の衆同分にして、一業の引くとこるなるが故なり。此に由りて、別に願中有受業を説かず。即ち順生等の業の所引なるが故に。

諸の定受業は、其相云何。

阿毘曰はく、

重惑と淨心に由るものと、及び是れ恆に造る所なると

功德田に於て起すと、父母を害するとの業は定なり

論じて曰はく、若し所造の業にして、重煩惱或は淳淨の心に由るもの、或は常に作る

所のもの、或は増上の功德田に於て起すものなり。功德田とは、謂く、佛法僧、或は勝れ

たる種特側羅なり。謂く、勝果、勝定を得せるものなり。此田所に於ては、重惑及び淳

淨の心無く、亦常に行ずるに非ずと雖も、若は善、不善の所起の諸業なり。或は父母に於

て輕重の心に隨ひ、損害の事を行ずるもの、是の如きの一切は、皆是れ定業に攝す。餘は

定受に非ず。

現法果の業は其相云何。

阿毘曰はく、

田と意との殊勝なるに由ると、及び定んで異熟を招きて

永離を得する地の業とは、定んで現法の果を招く

論じて曰はく、田の勝れたるに由るとは苾芻有り、僧衆の中に於て女人の語を作せるに、

彼現世に於て、轉じて女人と作れりと聞く。此等の傳聞は、其類一に非ず。

意の勝れたるに由るとは、黃門有り、諸の牛の黃門の事を救脱せるが故に、彼現世に

於て、轉じて丈夫と作りしと聞く。此等の傳聞の事も亦一に非ず。

【勝果】 預流果、阿羅漢果の二。【勝定】 滅盡、慈等の定を指す。

【現法果等】 此項順現報受の業に就いて述ぶ。

【黃門】 男根去勢して、女官の掛となれる役。

【何の等】此項、現生に造りて現生に果を受くる業を明す。

或は此地に生じて、永く此地の染を離するるとき、此地の中の諸の善、不善業に於て、異熟に於ては定まるも位の定まらざる者は、此業は、必ず能く現法の果を招く。若し餘の位の順定受業有らば、彼は必定して永く離染せる義無く、必ず餘の位に於て異熟果を受く。若し異熟に於ても亦不定ならば、永く離染せるが故に異熟を受けず。

何の田に起す業か、定んで即ち受くるや。

頌に曰はく、

佛を上首とする偈と、及び滅定と無諍と

慈と見と修との道より出づるものにて於て、損益する業は即ち受く

論じて曰はく、是の如き類の功德田中に於て、善惡の業を爲るときは、定んで即ち果を受く。

受く。

功德田とは、謂く、佛を上首とする偈なり。補特伽羅に約せば、差別に五有り。

一には、滅定より出づ。謂く、此定中にては、心寂靜なるを得。此定は寂靜なること、涅槃に似たるが故に。若し此定より初めて心を起す時は、涅槃に入りて、還復出づる者の如し。

二には、無諍より出づ。謂く、此定の中にては、無量の有情を緣にして境と爲し、増上の

利益の意樂の隨逐するもの有りて、此定を出づる時には、無量最勝の功德の爲に重修せられたる身の相續して轉ずる有り。

【無諍】(Anārya)衆生に對して、其惑とを希念して入れる定。

【慈定】(Mitid) 一切衆生に對し慈悲の念に住する定

【轉依】劣の所依身より勝の所依身を得ること

【題】次に、心受業と身受業とに就いて叙す。

三には、慈定より出づ。謂く、此定の中にては、無量の有情を緣じて境と爲し、増上の安樂の意樂の隨逐するもの有りて、此定を出づる時には、無量最勝の功德の爲に熏修せられたる身の相續して轉する有り。

四には、見道より出づ。謂く、此道の中にては、永く一切の見所斷の惑を斷じ、勝れたる轉依を得。此より出づる時は、淨身續起す。

五には、修道より出づ。謂く、此道の中にては、永く一切の修所斷の惑を斷じて、勝れたる轉依を得。此より出づる時、淨身續起す。

故に此五を説いて、功德田と名く。若し中に於て損益の業を爲ること有らば、此業は必定して能く即果を招く。若し餘定餘果より出づる時は、前に修する所の、定んで殊勝に非ずして、修所斷の惑は、未だ畢竟じて盡くるに非ざるに由るが故に、彼相續は、勝福田に非ず。

異熟果の中にては受最も勝れたりと爲す。今應に思擇すべし、「諸の業の中に於て、頗し唯心受の異熟をのみ招くもの、或は身受をのみ招きて、心受到に非ざるもの有りや」と。

亦有り。

云何。

頗りに非はく、

諸の善の無尋の業は、唯心受を感ずと許す

悪は唯身受を感ず、是れ受を感ずる業の異なり

論じて曰はく、善の無尋の業とは、謂く、中定より乃至有頂までの所有の善業なり。中に於て能く受の異熟を招くは、應に知るべし、但心受をのみ感じて、身には非ず。身受は必ず尋伺と俱なるが故に。

諸の不善業の、能く受を感ずる者は、應に知るべし、但身受のみ感じて心に非ず。

不善の因は、苦受を果と爲すも、心と俱なる苦受をば、決定して憂と名け、憂は異熟に非ざることを、前に已に辯するが如くなるを以てたり。

有情の心狂は、何の識と因と處なる。

氣に曰はく、

心狂は唯意識なり、業の異熟より生ずること

及び怖と害と違と憂とに由る、北洲を除いて欲に在り

論じて曰はく、有情の心狂は、唯意識のみに在り。若し五識に在りては、必ず心狂無し。

五識身は無分別なるを以ての故に。

五因に由るが故に、有情の心狂す。

一には、有情の業の異熟に由りて起る。謂く、彼藥物呪術を用ひて、他の心をして狂せ

【云】次に心狂節
ち正念を失し是非
不明の狂者の業に
就いて明す。

【事業】 行動の意

【乖違】 四大種が互に乖違すること

しめ、或は復他をして欲する所に非ざるもの、毒の若き酒の若きを飲しめ、或は威嚴を現じて禽獸等を怖れしめ、或は猛火を放ちて山澤を焚焼し、或は坑井を作りて衆生を陷墜し、或は餘の事業もて、他をして失念せしむ。此業因に由りて、當來世に於て別の異熟を感じて、能く心をして狂せしむ。

二には、驚怖に由る。謂く、非人等の、怖るべき形を現じて來り相逼迫するとき、有情は見じりて遂に心狂を致す。

三には、傷害に由る。謂く、事業もて、非人等を惱すに因りて、彼の瞋に由るが故に、其肢節を傷けて、遂に心狂を致す。

四には、乖違に由る。謂く、身内の風熱瘰癧の界の、互に相違反して大種の乖違するに由るが故に、心狂を致す。

五には、愁憂に由る。謂く、親愛を喪失する等の事に因りて、愁毒纏懷し、心遂に發狂す。婆私等の如し。

若し意識に在りて、方に心狂有り。復、心狂は業の異熟より起ると許さば、如何が心受は異熟に非ざらんや。

心狂是れ業の異熟なりとは説かず、但是れ業の異熟の所生なりと言ふのみ。謂く、惡業の因、不平等の異熟の大種を感ず。此大種に依りて心便ち失念するが故に、説いて狂と爲す。

是の如き心狂を、心亂に對して、應に四句を作るべし。謂く、心狂にして心亂に非ざる有り。乃至廣く説く。狂にして亂に非ずとは、謂く、諸の狂者の不染汗心なり。亂にして狂に非ずとは、謂く、不狂者の諸の染汗心なり。狂にして亦亂なる者とは、謂く、諸の狂者の諸の染汗心なり。狂亂に非ずとは、謂く、不狂者の不染汗心なり。

北俱盧を除ける所餘の欲界の諸の有情類には、心狂有るべし。謂く、欲天の心にして、尙狂者有り。況んや人と惡趣とは、心狂を離るるを得んや。

地獄は恆に狂す。多苦通るが故に。謂く、諸の地獄は、恆に種種の異類の苦具の爲に末摩を傷害せられ、猛利にして忍び難し。苦受に逼めらるるすら尙自ら識らず。況んや是非を了ぜんや。故に地獄の中には、怨心傷歎し猖狂馳叫すること、世に傳へて文有り。

欲界の聖の中、唯諸佛を除いては、大種の乖適するとき、心狂有るべし。異熟生なるは無し。若し定業有らば、必ず應に先づ受けて、後に方に聖を得すべく、若し定業に非ざるは、聖を得するに由るが故に、能く果無く、亦驚怖無からしむ。五畏を超ゆるが故に。亦傷害も無し。諸の聖者は、非人等の憎嫌の事無きを以ての故に。亦愁憂も無し。法性を證せるが故に。

【云】次に曲穢濁の三業を明す。

又經の中に説かく、業に三種有り。謂く、曲、穢、濁なり」と。
其相云何。

【詔】有見等の五
見を體せる曲見な
り。

頌に曰はく、

曲と穢と濁と業とは、詔と曠と食とに依つて生ずと説く
論じて曰はく、身語意の三に、各三種有り。謂く、曲と穢と濁とにして、其次第の如
く應に知るべし。詔と曠と食とに依りて生ずる所なり。謂く、詔に依りて生ずる身語意業
を、名けて曲業と爲す。詔曲の類なるが故に。若し、曠に依りて生ずる身語意業ならば、
名けて穢業と爲す。曠穢の類なるが故に。若し食に依りて生ずる身語意業ならば、名けて
濁業と爲す。食濁の類なるが故に。

阿毘達磨俱舍論卷第十五

阿毘達磨俱舍論

卷第十六

尊者世親造
三藏法師玄奘詔を奉じて譯す

分別業品第四之四

【三七】次に前卷に續いて業の種々相を明す。初に黑白の四業を辯ず。

又經の中に云く、「業に四種有り。謂く、或は業の黒にして、黒の異熟なる有り。或は復業の白にして、白の異熟なる有り。或は復業の黒白にして、黒白の異熟なる有り。或は復業の非黒非白にして、異熟無く、能く諸業を盡す有り」と。

其相云何

頌に云はく、

黒黒等の殊に依りて、説く所の四種の業は

悪と色と欲界の善と、能く彼を盡す無漏となり

應に知るべし次第の如く、黒、白、俱、非と名く

論じて云はく、佛は、業と果との性類の不同なると、所治と能治との殊るとに依りて、黒黒等の四を説く。

【傳説すらく】婆沙論第四百四卷所説の九説の中の第三義を毘婆沙師の【中生】中有、生有の二。

諸の不善業を、一向に黒と名く、熱汗の性なるが故に。異熟も亦黒なり。不可意なるが故に。

色界の善業を、一向に白と名く。惡を雜へざるが故に。異熟も亦白なり。是れ可意なるが故に。

何が故に無色界の善を言はざる。

傳説すらく、若し處に、二の異熟、謂く、中生有るとき、三種の業、謂く、身語意を具

すれば、則ち説いて餘には非ず」と。

然れども、契經の中の有處にも亦説く。

欲界の善業を、名けて黒白と爲す。惡の雜る所なるが故に。異熟も亦黒白なり。非愛の

果雜るが故に。

此に黒白の名は、相續に依りて立つ、自性に據るには非ず。

所以は何ん。

一業及び一異熟の、是れ黒にして亦白なること無きを以てなり。互に相違するが故に。

豈惡の業と果とも、善の業と果との雜るが故に、是れ則ち亦應に名けて白黒と爲すべき

にあらずや。

不善の業と果とは、必ずしも應に善の業と果との爲に雜せらるべきに非ず。欲の善の業

と果とは、必定して應に惡の業と果との爲に雜せらるべし。欲界の中には、惡の、善に勝

【密意の説】 暫らく便宜上の所説の意にして實は無漏法は白と言ひ得べきも已に非黒と言ひ、且は色善に擇ぶ必要上斯く言ひしのみとの意。

【大空經】 中阿含四九。

【本論】 品類足論卷六。

【諸の等】 此項、無漏業と黒等の三業との關係を明す。

【四法忍】 欲界煩惱を斷ずる苦法智、集法智、道法智の四忍。

るを以ての故に。

諸の無漏の業の、能く永く前の三業を斷盡する者を、名けて非黒と爲す。不染汙なるが故に。亦非白と名く。白の異熟を招くこと能はざるを以ての故に。

此に非白の言は、是れ密意の説なり。佛は、彼大空經の中に於て、阿難陀に、「諸の無學法は、純善純白にして、一向に罪無し」と告げ、本論にも、亦「云何が白法なる。謂く、諸の善法と、無覆無記なり」と言ふを以てなり。

異熟無しとは、界に墮せざるが故に。流轉法と性の相違するが故に。諸の無漏の業は、皆能く前の三業を盡すと爲んや不や。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

四法忍と、欲を離るる、前の八無間と俱なる

十二の無漏の思は、唯純黒業を盡す

欲と四靜慮とを離する、第九の無間の思は

一は雜と純黒とを盡し、四は純白をして盡さしむ

論じて曰はく、見道の中に於ては、四の法智忍と、及び修道に於ては、欲の染を離する位の前八無間の聖道と俱に行するに十二の思有り。唯純黒をのみ盡す。

欲界の染を離する第九の無間の理道と俱に行する一の無漏思は、變べて黑白及び純黒をして盡きしむ。此時、總じて欲界の善を斷するが故に、亦第九の不善業を斷するが故に。四靜慮の、一一の地の染を離する第九の無間道と俱に行する無漏の思は、此四、唯純白業をして盡きしむ。

何に緣りてか諸地の有漏の善法は、唯最後道のみ能く斷じて、餘には非ざる。

諸の善法は、自性斷に非ざるを以て、已に斷するも、現在前すべきこと有るが故に。然るに、彼を緣する煩惱の盡くる時を、方に説いて名けて、彼善法を斷すと爲すに由ればなり。爾時、善法の、離繫を得するが故に。

此に由りて、乃至彼を緣する煩惱の餘一品も在らんには、斷の義は成せず。善法の、爾時には、未だ離繫せざるが故に。

頌に曰はく、

【頌に等】 此頌、
黒等の四業に關する異説を述ぶ。

有が説かく地獄の受と、餘の欲の業とは黒と雜となり
有は説かく欲の見滅と、餘の欲の業とは黒と俱となり

論じて曰はく、有餘師は説かく、順地獄受と、及び欲界中の餘受に順するとの業を、次の如く名けて純黒と雜との業と爲す。謂く、地獄の異熟は、唯不善業をのみ感ずるものなるが故に、彼の受に順するを、純黒業と名く。唯地獄を除いて餘の欲界中の異熟は、皆善思業の感に通するが故に、彼受に順するを黑白業と名く」と。

【三八】次に三牟尼業と三清淨業とを明す。

【又經】中阿含五、等心經の説を指す。

【經】中阿含五、水輪經。

【牟尼】(Muni)牟那とも言ひ、寂靜の義。

【意にして意業に非ず】意は心王の異名にして意業は思の心所なればなり。

有餘師は説かく、「欲の見所斷及び欲界中の有ゆる餘の業を、次の如く名けて純黒と俱との業と爲す。謂く、見所斷は善の雜ること無きが故に、純黒業と名け、欲の修所斷は、善も不善も有るが故に、俱業と名く」と。

(三二) 又經の中に、「三牟尼有り」と説く。又經の中に、「三清淨有り」と言ふ。俱に身語意なり。

相は各云何。

頌に曰はく、

無學の身語業と、即ち意とは三牟尼なり

三清淨は應に知るべし、即ち諸の三妙行なり

論じて曰はく、無學の身語業を身語牟尼と名く。

意牟尼は、即ち無學の意にして、意業に非ず。

所以は何ん。

勝義の牟尼は、唯心を體と爲す。謂く、身語二業に由りて比知す。

又身語業は是れ遠離の體なり。意業は然らず。無表無きが故に。

遠離の義に由りて牟尼を建立す。是故に、即ち心は身語業に由りて能く離るる所有るが

故に、牟尼と名く。

【暫く永く】 有漏は暫時、無漏は永久の意。

【邪牟尼】 外道の無益の行を指す。

【邪清淨】 外道の牛戒、拘戒等を指す。

【三】 次に三悪行と三妙行とを明す。前者は一切不善の三業、後者は一切善の三業を總括す。

【故思經】 中阿含三業相應品思經に當る。

何が故に、牟尼は唯無學にのみ在る。
阿羅漢は是れ實の牟尼にして、諸の煩惱の言の、永く寂靜なるを以ての故なり。
諸の身語意の三種の妙行を、身語意の三種の清淨と名く。
暫く永く、一切の悪行、煩惱の垢を遠離するが故に、名けて清淨と爲す。
此二を説くは、有情の、邪牟尼、邪清淨を計するを思めしめんが爲の故なり。

又經の中に、「三悪行有り」と説く。又經の中に、「三妙行有り」と言ふ。俱に身語意なり。相は各云何。

頌に曰はく、

惡の身語意業を、説いて三悪行と名く
及び貪瞋邪見なり、三妙行は此に翻す

論じて曰はく、一切不善の身語意業を、次の如く身語意惡行と名く。然るに意惡行に復

三種有り。謂く、意業に非ざる貪瞋邪見なり。貪等は思を離れて別に體有るが故に。

譬喩者は言はく、「貪瞋邪見は、即ち是れ意業なり。故思經の中に、此三種を説いて意業

と爲すが故に」と。

若し爾らば、則ち應に業と煩惱と、合して一體と成るべし。

煩惱即ち是れ意業なる有りと許す。斯に何の失か有る。

毘婆沙師は説かく、「彼は理に非ず。若し爾りと許さば、便ち衆多の理致と相違して、大過失を成ぜん。然るに契經に、「是れ意業なり」と説くは、思が彼を以て門と爲して轉ずることを顯さん故のみ」と。

此に由りて、能く非愛の果を感ずるが故に、是れ聰慧の者の訶厭する所なるが故に、此行は即ち惡なり。故に惡行と名く。

三妙行とは、此に翻じて應に知るべし。謂く、身語意一切の善業と、業に非ざる無食無瞋正見なり。

正見邪見は既に故思して、他を益し他を損ぜんと欲すること無し。如何が善惡を成ぜん。能く損益の與に根本と爲るが故なり。

【三〇】次に善惡の十業道を明す。

又經中に言はく、「十業道有り。或は善、或は惡なり」と。

其相云何。

對に曰はく、

説く所の十業道は、惡妙行の中の

罣品を攝して其性と爲し、應の如く善惡を成ず

論じて曰はく、前所説の惡と妙との行の中に於て、若し罣顯にして知り易きを、攝して

十業道と爲す。應の如く若し善ならば、前の妙行を攝し、不善業道には前の惡行を攝す。

何等の惡妙行をか攝せざるや。

且く不善の中の身の惡業道には、身惡行に於て、一分を攝せず。謂く、加行と後起と、餘の不善の身業、即ち諸の酒を飲むと、杖と打と縛等となり。加行等は麤顯に非ざるを以ての故に。

若し身の惡行にして、他の有情をして命を失し財を失し、妻妾を失せしむる等を、説いて業道と爲す。遠離せしめんが故に。

語惡業道には、語惡行に於て、加行後起及び輕きを攝せず。意惡業道には、意惡行に於て、惡思及び輕き食等を攝せず。

善業道の中、身善業道には身妙行に於て、一分を攝せず。謂く、加行後起及び餘の善の身業、即ち籩飲酒、施供養等なり。

語善業道には、語妙行に於て一分を攝せず。謂く、愛語等なり。意善業道には、意妙行に於て一分を攝せず。謂く、諸の善思なり。

十業道の中、前の七業道は皆定んで表無表有りと爲んや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

【三】第三に特に十業道に就いて辯ず。初に十業道と表無表、就中根本業道と表無表を明す。

惡の六は定んで無表あり、彼自作と姪とは二あり

善の七は受より生ずるに二なり、定より生ずるは唯無表のみなり

論じて曰はく、七の惡業道の中、六は定んで無表有り。謂く、殺生、不與取、虛誑語、

離間語、羅惡語、雜穢語なり。是の如き六種は、若し他を遣して爲すときは、根本成ずる

時、自の表無きが故に。若し自ら彼六業道を作すこと有らば、則ち六は、皆表無表の二有

り。謂く、表を起す時、彼便ち死する等なり。後に方に死する等は、遣使と同じく、根本

の成ずる時、唯無表のみあるが故に。唯欲邪行は必ず二種を具す。要す是れ自身に究竟す

る所なるが故に。他を遣して作さんは、自の如く喜を生ずるに非ざればなり。

七善業道にして、若し受に従つて生ずるときは、必ず皆二を具す。謂く、表無表なり。

受より生ずる尸羅は、必ず表に依るが故に。

靜慮と無漏とに攝する所の律儀を、名けて定より生ずと爲す。此は唯無表のみあり。但

心力に依りてのみ生ずることを得るが故に。

加行後起も根本の如くなりや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

加行は定んで表有るも、無表は或は有無なり

【加行後起等】此
項、加行及び後起
と表無表とを明す

【前】前に道ふ業の所有と類似の業の意。

【三】次に加行、根本、後起に就いて述ぶ。第一に此三者の意義及び差別を明す。

後起は此と相違す

論じて曰はく、業道の加行には必ず定んで表有るも、此位の無表は、或は有り、或は無し、若し猛利の纏と淳淨の心の起るときは、則ち無表有るも、此に異らば則ち無し。後起は前に翻じて定んで無表有るも、此位の表業は、或は有り或は無し。謂く、若し後時に、前に隨ふ業を起すときは、則ち表業有り、此に異らば便ち無し。

【三】此業の中に於て、如何が加行、根本、後起の位を建立するや。

且く不善の中、最初の殺業は、屠羊者の如き、將に殺を行ぜんとする時に先づ殺心を發し、床より起ちて價直を執持し、賣羊の塵に趨き、羊身を搗爛して、價に酬いて捉へ取り、牽き還りて養飼し、將きて屠坊に入り、手に杖刀を執りて、若は打ち、若は刺し、或は一づし、或は再びして、命の未だ終らざるに至る、是の如きを皆殺生の加行と名く。

此表業に隨ひて、彼の正しく命終する、此刹那の頃の表無表の業、是を殺生の根本業道と謂ふ。二緣に由るが故に、暗の有情をして、根本業道の殺罪の觸るる所たらしむ。一には加行に由り、二には果の滿つるに由る。

此刹那の後に、殺の無表業の隨轉して絶えざるを、殺の後起と名く。及び後時に於て刹故し、治洗し、若は秤り、若は賣り、或は煮、或は食して、其美を讚述する表業の刹那、是の如きも亦殺生の後起と名く。

【此中等】此項、殺生業道と所殺生者の死時との關係を述ぶ。

餘の六業道も、其所應に隨ひて三分の不同あり。准例して應に説くべし。貪瞋邪見は繩に現在前するとき、即ち説いて名けて根本業道と爲す。故に加行後起の差別無し。

【此中】應に説くべし。所殺生の死有に仕する時、能殺生者の、彼刹那の頃の表無表業は、即ち業道を成すと爲んや。死後と爲んや。

若し爾らば何の失かある。

二は俱に過有り。若し所殺生の正しく死有に仕するとき、能殺生者の業道即ち成すとせば、即ち能殺者の、所殺生と俱時に命終するときも、應に業道を成すべし。然も宗として彼の業道成すと許さざればなり。若し所殺生の命終し已りて後に、能殺生者の業道方に成すとせば、是れ則ち應に先には是説を作すべからず。此表業に隨つて、彼の正しく命終する、此刹那の頃の表無表業、是を殺生の根本業道と謂ふと。

【本論】發智論第十一卷。
【此中】前掲の發智論の文を指す。

又應に毘婆沙師が本論中の、加行未だ息まずといふを釋するに違害すべし。謂く、本論は説かく、「頗し已に生を害して、殺生の未だ減せざること有りや。曰はく、有り。已に生命を斷じて、彼加行の未だ息まずるが如し」と。毘婆沙師は此文を釋して言はく、「此中には、後起に於て加行の聲を以て説けるなり」と。應に根本に於て加行の聲を説くと云ふべし。命終して後、根本未だ息まずと許すが故に。過有ること無きが如く、此中に應に説くべし。

此中には何れを説いて名けて過無しと爲るや。

謂く、根本に於て加行の聲を説くものなり。

若し爾らば、于時、有ゆる表業は如何が根本業道を成すべきや。

何爲れぞ成ぜざるや。

用無きを以ての故なり。

無表も此に於て何の用有らんや。故に業道の成ずるは、有用に由るに非ず。但加行と果

の圓滿する時に由りて、此二、俱に根本業道を成ず。

又諸の業道は、展轉相望して互に加行後起と爲ること有るべし。今且く應に役生業道

の、十業道を以て、起加行と爲すことを説かんに、謂く、但し人有り、怨敵を害せんと欲

し、諸の謀計を設けて殺縁を合構し、或は衆生を殺して助力を祈請し、或は他の物を盜

みて以て殺事を資し、或は彼の婦を姪して其夫を殺さしめ、或は彼の親友を乖離せしめん

が爲の故に、語の四過を起して猜阻を生ぜしめ、設ひ勢力有りとも、救護の心無かつしめ、

或は彼の財に於て心に貪著を生じ、或は即ち彼に於て瞋恚の心を起し、或は邪見を起して

殺業を長養し、然る後方に殺す。是の如きを、名けて十業道を以て殺の加行と爲すと爲す。

怨敵を殺し已りて、復後時に於て其所親を誅し、其財物を收め、彼の所愛を姪し、乃至

復貪瞋邪見を起して次第に現前す。此十を名けて殺生の後起と爲す。

所餘の業道は應の如く當に知るべし。

貪等は應に能く加行爲るべからず。唯心のみ起りて、加行即ち成ずるに非ず。唯心を起す時には、未だ事を作さざるが故なり。

【三】次に業道の三位と三根とを叙し、第一に三不善根と加行とを明す【又釋】雜阿含三十七を指す。

又經の中に説かく、苾芻、當に知るべし、殺に三種有り。一には貪より生ずるもの、二には瞋より生ずるもの、三には癡より生ずるものなり。乃至邪見に三つりることも亦爾り。此中應に説くべし、何れの相の殺生をか、貪より生ずと名くるや。餘を問ふことも亦爾り。

諸の業道は、一切皆三根に由りて究竟するには非ず。然れども、其加行は彼と同じからず。云何が同じからざる。頌に曰はく、

加行は三根より起る、彼の無間に生ずるが故なり
貪等の三根より生ず

論じて曰はく、不善業道の加行の生ずる時は、一一、三不善根に由りて起る。先の等起に由るが故に、是説を作す。

殺生の加行の、貪に由りて起るは、彼身分を得んと欲するが爲に、或は財を得んが爲に、或は戲樂の爲に、或は親友と自身とを拔濟せんが爲に、貪より殺生の加行を引き起すこと

【彼身分】彼身體生命を指す。

【祠の中等】印度
に於ける梵天等の
天廟を祭る時には
牛羊を殺して犠牲
とす。斯る習俗を
妄信して祠法なり
と云ふの意。
【波刺私】波斯を
指す。

有るが如きをいふ。

瞋より起るとは、怨を除かんが爲に、憤懣の心を發して殺の加行を起すが如きをいふ。
癡より起るとは、祠の中に、是れ法の心なりと謂うて、殺の加行を起し、又諸の王等の、世の法律に依りて怨敵を誅戮し、兇徒を除剪して大福を成ずと謂うて、殺の加行を起し、又、波刺私にては是の如き説を作さく、「父母の老いて病めるを、若し命終せしめて困苦を免るることを得しめば、便ち勝福を生ず」と。又諸の外道には是言を作さ有り、「蛇蠍蜂等は、人に毒害を爲す。若し能く殺さん者は、便ち勝福を生ず。羊鹿水牛及び餘の禽獸は、本供食に擬するが故に、殺すとも罪無し」と。又邪見に因りて衆生を殺害すること有るが如きをいふ。此等の加行は皆癡より起る。

偷盜の加行の、貪より起る者とは、謂く、所須に隨ひて盜の加行を起し、或は別の利と恭敬と名譽との爲に、或は自身と親友とを救拔せんが爲に、貪より偷盜の加行を引起するなり。

瞋より起る者とは、謂く、怨を除かんが爲に、憤懣の心を發して盜の加行を起すなり。
癡より起る者とは、謂く、諸の王等の、世の法律に依りて悪人の財を奪ひ、「法として應に酬るべし、偷盜の罪無し」と謂ふものなり。

又婆羅門は是の如きの説を作さく、「世間の財物は、劫初の時に於て、大梵天王が諸の梵志に施したるを、梵志の勢力の微劣なるに於て、諸の卑族の爲に侵奪せられ、受用せ

られたり。今諸の覺志が、世の他財に於て、若は奪ひ、若は偷みて、衣に充て食に充て、或は餘の用に充て、或は轉じて他に施すは、皆己の財を用ふるのみにて、偷盜の罪無し」と。然も律の取る時、他の物の想有り。又邪見に因りて他の財物を盜むも、皆癡より盜の加行を起すと名く。

邪姪の加行の、食より起る者とは、謂く、他の妻等に於て、染著の心を起し、或は他財と名と位と恭敬とを求めんが爲に、或は自身と他身とを救拔せんが爲に、貪著の心より姪の加行を起すをいふ。

瞋より生ずる者とは、謂く、怨を除かんが爲に、憤恚の心を發して姪の加行を起すなり。癡より生ずる者とは、波刺私の、母等に於て非梵行を行するを讀し、又諸の梵志の、牛祠の中にて、諸の女男の、牛禁を受持して水を吸ひ草を齧みて、或は住し或は行じ、親疎を揀ばずして隨つて遇ひ隨つて合ふこと有るを讀するが如し。

又諸の外道は、是の如きの言を作さく、「一切の女人は、白、花、果、熟、食、階陞、道路、橋船の如し。世間の衆人、應に共に受用すべし」と。

此等の加行は癡より生ずる所なり。

虚誑語等の語四の業道の、貪瞋より生ずるは、前に類して應に説くべし。然れども、虚誑語の有ゆる加行の、癡より生ずる者は、外論に言ふが如し。

若し人戲笑し、嫁娶して女と王とに對し

及び命を救ひ財を救ふに因りて、虚誑語するは罪無し

又邪見に因りて起す虚誑語、離開語等所有の加行は、當に知るべし、癡より生ずる所なり。

又諸の吠陀及び餘の邪論は、皆雜穢語に攝し、加行としては癡より生ぜるものなり。

貪瞋等の三は既に加行無し。如何が貪等より生ずと説くべきや。

三根より無間に生ずるを以ての故に、貪等三根より生ずと説くべし、謂く、或は時有りて、貪より無間に貪の業道を生じ、二よりするも亦然り。瞋及び邪見の、三よりするも亦

爾り。

已に不善の、三根より生ずるを説けり。善は復云何。

頌に曰はく、

善は三位の中に於て、皆三善根より起る

論じて曰はく、諸の善業道の有ゆる加行、根本、後起は、皆、無貪、無瞋、無癡の善

根より起る所なり。善の三位は皆是れ善心の等起する所なるを以ての故に。善心は必ず三

種の善根と共に相應するが故に。

此善の三位は其相云何。

謂く、前の不善の三位を遠離し、惡の加行を離るるは、即ち善の加行なり。惡の根本を

離るるは、即ち善の根本なり。惡の後起を離るるは、即ち善の後起なり、且く勸策の具戒

【已に等】此項、三善根と三位との關係を明す。

を受くる時の如し。來りて戒壇に入り、苾芻業を轉して至誠に語を發し、親教師を請じて、乃至一白二羯磨する等を、皆名けて善の業道の加行と爲す。第三羯磨の竟る一刹那の中の表、無表業を根本業道と名く。此より以後、四依を説くに至り、及び餘の前に依りて、相續隨轉する表無表業を、皆後起と名く。

【先に説く等】此項、業道の究竟と三不善根とを明す

先に説く所の如き諸の業道は、一切皆三根に由りて究竟するには非ず。何の根は何の業道を究竟するや。處に曰はく、

敬と籌語と瞋恚との、究竟するは皆瞋に由る
盜と邪行と及び貪とは、皆貪に由りて究竟す
邪見は癡にて究竟す、所餘は三に由ると許す

【心の現在前】刹那等起して業と俱時に起る心を言ふ
【顧る所】思慮を加ふるとの謂

論じて曰はく、惡業道の中、殺生と籌語と瞋恚との業道は、瞋に由りて究竟す。要す顧る所無き極惡の心の現在前する時、此三は成ずるが故なり。不與取と欲邪行と貪と、此三の業道は、貪に由りて究竟す。要す顧る所有る極染汗の心の現在前する時、此三は成ずるが故なり。邪見の究竟することは、要す愚癡に由る。上品の癡に現前するに由りて、成ずるが故なり。

虚誑と離間と雜穢との語の三は、一一に三根に由りて、究竟すと許す。貪瞋等の現在前

【三三】次に惡業道の處に就いて明す

する時、一一能く此三にして成ぜしむるが故なり。

【三四】諸の惡業道は何れの處に起るや。

頌に曰はく、

有情と具と名色と、名身等との處に起る

論じて曰はく、前に説く所の如き四節の業道は、三と三と一と三と、其次第に隨ひて、有情等の四處に於て生ず。謂く、殺等の三は有情處に起る。偷盜等の三は衆具處に起る。唯邪見の一のみ名色處に起る。虚誑語等の三は名身等の處に起る。

【三五】加行を起して、定んで他を殺さんと欲し、而も所殺生と俱に死し、或は前に死せんにも、亦根本業道の罪を得ること有りや。

頌に曰はく、

俱に死すると及び前に死するとは、根無し依の別なるが故なり

論じて曰はく、若し能殺者、所殺生と俱時に命終し、或は前に在りて死するときは、彼は定んで根本業道を得せず。故に有が問うて曰はく、頗し殺者にして殺の加行を起し、及び果を満しめて、殺罪の爲に觸れられざること有りや。

曰はく、有り。

【三五】次に業道の主體と容體と關係を辨する中、第一に能殺者、所殺者の同時に死せる場合を明す。

云何。

謂く、能殺者は所殺生と俱に死し、前に死するときなり。

何に緣りてか是の如くなる。

所殺生は其命、猶存するを以て、彼能殺生者をして殺罪を成せしむべからざるが故なり。能殺者は、其命、已に終りて殺罪を得すべきに非ず。別の依、生ずるが故なり。謂く、

【別の依】 中有身を指す。

殺の加行の依止する所の身は、今や已に斷滅して、別類の身同分生する有りと雖も、罪の

【此】 とは中有身の身。

依止に非ざればなり。此は曾て未だ殺生の加行を起さざれば、殺の業道を成せんこと、理として應に然るべからざればなり。

若し多人有り、集りて軍衆を爲し、怨敵を殺さんと欲し、或は獸を獵する等は、中に於て、隨つて一りの殺生すること有らん時、何人が殺生の業道を成ずることを得るや。

【若し多人等】 此項、主體の關係なる場合を明す。

頌に曰はく、

軍等の若し事を同じくするは、皆成ずること作者の如し

論じて曰はく、軍等の中に於て、若し隨つて一り殺生事を作んこと有らば、自ら作す者の如く、一切皆殺生の業道を成す。彼は、同じく許して一事を爲すに由るが故なり。一事を爲すに展轉して相致ふるが如し。故に一り殺生するときは、餘も皆罪を得。

若し他の力の、逼りて此中に入ること有らんとときも、因りて即ち同心せば、亦殺罪を成す。

【二六】次に業道成
立の相を明す。

唯若し誓を立てて、自ら要して自の命を救ふ縁にも亦殺を行ぜざるもの有るをば、除く。他の方に由りて逼られて、此中に在りと雖も、而も殺心無きが故に殺罪無ければなり。

今次に應に業道を成ずる相を辯すべし。謂く、何の量に齊りて、名けて殺生と曰ふや乃至何に齊りて名けて邪見と爲すや。

且く先づ殺生の相を分別せば、頌に曰はく、

殺生は故思と他と、想と不誤殺とに由る

論じて曰はく、要す先づ殺さんと欲する故思を發し、他の有情に於て、他の有情の想ありて殺の加行を作し、誤らずして殺すに由る。謂く、唯彼を殺して、漫に餘を殺さず。此に齊りて名けて殺生の業道と爲す。

猶豫有りて殺すも、亦殺生を成す。謂く、彼は先づ殺さんと欲する所の境に於て、心に

猶豫を懷きて、生と爲んや非生とせんや、設し復是れ生ならば彼と爲んや、彼に非すとせ

んやと、後に決志を起して、若は是とするも、若は非とするも、我定んで當に殺すべしと、

心に顯ること無きに由りて、若し有情を殺さば亦業道を成す。

刹那滅の蘊に於て、如何が殺生を成するやと。

息風あるを生と名く。身心に依りて轉ず。若し斷じて、更に續生せざらしむること有り

て、燈光、鈴聲を滅するが如くなるを、殺と名く。

【第六】第六轉即
ち第六の屬格の意

【離繫者】(Nirīta
litā)の譯にして
尼捷子即ち耆那派
(Jaina)の義也。
【若し等】此下論
主世觀の批評。

或は復生とは、即ち是れ命根なり。若し斷じて續かさざらむること有るを殺と名く。謂く、惡心を以て他の命を隔斷し、乃至一念も應に生くべきを生きざらしむ。唯此にして餘に非ざるは、殺罪の觸るる所なり。

此所斷の命は誰に屬すと爲んや。

謂く、命若し無くんば、彼は便ち死者なり。

既に第六を標す。我に非ずして誰ぞ。

破我論の中に、當に廣く思擇すべし。故に薄伽梵所説の頌に曰はく、

壽と煖と及び識と、三法の身を捨する時

捨せらるる身は僞住し、木の思覺無きが如し

故に有根身に命有る者と名け、根無きを死と名く。其理決然たり。

離繫者は言はく、「思はずして殺すも亦殺罪を得。猶火に觸るるとき、或は先に思はざるも、亦燒害せらるるが如し」と。

若し爾らば、汝等遇他の妻を見、或は誤りて身を觸れんとき、亦應に罪有るべし。又

善心の者が離繫の髮を抜き、或は師が慈心もて苦行を修することを勸むる、或は施主の宿

食の消せざるに因る、此等も皆應に他を苦しむる罪を受くべし。又胎と母とは、互に苦の

因と爲れば、應に母と胎とは、他を苦しむる罪有るべし。又所殺の者既に殺と合す。亦應

に火の能く自依を燒くが如くなるべく、應に但能殺のみ罪を得しむべからず。又他を遣し

【己に等】此項、偷盜業道を明す。

て殺すときには、殺罪應に無かるべし。火が、火に觸れることを教ふる者を燒かざるが如し。又諸の木等も、當に罪の爲に觸れらるべし。如舍等の崩るとき、亦生を害するが故なり。又但喩のみにて義を立つることは、成すべきに非ず。

己に殺生を分別せり。當に不與取を辯ずべし。
頌に曰はく、

與へられざるに他の物を取るは、力と竊とに取りて己に屬せしむることなり

論じて曰はく、前の不誤等は、其所應の如く後門に流至す。故に重ねて説かず。謂く、要す先づ盜まんと欲する故思を發し、他物の中に於て、他物の想を起し、或は力をもて、或は竊に、盜の加行を起し、誤らずして取りて己の身に屬せしむ。此に齊りて名けて不與取罪と爲す。

若し羣堵波の物を盜取すること有らば、彼は如來に於て偷盜罪を得ず。佛の涅槃に入らんと欲する時に臨みて、世間を哀愍し、總じて所施を受けたまへるを以てなり。

有餘師は説かく、「守護の者に望む」と。

若し無主の伏藏を掘取する者らば、國主の邊に於て偷盜罪を得ず。若し諸の廻轉物を盜取すること有るは、己に羯磨を作せるものならば界内の僧に於て、若し羯磨を未だ成さざれば普く佛弟子に於て、偷盜罪を得ず。

餘は例して應に思ふべし。

【口に不與取等】此項、欲邪行の業道を明す。

已に不與取を辯せり。當に欲邪行を辯すべし。
欲邪行は、

欲邪行に四種あり、應に行すべからざる所の行を行す。

論じて曰はく、總じて四種の不應行を行する有り、皆名けて欲邪行罪と爲すことを得、一には非境に於て不應行を行す。謂く、他の所攝の妻妾、或は母、或は父、或は父母の親、乃至王の守護する所の境に於て行するものなり。二には非道に於て不應行を行す。謂く、自の妻の口及び餘の道に於てするなり。三には非處に於て不應行を行す。謂く、寺中、制多、適處に於てするなり。四には非時に於て不應行を行す。謂く、非時とは何ん。

【適處】 園なる處也。修業者の所住處。

謂く、懷胎の時、兒に乳を飲ましむる時、齋戒を受くる時なり。設ひ白らの妻妾なりとも、亦邪行を犯す。

有が説かく、「若し夫が、齋戒を受くることを許しながら、前も所犯有るを、方に非時と謂ふ」と。

既に不誤の言は、亦此に流至すといへり。若し他の婦に於て是れ己の妻なりと謂ひ、或は己の妻に於て、謂うて他の婦なりと爲し。道と非道等と但誤心有るときは所行有りと雖も、前も業道に非ず。

若し此他の婦に於て餘の佛の佛の想を作し、非梵行を行するとき業道を成ずるや。

【道と非道】 道は十業道、非道とは口、肛門等。

【能護の人】 父母
又は保護者。

「已に欲邪行等」
此項、虚誑語の業
道を明す。

有が説かく、「亦成ず。他の婦に於て嫉の加行を起し、及び受用するを以ての故なり」と。
有が説かく、「成せず。殺の業道の、此に於て加行を起し、餘に於て究竟するが如くなる
が故なり」と。

茲獨尼に於て非梵行を行すれば、何の處に従ひて、業道を得すと爲んや。

此は國王に従ふ。忍許せざるが故なり。自の妻妾に於ても、齋戒を受くる時は、尙應に
行すべからず。況んや出家者をや。

若し童女に於て非梵行を行せば、何の處に従ひて業道を得すと爲んや。

若し已に他に許せるは、所許の處に於てし、未だ他に許さざる者は能護の人に於てす。

此も及び所餘も、皆王に於て得す。

已に欲邪行を辯せり。當に虚誑語を辯すべし。

經に曰はく、

染をもて異想し發言して、義を解するは虚誑語なり

論じて曰はく、所説の義に於て異想し發言し、及び所誑者は所説の義を解して、染心誤
らざれば虚誑語を成す。

若し所誑者未だ言義を解せずんば、此言は是れ何ん。

是れ雜穢語なり。

既に虚誑語は、是れ所説の言なり。多字有りて言を成す。何の時にか業道を成するや。

最後の時と俱に生ずる表の擧と、及び無表業と、此が業道を成す。或は隨つて何の時にても、所証が義を解するときの表無表の業、此が業道を成す。前の字と俱に行ずるは、皆此加行なり。

言ふ所の義を解すとは、定んで何れの時に據るや。已に聞いて正しく解するに據りて、解すと名くと爲んや。正しく聞いて能く解するに據りて、解すと名くと爲んや。

若し爾らば、何の失かある。

若し已に聞いて、正しく解するに據りて解すと名けんや。言の証す所の義は意識の所知なり。語表は耳識と俱時に滅するが故に、應に此業道は唯無表のみを成すべし。若し正しく聞いて能く解するに據りて解すと名けんや。失有ること無しと雖も、然も未だ了知せざれば、如何が正しく聞いて能く解すと名くべき。

言義を善くする者の、迷亂の縁無く、耳識已に生ずるを、名けて能解と爲す。如し失無くんば、應に取りて宗と爲すべし。

經に諸の言を覺くに、略して十六有り。謂く、不見、不聞、不覺、不知の事の中に於て、實に見る等と言ひ、或は所見、所聞、所覺、所知の事の中に於て、不見等と言ふ。是の如き八種を非聖の言と名く。若し不見乃至不知に於て不見等と言ひ、或は所言乃至所知に於て、實に見る等と言ふ。是の如き八種を、名けて聖言と爲す」と。何等をか名けて所見等の相と爲すや。

【經に等】此下附論として見聞知の意義を明す。經とは長阿含第八、衆集經。

頌に曰はく、

眼と耳と意識と、并に餘の三の所證に由りて

次第の如く名けて、所見、聞、知、覺と爲す

論じて曰はく、毘婆沙師は是の如きの説を作さく、「若し境の、眼識に由りて證せらるるを所見と名け、若し境の、耳識に由りて證せらるるを所聞と名け、若し境の、意識に由りて證せらるるを所知と名け、若し境の、鼻識舌識及び身識に由りて證せらるるを所覺と名く。然る所以は、香味觸の三は無記性なるが故に、死して覺無きが如くなるが故に、能證者に偏に覺の名を立つ」と。

何の證ありてか然りと知る。

經と理との證に由る。

經に由ると言ふは、謂く、契經に説かく、「佛、大母に告げたまはく、汝が意にて云何の有りける色は、汝の眼見に非ず、汝の曾見に非ず、汝の當見に非ず、見んと希求するところに非ず。汝此に因りて欲を起し、貪を起し、親を起し、愛を起し、阿頼耶を起し、尼延底を起し、我著を起すと爲さんや不や。

爾らず、大徳。

諸の所有の聲は汝が耳聞にあらず。廣く説く。乃至、諸の所有の法は汝が意知に非ず。廣く説く乃至。

【契經】 雜阿含第

十三。

【阿頼耶】 (アライヤ)

藏識と譯す。

(又は八識の一にして第八識のことなり。今は單に拘泥と言ふ位の心に用ふるも佛教心理上の最大重要な語なり。

阿毘達磨俱舍論卷第十六

【尼延底】(ニジニ底) 執取と譯し、執着の義。

【此證等】此下、論主世親の毘婆沙師の經證と言ふを批判し、論破するの一段。

爾らず、大徳、

復大母に告げたまはく、汝此中に於て、應に知るべし、所見に唯所見あり。應に知るべし、所聞、所覺、所知に、唯所聞、所覺、所知有り」と。

此經に既に色、聲、法境に於て、説いて所見、所聞、所知と爲せり。此に准ずるに、定んで香等の三境に於て、總合して一の所覺の名を建立したるなり。若し然りと許さずんば、

何をか所覺と名けん。又香味觸は所見等の外に在りとせば、彼三境に於て、應に言説を起さざるべし。是を名けて理と爲す。

此證は成ぜず。且く經は證に非ず、經の義は別なるが故に。此經の中には、世尊、見等の四の所言の相を決断せんと欲するが爲には非ず。然るに此經の所説の義を見るに、謂く、

佛は彼を六境の中に於て、及び見等の四の所言の事に於て、應に知るべし、但所見等の言有り、應に愛非愛の相を増益すべからずと勸むるなり。

若し爾らば、何の相をか所見等と名くる。有餘師は説かく、「若し是れ五根の現に證する所の境なるは、名けて所見と爲し、若し他の

傳説なるは、名けて所聞と爲し、若し自心を選び、種種の理を以て比度して許す所ならば、名けて所覺と爲し、若し意の現に證するを、名けて所知と爲すなり。五境の中に於ては、

一一に、見聞覺智の四種の言説を起しうべし。第六の境に於ては見を除きて三有り。此に

【先軌範師】 瑜伽師を指す。

【仙人等】 仙人發憤し心に呪咀する時は發語せず、身動ぜずして殺生するとは印度古來の信仰たり。

【布瀝他】 (Bhṛāṅga or Upravastha) 布瀝の際、犯罪を深悔せず、發語せず、身動ぜずして誑語を犯す。

【欲】 欲界の意。

由りて覺の名は口くる所無きに非ず。香等の三境は言説無きに非ざるなり。故に彼の理言も、亦理無しと爲す」と。

先軌範師は是の如き説を作さく、「眼の現に見る所を名けて所見と爲し、他に從つて傳聞するを名けて所見と爲し、自ら己心を選びて諸の思構する所を名けて所覺と爲し、自ら内に受くる所、及び自ら證する所を名けて所知と爲す」と。

且く傍言を止めて、應に正論を申ぶべし。

頗し身、異想を表する義に由り、發語に由らずして、虚誑語を成ずること有りや。

曰はく、有り。故に論に曰はく、「頗し身を動かさずして、殺生罪に觸れること有りや。

曰はく、有り。謂く、發語なり。頗し發語せずして誑語罪に觸れること有りや。曰はく、有り。謂く、身を動かさずなり。頗し身を動かさず、語を發せずして二罪に觸れるること有りや。曰はく、有り。謂く、仙人の意に憤ると及び布瀝他の時なり」と。

若し身を動かさず、亦語をも發せずんば、欲には無表の、表を離れて生ずること無きに、此二のみ如何が業道を成ずるを得ん。是の如きの輩に於て應に劬勞を設くべし。

已に虚誑語を辯せり。當に餘の三語を辯すべし。

頌に曰はく、

染心もて他を壞する語を、説いて離間語と名く

非愛は虚惡語なり、誑の樂は雜穢語なり

【已に等】此項、離間語、癡惡語、雜穢語等の諸語、義道を明す。

餘の説くは三に異なる義にして、佞と歌と邪論と等なり

論じて曰はく、若し染汗の心もて、他を壞する語を發するときは、若し他は壞するも、壞せざるも、俱に離間語を成す。解義と不誤とは此中に流至す。

若し染心を以て非愛の語を發し、他を毀警するときは、癡惡語と名く。前の染心の語は此に流至するが故に。解義と不誤とも、亦前と同じ。謂く、本期心の罵らんと欲する所の者、所説の義を解するとき、業道方に成するなり。

一切の染心の所發の諸語を雜穢語と名く。

所以は何ん。

染所發の言は、皆雜穢語なるが故なり。唯前の語の字、此中に流至す。

有餘論は説かく、「虚誑等の前の三種の語に異なる、有ゆる一切の染心の發する言を雜穢語と名く」と。此は、謂く、佞と歌と及び邪論等なり。佞は、謂く、詭佞なり。苾芻有り、邪命を懷に居いて詭佞の語を發するが如し。歌は、謂く、歌詠なり。世に人有り、染汗心を以て諷吟相調し、及び倡妓者の他の情を悦ばしめんが爲に、染汗心を以て諸の詞曲を作すが如し。邪論と言ふは、謂く、廣く諸の不正見の執する所の言詞を辯説するなり。等は、謂く、染心所發の悲數、及び諸の世俗の戲論の言詞なり。

但前の三染心所發に異なるは、一切皆是れ雜穢語に收む。輪王の現るる時も、亦歌詠有り。如何が是は雜穢語に收めざる。

【已に三語等】此
項、貪瞋癡の三毒
業道を明す。

彼語は出離の心より發し、能く出離を引いて染心に預るに非ざるに由る。有餘師は言はく、「爾時にも亦嫁娶等所發の染言を成ずる有れども、過の輕きに由るが故に業道を成ぜず」と。

已に三語を辯ぜり。當に意の三を辯すべし。
頌に曰はく、

他の財を惡欲するは貪なり、有情を憎むは瞋恚なり
善惡等を撥する見を、邪見業道と名く

論じて曰はく、他の財物に於て惡欲するを貪と名く。謂く、他の財に於て非理に欲を起し、如何してか彼を我に屬せしめ、他に非ざらしめんかと、力と竊との心を起して、他の物を耽求す。是の如き惡欲を貪業道と名く。

有餘師は言はく、「諸の欲界の愛は皆貪業道なり」と。

所以は何ん。

五蓋經の中に、貪欲蓋に依りて、佛は應に此世間の貪を斷すべしと説きたまふ。故に知んぬ、貪の名は總じて欲の愛を説くものなるを。

有が説かく、「欲の愛は盡く貪と名くと雖も、而も皆業道を成ずとは説くべからず。此惡行の中には、麤品を攝するが故に。輪王之世及び北俱盧所起の欲貪は、貪業道を成ずること勿れ」と。

【五蓋經】 雜阿含
二十九。

七 雜阿含三十

有情の類に於て潛志するを、瞋と名く。謂く、他の有情に於て傷害の事を爲さんと欲するなり。是の如き潛志を瞋と名く。

善惡等に於て惡見もて撥無する、此見を名けて邪見業道と爲す。經に説くが如し、「施與無く、愛樂無く、祠祀無く、妙行無く、惡行無く、妙惡行の業果たる異熟も無く、此世間無く、彼世間無く、母無く父無く、化生の有情無く、世間に沙門、或は婆羅門、是れ阿羅漢も無し」と。彼經は、具に謗と謗果と謗衆との邪見を結す。

此類は言をのみ擧げ、一等の言に後を擧したり。

阿毘達磨俱舍論卷第十六

離殺等の七と無貪等の三とに、業道の名を立つることも此に類して應に釋すべし。

此の加行と後起とは、何に緣りてか業道に非ざる。此が爲に、此に依りて彼方に轉ずるが故なり。又前に説くがごとく、此は罽品を擽するが故なり。又若し此の滅すること有り、増すこと有るに由りて、内外の物をして増有り滅有らしむるを、立てて業道と爲す。此に異るは然らず。

譬喩論師は貪瞋等即ち是れ意業と執す。何の義に依り、彼を釋して業道と名くる。應に彼師に問ふべし、然れども亦言ふべし、彼は是れ意業にして、惡趣の道なるが故に、業道の名を立つ。或は互に相乘するは皆業道と名く」と。

【六】次に斷善根と業道の關係を明す。

(三八)と云ふ所の十惡業道は、皆善法の現起と相違す。諸の斷善根は、何なる業道に由る。斷と續との善の相の差別云々。

頌に曰はく、

唯邪見のみ善を斷ず、所斷は欲の生得なり

因果を擽す、一切なり、漸に斷ず、二俱に捨す

人の三洲なり、男女なり、見行なり、斷は非得なり

續善は疑有と見となり、頓なり、現なり、逆者を除く

論じて曰はく、惡業道の中に、唯上品圓滿の邪見のみ有りて能く善根を斷ず。

【上品圓滿】極上の惡邪見を言ひ、善心を根本的に斷絶す。

【唯此量等】 邪見
のみによりてと言
ふ義。

【加行の善根】 努
力による聞思の善
根。

【彼】 無漏縁と他

若し爾らば、何に縁りてか本論の中に説ける、「云何が上品の諸の不善根なる。謂く、諸の不善根にして、能く善根を斷ずる者なり。或は離欲の位の最利に除く所なり」と。不善根は、能く邪見を引くに由るが故に、邪見の事を推して彼根に在らしむ。火の村を焼けども、火は賊に由りて起るが故に、世間にては賊に村を焼かると説くが如し。

何等の善根か、此が爲に斷せらるる。謂く、唯欲界生得の善根のみなり。色無色の善は先より成ぜざるが故に。

施設足論を當に云何が通すべき。彼論に言ふが如し、唯此量に由りてのみ、是人は已に三界の善根を斷ず」と。

上の善根の得の、更に遠かるに依りて説く。此相續をして、彼器に非ざらしむるが故に。何に縁りてか唯生得の善根のみを斷ずる。

加行の善根は、先に已に退するが故なり。何なる邪見に縁りてか能く善根を斷ずる。謂く、定んで因果を撥無する邪見なり。因を撥無すとは、定んで妙行悪行を撥無する

を謂ひ、果を撥無すとは、定んで彼果たる異熟を撥無するを謂ふ。有餘師は説かく、「此二の邪見は、猶無間、解脱道の別の如し」と。

有餘師は説かく、「斷善の邪見は、唯有漏をのみ縁じて、無漏縁には非ず。唯自界縁にして他界を縁せず。彼は唯相應隨眠を伴すも、境に隨増せず。勢力劣なるが故に」と。

界縁との邪見を言ふ。『九品の善根』善根を上中下の三に分ち、其各を更に上中下に分ちて九品とす。

六。【本論】發智論第六。

是の如く説く者は一切の縁に通ず。隨因も亦増す。強力有るが故に。
有餘師は説かく、「九品の善根は一刹那の邪見に由りて頓に斷ず。見道の、見所斷の惑を斷するが如し」と。

是の如く説く者は、漸に善根を斷ず。謂く、九品の善根は九品の邪見の逆順相對するに由りて漸次に斷ず。修道の、修所斷の惑を斷する如し。即ち下下の邪見は、能く上上の善根を斷じ、乃至下下の善根は上上の邪見に斷ぜらる。

若し是説を作さば、本論の文に符す。本論に言ふが如し、「云何が微俱行の善根と名くる。謂く、斷善根の時、最後に捨する所の者なり。彼を捨するに由るが故に、斷善根と名くる」と。

若し斷らば、彼の文に何の理ありてか復説ける、「云何が上品の諸の不善根なる。謂く、諸の不善根の、能く善根を斷する者なり」と。

彼は究竟に依りて、密に此言を説く。此に由りて善根斷じて、餘無きが故に。謂く、若し猶一品の善根有らば、餘品の善根、斯に因りて起るべく、未だ彼を斷善根と名くとは説くべからず。斷の究竟する時を、方に斷善と名く。故に唯上品を説いて、能く善根を斷ずと名くるなり。

【終に中出無し】絶對に中止することなしとの意。

有餘師は言はく、「九品の善を斷するに終に中出無し、見道の中の如し」と。
是の如く説く者は出と不出とに通ず。

有餘師は説かく、「先に律儀を捨して、後に善根を斷ず。未は捨し易きが故に」と。

是の如く説く者は、若し彼律儀にして、是れ此品の心の等起する所の果ならば、此品の心の斷ずるとき、彼律儀を捨す。果と因と、品類同じきを以ての故に。

何の處に在りて、能く善根を斷ずと云んや。

人趣の三洲にして、惡趣に在るには非ず。亦人趣にも非ず。

所以は何ん。

惡趣の中にては、染不染の慧は堅牢ならざるを以ての故に。天趣の中にては、善惡の諸の業果を現見するを以ての故に。

三洲と言ふは、北俱盧を除く。彼には極惡の阿比耶無きが故に。

有餘師は説かく、「唯瞻部洲なり」と。

若し爾らば、便ち本論の所説に違す。本論に説くが如し、瞻部洲の人は極少にして八根を成す。東西洲も亦爾なり」と。

是の如き斷善は何の類の身に依る。

唯男女の身なり。志意定るが故に。

有餘師は説かく、「亦女身に非ず。欲勤慧等の皆鈍なるが故に」と。

若し爾らば、便ち本論の所説に違す。本論に説くが如し、「若し女根を成せば、定んで八根を成す。男根も亦爾なり」と。

【見行の人】意見の猛利なるを見行者と言ふ。

何の行者か能く善根を斷ずと爲す。

唯見行の人にして、愛行の者に非ず。諸の愛行の者は惡の阿世耶、極めて躁動なるが故に。諸の見行の者は惡の阿世耶、極めて堅く深きが故に。

斯理趣に由りて煩惱等は、能く善根を斷ずるに非ず。愛行の類なるが故に。又此類の人は惡趣の如くなるが故に。

此善根斷は、其體是れ何ん。

善斷は、應に知るべし、非得を體と爲す。斷善の位には善の得生ぜざるを以て、非得續いて生じ、善根の得に替る。非得の生ずる位を斷善根と名く。故に斷善根は非得を體と爲すなり。

善根の斷じ已るとき、何に由りてか復續く。

疑有と見とに由る。謂く、因果の中にて、有時は疑を生ず、此れ或は應に有るべしと。

或は正見を生ず、定んで有にして無に非ずと。爾時、善根の得、還續起す。善得起るが故に續善根と名く。

有餘師は言はく、「九品漸く續くなり」と。

是の如く説く者は、頗に善根を續ぎ、然る後、後時に漸漸に現起す。頗に病き除いて、氣力漸く増すが如し。

現身の中に於て、能く善を續くるや不や。

【疑有】嘗て因果の理なしと撥無せし者が或はあるやも知れずと疑ひ出すを言ふ。

【經】 中阿含第三
十七。

亦能く續くること有り。造逆の人を除く。經に彼人に依りて是の如きの説を作す。彼は定んで現法に於て善根を續くること能はず。彼人は定んで地獄より將に歿せんとし、或は即ち彼に於て將に受生せんとする時、能く善根を續く。餘位には非ざるが故に一と。將に生ぜんとする位と言ふは、謂く、中有の中なり。將に没せんとする時の言は、謂く、彼の將に死せんとするときなり。

【因力】 同類因の力を指す。

若し因力に由りて、彼善根を斷ぜば、將に死せんとする時に續き、若し緣力に由りて彼善根を斷ぜば、將に生ぜんとする時に續く。自他の方に由るときも、應に知るべし、亦爾なり。

【意樂壞し】 心中に因果を撥無するを謂ふ。

又意樂壞し、加行は壞したるに非ざる斷善根者は、是人は現世に能く善根を續く。若し意樂壞し、加行も亦壞したる斷善根者は、要す身壞して後、方に善根を續く。見壞して戒の壞せざると、見壞し戒も亦壞せる斷善根者も、應に知るべし、亦爾なり。斷善根にして邪定に墮するに非ざる有り。應に四句を作るべし。第一句は、謂く、布刺掣等なり。第二句は、謂く、未生怨等なり。第三句は、謂く、天授等なり。第四句は、謂く、前相を除けるなり。

【九】 次に業道と思の心所との交涉を明す。

已に善便に乗じ、斷善根を辯ぜり。今應に復木の業道の義を明すべし。所説の善惡二業道の中、幾か並生して思と俱に轉ずること有るや。

頌に曰はく、

業道の思と俱に轉ずるは、不善は一より八に至る

善は總じて聞かば十に至り、別しては一と八と五とを遮す

論じて曰はく、諸の業道の、思と俱に轉ずる中に於て、且く不善と思とは、一より唯

八に至る。一俱轉とは、謂く、所餘を離れて、貪等の三の中の隨一現起するなり。若し、

【一俱轉】一の業道と一思の心所と俱起すると、他を

先の加行に惡の色業を造りて、不染心の時、隨つて一究竟するなり。二俱轉とは、謂く、

瞋心の時殺業を究竟するなり。若し貪を起す位に不與取、或は欲邪行、或は雜穢語を成ず

【二俱轉】二業道と思と俱起するを謂ふ。

るなり。三俱轉とは、謂く、瞋心を以て他に屬する生に於て、俱時に殺盜するなり。若し爾らば、所説の偷盜業道は貪に由りて究竟する理、應に成せざるべし。

不異心に依りて所作究竟するが故に、是の如き決判を作せるものなること、應に知るべし。若し先の加行に惡の色業を造り、貪等起る時、隨つて二究竟す。

四俱轉とは、謂く、他を壞せんと欲して、虚誑の言、或は羈惡語を説くときの意業道の一

と語業道の三となり。若し先の加行に惡色業を造り、貪等現前するときは隨つて三究竟す。

是の如くにして、五六七も皆理の如く應に知るべし。

【後の等】貪瞋邪見の三は其性各異なるを以て同時に起ることなきを以て九、十業道の俱轉

【八俱轉】身語七支の色業中、他を造して盜、殺、語四の六を行はしめ自ら貪心を起して邪欲行を行する時を、八業道成就すと云ふ。

【後の等】貪瞋邪見の三は其性各異なるを以て同時に起ることなきを以て九、十業道の俱轉

【後の三業道は自力にて現前し、必ず俱行せざるが故に、九、十は無し。

【是の如き等】此
下善業道と思の關
係を明す。

【別して顯相】就
中顯相即ち律儀を
標準として論ずれ
ばとの意。

是の如く已に不善業道と思と俱轉するに、數の不同有ることを説けり。善業道と思とは總じて聞かば十に至るべく、別して顯相に據らば一と八と五とを遮す。一俱轉とは、謂く、善の五識、及び無色に依る盡と無生との智現在前する時には、散善の七無し。三俱轉とは、謂く、正見と相應する意識、現在前する時には、七の色善無きなり。四俱轉とは、謂く、惡無記心の現在前する位に、近住、近事、勤策律儀を得するなり。六俱轉とは、謂く、善の五識現在の前に上る三戒を得するなり。七俱轉とは、謂く、善の意識の、隨轉の色無く、正見と相應して現在前する時に上の三戒を得するなり。或は惡無記心の現在前する時に苾芻戒を得するなり。九俱轉とは、謂く、善の五識、現在前する時に苾芻戒を得するなり。或は無色に依りて盡と無生との智現在前する時苾芻戒を得するなり。或は靜慮に攝する盡と無生との智相應の意識の現在前する時なり。十俱轉とは、謂く、善の意識、隨轉の色無くして、正見と相應して現在前する時、苾芻戒を得するなり。或は餘の一切の隨轉の色有りて正見と相應する心正しく起る位なり。別して顯相に據らば、遮する所、是の如し。通じて隱顯に據らば、則ち遮する所無し。謂く、律儀を離るるに一八五有り。

一俱轉とは、謂く、惡無記心の現在前する時、一支の遠離を得するなり。五俱轉とは、謂く、善の意識の、隨轉の色無く、正見と相應して現在前する時、二支を得する等なり。八俱轉とは、謂く、此意識現在前する時、五支を得する等なり。

【四〇】次に業道の界趣處に於ける成就と現行とを明す

善惡の業道は、何の界と趣と處とに於て、幾か唯成就し、幾か亦現行に通ずる。頌に曰はく、

不善は地獄の中に、瞋と雜と瞋とは二に通ず
食と邪見とは成就す、北洲には後の三を成じ

雜語は現と成とに通ず、餘の欲の十は二に通ず
善は一切の處に於て、後の三は現と成とに通ず
無色と無想天との、前の七は唯成就す

餘の處には成と現とに通ず、地獄と北洲とを除く
論じて曰はく、且く不善の十業道の中に於て、邪落迦の中の三は二種に通ず。謂く、善惡

【備候】互に相悖りて和合せざること。

語と雜穢語と瞋との三種は、皆現行と成就とに通ず。相罵るに由るが故に、善惡語有り。悲
即に由るが故に、雜穢語有り。身心纏強、慍悞にして調せず、互に相憎むに由るが故に、
瞋患有り。

食及び邪見は、成するも行せず。可愛の境無きが故に。現に業果を見るが故に。
業盡きて死するが故に、殺業道無し。財物及び女人を攝すること無きが故に、不與取及

び欲邪行無し。無用なるを以ての故に、虚誑語無し。即ち此に由るが故に、及び常に離る
るが故に、離間語無し。

北俱盧洲には、貪、瞋、邪見、皆定んで成就するも現行せず。我所を攝せざるが故に。

【我所を攝せず】所有權を主張せずとの意なれば、貪無きの所以を言ふ

【壽量の定まる】北洲は定壽千歳を以て定まれるが故に、中天なく、從て殺生なしとの意

【彼等】此下、北洲に於ける男女關係を業道成就の上より明す一段

【欲界の天】六欲天の意

身心柔軟なるが故に。惱害の事無きが故に。惡意樂無きが故に。唯雜穢語は、現及び成に通ず。彼時に、染心もて歌詠すること有るに由る。

惡の意樂無きが故に、彼には殺生等無し。壽量の定まるが故に。財物及び女人を擗すること無きが故に。身心軟なるが故に。及び無用なるが故に。其所應に隨ふ。

彼人は、云何が非梵行を行する。

謂く、彼男女、互に染を起す時は、手を執り、相牽きて樹下に往詣る。樹枝垂れて覆はば、是れ應に行すべしと知るも、樹、枝を垂れずんば、並びに愧ぢて別る。

前の地獄と北俱盧洲とを除いて、餘の欲界の中の十は、皆二に通ず。

謂く、欲界の天、鬼、傍生、及び人の三洲に於ては、十惡業道は、皆成と現とに通ず。

然れども差別有り。謂く、天、鬼、傍生には、前七業道の唯處中に擗するもののみ有りて、不律儀無し。人の三洲の中には、二種俱に行り。諸の天衆は、天を殺すこと有ること無しと雖も、而も或は時に餘趣を殺害すること有り。

有餘師は説かく、天も亦天を殺す、首を斬り腰を截らば、其命方に斷つ」と。

已に不善を説けり。

善業道の中には、無貪等の三は、三界五趣に於て皆二種に通ず。謂く、成就と現行となり。身語の七支は、無色と無想とには、唯成就しうべきも、必ず現行せず。謂く、聖の有情の、無色界に生ぜるものは、過、未の無漏律儀を成就す。無想の有情は、必ず過未の第

【二種】處中、律儀の二を謂ふ。

【三】次に業道と其果に就いて明す

【習す】加行を起すこと。

四靜慮の、靜慮の律儀を成す。然も聖は隨つて何の地の依止に依りて、無漏の律儀を曾起し曾滅するも、無色に生ずる時は、彼過去を成す。若し未來世ならば、五地の身に依る無漏の律儀は、皆成就することを得ん。

餘の界と趣と處とは、地獄と北洲とを除いて、七善、皆現行及び成就に通ず。然れども差別有り。謂く、鬼と傍生とは、律儀を離れたる處中の業道のみ有り。若し色界に於ては、唯律儀のみ有り。三洲と欲の天とは、皆二種を具す。

不善と善との業道所得の果は云何。

經に曰はく、

皆能く異熟と、等流と増上との果を招く

此は他をして苦を受け、命を斷じ威を壞せしむるが故に

論じて曰はく、且く先づ十惡業道の、各三果を招くことを分別せん。

其三とは何ん。

異熟と等流と増上と、別なるが故なり。謂く、十種に於て若は習し、若は修し、若は多く所作し、此力に由るが故に、那落迦に生ずるは、是れ異熟果なり。

彼より出で已りて、此間に來生し、人の同分の中に等流果を受く。謂く、殺生者は壽量

短促なり。不與取の者は資財乏匱す。欲邪行の者は、妻貞良ならず。虛誑語の者は多く誹

【乖謬】和穆に乖反するの意、即ち不和の義。
【彼品】邪見の意

【資生の具】生活必具の物的資料。

【磽确】石磧多くして田地の堅きことを言ふ。

【彼の】彼の地獄の意。
【二果】異熟、等流を言ふ。
【眷屬】加行の意

謗に遭ふ。離間語の者は親友乖謬す。蠱惡語の者は恆に惡聲を聞く。雜穢語の者は言威肅ならず。貪の者は貪盛なり。瞋の者は瞋増す。邪見の者は癡を増す。彼品は癡の増なるが故に。是を業道の等流果の別と名く。

人中短壽なるも亦善業の果なり。如何が是を殺の等流と説くべき。

人壽即ち殺業の果なりとは言はず。但殺に由りて人の壽量短しと言ふのみ。應に知るべし、殺業は人の命根の爲に障礙の因と作りて、久しく住せざらしむるを。

此十所得の増上果とは、謂く、外の所有する諸の資生の具は殺生に由るが故に、光澤鮮少なり。不與取の故に、多く霜雹に遭ふ。欲邪行の故に、諸の塵埃多し。虚誑語の故に、諸の臭穢多し、離間語の故に、所居險曲なり、蠱惡語の故に、田に荆棘多く、磽确鹹鹵にして、稼穡に宜しからず。雜穢語の故に、時候變改す。貪の故に果少く、瞋の故に果辣し、邪見に由るが故に、果少く或は無し。是を業道の増上果の別と名く。

一の殺生、業に那落迦の異熟果を感じ已りて、復人趣の壽量果をも短促ならしむと爲んや、更に餘有りと爲んや。

有餘師言はく「即ち一の殺業、先づ彼の異熟を感じ、後に此等流を感ず」と。

有餘は復言はく「二果は因別なり。先は、謂く加行なり。後は、謂く根本なり。復總じて一の殺生の言を説くと雖も、實には通じて根本と眷屬とを收むるなり」と。

此中に説く所の等流果の言は、異熟及び増上の果を越ゆるに非ず。少しく相似るに據り

て、假に等流と説くのみ。

此十は、何に緣りてか、各三果を招く。

且く、初の殺業は他を殺す位に於て、他をして苦を受け命を斷じ、威を失せしむればなり。謂く、殺生の時、他をして苦を受けしむるが故に、地獄に墮して苦の異熟果を受く。

他の命を斷ずるが故に、人中に來生して命を受くこと短促なるを、等流果と爲す。他の威を壞するが故に、諸の外物の、光澤を鮮少ならしむることを感ずるを、増上果と爲す。餘の惡業道は、理の如く應に思ふべし。

此に由りて、應に善業道の三果を准知すべし。謂く、離殺等を、若は習し、若は修し、若は多く所作し、此力に由るが故に、天の中に生れて、異熟果を受く。彼より没し已りて、此間に來生し、人の同分の中に等流果を受く。謂く、離殺者は壽命長きことを得。

餘は上に相違して、理の如く應に説くべし。

【彼】 天上界を指す。

【威を壞す】 煖氣と活動との源動力たる精氣を損消するの意。

【契】 次に附論として邪命を明す。

【契經】 雜阿含二十八。

又契經に説かく、「八邪支の中にて、色業を分ちて三と爲す。謂く、邪語業命なり」と。

邪語業を離れて、邪命は是れ何ん。

彼を離れては無しと雖も、而も別に説く、頌に曰はく、

貪より生ずる身語業は、邪命なり、除き難きが故に

命の資貪より生ずと執するは、經に違するが故に非理なり

【戒蘊經】長阿含第十四、梵動經。

【四三】第四に業と果との一般關係論就中初に有無漏二業と五果に就いて明す。

論じて曰はく、瞋癡より生ずる所の語と身との二業を、次の如く、名けて邪語邪業と爲す。食より生ずる所の身語二業は、除き難きを以ての故に、別して邪命と立つ。謂く、食は諸の有情の心を奪ひ、彼の起す所の業は、禁護すべきこと難し。正命に於て殷重に修せしめんが爲の故に、佛は前と離して、別に説いて一と爲せるのみ。有る劍に比ふが如し。

俗は邪見除き難し、恆に異見を執するに由る道は邪命護り難し、資具の他に屬するに由る

有餘師は執すらく、「命の資具のみを緣する貪欲より生ずる所の身語二業を、方に邪命と名く。餘の貪より生ずるものには非ず。所以は何ん。白らの戲樂の爲に歌舞等を作すは、命を資くるに非ざるが故に」と。

此は經に違するが故に、理定んで然らず。戒蘊經の中に、象の鬪を觀る等も、世尊は亦立てて邪命の中に在けり。邪に外境を受け、虚しく命を延ぶるが故に。正語、業、命は、此に翻じて應に知るべし。

(四三)まへにい、前に言ふ所の如く、果に五種有り。此中にて、何の業に幾の果有りや。頌に曰はく、

斷道の有漏業は、具足して五果有り

無漏業には四有り、謂く唯異熟を除く

餘の有漏の善惡も、亦四なり、離繫を除く

餘の無漏と無記とは、三なり、前に除く所を除く

論じて曰はく、道の能く斷を證し、及び能く惑を斷するに、斷道の名を得。即ち無間道なり。

此道に二種有り。謂く、有漏と無漏となり。

有漏道の業には、具に五果有り。異熟果は、謂く、自地の中の斷道が招く所の可愛の異

熟なり。等流果は、謂く、自地の中の後の等、若は増の諸の相似法なり。離繫果は、謂

く、此道の力が惑を斷じて、證する所の擇滅無爲なり。士用果は、謂く、道の牽く所の俱

有に解脱と所修と、及び斷となり。増上果は、謂く、自性を離れて餘の有爲法なり。唯前

生を除く。

即ち斷道の中の無漏道の業は、唯四果有り。謂く、異熟を除く。

餘の有漏の善及び不善業も、亦四果有り。謂く、離繫を除く。前の斷道に異なるが故に、

説いて餘と爲す。次後の「餘の」言も、此に例して應に釋すべし。謂く、餘の無漏及び無記

の業は、唯三果のみ有り。「前に除く所を除く」とは、前に除く所の異熟、及び離繫を除くを

謂ふ。

【四】次に三性業と三性法との因果關係を明す。
【異門】一法を種種の見方より名くること。

【中】善と無記との中間の意。

【有身見】薩迦耶見とも言ひ、個身實有論を言ふ。
【品】有身邊執の二見相應の心所と相應の四相を言ふ。

(四四)にて、已に總じて諸業に果有ることを分別せり。次に異門の業に果有る相を辯ぜん。中に於て、先善等の三業を辯ぜん。
頌に曰はく、

善等を善等に於するに、初は四と二と三と有り
中は二と三と四と有り、後は二と三と三との果あり

論じて曰はく、最後に説く所の「皆次の如く」の言は、所應に隨つて前門の義に遍ずることを顯す。

且く善、不善の無記の三業を、一一に因と爲して、其次第の如く善、不善、無記の三法に對して、果の數有ることを辯ぜん。後は例して應に知るべし。

謂く、初の善業は善法を以て四果と爲す。異熟を除く。不善を以て二果と爲す。謂く、士用及び増上なり。無記を以て三果と爲す。等流及び離繫を除く。

中の不善業は、善法を以て二果と爲す。謂く、士用及び増上なり。不善を以て三果と爲す。異熟及び離繫を除く。無記を以て四果と爲す。離繫を除く。

等流は云何。
謂く、遍行の不善及び見苦所斷の餘の不善業は、有身見と邊執見との品の、諸の無記法を以て等流と爲すが故なり。

後の無記業は、善法を以て二果と爲す。謂く、士用及び増上なり。不善を以て三果と爲す。

す。異熟及び離繫を除く。

等流は云何。

謂く、有身見、邊執見の品の、諸の無記業は、諸の不善を以て等流と爲すが故なり。無記を以て三果と爲す。異熟及び離繫を除く。

【四九】次に三世の業と法との因果關係を明す。

（四九下）巴に三性を辯ぜり。當に三世を辯ずべし。頌に曰はく、

過に三に於て各四なり、現の未に於けるも亦爾なり

現の現に於けるは二果なり、未は未に於て果三なり

論じて曰はく、過去、現在、未來の三業が、一に因と爲りて、其所應の如く、過去等を以て、果と爲すことの別とは、謂く、過去の業は、三世の法を以て、各四果と爲す。唯離繫を除く。

現在の業は、未來を以て四果と爲す。前に説くが如し。現在を以て二果と爲す。謂く、士用及び増上なり。未來の業は未來を以て三果と爲す。等流及び離繫を除く。

後の業に前の果有りと説かざるは、前の法は、定んで後の業の果に非ざるが故に。

【四六】次に諸地の業と法との因果關係を明す。

（四六下）巴に三世を辯ぜり。當に諸地を辯ずべし

頌に曰はく、

同地には四果有り、異地には二或は三なり

論じて曰はく、諸地の中に於て、随つて何の地の業も、同地の法を以て四果と爲す、離

繫を除く。

若し是れ有漏ならば、異地の法を以て二果と爲す。謂く、士用と及び増上となり。

若し是れ無漏ならば、異地の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。界に墮せ

ざるが故に等流を遮せず。

【七】次に三學業

と三學法との因果關係を明す。

已に諸地を辯ぜり。當に學等を辯ずべし。

頌に曰はく、

學は三に於て各三なり、無學は一と三と二となり

非學非無學は、二と二と五との果有り

論じて曰はく、學、無學、非學非無學の三業は、一一因と爲りて、其次第の如く、各

三法を以て果と爲す。別ありとは、謂く、學の業は、學法を以て三果と爲す。異熟及び離

繫を除く。無學法を以て三と爲すことも、亦爾なり。非二を以て三果と爲す。異熟及び

等流を除く。無學の業は、學法を以て一果と爲す。謂く、増上なり。無學を以て三果と爲

す。異熟及び離繫を除く。非二を以て二果と爲す。謂く、士用及び増上なり。

【非二】非學、非無學法の謂にして一切有爲法と三無爲法。

【四八】次に三斷業と三斷法との因果關係を明す。

非二の業は、學法を以て二果と爲す。謂く、士用及び増上なり。無學法を以て二と爲すことも亦爾なり。非二を以て五果と爲す。

已に學等を辯ぜり。當に見所斷等を辯ずべし。

頌に曰はく、

見所斷の業等は、一一各三に於てするに

初は三と四と一と有り、中は二と四と三との果なり

後は一と二と四と有り、皆次の如く應に知るべし

論じて曰はく、見所斷と修所斷と非所斷との三業、一一に因と爲りて、其次第の如く、

各三法を以て果と爲す。

別ありとは、初の見所斷の業は、見所斷の法を以て三果と爲す。異熟及び離繫を除く。

修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。非所斷の法を以て一果と爲す。謂く、増上なり。

中の修所斷の業は、見所斷の法を以て二果と爲す。謂く、士用及び増上なり。

修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。非所斷の法を以て三果と爲す。異熟及び等流

を除く。

後の非所斷の業は、見所斷の法を以て一果と爲す。謂く、増上なり。修所斷の法を以て

【中】三種（見修非）所斷の中間の意。

【四九】第五に論所説の諸業を辯ず。就中初に應作等の三業の相を明す。

【不應作】非理作とも譯し、不合理の作業の意。

【應作】如理作即ち合理的作業。

二果と爲す。謂く、士用及び増上なり。非所斷の法を以て四果と爲す。異熟を除く。「皆次の如く」とは、其所應に隨つて上の諸門に遍す。略法應に爾るべし。

諸業を辯ずるに因みて、應に復問うて言ふべし。本論の中に説く所の三業、謂く、應作業と不應作業と及び非應作非不應作業との如き、其相云何。

頌に曰はく、

染の業は不應作なり、有が説かく亦軌を壞するなりと

應作業は此に翻じ、俱に相違せるは第三なり

論じて曰はく、有が説かく、「染業を不應作と名く、非理の作意より生ずる所なるを以てなり」と。

有餘師は言はく、「諸の軌則を壞る身語業も、亦不應作なり。謂く、諸所有の、應に是の如く行すべく、應に是く如く住すべく、應に是の如く説くべく、應に是く如く普衣すべく、應に是の如く食すべき等の、若し是の如くならざるを不應作と名く。彼は世俗の禮儀に合はざるに由りてなり」と。

此と相翻するを、應作業と名く。

有が説かく、「善業を名けて應作と爲す。如理の作意より生ずる所なるを以てなり」と。

有餘師は言はく、「諸の軌則に合する身語意の業をも亦應作と名く」と。俱に前の二に違

【五】次に引業と満業及び其業相を明す。

するを、名けて第三と爲す。其所應に随つて二説の差別あり。

一業に由りて但一生を引くと爲んや、多生を引くと爲んや。又一生は但一業の引くと
ろと爲んや、多業の引くところと爲んや。

頌に曰はく、

一業に一生を引く、多業は能く圓滿す

論じて曰はく、我宗とする所に依りては、應に是説を作すべし、但一業に由りて唯一生
を引くしと。

此「一生」の言は、一の同分を顯す。同分を得するを以て、方に説いて生と名くるなり。

【尊者無減】(Anuruddha)阿尼婁駄と音譯し、佛の從弟にして又佛弟子。

若し爾らば、何に緣りてか尊者無減は自ら言へるや、「我憶ふに、昔一時に於て、殊勝の
福田に於て、一び食を施せる異熟として、便ち七返三十三天に生じ、七び人中に生じて轉
輪聖帝と爲り、最後に大釋迦の家に生在して珍財を豐足し、多く快樂を受くることを得た
り」と。

【彼】無減尊者を指す。

彼は一業に由りて一生の中の大貴多財と及び宿生の智を感じ、斯に乗じて更に餘の生
を感じる福を造り、是の如く展轉して最後の身に至り、富貴の家に生れて究竟の果を得せ
るなり。初の力に由ることを顯さんための故に、是言を作さく、「譬へば人有りて一の金錢
を持し、展轉貿易して千の金錢を得、是の如きの言を唱ふるが如し、我本一の金錢有りし

【分分の差別】 子
は子、足は足と身
體の各部が切れ切
れになる意。
【二色】 引業の喩
從て衆彩は滴業に
喩ふ。
【人身】 人の衆同
分の意。

【俱有なる者】 其
業相應の諸の心所
及び生等の四相。
【是の如き等】 此
項、有漏法と引滿
二業との關係。

【二無心定】 無想
滅盡の二定。

に由るが故に、大富業を獲たり」と。

復有が説かく、「彼は昔時に於て、一び食を施すを依と爲して、多くの勝れたる思願を起し、天上を感ずること有り、人中を感ずること有りて、刹那同じからざれば、熟に先後有るなり。故に一業は能く多生を引くには非ず。亦一生は多業の所引なることも無し。衆同分に分分の差別あること勿れ」と。

但一業は一同分を引くと雖も、後の圓滿は、多業に由ると許す。譬へば畫師の先づ、一色を以て其形狀を圖し、後に衆彩を填するが如し。是故に同じく人身を稟くること有りと雖も、其中に於て支體、諸根、形量、色力の莊嚴を具するも有り。或は前に於て缺減多き者も有るなり。

唯業力のみ能く生を引滿するには非ず。一切の不善と善との有漏法に異熟有るが故に、皆引滿しうべきも、業は勝るるを以ての故に、但業の名を標するなり。

然も其中に於て業と俱有なる者は、能く引き能く滿す。業の勝れたるに隨ふが故に。若し業と俱有を爲さざる者は、能く滿すも引に非ず。勢力劣なるが故に。

是の如き二種は、其體是れ何ん。
頌に曰はく、

二無心定と得とは、引く能はず、餘は通ず

論じて曰はく、二無心定は、異熟有りと雖も、勢力の衆同分を引くべきもの無し。諸

の業と、俱行に非ざるを以ての故に。
得も亦業同分を引くに力無し。諸の業と、一果に非ざるを以ての故に。
所餘の一切は、皆引と滿とに通ず。

【五二】次に三障を明す。就中其體相を述ぶ。

薄伽梵は説かく、「一重障に三有り。謂く、業障と煩惱障と根熟障となり。」と是の如き三障は其體是れ何ん。

頌に曰はく、

三障とは無間業と、及び數行の煩惱と

并に一切の惡趣と、北洲と無想天となり

論じて曰はく、無間業と言ふは、謂く、五無間業なり。

其五とは何ん。

一には母を害し、二には父を害し、三には阿闍漢を害し、四には和合俗を破し、五には惡心もて佛身より血を出す。是の如きの五種を、名けて業障と爲す。

煩惱に二有り。一には數行、謂く、忤に起る煩惱なり。二には猛利、謂く、上品の煩惱

なり。應に知るべし、此中にて唯數行の者をのみ煩惱障と名く、屢擾等の如し。煩惱の敬行するは伏除すべきこと難きが故に、説いて障と爲すなり。

上品の煩惱は、復猛利なりと雖も、忤に起るに非ざるが故に、伏除すべきこと易し。下

【上品の煩惱】勢力猛烈なる煩惱の謂。

【伏除】伏は七方便にて伏すの意、除は見道にて除する意。

【第八有】欲界生、善生、善の第八生に感ずる有身。

【處】業道を言ふ

【第二主】業障の人は地獄、煩惱障の人は畜趣、天生とす。

【前】煩惱障、

品の中に於て、數行の煩惱は猛利に非ホと雖も、而も伏除し難し。彼恆に行じて、便を得ること難きに由るが故に。謂く、下品を縁と爲すに従りて中を生じ、中品を縁と爲して復上品を生じ、伏除の道をして生ずるを得るに便無からしむるなり。故に煩惱の中に、品の上下に隨ひ但數行の者のみを煩惱障と名く。

全の三惡趣と人趣の北洲と及び無想天とを、異熟障と名く。此は何の法をか障ふる。

謂く、聖道を障へ、及び聖道の加行の善根を障ふ。

又業障の中にも、理としては亦應に餘の決定業を説くべきなり。餘の一切の、定んで惡趣、卵生、濕生及び女人の身、第八有等を感ずるものを謂ふ。

然るに、若し業の五の因縁に由りて、見易く知り易きもの有れば、此中に屬に説く。謂く、處、趣、生、果、及び補特伽羅なり。諸の業の中に於て、唯五無間のみ。此五種を具して、且易く知り易きも、餘の業は然らず。故に此には説かず。

餘の障の廣立も、應の如く當に知るべし。

此三障の中にて、煩惱と業との二障は皆重し。此を有する者は、第二生の内に亦治すべからざるを以てなり。

毘沙門は、是の如きの釋と作さく、「前は能く後を引くに由るが故に、後は前よりも輕

此無間の名は、何なる義に曰くと爲んや。

異熟果決定して、更に餘業、餘生の能く間隔を爲すこと無きに約す。故に此は唯無間隔の義に名くるなり。

或は此業を造る補特伽羅の、此より命終するときは、定んで地獄の中に墮して、間隔無きが故に無間と名く。彼は無間を有すれば、無間の名を得。無間の法と合するが故に、無間と名く。沙門と合するが故に、沙門と名くるが如し。

三障は、應に何の越の中に有りしと知るべき。

【三障等】此項、三障と界趣とを明す。

經に曰はく、

三洲には無間有り、餘の扇搦等には非ず

恩少く羞恥少ければなり、餘の障は五趣に通ず

論じて曰はく、且く無間業は曠人の三洲にあり。北俱盧と餘の蓮と餘の界とに非ず。三洲の内に於ても、唯女と及び男とのみ無間業を作る。扇搦等には非ず。

所以は何ん。

【前に】本論第十卷初部を指す。

即ち前に説く所の、彼に斷善と不律儀無しとの因は、即ち是れ此中に逆無き所以なり。

又彼の父母及び彼の己身に、次の如く恩少く、羞恥少きが故なり。謂く、彼の父母は、彼に於て恩少し。彼の缺身の増上縁たるが故に。又彼に於て、愛念少きに由るが故に。彼も父母に於て慚愧の心微なり。現前の増上の慚愧の、壞するが故に、無間の罪に觸すと言

【缺身】不具を言ふ。

【大徳】論師の名
 【聰慧の馬】婆沙
 論百十九卷所説の
 聰賢なる馬。母の
 牝馬と知らずして
 交尾し、後之を知
 り男根を斷ちて死
 すと言ふ。

ふべき無きを以てなり。

此に由りて、已に鬼及び傍生は、母等を害すと雖も、而も無間に非ざるを釋せり。

然るに大徳は説かく、「若し覺分明ならば亦無間を成ず。聰慧の馬の如し」と。

若し人有り、非人の父母を害すとも、逆罪を成ぜず。心と境と、劣なるが故に、

已に業障は唯人の三洲なることを辯ぜり。

餘の障は、應に知るべし、五趣に皆有り。然れども人趣に於ては、唯北俱盧のみなり。

天趣の中に在りては、唯無想處なり。

阿毘達磨俱舍論卷第十七

昭和六年十一月五日印刷
昭和六年十一月十日發行

昭和國譯大藏經論律部
第一卷

編纂者

新譯國譯大藏經編輯部
代表者 三井 晶 史

發行者

東京市神田區一ツ橋通町二番地
株式會社 東方書院
代表者 三井 晶 史

印刷者

東京市神田區表神保町十番地
同興會
代表者 井波 康 三 郎

不許複製

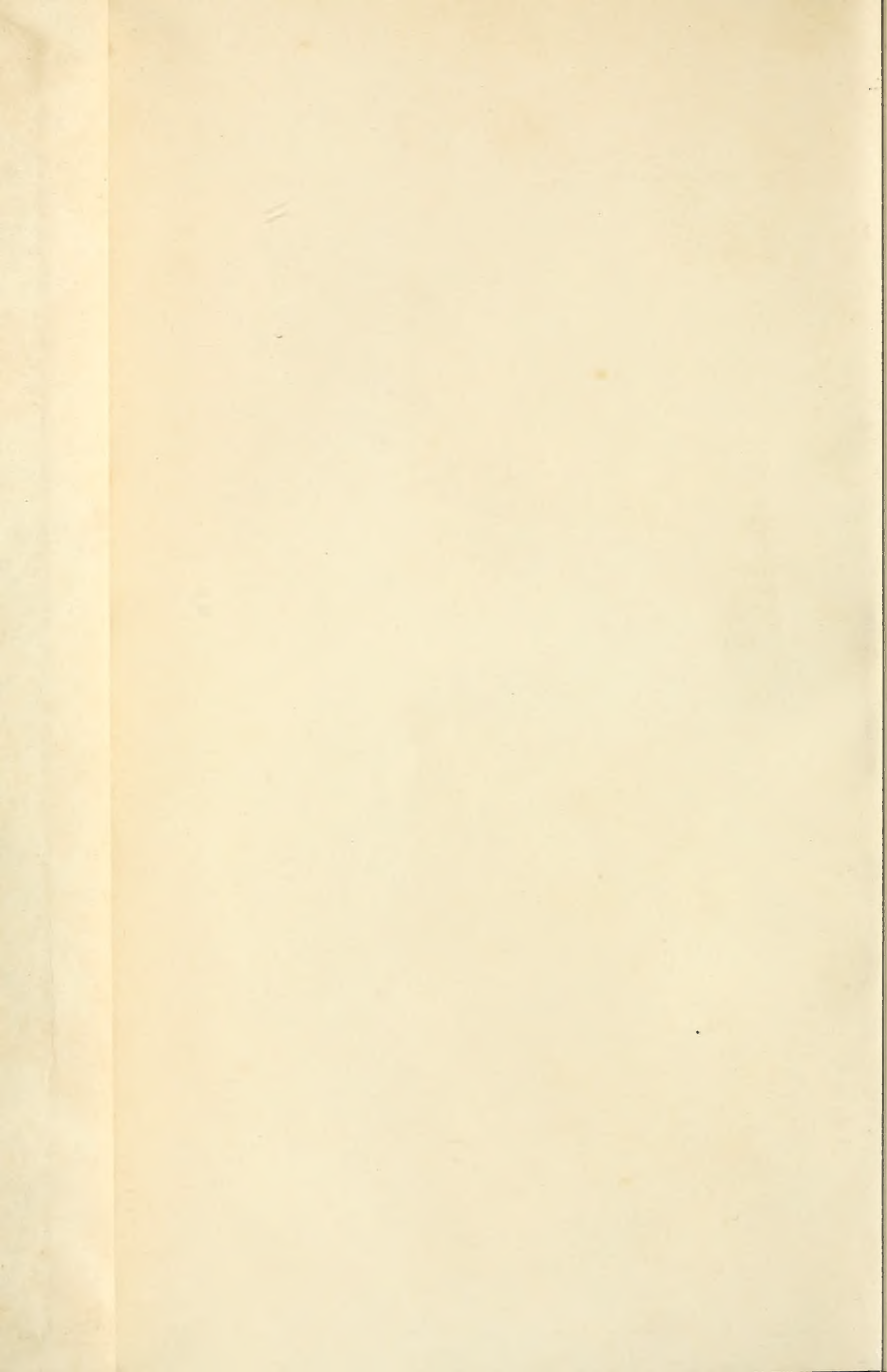
發行所

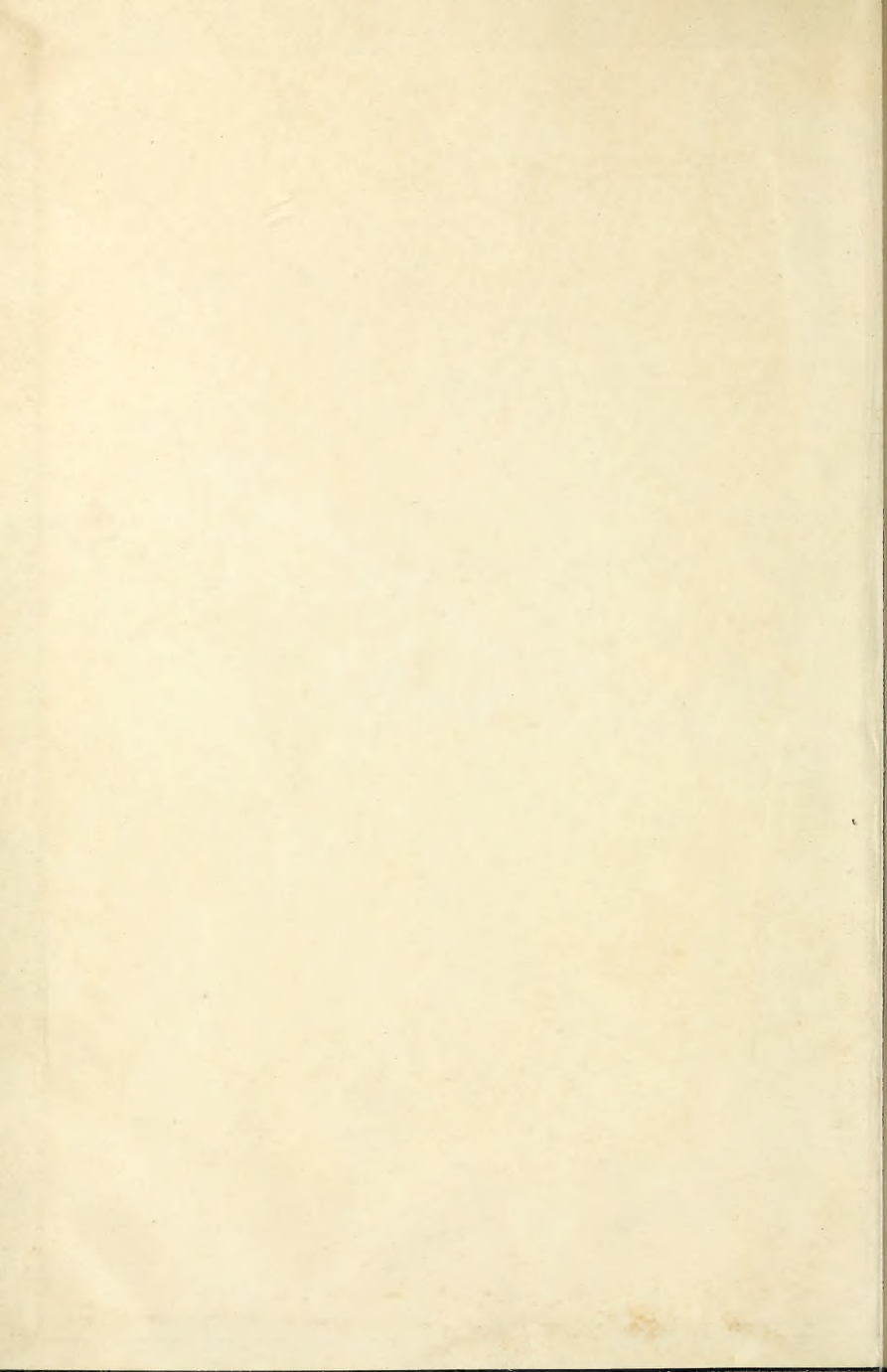
東京市神田區
一ツ橋通町二

株式會社

東方書院

電話九段三八四二
振替東京六八六一一





EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03023 4033